

# 法住寺殿跡

平安京跡研究調査報告

第13輯

財團法人 古代學協會

昭和59年



W10土壤出土錐形

卷頭図版II



上：W10土壤出土錫形(部分) 下：W10土壤錫形出土状態



W10土壤遺物出土状態



上：W10土壤出土漆繪 下：W10土壤出土甲冑金物

## 序 文

永延二年(988)に藤原為光によって法住寺が建立されたこの地には、平安時代後期に至って後白河法皇の院の御所である法住寺殿が営まれた。この法住寺殿は、寿永二年(1183)、源義仲による、いわゆる『法住寺合戦』によって炎上した。以後再建されたものの次第に規模も縮小され、歴史にその姿を現わさなくなつた。

今回の調査では、法住寺殿が華々しく栄えそして焼き打ちにより消滅したその時期の、鎧や武具を埋納した土壙が発見された。この鎧の持主が誰であったのか断定するのは難しいが、遠く800年の過去に思いを馳せ、公家や武家の姿を想いうかべさせたことであった。この時期の鎧・武具類の発掘資料は皆無に等しく、調査・整理は難渋を極めたが、考古学的な方法によって資料を呈示し得たことは、斯界にいささかなりとも貢献できたものと考えている。

また、出土した多種多量の瓦は、法住寺殿の規模・沿革を知る上で大きな手がかりとなるべきものであろう。

発掘調査終了から5年の歳月が過ぎたが、ここにようやく報告書の刊行をみるに至った。この期間中、各方面から寄せられた援助の数々に対して心から謝意を表する次第である。

昭和59年2月

(財)古代學協會専務理事  
平安博物館館長

角田文衛

## 目 次

### 卷頭図版

序 文	i
目 次	iii
例 言	xii
はじめに	1
<b>第1章 調査の経過と遺構・遺物</b>	3
第1節 試掘調査と調査区の設定	3
第2節 各区検出の遺構	5
第3節 井戸とその出土遺物	11
<b>第2章 出土した瓦・磚類の分類と考察</b>	38
第1節 出土瓦の概観	38
第2節 I類(播磨産)の瓦	39
第3節 II類(讃岐産)の瓦	49
第4節 III類(中央官衙系)の瓦	53
第5節 IV類(南部系)の瓦	63
第6節 V類の瓦	72
第7節 叩き文様・ヘラ記号・刻印	79
第8節 鬼瓦・磚	83
第9節 近世の瓦	87
<b>第3章 平安時代の甲冑・武具を出土した土壤 —W10土壤—</b>	92
第1節 土壤の調査と層序	92
第2節 土壤出土の遺物とその出土状態	95
第3節 若干の考察	130
付節1 雲龍文象嵌鐵形の保存処理・ 材質分析とその製作技法について……西山要一	144
付節2 雲龍文銀形の象嵌技法について……中野政樹	150
<b>第4章 法住寺殿についての文献学的考察</b>	152
第1節 はじめに	152
第2節 為光創建の法住寺	152
第3節 院御所法住寺殿の創始	154
第4節 法住寺殿の分類	156
第5節 法住寺新造御所	156

第6節 南殿の展開	158
第7節 朝親行幸図にみる南殿	159
第8節 七条殿の拡張	161
第9節 南殿の修築と諸堂	162
第10節 義仲による法住寺殿襲撃事件	164
第11節 法住寺殿の再建	167
第12節 鎌倉期以降の法住寺殿	168
付. 法住寺・法住寺殿年表	178
おわりに	189
図版	

## 図版目次

卷頭図版 I	W10土壤出土銀形	図版第17	W 8 井戸凝灰岩地覆石検出状態
卷頭図版 II	上: W10土壤出土銀形(部分) 下: W10土壤銀形出土状態	図版第18	上: I 13井戸 下: 同常滑臺出土状態
卷頭図版 III	W10土壤遺物出土状態	図版第19	上: G 25井戸 下: 同鬼瓦出土状態
卷頭図版 IV	上: W10土壤出土蔵絵 下: W10土壤出土甲冑金物	図版第20	上: G 3井戸 下: G 3井戸とG 2井戸
図版第 1	発掘調査地航空写真	図版第21	G 2井戸
図版第 2	上: 発掘調査前全景 下: 完掘後全景	図版第22	G 25井戸出土常滑臺
図版第 3	上: N区試掘坑 下: A区試掘坑	図版第23	I 頬軒丸瓦(1)
図版第 4	上: Q区試掘坑 下: C区試掘坑	図版第24	I 頬軒丸瓦(2)
図版第 5	左: G区試掘坑 右: Y区試掘坑	図版第25	I 頬丸瓦
図版第 6	上: 完掘後全景 下: I, J, Q, P, W, X区 全景	図版第26	I 頬軒平瓦(1)
		図版第27	I 頬軒平瓦(2)
図版第 7	C, I区全景	図版第28	I 頬軒平瓦(3)
図版第 8	上: B, H区全景 下: A, G区全景	図版第29	I 頬平瓦
図版第 9	左: N, O区全景 右: G, H区南半	図版第30	II 頬軒平瓦・平瓦
図版第 10	上: W 8溝 下: I 12炉	図版第31	II 頬軒丸瓦(1)
図版第 11	上: C 22炉 下: 同細部	図版第32	II 頬軒丸瓦(2)
図版第 12	上: N区L形塙とN 22井戸 下: C区壁群	図版第33	II 頬軒平瓦(1)
図版第 13	G - N区溝	図版第34	II 頬軒平瓦(2)
図版第 14	W - X区柱列	図版第35	II 頬軒平瓦(3)
図版第 15	Y区瓦積造構	図版第36	II 頬軒平瓦(3)
図版第 16	C 18井戸 上: 木枠検出状態 下: 完掘後	図版第37	II 頬軒平瓦(4)
		図版第38	II 頬軒平瓦(5)
		図版第39	II 頬軒平瓦(6)
		図版第40	II 頬軒平瓦(7)
		図版第41	II 頬軒平瓦(8)
		図版第42	II 頬軒平瓦(9)
		図版第43	II 頬平瓦
		図版第44	IV 頬軒丸瓦
		図版第45	IV 頬軒平瓦

図版第46	IV類平瓦(1)	図版第72	鎧 I
図版第47	IV類平瓦(2)		上：長側・後草摺
図版第48	V類軒丸瓦(1)		下：長側・左草摺
図版第49	V類軒丸瓦(2)	図版第73	鎧 I
図版第50	V類軒平瓦(1)		上：大袖(1) 下：大袖(2)
図版第51	V類軒平瓦(2)	図版第74	鎧 I
図版第52	V類丸瓦・平瓦		上：脇楯臺板側面
図版第53	瓦のタタキ文様(1)		下：脇楯草摺(部分)
図版第54	瓦のタタキ文様(2)	図版第75	鎧 I
図版第55	ヘラ記号・刻印		上：脇楯草摺(部分)
図版第56	鬼瓦(1)		下：脇楯草摺札尻
図版第57	鬼瓦(2)	図版第76	鎧 I
図版第58	鬼瓦(3)		上：後立拳 下：梅小札
図版第59	碑	図版第77	鎧 I
図版第60	近世の瓦(1)		上：大袖小札(1)
図版第61	近世の瓦(2)		下：大袖小札(2)
図版第62	近世の瓦(3)	図版第78	鎧 I
図版第63	法住寺殿周辺図(法住寺蔵『開院内裏京城図』より)		上：大袖小札(3) 下：長側耳札
図版第64	法住寺殿(1) 西四足門・西中門・西回廊・西対南側(『年中行事絵巻』朝観行幸)	図版第79	鎧 I 脇楯臺板
		図版第80	鎧 I 脇楯臺板(部分)・縁角付鎧座
図版第65	法住寺殿(2) 寂殿・東西透波殿・南庭・南池(『年中行事絵巻』朝観行幸)	図版第81	鎧 II
			上：全体 下：長側・後草摺
図版第66	上：法住寺大門 下：後白河天皇法住寺詣	図版第83	鎧 II 裕
図版第67	W10土壤・溝状追構全景 上：検出時	図版第84	鎧 II
		図版第85	上：後草摺 下：前草摺
図版第68	上：南壁W10土壤部分土層断面 下：W10土壤全景	図版第86	鎧 II
			上：前草摺小札 下：梅小札
図版第69	W10土壤遺物出土状態(1)	図版第87	鎧 III 裕・鍔形
図版第70	W10土壤遺物出土状態(2)	図版第88	鎧 III
図版第71	鎧 I 上：裕 下：脇	図版第89	上：脇楯 下：長側・後草摺
			鎧 III 左草摺

図版第90	鎧Ⅲ脇板	図版第110	金具廻り・金物類
図版第91	鎧Ⅲ 上：長側 下：後草摺小札	図版第111	鉄札・眉庇状鉄製品
図版第92	鎧Ⅲ小札	図版第112	弓矢出土状態
図版第93	鎧Ⅲ鎌形	図版第113	北西部弓矢出土状態(部分)
図版第94	鎧Ⅲ鎌形文様	図版第114	弓矢出土状態
図版第95	鎧Ⅲ鎌形文様(部分)	図版第115	鎧
図版第96	鎧Ⅲ鎌形文様(部分および細部)	図版第116	上：北東部鎧 下：南西部矢(部分)
図版第97	鎧Ⅳ棘	図版第117	南西部矢(部分)
図版第98	鎧Ⅳ 上：長側・後草摺 下：左草摺	図版第118	鉄鐵群
図版第99	鎧Ⅳ小札	図版第119	弓矢
図版第100	鎧Ⅳ小札	図版第120	轡
図版第101	鎧Ⅳ左草摺小札	図版第121	轡
図版第102	鎧Ⅳ縦角付腰座	図版第122	轡(部分)
図版第103	鎧Ⅴ棘	図版第123	鞍
図版第104	上：草摺 下：金交ぜ札板	図版第124	上：不明漆製品出土状態 下：釘・不明鉄製品
図版第105	上：金交ぜ鈴 下：栴檀板(1)	図版第125	栴檀
図版第106	上：栴檀板(2) 下：鳩尾板・杏葉出土状態	図版第126	栴檀顕微鏡写真
図版第107	鳩尾板・杏葉および細部	図版第127	鎌形象嵌の分析(1) (雲龍文・平面)
図版第108	大 袖(1)・(2)	図版第128	鎌形象嵌の分析(2) (龍文鎌金眉・断面)
図版第109	上：胸板出土状態 下：眉庇状鉄製品出土状態		

## 挿 図 目 次

第1図 発掘調査地位図	1	第33図 G 25井戸出土遺物(1)	26
第2図 調査地周辺地形図	別添	第34図 G 25井戸出土遺物(2)	27
第3図 調査区設定図	4	第35図 G 25井戸出土遺物(3)	28
第4図 試掘調査トレンチ図	5	第36図 I 13井戸実測図	29
第5図 発掘区土層位置図	6	第37図 I 13井戸出土遺物(1)	30
第6図 調査地土層図(1)	別添	第38図 I 13井戸出土遺物(2)	31
第7図 調査地土層図(2)	別添	第39図 I 13井戸出土遺物(3)	32
第8図 C, I, J区実測図	別添	第40図 N 22井戸実測図	33
第9図 P, Q, W, X, Y区実測図	別添	第41図 N 22井戸出土遺物	33
第10図 A, B, G, H区実測図	別添	第42図 W 8井戸実測図	34
第11図 N, O区実測図	8	第43図 W 8井戸出土遺物(1)	34
第12図 C区疊群実測図	9	第44図 W 8井戸出土遺物(2)	35
第13図 C区製鉄造構実測図	10	第45図 W 8井戸出土遺物(3)	36
第14図 W-X区柱列実測図	11	第46図 W 8井戸出土遺物(4)	36
第15図 Y区瓦積造構実測図	12	第47図 W 8井戸出土遺物(5)	37
第16図 C 18井戸実測図	13	第48図 I 類軒丸瓦(1)	40
第17図 C 18井戸側板実測図(1)	14	第49図 I 類軒丸瓦(2)	41
第18図 C 18井戸側板実測図(2)	14	第50図 I 類丸瓦	43
第19図 C 18井戸出土遺物	15	第51図 I 類軒平瓦(1)	44
第20図 G 2井戸実測図	16	第52図 I 類軒平瓦(2)	45
第21図 G 2井戸側板実測図	17	第53図 I 類軒平瓦(3)	46
第22図 G 2井戸桟木実測図	17	第54図 I 類軒平瓦(4)	47
第23図 G 2井戸出土遺物	17	第55図 I 類平瓦(1)	48
第24図 G 3井戸実測図	18	第56図 I 類平瓦(2)	50
第25図 G 3井戸出土遺物(1)	19	第57図 I 類平瓦(3)	51
第26図 G 3井戸出土遺物(2)	19	第58図 II 類軒平瓦・平瓦	52
第27図 G 3井戸出土遺物(3)	20	第59図 III 類軒丸瓦(1)	54
第28図 G 3井戸出土遺物(4)	21	第60図 III 類軒丸瓦(2)	55
第29図 G 3井戸出土遺物(5)	22	第61図 III 類丸瓦	57
第30図 G 3井戸出土遺物(6)	23	第62図 III 類軒平瓦(1)	58
第31図 G 3井戸出土遺物(7)	24	第63図 III 類軒平瓦(2)	59
第32図 G 25井戸実測図	25	第64図 III 類軒平瓦(3)	60

第65図	III類軒平瓦(4) ······	61	第 98 図	鍔 I 長側実測図 ······	99
第66図	III類軒平瓦(5) ······	62	第 99 図	鍔 I 大袖実測図 ······	101
第67図	III類平瓦(1) ······	64	第100図	鍔 I 総角付鍔座実測図 ······	101
第68図	III類平瓦(2) ······	65	第101図	鍔 I 小札・下鍔模式図 ······	102
第69図	IV類軒丸瓦 ······	66	第102図	鍔 II 位置図 ······	103
第70図	IV類丸瓦 ······	68	第103図	鍔 II 裏実測図 ······	103
第71図	IV類軒平瓦 ······	69	第104図	鍔 II 長側実測図 ······	103
第72図	IV類平瓦(1) ······	70	第105図	鍔 II 小札・下鍔模式図 ······	104
第73図	IV類平瓦(2) ······	71	第106図	鍔 II 長側鉄札配置図 ······	105
第74図	V類軒丸瓦(1) ······	73	第107図	鉄札実測図 ······	106
第75図	V類軒丸瓦(2) ······	74	第108図	鍔 III 位置図 ······	106
第76図	V類丸瓦 ······	75	第109図	鍔 III 裏実測図 ······	106
第77図	V類軒平瓦(1) ······	76	第110図	鍔形実測図 ······	別添
第78図	V類軒平瓦(2) ······	77	第111図	鍔 III 長側・脇橋実測図 ······	109
第79図	V類平瓦 ······	78	第112図	鍔 III 小札・下鍔模式図 ······	110
第80図	瓦のタキ文様(1) ······	80	第113図	鍔 IV 位置図 ······	111
第81図	瓦のタキ文様(2) ······	81	第114図	鍔 IV 裏実測図 ······	111
第82図	瓦のタキ文様(3) ······	82	第115図	鍔 IV その他実測図 ······	112
第83図	ヘラ記号・刻印 ······	83	第116図	鍔 IV 総角付鍔座実測図 ······	112
第84図	鬼 瓦(1) ······	84	第117図	鍔 IV 小札・下鍔模式図 ······	113
第85図	鬼 瓦(2) ······	85	第118図	鍔 V 位置図 ······	114
第86図	鬼 瓦(3) ······	86	第119図	鍔 V 裏実測図 ······	114
第87図	近世の瓦(1) ······	88	第120図	鍔 V 小札・下鍔模式図 ······	114
第88図	近世の瓦(2) ······	89	第121図	残余の鍔位置図 ······	115
第89図	W10土壤・W 8 溝平面図	93	第122図	栴檀板・鳩尾板・杏葉出土状態 実測図 ······	115
第90図	W10土壤付近南壁土層図	93	第123図	栴檀板拓影 ······	116
第91図	W10土壤造物出土状態実測図 ·····	別添	第124図	鳩尾板・杏葉実測図 ······	116
第92図	W10土壤造物集中部分 移設工程写真 ······	94	第125図	大袖実測図(1) ······	117
第93図	甲冑部分名称図 ······	96	第126図	大袖実測図(2) ······	117
第94図	鍔 I 位置図 ······	97	第127図	残余の鍔小札・下鍔模式図 ······	117
第95図	鍔 I 裏実測図 ······	97	第128図	胸板・眉庇状鉄製品実測図 ······	118
第96図	鍔 I 脇橋実測図 ······	97	第129図	八幡座・貯め金物実測図 ······	119
第97図	鍔 I 脇橋蓋板実測図 ······	99	第130図	紙状金物実測図 ······	119
			第131図	弓矢・馬具位置図 ······	120

第132図 弓矢・簾(北西部)実測図	120	第143図 小札一覧図	131
第133図 北西部出土鉄鎌実測図	121	第144図 鍔形推定復元図	132
第134図 弓矢(南西部)実測図	122	第145図 平安時代鍔形実測図	133
第135図 南西部出土鉄鎌群実測図	123	第146図 平安時代臺板比較図	134
第136図 帶実測図	124	第147図 絵巻物に見る鍔形・杏葉・簾・馬具	135
第137図 帶復元図	127	第148図 鍔形研出し前(部分)及びX線 透過写真	144
第138図 線付部分実測図	126	第149図 鍔形保存ケース	145
第139図 簾の管実測図・文様展開図	126	第150図 鍔形文様の点分析	147
第140図 鉄釘・不明鉄製品位置図	128	第151図 法住寺殿(南殿)復原図	161
第141図 鉄釘・不明鉄製品実測図	128		
第142図 土器類実測図	129		

## 例　　言

1. 本書は、平安博物館が、丸玉観光株式会社の委託を受けて実施したホテル新築敷地内の発掘調査報告書である。

2. 執筆分担は下記の通りである。

はじめに、第1章

寺 島 孝 一（平安博物館考古学第4研究室）

飯 島 武 次（駒沢大学文学部）

第2章 芝 野 康 之（平安博物館研究部嘱託）

第3章 片 岡 順（平安博物館考古学第2研究室）

植 山 茂（平安博物館第4研究室）

第3章付節1 西 山 要 一（元興寺文化財研究所保存科学  
研究室）

第3章付節2 中 野 政 樹（東京芸術大学美術学部）

第4章 體 谷 寿（平安博物館文献学研究室）

おわりに 寺 島 孝 一（前 出）

3. 造構・造物の写真撮影は調査参加者及び各章担当者が行ったが、現像・焼付については平安博物館技術室の水口 薫氏の協力を得た。

4. 実測図及びトレースは各章担当者が行ったが、下記の方々の助力を得た。

鈴木（旧姓丹原）由美子、嵯峨井（村山）ちぐさ、永井（渡辺）恵美子、板倉克美、小間 徹、植山（北川）裕子、小山清子、吉田たづ子、横田洋三、鈴柄俊夫、岡 佳子（敬称略）

5. 瓦については挿図と写真図版の造物番号を統一している。このため写真図版では、番号が必ずしも連続していない。

6. 本書の編集は寺島、片岡が行った。

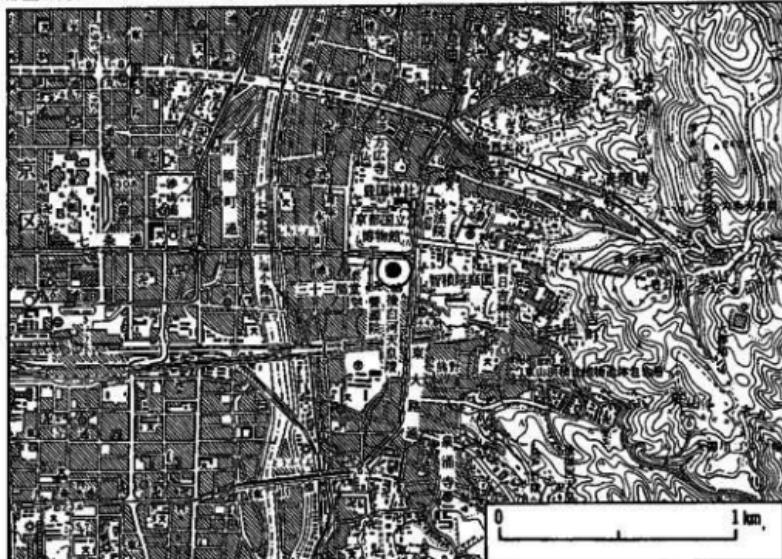
## はじめに

財團法人古代協会・平安博物館は、法住寺殿跡推定地の一部である京都市東山区三十三間堂通り644の2におけるホテル新築工事に伴う発掘調査の依頼を受けた。

調査地のすぐ北側には京都国立博物館、南には養源院・後白河天皇陵、東に智積院、西には三十三間堂がある。平安時代末期に法住寺殿が営まれたのは、この一帯で、特に今回の調査地は法住寺殿のなかでも中心的な存在であった南殿の跡地と推定されていた。

この地には、藤原為光が永延二年(988)に法住寺を建てて『日本紀略』、その後永暦二年(1161)ごろには後白河法皇の院の御所である法住寺殿の造宮がすんでいたものと思われる。法住寺殿は、寿永二年(1183)には源義仲による、いわゆる法住寺合戦によって焼失している。その後再建されたものの、この合戦による焼失を機に次第に法住寺殿の規模も縮少され、文献にもあらわれることが少くなっている。

今回の調査では、遺跡が平安時代末期の法住寺殿というきわめて重要な遺跡であることから、東洋航空事業株式会社に委託して、法住寺殿跡全域の地形測量を行い、千分の1の地形図を作成した(第2図(別添)はその地形図を縮少したものである。なお地図作成にあたっては、京都国立博物館八賀晋氏が作成中の平安京跡を中心とした1/1000地図と整合するよう調整を行っ



第1図 発掘調査地位図

た)。

この地形図によれば敷地西端で標高41m、中央部で42.5mと、調査対象地が比較的平坦なのに対し、すぐ北側に接する七条通では相当の傾斜が認められる。そして、44m、45mの等高線が敷地内で大きく東にまわり込み、南に接する葵源院敷地に入って、もとのラインに戻る様子を見せている。

また、敷地東側の東大路通り、西側の三十三間堂付近では、南北に走る等高線に大きな乱れは見られないことから、ある時期に大きな土木工事が行われた可能性があったことが想定できる。後述する試掘調査の結果、この大きく等高線の回り込んだ部分には近世の池があることが確認された。

法住寺殿の発掘調査は以下の組織で行った。このうち、発掘担当主任は当初近藤喬一がその任にあたったが、山口大学へ転出されたため、飯島武次が引きついだものである。

調査依頼者 丸玉観光株式会社取締役会長

木下彌三郎

丸玉観光株式会社代表取締役副社長

木下 右門

調査主体者 平安博物館館長 角田文衛

調査指導 福山 敏男(京都大学名誉教授)

杉山 信三(近畿大学教授・当時)

木村捷三郎(京都市埋蔵文化財研究所資料部長)

調査担当者 平安博物館考古学第三研究室

近藤 喬一(現山口大学教授)

飯島 武次(現駒沢大学助教授)

調査員 平安博物館考古学第1研究室

片岡 鑑(現考古学第2研究室)

鈴木 忠司

平安博物館考古学第3研究室

寺島 孝一(現考古学第4研究室)

植山 茂( 同 上 )

平安京調査本部

佐々木英夫(現京都芸術短期大学講師)

松井 忠春(現京都府埋蔵文化財調査研究センター)

また発掘調査作業員として、小谷工務店の方々の協力をあおぎ、参加された学生も多くの数にのぼる。ここに氏名を列記できないが、多數の方々の努力により発掘が完了したことを記し感謝の意を表したい。

## 第1章 調査の経過と遺構・遺物

今回の調査では、法住寺殿の明確な遺構は検出できなかったが、W10区で平安時代の甲冑と武具・馬具を埋納した土壌が、また各区の井戸において平安時代末～鎌倉時代を中心とする屋瓦が大量に出土している。この2件が今回の調査で法住寺殿に関連すると思われる最も貴重な収穫であると考えられた。

このため甲冑を埋納した土壌と瓦類については別章を設け、本章では調査の経過と、土壌・瓦類以外の遺構・遺物をとりあげることとした。また瓦を出土した井戸については、異なる井戸から出土した瓦が接合するなど、相互に関連が認められることから、本章の中で一節を設けた。

### 第1節 試掘調査と調査区の設定

今回のホテル建築工事に伴う掘削予定面積は、7000m<sup>2</sup>を超える大きなものであった。このため、まず試掘調査を行って、遺構の状況を探ることとした。この試掘調査は、昭和53年5月17日から同年6月27日まで約40日に亘って実施した。

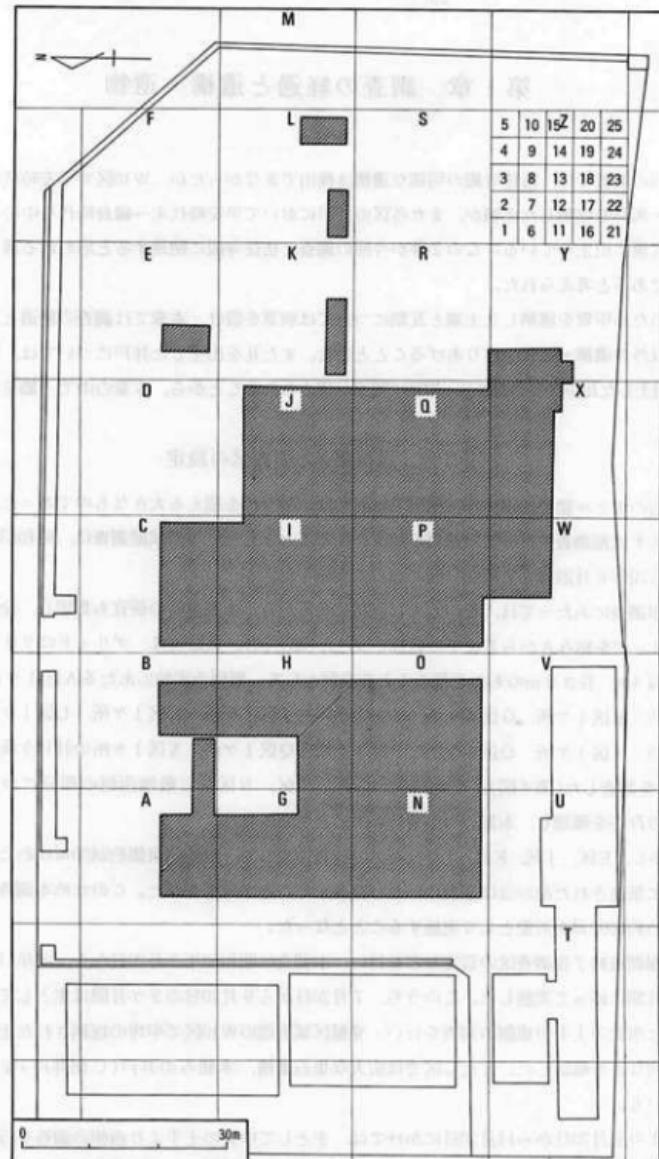
試掘調査にあたっては、その浩大な面積にかんがみ、本調査時の便宜も想定し、全敷地に20mグリッドを組みAからZまでの名称をつけた(第3図)。試掘坑は、グリッドのラインに沿って、幅4m、長さ8mのものを掘ることを原則として、掘削予定地にあたるA区1ヶ所、C区1ヶ所、E区1ヶ所、G区1ヶ所、I区1ヶ所、J区1ヶ所、K区1ヶ所、L区1ヶ所、L区2ヶ所、N区1ヶ所、O区1ヶ所、P区1ヶ所、Q区1ヶ所、X区1ヶ所の計14ヶ所、合計約500m<sup>2</sup>を調査した(第4図)。その結果、G区、I区、N区など敷地西側の部分については、遺構の存在を確認し、本調査の必要性があると判断された。

しかし、E区、J区、K区、L区、Q区の調査によって、敷地の東側約2400m<sup>2</sup>にわたっては、近世に築造された池がほぼ全面にわたり存在することが確認された。このため本調査は、西側部分の約4600m<sup>2</sup>を対象として実施することとなった。

試掘調査終了後調査区の設定などをを行い、本調査は昭和53年7月20日から、同年11月20日の4ヶ月間に亘って実施した。このうち、7月20日から9月20日の2ヶ月間は主として中央部に残した南北の土手の東側の調査を行い、発掘区域南端のW10区で甲冑の埋納された土壌、近世の柱列などを確認した。またC区では広大な集石遺構、木組みの井戸(C18井戸)などを検出している。

後半の9月20日から11月20日にかけては、主として中央の土手より西側の調査を行い、G区で平安時代～鎌倉時代の瓦の多量に投棄された井戸(G3井戸、G25井戸など)、近世の溝などを検出した。

4 第1節 試掘調査と調査区の設定



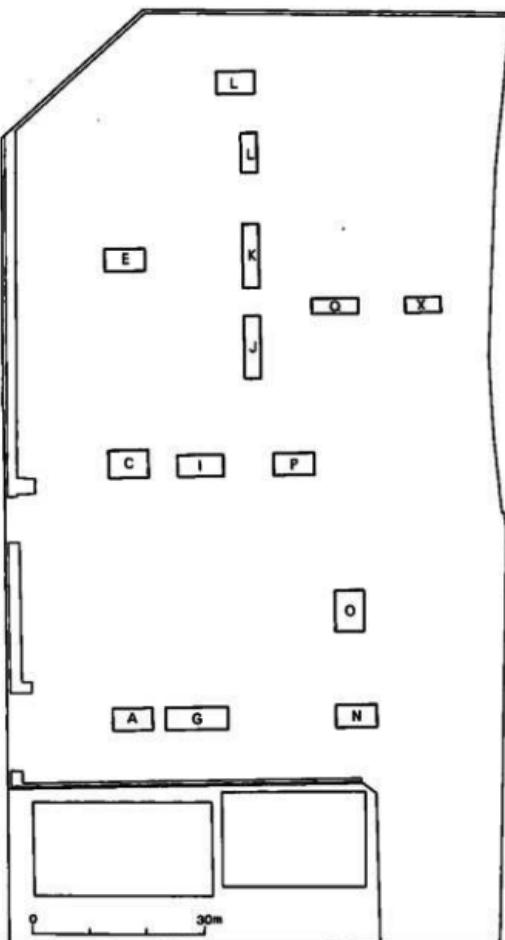
第3図 調査区設定図

なお、調査対称区域を20mグリッドに分けA～Zの名称を付したが、本調査にあたっては、各グリッドを東西、南北それぞれ4mずつに細分し、西から東、北から南へと1～25の番号を付した(第3図参照)。

そして検出された井戸、土壙などは、その主としてかかるグリッドによって、「G2井戸」、「W10土壙」などと呼ぶことにした。また面積の広いものについては「C区跡群」など、区名とアルファベット名のみをつけ、数区にわたるものについては「W-X区柱列」などという表現方法をとることとした。

## 第2節 各区検出の遺構

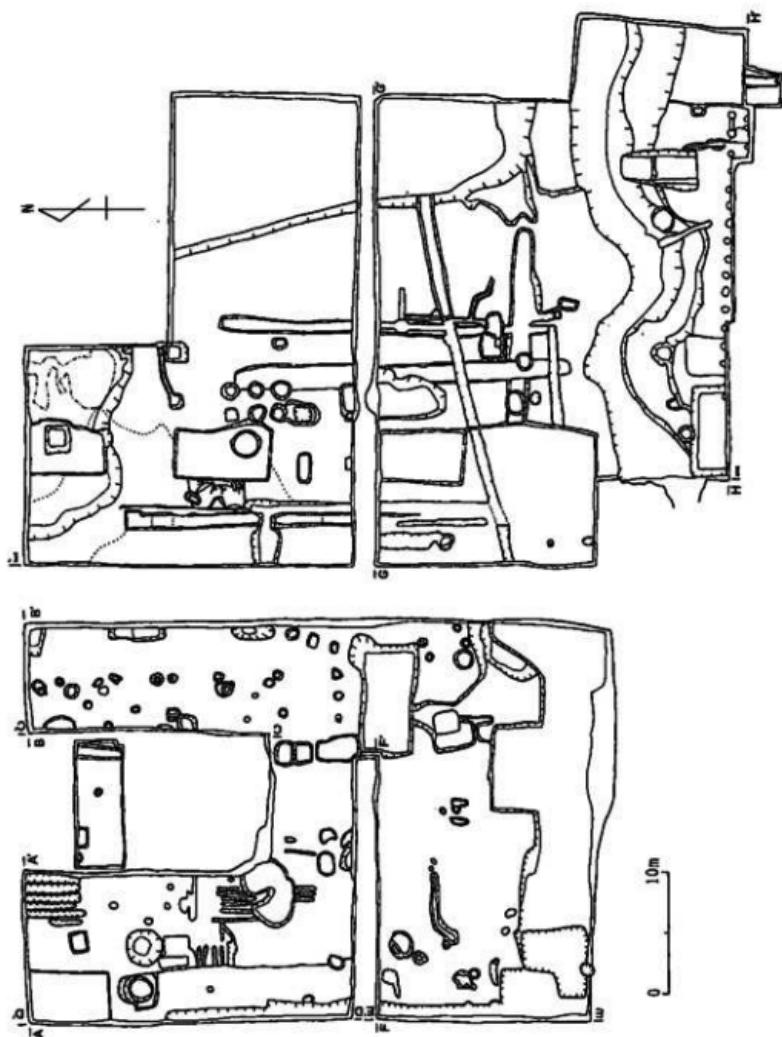
既に述べたように、近世の池の造成によって、調査地の大部分は削平されており、W、X、Y区など、掘削をまぬかれた南端部において、甲冑の出土した土壙や近世の柱列が残っていた他は、ほとんど地



第4図 試掘調査トレンチ図

下に深く掘り込まれた遺構の下部が残存している状況であった。甲冑出土の土壙や近世の柱列の標高がほぼ44mであるのに対し井戸等の検出面が約40mほどであり(第7図(別添)、調査地土層図2)、元來の自然地形の若干の変化を想定しても、かなりの規模の土木工事が行われたことが推察されるのである。

しかし、C区、I区で製鉄遺構が、C区で池の汀とも推定される配石遺構が検出されており、桃山時代以降は、ほぼ検出面近くのレヴェルに生活面があったかとも推定されるのである。



第5図 岡谷地土塁遺跡図

### 1. I - P 区溝(第8図・9図[別添])

I区からP区の東端部分に南北方向に検出された溝である。溝内からはごく小さな土師器が少量出土したのみであるが、平安時代後期に比定することが出来た。

溝は残存幅がI区で約2m、P区にゆくに従ってやや細くなり、検出した南端部では1.5mほどである。検出した長さは約22mであるが更に南北にのびていたと推定された。深さは15cmほどで、基底部からなだらかに立ち上って来る部分までが検出されたのみであった(第7図[別添])、調査地土層図(2) G-G' 土層⑩・⑪参照)。埋土は暗褐色の粘質を帯びた土で、溝の立ち上り部分は褐色の粘質土であった。

### 2. G - N 区溝(第10[別添]・11図、図版第13)

G区からN区にかけて南北方向にかけて発見された溝である。この溝内からは大佛殿に用いた瓦が発見されており、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて用いられていたと考えられる。

溝は西側肩部分を検出できなかったが、幅2m強のものと推定される。深さは検出面から約70cmであった。長さは28mが確認された。溝の南端には2~3段の河原石を用いた石組が発見された。この石組は水門と考えられるもので、東西に平行して作られ、東西の石組間の距離は1.2mほどであった。石組の北側では溝の東壁に並行して並ぶ杭列が認められた。

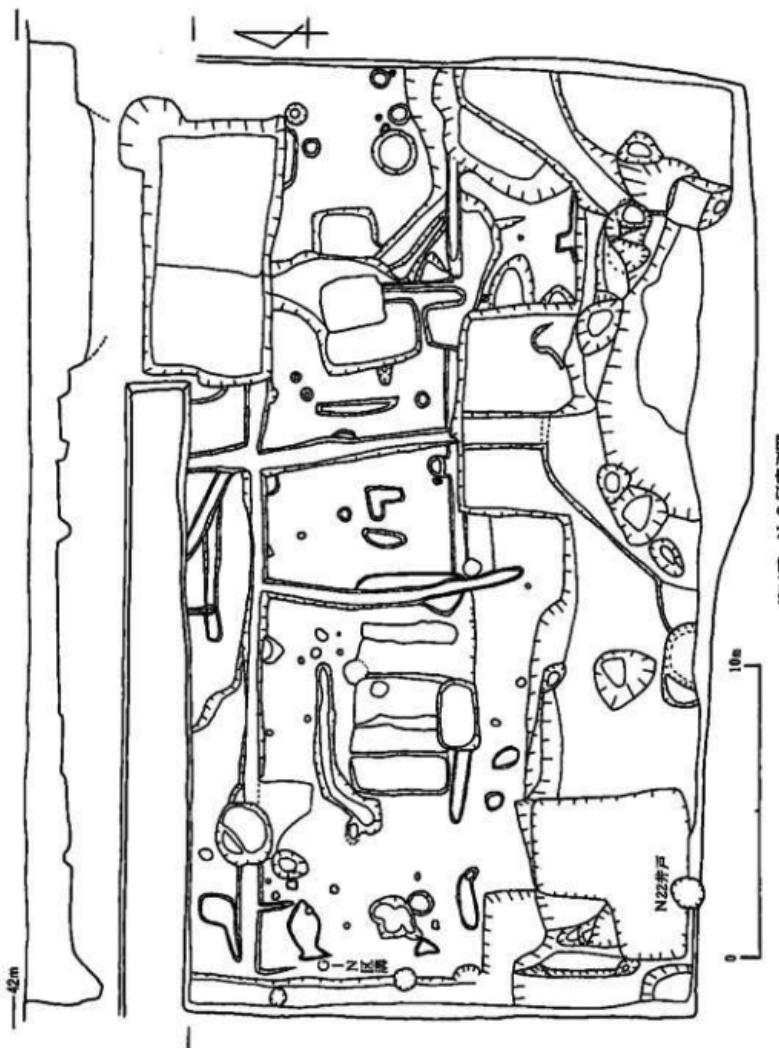
G-N溝は28mほど検出したのみであったが、溝の南側N、O区南部は、これに統くと思われる、大きな池状の掘り込みが認められた。池状造構が構築された以降の様々な掘り込みによって、形状は大きくくずれてはいるものの、全体的に見ると、N-O区南側に池状の掘り込みの肩を認めることが出来、G-N溝とこれに伴う水門と考えられる石組は、池に水を貯えるための設備と考えられるのである。J、Q区東端以東に確認された池とあわせて、桃山期から江戸初期にかけて、大規模な造成工事が行われたことが推定できるといえよう。

### 3. 故状遺構(第10図[別添])

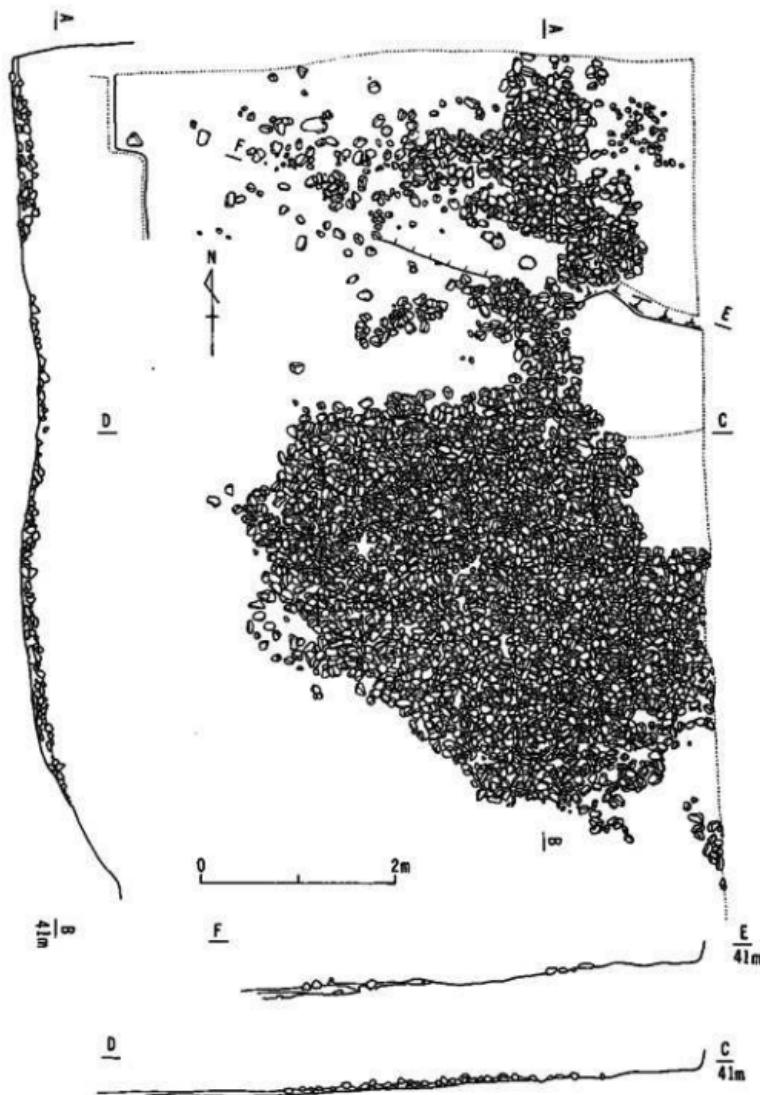
A区、G区などで、故状に掘り込まれた浅い溝が検出されている。A区のものは、幅約70cmのものが6本、東西に並んで検出されている。更に北方にのびると思われるものが確認できたのは、ほぼ5mであった。深さは5~10cmとごく浅く、浅いU字形の断面を有する。G区で検出したものはやや幅が狭く、幅30cmほどで、6本がやはり東西方向に並んで、8m確認された。これら南北方向にのびる故状の溝とともに、東西方向の溝もG区で検出している。幅20~40cmほどの溝が南北に4本ならんだもので、やはり浅いU字形の断面形を持つ。この溝の年代や性格は不明であった。

### 4. C区疊群(第12図、図版第12下)

C区東側、調査地東北隅で検出されたものである。検出した疊群は、東西約5m、南北約8mであるが、東方、北方には更に広がるものと考えられる。疊は10~15cmほどのものが多いが25cmほどの長さのものや小疊も含まれる。疊は2~4段ほどにぎっしりと積まれ、厚い部分では約20cmほどの疊層を確認できた。この疊群は東から西へ、また南から北へやや傾斜している。併出した少量の土師皿から桃山期頃を推定できる。



第11図 N.O.区実測図



この石組の性格については、いわゆる集石を伴う墓とは考えにくく、確証は無いものの池の汀線など何らかの庭園造構に関係するものと考えている。

#### 5. 製鉄遺構(第13図、図版第10下・第11)

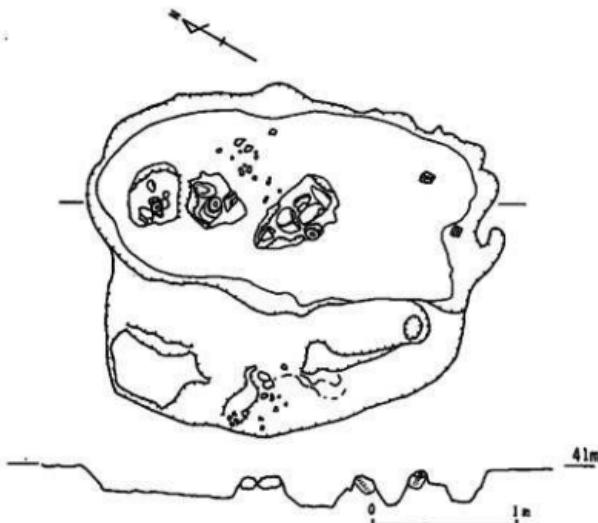
C区とI区で製鉄の炉跡が各1基ずつ検出されている。出土した遺物と土層から、いずれの炉も安土桃山時代のものと考えられる。

I 12炉(図版第10下)は、構造の東半部分を欠くが、南北幅約2.3m、東西残長約1mほどの長方形を呈している。残高は約70cmで、南北の炉壁は大仏瓦を積み重ねて築いている。西側に開口し、焼き口及びその周辺には大量の炭が散布していた。出土した遺物はフィゴの羽口、鉄滓及び大仏瓦であった。

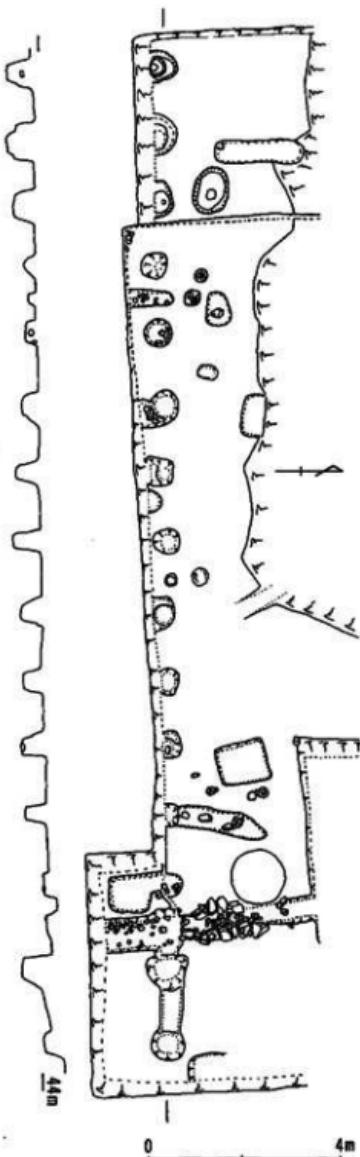
C 22炉跡(第13図、図版第11)は I 12炉のような明確な構造体は検出されず、基底部がわずかに残るのみであった。西側に開口するものらしく、全体で長径2.8m、短径2.4mの平面プランのうち、西側部分約80cmほどは約20cmの浅い窪みとなり炭の堆積が見られた。東側部分は礫を敷いた上に焼けた粘土が乗り、数個体部の羽口と鉄滓が検出されている。

#### 6. W-X区柱列(第14図、図版第14)

W10土壤からX区東端にかけて、柱列が発見されている。この柱列は検出した長さ23mのなかに15の柱穴が確認された。各々の柱穴の間隔はほぼ1.5mであった。柱穴の掘り方の平面プランは円形で、50~60cmの直径を持つ。現地表より15~40cm下の面から掘り込まれ検出面からの深さは30~80cmとやや差があるが、掘立柱の柱穴としてはさして問題が無いと考えられる。埋土には江戸時代の遺物を含んでおり、近世における養源院の北の境界と推定されるものである。



第13図 C区製鉄遺構実測図



第14図 W-X区柱列実測図

また、この柱列の東端近くには南北にのびる石組の溝が発見されている。一部石組が破壊されているが、柱列とほぼ直交して4.3mにわたって確認された。石組の残存部分では、溝の幅は約30cmで、底部にも細かな礫を敷きつめていた。この石組の溝と柱穴と同時期のもので、養源院から北側に水を流し落とす排水溝であったと考えられる。

#### 7. Y区瓦積遺構(第15図、図版第15)

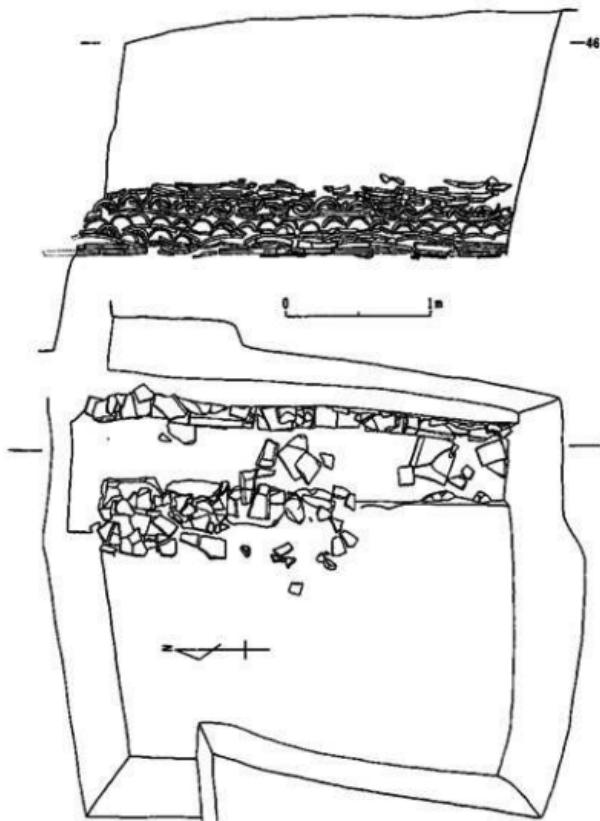
調査地の南東隅で、これも養源院に関係すると考えられる瓦積みの溝状遺構が、南北方向に約3mにわたって検出された。溝の幅は約35cmで、残存状態の良い東壁では、壁の基底部に4～5段平瓦を積み、その上は丸瓦と平瓦を交互に積んでゆく方法をとっている。丸瓦のうちには、瓦当部を欠損した軒丸瓦も用いられていた。残存高は約50cmである。

底面のレヴェルがほぼ水平なため明確に排水設備とは決め難いが、建物の基壇状のものとは考えにくく、また底部に堆積していた土などから溝と判断した。

### 第3節 井戸とその出土遺物

前節では、今回の調査で検出した各区の遺構について述べたが、本節では、今回の調査で得られた遺物の大半が出土した井戸とその遺物をとりあげる。このうち瓦磚類は、C 18井戸、I 13井戸、G 3井戸、G 25井戸などから多量に発見されており、また各井戸で発見された瓦片同志が接合するケースも認められた。また、播磨・讃岐・山城・南都など、各地方産の瓦に分類できる好資料であるため、第3章で一括して述べることとした。

今回の調査で検出した井戸は7基である。このうち円形のプランを持つものが4基(I 13井



第15図 Y区瓦積造構実測図

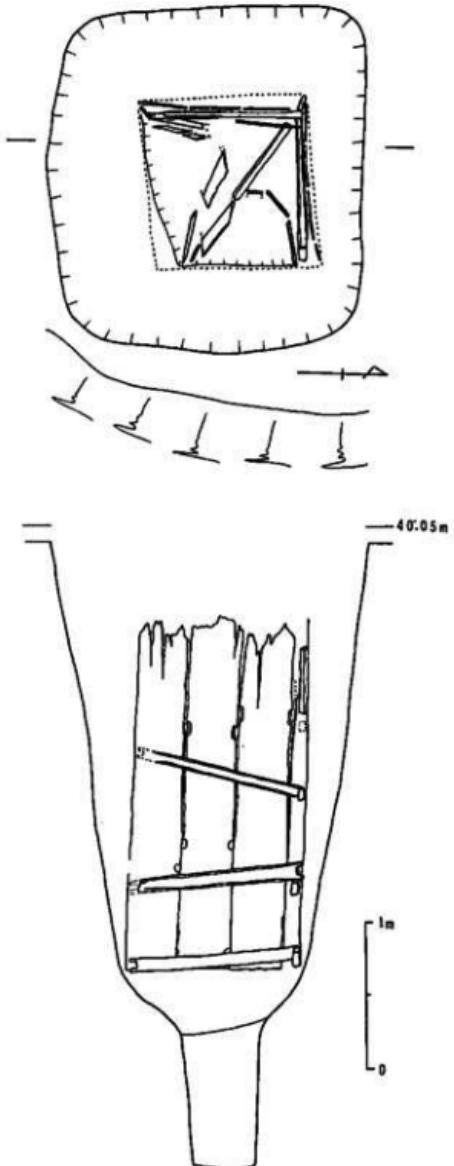
戸、W 8井戸、G 3井戸、N 22井戸)、方形の掘り方を持つものが3基(C 18井戸、G 2井戸、G 25井戸)で、方形掘方の井戸のうち2基には木枠の設備が残されていた。

今回の調査で発見された遺物の大半は、これらの井戸から出土したもので、特に屋瓦はG 3・G 25井戸を中心大量に投棄されていた。また、完形の常滑壺・鬼瓦・磚仏・木器類など、注目すべき遺物の多くが井戸内から発見されている。

#### 1. C 18井戸(第16~18図、図版第16)

井戸上部の施設は削平されており確認できなかったが、残された平面形は、南北2.1m、東西2.4mの隅丸方形であった。検出面から底までの深さは4.5mで、3mまでは方形の掘り方、そこで一旦段をつけて、径50cmほどの円形の掘り方となっている。

この段の上に置くような状態で、方形の木枠が設置されていた。木枠は北、西面の残りが比



第16図 C18井戸実測図

較的良好で、南・東面は、井戸の中央部に倒れ込んだ状況であった。

この木組のうち縦板は幅約35cm、厚さ4m弱で、長さは2.5mほどが残存していた(第17・18図)。いずれも廃材を利用したもので、木端に2ヶ所、枘が作られている。また、表・裏面とも、鉋の痕跡が顕著に認められた。

桟木は4段にわたって廻らされていたが、縦板の長さからみて、あと数段はあったものと推定される。いずれも長さは1.05mほどで幅8~9cm、厚さ5cmほどの角材の両木口を、目遣い枘にしたものであった。

遺物(第19図) 屋瓦の出土は比較的少いが、山城系(Ⅲ類)がその大半を占め、播磨系の瓦も若干見られた。

土器類の出土は大変少く、火舎の破片と瓦器塊各1点のみであった。瓦器塊は、高台のつかない5輪花を持つもので、内面にはレコード状の磨きが施されている。

遺物の出土が少いため、この井戸の埋没年代を決めるのは困難であるが、瓦や瓦器塊からみて、13世紀中葉を大幅に下ることはないであろう。

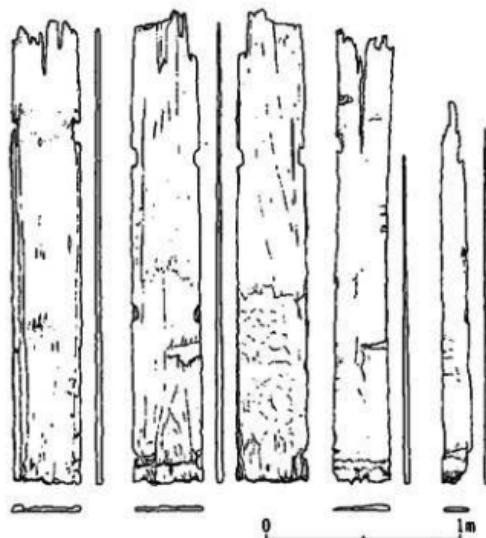
## 2. G2井戸(第20~22図、図版第21)

検出面からの深さは5m、円形の掘り方の中に方形の木組施設を持つ。木組は、縦板を数段の横桟木で補強するものでC18井戸と共通する。縦板(第21図)は1.4mほどが残存していた。縦板の幅は広いもので30cm強、狭いもので20cmほどであった。これらの縦板を

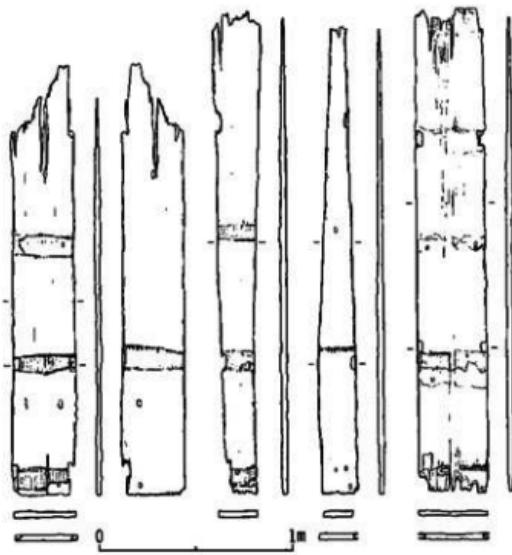
ならべて、東西ともほぼ1mの木枠を形成している。また縦板は部分的に2重に板を配し、補強している部分も見られた(第20図)。また、この板の最下部及び最下部から1.4mの部分には、桟木をあてた痕跡が突出して明瞭に認められた。板の厚さは厚いもので約3cm、薄いもので約1.5cmと、かなりの差があり、C18井戸で用いられたものと同じく、廃材を利用したものであると考えられる。

桟木(第22図)は幅8~9cm、厚さ7cmほどのもので、長さは1.2mほどであった。この角材の木口を目違い枠で組んだもので、東西のものが凹形、南北の桟木が凸形を呈していた。横桟木は発掘の過程で5段分を確認しているが、うち上の2段分は縦板と共に腐敗が著しく、原位置では確認できなかった。残りの3段分の間隔を見ると一段が約50cmあり、少くとも縦板は2.5mあったことが推定される。

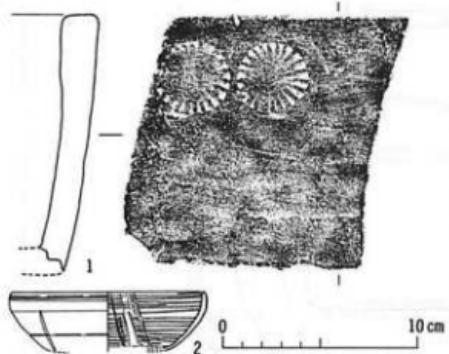
また、この井戸では横桟木の落下を防止するために、各々の段の4隅に支柱を立てていた。西側の木組の更に下部には、幅20cm、厚さ2cmの板が壁面に貼りつけた状態で確認されている。これは上部の縦



第17図 C18井戸側板実測図(1)



第18図 C18井戸側板実測図(2)



第19図 C18井戸出土遺物

皿3点、瓦器塊2点、羽釜片1点のみであった。

1は白色系の土師皿、2は褐色系の土師皿である。3は不整形の三角高台を持つ瓦器小塊で、内外面とも口縁部のみが黒化している他は、素地の灰色のままである。4は高台のつかない瓦器塊で、見込みには花文、内壁にはレコード状の磨きが行われている。

いずれの遺物も13世紀中葉のものと考えられ、井戸の廃棄年代もほぼこの時期に求めて良いであろう。

### 3. G 3井戸(第24図、図版第20)

円形の素掘の井戸である。検出面から1mの深さまでは直径2.8mのはば円形の掘り方を持ち、そこで一旦段をつけ、以下は短径1.5m、長径1.7mほどの平面梢円形の掘り方で、下部にゆくに従って若干すぼまってゆく。調査したのは検出面から7mまでで、以下は湧水と、壁面倒壊の危険があるため調査を断念した。

この井戸で特徴的な点は、段をつけた部分の周壁に、計7個の横穴が穿たれていたことである。穴は西一北一東にかけて6個と、南側に1個で、南側のものが開口面積、奥行ともに最も大きい。これらの穴の中にも、井戸廃棄時に投入されたと思われる瓦を主とする遺物がつまっていた。これらの穴が人為的なものである点は確実であるが、性格は明らかにし得なかった。

遺物(第25~31図) この井戸からは、今回の調査のうち最も多くの瓦が出土している。瓦は播磨系のものが多く、次いで山城系であるが、南都系・讃岐系の瓦も若干出土している。

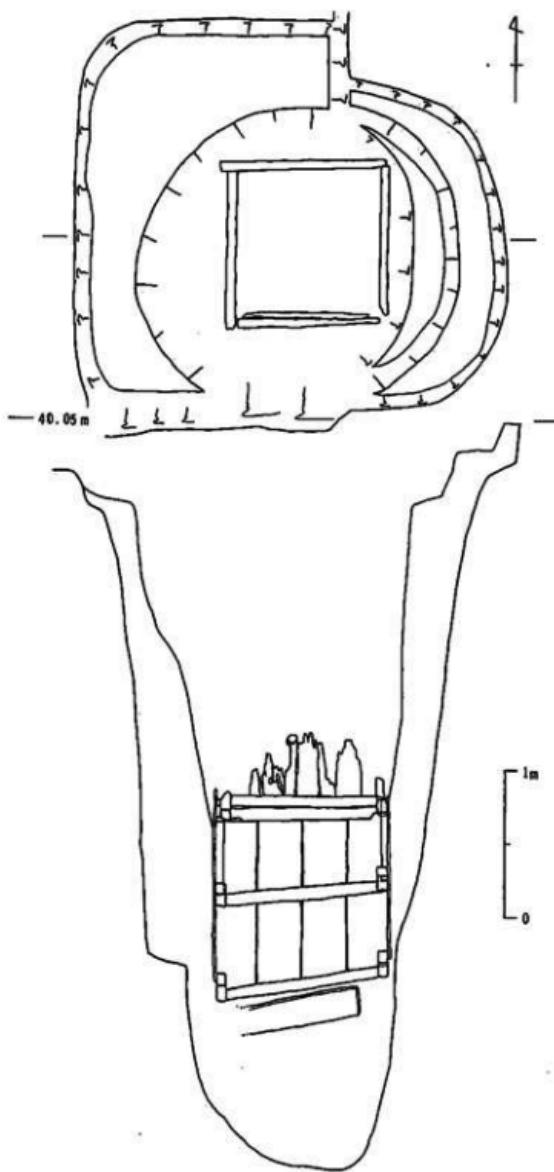
土器類としては、瓦器・擂鉢・甕・四足壺・花瓶・羽釜・中国陶磁などが出土しているが、土師器皿の出土はきわめて少なかった。

第29図1は土師質の塊で、三角形の高台が貼りつけられる。外面は腰折れ風に調整している。胎土には砂粒を含み軟質で、淡褐色を呈する。2・3は高台が付かず、輪輪を持つタイプの瓦器塊である。いずれも輪花の造りは粗雑で、外面を僅かに押し、内面は縦方向の沈線が1~2本入る。3では内壁にレコード状のミガキが認められるが、2では顕著な調整痕は認められない。

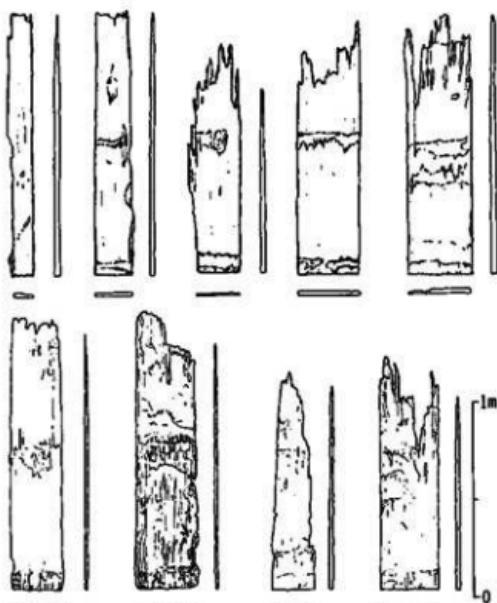
板が落下したものとは認めがたく、木棒の下部にも何らかの施設を設けていたのかもしれない。掘り方は木棒最下段で一旦くびれ、そこから1.4mほど直徑をせばめながらU字形に収束している。底部に曲物などの施設は認められなかった。

遺物(第23図) 瓦が少量出土している。これらの瓦のうちⅢ類(中央官衛系)のものがほぼ半数を占めるようである。

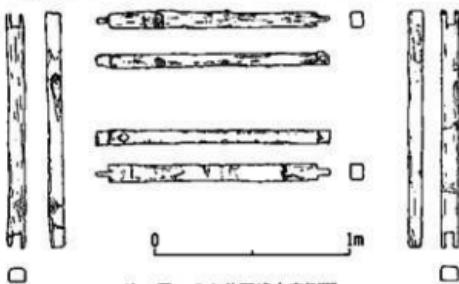
瓦以外の遺物は極めて少く、土師器



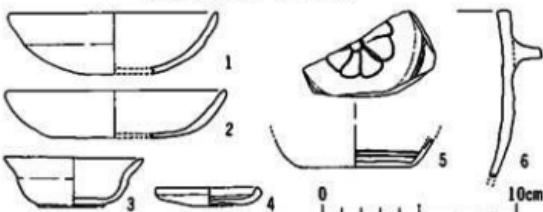
第20図 G 2 井戸実測図



第21図 G 2 井戸側板実測図(上段：北側、下段：西側)



第22図 G 2 井戸桟木実測図



第23図 G 2 井戸出土遺物

い。4～11は東播系の擂鉢である。

型類も少片であるが各地のものが出土している(第28図)。2・5の常滑産のもの、3の備前焼などと共に、龜山系と考えるものが1点出土している(第28図4)。

火舎もほぼ復元できるものが2点、口縁および底部が復元出来るもの各1点の他、小片が多數発見されている(第27図)。

1は口径28cm、最大径40.8cm、器高約24cmである。三足を持ちそれに対応する肩の位置に窓を開けている。口縁部と肩の窓の直下には、突堤で囲んだ部分に連続する雷文を刻印している。2は推定口径34cmほどのものであるが、口縁部にはやはり雷文の刻印がある。

3は浅い手の火舎で、口縁部40cm、高さ約13.5cmである。最大径となる部分に十二葉の菊花文様の刻印を3回ならべて押し込んで装飾としている。4はやや深めのもので、やはり三足を持ち、底部径は約27cmである。底部よりやや上方に格子状の

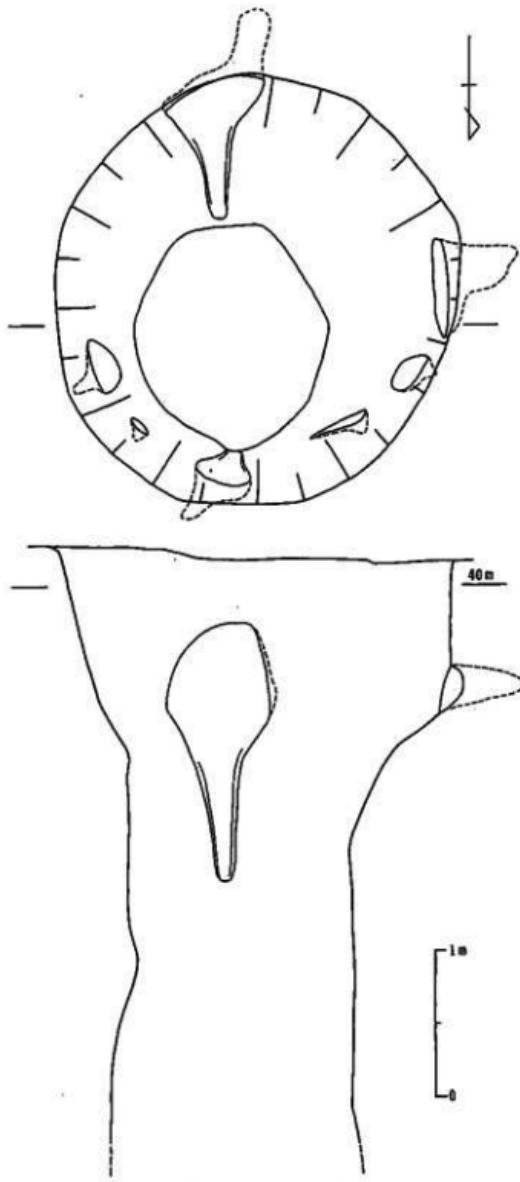
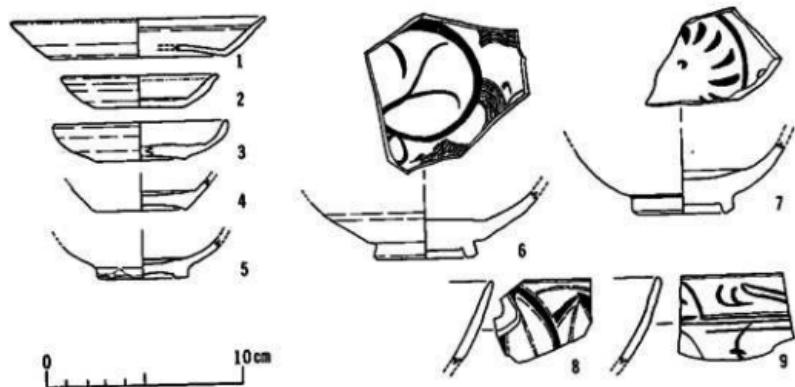
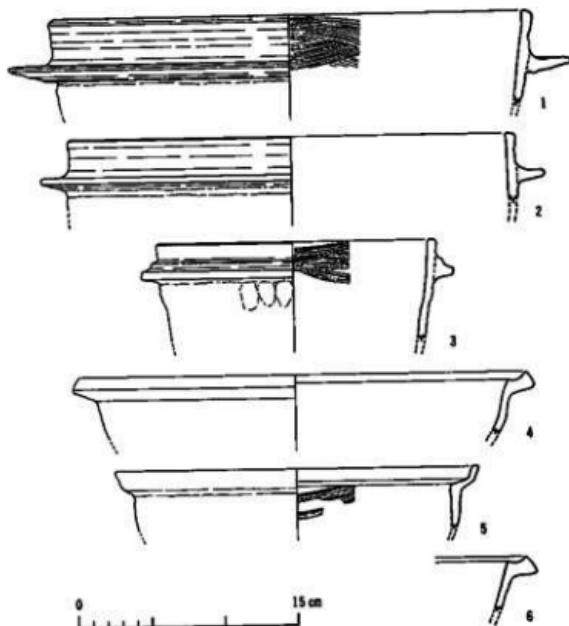


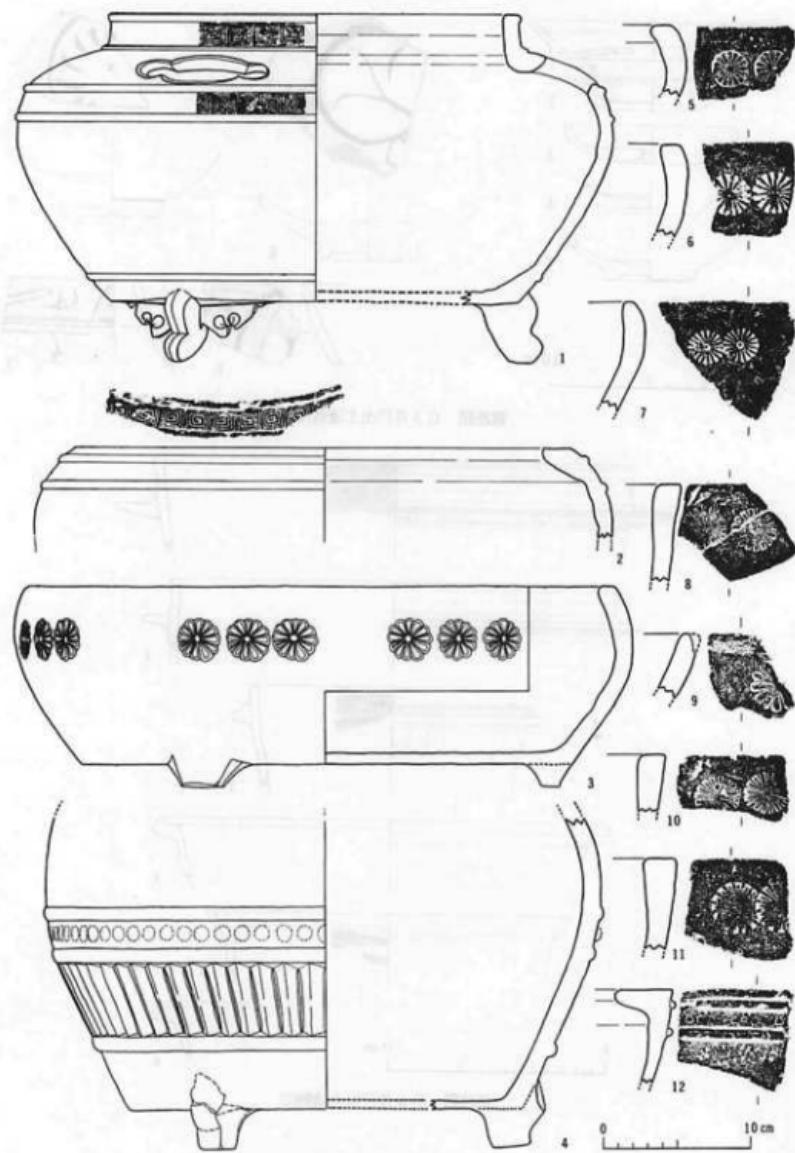
図24図 G3 井戸実測図



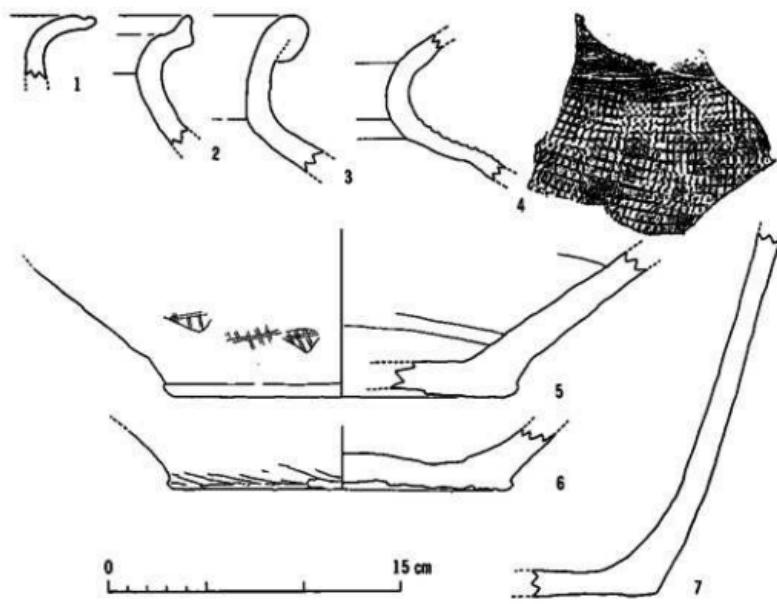
第25図 G3井戸出土遺物(1)



第26図 G3井戸出土遺物(2)



第27図 G 3 井戸出土遺物(3)



第28図 G3井戸出土遺物(4)

装飾を刻んでいる。

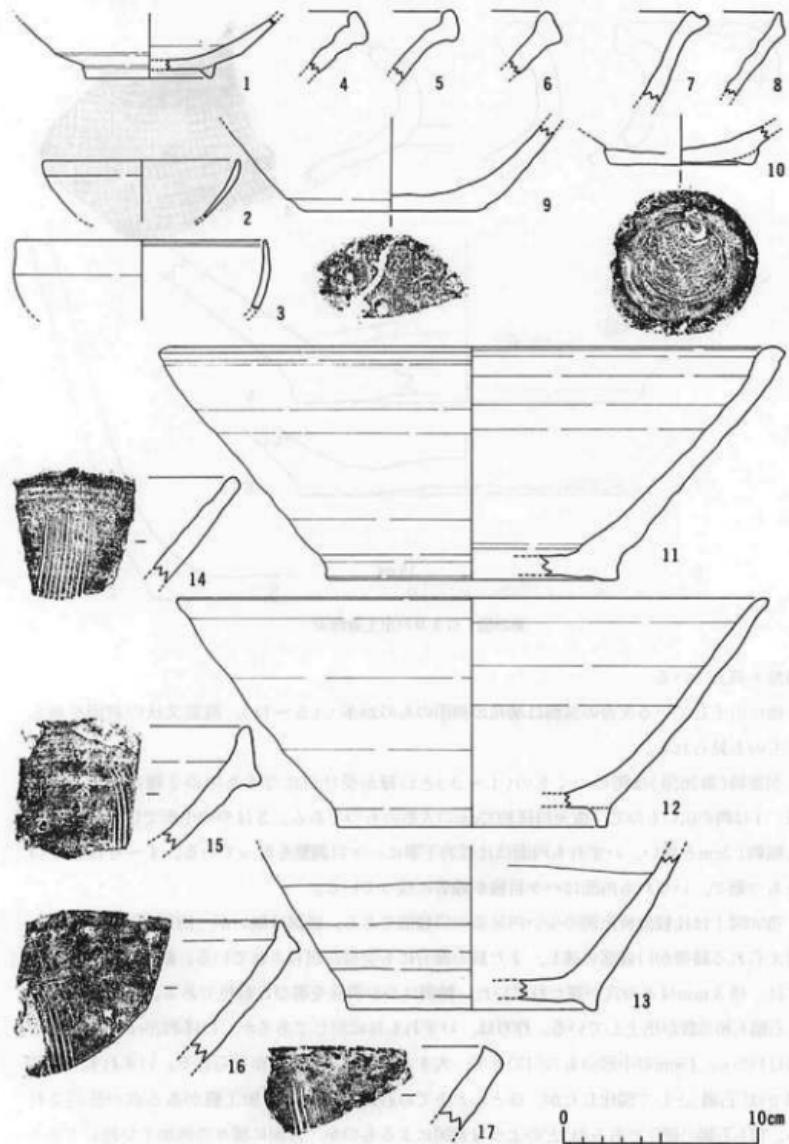
他に出土している火舎の装飾は菊花の刻印のものが多く(5~11)、飛雲文状の刻印を施したものも見られる。

羽釜類(第26図)は鉢のつくもの(1~3)と口縁が受け口になるものの2種が出土している。1は鉢の広いもので、復元口径約32cmの大形のものである。3はやや小形で口径19cm、鉢も幅約1.2cmと狭い。いずれも内面は比較的丁寧にハケ目調整を行っている。4~6は受け口をもつ鉢で、いずれも内面はハケ目痕が顕著に残っている。

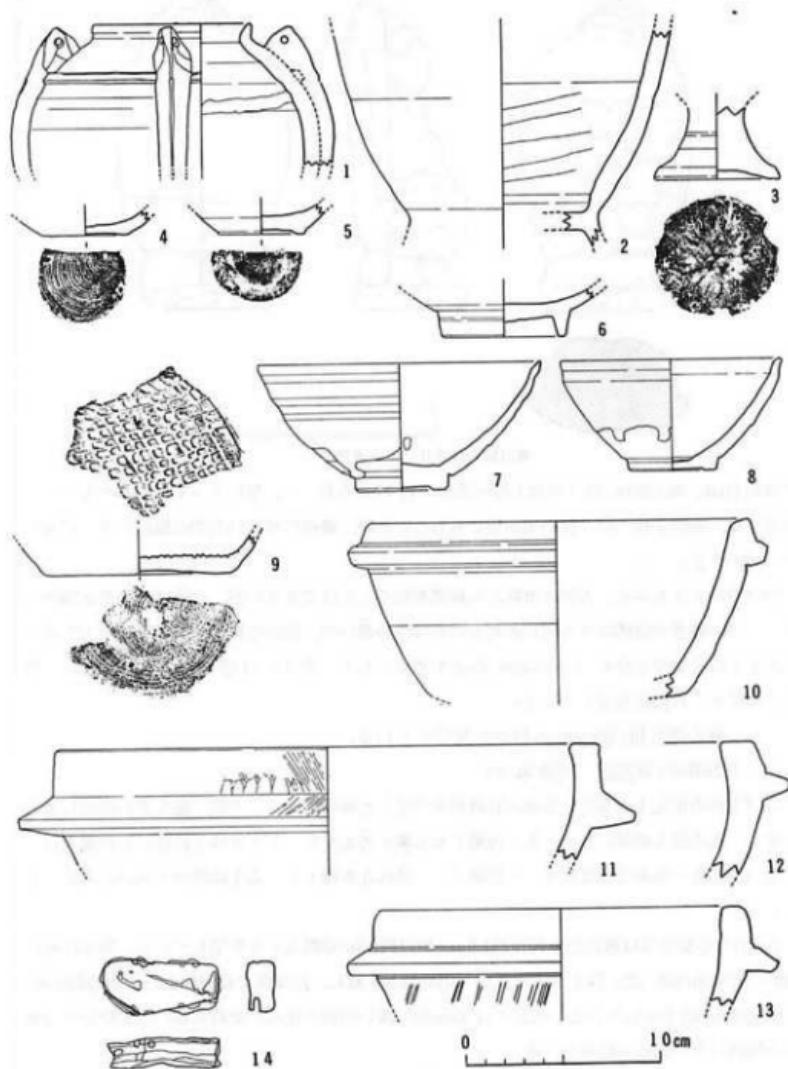
第30図1は比較的検出例の少い四足臺の口縁部である。底部は無いが、四足部分から続くと考えられる紐帶が口縁部に達し、また肩の部分にも実帶が廻らされている。紐の紐帶の最上部には、径3mmほどの穴が穿たれていた。釉調はやや黄味を帯びた緑色である。

石鍋も相当数が出土している。作りは、いずれもほぼ同じであるが、口径約28cmの大型のもの(11)から、19cmの小形のもの(13)まで、大きさにはかなりの差が見られる。いずれも、実測図では「石鍋」として図化したが、ほとんど全ての石鍋の破片に再加工痕がある点が注目される。14も石鍋の破片であるが、どのような意図によるものか、各面に様々な再加工が施してあった。

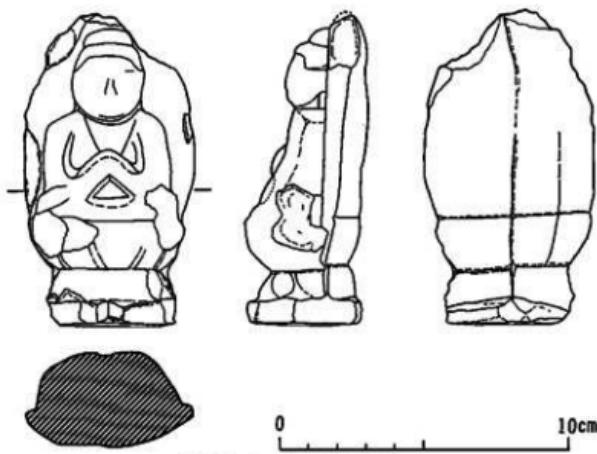
第31図は、井戸中段の横穴の1つから発見された磚佛で、発見例の極めて少いものであろう。



第29図 G 3 井戸出土遺物(5)



第30図 G3 井戸出土遺物(6)



第31図 G 3 井戸出土遺物(7)

全高約11cm、幅5.8cm、厚みは最も厚い部分で約4cmであった。型によって作られたもので、前面1枚、後面2枚、計3枚の型が用いられたことが、礎佛に残された型の痕跡によって知ることができる。

型自身の大まかさと、表面の磨耗から細部をすることはできないが、台座には蓮弁が識別できる。この礎佛が諸佛のうち何にあたるのかは決め難いが、頭部の様子や、両手を前方で組み合わせている点などから、「大日如来」かとも考えられる。胎土には砂をやや多く混入し、焼成は良好で、黄褐色を呈している。

また、輸入磁器類(第25図)も何点か発見している。

#### 4. G 25 井戸(第32図、図版第19)

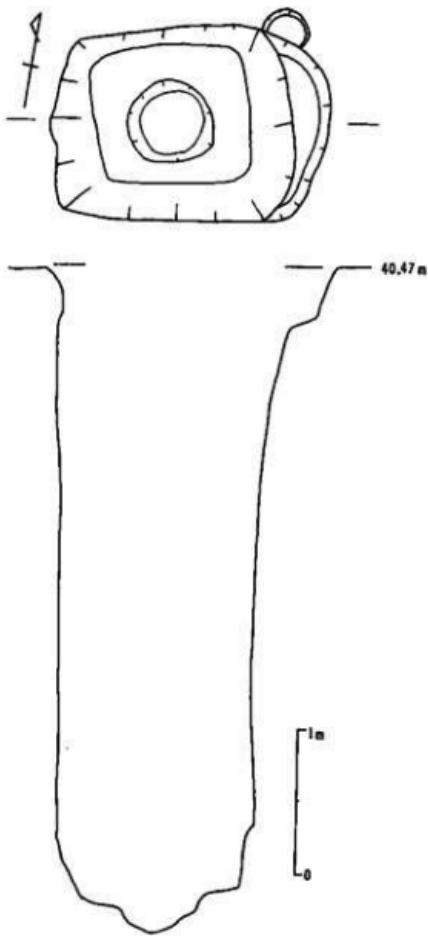
ほぼ完形の鬼瓦4点を含む多量の瓦磚類を出土した井戸である。当初、掘り方がやや長方形を呈し、瓦の混入が多いため、瓦を投棄した土壤と考えたが、下方にゆくに従い瓦の混入は少なくなった。井戸がある程度埋まった段階で、一時に瓦を投入し、完全に埋めたものと考えられる。

この井戸の掘り方は検出面で長辺約1.6m、短辺約1.3mの隅丸方形を呈している。深さは検出面から約4.5mであった。深くなるに従い一边の長さを減じ、最深部で長辺約1.1m、短辺約96cmの隅丸の長方形を呈していた。底部には50cm強の浅い円形の窪みが認められた。木枠などの施設の痕跡は全く認められなかった。

遺物(第33~35図) 出土した瓦以外の遺物は土師皿(1~13)、羽釜(14~16)、播磨系の擂鉢(18~19)などの他に、大量の木器類が注目される。

土師皿は、横田編年のA 3 類、B 1 類を主体とし、14世紀代の年代を考えることが出来る。

羽釜はいずれも鉗の幅の狭いもので14は口径が23cm、内面はハケ目調整が施されている。



第32図 G25井戸実測図

はわずかに円錐形を呈しており細い方で径約4mm、太い部分で6mmであった。

他の木器類で出土点数の多いのは箸である(第34図5)。折れているため長さの分るものは少いが、最も長いもので約28cm、短いもので16cm強であった。形態はいずれも両端を尖らせたもので断面形は、扁平なもの、ほぼ正方形を呈するもの、方形の角の部分に面取りを施したものなど様々であった。

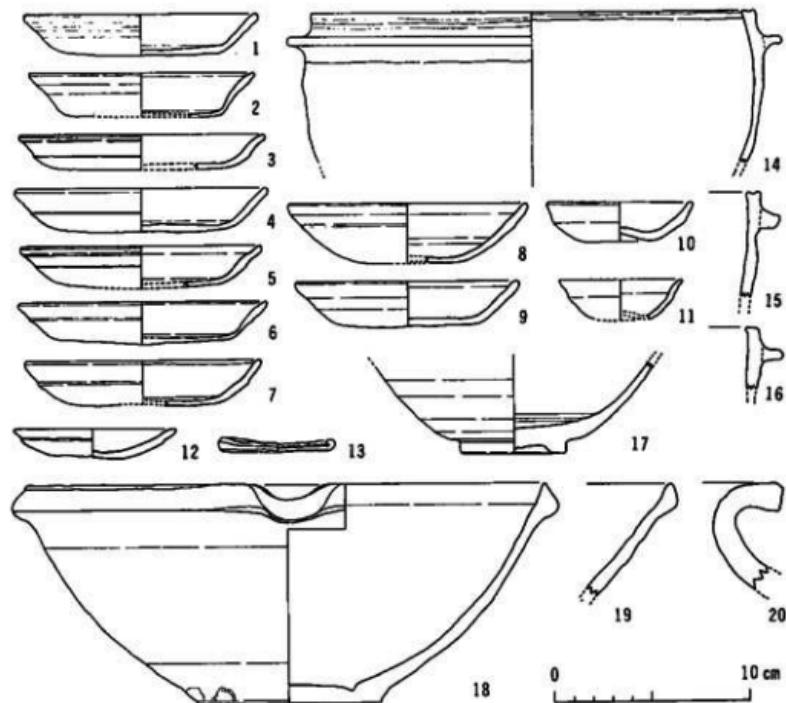
その他には、井戸のつるべの底とみられるもの(第35図1~6)、つるべの底にあてる補強の板と考えられるもの(第35図8~11)などがある。他に櫛も1点出土している。

18・19の東播産の擂鉢はいずれも口縁がやや肥厚し、たれ気味になるものである。

木器(第34・35図)は多數が出土したが、そのうち代表的なものを図示した。

このうち最も注目されるのは夏扇(第34図1)である。この扇は、5枚の骨を竹製の目釘で束ねた状態で検出された。骨の長さは1本の先端が欠けているが他は全て33cmである。幅は最も広い部分で1.3m、先端部で8mmであった。厚さは1枚が約4mm、他の4枚がその半分の2mmほどであった。このことから両端に位置する骨の一方が失われており、5枚以上の骨で扇が構成されていたとも考えられる。しかし厚さ2mmの4枚の骨のうち、最も外側に位置していた1枚の両側に面取りが施されていることから、当初5枚以上の骨を持っていた扇を何らかの理由で枚数が減った段階で、骨の一枚を再調整し、5枚骨の扇として用いたと考えられる。

また、骨の先端から約12cmの部分を境としてその両側で色調が若干異なることから、この部分まで紙が張られて用いられたものと推定される。要の目釘



第33図 G25井戸出土遺物(1)

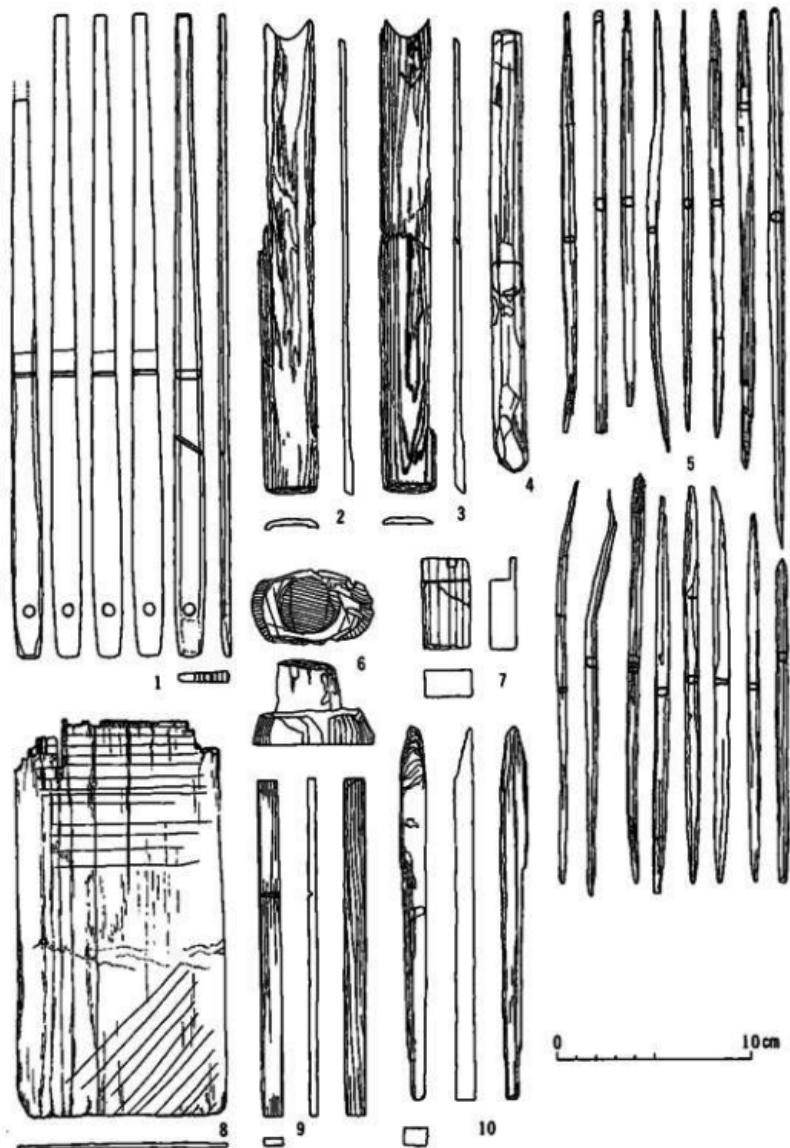
## 5. I 13井戸(第36図、図版第18)

円形の掘り方を持つ素掘りと考えられる井戸である。検出面での掘り方は長辺約2.3m、短辺約2.1mの梢円形で、ややすばまりながら底部に向う。底近くで一旦段をつけ、更に40cmほど掘り進めている。底部径は約1.1m、検出面からの深さは4.4mであった。この井戸の最底部からは、常滑壺が2点ほぼ完形のまま発見されている(図版第18下)。

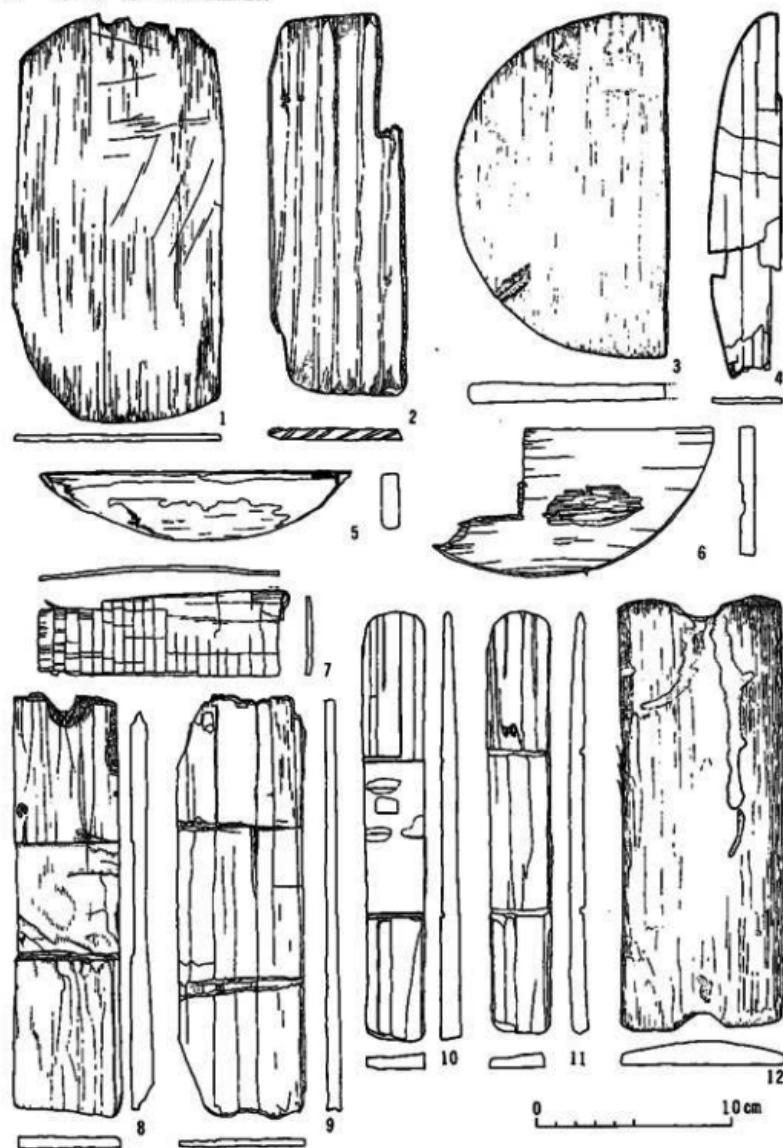
遺物(第37~39図) 常滑壺以外に、土師器皿(第37図1~5)、東播系の擂鉢(6~8)、石鍋(16~18)、火舎(第38図1~3)などが出土している。

土師器はA 3類の中で14世紀代に比定することが出来よう。また、この井戸で発見されている石鍋も再加工痕が著しく、特に第37図18などは、ほとんど原形をとどめないまでに加工が加えてある。

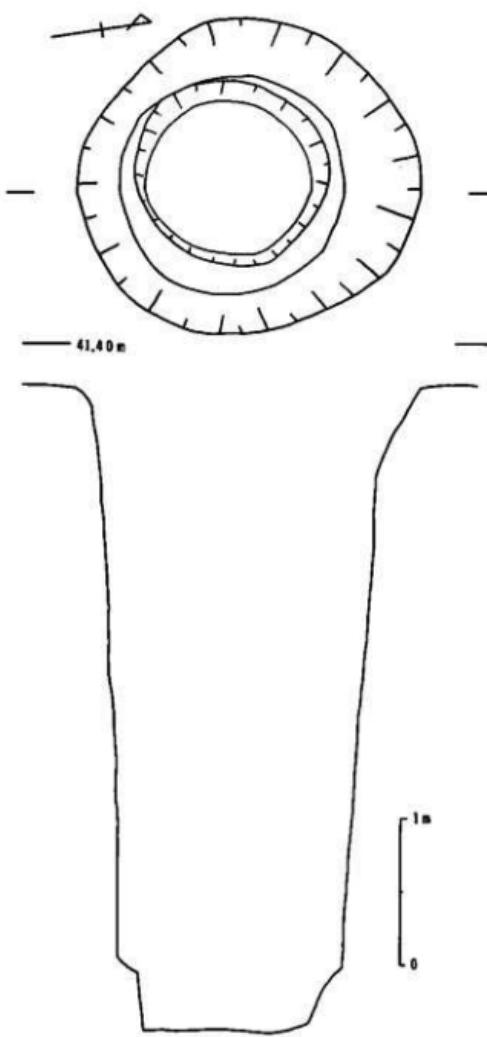
火舎もほぼ全形を知ることの出来るものが2点、口縁部が1点検出されている。第38図1は、今回の調査で出土した火舎の中で数少ない方形のものである。長辺37.5cm、短辺37cmで、5mmほどの差はあるが、平面形はほぼ正方形といえる。口縁平坦面の幅は約3.5cm、深さは約10cmで



第34図 G25井戸出土遺物(2)



第35図 G25井戸出土遺物(3)



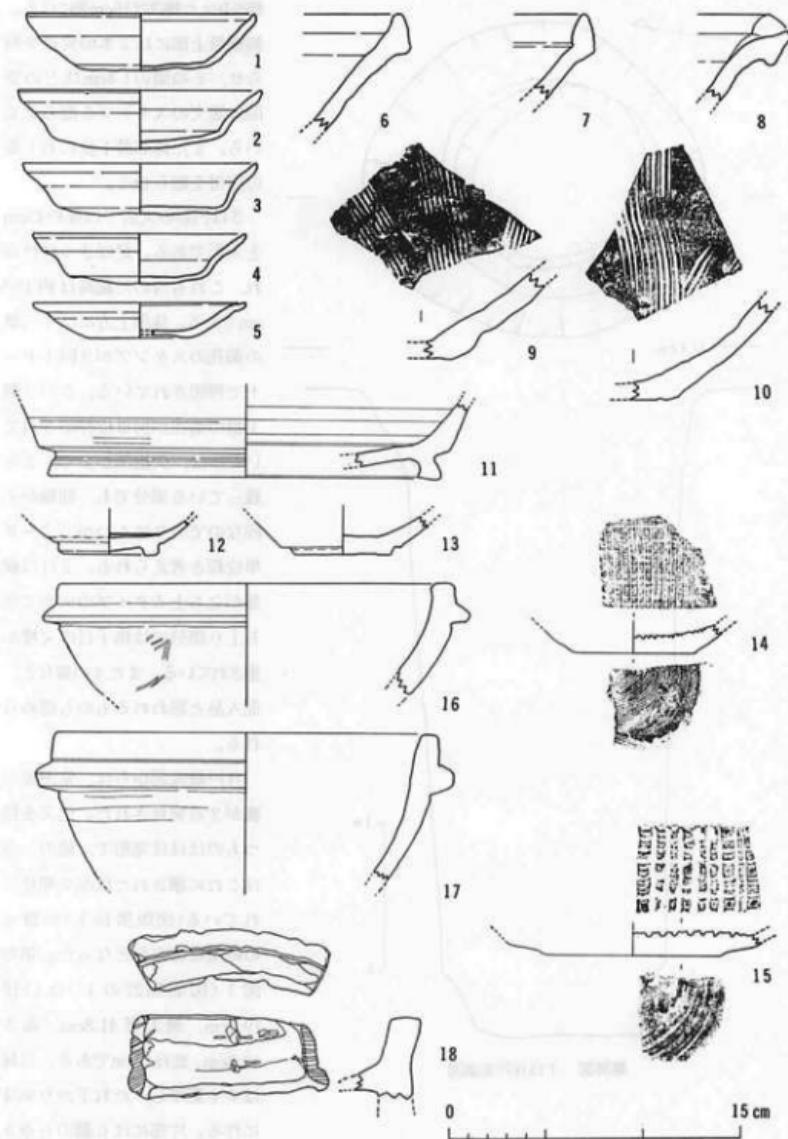
第36図 I 13井戸実測図

脚を加えた総高は15cm強になる。

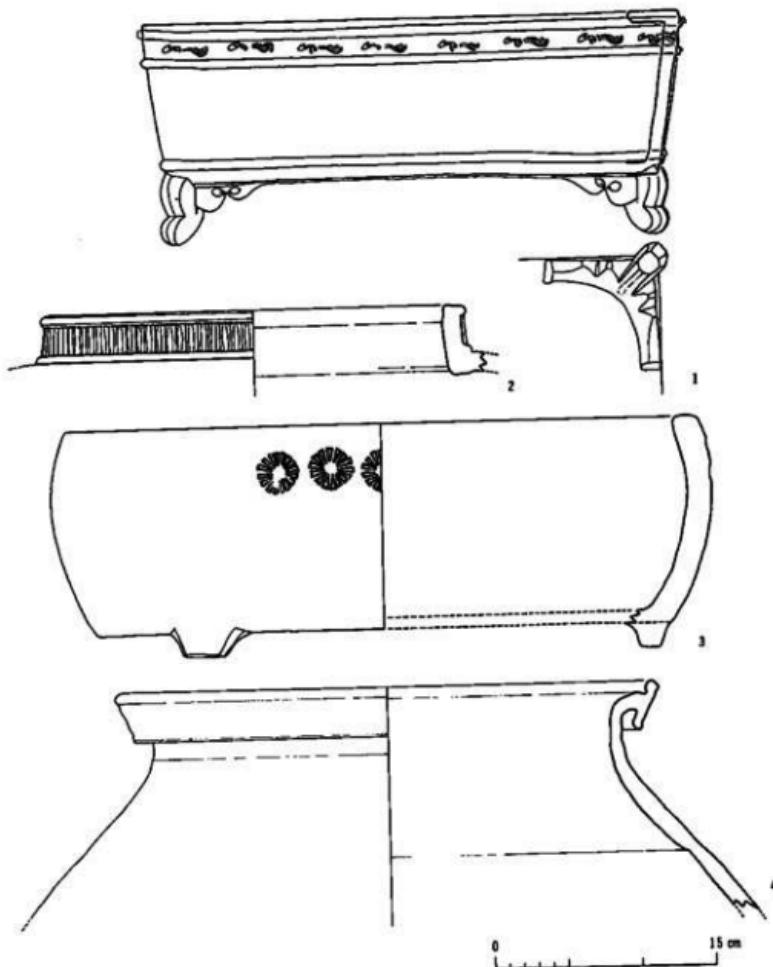
側壁最上部には2本の突帯を廻らせ、その間の14cmほどの空間に蟹文のスタンプを廻らせている。また体部最下位にも1条の突帯を廻らせる。

3は円形の火舎で口径約43cmと大形である。足は3つ付けられ、これも含めた総高は約15.5cmである。体部上方には十二葉の菊花のスタンプが3回1セットで押印されている。この3個1群の菊花が何単位押印されていたかは、欠損部が多く、また残っている部分でも、間隔が不同なので分りにくいが、7~8単位程と考えられる。2は口縁部が立ち上るタイプの火舎で立ち上り部分には格子目の文様が施されている。また4の壺など、混入品と思われるものも認められる。

井戸最底部からは、常滑産の壺が2点発見された。巴文を持つものはほぼ完形で、他の一点はこれに壊された状況で発見されている(図版第18下)が復元の結果ほぼ完形となった。第39図1(図版第22の1)は口径19.7cm、最大径41.8cm、高さ49.5cm、底径17cmである。口縁はやや肥厚し、たれ下がり気味に作る。片部には6個の右巻き巴文の押印を持つ。またその下部には2本の沈線を廻らせてい



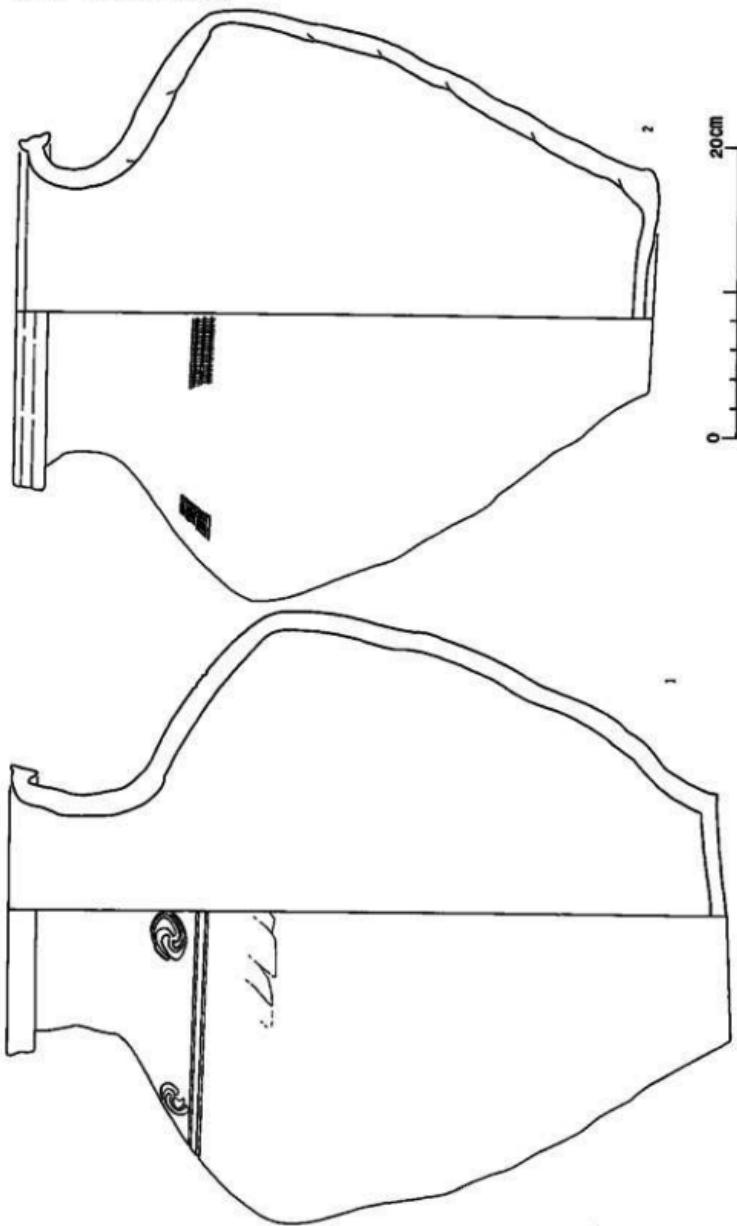
第37図 I-13井戸出土遺物(1)



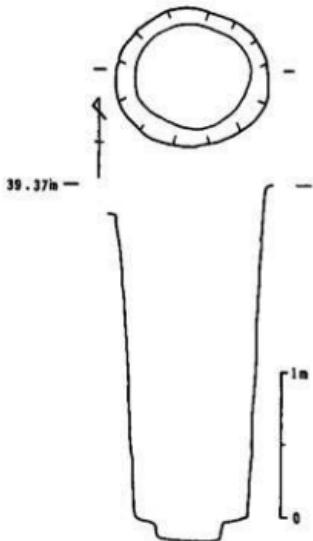
第38図 I 13井戸出土遺物(2)

る。肩部には緑黄色の自然釉が多く付着している。

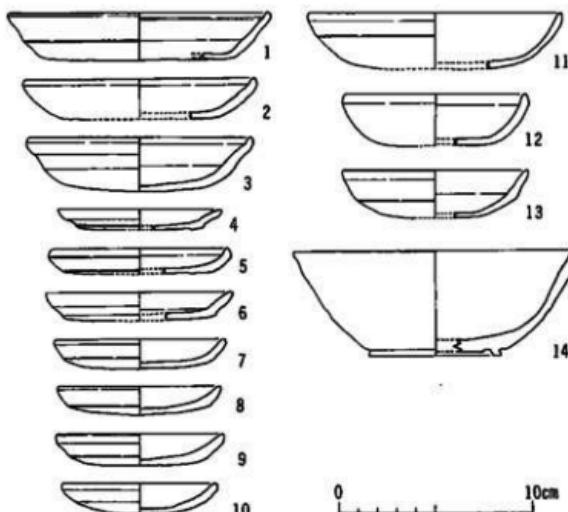
2(図版第22の2)はやや小形のもので、最大径40.7cm、高さ43.3cmであるが、口縁径は23.5cmと広く作られている。径部もやや短くなっている。内部の観察により体部は肩までが5段、肩から上が3段の粘土板つみ上げによって作られていることが分る。また外面肩部分には格子目状の押圧痕が數ヶ所認められる。これにも頸から肩にかけて自然釉が付着している。



第39図 I 13井戸出土遺物(3)



第40図 N22井戸実測図



第41図 N22井戸出土遺物

## 6. N 22井戸(第40図)

ほぼ円形の掘り方を持つ素掘りの井戸である。検出面での直径は約1m、検出面からの深さは約2.3mでここで一旦段をつけ、更に10cmほどの浅い窪みがつけられている。極めて規模が小さく、また木組などの痕跡も認められなかった。

遺物(第41図) 土師器皿がほとんどで(1~13)、他に須恵質の塊が1点出土している(14)。

土師皿は、B 1 タイプのもの(11~13)A 3 タイプのもの(1~9)が認められるが、A 2 タイプのもの(7・8)も若干ふくまれている。13世紀中葉の年代を考えて良いと思われる。

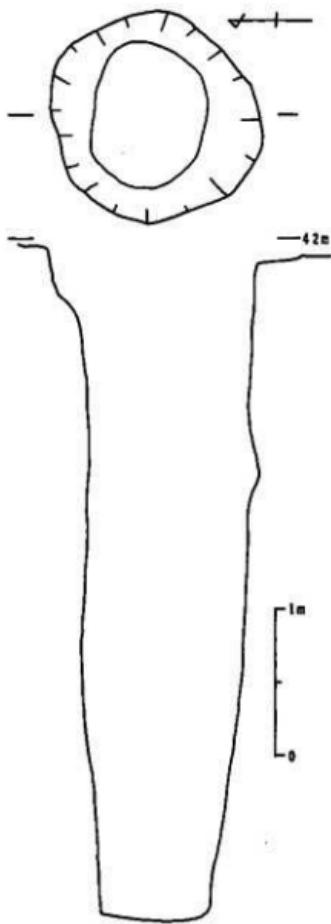
14はごく低い輪高台を持つ須恵質の塊で、口端部はほぼ水平に面をとっている。細かな調整はほとんど施されていない。

## 7. W 8井戸(第42図、図版第17)

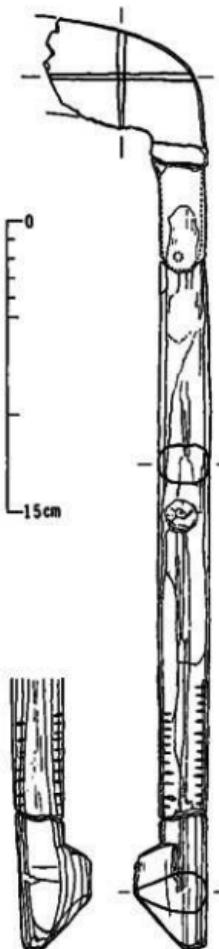
W 8溝を切り込んで掘られていた井戸ではほぼ円形の掘り方を持つ。検出面での直径が約1.4m、検

出面からの深さは約4.5mであった。この井戸で特徴的な点は、凝灰岩の地覆石が大量に投棄されていたことで、その幅が、W 8溝とはほぼ一致することから、W 8溝に埋設されていた地覆石がある時期に投棄したものとも考えられた。しかし、溝を精査したにもかかわらず、溝内からは一片の凝灰岩片も検出し得なかったことから、確認は得られなかった。

遺物(第43~46図)



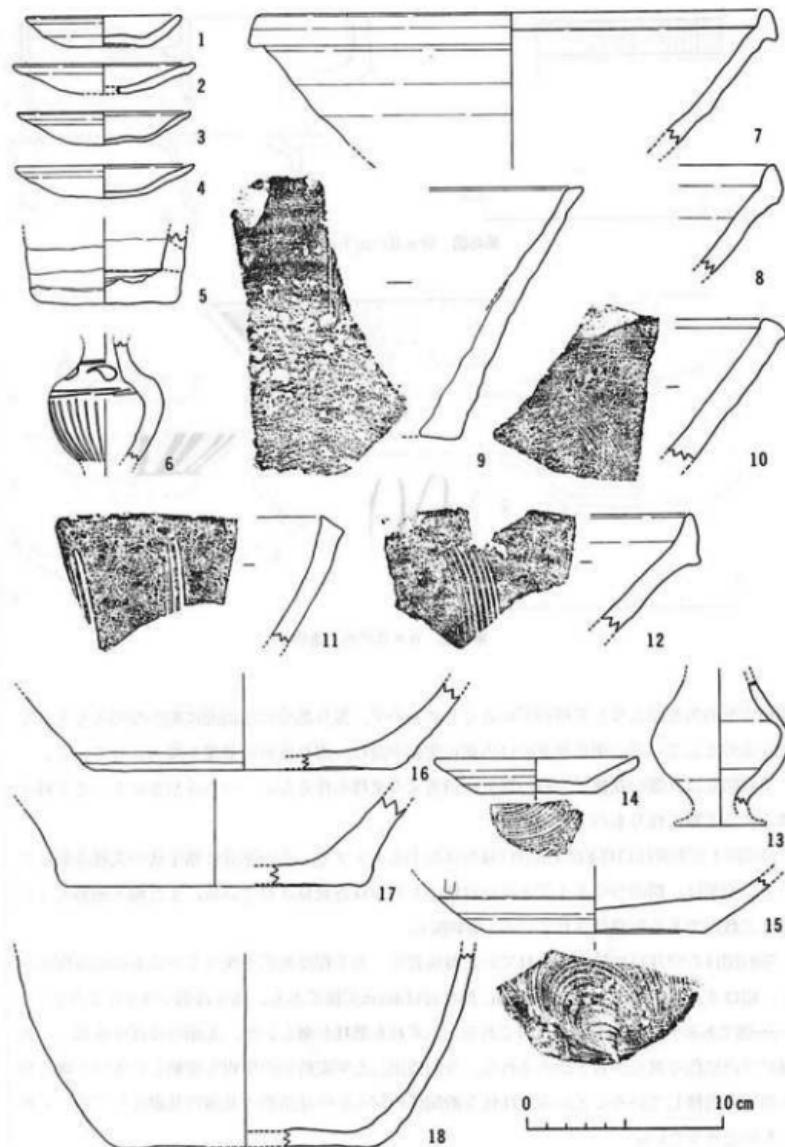
第42図 W8井戸実測図



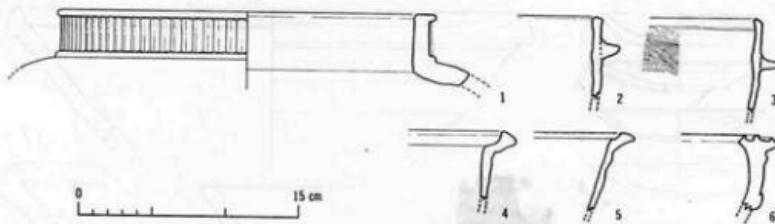
第43図 W8井戸出土遺物(1)

土師器皿(第44図1～4), 塩壺(5), 瓦器瓶(5), 摺鉢(7～12), 火舎(第45図1), 羽釜(2～5), 輸入磁器(第46図)などと共に注目すべきものとして鎌の出土を見ている(第43図)。

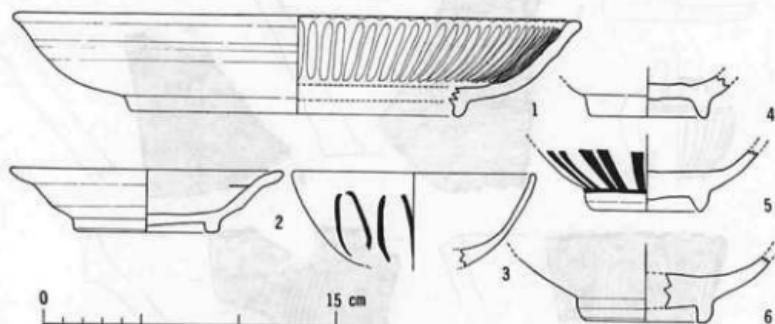
鎌は全長47.7cm, 柄の長さ42cmで、刃部は中央から先が欠けている。刃部は鉄サビが著しく、詳細は不明であるが、背の部分から刃部に向って厚みを減じ、また基部から先端部に向っても薄くなっている。刃ははめ込み式で、柄に6.5cmほどが挿入され、末端から6mmほどの部位に目釘の痕跡が認められた。また柄の先端部には、カシメの金具がとりつけられていた。柄は断



第44図 W8 井戸出土遺物(2)



第45図 W8 井戸出土遺物(3)



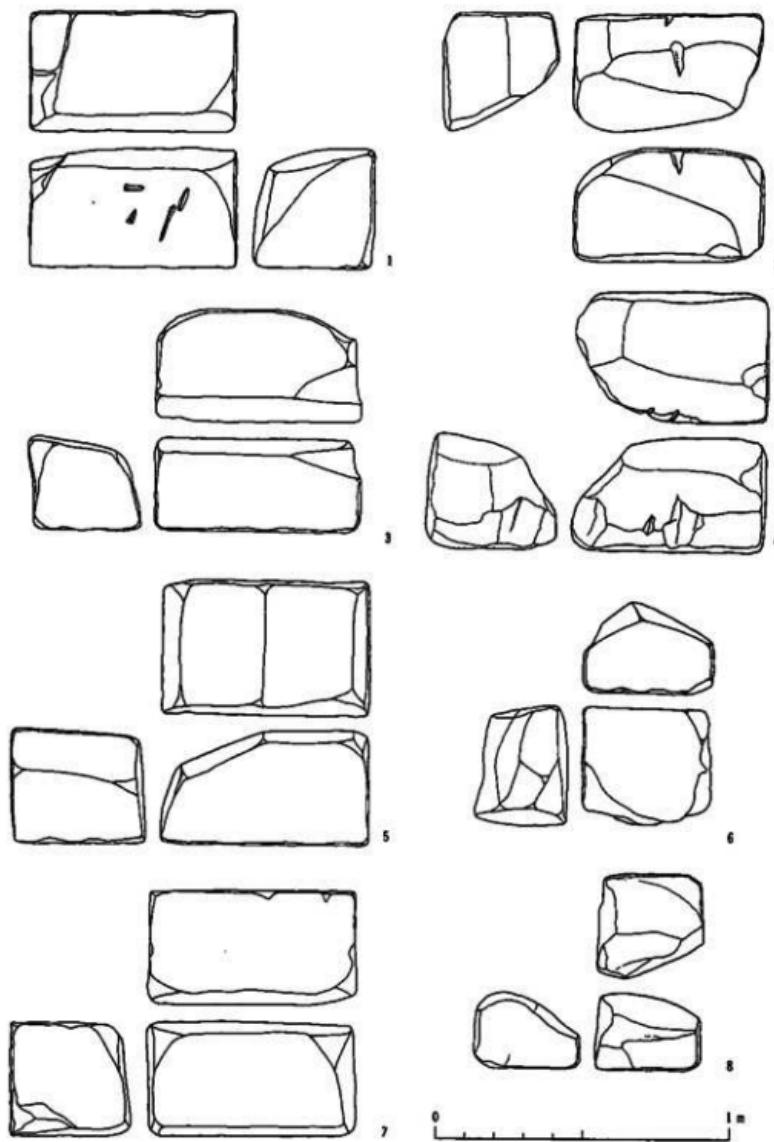
第46図 W8 井戸出土遺物(4)

面長方形の角を面とりして梢円形に近くしたもので、握り部分には両面に細かな刻みを入れて滑り止めとしている。更に基部には内側に突起を設け、滑り止めの効果を増大させている。

第44図6は瓦器の花瓶で、肩の部分に飛雲文の文様を作るなど、ヘラミがきによって文様を構成する丁寧な作りものである。

第45図1の火舎は口径約25cmの口縁が立ち上るタイプで、この部分に格子状の文様を刻んでいる。羽釜は、鈞のつくタイプと受け口状のものが双方発見されている。また輸入磁器も1の盤など数点であるが発見されている（第46図）。

第47図はこの井戸に投げ込まれていた凝灰岩で、ある程度原形を保っているものののみ図示した。幅は4, 5がやや大きく約45cm, 他はほぼ40cm前後である。高さは低いもの（3など）で30cm強であるが、他はほぼ40cm弱である。いずれも磨耗が激しいが、上面のほぼ中央部で、長軸に平行に色の異りが若干認められる。今回検出した平安時代の甲冑を埋納したW10土壙と場所的にも近接していることから、法住寺殿関係の何らかの建造物の基礎として用いられたものと考えたい。



第47図 W8 井戸出土遺物(5)

## 第2章 出土瓦・磚類の分類と考察

### 第1節 出土瓦の概観

今回の発掘調査で出土した瓦磚類は夥しいもので、その多くは調査で検出された7基の井戸のうちN22井戸をのぞいた6基の井戸を中心に出土したものである。中でもG3井戸からは軒丸瓦65点、軒平瓦130点の出土をみている。6基の井戸の合計点数は軒丸瓦110点、軒平瓦258点に達し、軒瓦全体にしめる井戸出土瓦の割合は、軒丸瓦で60%弱、軒平瓦で80%弱になり、軒瓦全体では約70%を占めている。この軒瓦の出土地別の割合は丸・平瓦においてもほぼ一致する比率である。

各井戸における軒瓦は、G区で検出された3基に多く、軒丸瓦で82点、軒平瓦で183点に達しており、井戸全体の中で70%強を占めている。ただG区全体でみた場合、井戸以外で出土している軒瓦も多く、これを合せると軒瓦全体の半数以上をG区で占めていることになるが、至近距離にあるG2井戸とG3井戸との間には出土点数に大きな開きがあり、G2井戸が軒瓦全体に占める割合は4%程度である。またG2井戸出土瓦を分類別(後述)の点数でみてみると、I～III類までが多い。これは、C18井戸とも共通する傾向で、この2基の埋没時期は他の井戸より少し古くなる可能性がある。

その点他の4基は分類別の出土傾向からみてもほぼ同時期に埋没したと考えられ、特に4基の中で異った井戸から出土した軒瓦片の一部で互いに接合できるものがみられる(G3井戸+I13井戸、W8井戸+I13井戸など)<sup>1)</sup>ことからもその可能性は頗る大きい。

出土した瓦磚類は軒瓦、丸・平瓦、鬼瓦、磚等で、これらには少いながら完形品に近いものも含まれているが、小破片がほとんどである。軒瓦では瓦当文様の多様性が目立ち、近世と考えられるものを除いたもので、235種類519点(軒丸瓦81種類190点、軒平瓦154種類329点)を数えることができる。もちろんこれらがすべて同時期のものというわけではなく、法住寺殿が創建された12世紀半ば頃から、文献の上でその名がみられなくなる15世紀半ばの応仁・文明の乱頃までを該当範囲として考えなければならないものであろう。

今回これらの軒瓦、丸・平瓦を各々共通する造瓦技法、胎土・焼成、瓦当文様等の特徴によってI類～V類までの5種類に分類することを試みてみた<sup>2)</sup>。分類にあたっては生産地を想定できる資料もみうけられることから生産地を念頭に置いて行っているが、生産地と消費地との関係についてはまだ充分な蓄積をもっているわけではなく、誤解を生じている所も多々あるかと思われる。

分類は生産地における造瓦技法上の特徴に基づいて行った。I類は播磨地方、特に東播地方において生産されたものを中心とした瓦である。II類は讃岐地方の十瓶山を中心とした一帯で生産されたものを中心とした瓦である。III類は平安京の北、岩倉幡枝の瓦窯跡群で生産されたものを中心としたもので、幡枝瓦窯跡の歴史的な経営事情から上原氏は「中央官衙系」と称さ

れた。

以上の生産地別による3分類に対して、IV類は今回出土した瓦の中でもっとも多い出土量をもつ1群で、軒瓦の瓦当文様の種類が極めて少ないともかかわらず、丸・平瓦の量が多いことから一つの分類として独立させたものである。この瓦は、類例がきわめて少なく正確に生産地をとらえることはむつかしいが、同范と思われる軒瓦の出土地からみて南都系の一つと考えられる。

V類はIV類でみた南都系の瓦を含む分類で、生産地を想定できないものを一括したもので、多くは室町時代に使用されたものである。

## 第2節 I類(播磨産)の瓦

I類は砂粒を含みながらも堅緻で良好な胎土をもち、焼成は硬質で灰色～暗灰色を呈し、表面に自然釉の掛かるものもみられる。これらの多くは須恵器と思われる外観を呈している。軒瓦にみられる造瓦技法上の特徴は軒平瓦に著しく、所謂「包込み」<sup>3)</sup>の方法(以後「包込式」と称する)によって瓦当部と平瓦を接合する点にある。軒丸瓦の場合、瓦当部と丸瓦の接合の段階で技法上の特徴が出てくことから識別はかなりむつかしいが、軒平瓦と共に通する技法上の特徴も全くないわけではなく、それらに基づいて分類を行った。

### 1. 軒丸瓦(第48・49図、図版第23・24)

I類の軒丸瓦は瓦当文様の種類によって華文系と巴文系にわけることができる。まず、華文系は蓮華文3種類3点、宝相華文6種類12点が出土している。1・2の近似した複弁六葉蓮華文軒丸瓦は、尊勝寺跡・円勝寺跡・鳥羽離宮跡等で同文異范のものがみられる文様<sup>4)</sup>で、花弁が少し長くなる2は魚橋瓦窯跡出土の資料とよく似ている。しかし、この文様は種類が多く同范を確認することはむつかしいようである。

3は単弁蓮華文軒丸瓦で、花弁の周囲に輪線文を配しているが、今のところ同じ文様を確認できない。焼成はやや軟質でI類とするには無理があるかもしれないが、瓦当部と丸瓦の接合方法に共通点がみられ、瓦当周囲のナデ調整が近似することからI類とした。

宝相華文軒丸瓦は他に類似した文様をほとんど見い出しえない<sup>5)</sup>もので、III類第59図4の宝相華文軒丸瓦の文様等を原型とする宝相華文をかなり抽象化したものである。花弁の周囲には幅6mm前後の圓線が巡り、4・7・8では圓線内側から十字花弁に向って突起が出ている。また十字花弁に対応する圓線の一部が切れているものもみられる。10は4ヶ所とも切れ、7・8では2ヶ所が切れていると推定される。10の文様面には「○」印の印刻がみられる。

巴文系では巴文の周囲に珠文帯をもたないものと、もつものの2系統がみられる。珠文帯をもたないものは5種類で、珠文帯をもつもの14種類に対してかなり少ない。巴の数は確認できるものは全て三ッ巴文で、巻方向は15をのぞいて右巻である。また15には巴文の周囲に圓線を巡らせている。13の文様面には外線と巴文との間に陽刻された小さなキズ状のものがみられるが、キズなのか一種の記号なのか判別できない。



第48図 I類軒丸瓦(1)

珠文帯をもつものは巴文と珠文帯との間に圓線が巡るものと巡らないものみられる。文様の種類としては前者が圧倒的に多く、後者はわずか3種類(29~31)のみである。また16~20・23のように珠文帯を囲むように二重に圓線を入れているものもみられる。巴の数と巻方向は確認できるもののうち31が右巻二巴で、他は三巴で25・26・30の3点が左巻である。

珠文は21の径5mmから23の径15mmまで様々で、19は珠文の間に楔状の幅線文を配している。これは後述する劍頭文軒平瓦(第54図39)と類似するものでセット関係にあるものと考えられる。30の珠文帯には径8mm前後の珠文が21~22個配されていると思われるが、拓本下部の少し左寄りの珠文の間に径5mm程度の小突起がみられる。この突起は範キズと言えるものではなく、



第49図 I類軒丸瓦(2)

意識的に作られたもので、珠文の個数を調整するためのものと思われる。

これらの瓦当面には范キズや板目とは異なる条痕をもつものが幾つかみられる(2・9・15・23)。これは瓦当を作るにさいして粘土を適量糸切りによって切り取った時点で付いた痕跡である。また文様面中央に径1mm程度の小突起がみられるものがある(16・17・23・26・30)。恐らく瓦范製作時に文様を割り付けたときのコンパスの痕跡であろう。

文様の違いによる軒丸瓦製作上の違いはみられず、瓦当部を形成する粘土の背面に丸瓦を密着させる溝を指ナデによって造り、その溝に丸瓦を差し込み支持粘土を入れて接合部を包み込むようにする。そして後はナデによって形を整えるが、その際丸瓦と瓦当部の密着がうまく行きず空洞を生じるものもみられる(12・15)。これは軒平瓦にも共通する特徴である。また接合部を補強する支持粘土の量に差がみられ、16・17の同范例で明らかのように瓦当部断面の厚みが倍近くちがっている。ナデによる調整は瓦当上部では10のように丸瓦凸面へ向って縦にナデられ、瓦当背面から丸瓦凹面へナデされている。断面でみると特徴は11のように瓦当下部から中央部にかけて丸味をおびて盛り上がるものが多くみられるのも特徴である。

軒丸瓦に伴なう丸瓦は欠失しているものが多く明確ではないが、17にみられるような丸瓦凹面端部にヘラで刻みを付けていたものもあったようである<sup>6)</sup>。

### 2. 丸瓦(第50図)

丸瓦の規格は全長と幅の比率が平均2.5:1程度で造られ、最小のもの(2)で全長28.6cm幅12.6cm、最大のもの(1)で全長41.0cm、幅17.2cmを計るが、平均的なものは全長36cm、幅14.5cm程度のものである。

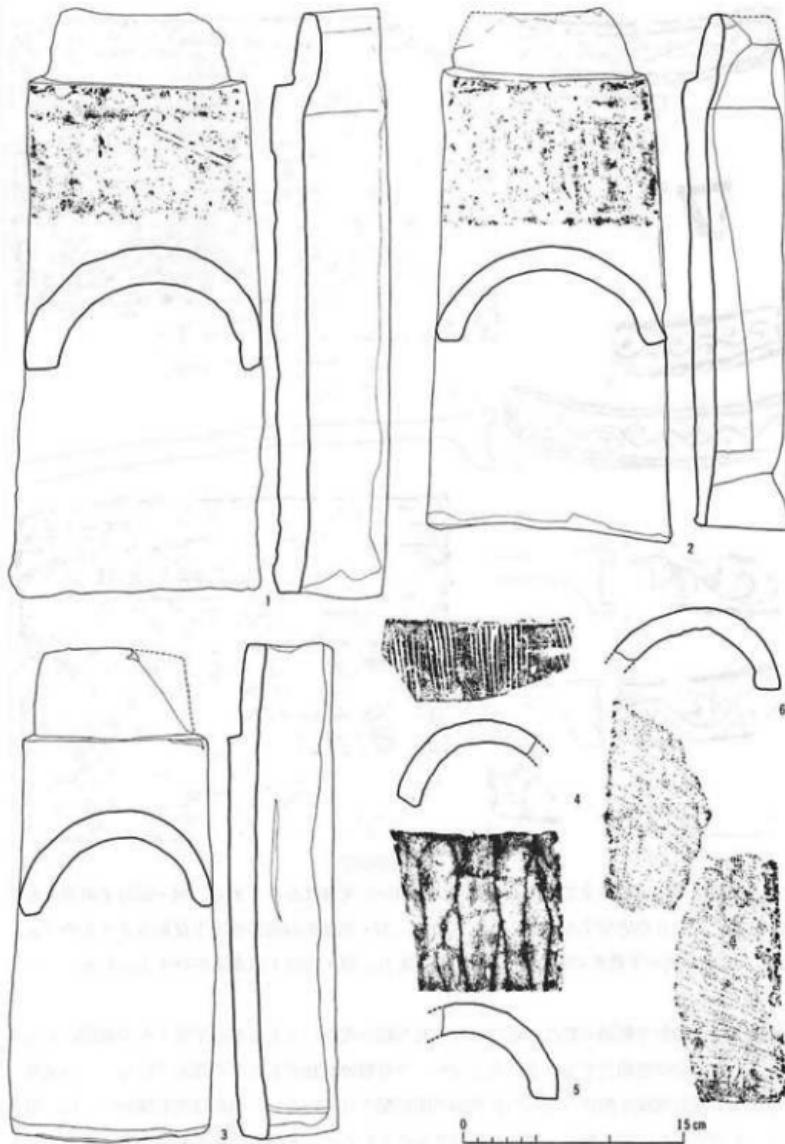
大きさによる違いではなく、凸面はナデられているが、2には条痕のタタキ痕が残っており、4はそれを全く消していないものである。5はナデではなくヘラ削りによって凸面を整えていく例で数は少ない。凹面は布目痕に先行する糸切り痕を残すものが頗る多い。その中で6は凹面に「大」の字をヘラ書きするもので7個体分の破片が出土している。因に、丸瓦ではヘラ記号は少く、1の凸面に付けられた条痕を含め2点である。側面は1面で玉縁までヘラ削りされ、凹面端縁にもヘラ削りが施されている。端面にはワラ状圧痕が認められ凸面端部はやや盛り上っている。3は上端を円錐形にした円筒ではなく、変化のない円筒を用いて作られた丸瓦で、播磨系の特徴の1つといわれている<sup>7)</sup>。

### 3. 軒平瓦(第51~54図、図版第26~29)

軒平瓦の瓦当文様は唐草文系20種類27点、華文系10種類17点、剣頭文系5種類12点。その他に連巴文2種類2点、幾何学文1種類1点、連珠文1種類1点である。

これらは軒丸瓦同様尊勝寺をはじめとする六勝寺跡や鳥羽離宮跡の出土資料中に同范資料を見いだすことができるほか、魚橋瓦窯跡出土資料中にも同范資料を見い出すことができる。

唐草文系は均整唐草文と偏行唐草文がみられるが、偏行唐草文は少なく3・4、5、6・7の3種類のみである。また16は唐草文でも宝相華唐草文の一種である。15は尊勝寺跡、鳥羽離宮跡等で出土しているものと同文であるが、文様上部が瓦当外縁に規制されている。尊勝寺跡出土のものは15とほぼ同じ文様の切り方をしているが、魚橋瓦窯跡出土のものは文様が完結している。上原氏はこの現象を外縁を彫り加えることによって小型化していることから15の範を後出的とされている<sup>8)</sup>。これと似た現象が8・9でみられる。この場合瓦当の規模に差はみられないが、9では文様面の中で唐草文が完結しているのに対し、8の両端は外縁によって規制されている。この場合15とは異なり、8の反省に基づいて9が作られたと考えられる。



第50図 I類丸瓦

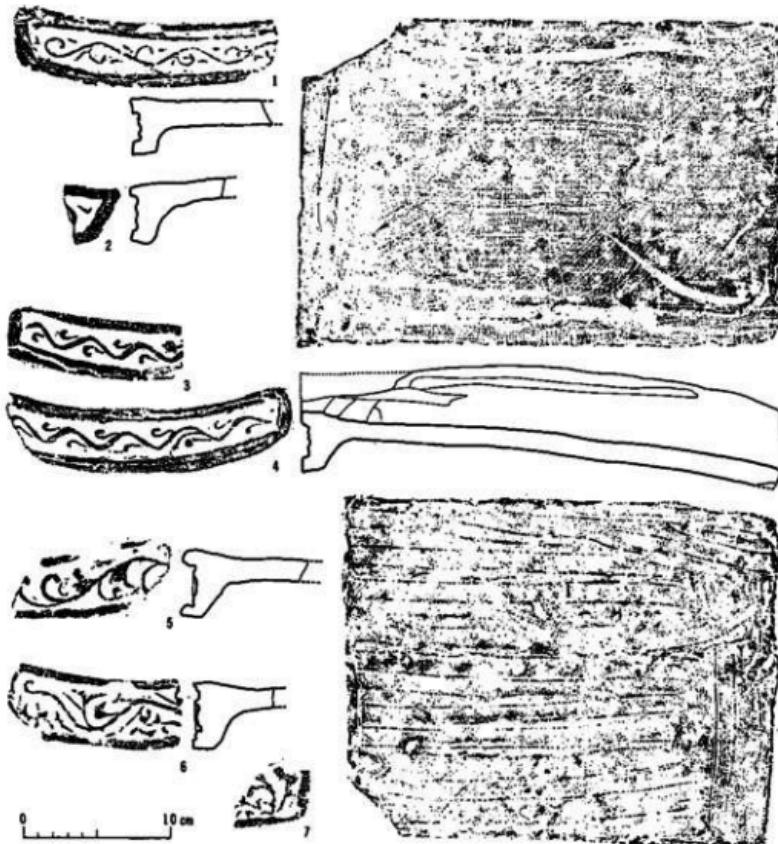
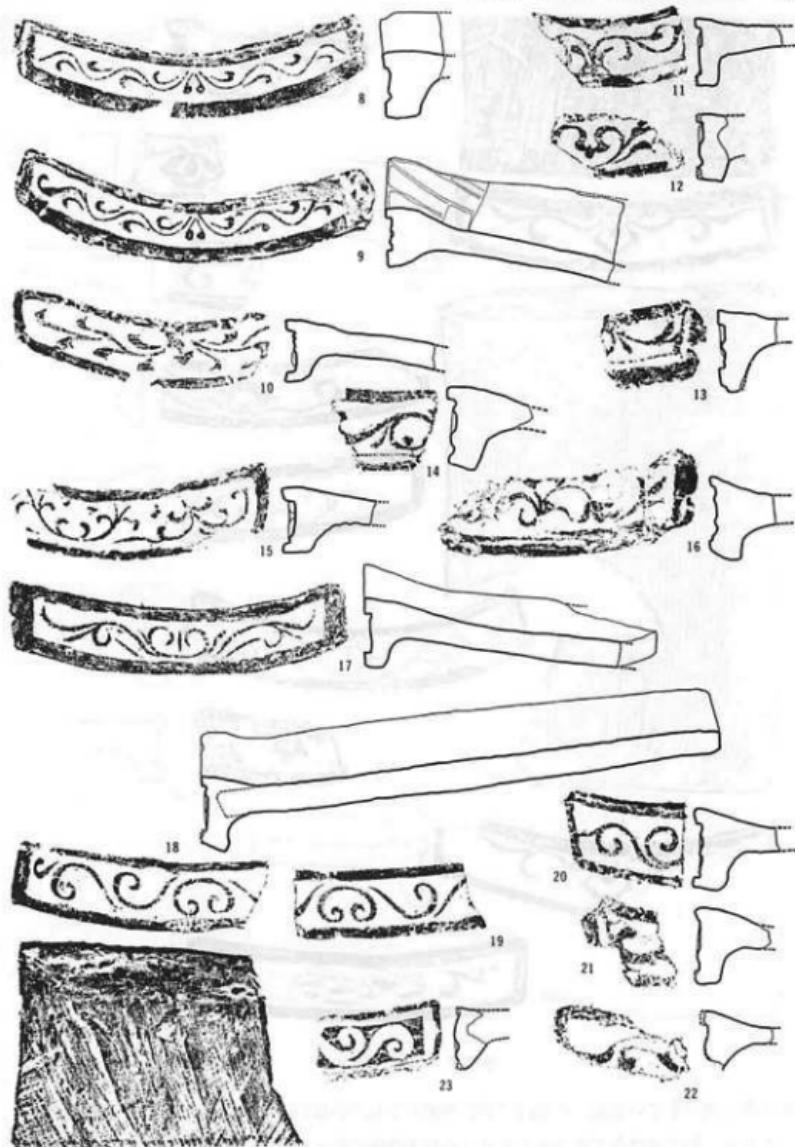


図51 I-ki e-han瓦(1)

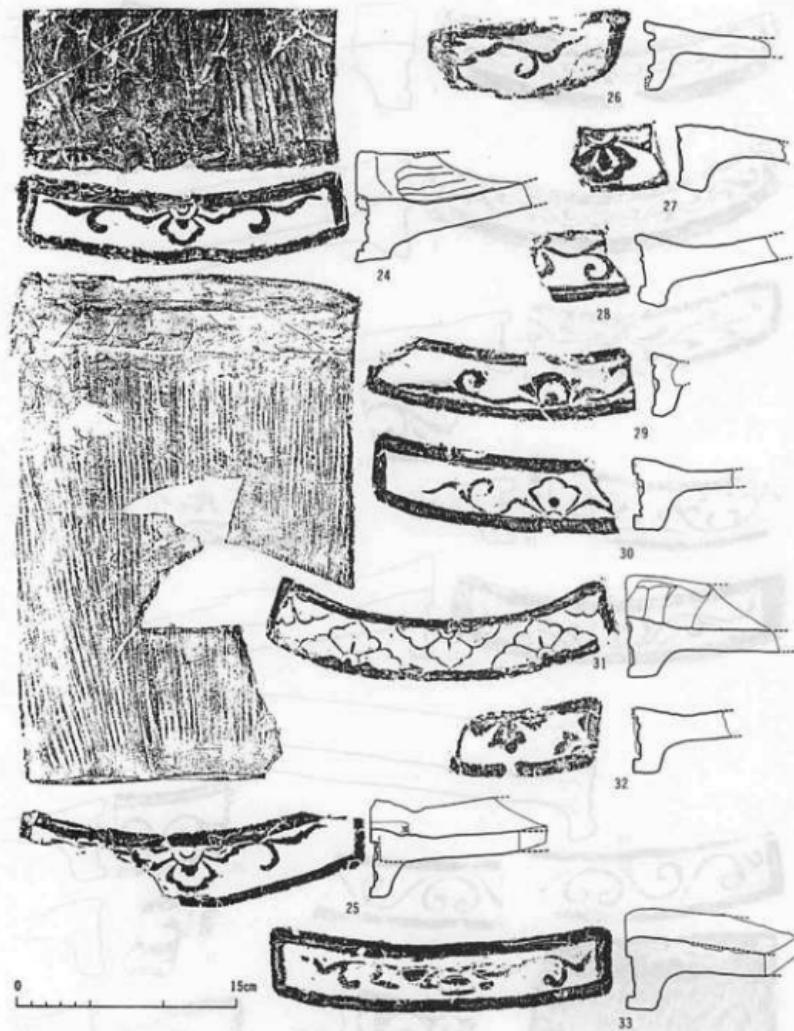
華文系はすべて宝相華文で、半截した華文を用いた文様ばかりである。24~30は半截華文を中心的に据え、左右に唐草文をあしらったもので、29・30はその意匠を上下反転させたものである。また33は中央の半截華文を抽象化したものである。31・32は半截華文だけを上下にあしらったものである。

劍頭文は5種類で劍頭の数は一定ではなく瓦当幅が大きいこともあって多くの傾向にあるようである。39は劍頭文でもさきが丸くなり一つの劍頭が独立して7つ並んでいる。この文様の特徴は下部の外縁に横状の突起が各劍頭の間に配されている。この形は第49図19の三巴文軒丸瓦と共通するもので、胎土・焼成も類似することからセット関係にあるものと考えられる。

連巴文は2種類で、40は巴の頭が接合し、主文部の巴文だけを彫り起す形をとっているため主文部は枠のように残されている。法金剛院に近似したものがみられる。43の連珠文は、珠文



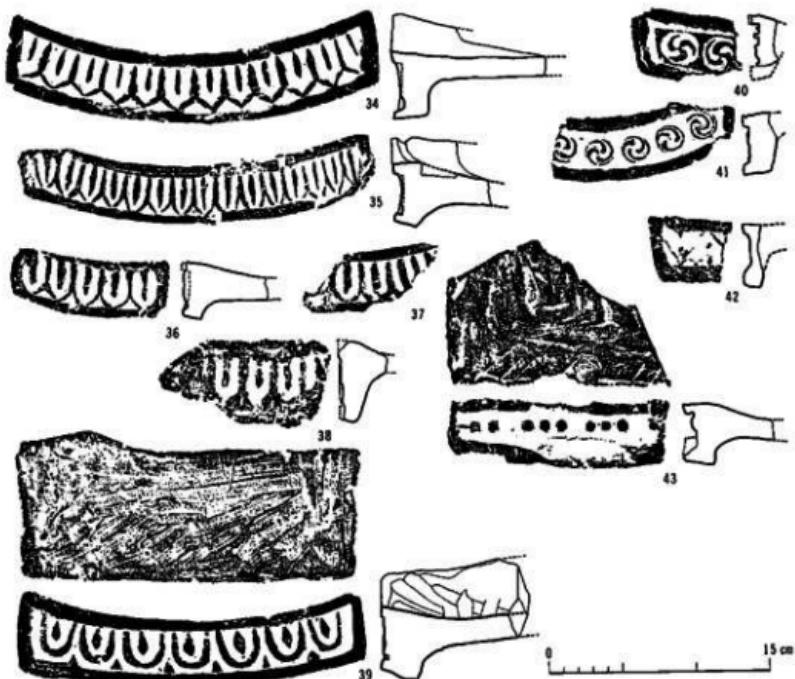
第52図 I類軒平瓦(2)



第53図 I類軒平瓦(3)

を3個1組にしているが、左端は2個しか表わされていない。

これらの軒平瓦は全て瓦当部を形成する粘土背面に指ナデによって溝を付け、そこに平瓦を差し込み支持粘土で包み込むように補強する技法で、播磨系の特徴である。瓦当部の調整はナデを基調にして行なわれている。頭は横ナデを行ない、頭部下端から平瓦凸面にかけては横ナ



第54図 I 類軒平瓦(4)

デを行なっている。瓦当上部の平瓦凹面との接合部は4のように横ナデによって整形しているが、24のように縦ナデを行なう場合、39・43のように部分的に縦ナデを行なう場合もみられる。この点は軒丸瓦と同一の技法で、瓦当部と平瓦の接合部には空洞が生じているものもみられる。

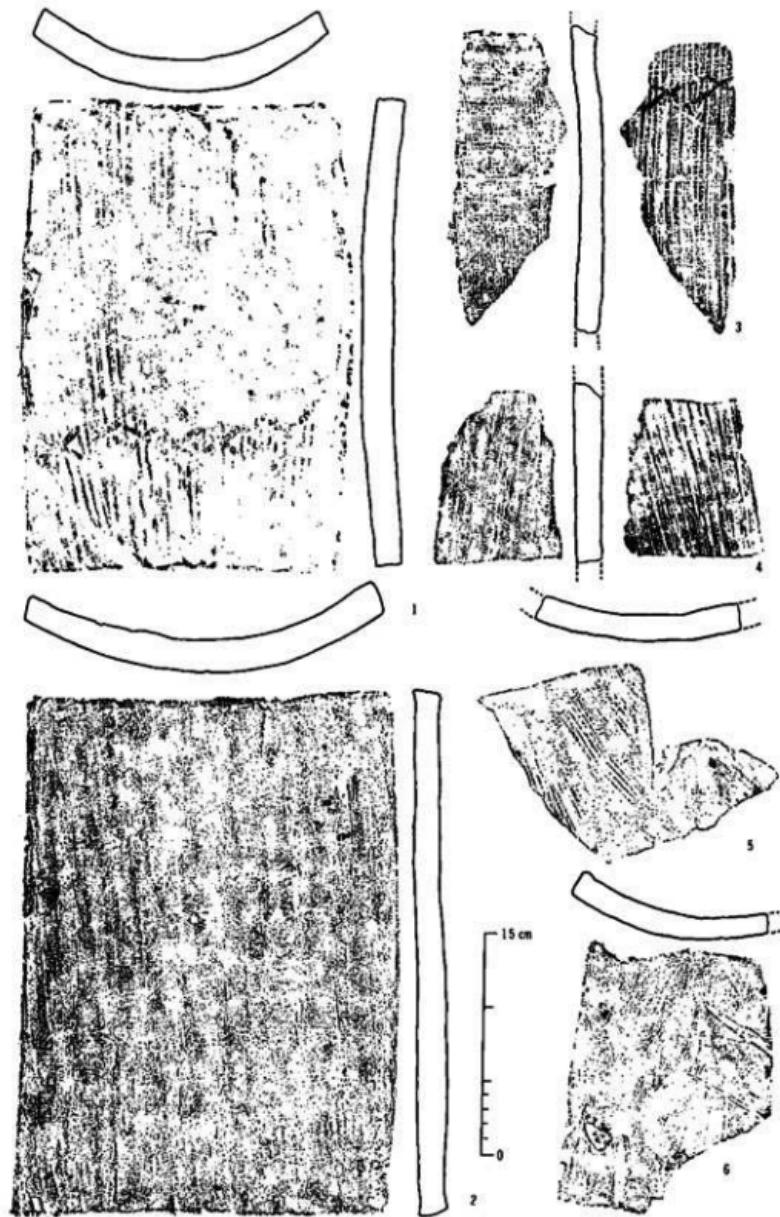
瓦当部と平瓦の接合はかならずしも直角に接合されるわけではなく、断面でみると18・24・28のように鈍角を呈するものや、9・17・24のように鋭角を呈するものがみられる。

軒平瓦に用いる平瓦は丸瓦と同じで特別なものではなく、通常の平瓦と同じである。

#### 4. 平瓦(第55~57図、図版第30)

平瓦は広・狭両端部の区別がない長方形に造られるのが特徴である。1のように凸面に平行条線に「×」を加えたタタキをもつグループをa類とする。凸面を2のようにナデによって整形しているグループをb類とする。I類の平瓦はだいたいこの2種類に帰結するが、平行条線のタタキ目で「×」を加えていないものや、その判別ができるものもある。

まずa類は、若干の例外はみられるが、全長32.2~35.8cm、幅20.3~23.2cmの範囲にまとまり、一定の規格をもって造られているようである。凸面の平行条線タタキ目は10~12本の平行



第65図 I類平瓦(1)

条線を1単位としその中に「×」を加えたもので、後述するように数種類の板が用意されているようである。タタキ締めの方向は、平瓦の両端から側縁を平行に右から左へ移動している(1・7)。そのため中央部はタタキ締めが行きとどきにくく、1では両端に著しく、中央部では判明しにくいほど薄くなっている。7でも同様で、中央部の平行条線は少しづつ折り重なって乱れをみせている。

側面はヘラ削りされており一方の端面もヘラ削りが施され、もう一方にはワラ状圧痕が認められる。凹面は布目痕に先立って糸切り痕が残っている(7)。また3・9のように凸凹両面に布目痕がついているものもみられる。

一方b類は一定の範囲にまとまらず、瓦の規格性はみられないが、凸面を2のようにナデによって整形する点で共通するものである。10はナデによって整形されながら格子のタタキ目が残ってしまったものである。8は凸面をナデしているb類の瓦であるが、小型のわりに厚さは2.5cmとI類中最大のものである。また凹面側端縁をヘラ削りによって整形している点は特異な例である。いずれも凹面には糸切り痕と布目痕を残すものが多く、その他の整形法からみてa・b両者を別個のものと考えるのはむつかしいが、a類の胎土・焼成は砂粒が少なくやや軟質である点と、b類が砂粒多く硬質で暗灰色を呈するものである点、工人集団による違いからくるものか定かにし得ない。

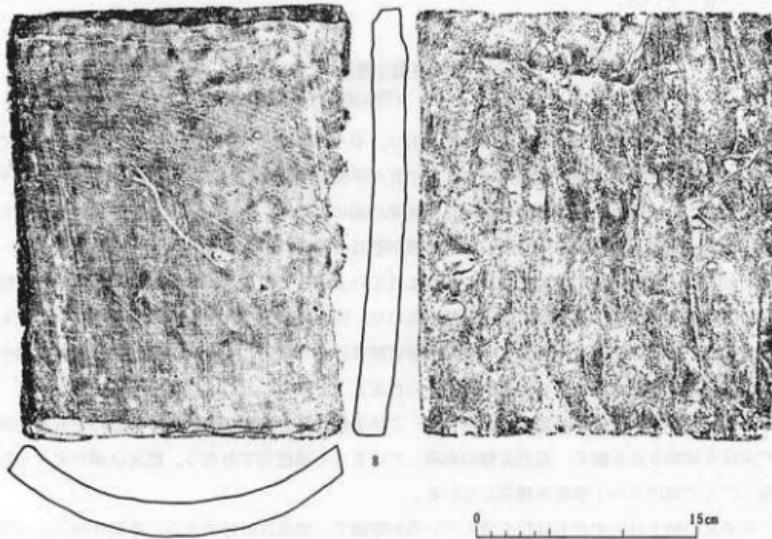
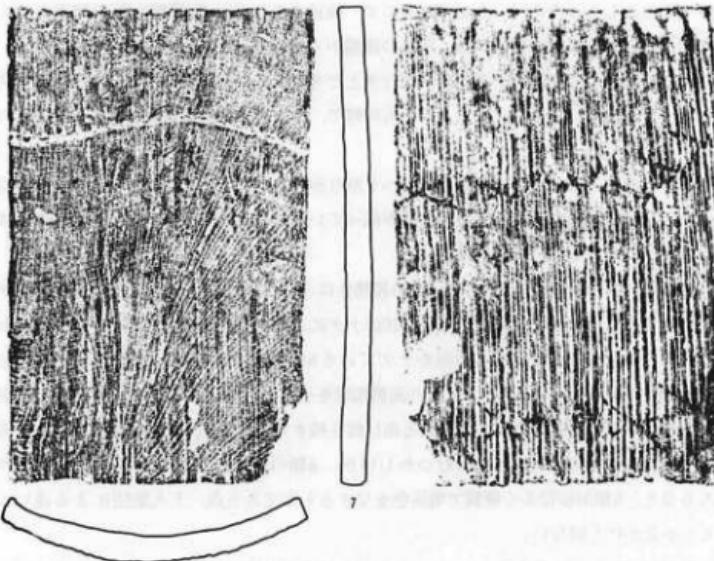
4は凹面に「×」をヘラ書きするもので、5・6は凸面に「×」などを入れて、特に5は「#」をヘラ書きしている。

### 第3節 II類(讃岐産)の瓦 (第58図、図版第31)

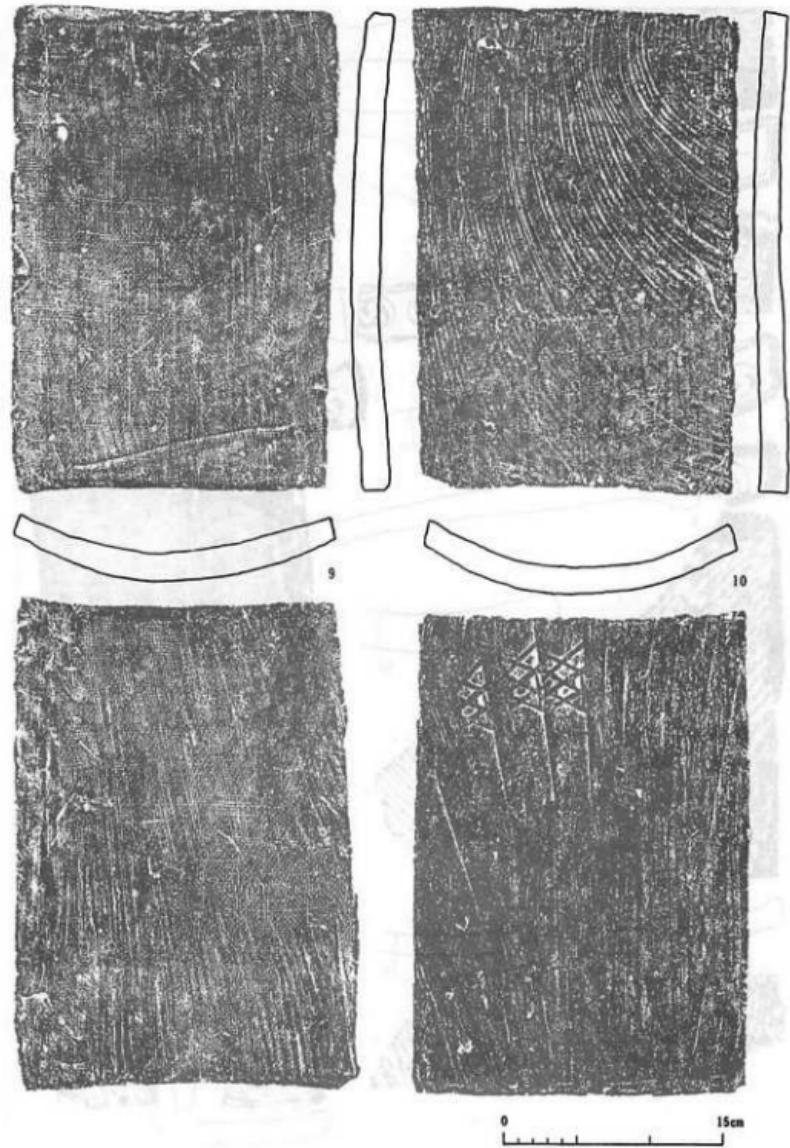
II類は、密度の高い胎土と硬質な焼成をもつ、やや厚手の瓦で、淡灰色～暗灰色を呈している。讃岐系の軒瓦の場合技法的には、軒平瓦の平瓦部凸面から額部全体に及ぶ粗い撚目タタキ痕をとどめ、断面も瓦当部顎下端から平瓦部凸面にかけて、極めてゆるやかな曲線を描くものを特色としている。そのため明瞭な形での顎が形成されない。瓦当文様におけるバラエティーもなく、連巴文を主に宝相華文が若干含まれているのみである。1は香川県綾南町陶北山田西のますえ畑瓦窯跡出土<sup>33)</sup>のものと同様のもので、同瓦窯跡群では、類似した連巴文軒平瓦も出土している。これらは六波羅密寺、鳥羽離宮跡等にみられることから、I類同様12世紀後半の法住寺殿創建時に使用されたものと考えられる。

軒平瓦は、宝相華文2種類2点と少なく、2は半截華文を上下にあしらったものである。連巴文は6種類6点を数え、瓦当文様の剥落している9も連巴文であろう。巴文は頭の尖った右巻三巴文で連巴文の1単位を構成している。

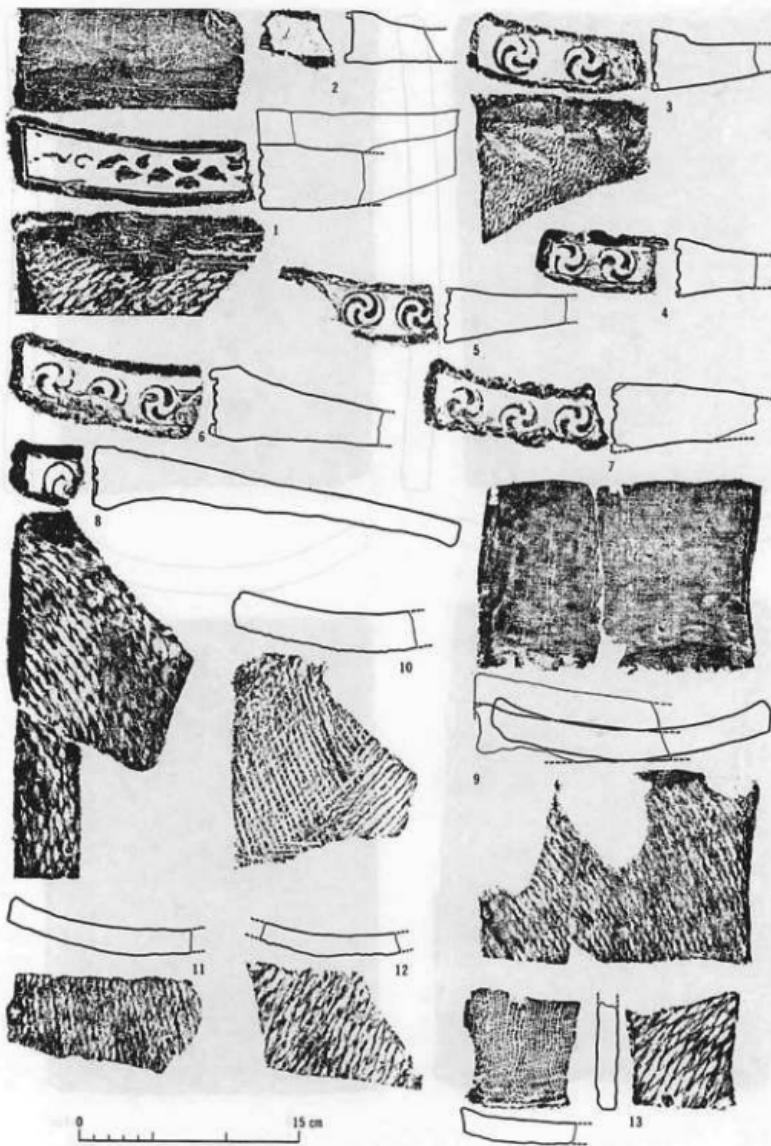
軒平瓦の胎土はいずれも砂粒を含んでいるが堅緻で、焼成は良好である。色調は淡灰色～灰色を呈している。瓦当部には明瞭な形の顎がなく、瓦当付近の凹凸両面は横方向にヘラ削りされており、側面もヘラ削られている。軒平瓦に用いられている平瓦は軒瓦用に造り、やや厚手



第56図 I類平瓦(2)



第57図 I類平瓦(3)



第58図 II類軒平瓦・平瓦

のものを使用する。

平瓦は完全なものは1点もなく、すべて小片のみであり、そのため軒瓦との区別がつけにくくなっている。凸面は軒平瓦同様に粗い網目タタキをもっており、胎土には砂粒を混入するものの堅致で、焼成は良好である。ただ13は火災に遭ったものか赤褐色を呈している。

いずれも凹面には9にみられるような細かい布目痕を残しているが、13のみ乱れはじめた布目痕を残している。これらは小片のため規模は判明しないが、厚みからみて8・9の軒平瓦から想定される縦25cm、幅19cm前後のものが多いように思われる。

凸面にみられる粗い網目タタキ痕は、3の細いものから8にみられる粗いものまであり、軒平・平瓦の別を問わずみられる。

#### 第4節 III類(中央官衙系)の瓦

上原氏によって中央官衙系と称されたこの類は、外見上淡灰色～黒灰色を呈するが、前述した2類と異なり、胎土焼成は一定せず砂粒を含まない良好な胎土から、砂粒を多く含む粗い胎土まで均一ではない。III類で特徴として上げられるのは、規格が全体に他の類と比較して小形化している点と、軒平瓦では技法上「折曲式」による瓦当部成形法を基本としていることである。この造瓦技法には平瓦の広端部を折り曲げて瓦当部を成形する方法と、折り曲げきれず別粘土を瓦当部に足して成形する方法の2つがみられる。両者の間には若干の時間差があり、後者が先行するといわれている<sup>10)</sup>。III類には少ないながら先行するものがみされることから、法住寺殿の創建時より寿永二年(1182)の木曾義仲によって焼打を受け、その後再建されしばらくの時間的な幅を考えなければならないであろう。

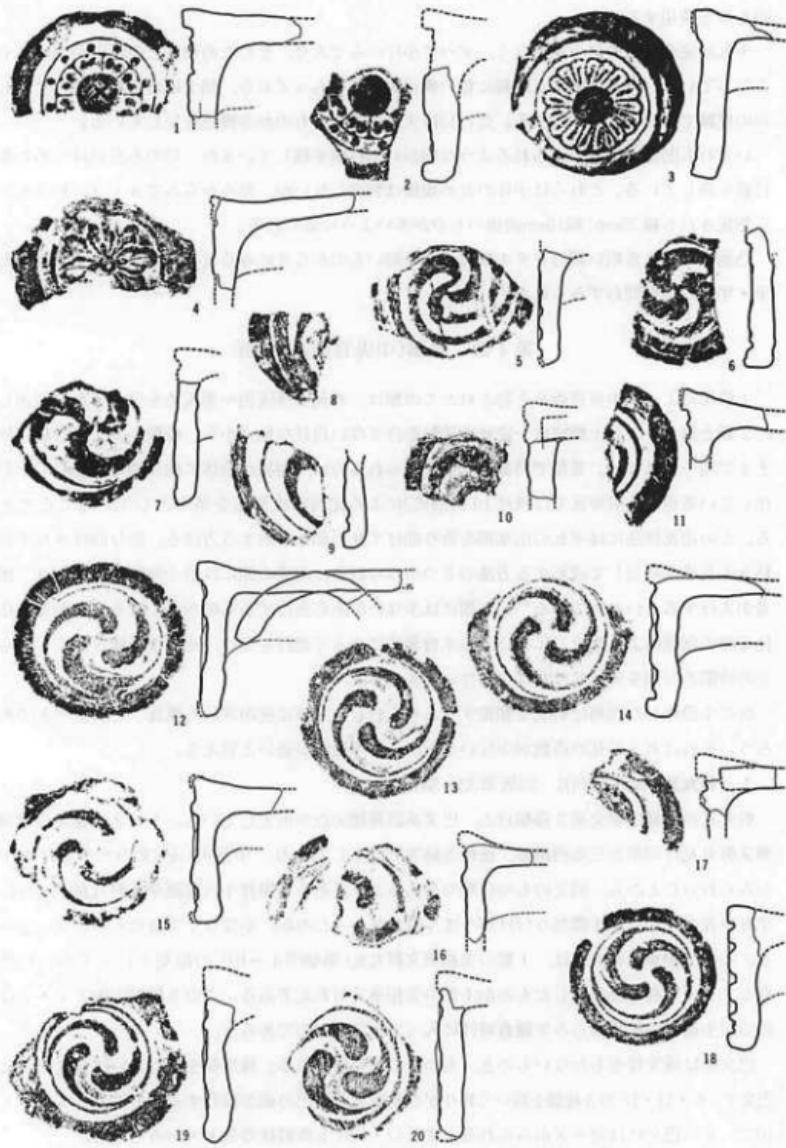
次に小形化した規格は軒瓦を想定するよりもむしろ大棟に使用された壘瓦<sup>11)</sup>と解すべきであろう。それは丸・平瓦の点数が少ないとからも可能性が強いと言える。

##### 1. 軒丸瓦(第59・60図、図版第32・33)

軒丸瓦の文様は華文系3種類12点、巴文系27種類60点が出土している。1・2の複弁八葉蓮華文軒丸瓦は同范が三条西殿跡、法性寺跡等で出土しており、中房の「卍」文の大きさに大小がみられることから、同文のものは幾つかあるようである。単弁十八葉蓮華文軒丸瓦(3)は、単弁の花弁を彫り起す際割り付けがうまく行かなかったのか、かなりくずれたものとなっている。4の宝相華文軒丸瓦は、I類の宝相華文軒丸瓦(第48図4~10)の原型といってもいい文様で、この文様を抽象化したものがI類の宝相華文軒丸瓦である。この3種類の中で1・2は他の出土遺物の年代からみて鎌倉時代に入ってからのものであろう。

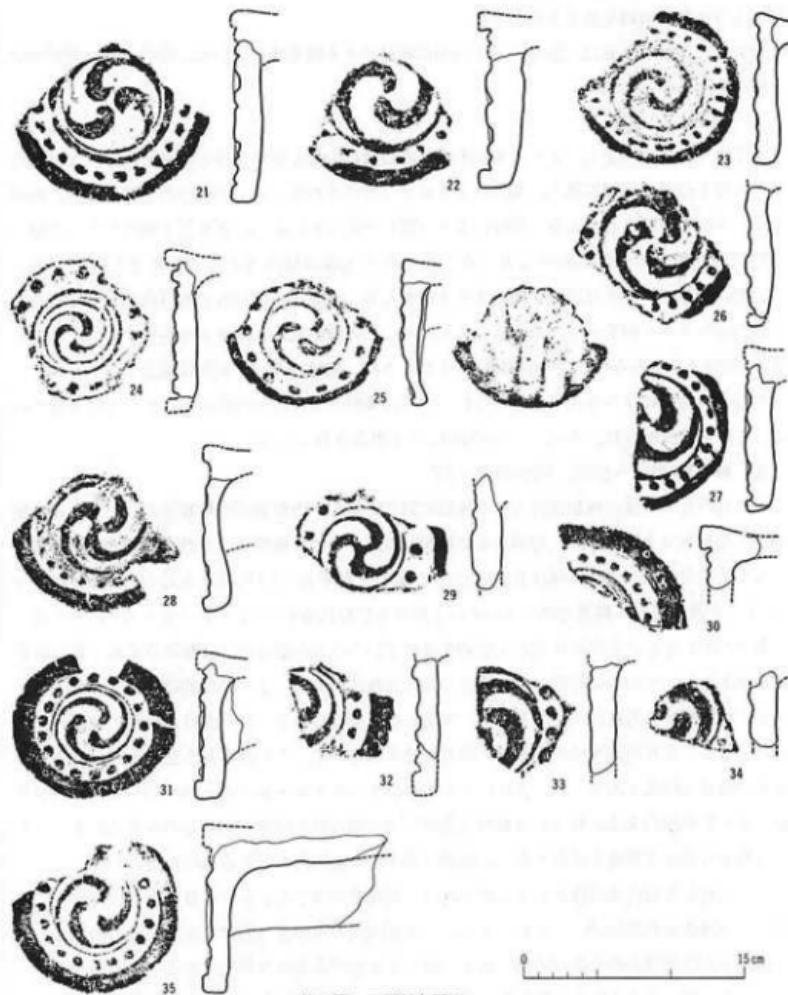
巴文系は珠文帯をもたないものと、もつものにわけられる。珠文帯をもたない巴文は全て三巴文で、6・11・18の3種類を除いて残りが右巻である。巴の頭が接合するものは5・6・7・10で、5の巴文には范キズがみられる。また12・13にも条状の范キズがみられる。

珠文帯をもつものは21・22が二巴文であり、25・27が左巻である。直徑でみてみると25が約13.4cmで大きく、また4mm程度の圓線を巡らせており、巴の頭部は外へ向って尖っている。21



第59図 Ⅲ類軒丸瓦(1)

0 15 cm



第60図 III類軒丸瓦(2)

～29までは巴頭部が尖っているものであるのに対し、30～36は巴頭部が丸味を帯びて、外縁の幅も拡がってきてている。

これらの軒丸瓦の造瓦法は、軒平瓦に対してあまり特徴がみられず、瓦当背面に丸瓦を接合する溝を造り、その溝に丸瓦を差し込んで支持粘土で補強するもので、I類と異なり丸瓦との接合部に空洞はみられず密着している。支持粘土の整形は瓦当背面を指で押えて丸瓦凹面との密着を強くしている。瓦当部周縁はナデによって整えられている。瓦当背面を押えることから

29のように指の痕跡を残すものが多い。

軒丸瓦に伴なう丸瓦は、35でみると凸面に繩目タタキ痕を残している。この丸瓦は第61図1と同じ手のものであろう。

## 2. 丸瓦(第61図)

丸瓦は2種類が出土し、1~3の小形丸瓦の点数は少なく小片がほとんどである。1は繩目タタキ痕を凸面に明瞭に残し、端部はナデによって消されている。凹面は布目痕を残し、両側縁はヘラ削りが施されており、端縁にもヘラ削りが及んでいる。凸面に付く繩目タタキは細いもの(2)や粗いもの(3)がみられ、釘穴は丸瓦と玉縁の接合部のところに穿たれている。

これに対し、4~8は凸面に繩目タタキ痕をもち、凹面は糸切り痕と布目痕が残っている。7は凸面のタタキ痕をヘラで消しているので、この種の丸瓦にはタタキを残すものとヘラによって消すものがみられる。凹面側縁はヘラ削りされ、端縁でのヘラ削りは幅広くなっている。

これらの凸面にはヘラ記号が付けられ、1では条痕が玉縁側の凸面にみられ、5は玉縁凸面に「(」がヘラ書きされ、6は「×」が凸面にヘラ書きされている。

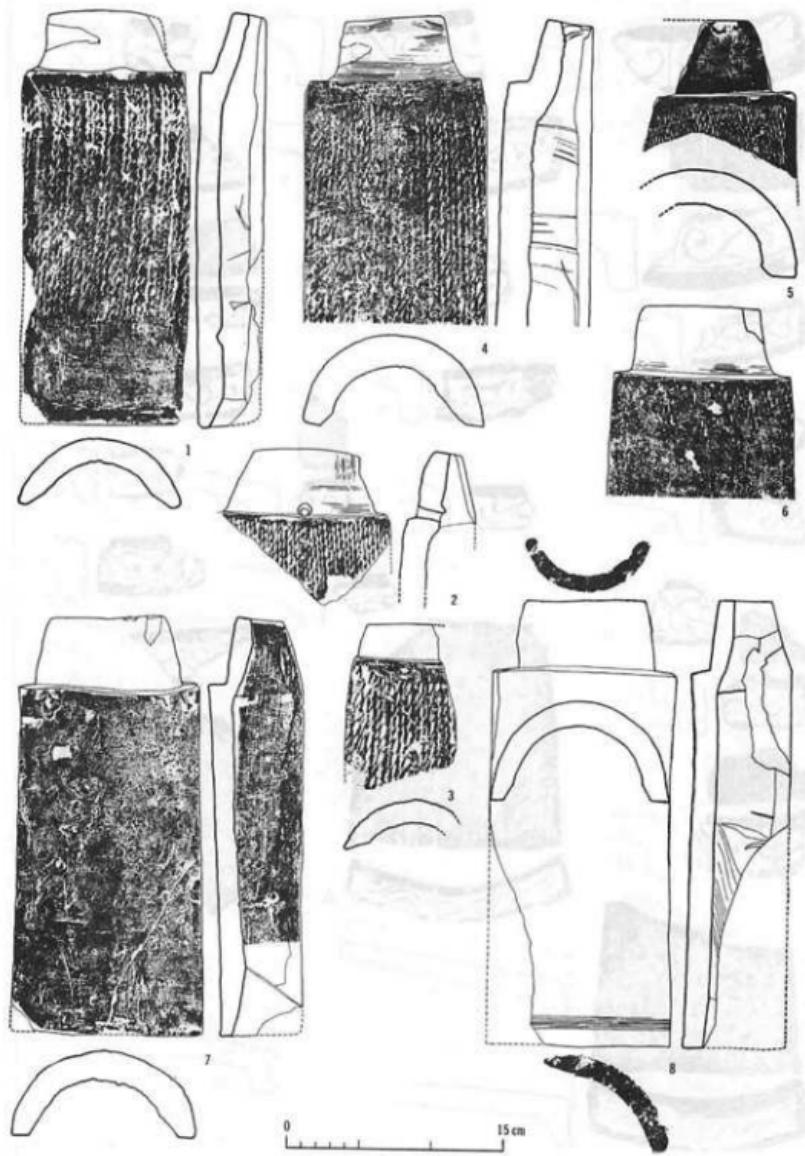
## 3. 軒平瓦(第62~66図、図版第34~42)

軒平瓦の瓦当文様の種類は軒丸瓦の種類に対して多く、唐草文系23種類28点、巴文系15種類16点、宝相華文2種類4点、劍頭文系43種類81点、その他5種類5点を数え総数88種類134点に及んでいる。この中には幡技瓦窓跡出土の雁巴文軒平瓦と同范同文と思われるもの(21~35)や、六波羅密寺、尊勝寺跡出土のものと同范と思われるもの(4・5・6・9)がみられ、平安京を中心とした近郊生産地から供給を受けていたことが窺える。Ⅲ類にみる軒平瓦は折曲式を基本とし、その中に時期の異なる2つの造瓦技法がある。まず時期的に先行するものは、平瓦を折り曲げる方法は同じであるが、完全に折り曲げられず、折り曲げた平瓦広端部凹面に別粘土を足して瓦当面を成形しそこに范を押捺するもので、その際平瓦と瓦当面とは鈍角をなす半折曲式の技法である。この技法によるものは1~6・9・14・26~35・42~45・99の21種類で26~35の雁巴文系の軒平瓦は幡技瓦窓跡<sup>12)</sup>出土のものと同范同文のものが見られる。これらは胎土も良好で焼成も硬質である。色調は黒灰色~淡灰色を呈するものが多い。

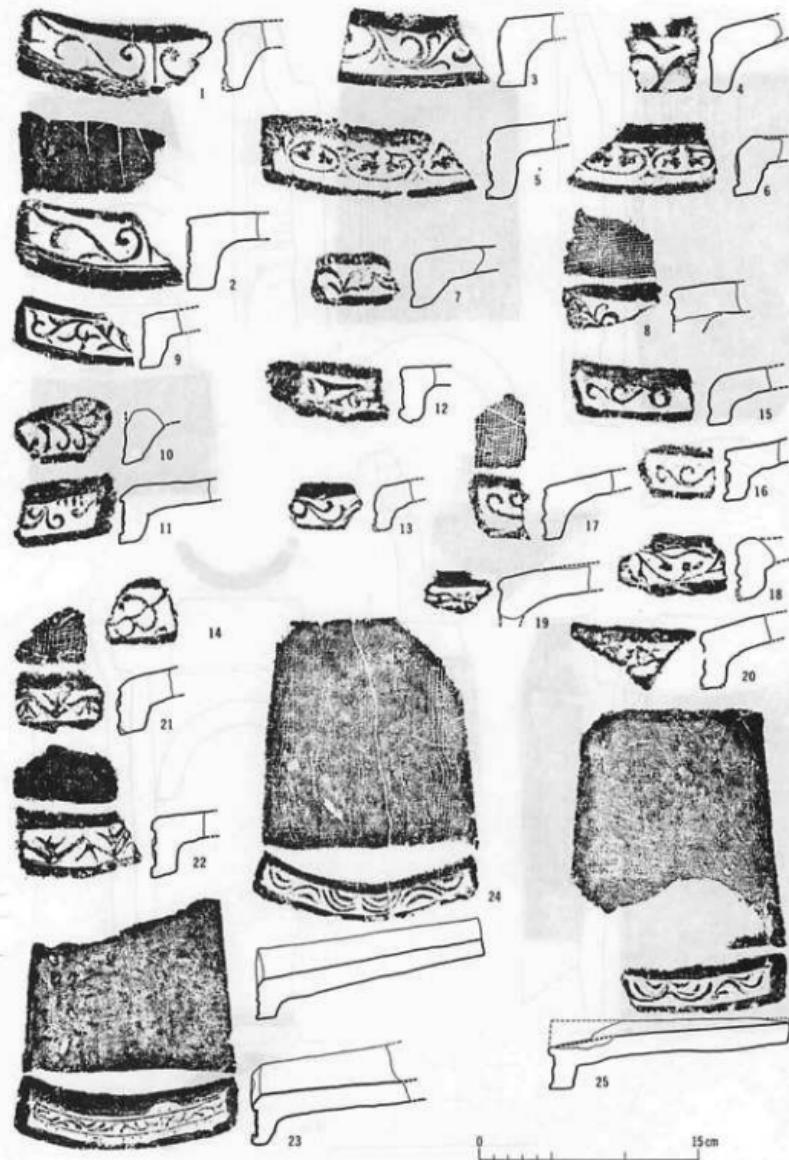
これに対して折曲式の技法による軒平瓦は、劍頭文のはんどんを含めⅢ類の主流になっている。この技法の特徴は94にみられるように、平瓦凹面の布が瓦当面に及んでいるものである。これは平瓦広端部を折り曲げる際、布と一緒に折り曲げる方が合理的であるところからきたもので、46・57にはさらに布目痕が瓦当背面にも付いている。折曲式のものは半折曲式のものに対して胎土は粗く、焼成も軟質のものが多い。

数の多い劍頭文は7劍頭1組とするものが多く、劍頭文の主流になっている。また97では中心に「○」の文様を配し、左右に各3劍頭を配するものであり、98では中心に右巻三巴文を配した劍頭文である。

軒平瓦に伴なう平瓦は、半折曲式のものはあまり明確にならないが、折曲式の軒平瓦ではほぼ完全なものもあり全容をつかむことができる。凹面は布目痕を残すものが圧倒的多数で、糸



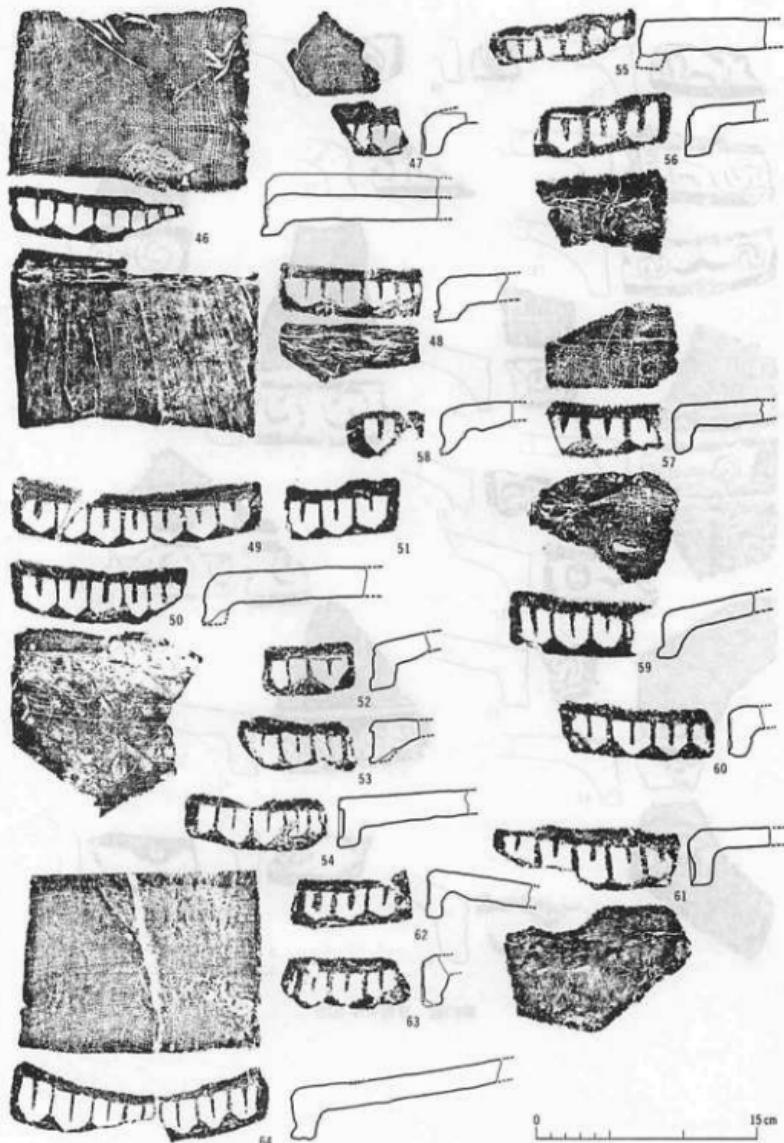
第61図 III類丸瓦



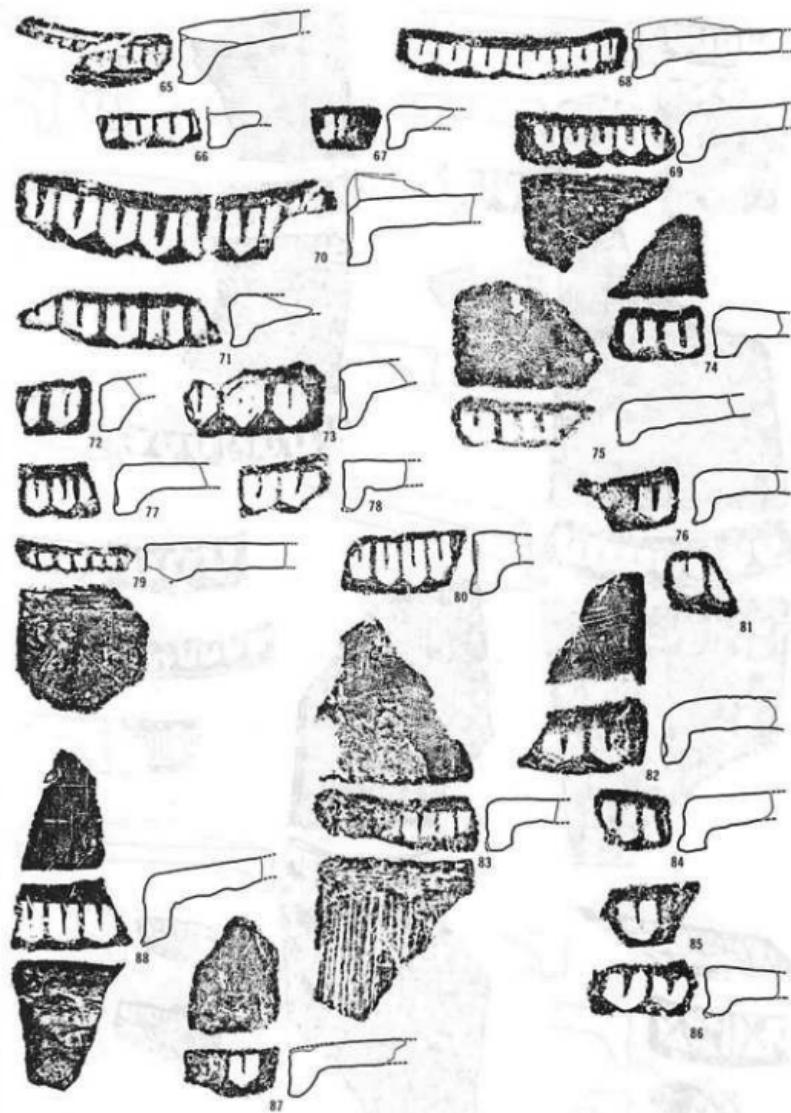
第62図 Ⅲ類軒平瓦(1)



第63図 III類軒平瓦(2)

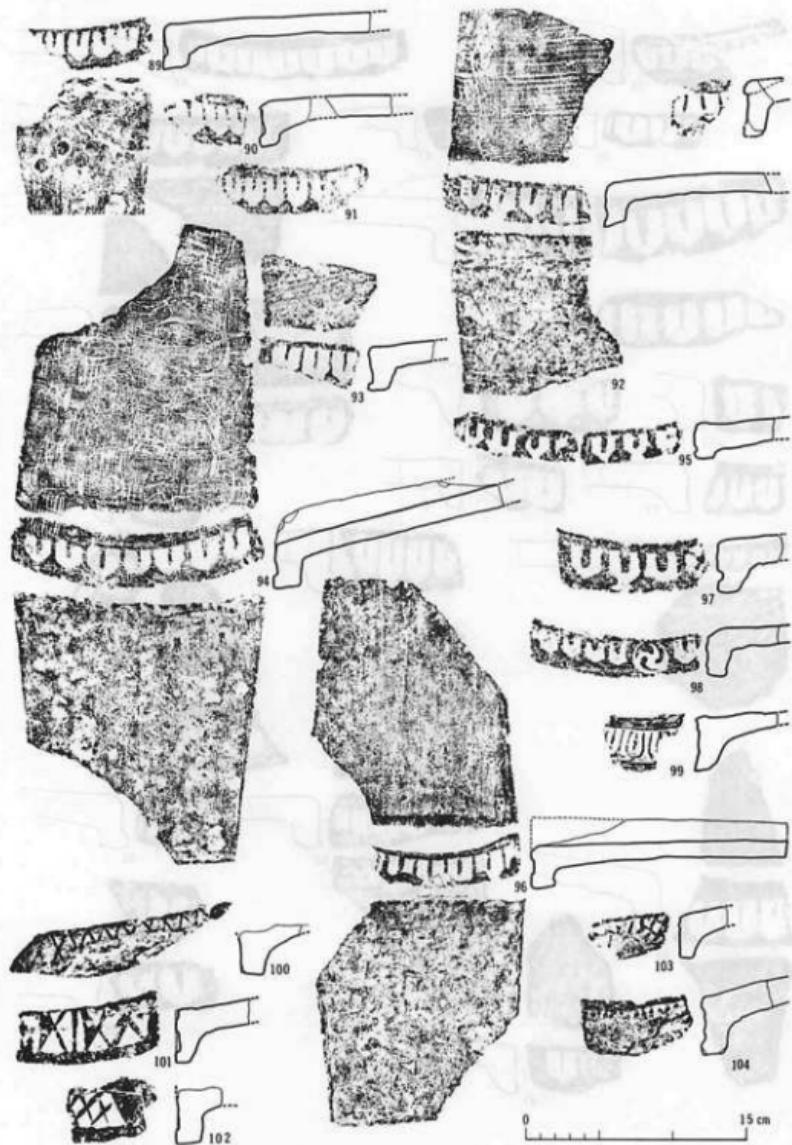


第64図 III類軒平瓦(3)



0 15 cm

第65図 III類軒平瓦(4)



第66図 III類軒平瓦(5)

切り痕を残すものもみられる(39・92)。凸面は38・56・61・83では縄目タタキ痕が縦に付けられている。特に83は明瞭な縄目痕をもっている。また89・92では径1cm程度の正円状の粘土を貼り付けたようになって幾つかみられる。

ヘラ記号は、23の凹面に「」のヘラ記号がみられ、48・50の凸面には「D」がヘラ書きされ、47には「木」の記号がつき、また条痕をもつものも多い(69・79・83・94)。

#### 4. 平瓦(第67・68図、図版第43)

小形の瓦が多く、1は全長23cm、広端部14.4cm、狭端部11.6cmを計るもので、さらに小さいのが3で全長20cm、幅13cmを計る。

1は凸面に縄目タタキを明瞭に残し、凹面に布目痕を残し糸切り痕もみられる。2は凹凸両面に糸切り痕を明瞭に残し、両面に砂粒が付着している。3は両面をナデによって整形しているものである。側縁は2~6でヘラ削りされ、端面も同じである。

1の胎土は良好で焼成は軟質である。色調は暗灰色を呈しているのに対して、2~6はやや粗い胎土で焼成は良好で硬質である。

7~14は1に対して大形のものになるが、数はいずれも少なく全容の知れるものはみられない。7は凸面に縄目タタキ痕を残し、凹面は布目痕が薄く糸切り痕が明瞭に残されている。さらに両面に砂粒の付着がみられる。

### 第5節 IV類(南都系)の瓦

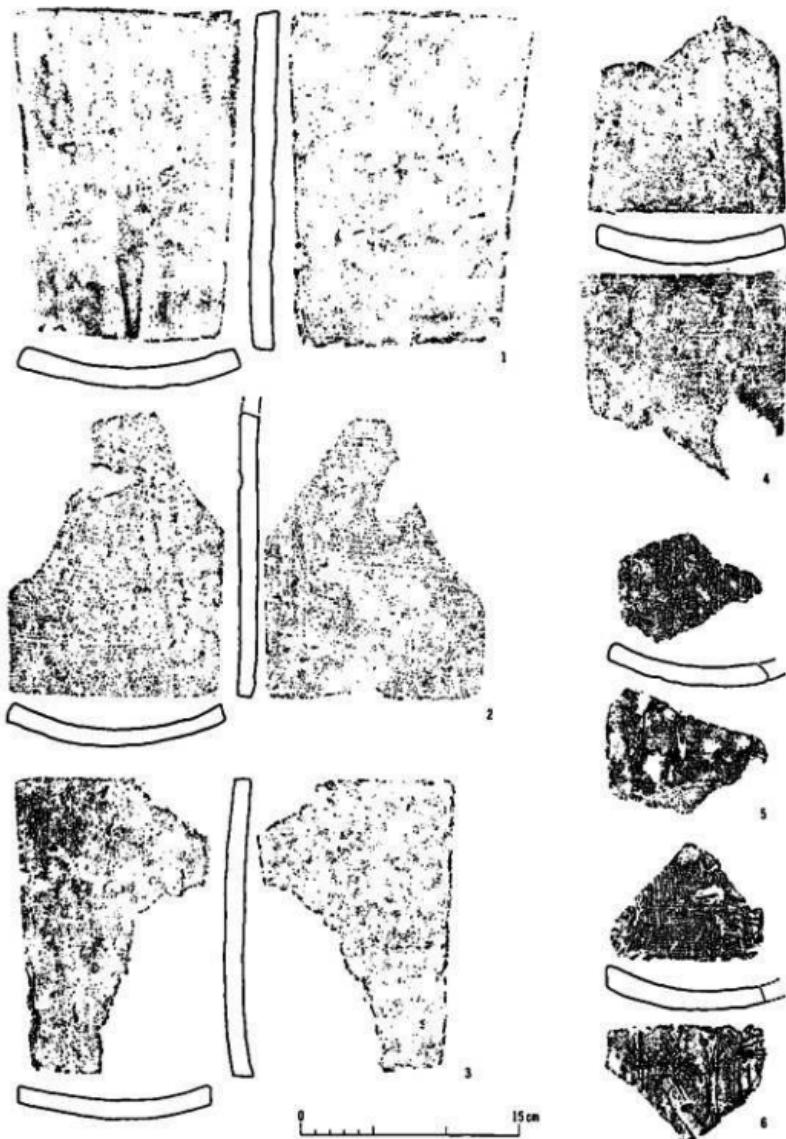
今回出土した丸・平瓦の半分以上をしめるもので、量が多いわりに瓦当文様の種類は極めて少ない。胎土は砂粒を含み密度は高いが、焼成には軟質から硬質まで差がみられ一定していない。軒平瓦では平瓦凸面広端部に瓦当を成形する粘土を貼り付け、瓦当を型造りしてナデで成形している(貼付式)。断面は瓦当頭下端から平瓦凸面にかけてゆるい傾斜を呈している。厚手で重量感をもっている。軒丸瓦では瓦当背面を平坦に仕上げ、V類とほぼ同じ技法をもっている。これらは法隆寺や東大寺に同范と思われる刻頭文軒平瓦が出土していることからみて、恐らくこの地域で生産されたものと考えられるが、類例は頗る少ない。時期的には建長元年(1249)3月に焼亡した後の再建に用いられたものであろうか。

#### 1. 軒丸瓦(第69図、図版第44)

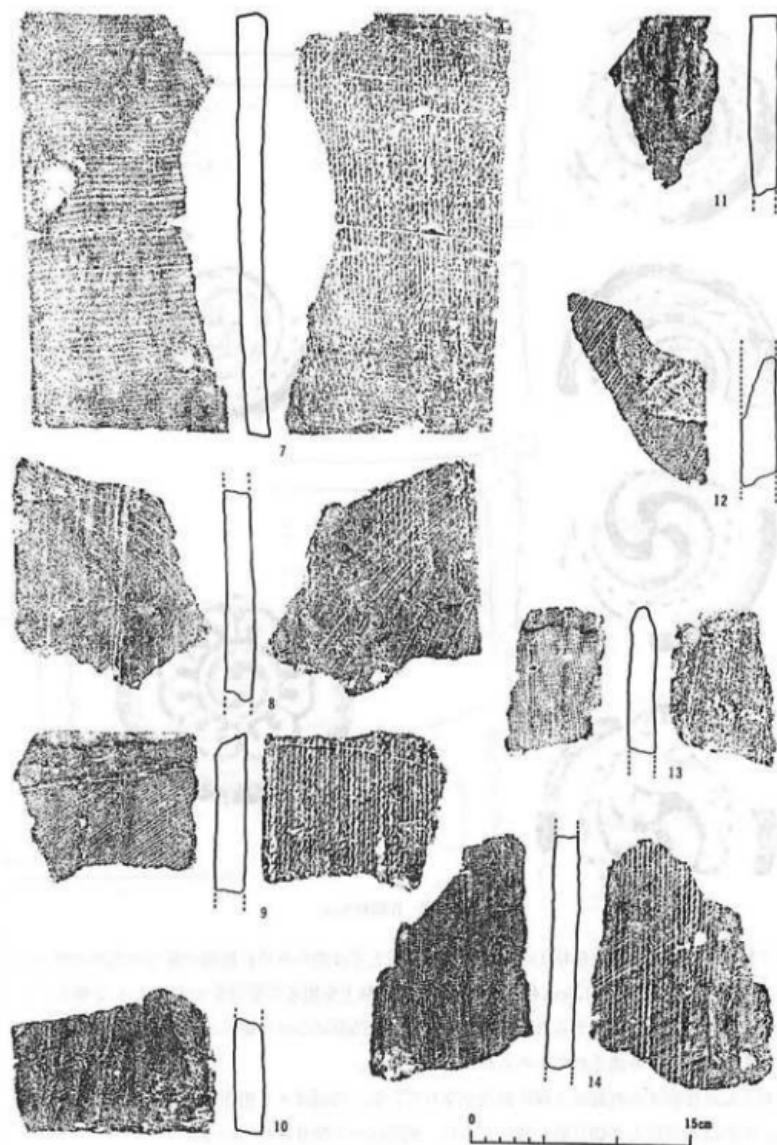
巴文系3種類15型式を数える。6は他の2種類と胎土焼成は類似しているが、文様は中房に右巻ニッパ文を配した複弁六葉蓮華巴文軒丸瓦である。近似した文様は河内向山瓦窯跡<sup>13)</sup>をはじめ法勝寺跡等でみられるが、同范瓦は少ないようである。

巴文は二巴(1~3)、三巴(4~5)がみられる。両者とも同一工人の手になると言えるほど巴文はよく似ている。さらに巴頭部は互に接合するネガティヴの巴で、類似した文様は法隆寺等<sup>14)</sup>で出土しており、軒平瓦とセット関係にあるものと考えていいものであろう。

軒丸瓦の造瓦技法は接合式で、瓦当背面に溝をつけ、そこに丸瓦を差し込んで支持粘土を入



第67図 IV類平瓦(1)



第68図 III類平瓦(2)



第69図 IV類軒丸瓦

れて補強する。その際支持粘土の量は二巴と三巴とでは差がみられ断面の瓦当中央部の厚みは1で3.6cm, 4で2cmと1.6cmもの差がある。支持粘土を加えて瓦当をナデによって整形している。瓦当外周は横にナデられ、瓦当上部から丸瓦凸面にかけて縦にナデて整形している。そしてその上からスリ消されてなめらかになっている。

軒丸瓦に接続する丸瓦は玉縁に釘穴が穿れている。凸面はスリ消されてなめらかになっていて、凹面は布目痕と糸切り痕が残っており、側面はヘラ削りされている。

## 2. 丸瓦(第70図)

丸瓦は大きさに差はない、3が最大で全長37.2cm、幅15.6cmを計り、最小は確認できなかつ

たが、1が小さい方で全長36.2cm、幅14.3cmを計ることができる。平均値は全長36cm、幅15.0cmである。

胎土・焼成・色調は軒丸瓦と同質で凸面は2のように網目タタキが施されていたもので、多くはスリ消されていて痕跡をとどめていない。凹面は布目痕と糸切り痕を残しており側縁も凹凸両面ともヘラ削りされ、側面も丁寧に削られている。凹面端縁も幅広くヘラ削りされている。端面には乾燥時に付着したワラ状圧痕がみられる。

### 3. 軒平瓦(第71図、図版第45)

軒平瓦は劍頭文が2種類で軒丸瓦の二巴文・三巴文に対応する劍頭文軒平瓦である。2種類の劍頭文は構成が同じもので、15個の劍頭と半折した劍頭を両端に配しており、1~3では劍頭文中央の8個目に左右を分割する隆線をもっている。この文様は法隆寺・薬師寺でみられる劍頭文と同文と思われるものがみられるが、平安京内外では今のところ確認されていない。これに対して4・5は劍頭の数や配置は同じで、上下を反対にした上向きの劍頭文で中央の隆線はみられない。

瓦当部の成形は平瓦広端部凸面に瓦当を成形する粘土を加えるという貼付式によっている。そのため平瓦の広端面は瓦当面の一部になっており、4では瓦当面の外縁から3分の1程下ったところに接合による亀裂が走っている。瓦当の整形はナデで行ない、頸部下端を横ナデによって整形し、頸部下端から頸部を経て平瓦凸面にかけて縁にナデ調整を施している。

4の平瓦凹面の広端部には狭端部の方にみえている糸切り痕が全くみられず布目痕が鮮明に残っている。これは凸型台の上で凸面広端部に瓦当成形を行うことからこの部分に圧力がかかって押圧され、糸切り痕が消えて布目痕がより鮮明に押圧されたことによるものである。

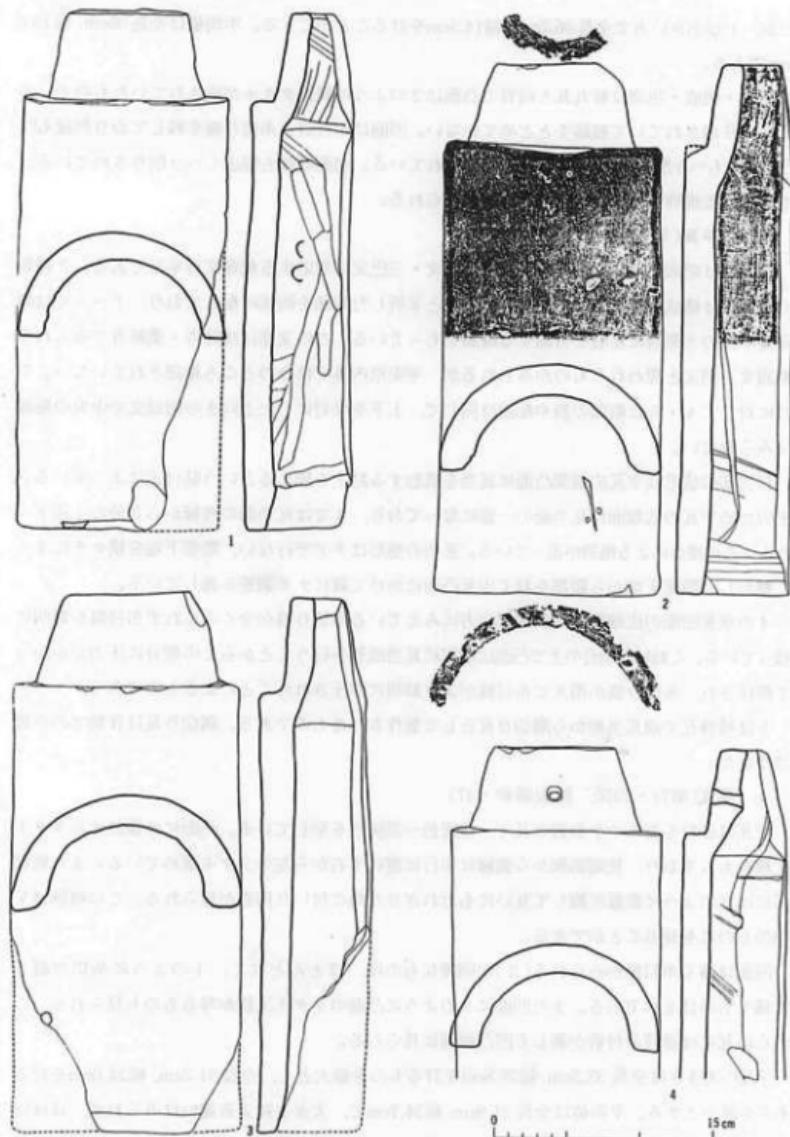
5は特殊瓦で造瓦当初から隅切り瓦として製作されたものである。隅切り瓦はIV類でのみ確認された。

### 4. 平瓦(第72・73図、図版第46・47)

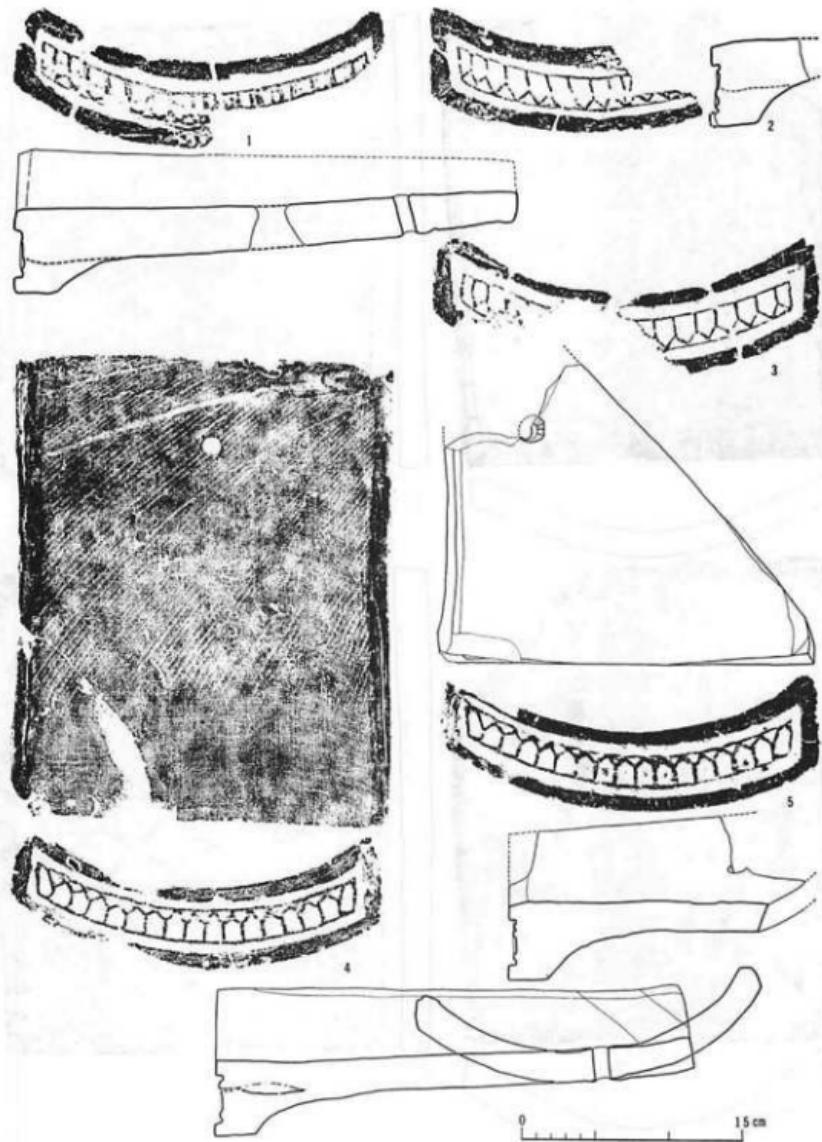
平瓦は砂粒を含みやや軟質の瓦で、淡灰色~黒灰色を呈している。凸面には後述するタタキ文様をもっており、狭端部側から側縁に平行に置いて右から左へタタキ進めている。また狭端部には3のように乾燥に際して互いにもたれさせた時に付いた円弧が見られる。この痕跡はV類のものにも見ることができる。

凹面は薄く布目痕がみられる(2)が明瞭なものは、ほとんどなく、1のように糸切り痕まで残すものはまれである。また凹面に5のように凸面のタタキ文様が写るものも見られる。これらの瓦には砂粒の付着が著しく凹凸両面に見られる。

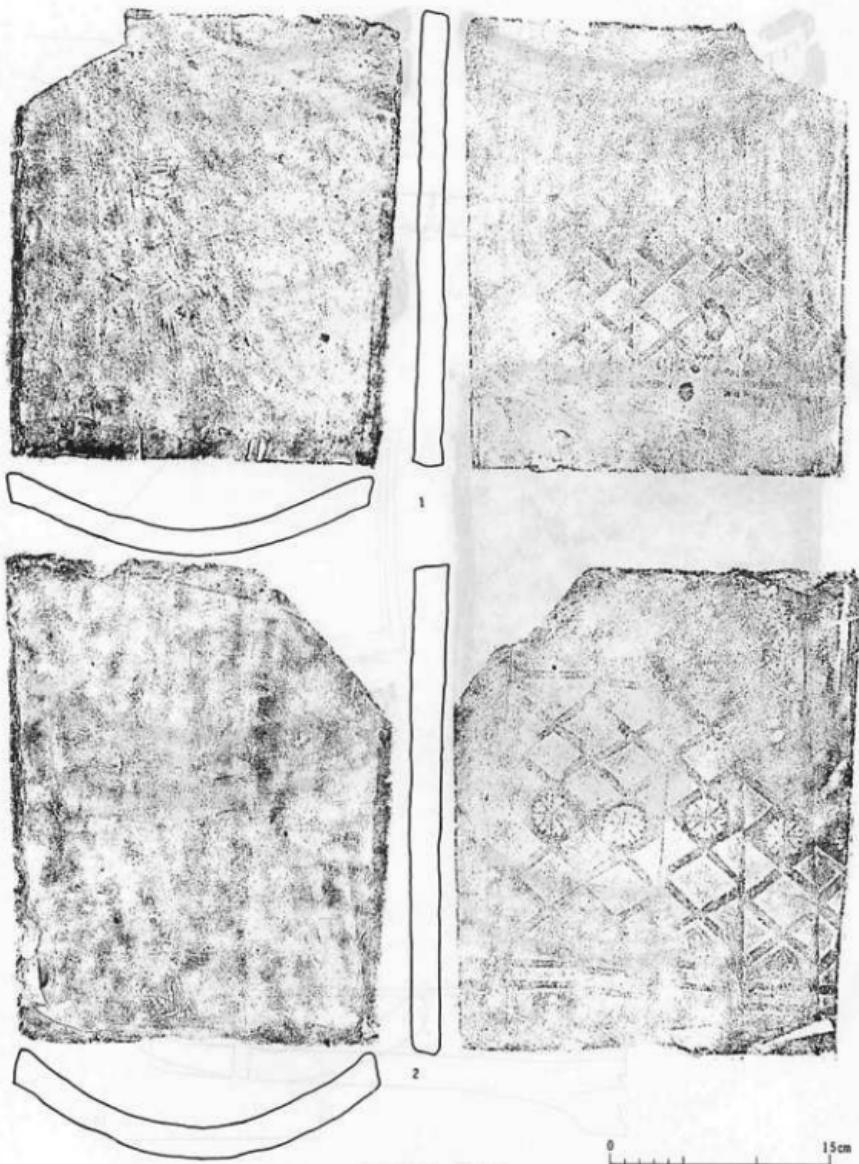
平瓦の大きさは全長33.3cm、幅25.8cmを計るもの最大とし、全長31.2cm、幅24.0cmを計るもの最小とする。平均値は全長31.9cm、幅24.7cmで、大きさによる違いはみられず、ほぼ同一規格で造られたものとみて差し支えなさそうである。ただ厚みは5で1.6cm、4で2.4cmを計り、若干差が生じている。傾向としては後述するタタキ文様Bタイプをもつものが厚手の瓦になるようで、その他はタイプによる違いはみられない。



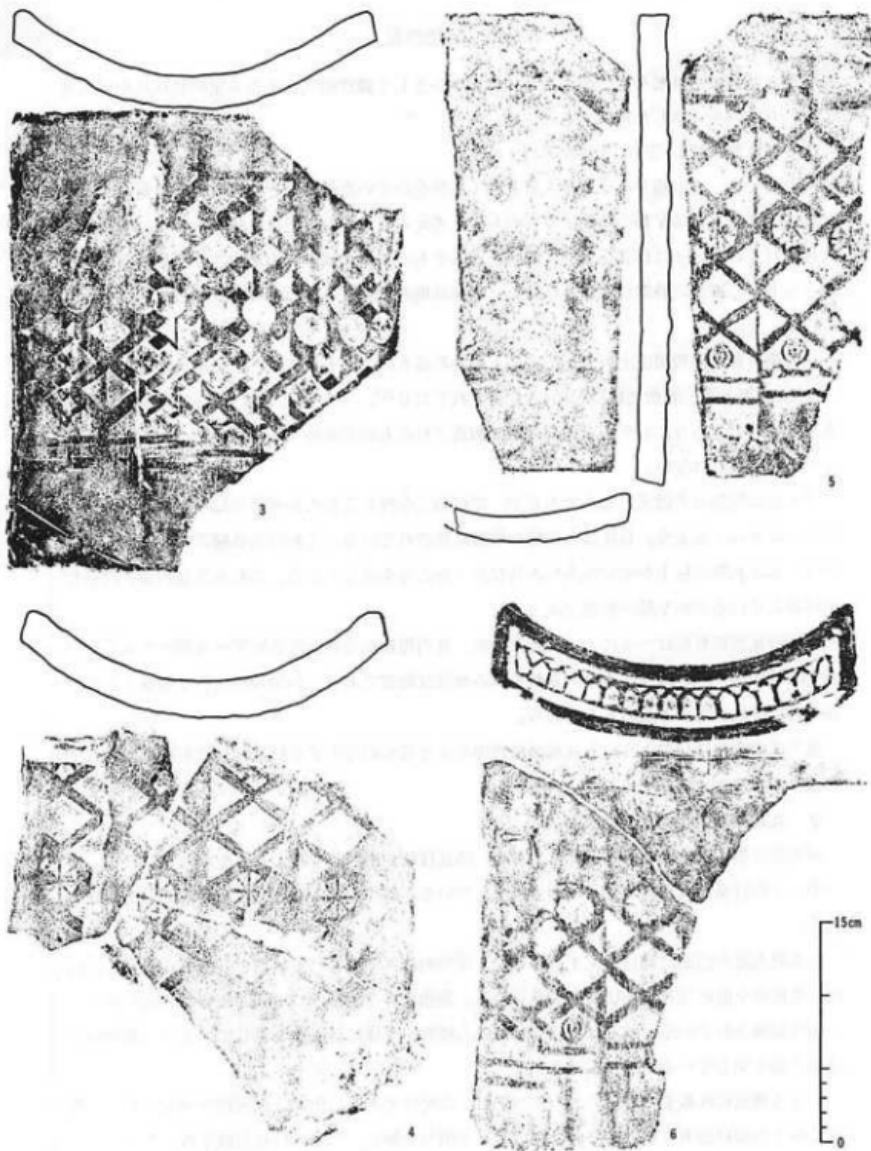
第70図 IV類丸瓦



第71図 IV類軒平瓦



第72図 IV類平瓦(1)



第73図 IV類平瓦(2)

## 第6節 V類の瓦

IV類と共通する技法をもつ南都系の一群を中心として鎌倉時代後半から室町時代にかけて使用されたものを一括したものである。

## 1. 軒丸瓦(第74・75図、図版第48・49)

軒丸瓦では、1の複弁八葉蓮華文軒丸瓦1種類をのぞいた他はほとんど三巴軒丸瓦である。2の三巴文軒丸瓦はV類の時期より古いものと考えられるもので巴は丸味をおびているが穂が表現されている。3は珠文をもたず圓線を巡らすもので、文様の突出が小さく、焼成が軟質なこともあって細かい特徴がつかみにくい。断面は他の軒丸瓦と変わらない厚みと成形法をもっている。

6は東大寺三面僧房出土軒丸瓦と同文と思われるもので、それには三巴文と珠文帯との幅広の空間に「東大寺三面僧坊建長□年」と左書きされており<sup>15)</sup>、この瓦もおよそこの前後の時期を考えていよいであろう。おそらく南都近辺で製造されたものであろう。圓線をもつものが少し古くなるかもしない。

10・11は同形の三巴文軒丸瓦であるが、範に粘土を押しこむ力が充分でないと全く別の文様のようになってしまふ。11には糸切痕が明瞭に残されている。また13の外縁は内側に傾斜しており、これも範に粘土が充分に入りきらなかったことを示している。これらの瓦当面には砂粒が付着しているのがV類の特徴である。

全体の瓦当部整形はヘラによって行なわれ、瓦当周縁から背面にかけてヘラ削りがみられ、背面は平坦に仕上っている。胎土は砂粒を含み焼成は硬質である。色調は黒灰色を基準として、部分的に灰色を呈するものもみられる。

接合法の変化は14のように丸瓦端面に竹串のようなものでキズを付けたり穴を開けたりして密着しやすいようにしている。

## 2. 丸瓦(第76図、図版第52上)

軒丸瓦に対して確認できる丸瓦は少なく、造瓦技法が定着してきたことを窺わせている。その中で1の行基墓丸瓦が113井戸から出土している。破片点数からみて3・4個体分を確認できる。

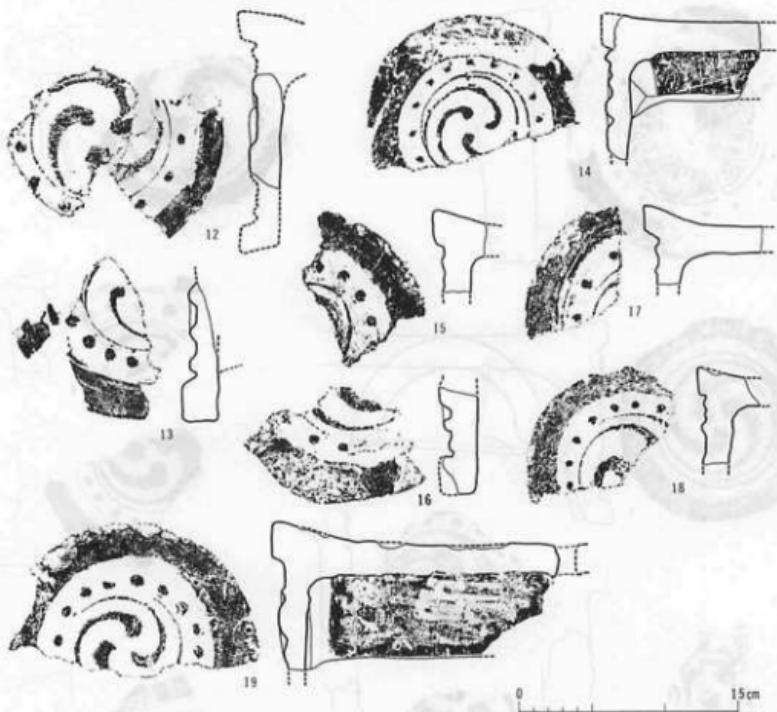
行基墓丸瓦の凸面は綱目タタキ痕を残し、部分的にスリ消されているところもみられる。凹面は布目が全面に残り、糸切り痕もみられる。側面はヘラ削りされ、凹面側縁は片側だけにヘラ削りが施されている。胎土は良好で、焼成も硬質、全体に淡灰色を呈しているが、部分的には黒灰色を呈している。

2は大佛瓦に匹敵する大形のもので、これ1点だけである。色調は黒灰色を呈しており、軟質で胎土も砂粒が多く粗い。凸面は幅広のヘラ削りを施し、凹面には布目痕を残している。

3は軒丸瓦(第74図3)と同じ胎土焼成をもつ丸瓦で、玉縁には径1cm程度の釘穴が穿たれている。4は多く出土している中世後期の丸瓦で、凸面はヘラ削りで整形し、凹面は布目痕を



第74図 V類軒丸瓦(1)



第75図 V類軒丸瓦(2)

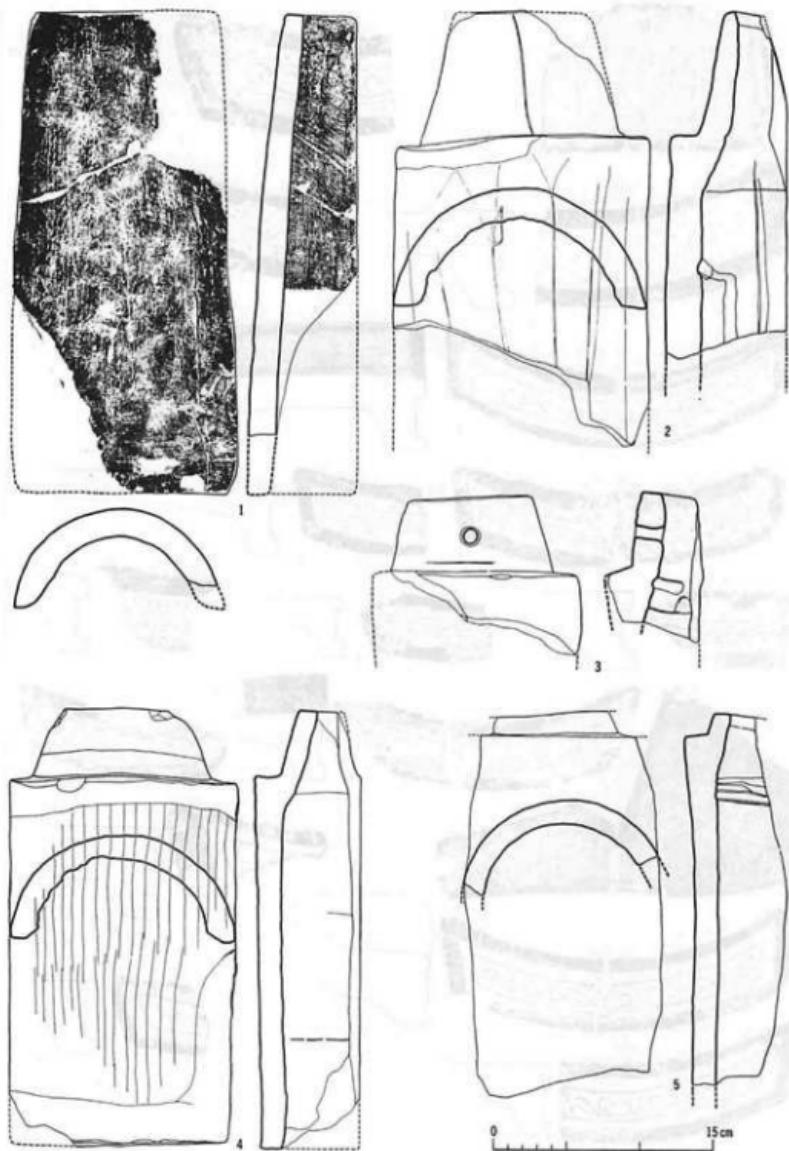
残している。胎土は良好で焼成もよくゆきとどき、表面は黒灰色を呈している。側面はヘラ削りされ、凹面側縁もヘラ削りが施されている。5も4と同質の瓦で、玉縁が極端に短かく作られている。

### 3. 軒平瓦(第77・78図、図版第50・51)

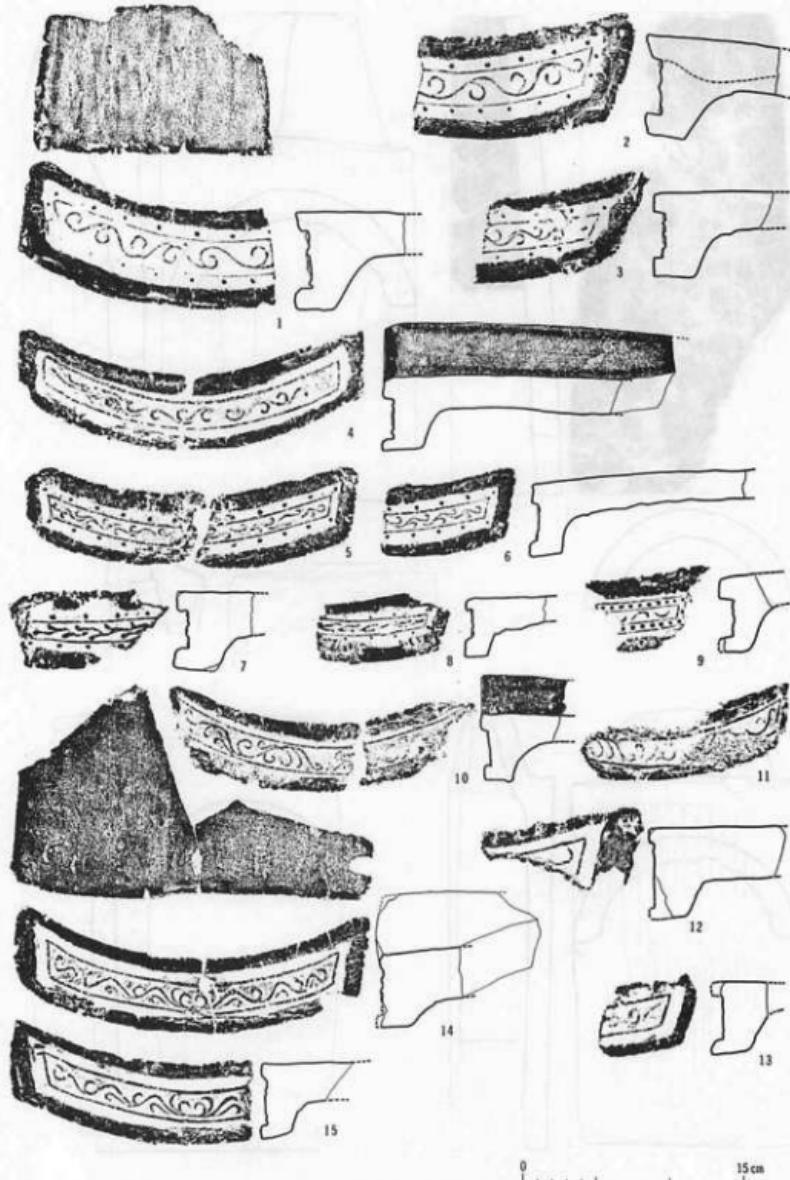
軒平瓦の瓦当文様は唐草文が中心で11種類30点を数え、その他は5種類8点である。軒丸瓦と同じく瓦当に砂粒の付着がみられる。1・2の唐草文軒平瓦は隣接する蓮華王院本堂の軒先に同文と思われるものが使用されていた形跡がみられるものである。この中には、1・2の他に法勝寺跡、東福寺等で出土した瓦の中に5・6や7・8がみられる。

16は剣頭文の中央に梵字を陽刻するもので、断面の形からすると鎌倉時代のもので、V類に分類されるものである。17~20の連珠文軒平瓦は平瓦部分にも砂粒の付着がみられる。そして平瓦凹面には布目痕がなくなり糸切り痕がより鮮明になっている。

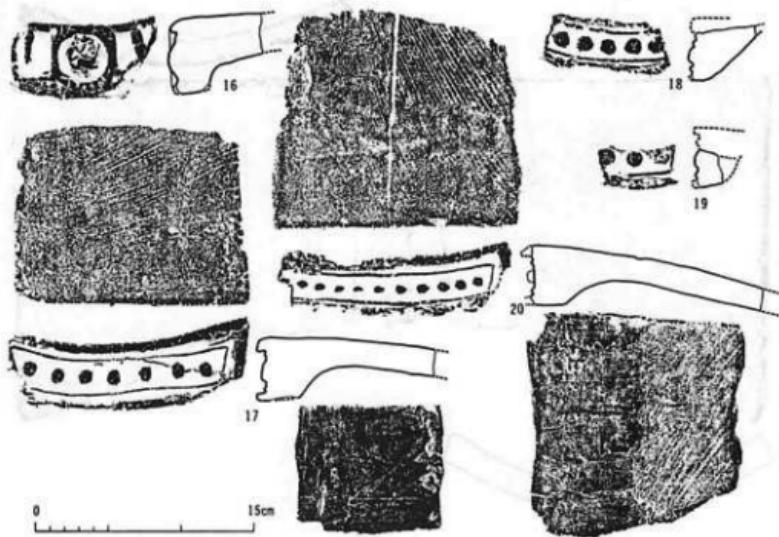
瓦当部の成形は18・19の瓦当頭の剥落したものでもわかるようにIV類と同じ平瓦凸面の広端部に瓦当の粘土を貼り付け周囲をヘラで整形して仕上げる。その際頭部を横削り、頭部下端か



第76図 V型瓦



第77図 V類軒平瓦(1)



第78図 V類軒平瓦(2)

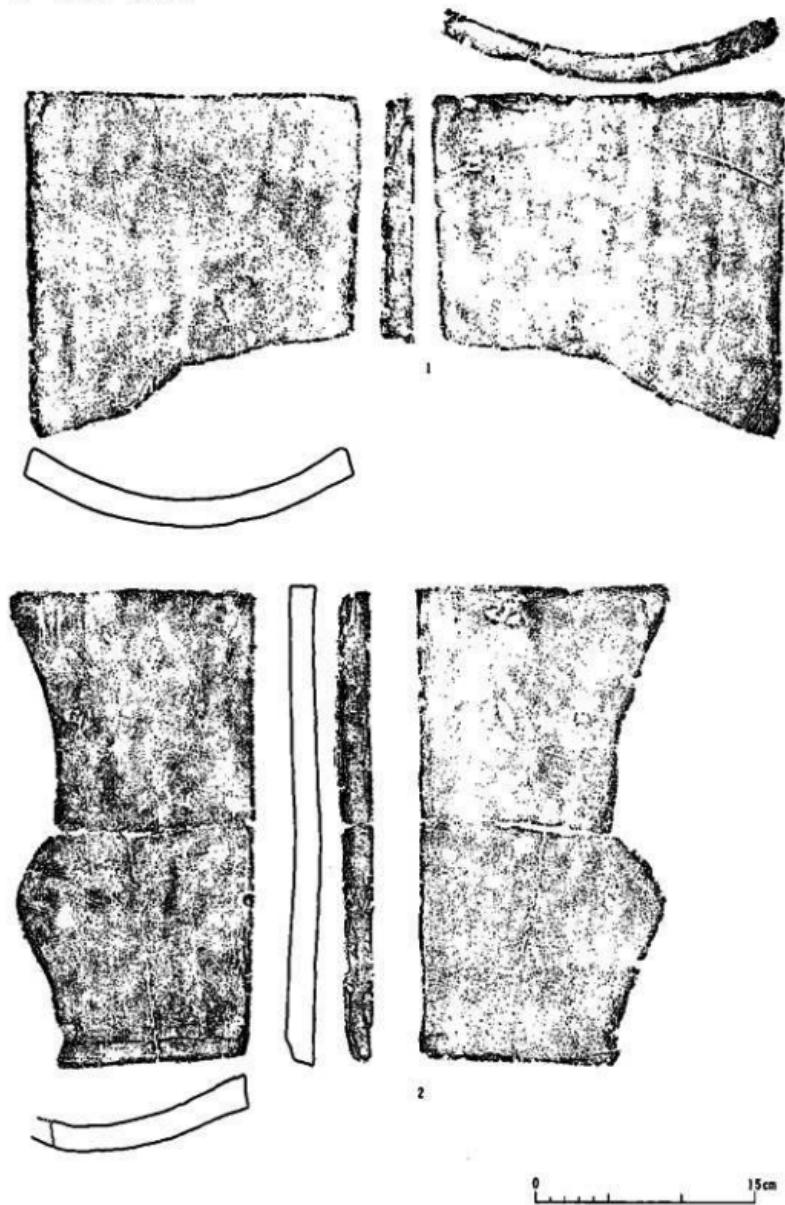
ら平瓦凸面にかけて縦削りを行なっている。1・2では凸面接合部をさらに横削りしている。そのため凸面の接合部に段がつくようになっている。1・4・10・14では瓦当上部凹面に外縁まで布目痕が残されている。しかし17・20の凹面は瓦当上部は横方向に削られ糸切り痕も消えている。時代的にはそれほど差はみられないことからこの相違は生産地による違いであろう。

#### 4. 平瓦(第79図、図版第52下)

平瓦は1種類で、胎土に砂粒を含み表面にも砂粒が付着している。焼成は硬質で暗灰色～灰色を呈している。瓦の大きさは全長31.6cmを計り、広端面で22.8cm、狭端面で21.6cmを計る。I 13井戸より出土したもので、ほぼ同じ大きさの平瓦ばかりであった。側面・端面は丁寧にヘラ削りされ、狭端部凹面は幅2cm程度でヘラ削りされている。端面には後出する刻印が押捺されているものもみられる。

凸面は1のように糸切り痕を残すものとみられるが、多くは砂粒が付着し糸切りは消されている。凹面は布目痕をわずかに残すがほとんど消されていて砂粒が付着している。また凸面には、乾燥時に互いに立てかけた時についた半円状の弧が広端部にみられる。

その他に凸面に後出する草花文等のタタキ痕をもつものもみられるが、いずれも小片でしかなく寸法を確認できるものは見い出しえなかった。



第79図 V類平瓦

### 第7節 タタキ文様・ヘラ記号・刻印 (第80~83図、図版第53~55)

すでに各類でタタキ文様について触れてきたが、ここで今回の調査で出土した瓦のタタキ文様、ヘラ記号、刻印を集載してみた。ただし、すでに紹介してきたものは除いている。

1はI類の平瓦凸面に折り重なって付いていたものを1単位に分けたものである。幅は6cm(イ)から4.4cm(ハ)までの間で平均5.3cmである。その幅の中に10~12本の平行条線が刻みこまれ、その一角に「×」を刻んでいる。「×」は1枚のタタキ板に2ヶ所刻まれていたものと考えられるが、中にはホのように1ヶ所しかみられないものも含まれている。「×」そのものには規格性はあまりみられないが、板の両側に突き抜けるように刻まれている。チは平行条に刻まれた「×」ではなく、平坦な板に刻まれたもので、線状の「×」ではなく立体感をもっている。この場合、タタキ終って後に凸面をナデているため幅をつかむことは困難であるが、痕跡からみて約3.6cm幅になるものと思われる。チの場合、「×」を刻むことにタタキ縫める効果はほとんど考えられず、多分に装飾的な意味合いが強いように思われる。

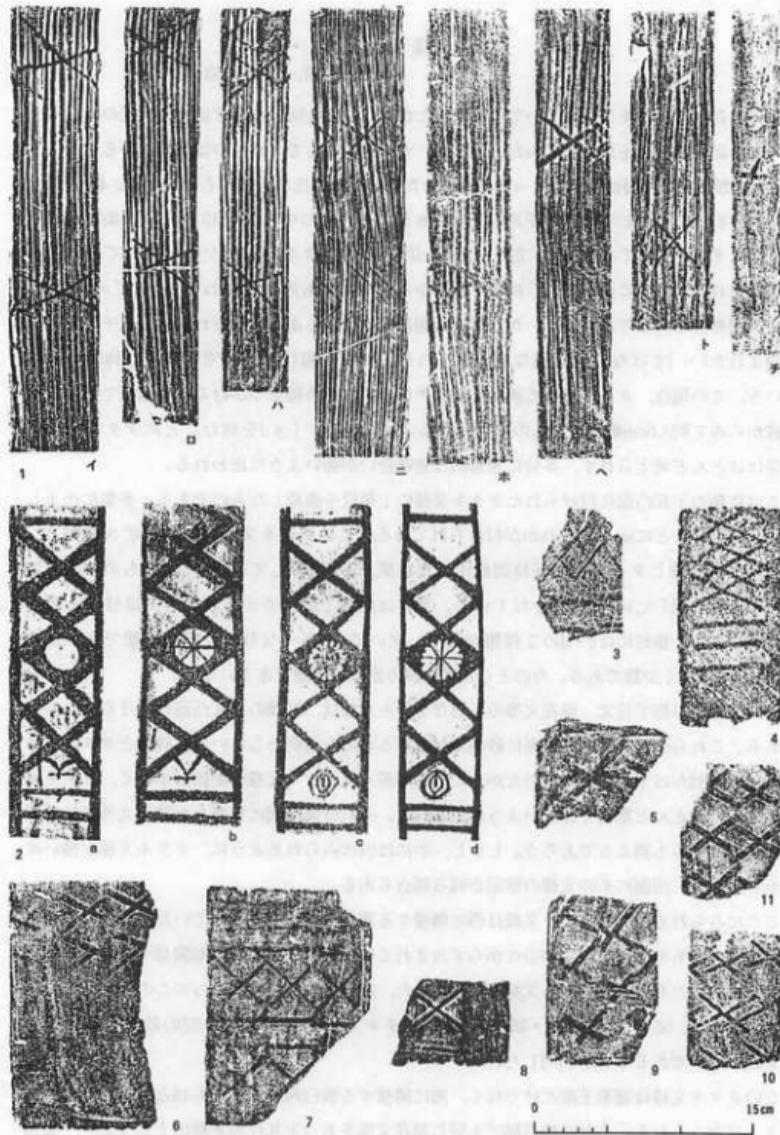
2はIV類の平瓦凸面に付けられたタタキ文様の1単位を復原したものである。多量に出土した平瓦のはほとんどにa~dのどれかが付けられている。このタタキ文様は基本的に3種類で、c・dの2種は同じタタキ板を長時間使用した結果、dが磨滅してcに変化したものである。a・bの2種には「大」の字が刻まれている。字体は两者で異なるが、格子目文はほとんど同じ構成である。量的にはc・dの2種類が多く、次いでaが多くなり、この3種類で9割以上を占め、bは極く少数である。今のところ類似例の出土は確認できていない。

3~59までの格子目文、草花文等の多彩なタタキ文様は、V類の平瓦凸面に付けられたものである。これらの瓦には凹凸両面に砂粒が付着するものを通例としている。砂粒とタタキ板の関係は板が剥がれやすくなるものだが、これらの多くはタタキ文様の起伏が小さく、タタキ縫めの効果はほとんど期待できないようと思われる。それは第82図に集載した草花文等の装飾性の強い文様からも窺えるであろう。しかし、中には24にみられるように、タタキ文様が薄いにもかかわらず、凹面にその文様の陰刻が残る場合もある。

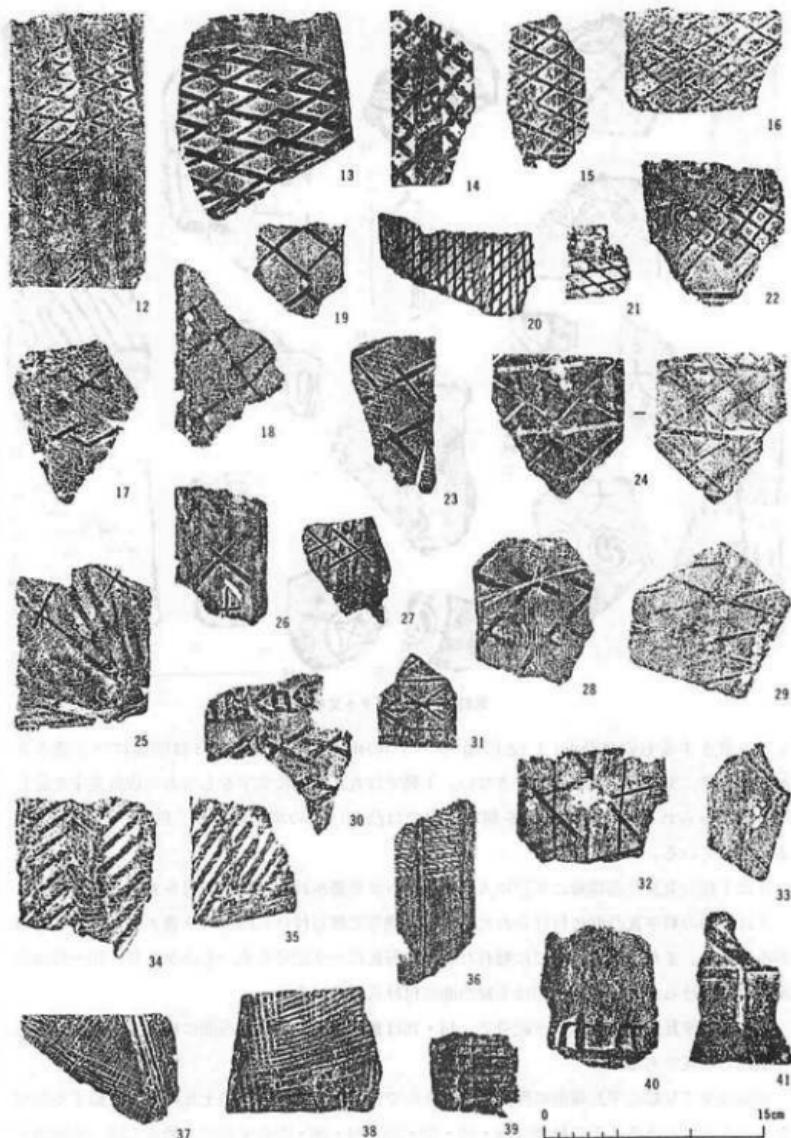
ここにみられる多彩なタタキ文様は西に隣接する蓮華王院に使用されていた鎌倉時代の平瓦に付けられたものと同じものが少なからず含まれている。第80図4、第82図42~59のうち46・53・56を除いたものが近似する文様である。また、蓮華王院の資料によってこの小片も整理ができ、42~45、50・51・58、54・55は各々同じタタキ文様の一部であり、52の陰刻文様もタタキ文様の一つであることが判明した。

このタタキ文様は蓮華王院だけでなく、南に隣接する後白河天皇陵でも46と近似した格子目タタキ文がみられる。また法性寺跡でも同じ草花文等をもつ平瓦片が多数出土しており、奈良の元興寺にも近似したタタキ文様がみられる。

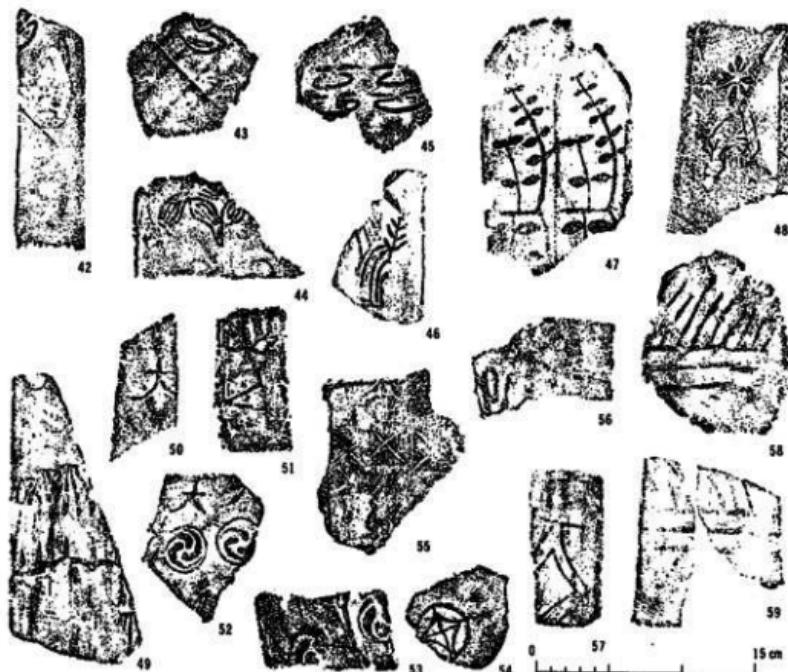
ヘラ記号・刻印は第83図に集載した。1~7はI類の平瓦に付けられたヘラ記号で、「×」



第80図 瓦のタタキ文様(1)



第81図 瓦のタタキ文様(2)



第82図 瓦のタタキ文様(3)

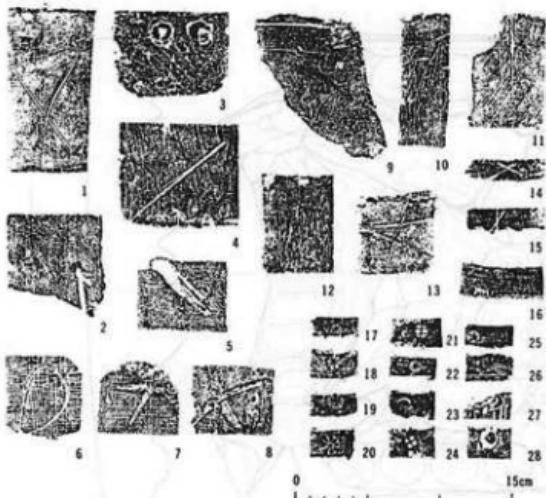
をヘラ書きするものは凸面(1)と凹面(6・7)の両面にみられる。3は凹面にヘラ書きされたもので、文字か記号か判別できない。1類では丸瓦凹面に文字をもつもの以外文字を記したもののはみられなかった。条痕を刻むものでは凸面(4)の場合鋭いが、凹面(2・5)では太くなっている。

9はI類の丸瓦凸面端縁に平行に入る条痕とヘラで書かれた円状の記号をもっている。

8はIII類の軒平瓦凸面に付けられたもので竹筒等で押し付けた円とヘラ書きした数本の条痕がみられる。またIII類ではすでに触れたように軒瓦にヘラ記号をもつものがあり、10~12は丸瓦凸面に付けられたもので、13は玉縁凸面に付けられている。

14~16は平瓦端面に付くヘラ記号で、14・15はIII類の平瓦、16は凸面に格子目タタキ痕をもつV類の平瓦である。

刻印は全てV類の平瓦端面に押捺されたもので、柏社造跡方形堂出土瓦の中に近似する刻印をみることができる。その種類は18・19・22・23・24・26・28の7点で、恐らく同一の刻印であろうと思われる。刻印の押捺される位置は、平瓦端面で広狭両者がみられる。この刻印の幾つかは東大寺の築地櫻中に現在でもみられるといわれている。



第83図 ヘラ記号・刻印

## 第8節 鬼瓦・磚

## 1. 鬼瓦(第84~86図)

今回出土した鬼瓦はほぼ完形に近いもの4点、小破片10数点である。これらのうち完形に近い4点がG25井戸より出土し、I 13井戸、G 3井戸等からは小片が出土している。

1は型押しによって鬼面文を形造ったもので、縦40.8cm、幅31.5cm、最大厚6.8cmを計る。表現

は太い眉を左右連続させ、顔の特徴となるべき部分を盛り上げて強調している。鼻は獅子鼻に作り、鼻孔は作られていない。型押しによるため細かい細工ではなく、突出部上面は丸味をおびている。また、細部では門歯や鼻等でナデによる調整を行なっている。側面はヘラ削りで整えられ背面はナデによってほぼ平坦に作られている。胎土は砂粒を多く含んでいるものの焼成は良好で硬質に仕上り、灰色を呈している。I類の胎土焼成と近似することからみて、播磨産の可能性も考えられる。おそらく創建時に用いられたものであろう。

2はやはり型押しによって鬼面文を形成するもので、残存部分の数値は縦38cm、幅33cm、最大厚7.5cmを計る。1に対して文様は装飾性を帯びており、特に眉毛は羽毛を毛羽立てたように表現され、顔の輪郭に変化をつけることによって忿怒の様を強調しようとしている。門歯は中央が少し幅広く5本が刻まれている。歯齒は下から上へ長く描かれている。文様の中央に竪の裂け目であろうか縦に亀裂痕が通っている。周囲側面はヘラ削り調整され、背面も丁寧にヘラ削りが施され平坦に仕上げている。胎土は砂粒を含まず、堅緻で焼成はやや硬質である。表面は黒灰色を呈しているが、素地は淡灰色を呈している。

型押しによる鬼瓦は他にI 13井戸から出土した3点がある(第86図6~8)。この3点は珠文の径が1.5cm前後で共通しその配置や間隔、また6・8の歯齒の類似性等からみて同一のものと考えられる。胎土は砂粒を若干含み焼成は良好で3点とも同質である。色調は火災に遭ったものか赤褐色を呈している。全体の規模は断面の厚みからみて1・2よりは小形のものが想定され、全体の輪郭もアーチ形ではなく円頭台形を呈するようである。

3・4は粘土をこね上げて鬼面文を形成するもので、3は縦44cm、最大幅41cm、最大厚16cm、

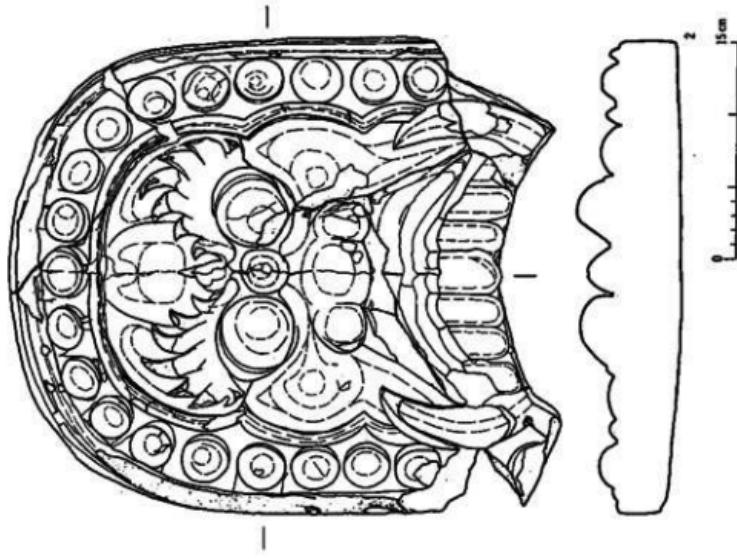
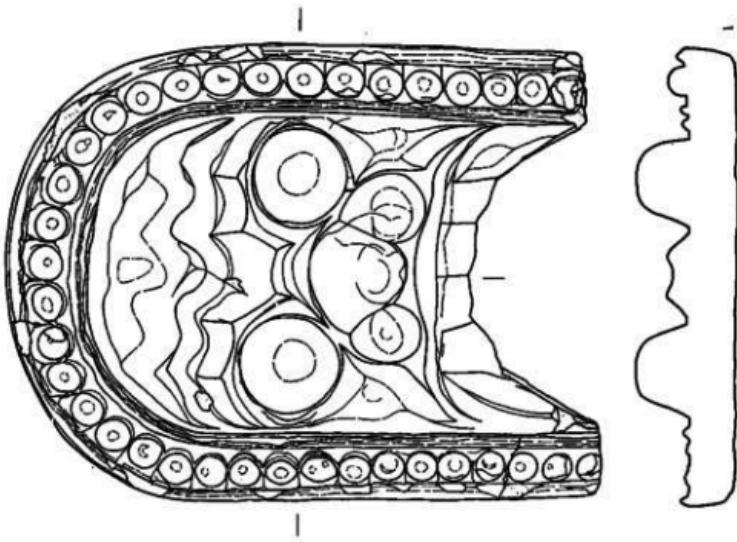


圖84-2 鬼 瓦(1)



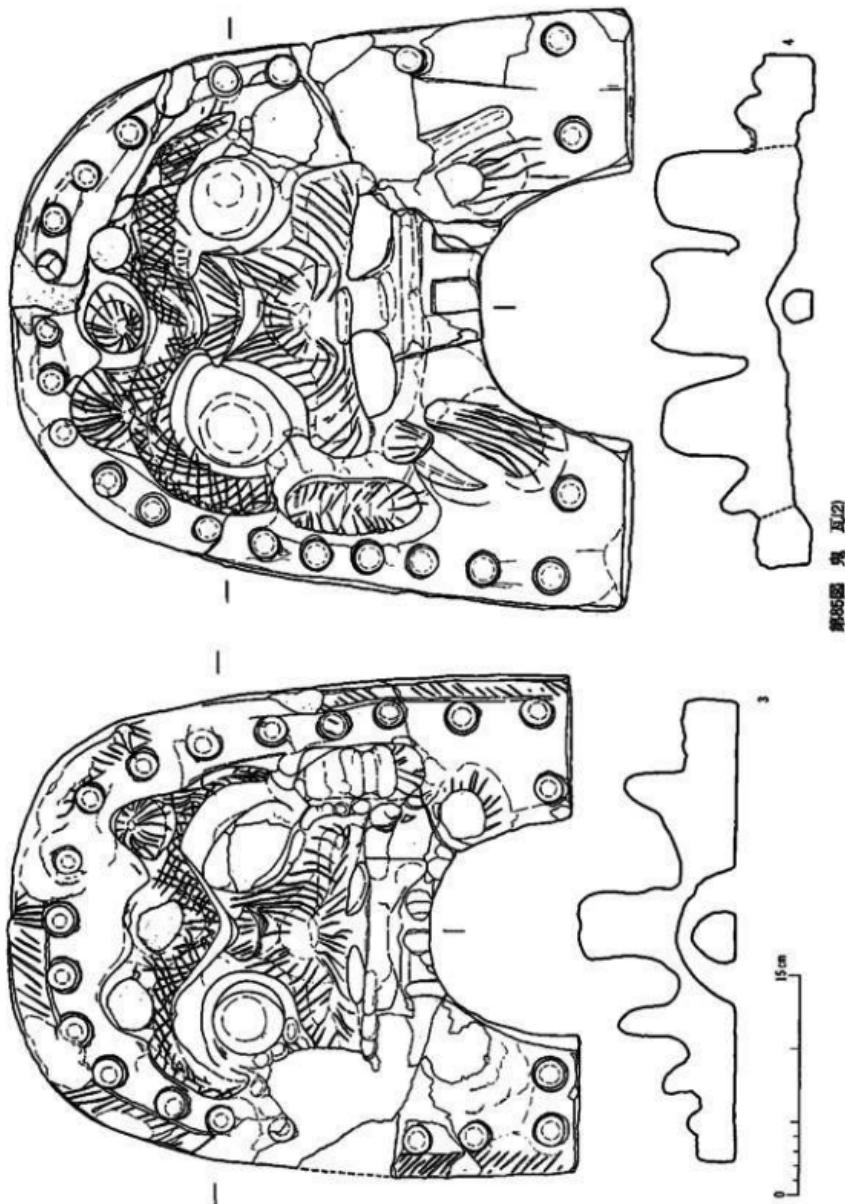
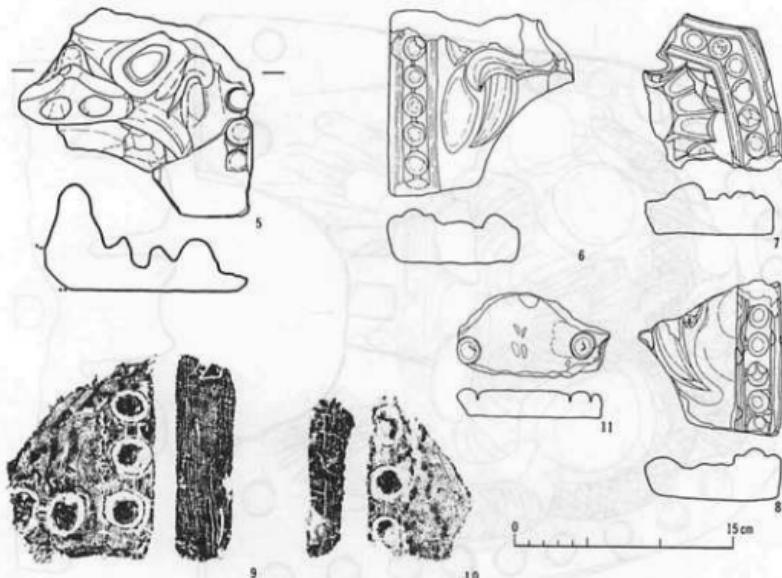


図65 瓦 (瓦)



第86図 鬼瓦(3)

4は縦39.5cm、最大幅34cm、最大厚14cmを計る。前記の型押しとは異なり表情の起伏が大きくなっている。文様の構成は顔の部分がさらに誇張され、前述したものにはなかった角が3本付けられ、歯齒も下顎のみでなく上顎の歯齒も表わされている。4では鼻を高く突出させ下向きに開いた2つの鼻孔は背面に抜けており、さらに鼻頂部付近に鼻孔とは別の穴が作られている。両者とも目をのぞく眉・角・頬・鼻・歯齒にはヘラで付けられた条線が刻まれ、眉付近では互いに交錯している。また4では珠文帯の外側に条線を刻んでいる。全体の調整はナデによっているが突出部ではヘラによって調整している。また、突出部は貼り付けによっているため接合部分には指押しの痕跡を残している。珠文は瓦全体の大きさに差があるにもかかわらず、両者とも径1.5cm前後ではほぼ同じ大きさで、貼り付けた後に円筒状のもので周囲を抑え形を整えている。これは9・10でも同じである。

3・4の2点とも背面はヘラ削りを施し、さらに目の裏面にあたる部分の中央を左右から削り込んで、固定装置としての把手を作り出している。

上記2者の胎土は砂粒を若干含み、焼成はやや軟質で淡灰色～黒灰色を呈し磨滅しやすくなっている。9・10も同質で9は焼成が良好で硬く、黒灰色を呈している。尚この両者にはヘラ書きの文字が側面に刻まれている。I 13井戸から出土した9は「——瓦」と刻まれ、G 3井戸から出土した10では「——年八月一回」と刻まれている。

5も3・4と同質の鬼瓦片である。ただ3・4とは異なり、全体に小造りで厚みも鼻の部分

で7cm、文様を付けている瓦板そのものの厚みは約2cm程度である。また鼻等の突出部には条線が全くみられず、目は中央が窪んでいる。焼成は軟質で淡灰色を呈している。

以上3~5・9・10はIV類・V類の一部と同質であり、鎌倉時代中頃のものと考えられる。

最後に11は文様の種類は定かでないが、鬼瓦頭部中央のあたりで、半円状に盛り上っている部分は面取りされている。鬼瓦の上に鳥糞が上に乗るため隠れる部分は珠文が付けられていない。胎土は細かく黒灰色を呈している。室町時代以降のものである。

## 2. 磚(図版第59)

磚は3種類13点が出土している。まず、1・2は底面を除いて縄目タタキ痕をもつ方形の磚で5点が出土している。1は上面に「X」のヘラ書きをもち2では側面に付いている。また径2cm程度の穴をもっている。厚みは5.5~4.4cm程度でやや厚手である。胎土には砂粒が多く含まれている。焼成は良好で淡褐色~灰色を呈している。

3は中央が窪み、そこに径3cm程度の穴をもっている長方形有孔磚の小片で7点が出土している。前者同様側面・上面に縄目タタキ痕を残す。側面での厚み4cm、中央部2cmを計り、胎土には砂粒が混入して粗さが目立つ。焼成は軟質で淡褐色を呈している。

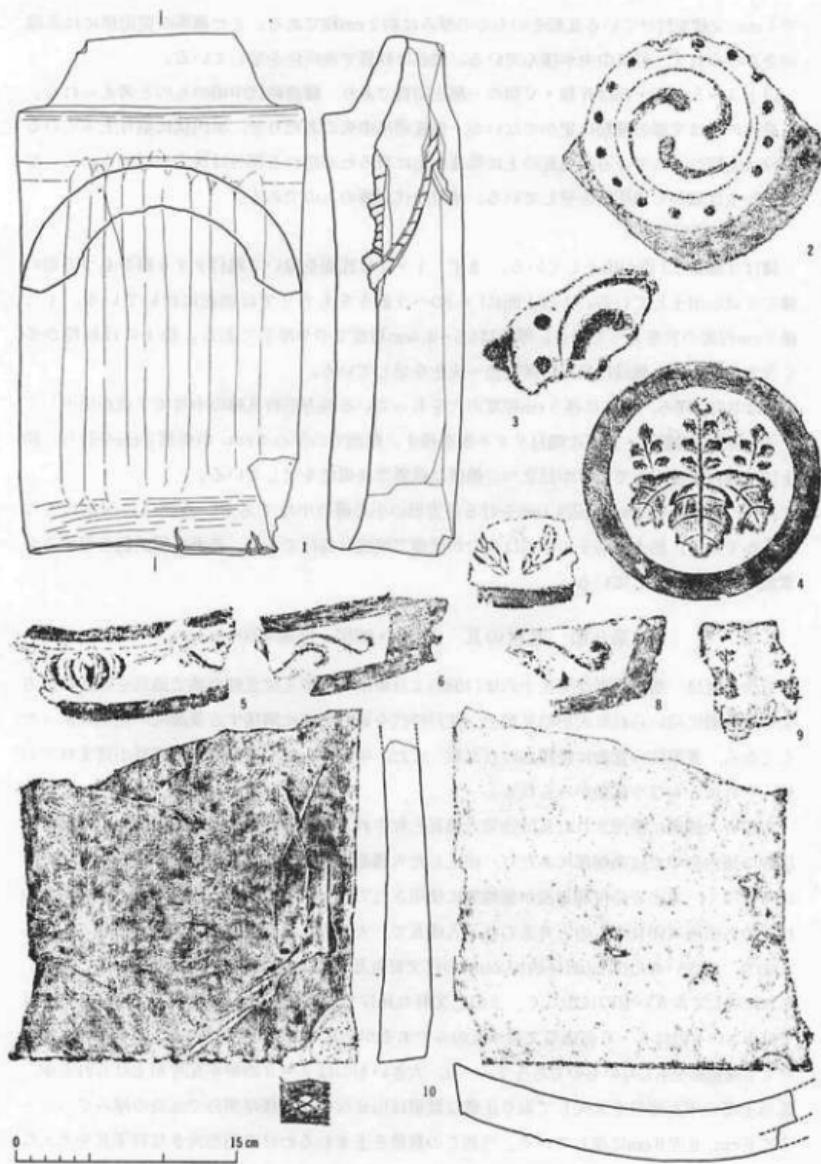
今一つは厚み3.1cm、短辺9.1cmを計る長方形の小形磚の小片である。各面はみがかれてなめらかである。胎土は若干の砂粒は含むが堅緻で焼成は良好である。表面は黒灰色を呈するが素地は淡灰色を呈している。

## 第9節 近世の瓦 (第87~88図、図版第60~63)

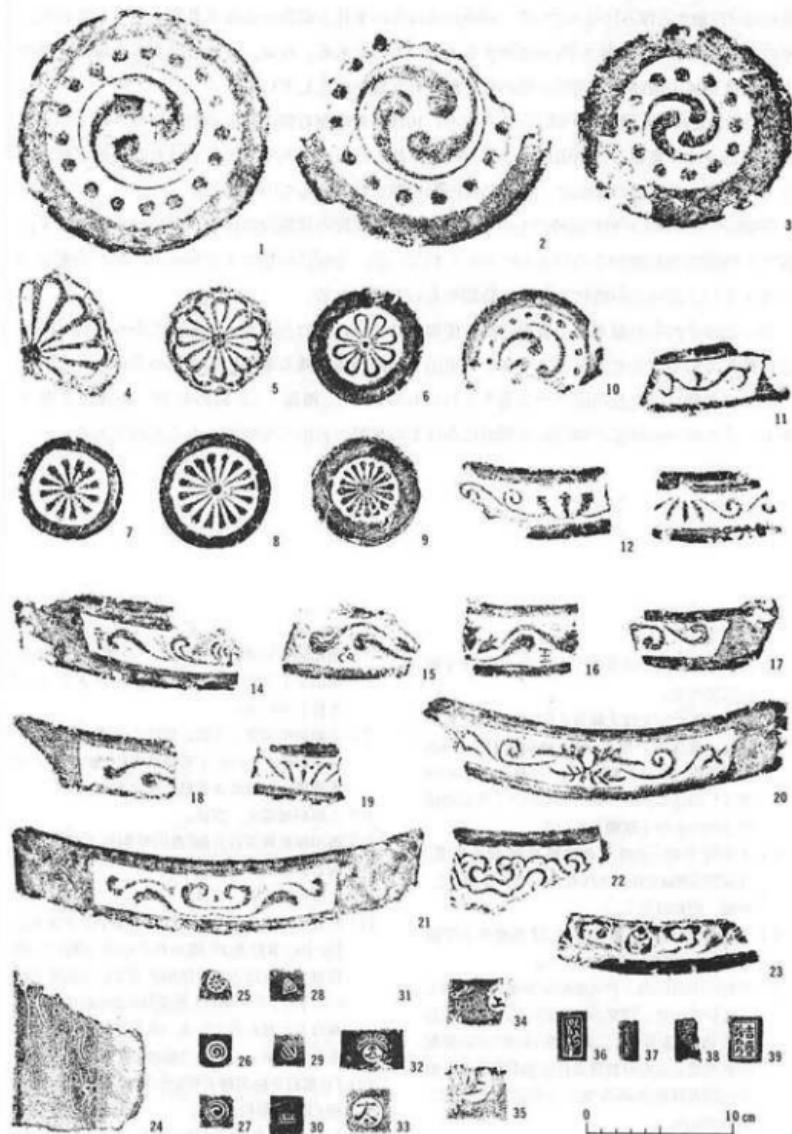
近世の瓦は、豊臣秀吉が天正十六年(1588)より東山の蓮華王院北側の地で造営をはじめた方広寺大佛殿に用いられた大形の瓦類と、江戸時代を通して南に隣接する養源院の敷地であったことから、養源院の堂舎に使用された瓦類。また、明治に入って当地に賀陽宮邸が営まれております。それにもうう瓦類がみられる。

方広寺大佛殿に使用された瓦は通常大佛瓦と称され、とりわけ大形のものが多い。当地は方広寺の境内の中では南端部にあたり、出土した大佛瓦も方広寺の主要建築物の屋根を葺いたものではなく、方広寺の付属施設か築地等に使用されていたものであろう。第87図に示したもののはこの方広寺に伴うものと考えられる大佛瓦で、大きさによって2種類に別けられる。

まず、小さいものは2(直径約19.2cm)の巴文軒丸瓦と4の桐文軒丸瓦(直径16cm)である。これに対して大きいものは少なく、3の巴文軒丸瓦片では推定径21cmに及んでいる。また平瓦では小さいものは5・6の唐草文軒平瓦のみであるが、瓦当の厚み約6cmで2の軒丸瓦と組合せても違和感を生じないものであろう。一方、大きいものは7~9の軒平瓦片が上げられるが、瓦当上部の平瓦部分を欠失しており正確な数値は出せない。今残存部分で瓦当の厚みをみると7で6cm、9で8cmに達している。当然この数値を上まわるわけで相当大きな軒平瓦を考えなければならない。これに伴う平瓦が10である。これも破片であるため全容はつかめないが、厚みは3.2cmを計る。これは東山区大和大路五条下ルの東山郵便局<sup>16)</sup>より出土した大佛殿用の平



第87図 近世の瓦(1)



第88図 近世の瓦(2)

瓦にはば匹敵する厚みになっている。同所からはこの平瓦と組合せになる丸瓦も出土しており、その大きさは幅25cm、長さ45cmに達する大形のものである。なお、4は豊臣秀吉所縁の文様であり、伏見桃山城跡から同范と思われる桐文軒丸瓦が出土している。

これらの瓦には瓦屋を示す刻印がみられる。10は平瓦端面右側に井桁の刻印が押されている。第88図25~35に集載した刻印はすべて大佛瓦に押したものである。25~31は丸瓦凸面に押されたもので31・32・34は端面に、33・35は凹面に押されているものである。

第88図の軒瓦は江戸時代以前のもので、11~17は養源院の諸施設に使用されていと思われる。相互に時間的な相違がみられるものかもしれないが、今回は分類できなかった。ただ小菊のうち4・5の2点は江戸時代でも早い時期のものと思われる。

18~23はそれぞれ最も多く賀陽宮邸に使用されていたものと考えられる。このうち18~20・23は棟瓦である。また21・22は現在でも東山七条南西角に残る築地に同じものがみられる。

24は江戸時代の丸瓦凸面にヘラ書きされたもので「一〇難隔一」と読めるが、意味は不明である。また36~39は江戸時代から明治にかけての瓦屋の名前入り刻印をもつものである。

## 註

- 接合したのはこの2点のみで、いずれもV型の瓦である。
- 分類にあたっては上原真人「古代末期における瓦生産体制の変革」(『古代研究』J13・14合併号所収、奈良、昭和53年)に負うところが多く、用語などについても原則として氏の使用されたものを踏襲している。
- 木村捷三郎「法勝寺金堂跡発掘調査概要」(『京都市埋蔵文化財年次報告1974-Ⅱ』所収、京都、昭和51年)。
- 今里幾次「播磨魚柳瓦窯跡」(『播磨考古学研究所収、姫路、昭和55年)。
- 京都市中京区西ノ京式部町の朱雀高校で出土している中に、同文の破片がみられる。平良泰久他「平安京跡(二条大路)昭和54年発掘調査概要」(京都府教育委員会編『埋蔵文化財発掘調査概報』J1980年第3分冊所収、京都、昭和55年)。
- 木村捷三郎他「六勝寺跡—六盛西店新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告」(京都、

昭和50年)の図18~10に、ヘラ書きした丸瓦が出土している。因にこれを「かきやぶり」と称している。

- 上原前掲論文、76頁。氏はこの種の丸瓦は、粘土板巻き上げによる技法といわれているが本例は糸切りによる粘土板である。
- 上原前掲論文、27頁。
- 香川県教育委員会編「香川県陶邑古窯跡調査報告」(高松、昭和43年)。
- 上原前掲論文、7頁。
- 軒瓦として使用するには規格が小さすぎる。『年中行事絵巻』に描かれた法住寺殿は、桧皮葺で、瓦は大株に使用されているにすぎない。また、門・築地も桧皮葺に造られており、棟は瓦が葺かれている。本棟では混乱をさけるため、軒丸瓦として処理している。
- 『京都府史跡名勝天然記念物調査報告』第15冊(京都、昭和9年)。
- 原田修他「高安の遺跡と遺物」(『大阪文化誌』第2巻第2号所収、大阪、昭和51年)。

- 14) 石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究(図版)』  
(東京, 昭和11年)。
- 15) 関野貞『日本の建築と藝術』上(東京, 昭和  
15年), №654。
- 16) 江谷寛『六波羅政厅跡—東山郵便局新築敷  
地理叢文化財発掘調査報告—』(京都, 昭和  
55年)。

### 第3章 平安時代の甲冑・武具を出土した土壙 —W10土壙—

#### 第1節 土壙の調査と層序

##### 1. 土壙の位置と調査の経過

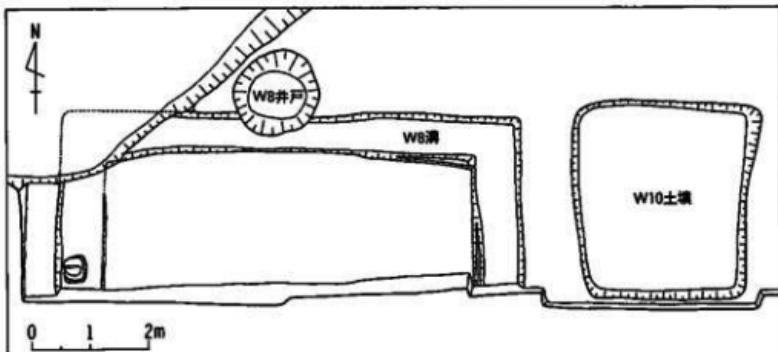
発掘地を含む一帯は、東から西へとゆるやかに傾斜している。その傾斜にそって、東山通から舌状の台地が張り出しており、その北端が調査地の南をかすめている。W10土壙が検出された場所は、台地の北縁の約20度の斜面の部分に当る。土壙は、この斜面を1.5mほど掘り下げたところに、認められた幅3ないし4mの平坦面で、検出された(図版第67の上)。

土壙の形状は、北側のやや広い隅丸の長方形であった。大きさは、南北3.34m、東西は北辺が3.16m、南辺が2.64mを測る。検出面から床面までの深さは約50cmであった(第91図(別添))。

甲冑などの特殊な遺物の存在を全く予想しなかったため、当初北東部から普通の土壙の調査と同様に掘り下げていった。ところが覆土中に黒く薄いものが混じており、やがてそれが漆の塗膜であることが判明して、その時点から改めて精査することとした(図版第68の下)。昭和53年の8月中旬のことであった。その結果、以下に報告する通り、平安時代の甲冑や武具を土壙一面に検出することとなった。

土壙内の遺物の大半が薄い漆の塗膜の重複した状態だったので、細い竹べらと筆を使っての検出作業は予想外に時間要した。遺跡全体の調査は予定通り同年の11月20日に終了したが、土壙の精査は引き続き行ない、ようやく翌年の4月1日になって、第1段階の調査を完了した(図版第69)。この段階で、土壙の遺物の出土状態をのちに追すためのレプリカ作成作業を行なった。その後しばらくして精査を再開し、重複する遺物の上位のものを取り上げ、同時に下位の遺物の検出を続けた。床面に接する遺物の検出を終え、実測・写真撮影などを済ませ、各部分ごとに切り離して石膏で固めて取り上げ、調査のすべてを完了したのは、昭和54年9月18日のことであった。

このW10土壙の西側で溝状の遺構が検出された(第89図、図版第67)。西北角を後世の溝で断ち切られており、南半は調査区外にあるが、検出された溝の平面形は「匁」状を呈する。溝の規模の全容は不明であるが、北側の辺の長さは7.9mほどで、東側の辺は2.9mまで確認できた。溝の幅は85cm、深さ約40cmで、覆土の上面には瓦の小片や小礫が多く認められた。また西側の溝の南壁近くには、溝の底に1辺約40cm、深さ35cmの方形の柱穴状ピットがあり、その中に30cm×16cm大の礫が入っていた。この溝とW10土壙の間は僅か90cmほどしか離れていない。方位もほぼ同じで、層序・遺物などから時期的にも極めて近いと考えられるので、両者は何らかの関係を有する遺構の可能性が強い。



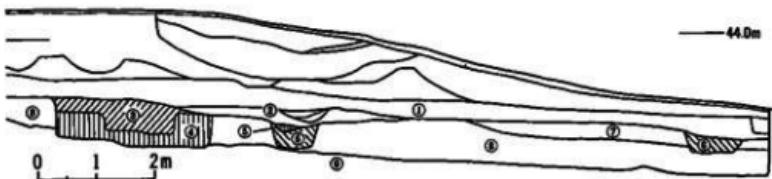
第89図 W10土壙・W8溝平面図

## 2. 層序と遺物の出土状況

W10土壙付近では、地表下約1.2mほどのところにある茶褐色土層が、40cm前後の厚さで西へ軽く下り気味に堆積している。土壙の東側では地山の黄褐色粘質土層がこれに接する。土壙はこの黄褐色粘質土層を掘り込んでいる。土壙の西端から4mほどは、この2つの層の間に厚さ20cm足らずの褐色粘質土層がレンズ状に挟まっており、東側の溝はその下に地山を掘り込んで作られている。この溝の西約2.5mのところから西側は、地山の表面がやや落ち込んで、茶褐色土層との間に黒褐色粘質土層が堆積しており、西側の溝はこの層の上面から掘り込まれている。

土壙は地山の黄褐色粘質土層を掘り抜き、床面はさらに下の灰黃褐色粘土層を若干掘り込んだところにある。土壙の表土は2層から成り、上層は暗褐色粘質土層で、下層は暗灰黃褐色粘質土層である。後者は2つの地山層の土の混じた不均質の粘質の土層で、土壙の周辺部に厚く、中央部分では不整円形に大きく落ち込んだ状態であった。おそらく土壙に遺物を納めて埋め戻す際に、掘り上げた排土を使用したものであろう(第90図、図版第68の上)。

土壙の遺物は、東側約50cm、西側30数cmの幅の部分を除く中央部分に集中して検出された



第90図 W10土壙付近南壁土層図

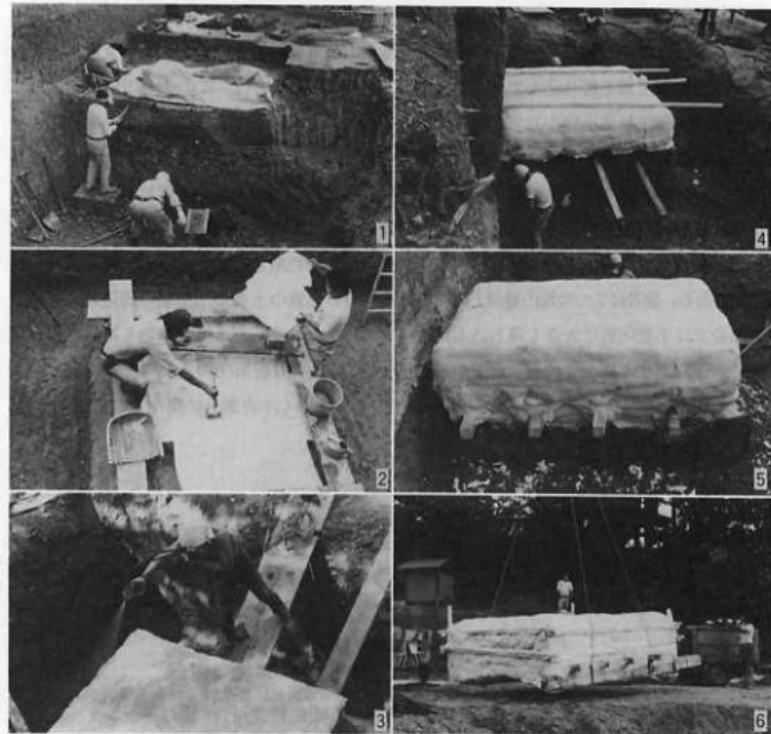
- |           |             |
|-----------|-------------|
| ① 茶褐色土層   | ② 黒褐色粘質土層   |
| ③ 暗褐色粘質土層 | ④ 暗灰黃褐色粘質土層 |
| ⑤ 茶褐色混疊土層 | ⑥ 暗褐色粘質土層   |
| ⑦ 黑褐色粘質土層 | ⑧ 黄褐色粘質土層   |
| ⑨ 灰黃褐色粘土層 |             |

(図版第68の下)。遺物は床面から10cm余の間から出土し、大半は床面から5cm程度の間に幾重にも重複していた(第91図(別添), 卷頭図版Ⅲ, 図版第69)。遺物は若干の金銅製品と鉄製品のはかは、すべて漆の塗膜のみで、有機質の遺物はヒトの歯1点と鞍の一部のみで他はすべて腐蝕して消滅していた。個々の遺物の出土状況については次節で触ることとする。

なお、遺物取り上げの便宜のために、土壌内に20cm方眼の小区画を設定した。南北の列を西から1~15、東西の列を北からa~qとし、各区は両者の組合せで、例えばa1区、b2区というように呼ぶことにした(第91図(別添))。この土壌内の小区画と遺跡全体の区画との関係は、5列と6列の境がW区とX区の境から西へ2m、g列とh列の境がP区とW区の境から南へ8mの線である(第3図)。

### 3. 遺構の移設とレプリカの作成

前記のように土壌の精査には長期間を要したため、天候や工事等の事情を考慮し、土壌内の遺物の範囲を確認した段階で床面の遺物集中部分を切り取り、移設して精査を続けることとした。遺物集中部分は東西約2m、南北約2.7mの範囲で、分断が困難なかなり大きなものであっ



第92図 W10土壤遺物集中部分移設工程写真

ため、移設の手順・作業方法などについて奈良国立文化財研究所の沢田正昭・秋山隆保両氏の指導・助言を得て硬質発泡ウレタンで包んで取り上げる方法を取ることにし、作業は近畿ウレタン工事株式会社に依頼した。

作業は昭和53年9月25日から27日にかけて行なった。まず土壤内の切り取り部分以外の遺物を個々に取り上げ、土壤の周囲を掘り抜けた(第92図1)。切り取り部分は不織布(和紙風のもの)を温らせながら重ねて覆い(同図2), その上にウレタンを吹きつけ(同図3), 補強のため金網を挟み, さらにウレタンを吹きつけ固定させた。次に切り取る部分の土の厚さは約60cmとし, この深さでトンネルを掘り, 角材を通して(同図4)ウレタンを充填し, トンネル間の土もできるだけ掘り抜いた後, ウレタンを注入した。この段階で切り取り部分はほぼ大地から離された状態になった(同図5)。さらに角材で補強し, レッカー車でつり上げ(同図6), 下面にもウレタンを吹きつけた後, 所定の位置に移動して無事作業を終えた。なお重量は7t近いものになっていた。

レプリカ製作は昭和54年4月に上位の遺物の精査が一段落した段階で, 京都科学標本株式会社に依頼して行なった。レプリカはポリエチレン樹脂で成形し原色着色するもので, 型取りはシリコンゴムによった。なお, この型取り中にシリコンゴムが淡緑色に変色する部分があった。この部分は歯形に接していたところと鎧Iの縦角付腰座にあたるところであった。後者は札板の下位で, 表面には見えていなかったもので, シリコンゴムが漆の膜を通して銅と何らかの反応をしたものと見られ, 興味を引いた。

## 第2節 土壤出土の遺物とその出土状態

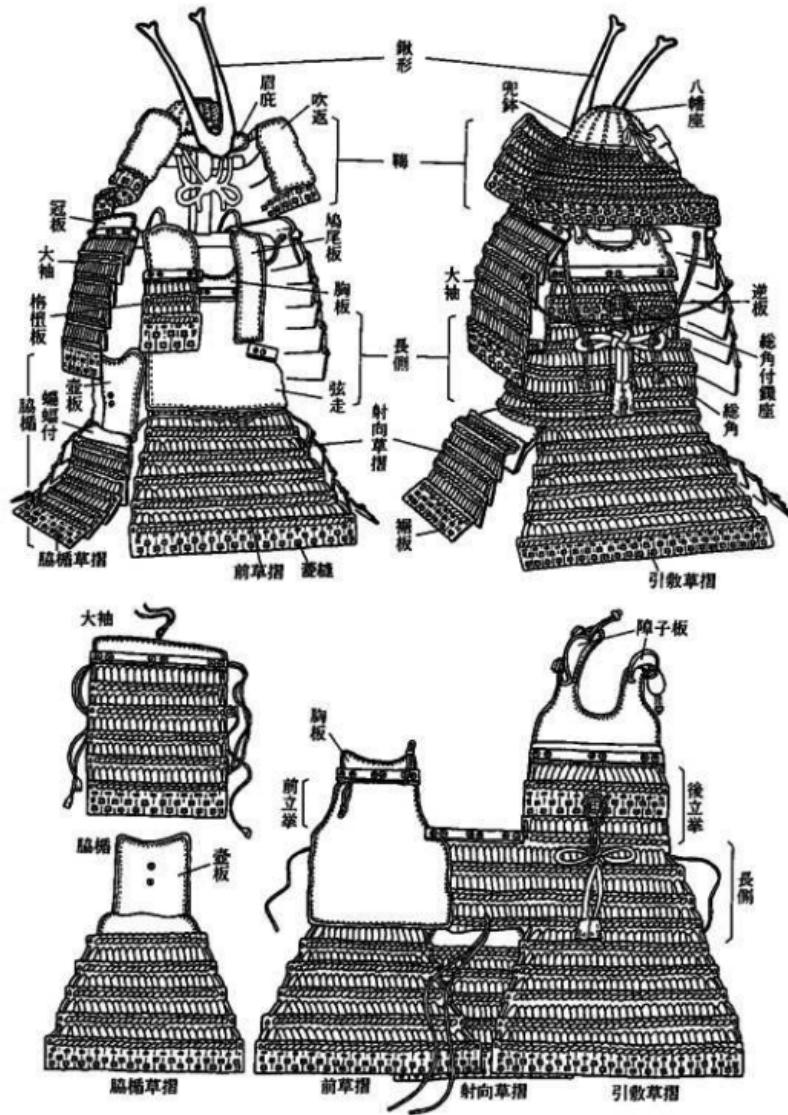
### 1. 甲冑

土壤内出土遺物の大半が漆の塗膜だけで形をのこす甲冑類であったが, 各部が重複・散乱していたため, 個々の識別がかなり困難であった。しかし兜の輪は小札が半円形に並ぶため比較的容易に判別でき, 5個体を確認した。鎧も小札の特徴などから5領分程度は判別できるが, 戰毛が失なわれているため, かならずもしもそれぞれの対応関係は明らかではない。以下はまず輪により, 鎧I~Vに分類し, 小札の特徴からこれにはば対になると見られるものを合せて記述してゆく。なお, 特にことわらないかぎり, 札板の下締み等の記述は検出した面, すなわち裏(内)面側について行なう。また, 甲冑の部分名については第93図を参照されたい。

#### 1) 鎧 I

##### ① 位置(第94図)

鎧Iは土壤内の最も北寄りのd6区を中心としたあたりでまとめて検出された。輪, 膝褶, 長側, 草摺, 大袖があり, 各部の小札はやや形状を異にするが, すべて戦孔3行の三つ目札が使用され, 漆の色調なども比較的似るところから一括する。各部の重複関係は次のようになっている。最も下位に輪が押し広げられ, 東側に大袖1枚, 西側に膝褶の草摺が重なり, さらに全体を覆うように長側, 草摺が広げられている状態で, 大袖の1枚以外は裏向きで内側を見せ



第93図 甲冑部分名称図

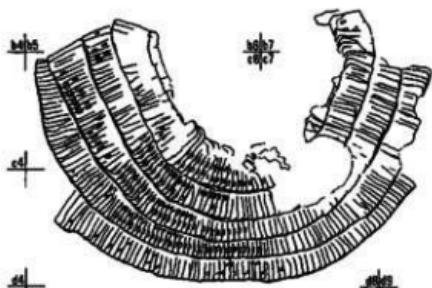


第94図 鎧 I 位置図(縮尺1/40)

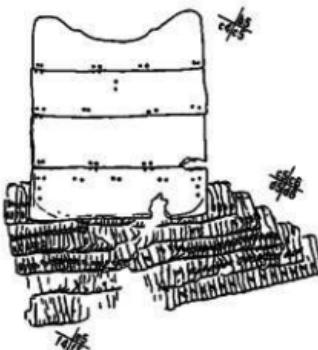
はハズ形になるものである(同図1)。4段目も同様であるが、吹返し部分の両端から28cm、耳札を含んで36枚目までは菱縫いになっている。5段目も菱縫いであるが、右端から36・37枚目で乱れているところがある(同図2・3)。

札板の1段目から3段目までは欠失部分があって計測できないが、4段目と5段目は一応両端まで連続していた。4段目は長さ106.5cm、5段目は69cmを測る。小札数は耳札2種4枚を含み、4段目が131枚、5段目は81枚であった。小札の重なりは1寸に対し4.5枚ほどで、かなり密に重ねている。

### ③脇挿(第95図、図版第71の下・第74の下・第75)



第95図 鎧 I 脇実測図(縮尺1/10)



第96図 鎧 I 脇板実測図(縮尺1/10)

ている。

### ④鉤(第95図、図版第71の上・第76の下)

部分的に欠失しているが、ほぼ全体のわかる例で、札板は5段からなっている。小札は革の三つ目札が使用され、鉄札は含まれていない。耳札には威孔1行のものと2行のものの2種が用いられている。

小札の大きさは高さ7.7cm、下端幅2.8cmで札頭部は幅2.4cmを測る(第101図11)。

下締みの継ぎ方は、1段目から3段目までいずれも裏面では上下とも革縫が縦に通り、表で

脇板は壺板と草摺からなっているが、壺板については別に記し、ここでは草摺について記述する。

札板は5段からなり、小札はすべて革の三つ目札である。小札は各段ごとに少しづつ高さや孔の間隔を異にするが、高さは7.0cm前後のものが多く(第101図13)、3段目のみ6.3cmのものが使われている(同図12)。幅はいずれも3.2cmである。耳札は1,2段目が感孔2行のもの1種で、3~5段目は感孔2行のものと1行のものの2種が用いられている。

下縫みは、1段目と2段目は上が右上り、下が縫に縫の通る縫じ方で(同図4)、3段目は上が縫、下が右下り(同図5)、4段目は上が縫、下が右上りになっている。5段目は菱縫いである(同図6)。

札板はいずれも弓の下になっていたあたりでとがれているため、長さ・小札数とも確かではないが、出土した状態では1段目の札板が長さ約38cm、5段目が約50cmであった。なお小札の重なりは1寸に対し4枚になっている。

#### ④壺板(第97図、図版第79)

土壌の東北部、c4+d4区を中心に、床面に接して裏向きに出土した(第96図、図版第71の下・74の上)。厚さ1.5mm前後の鉄板4枚を横矧ぎにした珍しい作りのものである。長さ34cm、最大幅29.8cm。最上部を凹状にして、その途中に左右各1ヶ所の小さな突起を作る。左右の両辺は彎曲せずに直線状で、幾分拡張がありである。壺板全体は脇に合うように彎曲させてある。現状の彎曲度は第97図の断面図に示した通りであるが、本来はもう少し彎曲度が強かったものと思われる。また、下部は下辺と両隅を外側へ僅かに反らしている。

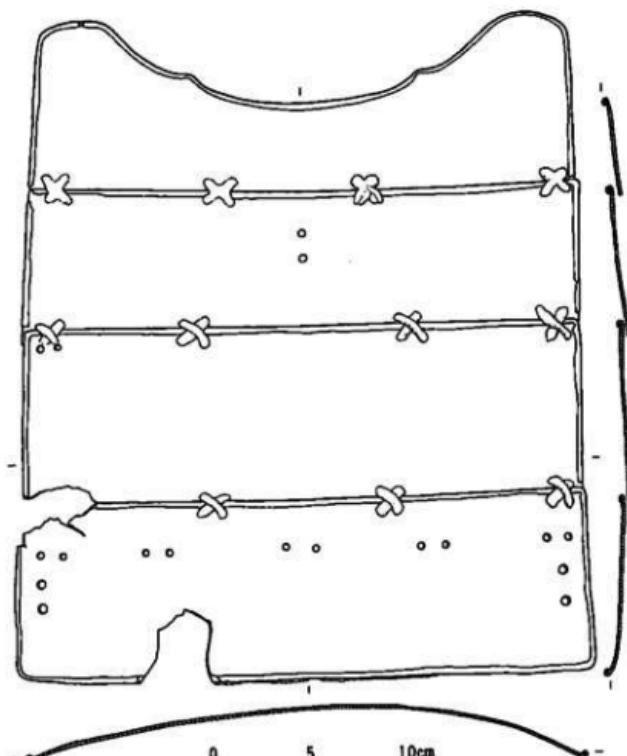
鉄板には両面とも銹留めの塗が塗布されており、各板は上3段が上辺と左右両辺、最下段は四周を捻り返して覆輪に代えている。鉄板の長さは、上から9.7cm、7.3cm、9.3cm、9.2cmで、各々5mmないし1cm程度を重ね合せて、それぞれ4ヶ所に孔を穿って撻紐で縫じている。撻紐は幅4mmほどの右捻りのもので、外側を交叉させ、内側で結んだようである(図版第80の4・5)。

壺の縫の孔は2段目の鉄板の中央のやや上方に、縫に2孔穿たれている。また最下段の板の左右両端から1cm余のところに、腰縫のための孔がやはり縫にそれぞれ2孔、この板の上から2.5cmあたりに草摺の蠶繕付のための孔が横1列に2孔づつ5ヶ所に穿たれている。この孔の上方に蠶繕付の革と思われるものの残欠が銹着して認められた(図版第80の6~9)。

また、床面に接していた壺板の表側には、ほぼ全面にイネ科の植物の茎と考えられるものが、平行に並んだ状態で銹着していた。縫方向の糸は確認できなかったが、おそらく席のようなものであったと思われる。なお、平行に並んだ茎の方向はE 7° Sを示していた(図版第80の1~3)。

#### ⑤長側・草摺(第98図、図版第72)

ここでは長側と前・左・後の草摺および立擧部分を一括して記述する。鱗Iの各部分の中では最も上位にあり、押し開いたような状態で検出された。後側は比較的良くわかるが、左脇側から前側にかけては無理に抜けられたためか乱れが大きく、前立擧部分は確認できなかった。



第97図 鎧 I 脇帯板実測図



第98図 鎧 I 長側実測図(縮尺1/10)

後側では札板が13段あり、後立掌3段、長側4段、後草摺6段からなっていると見られる。

長側・草摺とも小札はすべて革の三つ目札が用いられており、大きさは、高さ7.4cm、幅3.0cmを測るものである(第101図15)。ただし後立掌1段目に使われている小札は上方がやや狭くつくられている(同図14)。

後立掌(図版第76の上)は右端部が欠失しているため、幅は確かではないが、2段目の逆板に絶角付銀座が取り付いており、その中心から左端まで17cmである。ここで折り返すと本来は34cm程度の幅であったと思われる。なお逆板の小札数は左端から銀座の足まで19枚である。後立掌部の下縫みは、1段目と3段目は上が縫、下が右上りで縫じられている。2段目の逆板は菱縫いである。

長側部分も全体の長さはわからないが、3段目と4段目を追ってゆくと少なくとも80cmは続いている。長側の下縫みはすべて上が縫、下が右上りで縫じられており、小札の重なりは1寸に対し4枚である。なお耳札は各段とも感孔2行のものが使われ、下縫みのおわり方は第101図7・8のようになっている。

後草摺は右端が開いた扁形に拡がっているが、左端が乱れており、各段とも長さはわからない。左草摺・前草摺は折れ曲るなど乱れが大きい。前草摺には左端の耳札も一部認められるが、札板の段数も数えられない状態であった。下縫みは立掌・長側と同じく、上が縫、下が右上りである(同図9)。最下段は菱縫板で、5段目の下にはほとんど重なっていた。なお草摺の耳札は感孔1行のものと2行のものの2種が使われている。

#### ⑥大袖(第99図、図版第73)

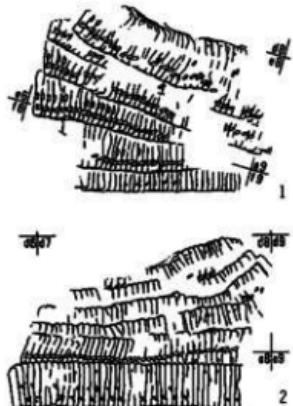
大袖は2枚がほぼ重なった状態で検出された。下位の袖は表を上にし(第99図2、図版第73の下)、上位の袖は裏向きになっており(第99図1、図版第73の上)、表側どうしを合せて置かれたものと思われる。いずれも札板は6段からなり、用いられている小札は同一形状の革の三つ目札である(第101図16)。小札は高さ7.4cm、幅は3.2cmを測り、耳札は各段とも感孔1行のものと2行のものの2種が使われている。

下縫みは1~5段が、表側では上が右上り、下が縫に縫じられており、裏側では上が縫、下が右上りになっている(同図10)。6段目は菱縫いである。

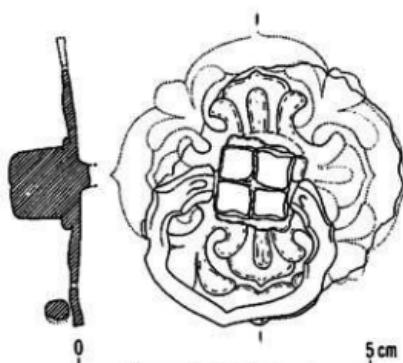
裏向きの袖では札板の両端が確認できる段はなかったが、表向きの袖の5・6段目が両端まで確認できた。すなわち5・6段とも小札の数は耳札2種4枚を含んで45枚、札板の長さは38.3cmであった。小札の重なりは1寸に対し4枚となる。

#### ⑦絶角付銀座(第100図、図版第80の10)

d7区から越Iの小札に挟まれて裏向きの状態で出土した。金銅製の繊細な作りのものである。彫影による宝相華4単位を配した透しのある座の中央に、方形の小さな座を重ね、その上に高さ8mm、1辺1.2cmの角柱状の台を載せている。台の上面には細い溝が十文字に刻まれ、それぞれ側面に延びて中央を縫に下方に達する。鍔は太さ約5mmで、左右2ヶ所、中央1ヶ所に節を作りて屈曲し、五花形を呈する。軽く面取りされていて、断面はほぼ八角形を成し、台



第99図 鰐 I 大袖実測図(縮尺1/10)



第100図 鰐 I 総角付鉢座実測図

に近い部分の上面には線刻の文様が認められるが、文様の形状は明らかではない。裏面中央には太さ4mmほどの足が約2mm残っている<sup>1)</sup>。

## 2) 鰐 II

### ①位置(第102図)

鰐IIとしたものは中央部東寄りで検出した鰐と、土壌中央部で検出した長側・草摺である(図版第81の上)。ただし両者は小札の形状や漆の色調なども異なり、かならずしも対応するものと断定できないが、近接した位置にあることによって仮に両者を一括してあつかう。

鰐は、鉄札を交えた長側と見られる小札の集まりの上に重ねられた状態で検出された。長側・草摺は土壌床面の地山直上に押し抜げられた状態で検出された。鰐と長側・草摺との直接の上下関係はないが、後述の鰐IIIの草摺を介して鰐が上位にあることがわかる。

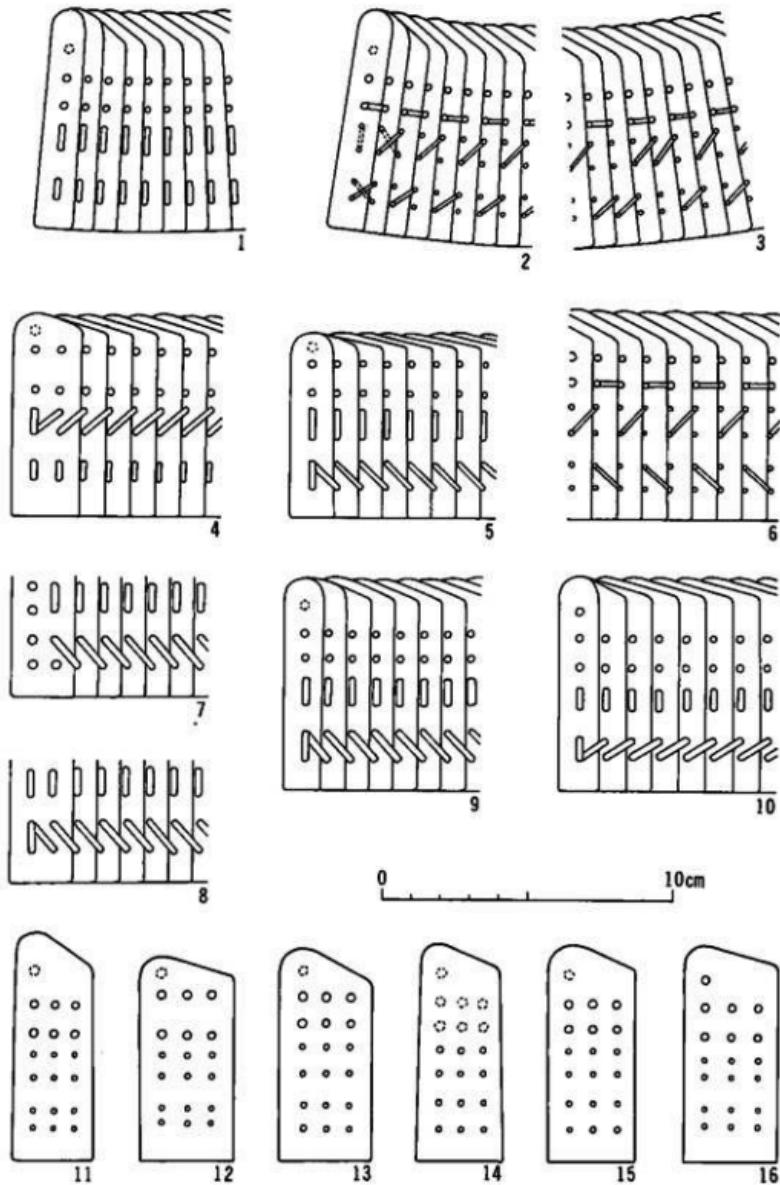
### ②鰐(第103図、図版第83)

左半部は比較的遺存状態が良いが、右半部はほとんど失なわれている。札板は4段分が確認できたが本来は5段のものと思われる。小札は感孔2行の並札で、すべて革札である。大きさは高さ7.9cm、下端幅は3.1cmで上方は幅2.8cmになっている(第105図3)。ただし最下段のみ高さ7.2cmの小札(同図4)が使われている。

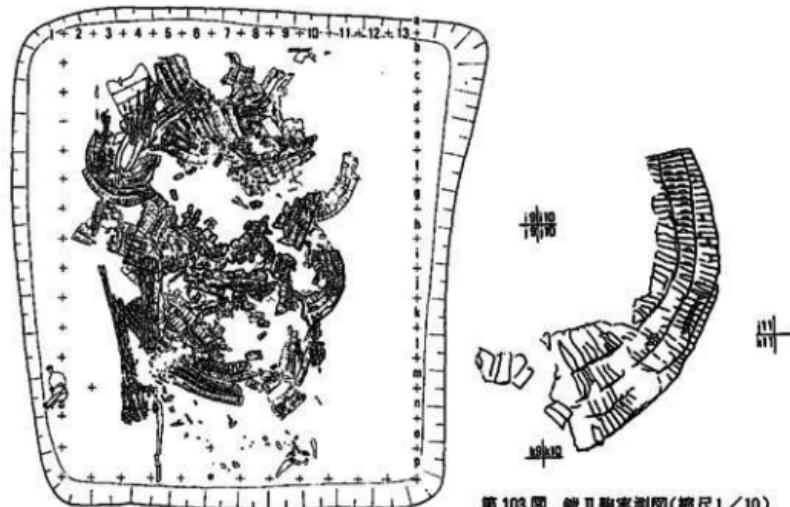
下縫みは、吹返し部分の1・2段目が上下とも革紐が縦に通る縫じ方(同図1)で、3段目は菱縫いである。吹返し部分以外は1~3段まで、上が縦、下が右下りの縫じ方である。4段目は菱縫いになっている(同図2)。吹返し部分の下縫みが異なるところは、1段目が小札数20枚、長さ22cm、2段目が18枚、21cm、3段目が23枚、26cmとなっている。

### ③長側・草摺(第104図、図版第81の下・第82)

全体としては良く原形をとどめている例である。これも鰐Iの長側・草摺と同様に、後草摺が扇形に開いており、左脇から前側にかけてが大きく押し抜げられた状態でやや乱れている。

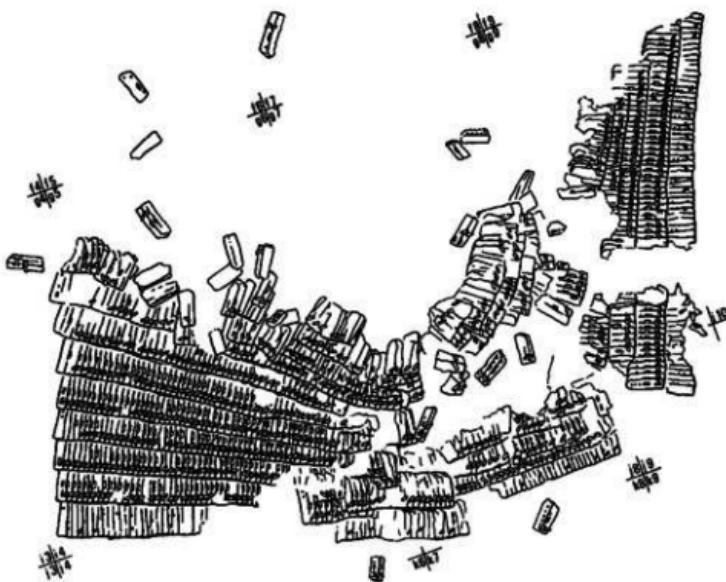


第101図 繩I小孔・下縛模式図



第103図 鎧II胸実測図(縮尺1/10)

第102図 鎧II位置図(縮尺1/40)



第104図 鎧II長側実測図(縮尺1/10)

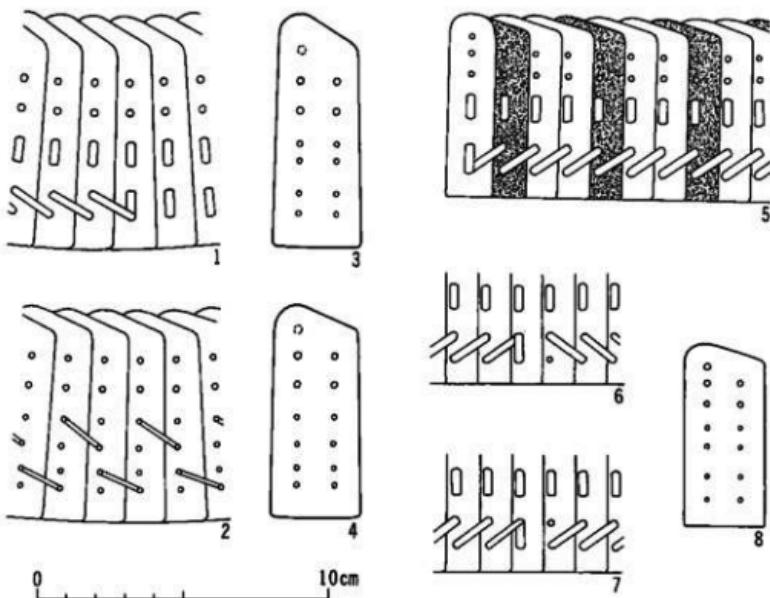
長側は鉄札を含んだ金交ぜ銅で、草摺にも部分的に鉄札を含んでいる。小札は革札。鉄札とも感孔2行の並札で、高さ6.4cm、幅2.6cmのもの(第105図8)が使用されている。

長側の後側は直線的にのびるが、左脇側から前側にかけて彎曲し、各段が重なりあっている。上部が乱れているため、立葉部分は確認できなかった。後側では札板が9段數えられ、草摺5段。長側は4段と見られるが、部分的にあと1~2段重なっているところもあり確かにではない。草摺部分は、前・左側でもほぼ直線的にのびる札板が5段數えられるため、前・左・後3間とも5段下りであったと思われる。

以下とりあえず長側は4段、草摺は5段として記述してゆく。まず長側の札板は1~3段目までがすべて鉄札1枚に革札2枚の割合で金交ぜになつておる(同図5)。4段目だけには鉄札が含まれていない。長さは不明であるが、少なくとも50cmは連続している。下縫みは、1段目の上は縦、下は右下りの縫じ方で、2~4段は上が縦、下は右上りの縫じになっている。

草摺には部分的に鉄札が含まれているが大部分は革札のみが使用されている。鉄札の混じる部分は前・左・後3間とも認められるが、かなり変則的になっており、下縫みの縫じが乱れることとあわせて、この鰐の札板が再編成つまり仕立て直されたことを表しているようである。

後草摺は左側の失なわれている段もあるが、2段目と4段目はかろうじて両端まで確認できた。2段目は全長55.0cmで、小札数は耳札2枚を含んで60枚であった。4段目は同様に70.2cm。



第105図 鎧小札・下縫模式図

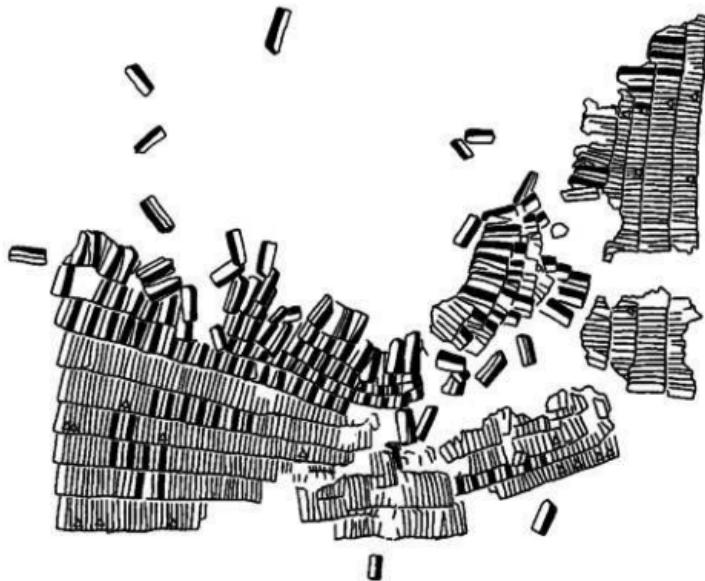
70枚を数える。左草摺(図版第82の上)は中半で割れており、一部が後草摺の下になっているためよくわからないが、4段目の札板は長さ約55cmと見られる。前草摺(図版第82の下)は中半で分断されているため札板の長さ、枚数は不明である。

草摺の下締みは原則として、上が縦、下が右上りになる綴じ方であるが、部分的に乱れている個所が多い(第106図の△印)。特に前草摺の右半部、h9・10区あたりでは草摺の耳に平行するように、各段に綴じ方の変る部分があり(図版第84の下)、札板を延長するような改造がなされたかにも見える。

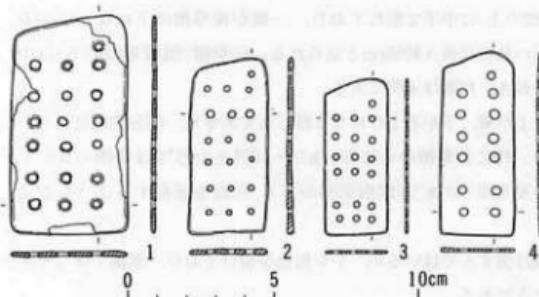
なお、この長側・草摺の漆膜は黒ずんではいるが、やや褐色を帯びており、黒漆ではなく生漆だけで塗り固められているようである。

ここでこの長側に使われている鉄札自体について触れておく。第107図4(図版第111の4)は長側のやや北に散乱していた鉄札の1例である。単独で出土しているが、長側の連続している鉄札と同じ形状、大きさであるため本来この長側に用いられていたものであろう。厚さは1mm程度で、端部の捻り返しは認められない。毛立ての孔、下締みの孔ともあまり大きさは変わらない。

孔の間隔はやや不揃いである。なお、比較のため土壙内出土の鉄札を集成する(第107図)。1は1点のみであるが次に述べる鎧Ⅲの小札に近いもので、漆の塗膜も厚い。孔はすべて表からぬかれており、下締みの孔がやや小さくなっている。2は鎧Ⅲの脇の下位にある鎧の小札で、



第106図 鎧II長側鉄札配置図(縮尺1/10)



第107図 鉄札実測図

3はそれに続くかと見られる札板に含まれていた小札である。特に3は小さなものであるが三つ目札になっている。1～3も端部の捻り返しはなされていない。

## 3) 鐘Ⅲ

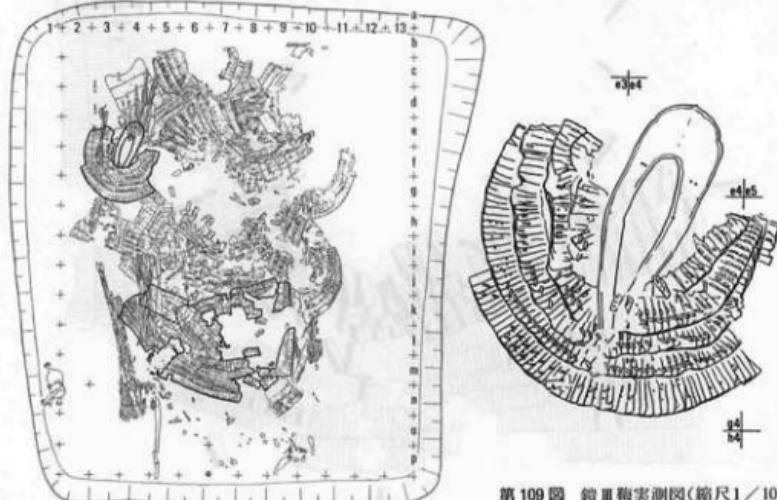
## ①位置(第108図)

## 鐘Ⅲはf4区を中心と

したあたりの、鍔形を伴なった鞞と、土壤南半部で検出された、脇柄、長側、草摺である。いずれも用いられている小札はやや大形の三つ目札で、鉄札は含まれていない。漆の様子も似ており、これらが一具である可能性は大きいと考えられる。いずれも大部分は床面の地山直上に置かれているが、鞞も草摺も鐘Ⅱの長側・草摺の上に一部が重なっており、鍔形は鐘Ⅰの脇柄の上に重なっていた。

## ②鞞(第109図、図版第87)

この兜は鍔形を伴なっていることで特に注目されるが、鍔形については次項に記し、ここで鞞について述べる。この鞞は5段の札板から成っており、最上段と3・4段目に欠失部分があるが、全体としては遺存状態が良好である。用いられている小札は高さ7.0cm、下端幅4.4cm



第109図 鐘III鞞実測図(縮尺1/10)

第108図 鐘III位置図(縮尺1/40)

を測る比較的大形の三つ目で(第112図4), 上方がわずかに狭くつくられている。耳札は1段目から4段目までは威孔2行のものと1行のものが使われ, 5段目のみ2行のものだけが用いられている。

下締みは1段目から4段目まで各段とも上が縦, 下が右下りになる綴じ方で(同図2), 両端の吹近し部分は1~3段まで上下とも縦に通る綴じで(同図1), 4段目の吹返し部分は菱縫いになっている。5段目はすべて菱縫いである(同図3)。

5段目以外の札板は中ほど銀形の角に重なっていた部分で乱れており, 小札の数などはわからない。5段目は両端まで揃っており, 小札は耳札2枚を含み53枚を数える。下端長は63cmである。

吹返し部分は遺存の良い右側で見ると, 2段目は耳札2枚を含んで19枚目から下締みが変る。同様に3段目では23枚目, 4段目では25枚目が下締みの変化点である。

なおこの鎧の札板の漆はかなり塗り重ねて固められており, 銀形を伴なうのにふさわしい丁寧なつくりがなされているように見受けられる。

#### ⑥銀形(第110図[別添], 卷頭図版I・II, 図版第87・93~96)

土墳の北西部から裏向きになって出土した。銀形台の部分は鎧Iの脇橋の草摺の上に載り, 角の上半は鎧IIIの胸の下になつて出土し, 中ほどは床面に接していた(第109図, 図版第87)。この銀形と鎧IIIの胸との関係は, あたかも兜に銀形を装着したまま, 前を北に向けてこれを裏返して置き, そこから兜の鉢だけを取り外したような状態であった。銀形自体は, 左右ともに角の中ほどで折れ曲がり, 先端が交叉していた。なお, 床面に接していた部分には, イネ科の植物の茎が平行に並んで接着して残っていた(図版第96の10・11)。鎧Iの脇橋の壺板に見られたものと同じで, おそらく藤であろう。茎の方向も同様にE 7°Sであった。

銀形は厚さ1mm余りの鉄板の1枚作りで, 現在長49.7cm, 銀形台の高さ8.5cm, 幅14cmを測る。周囲には金銅の縁型輪が巡らされている。角の上方2ヶ所に覆輪の接合個所が認められる(第110図矢印)。銀形台は先端を軽く尖らせ, 左右に1ヶ所づつ屈曲部を作るだけの単純な難頭状を呈する。角は銀形台の側縁からそのまま直線的にかなり開きながら伸びるものようである(第144図)。銀形台の中央に鉢を立て, これを挟んで1ヶ所と, 角の基部近くに左右各1ヶ所, 実鉢に取り付けるための孔を横位置に2孔づつ穿ってある。

この銀形は両面ともかなりの錆に覆われて出土した。ある程度の錆落しをした段階で, 表面に僅かながら金色の文様の一部が認められた。金象嵌による文様の存在が予想されたので, 元興寺文化財研究所保存科学研究室にX線写真の撮影を依頼した<sup>2)</sup>。そして, 銀形全面に双龍と雲が配されていることが判ったので, 改めてその文様の研ぎ出しを同研究室に依頼した。その結果, 金と銀を用いた美事な雲龍文が研ぎ出された。肉眼的には龍文が金象嵌, 雲文が銀象嵌と考えられたが, 埋め込まれた金・銀が極めて薄いこと, 緑青が発掘中から表面に広く認められ, 研ぎ出し後も文様の各所に観察されたことなどから, 単なる金・銀象嵌と見るには, 技法的には問題のあることが中野政樹東京芸術大学教授らから指摘されていた。この問題は, その

後の元興寺文化財研究所保存科学研究室を通しての金属分析によって、鉄地に銅板を象嵌し、その銅に金・銀のメッキを施すという、従来知られていなかった技法によるものであることが判明した。技法に関する問題については、中野政樹・西山要一両氏より別稿を寄せて頂いたので、そちらを参照されたい(付節1・2)。

文様は、獣形台の中央の鏡を挟んで、2頭の龍が向い合った構図である。龍は口を大きく開けて鎧首をもたげ、前脚の一方を上げ、他方を下げており、胴部は軽くねらせて尾部に到る。尾部は獣形の角のほぼ中ほどまで達している。後脚は一方を曲げ、他方を胴部に絡ませながら大きく後に伸ばして、天空を駆ける姿を表わしている。龍の頭部・頸部・脚部・背筋・胴下半から尾部にかけては太めの象嵌で、鱗および頭部と脚部の毛は細い線状の象嵌で表現されている。なお龍の頭には2頭とも宝珠を着けている(図版第95の1・2)。雲は角の上半と龍文の空間を補填するように配されている。従って上半の雲は大きくなりやかであるが(図版第96の1~5), 下半の雲は小さい(同図5・6)。龍はそのほとんどが金色で表わされているが、角と舌と爪そして雲のすべてが銀色で表わされている。

#### ④脇楯・長側・草摺(第111図、図版第88・89)

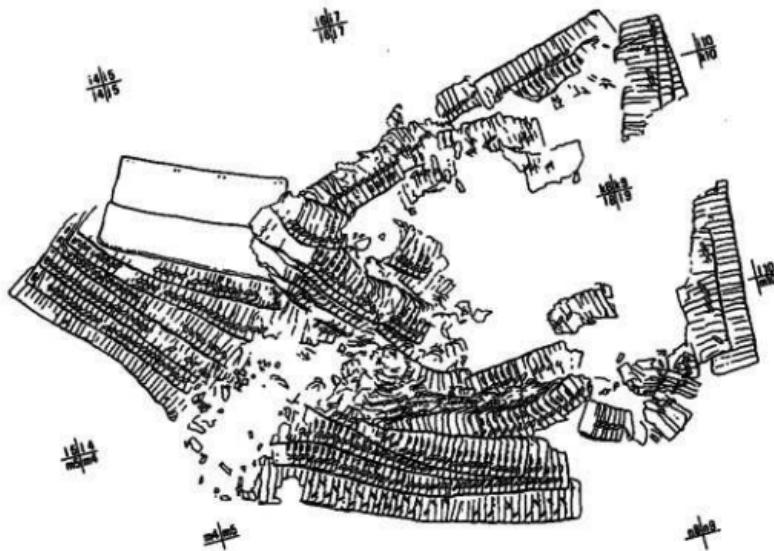
鎧Ⅲの兜に伴なうと見られる鎧は土壙南半部中央で検出された。出土状態は、西に脇楯が上部を北に向けて置かれ、南に後草摺があり、西と北にも左脇側、前側の草摺らしい札板が並んでおり、全体ではほぼ三角形を呈するようになっている。長側はたたまれたままで潰れたような状態で、m6区あたりに小札が魚鱗のように折り重なっていた。このため、この鎧は鎧I・IIのように長側を押し開いて置かれたものではなく、鎧の上下を反転させ、長側をたたみ込んで草摺を3方に開いた状態にして置かれたものと思われる。

脇楯は草摺と臺板の下半部が遺存している。臺板(図版第90の上)は鎧Iの例と同様の作りで、横長の鉄板を横矧ぎにしており、検出したのは2枚だけであるがおそらく全体は4枚の鉄板から成っていたと見られる。鉄板は厚さ約1.5mmで、1枚目は高さ8.9cm、幅29cmを測る。板の連結は上下端に4個所に2孔づつ穿ち、紐を十字にして結んだものと思われる。蝙蝠付のための孔なども鎧Iの例と同様である。

脇楯草摺(図版第90の下)は札板6段から成っている。用いられている小札は幅4.0cm、高さ7.5cmの三つ目札である(第112図13)。耳札は1・2段目は威孔2行のもので(同図9), 3~6段は威孔1行と2行の2種が重ねられている(同図10)。下締みは上が継になっており、下は1・2・4・5段が右上り、3段目だけが右下りになっている(同図11)。最下段は菱縫いである(同図12)。

札板は1段目だけが臺板の下になり、両端が確認できた。他の段は後側の端が乱れており、長さの計測はできない。1段目は耳札2枚を含み33枚の小札からなり、長さ38cmを測る。

後草摺は4段の札板から成っており、用いられている小札は幅4.0cm、高さ7.5cmの三つ目札である(第112図7・8)。下締みは1~3段目が、上は継、下は右上りになるように継じられている(同図5)。4段目は菱縫いである(同図6)。札板は各段とも右端が乱れており



第111図 鎧III長側・脇桶実測図(縮尺1/10)

長さや小札数はわからないが、4段目では少なくとも長さ59cm、小札数50枚までは確認できる。左脇側の草摺は分断されており、3段分の札板は確認できるが長さはわからない。前側の草摺も乱れが大きく、一部反転して表側を見せている。

長側は先に触れたように折りたたまれたまま潰れたような状態で(図版第91の上)、長さはもちろん札板の段数もわからない。ただし使用されている小札は後草摺と同じ大きさらしく、下締みも同様である。

この鎧IIIは小札も大きく、漆もかなり厚く塗り重ねられており、下締みも整った丁寧な作りである。銀形を伴なっていることからも武将の着用にふさわしく、完存していたならば現存の国宝級の鎧に比しても決して遜色のないものと思われる。

#### 4) 鎧 IV

##### ①位置(第113図)

この鎧は後述のように、用いられている小札が並はずれて大きいため他の鎧と容易に区別できた。まず胸は東北寄りのf9、g10・11区あたりで、鎧Iの前草摺と鎧IIの前草摺の上に重なって置かれていた。長側・草摺は中央部で押し抜けられたような状態で検出された。ただこの鎧IVは鎧I～Vの中で最も上位にあったため乱れが大きく、精査の早い段階からこの特徴ある小札漆片が散っており、遺存状態はかならずしも良くはない。

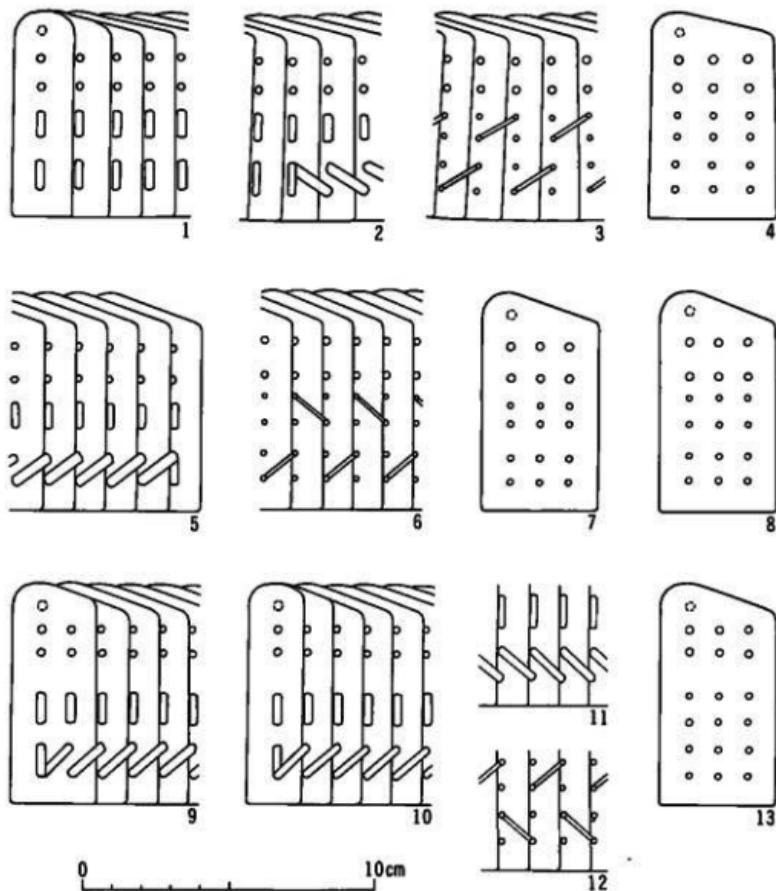
##### ②胸(第114図、図版第97)

右端部は良く遺存しているが、それ以外の部分はかなり乱れており、欠失しているため札板

の長さや小札の枚数などはわからない。右端部では札板が4段確認できる。左半部でも札板は4段分は認められるが、最下段が通用の梅のように吹返し部分に達しない長さのものかどうかは左端部分が乱れており、右端とも連結しないため不明である。

この梅の最も目立つ点は使用されている小札である。すなわち型式は或孔2行の並札であるがその幅が通用の小札の3倍近い幅広のもので、下端幅は7.3cmを測る。高さは7.5cmであるためほぼ横横が同じになっている(第117図4)。耳札も当然これに合せるため、幅4.7cmのものが使われている。

下縫みも大きな小札に合せるように、通用の下縫みの革紐が幅2~3mmであるのに対し幅5



第112図 鎌正小札・下縫模様図

mmほどの革紐が使われている。縫じ方は上が縫、下が右下りになっている(同図1)。左半部も右端部も最下段には下縫みがない。最下段は菱縫板になるとと思われるが、下縫みの孔があるだけで何らの痕跡も認められない。小札は連続して塗り固められているがどのようにして小札を固定させたかが疑問である。

⑥長側・草摺(第115図、図版第98~100)

鎧I・IIと同様にこの鎧IVも長側を大きく括げて置かれたものであろう。後側は比較的原形を保っているが、その他の部分はかなり散失している。h9からi9区あたりにも草摺と見られる札板があるが、乱れておりよくわからない。後側では札板が少なくとも10~11段はあるが、立挙、長側、草摺を分けることはできなかった。しかし下から4段目までは草摺と見られる。またh4・5区あたりにも札板が5段分あるが位置からみて草摺かどうかわからない。あるいは大袖かも知れない。

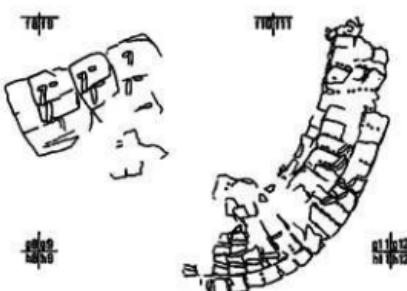
札板は草摺の最下段だけが両端まで確認でき、長さ59cm、小札数は耳札2枚を含み20枚であった。

小札は鎧小札よりさらに一回り大きく、高さ8.1cm、幅は9.3cmを測る(第117図5)。耳札も幅5.9cmのものが使われている。下縫みはすべて上が縫、下が右下りの縫じ方で(同図2)、最下段には鎧と同様に下縫みは認められない(同図3)。小札と小札は下縫みの部分で塗り固められており、札と札に動きのある搖ぎにはなっていない。このため鎧や長側など体の曲線に合せるためには小札自体がある程度彎曲していたのかも知れない。

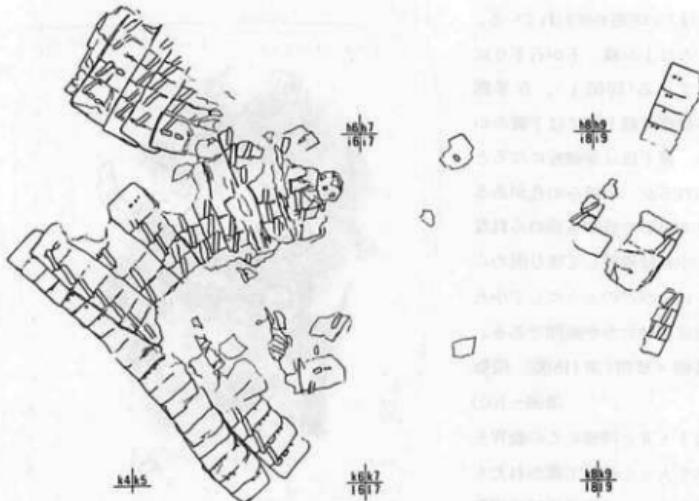
また漆はかなり厚く塗り重ねられたもので、次項の総角付鎧座を見ても全体に丁寧なつくりがなされている。軍記物などに散見される「大荒目」の鎧とはこのような鎧を呼んだものかと思われる。



第113図 鎧IV位置図(縮尺1/40)



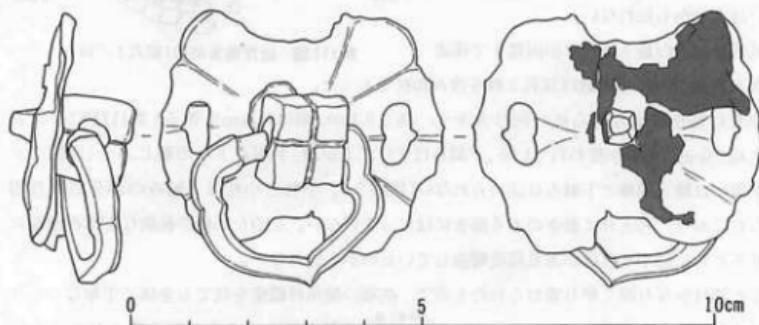
第114図 鎧IV薄実測図(縮尺1/10)



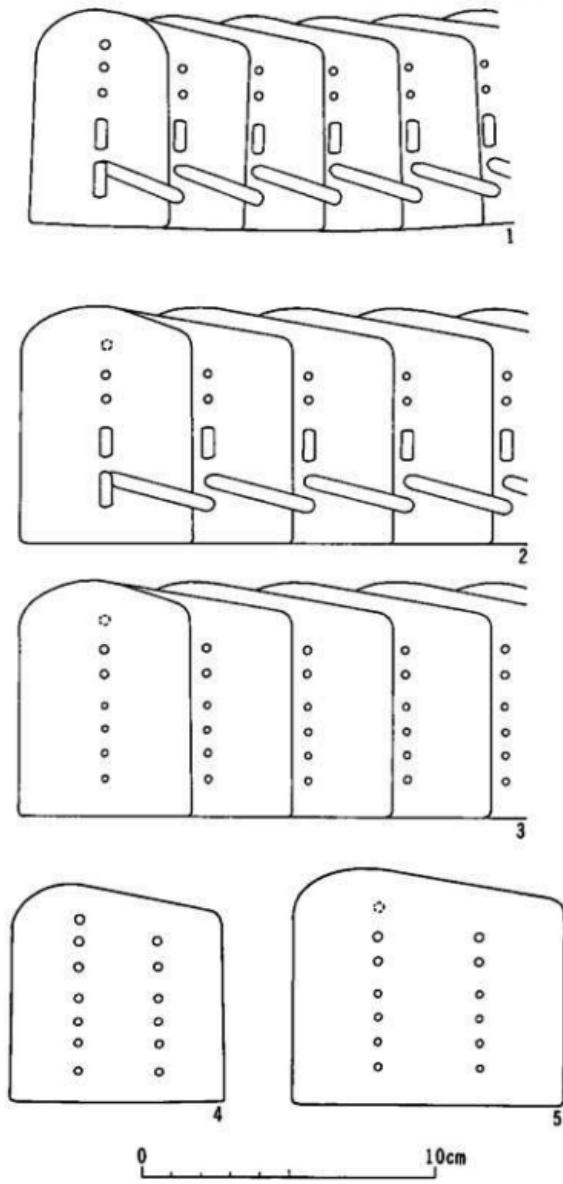
第115図 鏡IVその他実測図(縮尺1/10)

## ④総角付銀座(第116図、図版第102)

i6区の鏡IVの下から裏向きに出土した。猪目透しのある径約5cmの4葉の剣酢漿文の座に、1辺1.3cm、高さ1.2cmほどの角柱状の台を載せている。台の上面には鏡Iの総角付銀座の台と同様に十文字に細い溝を刻む。座と台の間にも小さな座があるようであるが、破損していてその形状は明らかではない。銀は、中央と左右に各1ヶ所の節を作つて心葉形を成す。太さは5mmほどで、断面は隅丸の方形を呈する。裏面の中央には1辺3.5mm余の方柱状の足があるが、先端を欠失して根元から5mmを残すのみである。この足の周囲には鏡IV独特の小札の厚い漆の膜が付着して残っている。なお出土時には、台の上面に太い組紐状のものが付着していた。總



第116図 鏡IV総角付銀座実測図



第117図 鎧IV小札・下締模式図

角の一部であろう(図版第102の右下)。

この鎧座は、正確な分析をしていないが、鉄地金銅貼のようで、厚手であり、全体的に見て鎧Iの鎧座ほど繊細ではない。いかにも大荒目の鎧IVにふさわしい鎧座である。

#### 5) 鎧 V

①位置(第118図、

図版第103)

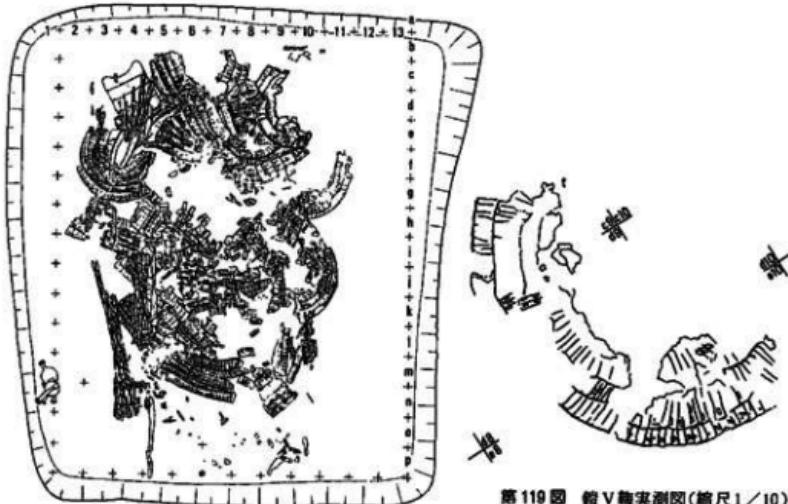
鎧Vはd9・10区あたりを中心にして置かれていた鎧である。これに対応する鎧の他の部分は見いだせなかつた。地山直上で検出され、この上に鎧Iや、後述の杏葉・鳩尾板などが重なっていた。

②胸(119図、

図版第103)

塗布されている漆膜の薄いこともあり、遺存状態はあまり良くなない。また当初この土壙を掘り下げてゆく際、東北部から着手したこともあるって、鎧の左半が失なわれている。

右端部はかろうじて札板が4段分認められるが、下締みもわから



第118図 鈸V位置図(縮尺1/40)

第119図 鈸V輪実測図(縮尺1/10)

ない状態であった。中央部でも札板が4段は遺存しており、小札や下縫みを観察できた。

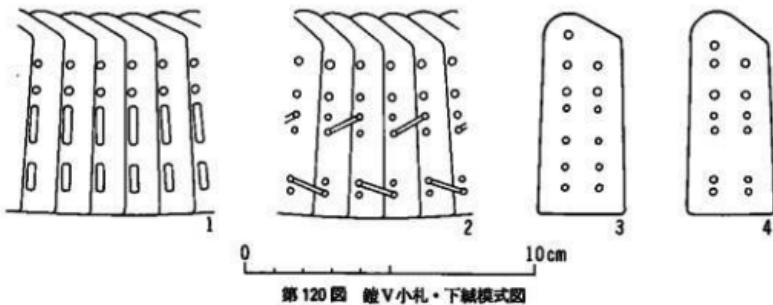
小札は並札で高さ7.0cm、下端幅3.0cmで上方は狭くつくられている。上3段分は同一の小札(第120図3)が使用され、最下段のみ成孔の間隔の異なる札(同図4)が用いられている。下縫みは最下段が菱縫いで(同図2)、それ以外はすべて上下とも継に紐の通る綴じになっている(同図1)。

#### 6) 残余の鈸

##### ① 位置(第121図)

鈸I～Vは先に記したようにまず輪で分類したため、これに関するかどうか不明の鈸の部分がある。この項ではそれらを一括する。

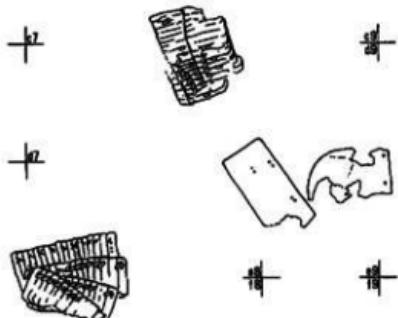
所属不明の部分には桟板・鳩尾板・杏葉・大袖・胸板などがあり、1領分と見られる長側・



第120図 鈸V小札・下縫模式図



第121図 その他の部位位置図(縮尺1/40)

第122図 楠壇板・鷲尾板・杏葉出土状態実測図  
(縮尺1/10)

は高さ5.6cmの三つ目札である(同図6)。

#### ③ 楠壇板

楠壇板は2例検出した。仮にこれを楠壇板A・Bとする。楠壇板A(第123図、図版第106の上)はe7・f7区にかけての場所で地山直上にあり、鎧Iに覆われた状態で下端を北に向けていた。札板は4段から成る。小札は革の並札で、高さ6.5cm、幅2.5cmのものが使われている。札板はいずれも両端まで確認できる。1段目は幅13.1cm、小札は耳札2枚を含み13枚用いられている。同様に2段目は15.6cm、15枚、3段目は17.3cm、17枚、4段目は18.2cm、19枚となっている。したがって全体はかなり幅広がりで幅も現存例に比べると大きなものになる。

草摺もここに含める。これらは土壇内の各所から単独で出土したものであるが、その分布を見ると紙のようにある程度まとまっているものや、楕壇・鷲尾板のように近い範囲にあるものもある。

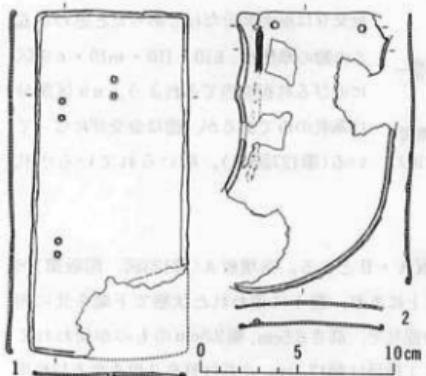
#### ④ 長側(図版第105の上)

この鎧はi10・j10区あたりで鎧IIの脚の下になって検出された。長側は鉄札1枚に革札2枚の割合の金交ぜ胴であるが、たたまれた状態で鉄札の鋒に覆われ詳細はわからない。小札は高さ6.1cm、幅2.6cmとかなり小形のものであるが孔3行の

三つ目札になっている(第107図2)。なおk10区にもこれに続く小札の集りがある。この部分は鎧IIIの長側部のように魚鱗状に重なり合っていることから、この長側は上下を反転させ、たたまれた状態で置かれたものと見られる。そして鉄札群の様子から金交ぜは前面部分だけであったと思われる。この鎧の草摺は、h10・l10・m10・n9区にのびる札板を当てられよう。n9区部分は革札のみであるが、他は金交ぜになっている(第127図3)。用いられている小札



第123図 梅檜板拓影



第124図 鳩尾板・杏葉実測図

下縫みは3段目まで上が継ぎ、下が右上りになる継じ方で、4段目は菱縫いになっているが、裏面の左端から4cmほどのところに各段とも下縫みの乱れている部分が認められる(第127図1)。あるいはこの部分で札板を継ぎ、幅を拡げたものかと思われる。下縫みに亂れのあることや札の形状、またこの楓檜板の漆がやや褐色を帯びることからも、これが鎧IIの長側に伴なう可能性が大きい。

楓檜板B(図版第105の下)はc8区とd8区の境にあり、鎧V鉤と鎧I鉤の上に重なっていた。札板は3段から成っている。小札は並札で幅2.7cm、高さ6.7cmを測り、札板は幅17cmである。1・2段目の下縫みは上が継ぎ、下が右下りの継じ方で、3段目は菱縫いである。なお3段目の端は一部鎧Iの鉤の下になっている。

④鳩尾板(第124図1、図版第107の1~3)

e8・9区から杏葉に接して裏向きに出土した。長さ推定17.9cm、厚さ約1.5mmの鉄板で、その形状はほぼ長方形を呈するが、下端は軽く凸状に丸味を持つようである。上端の幅が

7.8cm、下端の幅が推定8.1cmで、僅かに据拡がりである。両面ともに漆が塗布されており、また四周を捻り返して覆輪に代えている。中央上方に付緒の孔が縦に2孔、左側に2ヶ所控緒のための孔が2孔づつ縦に穿たれている。一般的な鳩尾板からすると、むしろ天地を逆にした方(図版第107の1)が、形状の点では近いようであるが、捻り返しや孔の位置から、第124図1のように判断した。

⑤杏葉(第124図2、

図版第107の4・5)

e9区から出土した。厚さ1mm強の鉄板で、両面に漆が塗布されている。現在

長14.4cm、幅約8cmで、上辺を除く周囲はすべて捻り返して環輪に代えている。その形状は、上辺は平坦であるが、上部の左右側辺は軽く内側に彎曲し、一旦屈曲して、そこから全体が左へ大きく彎曲して、先端は尖るものである。ただ、右側辺の上から3cmほどのところで、捻り返しが終って中へ切れ込んでいるようである。あるいはこの部分に猪目状の透しが設けられていたかも知れない。上辺近くに左右1ヶ所づつの孔が穿たれている。左側の孔の横から縦に組紐が接着して残っている(図版第107の5)。

その存在自体に疑問が残るが、形状から一応杏葉とした。

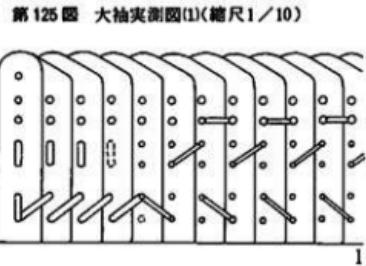
#### ⑥ 大袖

所属不明の大袖も2枚検出した。これも大袖A・Bと仮称する。

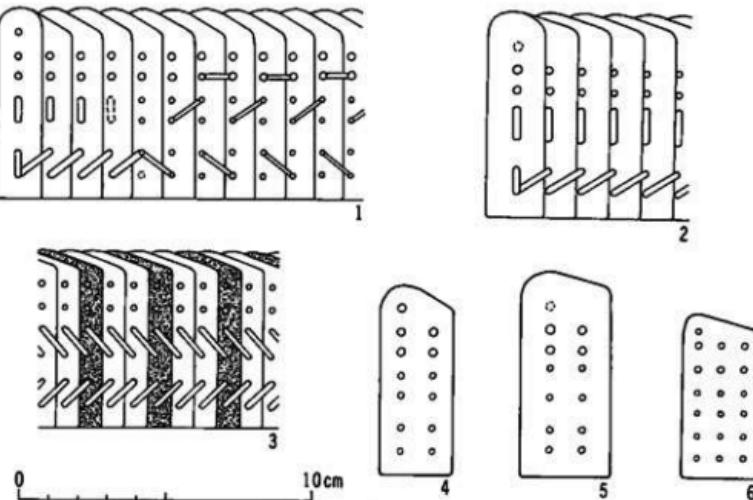
大袖A(第125図、図版第108の下)はe5・e6区の鐘I後草摺の下から検出された。札板は6段あり、下端は北西を向いている。小札は幅3.1cm、高さ7.0cmの並札が用いられている。下絨みは6段とも上は綻、下は右上りになる綴じ方である(第127図の2)。菱縫板はな



第125図 大袖実測図①(縮尺1/10)



第126図 大袖実測図②(縮尺1/10)



第127図 その他の鐘小札・下絨模式図

い。札板の幅は5段目で確認でき、36.5cmで耳札2枚を含み30枚の小札から成っている。

大袖B(第126図、図版第108の上)はh2区からi4区にかけてのところで検出された。東側は鎧IIの草摺と鎧IVの札板の間に挟まれており、中央部は後述の脛の下になっている。札板は6段から成り、小札は幅3.1cm、高さ6.9cmの並札が使われている。下縫みは5段目まで上が継ぎ、下が右上りの継ぎ方で6段目は菱縫いになっている。札板は各段とも端部が乱れており、幅や小札数などは確かでない。

#### ⑦胸板(第128図1、図版第109の上)

k5区から、弓の上に載って、2つに折れた状態で裏向きに出土した(図版第109の上)。厚さ1mmほどの鉄板で作られ、両面に漆が塗布されている。下辺を除いて周囲は捻り返してある。折れた部分は接合できなかったが、形状などから推して、その幅は17.5cm前後であろうと思われる。高さは6.5cmを測る。上辺の両端は幾分丸味を持って山状に高くし、中央は外側に強く折り曲げることによって凹状を呈している。下半は鉄板を直角に近く裏側へ折り曲げて、さらに下方に曲げた棚作りである。前立掌の小札を取り付けるための孔が、中央と左右各1ヶ所に、2孔づつ穿たれている。

#### ⑧眉庇状鉄製品(第128図2、図版第111の5)

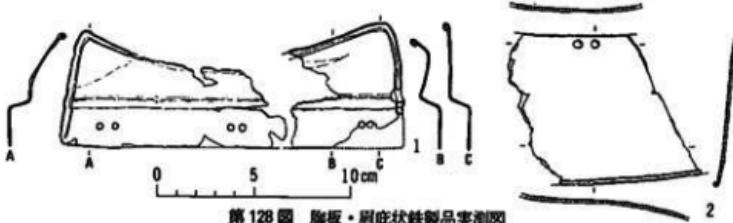
e2区から櫛形台に接して、やはり裏向きに出土した(図版第109の下)。厚さ1.5mm程度の鉄板で、両面に漆が塗布されている。上辺近くのほぼ中央に2孔が穿たれており、下辺には捻り返しが施されている。両側を欠失していて、その形状は不明であるが、上辺・下辺とともに僅かに弯曲しており、直線的な脇摺の盤板の鉄板とは異なる。兜体の無い本土鏡において、眉庇<sup>めいひ</sup>の存在を考えることに疑問があるが、他に該当するものも見当らないので、ここでは一応眉庇状鉄製品としておく<sup>3)</sup>。

#### ⑨八幡座(第129図1、図版第110の2)

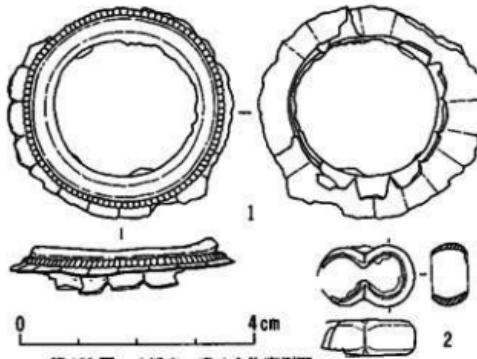
土壌の南壁近くのp6・7区の塊から単独で出土した。金銅製で、おそらく20葉の菊座に小刻を重ね、さらにその内側に玉縁を重ねた作りである。玉縁は管状の足を有し、足の先は兜体に留めるために14に割って、外側に折り曲げられている。菊座の径が推定4.1cm、天辺の穴の径は2.5cmと小さい。厚さは菊座の部分で0.7mmほどである。

#### ⑩新状金物(第130図、図版第110の3~5)

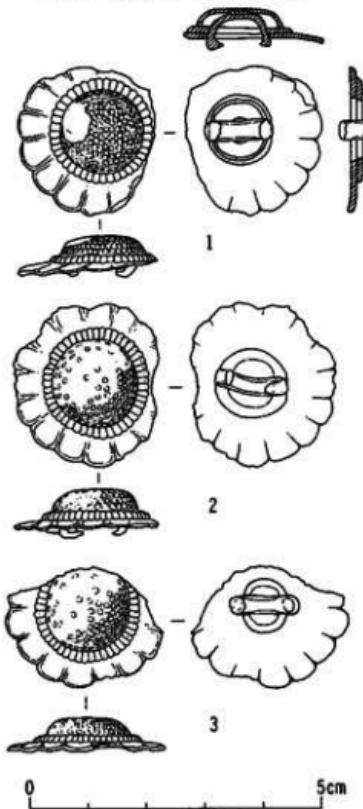
5点出土した。うち3点が土壌のほぼ中央のi6・7区から、いずれも裏向きに出土してい



第128図 胸板・眉庇状鉄製品実測図



第129図 八瓣座・貞め金物実測図



第130図 綾状金物実測図

る。他の2点については出土位置不詳である。5点とも大きさも作りもほぼ同様であるので、3点だけを図示した。金銅製で、16葉の菊座に小刻を重ね、その上に上面のほぼ平らな円形の紙頭を重ねたものである。裏面中央は径1.2cm前後の凹状を呈しており、その曲率に沿って幅3mm、厚さ1mmほどの棒状の足が取り付けられ、逆U字状を成すが、いずれも足の先端

は欠失している。紙頭には全面に円形の魚子打が施されている。

#### ② 貞め金物(第129図2、図版第110の6)

金銅製で、幅5.5mm、厚さ1.3mmほどの断面弧状の板を8字状にしたものである。長さ推定1.8cm、幅1cm強。中央の括れた部分は2mm前後の間隔があって、接してはいない。紐を通す2つの孔部の径は約7mmである。

#### 2. 弓・矢・韁

##### 1) 矢(第131・132・134図、図版第112~114)

北西部と南西部の矢の東に添えたような状態で出土している。ただし本から末までは連続せず断片である。北西部の矢に伴なっているものは約20cm分であり、中ほどに幅約1cm程度、前後と続かない漆の部分がある。南西部の矢に伴なっていた弓は2つの部分に分かれ、南端部には弓弭がつくられている(図版第119の8)。北端部もやや細くなっているようであるが弓弭は確認できなかった。2つの部分は連続していないため確かではないが方向や漆の様子から見て同一個体の可能性もある。この他o10-p10区の境にある漆製品も漆膜や形状から見て弓弭部分の断片と判断される。



第131図 弓矢・馬具位置図(縮尺1/40)

弓の名称は材料や巻き方などで呼び分けられているが、これらの弓が何に当たるかはわからない。精査段階で出土した部分には巻きを示すものはなかったが、土壤調査の初めの段階で出土した漆片の中に弓と見られる巻き部分の断片がある。

## 2) 矢・鐵鏃 (第131~135図、図版第112~119)

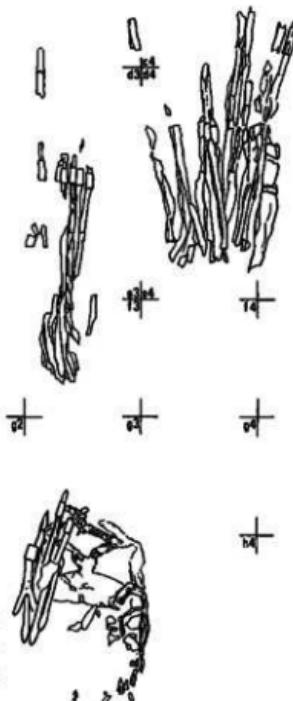
矢は土壤の北東部を除く各隅に近い部分から、それぞれかなりまとまって出土した。いずれも鏃を土壤の中央に向けた状態であった。北東部についても、当初取り上げた遺物の中に僅かではあるが矢柄の断片が認められたので、本来は土壤の四隅に配されていたものと考えている。

### ① 矢柄

矢は南西部のものが最も遺存状態が良好であった(第134図、図版第112の上)。この部分の矢でその長さを測ると、鏃の部分を含めて全長が105.5cm、矢柄だけでも96cmあった。

矢柄はいずれも籠竹の全面に黒漆の塗られたものではあるが、その大半はすでに籠竹が腐蝕して消滅しており、漆の膜だけが土圧で扁平になって残っているに過ぎない。しかし、鏃の茎の挿入されている部分では、茎の鏽に保護されて比較的原形を保っており、籠竹の直径が9ないし10mmであることがわかる。

長い矢柄に塗られた漆のうち、部分的に他より分厚く塗られたために、しっかりと残っている個所が認められる。末端部分の4.2ないし4.4cmと、それから約13cm離れた部分の3cmほどがそれである(図版第116)。両者の中间の漆の残りの悪い13cmほどの部分には矢羽が装着され

第132図 弓矢・籠(北西部)実測図  
(縮尺1/10)

ていたようだ、両側の分厚い漆のところは矢羽を矢柄に緊縛するための上巻と本矧と呼ばれる部分に該当する。また、鎌に接する数cmほどのところも同様に漆の残りが良い。南西部の矢では2.1cm、北西部の矢で4.8cmの長さであった。鎌を矢柄にしっかりと付けるための口巻や根太巻と呼ばれる部分に当たる。

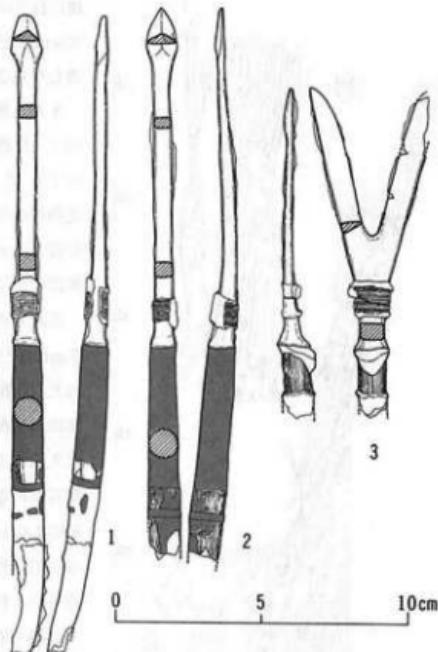
雁股鎌の矢柄は、例外なく鎌から數cmのところには漆が認められない。おそらく木製の鳴鏑が装着されていたからであろう。さらに、この鳴鏑から數cm離れた部分に、長さ3.2cmにわたって、漆の下に糸の巻かれた状態が観察できる(図版第119の2)。いわゆる鏑巻であろうか。他の鎌の矢柄の口巻や本矧や上巻などにも、かすかに糸を巻いたかと思われる状態のものもあるが、雁股鎌の矢柄のこの部分ほどには明瞭ではない。

#### ⑤ 鉄鎌

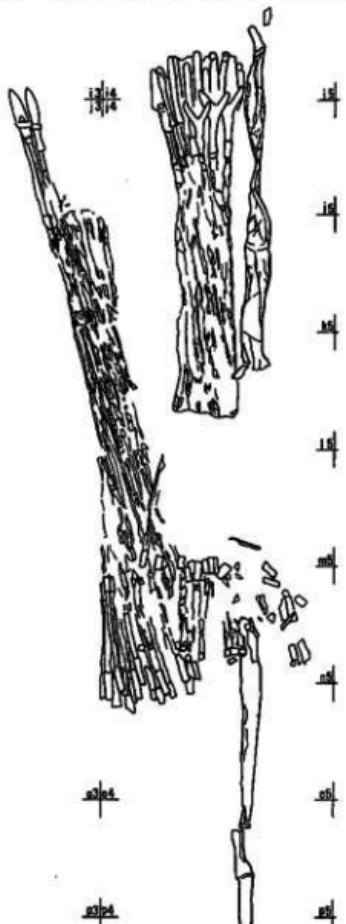
鎌はすべて鉄製で、形態的には数種類がみられる。いずれの鎌も、基部近くまでは断面が方形であるが、基部は矢柄の太さまたはそれ以上の太さに丸く作り、矢柄に接する鎌頭としている。茎は矢柄の中に挿入されていて、その全容を知りにくいか、径4mm程度の断面円形もしくは方形で、先細りであり、長さも10cm余りの長いものが多い。

鎌のうち最も多い形態は、南西部から出土した鱗状のものである(第135図、図版第118)。南西部の鎌36本中29本を数える。当然のことながら、実戦用の矢が最も多いはずで、これがいわゆる征矢であろう。長さ9.5ないし12.5cm、幅7ないし8mm、厚さ2.8mmの細長く扁平な鎌で、断面は長方形を呈す。先端部は薄く作られてはいるが、尖らず丸い。一方、北西部の矢のうち、征矢と考えられる鎌は、これとは幾分形状を異なる。11.5cm余りの長い鎌で、幅6mmの細長い鎌身は、先の方では厚さ4mmで断面長方形であるが、基部近くでは厚さを増して、断面もほぼ正方形となる。先端は幅を抜け、中央に鎌を立てて左右を薄く作り、断面が三角形を呈する鋭利な鎌である(第133図1・2、図版第119の3~6)。

そのほかに、南西部で3本、北西部で1本、いわゆる平根式の幅の広い鎌が出土している。



第133図 北西部出土鐵鎌実測図



第134図 弓矢(南西部)実測図  
(縮尺1/10)

鐵の長さは9ないし10cmで、最も広いところで幅2.5cmほどである。いずれも、猪目または菱形の透しが施されている。いわゆる尖矢であろう。

また、雁股式の鐵が、南西部から3本(第135図)、北西部から1本(第133図3、図版第119の7)、さらにG7・8区で1本出土している。北西部の例で長さ9cm、幅5.4cm、南西部のもので長さ6cm、幅5.8cmと、大きさを異にする。刃部はすべて内側に作られている。

これらの鐵のほとんどすべてに、基部近くに幅7mmほどの木質状のものが横位に接着して認められた(図版第119の1)。これらは箭の方立の上部に、矢配りのために設けられた箭の竹の痕跡と考えられる。次項で触れるように、北西部の矢は明らかに箭に入った状態で出土したが、他では箭そのものは明確ではなかった。しかし、鐵におけるこの箭竹の痕跡は、本土墳中の矢がすべて箭に盛られた状態で埋納されたことを示している<sup>4)</sup>。

### 3) 箭(図版第115)

b3区で大袖Bの直上で検出した。この箭には北西部の矢が載っており、この部分の矢が箭に盛られたまま土壤に埋納されたことを示している。革箭と称されるものと見られ、塗布された漆膜のみで形を造している。すなわち背板・端手・欄杆・中縫等・方立の一部などが認められるが他の部分は欠失している。

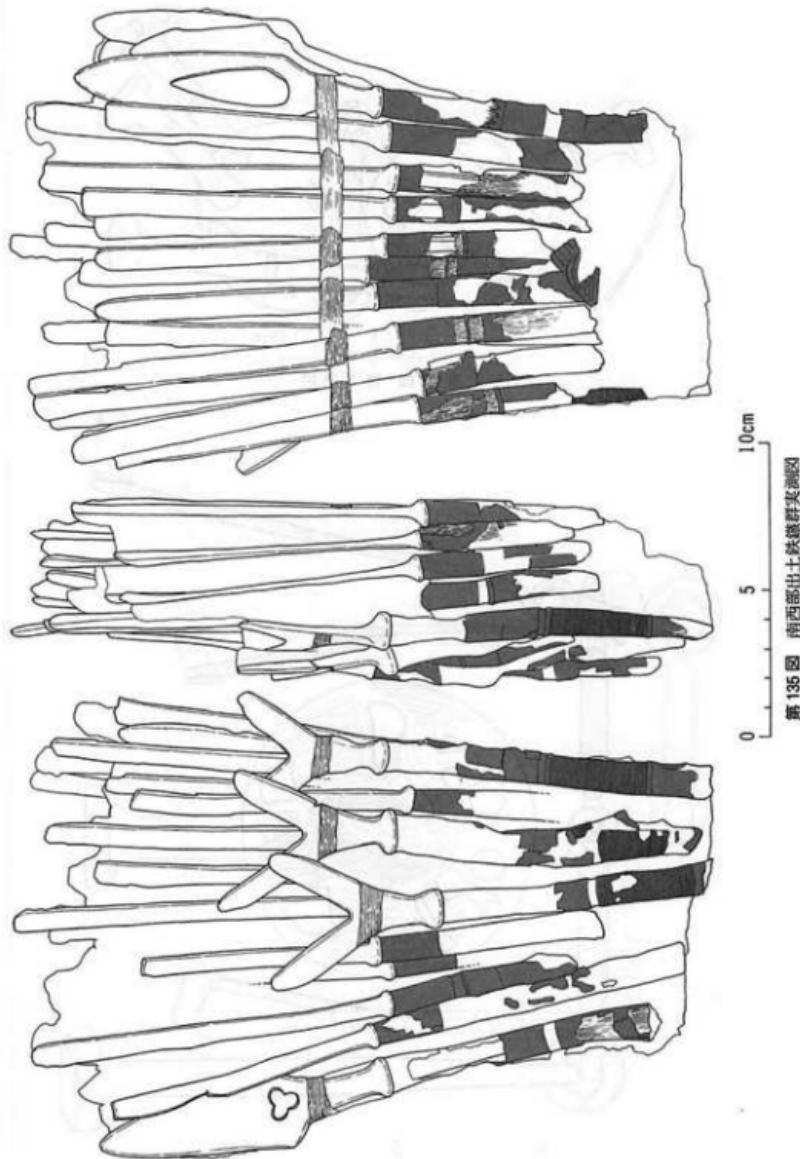
なお、南西部の鐵鐵群の下面にも中縫等の断片があり、鐵に残る箭の痕跡とともに南西部の矢も箭に盛られたまま埋納されたと考えられる。さらに北西部のb9・10区の漆片もその形状から箭の背板・端手の一部と見られる(図版第116の上)。

### 3. 驚具

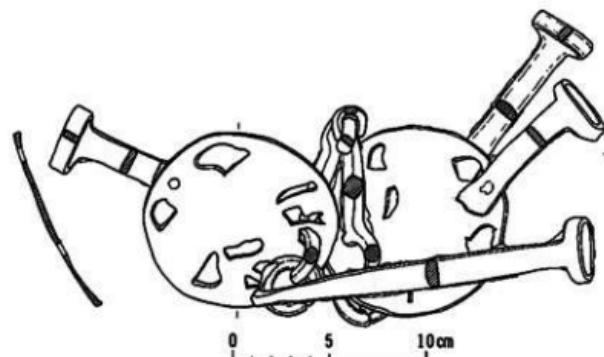
#### 1) 番 (第136・137図、図版第120~122)

m1区とn1区にまたがって、土壤の西壁に接するようにして出土した(図版第120)。この番だけが土壤中の他の遺物から離れていた。

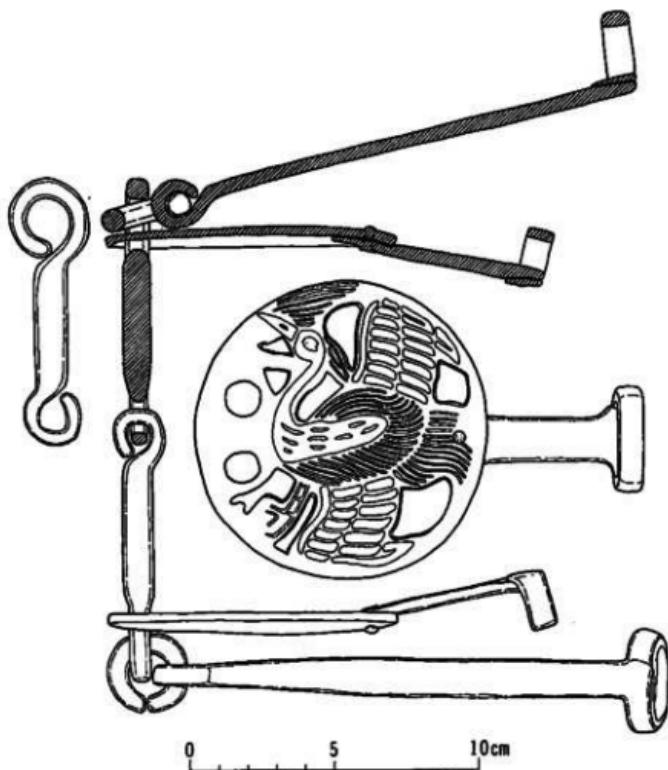
鉄製の鏡番で、完形品である。円形の鏡板の一端に立闘を紙留めし(図版第122の7)，他



第135図 南西部出土鉢形群実測図



第136図 唐実測図



第137図 唐復元図

端に2孔を穿って銜先の環が取り付けられている。立闘は厚さ4mm、幅1.5cm、長さ7.5cmで、うち2.2cmは厚さを減じて鏡板の裏面に重ねられている(同8)。面繋を付ける立闘の輪(同5)は、立闘の鉄板の先端の部分を伸ばして外側に巻き、幅9mmの方形の輪にして裏面で接合している。

銜は2連式で、棒状の本体は太く、断面は11mm×9mmの隅丸の方形を呈する。銜先は幾分細く、中央で左右の部分を連結させるくくみ(同4)はさらに細く作られている。鏡板に取り付けられた銜先の環に、太さ8mmで断面円形を成す直徑2.7cmほどの攝の輪を付け、これに引手が連なる。引手は長さ17.2cmと長く、攝の輪に取り付ける部分は幅7mmと細いが、中ほどから1.3cmほどになる。手綱を取り付ける引手臺(同6)の作りは、立闘輪と同様に、先端の鉄板を伸ばして巻いて作るが、径2.8cmほどのほぼ円形を呈する点で異なる。また、立闘が本体も立闘輪も断面長方形であるのに対して、引手は本体も引手臺も外側が丸味を有して断面は蒲鉾状を呈する。

鏡板は、直徑10.1cmの円形で、厚さは周囲の部分で3.6mmと最も厚く、中央近くは2mm前後と薄くなっている。全体には表側が幾分甲高になり、その分裏面が凹状を呈している。

この巻のX線写真的撮影を元興寺文化財研究所保存科学研究室に依頼したところ、鏡板の表面に文様のあることが判明した。文様は、翼を大きく広げて飛翔する一羽の鶴の姿が、鏡板いっぱいに配されている(第137図、図版第120の中)。鶴は、銜先の環を取り付けるための孔と立闘とを結ぶ軸に脚部を配し、長い頭をやや曲げながら上に延ばして、嘴を高く上げている。両翼は脚にはほぼ直交して左右に大きく広げた状態である。2枚の鏡板ともほぼ同じ文様で、馬にこの巻を付けた時、両側の鏡板の鶴はともに前に向くようになっている。

この鏡板は研ぎ出しをするに至らなかったので、X線写真(図版第120の中)からの推定であるが、文様は象嵌によるものようである。表面の一部に僅かではあるが緑青が観察できるので、この鏡板の象嵌も、鏡形と同様の特殊な技法によるものかも知れない。

鶴の嘴、頭部から脚部及び両翼は幅の広い面的な象嵌で表現されているのに対し、脚の羽毛と尾羽は細い線状の象嵌で表わされている。他に、頭のうしろに3本、頭と嘴の上方に7本の線状の象嵌が認められ、さらに頭の横と脚の下にも不鮮明ではあるが細い象嵌が認められる。これらが何を表現しているのかは明らかでない。平安時代の工芸品では、一般的に飛翔する鶴は脚を後方に延ばしているのが通例ではあるが、本例では尾羽の後方にはその余地がない。脚の下の不鮮明な象嵌があるいは脚かとも思われるが、確かではない。

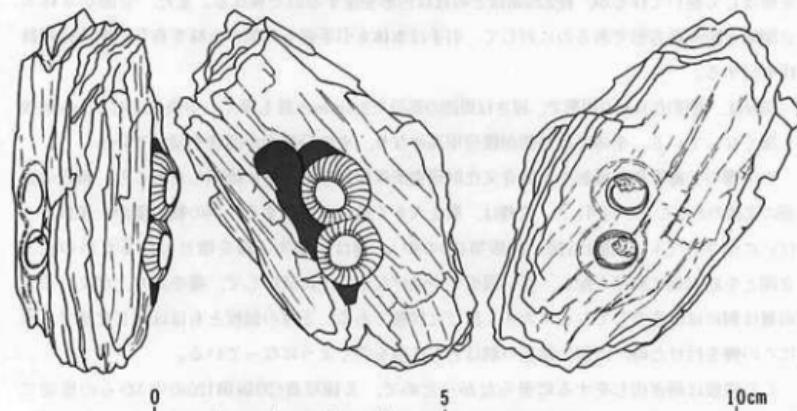
この鏡板には、鶴の文様を配した中の空間に透しが施されている。図示した鏡板で8箇所、いま1つの鏡板に6ヶ所あるが、その形状も大きさもまちまちである。透しは文様を配したもの、鏡板の表側から繋で打ち抜いたようで、裏面の透しの周縁が軽く盛り上っている。

なお、鏡板の表面にはイネ科植物の茎と思われるものと、何らかの紐の一部らしいものが接着していた(図版第120の下)。

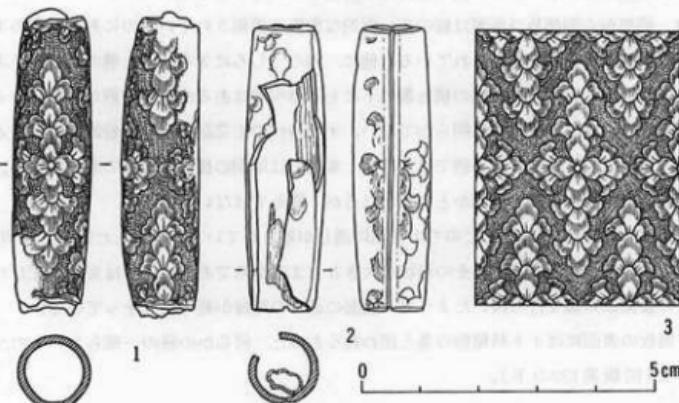
## 2) 鞍

鞍に関する遺物としては、鞍付けの孔を含む鞍の一部と鞍通しの管とが出土した。

前者は立つような状態でm 9区から出土した。長さ7.3cm、幅4cmの鞍本体の木質の断片に、径8mmの孔を3mm余り離して2つ穿ち、これに金銅製の管を通したものである(第138図、図版第123の4)。管の両端には玉縁が付く。現在は表側のものだけが残り、裏側は木質の表面に8字状の軽い凹みとしてその痕跡をとどめている。玉縁は、高さ約4mm、径12mmの笠状を呈し、縁に細線が刻まれている。2つの玉縁は中央で接しており、全体には8字状を呈する。管の径は6.5mmほどで、管の中には革紐らしい鞍の緒の一部が僅かに残っている。木質の表側、すなわち鞍の表面には、玉縁の周辺に漆の膜が残っており、僅かに蒔絵の金粉が認められる。



第138図 鞍付部分実測図



第139図 鞍の管実測図・文様展開図(3は1の文様の展開図)

軸通しの管は、n11・o7・p9の各区から1点ずつ、計3点が出土した。いずれも金銅製の断面円形の管で、両端の径が1.1cm、中央の径が1.35cmで、中ほどが太く作られている(第139図1・2、図版第123の1~3)。厚さ1mmの銅板を管状にして、背面で縫に接合してある。3点とも管の中には軸の跡が残っているが、第139図2の例で見る限り、革紐のようである。

この軸通しの管には、3点とも同じ図柄の文様が、繊細な毛彫によって全面に施されている。文様の構成は、花心を中心にして4葉の宝相華を置き、それに重ねて縫方向に2段、横方向に1段の宝相華を配して、菱形としたものを1つの単位とする。これを管の表側と裏側の中央に配し、その間にこの単位文様を半載して両端から中央に向けて配している。文様の間隔には半円状の魚子を打って地としている。第139図3はこの文様の展開復元図である。

### 3) 軸の蒔絵(巻頭図版IVの上、図版第125の1~10)

蒔絵の施された漆片は土壙の南端部のp7区とp9区にほぼ集中していた。形を成していないため確実ではないが、前項の軸付けの孔の周囲に造っていた漆膜に蒔絵が認められることやp9区から出土した軸通しの管に接して出土した蒔絵漆片もあることから、これらの蒔絵が軸に施されていたと見るのが妥当であろう。

全体の文様はわからないが、地の部分は金粉がまばらに蒔かれたところと密になっているところがあり、飛雲文の描かれているものも数片認められる。図版第125の1はほぼ飛雲の1単位が造っている断片で、雲の形は前述の鎧形に見える象嵌の雲文にも近い。現存の蒔絵製品では藤田美術館蔵の国宝「仏功德蒔絵經箱」に見える飛雲も本例と似ている。

研出し蒔絵の技法によっているが、蒔かれている錐粉は金だけではなく、銀または他の金属の粉も用いられているよう、雲文の部分は金色ではなくやや青味がかった色を呈している。金粉は顯微鏡の観察によると、概して米粒形を呈しているが大きさはかなり不揃いである(図版第125の下・126)。なお蒔絵漆片に混ってその下地になっていたと思われる麻布の断片も出土している(図版第126の24)。

### 4. その他の遺物

#### 1) 不明漆製品(図版第124の上)

d6区で鎧Iの札板の直上から出土した。形は鞘尻状を呈したもので厚い漆の塗膜だけが造っている。端部は丸くふさがっており、断面形は小判形である。端部から3cmのあたりから籠巻きがなされているが、武器・武具の中では該当するものが見いだせず、不明漆製品としておく。

#### 2) 蒔絵(巻頭図版IVの上、図版第125の11~21)

先に記した軸のものと見られる蒔絵漆片の他、土壙の北部でも蒔絵を施した断片が出土している。図版第125の11はf4区の鎧形の近くで検出したもので木葉のような文様が描かれている。19~21はf7区の鎧Iの札断片に混って検出された。12~16は軸の蒔絵に混って出土したものであるが、漆膜が薄く、描かれている文様もやや趣を異にするので一応区別しておく。いずれも断片であるためどんな器物に施されていたものかはわからない。

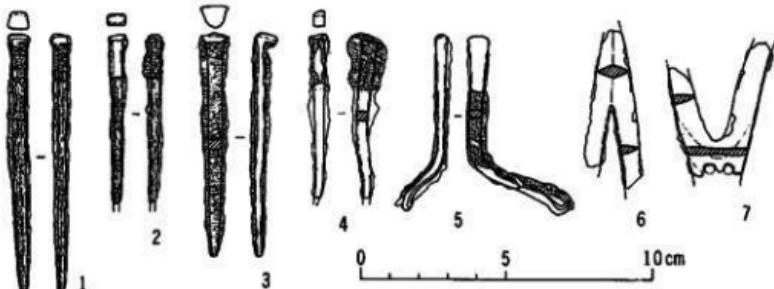


第140図 鉄釘・不明鐵製品位置図(縮尺1/40)

部分の釘に木質が接着して残っている。木目の方向は、釘頭付近が横位で以下縦位のものと、すべて横位のもので大半を占めるが、後者の方が多い。前者の横位の木目の幅は約1.5cmで、使われた板の厚さを示している。第141図5の例はL字状に折れ曲った釘である。釘頭から2cmのところから幅2.4cmの横位の木目が認められ、釘の下半は木目の下端の線に沿ってL字状に曲がり、先端部は再び木質部に入り込んでいる。突き抜けた部分を折り曲げて、打ち込んだかのような状態を呈している。

#### 4) 不明鐵製品(第141図6・7、図版第124の下の6・7)

いずれも鐵錠の断片である可能性が強いが、当初その性格が判らず不明鐵製品として分類したので、そのままこの項で扱う。



第141図 鉄釘・不明鐵製品実測図

3) 鉄釘(第140図・第141図1～5、図版第124の下の1～5・8)  
断片も含め14点が出土した。出土位置の明確な11点を見ると、e4区・i5区各2点、i6区・16区各1点、o5区2点、o6区・o7区・n10区各1点となっており、e・i・oの3列の4ないし7区に集中していることがわかる。

釘の長さは、最も長いもので9cm、短いもので5.7cmと一様ではないが、7.5cm前後のものが最も多いようである。断面はすべて方形で、釘頭は方形のものと半円形のものとがある。大

第141図7はG4区から出土した雁股状の鉄製品で、左右に別れた部分は内側が薄く断面三角形を呈する。先端および末端を欠いているが、基部には小さな半円状の抉りが2つある。h6・7区にまたがって出土したW字状の鉄製品は、鎧装が著しく図示できなかったが、本例と全く同様のものが2つ重なって鎧装いたようである。これらはいずれも、基部近くに少なくとも2個以上の径3mm程度の円形の透しを持つ雁股型の鉄鎧の可能性が強い。

同6の例は、先端部分が断面菱形を呈し、左右に開いた部分は外側の薄い断面三角形を呈する鉄製品である。これも、中央に縦長の三角形または菱形の透しを有する鉄鎧の断片である可能性が強い。

#### 5) 齒(第140図)

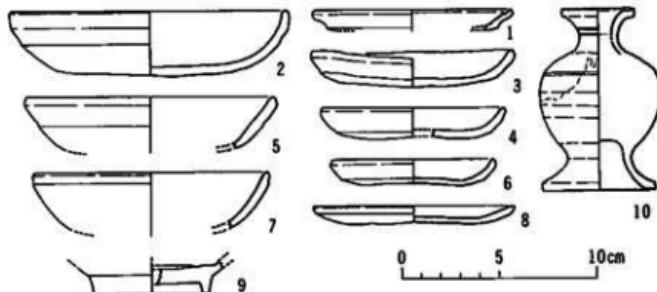
e6区とe7区の境から、小札の上に載ってヒトの歯が1点出土した。歯冠のエナメル質のみが残っていた。京都大学理学部池田次郎教授の鑑定では、右下顎第1小臼歯ということであった。もちろん、性別・年令などは不明である。

#### 6) 土器類(第142図)

甲冑などの遺物は土壤覆土の下位から出土したが、それらに混じて数点の土器器皿小片が出た。第142図1は「て」字状口縁を有する小形の土器器皿で、11世紀後半のものであろう。他は時期判定の困難な小破片ばかりであった。これらは土壤埋め戻しの土に混じていたものと考えられる。

そのほかの大半の土器類は覆土のかなり上位から出土しており、出土状態は必ずしも明確ではない。土器器皿はその形状・成形技法などから2時期に分けられる。同図2は唯一の完形品で、比較的良質な胎土を用い焼成の良好な、褐色系の大形の皿である。12世紀中葉頃のもので、3・4の小形の皿もこれとほぼ同時期と考えられる。5と6は褐色系、7と8は白色系の土器器皿で、8が約2分の1個体であるほかは小さな破片で、いずれも風化が著しいことも特徴的である。12世紀末ないし13世紀初頭のものと考えている。

他に、ほぼ完形の灰釉系の端正な作りの花瓶(同図10)と白磁碗の底部破片(同図9)がある<sup>5)</sup>。



第142図 土器類実測図

### 第3節 若干の考察

#### 1. 出土甲冑の特徴

ここでは、出土した遺物のうちで、特に甲冑について気づいたことの幾つかを取りあげて、  
・現存する平安時代の甲冑と比較し、その特徴を些かでも明らかにしておきたい。

##### 1) 甲冑について

前節に報告したように、本土墳からは少なくとも5個以上の甲冑が出土した。これらの甲冑については、5例の縁をもとにして、それぞれに対応すると考えられるものを抽出し、便宜上、縁IからVまでに分類をした。分類に当っては、小札の形状・大きさ・漆の質などを参考にしたが、幾分強引なものも無いわけではない。従って必ずしも絶対的なものではなく、なお検討の余地も多分に残っている<sup>6)</sup>。

これらの甲冑は、その草摺の形状などから見て、いずれも大鎧で、胴丸や腹巻などは認められない。しかし一式すべて揃った例は無く、特に金具廻は縁の数に比して明らかに不足している。本来的に具備していなかったのか、あるいは兜鉢の場合のように、本土墳に埋納される際に欠陥したのかは明らかでない。

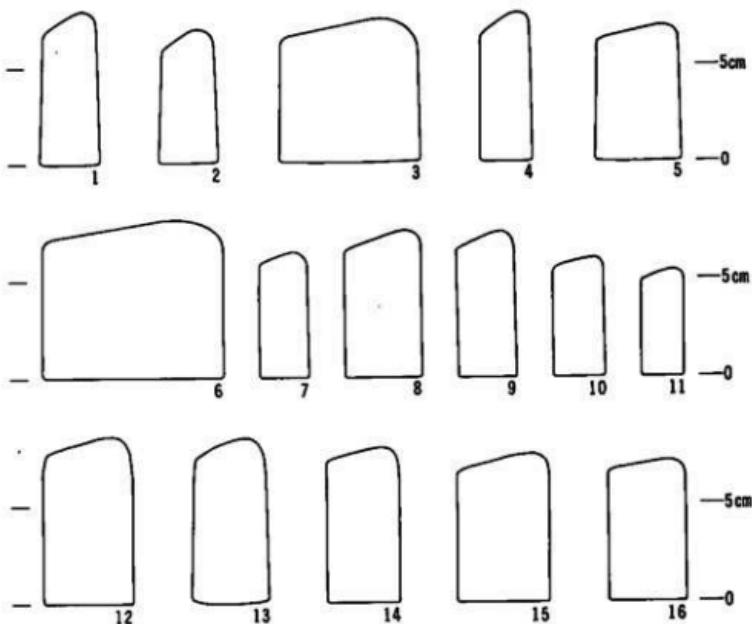
本土墳から出土した甲冑は、原則的には現存の平安時代とされている甲冑と同様の構造であり、ほぼ近似した特徴を有している。しかし一方で、従来知られていなかった要素も少なからず持っている。あとで取りあげる鎧形や脇板や杏葉など、立物や金具廻においてもそうであるし、縁においても、並はずれて大きな小札を用いた縁IVの存在もまた然りである。そのほかに、札板の構成において縁Iの6段の後草摺、縁IIIのやはり6段の脇板の草摺なども、平安時代の縁に例を見ないものとして挙げることができよう<sup>7)</sup>。

本土墳の甲冑におけるこうした異例な要素の存在が、従来知られている平安時代の甲冑との時期差を示すものなのか、あるいは同じ時期の中での差として把握ができるものなのか、今のところ明らかでない。

ただ、本土墳の縁IからIVの後草摺には、いずれも菱縫板の中央を割って2間とする例が認められない点、縁I・II・IVのように鉄札を用いない点、狭小な胸板の存在、のちに触れる脇板の形状などは、平安時代の甲冑のなかでも比較的古い要素であることは、上記の問題を解決する手掛りとなるかも知れない。

##### 2) 小札について

第143図は今回出土した甲冑に用いられた小札の主なものを集成し、比較のため伝世品と出土品の内、数値のわかる例<sup>8)</sup>を加えたものである。一見して目立つのは3・6の縁IVの幅広の小札であろう。逆にIIはかなり小形である点で目立つものである。この両極端を一応除外すると、大まかには札幅と札丈の比率から2つのグループに分けられるようと思われる。すなわち縁IIでは1・2・4と5、長側・草摺小札では7・9・10と8である。比較例では12~14と15・16がこれにあたると思われる。法住寺殿跡出土例で検討すると後者は縁IIIの小札になる。



第143図 小札一覧図

- 1 : 鎧II 蔊 2 : 鎧V 蔊 3 : 鎧IV 蔊 4 : 鎧I 蔊 5 : 鎧III 長側  
 6 : 鎧IV 草摺 7 : 鎧II 長側 8 : 鎧III 草摺 9 : 鎧I 草摺 10 : 残余の鎧長側  
 11 : 残余の鎧長側 12 : 唐沢山神社蔵大鎧鉄札 13 : 古館遺跡出土鉄札  
 14 : 御嶽神社蔵赤糸威大鎧 15 : 鶴島神社蔵小桜威大鎧 16 : 赤木家蔵赤糸威大鎧

鎧IIIは今回出土した鎧の中では最も整った作りがなされており、蔊には鎌形を伴なっていることからも上級の武将の着用が想定されるものである。

一般に小札の大きさは平安時代の大きな札から鎌倉・南北朝期の繊細な札への変遷が指摘されているが、平安時代にあっても比較的小さな札と大きな札が同時に存在し、それは、その鎧を着用できる武士の位、あるいは階級を表していたとも考えられる。そして後の時代では大きな札がすたれ、小さな札が展開を見せるのはそれを着用していた階層が実権をもち、また數もふえていったことを表すようにも想像される。

このように考えると、従来の大荒目の鎧の概念を根底から覆す<sup>9)</sup>ような鎧IVの幅広の札は明らかに大きな札のグループに属し、漆の塗り重ねの丁寧さからも上級武将の着用が推定される。いずれにしろ今回出土した変化に富む鎧は、鎧が「式正の鎧」として定型化される以前の様子を示していることは確かであろう。

### 3) 鎌形について

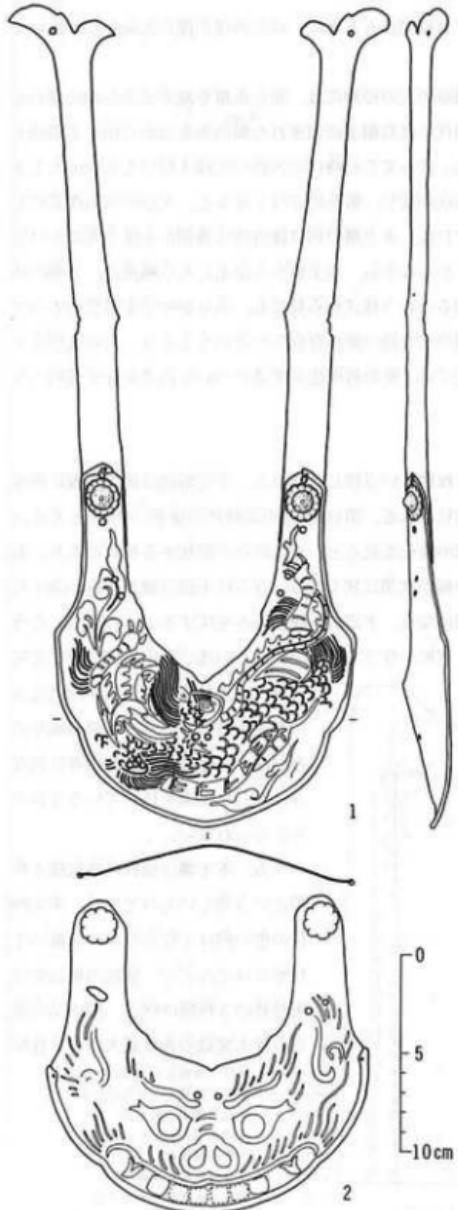
平安時代の鎌形で現在知られているものは、本土出土例のほかに伝世品として、長野市清

かと  
水寺藏の坂上田村麻呂の寄進と伝えられる鏡形と、三重県鳥羽市神島の八代神社藏の鏡形台の2例があるに過ぎない。他にこの時代の鏡形を知りうるものに、絵巻物がある。『伴大納言絵詞』の檢非違使の隨兵の鏡形(第147図1・2)、『年中行事絵巻』の稻荷祭の場面に描かれた鏡形(同図4)、さらに鎌倉時代前期の作ではあるが、より古相を表わしているとされる『將軍塚縁起絵巻』の土人形の付けている鏡形(同図3)などである。

第144図に本土壙出土の鏡形の原形の推定復元図を、第145図には清水寺蔵の雲龍文金銀象嵌鏡形の実測図<sup>10)</sup>と八代神社蔵の獅噛文金象嵌鏡形台の図<sup>11)</sup>を示した。いま三者を比較してみると、最大の相違点は、清水寺例と八代神社例とが鏡形台と角の部分を別々に作り、これを組留めしているのに対して、本土壙出土例は全体が一枚の鉄板で作られていることであろう。鏡形台の形状についても、清水寺例と八代神社例では、角を取り付ける部分を台の側辺から内側へ繰り込ませて作るのに対して、本土壙例では台の側辺がそのまま直線的に角の部分に移行する点で異なり、この点が全体の形状を違ったものとしている。こうした作りや形状の差異は、あるいは時期差を示すものかも知れない<sup>12)</sup>。文様についても、本土壙例が繊細で丁寧であるのに対して、清水寺例は同じ雲龍文でもやや退化しており、さらに八代神社の例は、鎌倉時代の作とされる『平治物語絵巻』などに多く見られる獅噛文であることからして、新しい要素と言えよう。



第144図 W10土壙出土 鏡形推定復元図



第145図 平安時代鉄形実測図 1:清水寺藏 2:八代神社藏

次に、本土壙出土の鉄形の文様は、すでに詳しく述べた通り、向い合った2頭の龍とその空間と角の上半に配された雲とで構成されている。鉄形に龍文が用いられた例としては、他に清水寺蔵の1例を知るのみである。これは1頭の龍が首から上を大きく折り曲げて振返ったような姿を表わしており、本土壙例とは大きく異なる。龍は平安時代において他の様々な美術工芸品に用いられているが、それらのうちで本土壙出土の鉄形の例に最も近いものとして、嚴島神社の国宝の金銀荘雲龍文銅製経箱の蓋の表中央に円形に配された雲龍文が挙げられよう。経箱の龍が尾部を後脚に絡ませていない点や、象嵌と浮彫りという金工細工上の差から来る若干の表現の違いはあるものの、その構図と各部分の表現は、雲の表現とともに、極めて近似している。言うまでもなくこの経箱は、平清盛が長寛二年(1164)九月に嚴島神社に奉納した、いわゆる平家納経の収められていたものである。

#### 4) 八幡座について

本土壙から出土した5例の兜のすべてが、意識的に鉢を取り除いて埋納したとしか思えない状態であっただけに、土壙の南端における八幡座の単独出土はいさか奇異な感じを受ける。兜のほとんどが土壙の北半から出土しているこ

とともに反する。こうした出土状態における疑問点とともに、穴の直徑が僅か2.5cmと小さいことも問題である。

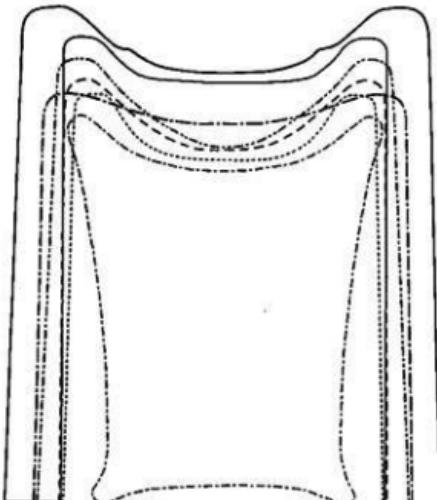
一般に、兜の天辺の穴 すなわち八幡座の穴の役割には、兜の重量を減ずるとか頭の蒸れの防止といったことも言われるが、平安時代には鳥帽子に包まれた簪の先を穴から出して着用しており、兜の安定をはかったようである。従ってこの時代の天辺の穴は4ないし5.2cmと大きい<sup>13)</sup>。しかし鎌倉時代になって、着用方法が変り、簪を出さなくなると、天辺の穴も次第に小さくなっていた。こうした傾向からすれば、本土壇の例は鎌倉時代後期から南北朝にかけての天辺の穴に匹敵する大きさである。しかしながら、本土壇から出土した八幡座は、発掘の所見からしても、菊座に小刻と玉縁を重ねるという様式から見ても、明らかに平安時代のものである。平安時代にこのような小さな天辺の穴を持つ兜が存在したということは、穴の大形化する以前に小さな段階のあったことも想定でき、兜の着用法の変遷について再考を促す資料となりそうである<sup>14)</sup>。

#### 5) 腹桶の壇板について

本土壇から出土した壇板は、鉄板横4枚矧という珍しい作りと、平安時代の他の壇板に例を見ない大形のものであるという点で、注目される。第146図は平安時代の壇板の形状と大きさの概略の比較図である<sup>15)</sup>。その後の壇板の変化を見ると、全体的に小形化する傾向にあり、形状の上では両側辺が内側に彎曲し、幅の幅が次第に狭くなる。さらに上辺の繰り込みが強くなるに伴なって左右の突出部が細く極端になり、下辺にも繰り込みを生ずるようになる。こうした壇板の変化を逆に見れば、大形で、据拵がりで、上部の繰り込みの浅い本土壇例や菅田天神

社例は、少なくとも型式学的には古い要素を持っており、上部の繰り込みが深く、幅の狭い唐沢山神社例などは新しい要素を持っていると言えるかもしれない。

一方、本土壇の壇板は鉄板横4枚矧という珍しいものである。平安時代の他の例は1枚作りないし縦の2枚矧がほとんどで、横矧の例は菅田天神社の3枚矧の例と、岡山県高梁市の赤木家蔵の赤韋威大鑑の2枚矧



第146図 平安時代壇板比較図(縮尺1/4)

- 法住寺鐵跡W10土壇出土
  - - - 菅田天神社藏小桙黃臺大鑑
  - - - 赤木家蔵赤韋威大鑑
  - - - 高岸氏藏(石清水八幡宮旧藏)
  - - - 唐沢山神社藏
  - - - 郡嶽神社藏赤糸成大鑑
  - - - 水背文庫藏白条青取大鑑
- (鎌倉末~南北朝)

の例が知られているに過ぎない。しかもこの2例がともに鉢留めであるに対して、本土壙例は撓紐で綴じられている点で異なる。また、本土壙例と菅田天神社例とは周囲を捻り返してあり、



第147図 絵巻物に見る鎧形・杏葉・腹・馬具  
 1・2:『伴大納言絵詞』 3:『將軍塚縁起絵巻』  
 4・5・8:『年中行事絵巻』 6:『平治物語絵巻』  
 7:『蒙古襲来絵詞』

型輪を巡らす他の例とは異なっている。

いずれにせよ、本土墳出土の壺板は、形状、大きさ、作りなどすべてにおいて、異例なものである。そしてこの壺板の持つ諸要素は、いずれも從来知られているものに比べて、古相を呈していると考えられる。おそらく壺板の初現の形態を示す例の1つと見て良いのではなかろうか。

#### 6) 杏葉について

甲冑における杏葉は、<sup>あじわら</sup>徒立の越兵が身に付けた胴丸の肩に、袖の代りに付けるものを使う。この杏葉は平安時代の末頃になって用いられるようになったと言われている。その根拠は、幾分古い甲冑風俗を描くとされる『伴大納言絵詞』の胴丸に杏葉が全く認められないのに対して、『年中行事絵巻』の胴丸に杏葉が描かれていることによるらしい。ただその形状は、杏葉形ではなく、周囲が波状を成すものや、鳩尾板状のものを2段に連ねて縦で継じたもの(第147図5)などと一定しておらず、発生期の不安定な状況を示しているようである。『平治物語絵巻』などの鎌倉時代に成立した絵巻物では、その形状も安定して、猪目状の繰り込みのあるもの(同図6)も含めて、杏葉形を呈するようになる。

本土墳出土の例は、その形状から杏葉とした。しかし、土墳から出土した鎧がいずれも大鎧と考えられ、胴丸らしいものが出土していないだけに、形状の類似のみで杏葉と断定することに、若干の躊躇を覚える。出土位置からすれば、鳩尾板に接しており、さらに両者の近くに梅檀板が2例出土していることなどを合せて考えると、孔の数や位置の問題はあるが、あるいは鳩尾板の代用のようなものとも考えられる。室町時代頃になると、胴丸にも袖を付けるようになって、杏葉は本来の用途を失い、胸前に付けて大鎧における梅檀板を鳩尾板の役割を果すようになる。しかし、本土墳の例はそうした後世の動きとは関係なく、大鎧の金具廻の形状の安定しない段階における一様相と考えるべきであろうか。

#### 2. 土墳の性格と時期

本土墳からは、これまでに報告してきたように、從来全く例を見ない平安時代の甲冑・弓矢・馬具などが出土した。その出土状態は一見無秩序のようではあるが、それらをもう少し詳しく検討することによって、本土墳の性格を明らかにする手掛りが見出せそうである。

#### 1) 遺物の配置状況

まず指摘できるのは、5例の鎧がいずれも土墳のほぼ北半部から出土したことであり、しかもどの鎧も兜の前の部分を北に向けた状態であったことである。次に、鎧以外の鎧の各部分も、必ずしも秩序だった配置とは言えないものの、その大半のものが、鎧を身に付けた際に体の上位に当たる部分を、おむね北側に向けた状態で出土している。こうした甲冑の状況は、これらを埋納するに当って明らかに北を意識したものと言えそうである。馬具が土墳の南壁近くから出土しているのもこの北に対する意識と無関係ではなさそうである。

矢の配置もまた興味深い。本土墳内の遺物は東西両側に幅数10cmの空間を残して中央に長方形形状に出土した。矢は、土墳の四隅というよりも、この遺物の集中する長方形の東西両辺に、

それぞれ矢尻を向い合せにして置かれたような状態であった。

#### 2) 甲冑の出土状態

本土壙から出土した遺物のうち、甲冑のほとんどすべてが、裏返しの状態で出土した。すなわち、鎧を着用する際の内側を上に向けた状態であった。鎧櫃に収納されたような状態ではなく、かと言つて着用した状態でもなく、また無秩序に投棄されたような状態でもなかった。わざわざ鎧を広げて、さらにこれを意識的に裏返して置いたようである。

#### 3) 床面における席の存在

鉄形、鎧Iの臺板、ならびに轡の床面に接する部分に銛着して残っていた。イネ科の植物の茎と考えられるものは、いずれも丁寧に敷き並べたかのように、互いに平行で接した状態であった。それが少ない面積であったために、経糸は観察できなかったが、おそらく席の一部分であろうと考えている。基の示す方向、すなわち席の縫糸の方向は、臺板と鉄形でE 7° S、轡でE 10° Sとほぼ近いものであった。それぞれの出土位置を考え合せると本土壙には、甲冑などを埋納する前に、床のはば全面に席が敷きつめられたようである<sup>16)</sup>。

#### 4) 棺の存在

本土壙から出土した鉄釘の出土位置に注目してみると、それはおおよそ2m×0.5mの長方形の範囲を示すことがわかった。長軸が北に対して8度ほど西へ振ってはいるが、ほぼ北向きであり、幾分西寄りではあるが土壙内のはば中央に近い位置である(第140図点線)。こうした位置と方位そしてその形状と大きさは、本土壙内における木棺の存在を想定させるに十分であろう<sup>17)</sup>。さらにこの棺を想わせる長方形の北端近くの東側数cmのところから歯が出土していることも、極めて示唆的である。木棺の細かな構造などについては明らかではないが、鉄釘に銛着した木質部分から見て、棺材の厚さは大半が1.5cm程度、おそらく底板が2.4cm程度のものであったと考えられる。

#### 5) 土壙の性格

主軸が北を示す方形の土壙を掘り、平坦な床面全体に席を敷きつめ、北を意識しながら、轡や鎧を広げて裏返しにして並べる。その上に死者を入れた木棺を置き、棺の両側に瓶に盛った矢を向い合せて配し、弓を棺の上に置いて、さらに棺の南に馬具を置く。そして掘り上げた土で静かに埋める。

上に挙げた幾つかの要素を総合してみると、本土壙についてはこのような埋納の手順を想定することができる。そしてこの土壙を一種の墓と考えて差し支えないようである。決して合戦のあと仕末のために、戦死者やその持ち物を、土壙を掘って投棄したようなものではない。美事な鶴の象嵌を持つ轡、蒔絵鞍、繊細な毛彫の施された鞍の管などはもちろんのこと、立派な雲龍文の象嵌された鉄形の存在は、この土壙がかなりのクラスの武将の墓であった可能性が強いことを示している。

#### 6) 土壙の時期

出土した甲冑や武具などについては、比較資料が少ないうえに、甲冑研究において綿密な編

年基準が確立されているとは言えず、これらの資料をもとにして土壌の細かな時期を決定することは困難である。そこで本土壌の時期は覆土中から出土した土器類に依らねばならないが、これも必ずしも良好な資料とは言えない。

出土した土器器皿を見ると、11世紀末頃、12世紀中葉、12世紀末ないし13世紀初頭のほぼ3段階に分けることができる。このうち11世紀末頃のものは甲冑の間から出土した細片のみで、土壌の埋土に混入していたものと考えられる。残りの2時期に関する資料は、ともに覆土の比較的の上位から出土しており、現状では本土壌の時期をそのいずれかに決する積極的な材料は無い。従って本土壌の時期は12世紀中葉から13世紀初頭までの間に、ある程度の幅をもって考えておくのが妥当であろう。ただ、12世紀中葉の資料に完形品やそれに近いものがあるのに対し、12世紀末ないし13世紀初頭の資料は風化が著しく、断片的である。このことは花瓶を含めて12世紀中葉の資料の方が、直接的に本土壌と係りがあった可能性の強いことを示すものかも知れない。それは甲冑に比較的古い要素の多く見られる点とも合致するようである。

### 3. 被葬者について

W10土壌は、上に見てきたように、武将の墓であったと考えられる。その場合、なお注目を要する問題が若干ある。ここではそうした問題を取り上げるとともに、被葬者についても考えてみたい。

#### 1) 遺物出土状態の特異性

すでに指摘したように、本土壌の甲冑は、明らかに意識的に裏返して埋納したと考えざるを得ない状況を示している。さらに裏返して埋納された5例の兜のすべてに、鉢を欠いていたという事実も、特異なことのように思える。金具跡や鉄札が比較的良好な遺存状態で出土した本土壌において、兜体だけが消滅するということは有り得ない。とすれば、何らかの意図をもって鉢だけを取り外して埋納されたものと考えねばならない<sup>18)</sup>。

埋納に際して、甲冑を裏返すということ、そして兜体を取り外すという事実は、こうした甲冑埋納という事例がほとんど無いだけに、何を意味するものか明らかではない。しかし両者とも意識的に成されている以上、こうした行為には何らかの意味があったと考えるべきであろう。単なる副葬品の埋納というだけならば、あえてこのような行為を必要としないと思われる。今のところ根拠は無いが、あるいは通常の死者の埋葬ではなく、例えば戦死者、斬首・梶首などの刑死者のような、いわば異常死の反映といったことも想定できるかも知れない<sup>19)</sup>。

#### 2) W8溝との関係

W10土壌の西側に、接するようにしてW8溝が検出されたことはすでに述べた。その全貌を知ることはできなかったが、おそらく方形を呈するものと思われる。この溝の北辺を切って、14世紀代に廃絶されたW8井戸があり、その中から多くの凝灰岩の地盤石が投棄された状態で出土した。これは本来W8溝に並べられていた凝灰岩が取り除かれてW8井戸に投棄されたもので、W8溝で埋まる部分は何らかの建築造構であった可能性が強いとの御教示を、調査中に現場を訪れた杉山信三博士から得た。W10土壌とW8溝とは極めて接近して位置するだ

けではなく、主軸の方位もほぼ一致し、時期的にも近いものであり、両者は密接な関係を有していたのではないかと考えられる。すなわち、比較的小規模な堂宇があつて、その東側にこの堂宇とゆかりのある人物の墓が営まれたと考えることもできそうである<sup>20)</sup>。

### 3) 被葬者の問題

本土壙はその副葬品からみて武将の墓と考えられる。「平治物語絵巻」や「後三年合戦絵詞」などに描かれた合戦場面を見ても、鎧形を着用している武将は極めて稀である<sup>21)</sup>。精巧で華美な鎧形を副葬されている本土壙の被葬者が、かなり身分の高い武将であった可能性を示すものであろう。鶴の象嵌を持つ巻や蒔絵鞍の存在もこれを裏付ける。

このように見てくると、この土壙の被葬者は、かなり名のある武将で、しかも通常でない死に方をした可能性が強く、さらにこの場所と強い係りを持つ人物ということになろう。ではこうした条件に合致する人物を特定できるかとなると、考古学的なデータからはまず不可能であるし、文献史料を併せ考えても、極めて困難と言わざるを得ない。

本土壙の時期が先に述べたように、12世紀中葉から13世紀初頭までの半世紀余りの間であるとすると、この地については永暦二年(1162)の法住寺殿造営以前と以後とに分けて考えるべきであろう。

まず法住寺殿造営以後においては、この土壙の位置は杉山信三博士の想定によれば、法住寺殿南殿の一画に当たる<sup>22)</sup>。ということは、この土壙の被葬者は院の御所の中に葬られたことになる。後白河法皇と建春門院はこの南殿内に建てられたそれぞれの法華堂に葬られてはいるが、これは別格で、武将クラスの人物が院の御所の中に葬られるということは、常識的には考え難いことである。それだけに本土壙の被葬者は、院と強いゆかりのあった人物であったとも考えられる。

このように見てくると、武将が、たとえいかに院に近い人物であろうと、法住寺殿の中に葬られる可能性は、寿永二年(1183)十一月十九日の木曾義仲による法住寺殿焼打ちのいわゆる法住寺合戦における院側の戦死者ぐらいしか有り得ないのではないかであろうか<sup>23)</sup>。いまその中で当時の日記類に記されて名前のわかる人物には、円恵法親王・天台座主明靈大僧正・越前守藤原信行・主水正清原頼業<sup>24)</sup>、伯耆守源光長・その子延尉源光経<sup>25)</sup>などがある。これらの人々を含めて100人以上の人の首が五条河原に懸けられたことから見ても、院側の戦死者の多かったことがわかる<sup>26)</sup>。

これらの戦死者のうち、最も院に近い人物としては、後白河法皇の皇子である円恵法親王が挙げられる。しかし彼は國城寺の長吏であって、甲冑や武具の副葬された本土壙の被葬者としては相応しくない。やはり武者を考えるべきであるとすれば、伯耆守源光長<sup>27)</sup>などが最も有力な人物であろうか。彼は必ずしも院の近臣というほどの人物ではないが、治承四年(1180)の以仁王の乱に檢非違使として高倉宮へ馳せたり<sup>28)</sup>、寿永二年七月には義仲らと共に京中守護に当たる<sup>29)</sup>など、武者としての働きが当時の日記に記されており、すでにかなり名の知られた武将であったと思われるし、法住寺合戦においては、子の光経とともに院のために戦って討死

しており、この合戦の記録に登場する数少ない武将であることなどから、本土城の被葬者と考えることのできる1人であろう。

被葬者が誰であったかは別として、法住寺殿に関係する人物であると考える以上、土壙に接して検出された建築造構(W8溝)は、南殿内に建てられた堂宇であったということになる。当時の日記等から知りうる南殿内の堂宇には、(1)小御堂(儀法堂)、(2)不動堂、(3)建春門院法華(三昧)堂、(4)千手觀音堂、(5)法華堂などがある<sup>30)</sup>。(3)が建春門院の墓堂、(5)が後白河法皇の墓堂で、蓮華王院の東の比較的近い位置にあったこと、(4)が法住寺殿内の東南の山上にあってその規模が9間3面であったことなどがわかる程度である。ただ、(5)以外はいずれも少なくとも安元二年(1176)以前に建てられており、土壙の被葬者を法住寺合戦の死者と考えるならば、これらの諸堂は法住寺合戦の際に焼失した可能性が強く、該当しないことになる。源頼朝が建久二年(1191)に法住寺殿を再建した翌年に、後白河法皇が崩御し法華堂に葬られており、その翌年には建春門院法華堂の存在を示す記事もあることから、両法華堂はこの頃には存在したようである。いずれにしても土壙西側の建築造構とこれらの諸堂の関係を明らかにしうるものは何もない。

一方で、遅って法住寺殿造営以前には、このあたりには多くの堂宇があったようである。そのうち、(1)大式藤原清隆堂及び同九重塔、(2)植子内親王家、(3)中納言入道法住寺堂、(4)信西藤原通寔宅、(5)清淨光院などが多少とも具体的なことのわかる数少ない例である<sup>31)</sup>。これらの堂宇とW8溝との関係を明らかにする資料が無いことは同様であるが、土壙の被葬者らしい武将の存在すら浮んでこないので実情である。

#### 4. む す び

W10土壙からは、甲冑・弓矢・馬具などが、埋納された状態で出土した。これまでにその出土遺物や出土状態について若干の検討と考察を行なうことによって、それが平安時代末期の武将の墓であるとの帰結を得た。しかしながら、法住寺殿との関係や被葬者については必ずしも明らかにすることはできず、今後に課題を残すことになった。

また本節で取り上げることができず、やはり将来の検討に委ねざるを得なかった問題点も少なくない。例えば、なぜ1人の被葬者に5領もの甲冑を副葬したかということ、甲冑の量に対して金具廻の少ないと、袖や栴檀板の冠板の欠陥、矢柄の数に対して鐵の数が少ないとなど、枚挙にいとまがないほどである。

多くの疑問点を抱えたままで報告を終えねばならないいま、我々の力不足を痛感している。しかしながら、本土城の検出によって、平安時代の葬制、なかでも武家の葬制、そして甲冑研究、さらに象嵌技法などに関して、数多くの重要なナマの資料を提供できたことを、他方では自負もしている。

こうした資料は今後それぞれの分野での研究によって大きく展開されるものと考える。我々の調査した小さな土壙の資料が、将来大きな成果をもたらすことになれば望外のよろこびである。

## 註

- 1) これに類する鎧角付鏡座は、現存している甲冑には見当らない。甲冑以外では、奈良国立博物館蔵の迦陵頻絆經籍の金銅製の紐金具が本例に極似している。奈良国立博物館「法華經の美術」(奈良、昭和54年), 158頁。
- 2) この鎧形を初めとして、本土出土遺物の多くのX線撮影を元興寺文化財研究所保存科学研究室にお願いした。これは同研究室が昭和54年及び55年に受けられた文部省科学研究費補助金一般研究(B)「出土遺物へのX線透視撮影の応用」に基くもので、我々が本土出土の資料を提供し、それに対して同研究室は撮影されたX線写真を我々に無償で提供された。記して謝意を表する。増沢文武編「出土遺物、民俗文化財へのX線透視試験の応用」(生駒、昭和56年)。
- 3) 本例を履底とすれば、石清水八幡宮旧藏の兜鉢の周底などが比較的近似している。
- 4) 鎧に盛る矢には中差と表差がある。中差は大半の征矢で、表差はその外側に盛られる数本の箭矢や尖矢などである。本土出土の矢のうち、南西部の例が、2群に分かれているが、本来一括の資料と考えられる。総数は36本で、うち征矢が29本、箭矢(雁股)が3本、尖矢が4本という構成である。箭矢は外側に3本並んでおり、尖矢もまとまっていることから見て、鎧に盛られた状態をほぼそのまま留めているようである。なお、軍記物語などに見られる矢の数はまちまちで、9・12・16・18・20・24・36・42隻などの例がある。36隻盛った例は『保元物語』や『太平記』などに見られる。鈴木敬三「武装図説」(『鎧』故実叢書 第34回所収、東京、昭和29年), 177~178頁。
- 5) 土器類に関しては、横田洋三・鶴柄俊夫両氏に負うところが大きい。謝意を表する。
- 6) 小札の漆の科学的分析を行なって対応関係を決定するのも1つの方法と考えているが、今回は実施するに至らなかった。
- 7) 平安時代の甲冑の通例の札板構成は、胸5段、前立2段、後立3段、長側4段、草摺5段、大袖6段である。最古の大鎧とされる大山祇神社の逆沢鎧威大鎧もすでにこの構成である。ただ、4段の胸(蕨島神社小桜威大鎧)や5段の大袖(猿投神社櫻島糸威大鎧)も稀に見られるし、前後の草摺だけを1段少なく4段とする例も數例認められる(赤木家赤韋威大鎧・蕨島神社小桜威大鎧・大山祇神社櫻糸威大鎧)。
- 8) ここで用いた数値は、青森県教育委員会編『徳ケ村古跡遺跡発掘調査報告書』(青森、昭和55年), 497頁、第189表および臼井洋輔「甲冑における鉄小札の配列についての一考察」(『岡山県立博物館研究報告』第1号所収、岡山、昭和53年), 20頁、図10によった。作図にあたっては写真等も参照したが、かならずしも現物に忠実でないところがあることを断わっておく。
- 9) 山田紫光「大荒目の鎧」(『甲冑武具研究』第48号所収、京都、昭和54年)。
- 10) 長野県史編纂室の宮下健司氏を通じて、長野市立博物館副館長の山口純一氏の御紹介で実物を見ることができた。また清水寺住職の北野豊雅氏の御理解を得て、実測・写真撮影などをなうことことができたし、本報告書への実測図の掲載についても同氏の快諾を得ることができた。記して謝意を表する。なお、この図のうち、文様については写真から起したものであることをお断りしておく。
- 11) 末永雅雄「三尾鉄から鎧形への連想」(『関西大学考古学研究室開設50周年記念考古学論叢』(吹田、昭和58年), 第3回下)。
- 12) 鎧形台と角とを別作りにするのは、鎌倉時代以降の鎧形に通例のことであることからすれば、1枚作りのものから別作りのものへという変遷を考えることが出来るかも知れない。
- 13) 例えば、東京都足立区伊興堀出土兜一約5.5cm、福島県三春町大滝根山出土兜一5.2cm、徳島県藍住町小塚出土兜一5cm、東京都御岳神社蔵赤糸威鎧一5.2cm、栃木県唐沢山神社蔵兜一5cm、広島県蕨島神社蔵糸威鎧一4.5cm、山梨県笛田天神社蔵小桜返鎧一4cmなどである。山上八郎・山岸素夫「日本甲冑100選」(東京、昭和49年)による。
- 14) 山岸素夫氏の御教示による。

- 15) 本土壙例以外の盜板の大きさに関する数値は、すべて山岸素夫氏の実測されたものである。また赤木家例については、岡山県立博物館の臼井洋輔氏からも御教示を得た。併せて謝意を表する。なお、それぞれの形状は、山岸氏の数値をもとに、諸本に見られる写真や略測図などに基づいたもので、概略図である。
- 16) 古くは弥生時代や古墳時代において、死者を席で包んだ例が報告されている(櫻口達也「豫棺内人骨等に附着せる布・席」[『鏡山猛先生古稀記念古文化論叢』所収、福岡、昭和55年])、平安時代の末頃でも死者を席にのせたまま棺に入れたよう(『吉事次第』)、席は葬送と係りの深いものであったようである。
- 17) 『吉事次第』に「御棺へ長六尺三寸、広一尺八寸、高一尺六寸、人ニヨリ寸法ハカハルコトナレドモ、先例多ク此定也」とあって、平安時代末頃の棺の大きさが知れる。一方、これまでに京都市内の発掘で検出された平安時代の木棺の大きさは、平安京右京三条三坊の邸宅内の例(9~10世紀)で長さ160cm、幅40cm(京都市埋蔵文化財研究所編『平安京跡発掘資料選』[京都、昭和55年]、3~4頁)、平安京右京五条二坊のSK3(11世紀)で長さ175cm、幅70cm(堀内明博「平安京五条二坊」[『平安京跡発掘調査報告』昭和55年度所収、京都、昭和56年])、京都大学本部構内AT27区土壙墓SK3(11~12世紀初)の例で長さ180cm、幅60cm(五十川伸矢「京都大学本部構内AT27区の発掘調査」[『京都大学構内遺跡調査研究年報』昭和55年度所収、京都、昭和56年])などである。
- 18) 兜鉢は当時貴重品であったようだ、代々相伝し、新しい鉢に古い鉢を利用した例も少なくないことは、現存の甲冑にも見られるところである。そうした意味で埋葬前に鉢を取り外したり、あるいは戦場のあと仕合の場などにはあり得たと思われるが、美事な鏡形や唐がそのまま埋納されている本土壙では、こうしたケースは考えにくい。一方で、本土壙の場合と対照的に兜の鉢だけの単独出土例も少なくない。註13) 参照。こうした鉢の単独出土があるということは、鉢を欠く本土壙といわば相互補完的で興味深い。鉢そのものに特有の意味があったのであろうか。
- 19) こうした殺死・刑死の者に対する葬制がどのようにあったかを知る資料はほとんどない。『平家物語』は、木津で斬首され、首を般若寺の門前に晒された平重衡について、妻の大納言典侍がせめて顔だけでもと河原に捨てられていた顔を取り寄せて日野に持ち帰り、のちに首も乞い請けて、やがて火葬にして骨は高野山へ送り、墓を日野に営んだことを記している。多くはこのように遺族に引取られ葬られたものと思われる。
- 20) この堂宇が、従来からあったのか、あるいは墓と同時に建てられたものかは明らかでないが、少くとも結果的にはこの墓に対する一種の陪葬堂的性格を果した可能性が強い。
- 21) 『平治物語』では描かれた延べ177の兜のうち鉢形を付けているものは僅か15に過ぎないし、『後三年合戰繪詞』では149の兜のうち鉢形は2例のみで、他に源義家が頭頂を兜の上に付けて3度登場するだけである。ちなみに、『平家物語』において「鉢形打ちたる……」とその出立ちの表現されている人物は、全篇を通じて僅かに8例で、いずれも名のある人物であった。
- 22) 杉山信三「法住寺殿とその御堂」[『院の御所と御堂一院家建築の研究』[『奈良國立文化財研究所学報』第11冊]所収、奈良、昭和37年]。
- 23) 本土壙の被葬者として、法住寺合戦における木曾方の戦死者の可能性も無いわけではない。合戦に勝をおさめた義仲軍はその後2ヶ月ほどは京中にある。その間に焼け落ちた法住寺殿跡に木曾方の死者の墓を喰むことは可能であったと思われる。しかし、当時の日記類にも、あるいは『平家物語』などにも、木曾方の鉢形を付けるほどの武将はもちろんのこと、他の戦死者についても全く触れられていない。
- 24) 『百綱抄』寿永二年十一月十九日条。
- 25) 『吉記』寿永二年十一月十九日及び廿一日条。
- 26) なお『平家物語』法住寺合戦には、これらの人物のほかに、近江中将為清・信濃源氏村上三郎判官代・日下党の加賀房・近江源氏山本源氏義高・次郎源氏仲頼などの名が戦死者として挙げられている。
- 27) 藤光長については第4章註109)に詳しい。
- 28) 『吾妻鏡』治承四年五月十五日条。

29)『吉記』寿永二年七月卅日条。

30)杉山前掲論文及び第4章参照。

31)詳細については第4章ならびに杉山前掲論文

を参照されたい。なお藤谷寿氏によれば、これらたち清隆堂と法住寺堂は同一の堂宇の可能性があるという。

## 付節 1

雲龍文象嵌鍔形の  
保存処理・材質分析とその製作技法について

(財)元興寺文化財研究所保存科学研究室

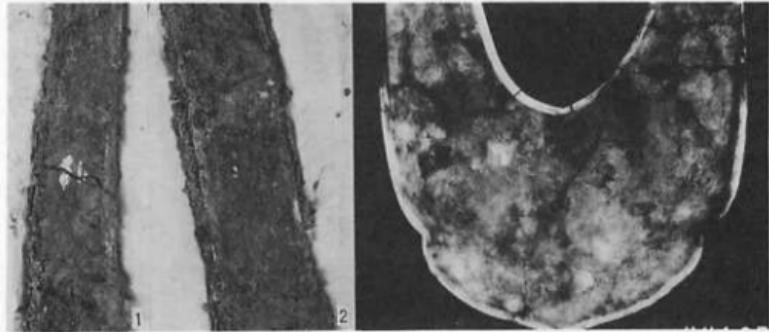
主任研究員 西山要一

## 1. はじめに

1980年3月、平安博物館・片岡肇氏が京都・法住寺殿跡出土の鍔形を持参され、これの鉄鍔除去中に数カ所にわたって金象嵌らしき部分が発見されたのでX線透過写真撮影による調査を依頼された。発掘現場から取り上げに際し破損せぬようにと作られた石膏台に乗せられた鍔形は、長い両角を彎曲させつつ先端近くで互いに交差させ、黄褐色の鉄鍔に覆われている中に3カ所ばかり、金色に輝く部分が見られた(第148図1・2)。

ただちに行われたX線透過写真撮影の結果、コントラストの弱いやうすい映りであったが、相対する2頭の龍と雲文を鍔形全面に配するみごとな画像が写し出されていた。通常、金・銀の象嵌された鉄製品のX線写真には象嵌は鮮明な像となって写し出されるが、これとは明らかに差異を見せていた。鍔形の鉄地に金属を埋め込んだ象嵌であるのか、鉄地に漆を塗り、そこに金属箔を埋め込んだ平文であるのか、この2つのいずれかと推測された(第148図3)。

いずれにせよ、鍔形の鉄地は鍔が進んで脆弱である上に、今も鍔が進行し、損壊する恐れがあるため、早急な保存処理が切望された。



第148図 鍔形研出し前(部分)及びX線透過写真

## 2. 保存処理

鉄の一枚板からなる鍔形は土圧による変形を受けているとともに、既に内部まで鍔が進み、全体が鉄鍔の塊りとなって脆弱化し、弾力性もない状態であった。さらに表面は凹凸の激しい

鎧におおわれ、土・砂も付着して雲龍文を限なく覆い、鎧形の形態を損わしめていた(図版第93の左)。

こうした状態にある鎧形を保存処理するにあたって、(1)脆弱化した鎧形を強化し、鎧をこれ以上進ませないこと(強化・防錆)、(2)表面の鎧を除去して雲龍文様を明らかにすること(文様表出)、(3)保存処理を終えた鎧形を永久に保存するため、その保管環境を適正に保つことのできる保存ケースを作成すること(ケースの作成)の3点に重点をおき、下記の工程で作業を行った。

- 1) 保存処理前の調査・記録——写真撮影・略測図の作成・X線透過試験等を行った。特にX線透過試験は、X線の強度、露光時間を種々に設定し、文様の細部の把握につとめた。
- 2) 洗浄——アルコール・キシレン・酢酸エチルの有機溶剤混合液で鎧形に付着する土・砂・有機酸を洗浄した。
- 3) 乾燥——熱風乾燥機を使って鎧を進める一因である水分を除去した。
- 4) 樹脂含浸(第1回、第2回)——アクリル樹脂(パラロイドNAD-10、ロームアンドハス社)を真空含浸し、脆弱な鎧形を強化した。これを2回繰り返した。
- 5) 雲龍文の表出——ハンドグラインダー(精密加工用グラインダー)、カッターナイフ、メス、竹串などを使って文様表面を覆う鉄錆を除去した。この作業によって施文は象嵌によるものと確認された。
- 6) 機器分析——文様の數カ所について、保存法の検討と象嵌技法の解明のために機器分析を行った。
- 7) 樹脂含浸(第3回、第4回)——文様表出後、アクリル樹脂の真空含浸をさらに2度繰り返し、強化・防錆をはかった。
- 8) 接合——破損部分をエポキシ系接着剤(セメダイン・ハイスパー、セメダイン社)で接合した。
- 9) 樹脂塗布——艶消し剤を混入したアクリル樹脂を鎧形表面に塗布して大気と遮断し、防錆をはかると共に象嵌文様の保護をはかった。
- 10) ケースの作成——鎧形を安定した状態で保管するためには彎曲した裏面に密着する台を作成して固定するとともに、保管環境を適正に保つため密閉ケース内に乾燥剤を添付して収納できるようにした。ケースは展示にも共用できる様に透明アクリル樹脂製とした(第149図)。

以上の工程で保存処理を行ったが、次の2点について触れておきたい。

出土した金属製品には埋蔵中に土壤より多量の塩分が浸透し、これが鎧を進める一因となっている。鎧形についても同様のことが考えられ、脱塩処理の必要性には留意したが、現在、本研究所で採用している脱塩法の金・銀に及ぼす影響が確かめられておらず、又、脱塩液に



第149図 鎧形保管ケース

長時間、脆弱な銀形を浸漬することによる損壊の恐れもあったことからあえて脱塩は行わなかった。しかし銀形内に封じ込められた塩分は水と結合して鉄錆を生じさせる性質をもつことから、これを防止するため、樹脂を塗布して銀形全体を樹脂膜で覆い大気から遮断し、さらに密閉乾燥ケースに封入するという方法をとった。

象嵌文様の表出にも従来とは違った工夫を講じた。埼玉・稻荷山古墳出土の辛亥銘鉄劍の115文字の金象嵌文字表出完了以後、今日までに、主として古墳時代の刀劍・刀装具に行われている銀象嵌の表出作業を、およそ20例行っている。それは、象嵌文様を覆う鉄錆をハンドグラインダーで徐々に削り落し、象嵌直上までこれを進め、残った鉄錆層をメス、カッターナイフ、竹串で割り取る、あるいはエアーブラシで削りとて文様を表出する方法である。

銀形についても当初、この方法で作業を始めたものの、割り取った鉄錆に象嵌の金・銀が付着したまま共に剥落してきたために、この方法による作業を中止した。

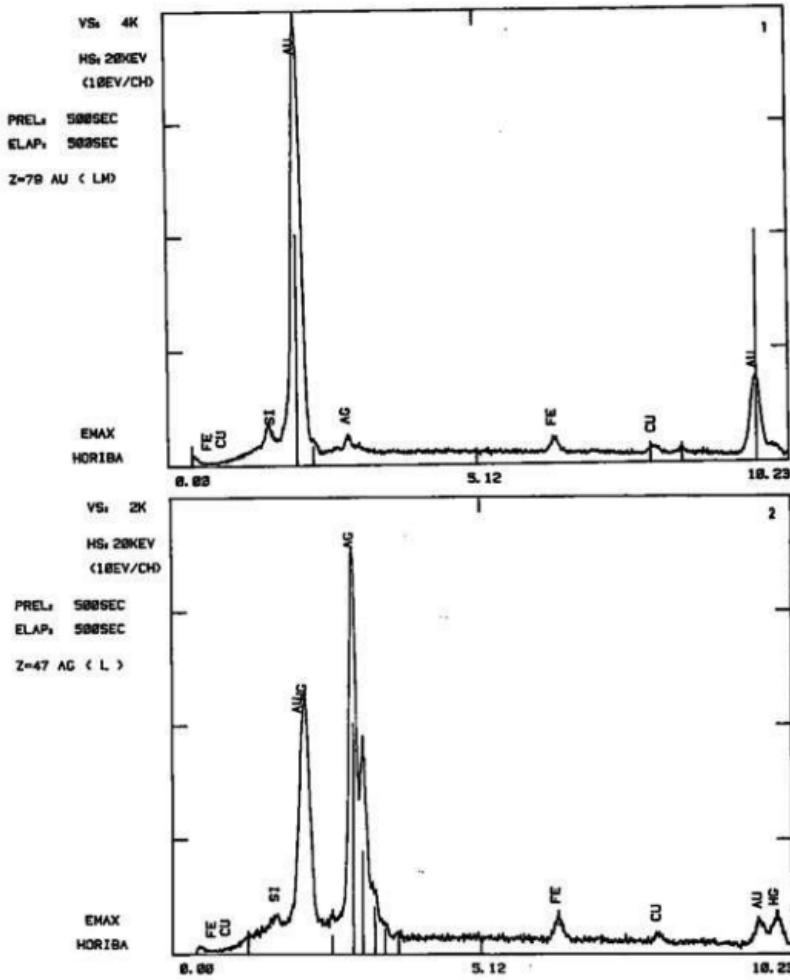
ところが、この金・銀の剥離した部分は黒色の鉄地とは異なり、滑らかな灰色がかった漆黒色をおびていた。この状態は、古墳時代の鍍金ある遺物、例えば鉄地金銅装の杏葉や鏡板などの鍍金膜の剥離した部分に酷似していたため、銀形も鏡板に鍍金したものであるかもしれないという予測を立てることができた。

こうした観点から、作業方法を種々検討した結果、鍍金面を表出するのと同じ方法を採用しうることが判り、作業を再開することとなった。象嵌文様の上を覆う硬い鉄錆を除いて、鍍金面を表出するには、ハンドグラインダー、カッターナイフ、メスで少しづつ削り落す緊張した長時間の手作業となった。

象嵌表出作業の途上、新らたな発見がいくつかあった。龍文の体が金、龍文の爪と雲文が銀と区別して彩られていること、龍の毛など細い線は象嵌、龍の体や雲文など幅広い部分は平象嵌という2種の象嵌技法が用いられていること、前述のように金・銀を直接に象嵌したものではなく、鏡板を象嵌した後に鍍金・鍍銀しているらしいことが判明した。後者については、発掘時に鏡の漆の乾燥を防止するために全体を覆った温めらせたガーゼが緑青色に染っていた、あるいは出土状態のレプリカ作成に用いた型取り用シリコンゴムの銀形部分が緑青色に染ったという片岡氏の話。X線写真では古墳時代象嵌遺物のように強いコントラストで鮮明に写し出されなかっこと、雲龍文の所々に緑色の銅錆らしいものが見えることなどとも符合し、後に、この点は機器分析の結果によって証明されたところとなった。こうして、文様表出作業によおそ2年間を費して保存処理を完了することができた。

### 3. 機 器 分 析

機器分析を行った象嵌の部分は銀形正面にむかって右側の龍の左後脚部分(鍍金)、左後脚部下の雲の部分(鍍銀)及び剥離した鍍金膜である。前二者は本研究所設置のエネルギー分散型X線分析装置によって平面的な分析を行い、後者は奈良国立文化財研究所を通じて新日本製鐵に分析をお願いした。



第150図 線形文様の点分析 1: 龍左後脚部 2: 雲文部

## (1) 龍の脚部の分析(図版第127の1のA・2)

金・銅・鉄の面分布を調査した。肉眼で金色に見える部分は金の分布が濃く(同3)、金色の剥れた部分、すなわち滑らかな漆黒色に見える部分には銅が濃く分布していた(同4)。この金及び銅の分布を重ねあわせると龍の左後脚部分の形であることがわかる。鉄の分布は肉眼で見る鉄地と一致する(同5)。金色部分の点分析では金が多く検出され、銀及び銅が少量検出された(第150図1)。

## (2) 銀形部分の分析(図版第127の1のB・6)

銀・水銀・銅・鉄・金の面分布を調査した。銀の分布は肉眼で銀色に見える部分に濃く分布し(同7)。水銀の分布は銀の分布と重なる(同8)。銀色部分が剥落して滑らかな漆黒色に見える部分には銅が濃く分布する(同9)。さらに金の分布は、銀・水銀と重なる。鉄の分布は肉眼で見る鉄地部分と一致する(同10)。銀色部分の点分析では銀が強く検出されるとともに相当量の金・水銀が検出された(第150図2)。

## (3) 鎏金膜断面の分析(図版第128の1~3)

写真の上が鍍金表面にある。金・銀・銅の面分布を調査した。金の分布の幅は鍍金層の厚さを示し約15ミクロンを計る(同4)。銀の分布は金の分布と重なる(同6)。銅の分布は金の下に貼りつく様に濃く分布する(同5)が、これは鍍金膜が剥離した時に、地の銅の一部が付着してきたものと思われる。

以上の分析結果から、肉眼で金色に見える部分は銅板上の鍍金面であり、厚さ約15ミクロンのこの鍍金層が剥落した部分に見えた滑らかな漆黒色の部分が銅板である。同様に、肉眼で銀色に見える部分は銅板上の鍍銀面で、この鍍銀層の剥落部分に見える滑めらかな漆黒色の部分が銅板である。すなわち、銀形の鉄地に銅板の象嵌をし、銅板に鍍金及び鍍銀したことことがわかるのである。

ただ鍍銀部分では銀と金が共に濃く分布することについては、現在、銅に鍍銀する場合、一度鍍金した上に鍍銀するといわれることと一致するかもしれない。又、鍍銀部分に濃く分布する水銀は銀アマルガムの残留水銀と解釈される。鍍金層断面の分析では、金の分布と重ってかなり濃く銀が分布することについては、金色の調整のために銀を加えたか、あるいは金の精錬で分離しきれなかった銀であるのかの判別はつかない。

## 4. 象嵌技法

銀形の保存処理中の所見及び機器分析によって従来詳細の判明しなかった平安時代の象嵌技法の一端を知ることができた。すなわち鉄塊を打ち延ばして作られた銀形表面に雲龍文を描き、その輪郭に沿ってタガネで溝を彫り込み、さらに輪郭で囲まれた部分を平タガネで、輪郭線よりやや浅くはつり取る。次にうすい銅板から切り抜いた雲龍文を銀形の彫り形に嵌め込み、輪郭線を彫った際にできたかえりをたたいて象嵌を固定する。そして全体に鍍金を施したのち、龍の爪と雲文にはさらに鍍銀する。象嵌以外の鉄地面は、そのままでは腐蝕が進むため、いわゆる黒錆の被膜を形成させるなどの方法で装飾と防錆を行い、金銅の留輪を嵌め込んで銀形を完成させたものと想像できる。

象嵌のある銀形として周知の長野・清水寺の龍文銀形、三重・八代神社の獅噛文銀形も平象嵌の欠落部分の観察、象嵌部分の金銀のはげ落ち後の漆黒色の部分など共通点が多く見い出され、法住寺銀形と同技法による製作と思われる。清水寺藏品、八代神社藏品はともに一部の研究者には金銅象嵌の銀形として理解されてきたが、今回の銀形の保存処理及び分析によって、

その技法が証明されたものと思う。

保存処理・象嵌表出にあたっては奈良国立文化財研究所・町田章氏、東京芸術大学・田中勇・中野政樹氏のご教示をいただき、又、分析にあたっても奈良国立文化財研究所・澤田正昭・秋山隆保氏、新日本製鉄・佐々木稔・村田明美氏のお手をわざらわせた。お名前を記して感謝の意を表します。

なお、X線透過試験は増澤文武(元興寺文化財研究所保存科学研究室長)、機器分析は松田隆嗣(同・主任研究員)、保存処理・象嵌表出は西山・安井幸雄(同・研究員)・安井敏子・渡辺智恵美(同・研究補助員)がそれぞれ担当した。

## 付節2

## 雲龍文銀形の象嵌技法について

東京藝術大学教授

中野政樹

雲龍文銀形は鉛鉄で全姿を形成し、その表面には雲龍文を金銀の薄片を象嵌してあらわしているとみられていたが、調査の結果金銀ではなく銅片を象嵌し、その上に金銀鍍金を施すという象嵌の中でも非常に珍らしい手法であることを知ることができた。

象嵌は一般に金属の表面を彫り下げその中に異なった金属を嵌め込み、文様をあらわす金工技法で、わが国では古墳時代の鉄製品の中にみられるように早くより日本に定着していた。この象嵌技法には線象嵌・平象嵌・高肉象嵌・布目象嵌・切嵌象嵌などの種類がある。線象嵌は細長い線を象嵌であらわす手法で、糸象嵌ともいわれる。金属の表面を毛彫鑿で線刻し、細長い溝をつくり、そこに異なった金属の針金を押当て、上から鍛打し、溝に嵌め込む。平象嵌は平面的な文様を、異なった金属であらわす技法で、文様を切透した金属片をつくり、これと同じ形に金属の表面を一段低く彫り下げ、嵌め込んだ金属片が抜けないように周囲の底の部分をわずかに拡げ、先に文様の形に切った金属片をのせて上から鍛打して嵌め込む。高肉象嵌は金属の表面に高肉彫した金属片を嵌め込み、浮彫の表現をしたり、高肉彫の細部に異なった金属を嵌め込み変化をつける複雑かつ高度な象嵌である。布目象嵌は葉地の表面に布目状の筋目を細かくつけ、その上に金銀などの細線や薄片をのせ、上から鍛打し筋目にくい込ませて貼付け文様を表わす象嵌である。切嵌象嵌は文様を透彫し、その後に異なった金属片をはめ込み接着する象嵌法である。

この銀形にみる雲龍文の象嵌は以上の象嵌のうち龍の体や雲を平象嵌、龍の毛などごく一部は線象嵌によるものと考えられる。非常に動きのある雲龍文で、曲線の部分が多く、複雑な形姿をしているところから、とくにこの平象嵌は技術的にもかなり難しいものと想像される。

現状をみると、象嵌の欠失部分があり、ここから観察すると、鉄地を一段彫り下げており、これが布目象嵌ではなく、平象嵌であることを示している。その彫りは非常に浅く金属片を留めにくく思われるが、文様の輪郭際にそって、線状に底部をさらに一段深く彫り下げており、これによって嵌め込んだ金属片がよく留まるようにしていると思われる。

当初、表面観察では、金銀の薄片を鉄地の上に平象嵌したものとみていたが、銀形全体に出土時、青銹が認められたといわれ、表面観察の段階でも、鉄錆の間にわざかに青銹があることが認められた。鉄地金銀象嵌のものに青銹がでていることは一般に考えられないことで、他の伴出銅製品の青銹が附着したものか、この象嵌が別の技法・材質によるものではないか、という疑問がもたれた。

緑青が発生しているということは、一般的には銅が使用されているものと考えられるので、

この金銀象嵌が、鉄地に金銀の薄片を象嵌したのではなく、銅の薄片を平象嵌し、それに金・銀の鍍金を施したのではないかということが一応推測された。その後の科学的な調査により、わづかにはがれた金の表面を拡大してみると、これが鍍金の裏面であり、その下面に銅分があることが認められ、平象嵌は金銀片ではなく、銅に鍍金したものであることが裏付けられた。また、表面の金銀分の状態から、金鍍金のあと、銀の部分だけ、さらに銀鍍金を施したことか推測された。この鍍金法は水銀アマルガム法によるものであるが、鉄地の部分には金・銀アマルガムは附着しにくいので、銅象嵌の部分だけに美しく鍍金銀することが可能であるといえよう。とすれば水銀分が現在でも一部残っているものと考えられる。

金銀片の替りに銅片を用いるということは技術的にも複雑であるが、経済的であり、鉄地象嵌の場合はこの象嵌法は効果的であるといえよう。

このような特別の手法の平象嵌であることが確かめられたが、同じような平安時代の銀形である清水寺・八代神社の銀形についても、確認していないが、同じ手法ではないかと一応考えられる。

この手法については他に類例を見ない。わづかに宇治平等院鳳凰堂の扉締り金具がこの手法を用いていると思われる。これは鍛鉄製で、四葉座の上に円環をつけた切子型をのせたものである。この切子型には花菱文に似た宝相華を、四葉座には周囲を線にて縁取りし、その中に宝相華をあらわしている。これら文様は従来美しい青色がみられるところから七宝釉を流し込んだものといわれ、平安期の七宝の作例としてとりあげられているが、これは七宝ではなく、銅が腐蝕して出た青銹が象嵌の抜けたあとに固着したものと考えられる。一部、象嵌の残る宝相華文はこすれて明らかに銅色を呈しており、縁取など一部には鍍金が現在も残っており、明らかに鉄地銅象嵌鍍金の技法であることを示している。鳳凰堂は天喜元年(1053)に創建されたもので、この扉金具は平安時代中期における鉄地銅象嵌金銀鍍金の貴重な作例としてとりあげることができよう。

新発見の盤龍文銀形は、このような鳳凰堂の扉締り金具という同じ象嵌技法の制作年代の明らかな資料が存在することでこの技法が確かであることが裏付けられ、さらに当時このような鉄地に銅象嵌を施し、そのあと金銀を鍍金するという珍らしい手法がかなり行なわれていたことを推測することができる。

## 第4章 文献学的考察

### 第1節 はじめに

東山七条の西南、三十三間堂と大和大路通りを挟んで養源院の南隣にあるのが天台宗寺院の法住寺である。この辺りには、12世紀中葉に後白河法皇が院御所とした法住寺殿があった。これを契機に蓮華王院(三十三間堂)や最勝光院などが造立され、七条大路の北(こんにちの京都国立博物館の敷地)にも及ぶ広大な地域を占め、当時は、まさに院政期の一つのセンターであった。三十三間堂と法住寺がその遺跡である。

院の御所、法住寺殿に関しては、もっとも精緻をきわめた杉山信三氏の研究をはじめ、蓮華王院を含めれば数編の業績が公にされている<sup>1)</sup>。以下の報告は、これら先駆の成果、とりわけ杉山氏のそれに負うところが大きいが、しかし広範囲に史料採訪を行なった結果、新たに注目すべき記事がかなり見つかったので、それらを加えて法住寺殿の歴史を辿ることにする。

### 第2節 為光創建の法住寺

法住寺殿という呼称は、その場所にかつて存在した同名の寺院——法住寺に由来していることはいうまでもない。その法住寺は、永延二年(988)、ときの右大臣藤原為光が創建したこと始まる。晩春の三月二十六日のことで本尊の金色丈六釈迦如来像を安置する五間の堂舎(本堂)一字のほか法華三昧堂、常行三昧堂の各一字が建造され、本堂を中心として東西に並んで建ち、供養には円融上皇はじめ公卿以下が参列している<sup>2)</sup>。『栄花物語』(卷第四、みはてぬゆめ)には、

一条の太政大臣は、六月十六日にうせさせ給ひぬ。後の御豊恒徳公と聞ゆ。女御の御後は、たゞ法師よりもけて、世と共に御行ひにて過ぐさせ給ふ。法住寺をいみじうめでたく造らせ給て、明暮そこに置らせ給てぞ行はせ給ふ。あはれにいみじうぞ。

とあって一条太政大臣こと藤原為光が法住寺をたいそう立派に造作したことが偲ばれる<sup>3)</sup>。また、為光は「女御の御後」は法師よりも熱心に修行三昧に励んだという。この女御とは、花山天皇に入った為光の女の低子を指し、天皇出家の原因是彼女の崩御によるとまでいわれた女性である。この事情に加えて、低子の崩後、2年余にして法住寺が創建されたことを考えると、為光をして造寺に走らせたのは女の死に起因していると考えてよい。

その場所については「法性寺北」<sup>4)</sup>というより以上に詳細はわからないが、杉山氏は、鴨河東で八条坊門末路に所在した藤原清隆堂との関連から法住寺の位置を七条末から八条坊門末の間で山手と推定している<sup>5)</sup>。しかし、これと漠然としており、けっきょく史料がないため正確な位置は不詳といわざるを得ない。

為光は正暦三年(992)六月十六日、自邸の一条殿で太政大臣在官のまま51歳の生涯を閉じた

が、その法事が法住寺で挙行されたことであった<sup>6)</sup>。為光亡きあと法住寺の管理は子息で僧籍に入った尋光に委ねられ、兄弟の齊信・公信も事につけてこの寺を利用することが多かった。尋光といえば『紫式部日記』に「法住寺の律師」と出る僧で、『椎記』『御堂闇白記』『小右記』といった当時の公卿日記にも散見する。なお、尋光に関しては阿部秋生氏に精緻な研究がある、彼が登場する記録文献を掲出し、尋禪の門弟として横川で修行し、阿闍梨・律師・僧都・僧正という経験を歩んだことを明らかにされた<sup>7)</sup>。

『小右記』万寿二年(1025)十月十六日条に「今日中宮大夫女 中納言長家室、七々法事於法住寺修之」とあって、藤原道長の子息、長家の妻の四十九日忌の法要が法住寺で営まれたことが知られる。さらに6日後の記事では、この女性の父である藤原齊信から藤原実資のもとへ忌日法会に際しての僧前調送の御札が伝えられ、かつ早晩に齊信は法住寺を出て蟻寿僧都の車宿に移ったが、歩行が困難なほどにやつれた状態であったことを報じている。法事が法住寺で挙行されたことについては齊信が為光の子であったことに原因しており、尋光も深く関わっていた。

齊信の女が長家の妻となり、懷妊して8ヶ月ほどで病気になり、父母や夫が歎き悲しむ様子が『栄花物語』巻第二十七「ころものたま」に詳細に描写されている。赤児は生まれたもの程なく死亡し、母もやがて亡くなった<sup>8)</sup>。母子の亡骸は「九月十五日の夜ぞ法住寺に率て奉りて、その月の廿七日に納め奉るべう聞ゆ<sup>9)</sup>」とあって死後1ヶ月以内に葬送と埋葬が行なわれた。「児君」と母を入れた棺は尋光僧都の法住寺に運ばれ、のちに「かの法住寺には、その北方の大門に、その日のうちに築地つき、榆皮葺の屋いとをかしげにて、そこにぞ納め奉りける」という具合に靈廟に納置された。荼毘に付すことなく土葬であったのである。

さらに翌年の五月には公信が50歳で卒去しており、その夜のうちに遺骸が法住寺に移された。齊信にとっては1年足らずのうちに女と弟を失ったことになり、葬事を世話する彼の悲歎の深さも察するに余りある。

このほかに『御堂闇白記』寛弘三年(1006)六月十六日条に寺名が見える。それは左衛門尉の藤原文行と帶刀の藤原正輔が法住寺において争ったことに関わるもので、文行は右衛門督藤原齊信に呼ばれて法住寺に参行したその間の出来事であった。齊信が法住寺に在ったことを物語る記事でもある。

また、長元四年(1031)の時点で法住寺の西辺には小宅があって、その住人夫婦と馬寮夫が口論に及び、つかみあいとなつたらしく、これを聞きつけて法住寺から多数の法師や童が刀杖を手に出て来て馬寮夫を追い払ったという<sup>10)</sup>。この一件から知られることは、法住寺にはかなりの人数の法師・童がおったということである。このとき、この寺の責任者であった尋光僧都是瘧病を頑張って五大堂に簡居していた<sup>11)</sup>。

創始から焼失までの約半世紀足らずの法住寺の歴史で知られる事実はほぼ以上で尽きるのであって、その焼失は、長元五年(1032)十二月八日のことであった。その様子を『小右記』同日条は次のように伝えている。

戊時許南方遙有火、馳遣隨身信武、時魁推移帰来云、春宮大夫九条家焼亡、其火移法住寺、

掃地焼亡之間、風吹不止、火滅之後風止、可謂天災、差師重朝臣奉遣掘河院、報云、口惜思給侍、……今夜法住寺燒亡、若有事故歟、可恐々々、

春宮大夫こと藤原頼宗の九条第の火事<sup>12)</sup>からの類焼で、法住寺は一夜にして灰燼に帰し、以後、再建に及ばず、その歴史を閉じた。

### 第3節 院御所法住寺殿の創始

法住寺の跡地が後白河法皇の院御所、法住寺殿として出発するのは、永暦二年(1161)初夏のことである。その間、この近辺の1世紀余りの歴史が全く空白というわけではない。この辺りには個人の小堂がいくつか營まれており、法住寺の名を冠したものとしては、久寿三年(1156)正月に後白河天皇が行幸された「中納言入道法住寺堂」と藤原清隆堂があった<sup>13)</sup>。このときには天皇の御輿は東洞院大路を南下し、八条大路から東折して鶴川を斜折し、八条坊門末路に出て堂の西門から入った<sup>14)</sup>。

ここで気になるのは、その前後の記事として、植子内親王の家が「法住寺辺」にあったこと<sup>15)</sup>、それに若冠17歳で崩御された近衛天皇の七七日の御誦経を七ヶ寺で行なった際に、その一寺に法住寺が入っていることである<sup>16)</sup>。一般的には、法住寺は長元五年に灰燼に帰して以来、再建のことがなかったということになっており、少なくとも当時の文献でそれを証左するものはない。という観点に立てば、12世紀中期に文献に出典する法住寺とは、別のものを指しているか、あるいは一部分の建物が残っていて、それを指したものなのか、さらには跡地をそう称したのか決め手を欠き、何れかに決定するのは困難である<sup>17)</sup>。しかし、次に掲示する史料は、その辺の事情を物語っているようである<sup>18)</sup>。

依院催向法住寺、依紀伊三位堂供養也、少納言入道、本堂丑寅方、建立一間四面繪皮葺堂、安置丈六阿弥陀佛、廊裏殿舍屋連宇、風流華美珍重無極、佛前立大壇、備八供養具、南庭立大鼓絃鼓左右楽屋、大門有額、号清淨光院、大殿依院宣令書給之、門外有集会帳、(下略)  
保元三年(1158)紀伊三位こと藤原通惠(信西入道)の妻、朝子は法住寺内に新たに堂供養を行なった。それは本堂の東北に建造された繪皮葺の堂で、実際の造作主は夫の信西入道であった。前闇白忠通の手による清淨光院の額を掲げたこの新堂も17年後に焼失している。それは承安五年(1175)四月二十五日のことで、『玉葉』の同日条によると、故二位(通惠妻)堂より出た火は堂塔倉屋、地を払って焼き尽したが、幸いにも郭外を出ることはなく、塙(土塀)を隔てて西隣にあった院御所(最勝光院御所)は難を免れているが、故二位堂と院御所とは1,2段しか離れていないかったといふ<sup>19)</sup>。

ところで、保元三年の堂供養(本堂の東北の地)の記事などをも併せ読むかぎり、紀伊三位(故二位)の堂は法住寺内に存在したと考えざるを得ない。加えて、先掲の二件の史料などを考慮すると、法住寺は長元五年の火事以降、昔日の面影はなかったものの寺と称されるだけの最少限度の堂字はあったと見做されるのである。

その一部に信西入道の妻は堂を供養したということになる。さらに「廊裏殿舍屋連宇」とあ

るところから、この堂の近くには寝殿をはじめいく棟かの屋舎があり、それらが庵でつながれていた。その様子は華美ではあったが、その中に風流が感じられたという。法住寺の地に信西入道夫妻の居住地があったことは、この場所を御所とした後白河上皇の移徙記事によって、より一層、明確になるし、また後白河上皇が、この地を院御所と定めた契機が、実は両人の深い関わりによっていた、ということが察せられる。それは乳母の関係である。

藤原通憲の妻、朝子(紀伊三位、故二位)は、雅仁親王(後白河天皇)の乳母であった。院政期の一つの特徴が天皇(後の上皇)の乳母となった女性の親、夫、兄弟——彼らはたかだか中・下級貴族——の進出で、彼らは院近臣として院政を支えた、とはよく言われることで、通憲とて例外ではなかったことは歴史が物語っているところである。

後白河上皇は永暦二年(1161)四月十三日の夜、新御所に移徙された。その場所ならびに成立経緯については次のようにある<sup>20)</sup>。

其地故入道信西居也。去年逆乱之時、舍屋為灰燼。令壊渡故信頼卿中御門西洞院雜屋被造之。播磨守家明朝臣幕重任之功令營作。東西南北人傾多以被加入。帥入道九体堂依為敷地。忽壊渡。其外佛閣人領。

また『山桜記』同日条には「今日院有御移徙于法住寺殿」とあって、その場所に関して「件殿四郭被築十余町、其内堂舎大小八十余宇被壊棄。衆人有怨云々」と記載されている。これらによって法住寺殿成立の事情が明らかであり、それは東山御所の異称をもつものであって<sup>21)</sup>、要約すると次のようになる。

その地には、信西入道の居所があったが、対立関係にあった藤原信頼らによって死に追いやられた平治の乱のとき舍屋が焼失し<sup>22)</sup>、その跡に、同じく平治の乱で殺された信頼の中御門西洞院邸の一部を壊して移したもので、造作には播磨守の藤原家明が当たった。ここに院御所としての法住寺殿の歴史が始まったのである。

平治の乱から1年余のことでもあり、信頼の雜舎を移築している点からみても立派な殿舎が建ち並んだとは考え難い。絵巻に描かれるような様相を呈するのは数年のちのことである。当初、殿舎は完備されなかったが、敷地は10余町に及ぶ広大なもので、その中にあった大小の堂舎80余宇を院御所とするために壊し、衆人の非難をかったという。なお、殿舎が完備しなかつたとはいえ、当初に必要ない棟かの建物が備わっていたことは、御移徙当日の記事<sup>23)</sup>によつて知られる。

敷地内の景観について「有高閣有平台、有綠地有碧山、尤足仁者之樂哉」と述べ、寝殿を後白河上皇の御所、その西二棟廊を皇后(忻子)の居御座、北の対の馬道の東の方を上皇付の女房局、西の方を官の女房局、北の築垣の片庇を武者所、西築垣の片庇を藏人所など殿舎の使用割当てを行なっており、これらによって寝殿、北の対、西の対をはじめ周囲は築垣が廻らされ、しかも「大路西御所母屋」という記述によると大路をはさんでいたようにもとれる。

その日、後白河上皇は皇后宮こと右大臣藤原公能の女、忻子とともに法住寺殿に移徙された<sup>24)</sup>。当日に上皇は七条東洞院東北にあった三河守藤原定隆宅から稻荷祭を見物している<sup>25)</sup>。これは

居間のことであり、そのあと皇后宮の御所に御幸され、ここから揃って御移徙のことがあった。当時、皇后は冷泉高倉殿を御所としていた。東門から出御した上皇と皇后宮の御車は、高倉を南行、二条を東行して京極東大路を南下し、鴨川原は浮橋を渡って八条坊門末路を東行して法住寺殿の西四足門から入御され、北面御所につかれたのである。

#### 第4節 法住寺殿の分類

法住寺殿という場合、後白河上皇が院御所と定めた当初は、この呼び名のみでよかつたが逐次、諸殿舎が建ち並んでいく過程で呼称も複雑となり、混同を招くに至るほどである。そこで、論を進める便宜上、いちおうの分類をしておくこととする。なお、ごく初期においては、法住寺殿で通称されていたものが、その後も一方では総称として広義に用いられ、その反面、一部分の殿舎を指す狭義にも使用されるようになった。

全体的にみて北殿と南殿に大別される。北殿に関わるものとして広く文献に出るものは七条殿である。この方に含まれるものに「七条上御所」「法住寺七条末上御所」「法住寺北御所」などがあり、さらに「七条御所」として、これが「上御所」「下御所」の二つの御所に別れている。また「西御所」と「東御所」の名もみえるが、これは「地勢に応じて、高い方、すなわち上が東にあたり、低い方、つまり下が西御所にあたるのであろう」という杉山氏の指摘によるべきであろう。ただ、応保元年(1161)八月に後白河上皇や上西門院が渡った「法住寺西御所」は、「七条上御所」とは明らかに異なるので、先の「西御所」と同義でないと考えられる。このほかに「東山東殿」も北殿に属すると見做すことができる。いっぽう南殿は、5年余り遅れて造作されたもので「法住寺御所」「東山御所南殿」あるいは狭義の「法住寺殿」として出典することが多い。以下、縦的に考察していくことにする。

#### 第5節 法住寺新造御所

後白河上皇は、法住寺殿を院御所と定めてから4ヶ月のうちに法住寺西御所に渡っているが、新造にかかるものであろう。その翌日には1歳年長の姫、上西門院(統子内親王)が大炊御門殿より御幸になり、西御所に入られたため、上皇は七条上御所に移られたが<sup>26)</sup>、そこは法住寺北御所とも呼ばれた<sup>27)</sup>。ときの二条天皇が父、上皇の院御所に朝覲行幸されたのは翌年の正月のことであった<sup>28)</sup>。

憲仁親王が皇太子となったのは、二条天皇が即位した翌年の仁安元年(1166)十月十日の6歳のことである。この日、親王は父の後白河上皇と法住寺殿から東三条亭(院)に御幸・行啓され、この亭で立太子の儀が行なわれた。親王が居住していた所は「東山七条末御所」とあり、これは七条上御所にはかならず、おそらく親王は、殿舎こそは異なっても同一敷地内に父の上皇と母の平滋子(のちの建春門院)とともに住んでいたものであろう。上皇と親王の一行は、御所を出御して賀茂河原、京極大路を北行し、三条大路を西へ、町尻小路を北進して東三条亭の東門から入御された<sup>29)</sup>。そして1ヶ月ほどのちには鳥羽殿から七条殿に還御のことが

見えるので<sup>30)</sup>、上皇は東三条亭から鳥羽殿に移り、しばらく、ここに留ったものと思われる。

明けて仁安二年(1167)正月四日には「法住寺新造御所移徙雜事」定めのことがあり<sup>31)</sup>、同月の十九日には上皇の渡御があった。新造の理由は「件御所、元壇渡故信頼卿中御門屋被立之、而依狹少周防守季盛所造進也」とあって、先述のように藤原信頼の中御門西洞院邸の移築で出来た法住寺殿であったが、狹少のため5、6年で新しく造営ということになったのである。そして、この方は「法住寺南殿」と称された<sup>32)</sup>。

造進については、從三位藤原俊盛が仁安元年に院宣をうけ讃岐・周防両国の功を募って行なつたものである<sup>33)</sup>。上皇の移徙当日のことを『愚昧記』は「法住寺御所新造之後、今夜、御移徒也。仍秉燭著東帝參院……予以下列立南庭、至法住寺殿南四足下、放御牛、暫立榻、有御反閉云々」と伝えており、『兵範記』は「新御所西四足門」としているが、この門は西南にあつたことが『玉葉』によってわかる<sup>34)</sup>。

上皇の渡御があった翌日、東宮はこの新造御所へ朝覲行啓されたが、その経路は、東洞院大路を南行、五条大路を東行、京極大路を南行し、賀茂河原を経て八条坊門末路を東進して院御所に至っている。その路頭行列を『兵範記』の作者、平信範は七条河原邊で見物している<sup>35)</sup>。なお、この日の行路は日没に及ぶといった遅れようで、「玉葉」の同日条によれば「行啓遅々、上皇逆謫、時忠邦綱等預勘發云々、又損政被蒙勘發云々」という状態であった。

この日に朝覲行幸も予定されていたらしいが延引となり<sup>36)</sup>、けっきょく行幸があったのは正月二十八日のことである<sup>37)</sup>。ときの六条天皇は上皇の孫で、東宮の甥に当たっている。『玉葉』によれば、この年の四月四日の夜、上皇と東宮の父子は揃って法住寺御所から七条御所に渡られ、上皇は下御所、東宮は上御所を御座所とされた。このことにより、七条殿(御所)には上・下両御所の存在が知られ、杉山氏の指摘のように下御所が西御所、上御所が東御所と同一場所であることは、仁安二年十二月の東宮御書始および仏名会の記事によって傍証できる<sup>38)</sup>。

東宮の憲仁親王は二月の行啓以来、法住寺御所に居住していた。そのことは仁安二年五月四日の『山梶記』の記事から知られるのであって、この日、筆者の藤原(中山)忠親は法勝寺での法華三十講に出たあと、鴨川の東を南下して七条殿(北殿)に行き、ついで法住寺殿(南殿)に参っているが、ときに七条殿は女御殿こと平瀬子(建春門院)の御座所、法住寺殿の方は東宮の御座所であったことを明記している。また、この時期、法住寺殿内には後白河上皇によって不動堂が供養されており、それは「東山寺」とも呼ばれた<sup>39)</sup>。

後白河上皇が日吉社御幸を試みたのは仁安二年冬のことであった。その出立は法住寺御所つまり南殿からで、その西中門、西門を経て樓門<sup>40)</sup>から出て鴨河を渡り、京極末路を北行、三条から再び鴨河を渡って法勝寺の南大門の前を通り、粟田山を越えて近江国に入っている。この御幸を女御平瀬子は七条殿(北殿)の棟敷から見物したこと、また南殿には、湯殿、透渡殿、西北渡殿、寝殿、西渡殿などの殿舎があつたことなどが当日の模様を伝える日記から窺い知れる<sup>41)</sup>。

東宮の憲仁親王が甥の六条天皇(5歳)から譲位されたのは仁安三年(1168)二月のことである。東宮は七条御所から損政基房の閑院第に渡御し、そこで受禪の儀が行なわれた<sup>42)</sup>。高倉天皇の

出現である。ついで翌月には新帝の母、平滋子の立後の儀が「南御所」つまり南殿で行なわれ、上皇もこれに臨むべく七条殿から渡御された<sup>43)</sup>。皇太后となった滋子は院御所(七条御所)から内裏に入っているが、その際に西門、西櫻門から出御している。その行列を上皇は七条殿棧敷から見物された<sup>44)</sup>。

1年後に皇太后は女院となったが、その院号定めでは彼女の御在所に因んで七条院、東七条院(七条末路で鶴河東ということで)などの意見も出たけれど、内裏の門号によって建春門院に決定した<sup>45)</sup>。その殿上始は法住寺御所において行なわれている<sup>46)</sup>。

いっぽう、2ヶ月後には夫の後白河上皇が素懐を遂げて出家し法皇となっているが、その儀が催されたのは、法住寺御所の御懐法堂においてであった。御懐法堂の存在が知られるのが注目されるし、この日、上皇は「東廊御所」から「西面御所」に渡御されている<sup>47)</sup>。

## 第6節 南殿の展開

11歳になった高倉天皇は承安元年(1171)正月に元服して數日後、父母のいる法住寺御所に朝覲行幸を試みた<sup>48)</sup>。「平家物語」(卷第一、鹿谷)には次のようにある。

さる程に、今年も暮れて、嘉応も三年になりにけり。正月五日主上御元服あって、同じき十三日、朝覲の為に、院の御所法住寺殿へ行幸なる。法皇・女院待ちうけ参らつさせ給ひて、初冠の御粧ひもいかばかりらうたくおぼしめされけん。入道相国の御むすめ、女御に参らせ給ひけり。御年十五歳、法皇御猪子の儀なり。

法住寺御所は、高倉天皇にとって皇太子時代に過ごした場所であり、なつかしさ一入であつたろうし、天皇となって初の朝覲行幸であった。わが子を待ちうける法皇と女院、それに花やいだ霧囲気に包まれる法住寺御所、その光景は『年中行事絵巻』冒頭の朝覲行幸図によって具体に知ることができる(図版第64・65)。

その年の冬、高倉天皇の女御として平徳子が入内した。ときに父の清盛はすでに出家していたので、徳子は後白河法皇の猪子という形をとった。その入内定めが十二月二日に法住寺殿であり<sup>49)</sup>、12日後に入内のことがあった。出立の場所に当てられた法住寺御所の寝殿の鋪設は永久五年(1117)の藤原璋子(待賢門院)の例にならって行なわれ、当日の朝、法皇、女院(建春門院)それに三品(徳子)と母儀二品(時子)の渡御があった。夜になって徳子は糸毛車で出立し、法皇と女院は、その行列を七条殿棧敷で見物、平信範は三条河原辺で見物したが、「此間明月光朗、白沙如星」とあり、月が皓々と輝やき明るい夜であったことを伝えている。行列の様は100余人の前駕、徳子の車、出車10両(女房18人ほか乗る)、左大臣以下の公卿の車23両(ほとんどの公卿が出席)で、一行は鴨川を渡って京極大路を北行、四条から西行、東洞院大路を北行、中御門大路西行、大宮大路を北上し、上東門より宮内に入り、縫殿寮の側を通って朝平門から内裏に入られた<sup>50)</sup>。ときに天皇11歳、徳子17歳で、2人の間に言仁親王(安徳天皇)が誕生するのは7年後のことである。

翌年の春、建春門院の御願になる新御堂、最勝光院が上棟されたが、その儀のため法皇、女

院が臨幸、また藤原兼実(ときに右大臣)は院御所(法住寺殿)へ行ったのち新御堂の方へ参じ、左大臣以下の公卿もこれに随んでいる。記述の中で注目されるのは、法住寺殿と新御堂とが2町ほどしか離れていないということである<sup>51)</sup>。

この時期になると法住寺御所(南殿)の方の使用頻度が多くなるが、いっぽう北殿も從前通りに使用されていたことが、その年の秋の小御所の新造によって知られる<sup>52)</sup>。また、これとは別に北殿の東南隅に壹御所と呼ばれた殿舎が存在した。承安三年(1173)四月十二日の焼亡を伝える記事であるが、『百錦抄』では「上皇御所法住寺北殿<sup>号壹御所</sup>焼亡」とあって、法住寺北殿そのものが焼亡したかの如き印象をうけるが、『玉葉』によって「七条殿御所」は類焼を免れ、その東南角にあった壹御所だけが焼失したことが明らかである。壹御所は北殿の敷地内に所在したのであった<sup>53)</sup>。

高尾聖人文覚が神護寺再興のための勧進で、院御所法住寺殿へ押しかけ、北面の武士に捕えられたのは、この時期のことである<sup>54)</sup>。

平清盛が巣島内侍を京へ呼び寄せて、自邸の西八条第や院御所で白拍子を舞わせたこと<sup>55)</sup>、芸能好きな後白河法皇が、院御所において雑芸を催したことなどは、よく指摘されるところである。その実例が承安四年(1174)の法住寺殿における催行で、高倉天皇が方違行幸された折の二月に闘鶴のあと呪師、猿楽(散楽)が催されており、藤原兼実は「乱舞」「雜遊」と日記に書きとめている<sup>56)</sup>。

同年秋にも法住寺殿にて今様合が行なわれ、後白河法皇は簾中で今様を口遊み、その様は「御遊之趣旁入幽玄、且是得境之故也」であったという。聴聞のために雑人が堂上、堂下に群集したが、法皇の命で人払いはしなかったという。院御所の簾上にまで雑人が入ってくるといったことは全くの異例であったろう。法皇の今様狂いが知られるというものである。このときは九月一日から始まって15夜間連続で行なわれた<sup>57)</sup>。因に、後白河法皇の編纂になる『樂座秘抄』には「法住寺の広御所」で再三再四、今様が行なわれたことを伝え、五条尼、乙前らが招かれている。

## 第7節 朝覲行幸図にみる南殿

承安四年四月、後白河法皇は尊勝陀羅尼供養を法住寺殿で行なったが、その場所について、元来なら寝殿であるのに翌日に方違行幸を控えており、「不能在殿堂場」という理由で東御懐法堂にて催している<sup>58)</sup>。この名の堂については、先にも述べたように後白河上皇が出家された法住寺殿(南殿)内の「東方御懐法堂」と同一のものであり、『兵範記』では単に「御懐法堂」と記しており、この建物の西面と南面両方の庇に御簾をかける鋪設を行なっているから寝殿の東、つまり通常の寝殿造りいえば東対の位置にあったと想定される。

東御懐法堂に関しては、その年の朝覲行幸のとき天皇の御座所に寝殿が当てられたため、法皇の御在所となつたことがある<sup>59)</sup>。なお、この折の記事から西透廊の南に釣殿の存在が知られ、それについては同年秋の高倉天皇行幸時の七番相撲御覽に示唆的な記述がある。

その行事が行なわれた場所は寝殿の南庭で、寝殿・西中門・西約殿を利用した諸座の配置が詳しく記述されている。左右相接人の座は西約殿庭および西中門南庭が当てられ、寝殿南東の池のはとりには板敷を設け、五丈二色の帳を立てて楽屋としている。

午刻に法皇が出御、ついで天皇は御休息所の西対の東面妻戸より(西)透渡殿を通って寝殿には西面妻戸から入り、御庇座に着かれ、御拝のうち西対の休息所にいったん還御された。その後、寝殿の菱東改めが行なわれ、庭の間の南階より東の方に天皇、法皇の座、西の方には閑白の座、また南階以西の賛子から透渡殿にかけては公卿の座がしつらえられた。さらに、南階の西廊には天皇側近の座(東の方が上位)、東廊は院の侍臣の座(西の方が上位)が設けられ、南階の東西両側には左右近衛の官人が列している。殿上人らの座は西中門廊の東廊に南北に二列あった。

やがて法皇、天皇が寝殿南庇の御座に着かれ、龍頭・鯉首の船からは樂が奏され、ついで相接の儀に移った。七番相接の具体相が知られ興味深い<sup>60)</sup>。

ここで想起されるのは先に触れた『年中行事絵巻』の朝覲行幸図のことで、そこには相接に関する描写(相接人の座はか)は全くないが、それを除けば、寝殿の南階を昇った南庇の中央に天皇の座、その東が法皇の座となっている点、『玉葉』のいう西から第六間が法皇、第五間が天皇の座を九間の寝殿と考えれば絵巻通りになる。さらに賛子から西の透渡殿にかけて公卿座、南階の両側に胡床に坐した近衛の将が向い合い、南階の東西の廊には黄端疊を敷いて院および天皇の侍臣がそれぞれの場所に坐している。池には二色の帳がのぞまれ、これなどは『玉葉』のいう樂屋に想定される。池には龍頭鯉首の船がみえる。

このように比較してみると絵巻の朝覲行幸の圖柄は、承安四年八月二日の高倉天皇の行幸と余りにもよく似ているし、それは、このときだけに限らず仁安年間、安元年間の行幸啓とも合致している。この事実は、行幸などの場合における法住寺殿(南殿)のしつらえや諸殿舎(特に寝殿、西対、西侍廊、西中門廊、西約殿など西の部分)の利用が一様であったことを物語るものであろう。

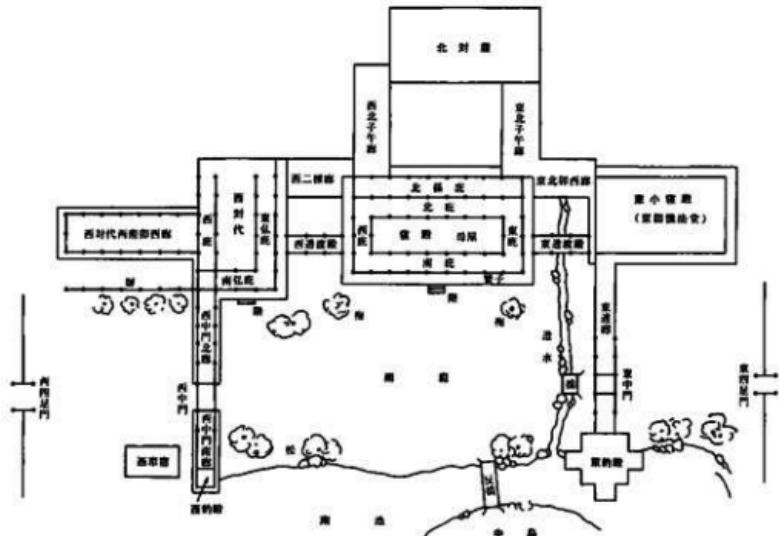
殿舎名も含めて、それらの具体例をもう一、二件みておくことにしよう。

安元二年(1176)三月、後白河法皇は五十宝算の賛宴を法住寺殿において大々的に催された。その記事は『玉葉』に詳しく<sup>61)</sup>、天皇、中宮(徳子)、上西門院、守覺法親王をはじめ閑白以下の公卿、殿上人ら多数の出席を得て宴は3日間に及んでいる。

このときには寝殿南庇の中央(南階の間)を天皇の座、その東に法皇、建春門院の座が並び、南階の西の賛子から西に公卿、階下廊の西に内裏侍臣、東に両院(法皇と女院)侍臣の座といった配置で承安四年(1174)八月の行幸時のそれとよく似ている。

なお、寝殿の座の設営記事からみて、この殿舎が東西九間の規模であったことは太田氏も指摘している通りであり、母屋(七間)の四周に庇、さらに北には孫庇をもっていたことが知られる。

いっぽう仁安三年(1168)八月の高倉天皇による院御所への初行幸<sup>62)</sup>では、寝殿母屋中央(つ



第151図 法住寺殿(南殿)復原図(太田静六氏作成図に一部加筆)

まり南階の間)に後白河上皇が南面して坐し、その南の南庇に天皇が北面する形で「御拝座」が設営され、その東の方に皇后宮(滋子)の座があった。このときは承安四年の行幸と同じく西対代<sup>63)</sup>を天皇の休息所に当てており、これを常例としていたが、安元二年の折には西対代を中宮御所としたために天皇のそれは、東につらなる西二棟廊を以て当てたと説明している。

ところで母屋の東で、一般に寝殿造で東対に相当する位置には東小寝殿（東御懇法堂）があったことについてはすでに述べたが、安元二年の折に守覚法親王の休息所となった「東小御堂」がそれに当たることは杉山氏の推定の如くであろう。この殿舎は仁安三年の折には上皇御所に当てられた。

このほかに西対代の西南に設けられた「西対代西南卯酉廊」(いわゆる侍廊、仁安三年のとき公卿、殿上侍臣座となった)をはじめ東、西、中、二階の釣殿や諸門、回廊、庭に設営された楽屋および池上の龍頭掛けの有様などについては今までに挙げた三、四件の記事を照合すると具体的によくわかって寝殿造の細部を知るうえで非常に参考となる(第151図)。

## 第8節 七条殿の拡張

この時期の後白河法皇と建春門院の御所は、ここに述べてきたように南殿であった。ところが承安四年八月十日夜、法皇と女院は北の七条殿へ移徙された。「吉記」同日条に「本舍屋雖無指破損、偏以破却、今被入東西郭、所被新造也、為院沙汰、西光一向造営也」とあって、七条殿は改築せねばならない程の状態ではなかったが、一郭を取り壊して東西郭を新造している

から、東西への拡張がみられたのであろう。これらの造作は法皇の命をうけて西光法師(藤原成親の弟師光、後白河院近習)が行なったものである。

法住寺殿(広義)が院御所として出発した当所は七条殿(北殿)が上皇の御座所であったが、その後に御座所は主に南殿(狭義の法住寺殿)に移り、この時点から再度、七条殿が御座所として活用されることが多くなったらしい。

例えば、安元元年(1175)八月に法皇の皇子、承仁親王(建春門院の猶子、母はもと源家の丹波局、ときに7歳)が天台座主明雲の弟子となって彼の房に渡ったのは院御所七条殿からであった。その様子は『吉記』同年八月十六日条に詳しく述べてある<sup>64)</sup>。若宮は、寝殿の東廊南の辺りから車に乗り、東中門を通って出ているが、東中門のほかに馬場殿が所在したことを見出し、南殿(寝殿)の西面には北樓門、その北方に小殿などがあり、さらに西門の掖には棧敷が設けられるなど七条殿の規模が知られる。

また、翌々年の正月、法皇は御賀の舞を御覽になったが、このときは南殿に居られたので早速に法皇は北殿に渡御され、その方で御賀の舞を催したとあり、これによっても七条殿における座の位置と殿舎の関連がわかる。さらには寝殿の庭について西側には広庭があったこと、西の中門廊、透渡殿、西中門などの存在が知られる。前年八月の記事の両方によって七条殿も寝殿造にみられるような殿舎の配置であったことが知られるのである<sup>65)</sup>。

### 第9節 南殿の修築と諸堂

承安四年八月に北殿(七条殿)へ法皇と女院が移徙されたことについてはすでに述べたが、これにともない南殿(法住寺殿)の方は修造に入った。それが冬には終ったため法皇と女院はこの南殿に渡御している<sup>66)</sup>。

ところで、法住寺殿に関して気にかかるのは、建春門院が安元元年(1175)七月十一日に渡御された「法住寺辺新御所」のことである。その場所について『玉葉』に「在最勝光院南町、以東為晴」とあり、他の史料には「最勝光院南御所」<sup>67)</sup>とある。このことから、この新御所とは、最勝光院内に設けられた某殿舎を指している可能性が強く、そこで一つ考えられることは、承安三年(1173)十二月に供養された持佛堂ではないか、ということである。この持佛堂は小御堂として散見するもので、最勝光院御堂の南の子午廊に御移徒のとき寝殿に搬せられた建物であった<sup>68)</sup>。最勝光院については別稿にゆずるが、記録には「最勝光院御所」と出典するし、方違行幸の対象にもなっているから、単なる佛堂のみではなく寝殿にかわるような建物も備わっていたと考えるべきであろう。

安元二年(1176)四月、法住寺殿(南殿のこと)内の東南山上に九間三面の御堂一字が建立され、造作には法皇の命をうけて美作守藤原雅隆が当たった。そこには千一体の千手觀音像を供養し、人々は舟で御堂に向ったという<sup>69)</sup>。同じ月に法皇は天台戒を受けるために登山御幸を試みられた。当日、法皇は七条殿から出立。供奉の公卿らは南殿や蓮華王院の辺り騎馬、鴨川を渡って京極大路を北行、一条から京外へ出て出雲路を通るという路程であったが、供奉の總

勢は100人を越しており、人々結構今度無双、人為壯觀」というありさまであった<sup>70)</sup>。

六月に入ると建春門院は二禁を患い七条殿での天台座主明雲による七佛薬師法や蓮華王院での千手法などが行なわれるなど病氣を鎮める修法が盛んに行なわれているが<sup>71)</sup>、病状は悪化の一途を辿り、七月八日、建春門院は35歳で崩御された<sup>72)</sup>。なお崩御当日の記事(『百錦抄』)に「葬新法華堂、平生所被造営也。但未作事等、臨期終其功」とあり、さらに葬礼が行なわれた十日の『玉葉』によって、それは、この日に蓮華王院の東に造作が終った法華三昧堂であることがわかる。この新造の堂下の土を掘って石製の辛櫻をいれ、その中に女院の遺骸を納めたと

いう。

ところで、その場所は年來、法皇の終焉の地として御堂を建立していたところであったが、故女院をそこに葬り、追って法皇の分を別に造作するということに落ちついたらしい。

この法華堂の供養が行なわれたのは、遅れて崩御より1ヶ月余り後の八月二十五日のことであつた<sup>73)</sup>。この法華堂は承安四年(1174)の春から着工したらしく、藤原(吉田)経房が関係し、佛座や光背の絵様は佛師院尊が描いている<sup>74)</sup>。故女院の法事は七条殿で催されることが多かつた<sup>75)</sup>。なお、女院の遺骸を葬った法華三昧堂を「御墓」と称したらしい<sup>76)</sup>。

御堂造立ということでは治承元年(1177)四月に供養されたものが一字ある。それは七条殿内に造営された小御堂で、攝津国の天王寺の念佛堂を模して作られたために一名念佛堂とも呼ばれている<sup>77)</sup>。

治承年間に入ると反平氏運動の高まりの中で朝廷、延暦寺がこれに微妙な絡まりをみせ、複雑な行動を取り出した。治承元年(1177)四月十四日、叡山の衆徒が兵具を帯びて參洛の風聞が広まると、天皇は俄に内裏から法住寺殿へ行幸された。これを伝え聞いた兼実は「縦夷狹蟲謀叛、天子豈棄皇居乎、可彈指之世也」と批難し、行幸の様子も尋常とは異なり焦躁感がただよい、あたかも内裏炎上のときのようだと言っている。

こういった見方はひとり兼実に限らず、藤原(三条)実房も『愚昧記』の中で「院内裏辺軍兵逼瀧、已不別平治之乱代、可歎可歎……帝王已恐大衆、去皇居、又行幸之為体不似先例、末代之作法可歎者也」と述懐している。ときに法皇は北殿、高倉天皇の居所は南殿(「是皇居也!」)であったことが実房の記述から知られる。

多くの武士が法住寺殿(広義の)に参集し、物々しい様相を呈したが、衆徒来襲の一件<sup>78)</sup>は「浮言」で終わり、天皇が南殿にあること1日で翌日には閑院内裏に遷御している。

翌年の正月、高倉天皇は女院の崩御後、初めて法住寺殿に朝賀行幸された<sup>79)</sup>。このときの道順は閑院内裏を出御、二条東行、東洞院南行、三条東行、京極南行、河原を経て七条殿には西樓門から入り、棧敷前を通って南樓門から出て法住寺殿の西樓門から入られた。天皇の御休所には西対が当たられ、南殿(寝殿)で御拝があったのち、いったん西対に還御、その間に寝殿の装束が改められ、再び天皇が出御された。寝殿の母屋と東南西三面の庇は放出とし、御拝のときには御腰を巻いたが、のちに下ろし、法皇は母屋の御腰の内に坐し、天皇は東向きに対座された。このほかに西北渡殿の南賛子や寝殿西南賛子が通路に使用されていることを含めて、

この日の殿舎の用いられ方は仁安三年(1168)八月四日の行幸の折によく似ている。

同じ年の五月の行幸は、法皇が子の高倉天皇に拝謁したいという理由から方違と偽っての行幸であったという<sup>80)</sup>。この折のことは藤原(徳大寺)実定の『庭機抄』に詳しい<sup>81)</sup>。ときに大雨のあとであったため賀茂川の増水で浮橋<sup>82)</sup>が破壊し、天皇の御輿は七条河原口で逗留せざるを得なかった。しかし、程なく浮橋が直ったため渡河を強行している。大納言実定は、左大将であったので行幸の責任的立場にあったのであろう。自らは馬で浮橋を渡ろうとしたが、馬が暴れたため停めおいたという。御輿のみ渡河し、近衛の官人らは馬で川中を行くか、下馬して浮橋を渡っているし、実定も歩いて浮橋にて渡河している。

このようにして法住寺殿に至ったが、実定は「今夜、凌洪水行幸、是何故哉。御方違日數不滿云々、未知其理而已。是偏狂申令然歟、可懼々々」と法皇のわがままを知得しているかのような口ぶりである。ところで兼実が御前に参ったときには法皇、天皇が一所におられたという。しばらくして帰宅した兼実は、院御所において殿上人らの乱遊があり、白拍子、女童部らが御前で舞ったということを伝聞して「末代事不可云是非歟」と慨嘆している<sup>83)</sup>。

さて、治承三年(1179)に入って院御所への行幸が多くなっているのは世情が騒がしくなってきたためであろうか。その行幸の記述の中で注目されるのが『玉葉』三月五日条の七条殿への行幸に関して「初行幸」とあることで、これは承安四年に七条殿が新造(再建)されてから初度という意味であろう。この間の行幸記事に法住寺殿というのが多いことが、そのことを暗示している。因に五月二十八日の方進行幸も七条殿であった<sup>84)</sup>。

ところで2歳の東宮、宮仁親王(のちの安徳天皇)が初めて法住寺殿に行啓されたのは、同じ年の六月十七日のことであった。法皇は孫の顔を見るため北の七条殿から法住寺殿に御幸になった。寝殿をもって皇太子の「星御座」としている。このように院御所では皇太子を迎えて華やかで雰囲気に包まれているその夜、故攝政藤原基実の未亡人、平盛子(白川准后、清盛の女)が白河亭(延勝寺)において静かに24歳の生涯を閉じている<sup>85)</sup>。

この時点から約5ヶ月後に後白河法皇が平清盛のために院政を停められ鳥羽殿に幽閉されたのである<sup>86)</sup>。このことがあってか、翌年の法住寺殿の動静は記録に出ない。それが知られるのは、幽閉後1年有余の治承五年(1181)二月二日の法皇が「最勝光院南御所」に渡御したことを見る『玉葉』である。そして1ヶ月後には、清盛が平盛國の九条河原口邸で熱病のために薨去している。このとき最勝光院の辺りから30人ばかりの今様乱舞の声が聞こえてきたという<sup>87)</sup>。法皇の側近が清盛の死を喜んだものであろうか。同月二十五日、法皇は法住寺御所に遷幸されたが、これは「去々年事以後始渡御」ということであるから幽閉後、法住寺殿へは初めて渡ったのであった<sup>88)</sup>。

## 第10節 義仲による法住寺殿襲撃事件

治承五年(1181)十二月十三日に法皇は新造御所に移徙された。異母妹の八条院(暁子内親王)も一緒にいたが『明月記』同日条には次のようにある。

自南殿御出，雖非幾程程猶騎馬，兩御車共入御西四脚……西門之中崔嵬有坂，當南庭南有御棟敷，以其北庇為殿上，其前有屏，屏外寢殿南庭也。中門廊西有大坂，入御了即退出，今夜建禮門院又初御幸云々。

この新造御所は、南殿とは別に設けられたもので、それは「法住寺殿乾」つまり南殿の北西に造作されたものであった<sup>90)</sup>。南殿からはごく近距離にあったが駒馬を用い、新御所へは西門から入っている。新御所の有様は、西門よりの所は石山あり坂ありで、南庭の南には棟敷が設営され、この北庇を殿上としている。この棟敷の北側には築地があって、その北に所在する寝殿および南庭と境界を成していた。法皇は、そのまま新御所に滞在し、新年をここで迎え、その後に法住寺殿の方へ帰っているが<sup>91)</sup>、この後は新御所の方にも滞在することがあった<sup>92)</sup>。

寿永二年(1183)二月、6歳の安徳天皇は初めて祖父の院御所に朝覲行幸を試みられた<sup>93)</sup>。「吉記」によれば、この日、天皇は閑院内裏の東門から出発。西洞院を北行、二条を東行、東洞院を南行、七条を東行、鴨河原を渡って北小路末まで北行し、そこから東行して「新御所西大路」に至ったとある。この新御所は、治承五年(1181)十二月十三日に移徙した「新造御所」を指しているのであって法住寺殿の北西に位置していたもので、その西側には大路ができていた。そこは「本御所馬場」であったが、このたび大路にしたという。この西大路を南行し、東折したところに棟敷が設営されていて、法皇はこの場所から孫の雄姿を見物し、その後、行列は法住寺殿に入っている。

これによると七条殿の西辺に改造の手を加えて新御所を造り、その西のかつての馬場を西大路としたこと、新御所と法住寺殿の南北はほぼ並び、西大路に西面していたことが知られる<sup>94)</sup>。天皇は西対を御休息所とし、寝殿において法皇と対面、ついで母の建礼門院と拝謁。建礼門院は小寝殿(東対の場所に所在)の南面を御所とし、その東三ヶ間を女房の候所としている。そのほか攝政が寝殿南隣子に候しているなど承安四年八月の高倉行幸の折と近似している。

寿永二年(1183)七月ともなれば、平家都落ちと義仲入京の噂が飛びかう中で、天皇の院御所への行幸が取り沙汰された。躊躇の理由としては内侍所(賛所、神鏡を納める)を京外に移すことの問題と、平家武士が傍辺を守護しているため祇徒が入京した折に平家の武士と衝突の際、狼藉を致さんとも限らないという懸念があるということを挙げている<sup>95)</sup>。しかし、このときは話だけで終ったが、同月二十四日には源氏による夜襲の風聞が広まり、天皇は急速、法住寺御所に行幸になったが、翌日の未明に法皇は院御所を出御し、叡山に向っている<sup>96)</sup>。

平家一門が都を棄てて西海に走ったのは法皇が叡山に密幸した日であった<sup>97)</sup>。これと入れかわるようにして義仲・行家軍が入京し、行家は宿所として法住寺殿の南殿を賜わっている<sup>98)</sup>。法皇は2人を院御所(蓮華王院とある)に召し、平氏追討の宣旨を下している。その日、木曾冠者義仲(三十歳)と十郎藏人行家(四十歳)は南門から並んで邸内に入り、御所の東庭に参進、階隠の所に蹲居し、跡下まで進むようにとの仰せがあったが、その場を動かなかったという。初めてみる公卿らのまばゆいばかりの立居振舞に山猿のごとき彼らは緊張しきって言葉もなかつた様が察せられる<sup>99)</sup>。

法皇の命をうけ平氏追討で西国に向った義仲ではあったが、その詔に背いて途中で京都に引きかえし、院御所に参って源頼朝が遣わした義経の入京を拒否するよう申し入れたりなどしている<sup>99)</sup>。こういった要素が加わって法皇と義仲の間が徐々に悪化し<sup>100)</sup>、十一月に至って義仲による院御所法住寺殿襲撃という事態を迎えることになる。

十一月十六日に法皇は南殿に臨幸、日来に万倍して用心し、院御所内の所々に塹を掘り、釘抜を構えて一萬に備えた<sup>101)</sup>。翌日には義仲による襲撃という風聞があり、院御所には武士が群集している<sup>102)</sup>。さらに十八日未刻の時点で天皇(この場合は後鳥羽帝を指す)は院御所へ行幸されたが、これは法皇も不知のことであり、急な行幸のことゆえ閑院内裏と法住寺殿をめぐる皇居論争のすえ、法住寺殿を皇居としている。

いっぽう仁和寺宮・八条宮・鳥羽印らは、日ごろ法住寺殿を御座所としていたが<sup>103)</sup>、そのうち高倉宮(北陸宮)は十七日夜、院御所をあとに何處へか遡電し、上西門院と皇后宮(亮子内親王)は雙輪寺の辺りに渡っている。これには院中武士である多田藏人行綱以下が従ったといふ<sup>104)</sup>。かくするうちに「世上物騒、遂日倍増」し、院御所の警固も「過法」の状態であり、「義仲又似無伏命之意、事已及大事」という予測通り、十九日には義仲の院御所襲撃が事実となってしまったのである。藤原經房はその模様を次のように記している。

天慶、午刻南方有火、奇見之處、院御所辺云々、再三雖進入、依為戰場、敢以不通、雖馳意馬、不能參入、徒見南方空及夕陽、縱橫之說信不信之處、及日入、院御方令逃落船之由有風聞、鳴咽之外更他事不覺。後聞、御所四面皆悉放火、其煙偏充満御所中、万人迷惑、義仲軍破入所々、不能敵對、法皇駕御興、指東臨幸、參会公卿十餘人、或駿馬、或御駕、逃走四方、賓客已下不知其數、女房等多以裸形、武士伯耆守光長、同子廷尉光經已下合戰、其外併以逃去、義仲於清隆卿堂追追參、脫甲胄參會、有申旨、於新御所辺駕御車、于時公卿修理大夫親信卿、殿上人四五輩在御供、渡御攝政五條亭云々、……入夜所々有火、伯州光長宅、又山座主三条房等也。

この日の正午すぎに義仲軍は院御所法住寺殿の四方から火をかけ襲来してきた<sup>105)</sup>。急を突かれ、煙にまかれてながら逃げまどう女房らは裸形のままであったという。また居合わせた公卿らは方々に逃げ去ったとあるが、「玉葉」は矢に当たって死傷したものが武士のほかに公卿・侍臣で10余人と伝えている。「其勢雖不幾、其衆太為勇」<sup>106)</sup>といわれた義仲軍を相手に戦った院側の武士は、伯耆守藤光長と子の光経らであったが、所詮、敵対能わざるところで「及申刻官軍悉敗斬、奉取法皇了、義仲士卒等、歡喜無限、即渡奉法皇於五條東洞院攝政亭了」ということで、法皇は攝政藤原基通邸へ移され、院側はあっけなく敗れた。義仲が院御所を陥すのに2時間とかからなかったのである<sup>107)</sup>。

翌々日には、光長以下の首100余者が五条河原に懸けられ、義仲が検知し、群衆が見物したという<sup>108)</sup>。源光長<sup>109)</sup>の邸は合戦当日の夜に焼失したが放火によるらしい。

この法住寺殿合戦にみる院御所のうけた損失ははかり知れない。『平家物語』や『源平盛衰記』によると義仲軍は、「一手は今井四郎兼平三百余騎にて、御所の東瓦板の方へ搦手にまは

る。一手は信濃國住人橘六郎親忠を大將軍にて、八条が末の西表の門へ向ふ。一手は西河原に陣取。一手は木曾義仲、四百余騎にて七条が末北門の内、大和大路、西門へぞ追手にて向ひける」と四手にわかれ総勢1000余騎で襲撃してきた。義仲率いる400余騎は院御所の西門に迫ったが、ここでは法皇の第一の近習といわれた平知康と源仲兼が防戦し、知康は「御所の西の築堀」の上に登って身構え、仲兼については「其勢五十騎ばかりで、法住寺殿の西の門をかためてふせく」とある。どうやら院側は西門に集中して守備したらしいが、所詮、勢いにのる義仲勢に適うところではなかった。

この合戦によって、徐々に修築を重ねて鉤廻さを加え、かつ幾多の歴史を包みこんだ院御所法住寺殿も焼失し、ここにひとまずその歴史を閉じる結果となった。

### 第11節 法住寺殿の再建

法住寺殿が再び歴史に登場するのは鎌倉時代に入ってからのことであり、再建に力をかしたのは将軍源頼朝であった。つまりは鎌倉幕府の援助によるのである。その間に8年の歳月が経過した<sup>110)</sup>。

建久二年(1191)春には頼朝の命によって法住寺殿造営のことを諸国に課しており<sup>111)</sup>、いっぽう頼朝の意を体して幕府側から大江広元・中原親能のほか成勝寺僧の昌寛法橋が行事を推進している<sup>112)</sup>。そして修造なった法住寺殿へ六条殿から法皇が移徙されたのは、その年の十二月十六日のことであった。当日、この儀に出席した摂政の藤原兼実は『玉葉』に次のように記述している。

曉此日 東山南殿 御渡也 ……經六条河原等 到南殿西面門 御車遣入南面門 余入自北門 参會 御車到南階前之次 余自賛子參上 裹御簾下御 入御之後 余依有所勞 直退出 出北門之間 二品參入 余乗車之間 下人狼藉殊甚 然而 不及殊聞諱過了。

このときには、法皇無双の寵女として驕然たる勢力をもった二品こと丹後局(高階栄子)も参入したが、その下人と兼実の所従とが争っている。この法住寺殿が南北いずれの殿舎であったのか明記されていないが、移徙の数日前に安鎮法を行なったのが「法住寺南御所」であり<sup>113)</sup>、法皇が移ったところが「法住寺北殿」とあるから<sup>114)</sup>、これに従っておくことにする。因にこの4日後に法皇は最勝光院南の笠御所に御幸しているが、その御所は源通親が加賀國司に命じて造営したものである<sup>115)</sup>。

修造なった法住寺殿は美を尽したものであったといい、頼朝への謝意は丹後局と権中納言藤原經房の書状によって伝達され<sup>116)</sup>、かつ法住寺殿への御移徒の様子は藤原能保により送付されている<sup>117)</sup>。

こののち法皇は六条殿(六条西洞院亭)に帰還されたらしく、年改まって程なく病氣になり<sup>118)</sup>、二月十八日未明には雨の中を後鳥羽天皇は父を見舞うため院御所(六条殿)へ行幸された。これについて上皇や母后の病で天皇が臨幸になるのは邂逅だと兼実は述懐している。この日に白

川御堂・蓮華王院・法華堂・鳥羽・法住寺ほかの御領处分について公家の沙汰とするむねの法皇からの指示があった<sup>119)</sup>。

法皇が六条殿において66歳の生涯を終えたのは、1ヶ月後の三月十三日の未明のことである<sup>120)</sup>。法皇の追骸は崩御当日に棺に入れられ、2日後に法住寺法華堂に葬られている<sup>121)</sup>。法皇の崩御後、法華堂において年々定期あるいは不定期に供養が行なわれたことはいうまでもない<sup>122)</sup>。

## 第12節 鎌倉期以降の法住寺殿

この後、つまり鎌倉時代以降の法住寺殿の歴史については断片的にしか知ることができない。それに文献には「法住寺殿」という記載が圧倒的に少なくなり、「法住寺」で出典する例がほとんどである。しかし、だからといって単純に寺院と見做すこともできない。そう記載しながら法住寺殿を指している場合が認められるからである。ただ寺院が再興されるのはいつからか、ということが問題になるが、それを明確にすることはできない。文献から察せられるのは、大規模な伽藍をもった形での寺院としての登場ではなく、法華堂ほかの堂宇の存在から、いつとはなしに法住寺と認識するようになったのではなかろうか、ということぐらいである。

建久九年(1198)正月二十八日の『明月記』が伝える譲位直後の後鳥羽上皇が御幸になったのは法住寺殿であった。ところが、それから10年も経たない13世紀初頭の承元三年(1209)には部分的に縮少されていたことが知られる。そのことは、後鳥羽上皇の御所として新造された三条坊門鳥丸亭へ法住寺殿の舍屋の一部が移築されている事実<sup>123)</sup>から頷けるのである。

また、後堀河天皇代の安貞元年(1227)閏三月六日の『明月記』に「法住寺辺河原田雖非燒、是為別當得分、以之可充法住寺殿三御堂佛供」とあり、法住寺の側に田畠も存したという河原とは鴨川を指すのであろう。この法住寺とは、「法住寺殿」とも併記されているからといって寺院を指示しているとはいえない。

ところで法住寺殿内の法華堂については『健寿御前日記』に「その程過ぎず法花堂にまいりてそむき捨ててしそ、なを近う召しつかひけるも」とあり、建春門院の女房、常陸が出来たことを伝えている。この日記の作者は、建春門院中納言の名もあるように建春門院の女房であった関係で、法住寺殿に起居することもあったはずで鐵舟のことは彼女の日記に散見する<sup>124)</sup>。

この後の記事をみてみると故後白河院の法華堂としての出典が多く、それを維持するための所領のこと、山腰使發遣に関わる記事などが目立っている<sup>125)</sup>。『花園天皇宸記』元亨二年(1322)三月十六日条に次のようにある。

今日参法華堂、上皇同臨幸也。……先便路道入毘沙門堂見花。供奉人下馬、花盛有其興。於法花堂御誦經如例。還御之次、可參法住寺之由申之。上皇御承諾、直幸法住寺法花堂。又建春門院法花堂近々之間、步行御幸、此法花堂破壊過法、花尤盛有其興。即又幸長樂堂、御月忌如例。

ときに花園上皇は、兄の後伏見上皇と毘沙門堂での桜花見物と恒例の誦經のあと法住寺法華堂に御幸になった。そこは故後白河法皇の追骸の眠るところであったが、これと至近の場所に

故建春門院の法華堂が存し、徒步で御幸された。しかし、この時点で建春門院の方は荒れていたという。

また『教言御記』によると藤原(山科)教言は、応永十二年(1405)七月十三日に法住寺法華堂に参詣しているが、この日は故後白河院の命日であった。このように教言や子の教親、その曾孫の言国、またその孫の言繼らも定期的に参詣したことが『教興御記』『山科家礼記』などに散見する<sup>126)</sup>。

ところで、山科家が法住寺殿の後白河法皇御廟所をかくも熱心に参詣するのは何故であろうか。それは山科家の祖の教成が、後白河法皇の近臣であった平業房と高階栄子との子であり、母の栄子が夫との死別後に法皇に近侍して寵を得た關係で(丹後局と称す)、法皇が彼女に与えた所領をこの母から伝領したことによっており、「法皇の山荘、山科御所の傍に御影堂を建て所領を寄進して御影堂領となし、文暦二年には置文を作つて寺役用途を定めた」という。これが山科の法住寺殿御影堂で、爾来山科家はその祭祀を怠らなかつた」との指摘<sup>127)</sup>によってその経緯がよくわかる。

文明十二年(1480)正月、藤原(中御門)宣胤は法住寺に参詣したが、そのときのことを次のように記している<sup>128)</sup>。

依便宜參法住寺御影堂、致念誦奉拝了、又蓮華王院令巡礼了、今度大亂最初、東山東西南北神社仏閣僧房民屋悉以燒失、然此御影堂蓮華王院無相違之条、希代事也、此外八坂塔一字所残也。

すなわち法住寺御影堂にて故法皇廟に念誦したあと蓮華王院にも立ち寄った宣胤は、応仁の乱で東山界隈の寺社や民家のほとんどが焼亡したのに法住寺と蓮華王院がそれを免れたのは希代の事と述懐している。とはいへ法住寺殿が無傷であったというわけではなかった。文明十三年(1481)の故法皇の祥月命日に主人の山科言国が法住寺殿参詣に供奉した家司大沢久守は、鐘撞堂や大門・唐門が無くなっていることを指摘している<sup>129)</sup>。

しかし荒れるにまかされていた事実ではなく、むしろ天文十四年(1545)には「後白川院御影堂法住寺冊三間等」の修造のことで、まず禁裏の助成承諾を得て、その肝いりで諸国に経済的援助を期する、といったようなことを山科言繼は述べている<sup>130)</sup>。この一件からも法住寺殿は山科家の手で守られていったことが察せられるのである。ましてや後白河法皇の御陵ということでは朝廷や為政者も放置できなかつたはずである。当然のことながら、この場合、法華堂中心であり、文献に見えるのもその関係の記事のみといつても過言ではない。その意味では、邸宅としての法住寺殿は後白河上皇の院御所時代に終始したといえるであろう。

なお法住寺殿の附属の建物として出発した最勝光院や蓮華王院についても述べるべき多くの事柄があるが、これらについては後日を期することにし、ここでは年表を付することで関連を知るよすがとしたい。

(付記) 法住寺住職の赤松祐成氏からは架藏品の閲覧および調査に多大の便宜を与えられ、

「開院内裏京城図」の一部掲載に格別の御配慮をいただいた。この調査に協力された角高裕子・渡辺美栄子・村山ちぐさ嬢に対してとともに謝意を表します。

## 註

- 1) 杉山信三『法住寺殿とその御堂』(『院の御所と御堂—院家建築の研究一』[奈良国立文化財研究所学報]第11冊所収, 奈良, 昭和37年)), 同『為光の法住寺』(『藤原氏の氏寺とその院家』[『奈良国立文化財研究所学報』第19冊所収, 奈良, 昭和43年])。なお, この両稿は同著『院家建築の研究』(東京, 昭和56年)に再録。以下, 杉山氏の場合をすべてこれによる。太田静六『後白河天皇の御所「法住寺殿」』に就いて(『考古学雑誌』第34巻第2号所収, 東京, 昭和19年)。また庭園史の面から絵巻物を中心に法住寺殿を扱ったものに森薫『平安時代庭園の研究』(京都, 昭和20年)がある。蓮華王院に関する主要なものとしては, 赤松俊秀・上横手雅敬『蓮華王院の歴史』(『三十三間堂奉賛会編』三十三間堂)所収, 京都, 昭和36年)が要領よくまとめてあり。史料集として田中教忠『蓮華王院三十三間御堂考』3巻(東京, 昭和7年)があり, 仏像の修理の成果に重点を置いたものに丸尾彰三郎氏の執筆にかかる『蓮華王院本堂千林千手觀音像修理報告書』(京都, 昭和32年)の中の史実篇などがある。そのほか毛利久氏はか数名が執筆されている『後白河天皇法住寺殿の御像に関する調査報告』(『帝陵部紀要』第20号所収, 東京, 昭和43年)も法住寺殿に関する文献として重要である。
- 2) 『扶桑略記』(日本紀略)承延二年三月二十六日条。
- 3) なお『大鏡』(第三卷, 太政大臣為光)には「法住寺をぞ, いといかめしうおきてさせたまへる。抵敵・聞白せさせたまはぬ人の御しわざにては, いと猛なりかし」とある。
- 4) 『阿娑羅抄』諸寺略記上, 『拾芥抄』。
- 5) 杉山, 前掲稿。なお, 今日の法住寺の位置について「この寺は戦前には大興徳院と呼んだ寺で, 戦後, 法住寺の名をとったのであるから, その位置に古への法住寺を考えることはあたらない」と述べている。
- 6) 『榮花物語』卷第四, みはてめゆめ。
- 7) 阿部秋生『法住寺の律師』(『日本歴史』第168号所収, 東京, 昭和37年)。
- 8) 『小右記』承延二年八月二十八日条に「又云, 去夜新中納言長家, 妻 大納言信女, 平座, 七月云々, 而児亡, 母不覺, 為邪氣被取入, 座婦母忽為尼, 其後座僊誕生, 猶不可禦, 父母悲泣者, 侍從經任從大納言許来云, 去夜丑時座, 不機兒死」とあり, 翌日の条に「新中納言室亡」とある(傍点筆者, 以下同之)。なお二十八日条には「左兵衛督公信駿有熟體, 法住寺僧都母光背有體物, 忠明云, 共可利, 就中母光僧都頗重者, 大納言云, 息病人, 二人有病極辛事也」とあって公信・母光兄弟の病も母のお産の物怪もすべて亡き兄の誠信の惡靈によるものと齊信は考えていた。誠信は長保三年に弟, 齊信に官職を組えられ(齊信, 八月二十五日任職中納言), 間もなく参議のままで歿死したという(『公卿補任』長保三年条)。
- 9) 『榮花物語』卷第二十七, ころものたま。以下この葬事のことはこれによる。なお『千載和歌集』(卷第九)に「大納言長家, 齊信の女に住み侍りけるを女身まかりける頃, 法住寺にこもりて侍りけるにつかわしける」として, 大式三位への返歌として、「558誰も皆とまるべきにはあらねども後なる程は猶ぞ恵しき」また, 「後拾遺和歌集」には同じような詞句を付して「558諸共にがめし人も我もなき宿にはひとり月やすむらん」という長家の歌をそれぞれ載せている。
- 10) 『小右記』長元四年七月十四日条。
- 11) 同上, 長元四年七月十五日条。
- 12) 『日本紀略』『扶桑略記』などでは賴宗の九条家を「九条御廟」としている。なお『小右記』翌日条では, 捩川院(賴宗)側は, この火事は放火である, と受けとめていることを報じている。

- 13)『兵範記』久寿三年正月七日条。清陰堂の初見は、久安五年五月十三日に鳥羽法皇が東山七条末にあったその堂で大般若經を供養したことに関するもので、このとき結縁を求めて道俗が群集したという(『本朝世紀』)。さらに2ヶ月足らず後に清陰は、この堂の中に九重塔一基を建立している(『本朝世紀』久安五年七月二十三日条)。なお、久寿三年の時点で清陰はすでに出家していたので、天皇の方遡行幸の場所に入道家というのには憚りがあるということで、女房の經宗に伝領という形をとった(『山槐記』)。
- 14)『山槐記』久寿三年正月七日条。因に門から御所の間には池があってそこに浮橋を構えて御奥路となし、つまり御所は東側にあった。さらに御堂は高台にあったため、道路から御所の門が見渡せた。
- 15)『台記』仁平四年正月三日条。
- 16)『兵範記』久寿二年九月十一日条。
- 17)そのほかに、法住寺殿に関わるもので「法性寺」と誤記された文献も一、二あるが、それを適用することは傍証史料を欠くだけに避けるべきであろう。
- 18)『兵範記』保元三年十月二十三日条。
- 19)『後清陰記』承安五年四月二十五日条(『清陰眼抄』所引)には「御所東故ニ位局御堂、焼亡」とある。因に藤原朝子は、この年の正月に死去している。
- 20)『法住寺殿御移徙部類』(『続群書類從』巻第八十八所収)。
- 21)永曆二年四月六日に権大納言藤原光頼と右大臣藤原公能の間で新御所を東山殿とすべきか東山御所とすべきかで意見が出て後者に決った(『法住寺殿御移徙部類』)。『兵範記』永曆二年四月十三日条ほか、「東山新御所」とも言われた(同、四月十九日条)。
- 22)ところで保元三年に供養された通靈の妻、朝子の堂は、焼失を免れたようで、承安五年に焼失している。この堂は、法住寺殿と14年間、歴史をともにしたことになるが、彼女が後白河法皇の乳母であったという関係から通靈生きあとも法皇の庇護のもと安定した一生を送ったことは充分に想像される。
- 23)『法住寺殿御移徙部類』(前掲)。
- 24)後白河上皇は移徙当日より4日前の九日に密密に法住寺殿に御幸され、その日の夕方に遷御している(『山槐記』)。
- 25)『山槐記』永曆二年四月十三日条。祇園祭の祭行列は七条大路を通るのが慣例であり、『年中行事繪卷』では大路に南面した民家やその家のなかの見物人の様子を群衆に描いている。
- 26)『山槐記』永曆二年八月二・三日条。
- 27)同上、永曆二年八月十四日条。
- 28)『顯広王記』応保三年正月二日条。なお福山敏男氏は『年中行事繪卷』第一巻の朝駕行幸の巻の行幸先を法住寺殿と推定された上で、その時期を以下のように割り出された(『年中行事繪卷について』(『文化』第9巻第6号所収、東京、昭和17年)、後に同氏の編纂にかかる角川版日本繪卷物全集『年中行事繪卷』(東京、昭和43年)で再説)。承明門・建礼門・待賢門が描寫されていることに注目して、大内裏から出御した例を拾い出し、二条天皇の長寛元年正月の朝駕行幸を描寫したであろうという時期推定をされた(『長寛元年正月の皇后は皇居衣表は押小路殿とするが、清陰眼抄に同年二月十七日焼亡の妻が大内裏で行はれたとする点から、大内裏より朝駕行幸ありしたものと見て置く』との限定のもと)。長寛元年は応保三年の改元によるものであるから、まさにこのときの繪画版ということになる。いっぽう森羅氏は、「仁安三年以降、承安二年之次第」とみており(『年中行事繪卷朝駕行幸図と院御所法住寺殿』(前掲))、この限りにおいては高倉天皇になる。また福山氏は「先皇は御袍を召されてゐるもの如くであり、法体ではましまさぬ様に拝されるから、後白河上皇御落飾以前の御事と察せられ、また一方、寝殿の前庭では胡飲酒の舞が奏されてゐるが、玉葉の詳細な記述によると嘉応二年、承安元年、同二年の三度とも胡飲酒の舞は行はれてゐないから、高倉天皇の時の御儀ではなく」とし、さらに紫宸殿から鳳閣の方に歩を進めている天皇の年配は11才前後の高倉天皇とはなし難いと述べておられる。長寛元年なら二条天皇は21才であるからそのようにみれるであろうし、後白河上皇の出家前ということ、胡飲酒の舞を描寫している、ということを根拠にされた二条天皇説に従う

- べきであろう。なお、森氏は、「年中行事繪巻」第三巻に描かれている堂上家の闇殿の場面について「結局この図は、当時の院御所に關係ある某殿内の闇殿を示すものであると考ふる時は、この繪巻一巻が後白河上皇が御自ら御指導の下に描かしめたとの条件の下に於ては寛に不自然でなく、御自身の住居し給へる法住寺殿中の御殿に擬する事は跡の矛盾も見出しえない」と述べ、法住寺殿（広義）のうち「院の常の御所たる北殿」つまり七条殿に推定されている。そこには寝殿造の寝殿を中心にして東西の透波殿、東対、および東西中門の辺りをよく描いているが、傍証史料を欠くため俄に北殿と決定するには躊躇を覚える。
- 29)『兵範記』仁安元年十月十日条。「玉葉」の同日条にも立太子の事が見える。
- 30)『兵範記』仁安元年十一月七日条。
- 31)同上、仁安二年正月四日条。
- 32)『百録抄』仁安二年正月十九日条。
- 33)『兵範記』仁安二年正月二十日条。なお『百録抄』では造進者を周防守藤原季盛としているが、俊盛が最高責任者で、その下で実際に経済的な負担をした1人が季盛であったのであろう。彼は、この功により重任宣旨を蒙った（『上皇御所移徙記』仁安二年正月十九日条）。
- 34)『愚昧記』仁安二年正月十九日条。『兵範記』同日条。しかし翌日の条では「南四足門」とある。『玉葉』廿日条。なお『頤庄王記』十九日条によると平滋子は寝殿を居住所とされていた。
- 35)『兵範記』仁安二年正月二十日条。この日に從三位平滋子が女御となっている（同記および『愚昧記』同日条）。なお『兵範記』には諸殿舎の名称が頻出する。『玉葉』の二月十一日条は東宮が藤原邦綱亭から上皇御所へ再度、行啓したこと伝えている。
- 36)『百録抄』仁安二年正月二十日条、『愚昧記』『兵範記』同二十二日条など。
- 37)『愚昧記』『頤庄王記』『兵範記』仁安二年正月二十八日条。
- 38)『玉葉』仁安二年十二月九・二十五日両条。東宮御座所の東御所は「晴所」であった。なお、この『玉葉』の条と同年四月四日条にみえる上皇と東宮の御所とから東西御所との関わりが明らかとなるのである。なお七条殿には、この頃に馬場が新造されていたことを知る（『山枕記』仁安二年五月一日条）。
- 39)『愚昧記』『兵範記』『玉葉』仁安二年六月十六日条。なお、上皇の御所はひきつづいて七条殿であった。それは『兵範記』仁安二年十月十五日条に「日来御所七条殿」とあり、七条殿から法住寺御所へ行き、再び七条殿（北殿）へ遷御している上皇のその日の行動からも明らかである。
- 40)この欄明は、いうまでもなく西櫻門のこと、仁安三年正月六日に東宮憲仁親王が朝覲行啓した際に「法住寺西櫻門」との明記がある（『兵範記』）。なお七条御所、法住寺御所の諸門の構築および配置については杉山氏の論考を要領よくまとめられている。
- 41)『兵範記』『玉葉』仁安二年十月二十五日条。
- 42)『玉葉』『兵範記』仁安三年二月十九日条。
- 43)『兵範記』仁安三年三月九・十四日、『玉葉』同十五日条。
- 44)『兵範記』仁安三年三月二十六日条。七条殿棟敷の規模は詳らかでないが、同記の仁安四年二月十三日、『吉記』承安三年六月五日条などにみられるように上皇は、この棟敷から見物することがよくあった。
- 45)『兵範記』仁安四年四月十二日条。
- 46)同上、仁安四年四月十九日条。
- 47)同上、嘉応元年六月十七日条。上皇の御制説の儀をはじめ阿弥陀如来像以下の8軒に及ぶ造像や夥しい数にのぼる写經や転読などの詳細が同日条にみえる。「御懐法堂」については「西面母屋並南面両面廻廊御庭、鋪設在敷良見指図」とあり、図は略されているが、拘繩であったらしい。後白河法皇の受戒場所となったこの「東御懐法堂」を森氏は寝殿の東に位置していた「東小寝殿」に比定されている。
- 48)『玉葉』承安元年正月十三日条。翌年の正月十九日にも高倉天皇の朝覲行幸があったことが同じ『玉葉』によってわかるが、いずれの折にも「西対代」を天皇の御休所にあてている。
- 49)『兵範記』『玉葉』承安元年十二月二日条。
- 50)徳子著當時の藤原は叔母の建春門院が結んだこと、内裏に入つてから登花殿に車を寄せ、その南の弘徽殿を御在所とし、天皇が清涼殿の

- 夜御殿に入られたのち徳子が昇り、婚儀の一つである食事の役を義兄の平重盛がやったことなど『兵範記』『玉葉』の承安元年十二月十四日条に詳しい。なお、両記により露頭の儀があったのは同月二十六日である。
- 51) 『玉葉』承安二年二月三日条。新御堂が東向きであったこと、その年の秋に最勝光院という名に決定したこと、その額銘を藤原兼実が書いたこと以下については諸史料に詳しい。なお最勝光院より7年前に供養されたものに蓮華王院があるが、最勝光院・蓮華王院の二者については紙数の関係もあって、ここでは論じ得ないので、文末にそれぞれの年表を掲げるにとどめた。いずれ期を更めて論じることにする。
- 52) 『玉葉』承安二年八月十六日条。なお、この時点では北殿が法皇の御所でなかったらしいことは新造小御所への臨幸について「非移徙之儀、只如常之御行密儀」とあることから察せられる。
- 53) 『平家物語』(巻第八、山門御幸)に「十郎藤人は法住寺殿の南殿と申す壹の御所をぞ賜はりける」とあって、平氏追討のために京都に入りした源義仲・行家は御所に召され法皇から追討の宣旨をうけ、行家が宿所として賜わったのが法住寺南殿の菅御所という。時期は寿永二年七月と10年先のことと、北殿内に再建されたものを『平家物語』が誤って南殿としたと解せないこともないが、そもそも菅御所というものは屋根が菅葺きの御所と理解し、南殿のそういう某殿舎を称したと考えることもできる。それに治承二年二月七日の『玉葉』に「法皇……日來為御加行、御壹御所也」、『兵範記』治承三年三月五日条に「法住寺殿壹御倉三十日職物、然而七条殿不可為穢之由沙汰了」とあることなどから特定の殿舎を指す場合と、そうでない場合とがありそうである。因に平清盛が坂津の福原京に造営した邸も「壹御所」との呼称がある。
- 54) 『玉葉』承安三年四月二十九日条、『平家物語』巻第五、勅動帳。
- 55) 例えば『山梶記』治承三年三月十八日条には「安芸伊都伎鳴内侍<sup>伊都伎鳴内侍</sup>於八條神門亭、有舞女等事、着唐装束云々、院密々有御幸云々」、同十九日条には「放院<sup>放院</sup>伊都伎鳴内侍有舞
- 事」とある。
- 56) 『百錦抄』承安四年二月五日、『玉葉』同六日、『吉記』同七日各条。なお『玉葉』三月八日条にも行幸の折に法住寺殿で今様が行なわれたことを伝えている。
- 57) 『百錦抄』承安四年九月一日には塔能草30人を選出して行なわれたとあり、同十三日条には上皇の今様を「希代之美談也」と讃えている。『吉記』『玉葉』承安四年九月一日、十三日条。
- 58) 『玉葉』承安四年四月二十一日条。
- 59) 同上、承安四年正月十一日条。なお東御懺法堂は東小寝殿の異称であつたらしく、仁安三年八月四日の高倉天皇初行幸の折には、ここが上皇御所とされた(『兵範記』)。
- 60) 『吉記』承安四年八月二日条。この月には何回か相模が催されている。『吉記』『玉葉』同月七~九日条、参照。
- 61) 『玉葉』安元二年三月四~六日条、『頤廣王記』同四日条、参照。
- 62) 『兵範記』仁安三年八月四日条。なお、この記事にみえる殿舎のことは太田論文に詳しい。
- 63) 西対代について記録には単に西対の名で出る場合もあるが、西対代の方が多い。これは「その実体が対屋に非ずして対代形式なる」ものであったとみる太田説に従うべきであろう。
- 64) 『玉葉』安元年八月十七日条、参照。
- 65) 同上、安元二年正月二十三日条。『愚昧記』安元三年四月五日条によると太政大臣藤原師長が任官の押賀で後白河法皇のところへ行った折、南殿の方へ赴いたが、法皇は北殿の方に居て波って来なかつたという。このほかに北殿に御座したことを示す記事が多い。
- 66) 『上皇御所移徙記』承安四年十一月二十七日条。
- 67) 同上、安元年七月十一日条。なお『吉記』安元二年四月十七日条にみえる「女院新御所田植云々、兩院自去夜臨幸云々」の新御所とは、「最勝光院南御所」を指すものであろう。ほかに『山梶記』治承三年三月五日条に「為御方遊幸七条殿、先々幸法住寺殿、而最勝光院南御所有職、引來法住寺殿」とあってこの御所には南門が開かれていた。
- 68) 『玉葉』承安三年十二月二十四日条。
- 69) 『吉記』『百錦抄』安元二年四月二日条。『玉

- 葉」によれば密儀であったらしい。
- 70)『吉記』安元二年四月二十七日条。
- 71) 同上、安元二年六月八~十日条ほか。なお同記の十三日条には「女院御體物頬有御増」のため医師を召したとあり、七条殿に北對が存在したことわかる。さらに『玉葉』同日条には「所々堅根出給、而此兩三日胸井腹脇等二禁更免、今夜有急治」とあって転移している状態を示している。
- 72)『顯慶王記』『玉葉』安元二年七月八日条。
- 73)『玉葉』『百錦抄』安元二年八月二十五日条。
- 74) 法華堂造営については杉山信三氏が要領よくまとめている。『吉記』によれば、承安四年二月十七日に法華堂指図の事を院に奏し、同二十九日にも指図と仏事事を奏上している。三月五日には「法華堂造営に今遲々、尤以不便、造園司令急申、尤有其翻歎、可延引者非其限、來月八日可居聽者」という状態であったが、その後に工事は順調に進められたよう九月三日には「奏造法華堂御佛座等給様、昨日院尊所持来也、仰云、光可付聽、不可為飛天」というところまで至っている。
- 75) 例えば五七日法会は七条殿寝殿を用いている(『玉葉』安元二年八月十三日条)。『愚昧記』安元三年正月八日条、参照。
- 76)『玉葉』安元二年十月十日条。
- 77)『愚昧記』『玉葉』『百錦抄』安元三年四月八日条。『玉葉』治承三年七月十日、八月二十七、二十九日条、参照。同記の同年七月三十日条に当日の注皇の百日御八諱結願について「參北殿、於新造念佛堂、有此事」とあり、この種の仏事は以後、この堂を使用することが多い。また仁和寺若宮こと道法親王が出来したとき、父の法皇が臨幸のとき「小御堂南面」に車を寄せ、ここから出発している(『山桃記』治承三年四月十六日条)。
- 78)『愚昧記』安元三年五月十六日条によると、十五日に延暦寺の僧綱らが法住寺殿に参上し、明霊配流と所領没収の宥免を請願しているところをみると1ヶ月前の米騒事件(噂のみで終った)は明霊の一件と関わりがあると見做される。『百錦抄』同十五日条、参照。
- 79)『山桃記』治承二年正月四日条。
- 80)『玉葉』治承二年四月二十九日条。
- 81)『庭鏡抄』(『群書類從』卷第三十四所収)治承二年四月二十九日条。
- 82) 賀茂川の彼河には浮橋が用いられたことは『玉葉』治承二年十月二十一日条ほかによって知られる。同二十九日条によれば七条末路辺りに浮橋があつたらしい。
- 83)『玉葉』治承二年五月一日条。
- 84)『山桃記』『玉葉』治承三年五月二十八日条。
- 85)『山桃記』治承三年六月十七日、『玉葉』同十八日两条および『玉葉』同年五月条末に所引の『賴文記』同年六月十七日条。因に東宮宮仁親王が祖父清盛の西八条第に行啓し、清盛がこの孫と明眸子に穴をあけて感涙に咽んだ話は同じ年の冬のことであった(『山桃記』治承三年十二月十六日条)。
- 86)『山桃記』『玉葉』『百錦抄』治承三年十一月二十日条。
- 87)『吾妻鏡』『百錦抄』寛和元年閏二月四日条。
- 88)『百錦抄』寛和元年閏二月二十五日条、『玉葉』同日条、参照。なお『平家物語』(巻第六、築島)では清盛開去の夜、西八条第が放火で焼失したこと、六波羅の南の方で2,30人が抬子をつけて舞い踊ったことを述べくだりで次のように伝えている。  
 去る正月には上皇かくれさせ給ひて、天下諒闇になりぬ。わづかに中一月をへだてて、入道相國葬せられぬ。あやしの賤の男、賤の女にいたるまでも、いかゞ慾へざるべき。是はいかさまにも天狗の所為といふ沙汰にて、早家の侍のなかに、はやりをの若もの共百余、笑う声について尋ねゆいて見れば、院の御所法住寺殿に、この二三年院もわたらせ給はず。御所あづかり前前司基宗といふものあり、彼基宗があひ知たる物共二三十人、夜にまぎれて来り集り、酒を飲みけるが、はじめはかゝる折ふしに音なせそとて飲む程に、次第にのみ醉て、か様に舞おどりけるなり。…
- さらに『保曆間記』(『群書類從』卷第四百五十八所収)には、治承三年十一月の鳥羽殿への御幸の折には武士が御興を打開んでいたが、今日、二十五日の法住寺殿への御幸では公卿、殿上人が供奉したとある。
- 89)『上皇御所移御記』寛和元年十二月十三日条。
- 90)『養和二年記』(『歴代表闇日記』三十所収)  
 寛和二年正月十・十五日、二月一日、三月五

- 日条、参照。
- 91)『吉記』寿永元年八月四日、同二年六月二・十五日、七月九・二十二日各条。
- 92)『吉記』『玉葉』寿永二年二月二十一日条。即位は治承四年春のことであったが翌年の正月十四日に父高倉天皇が崩じ、その次年は諒闇で差し控えており、即位3年目にしての朝覲行幸となつた。寿永二年も正月は忌月であつたため前例により二月に延期されている。
- 93)もっとも杉山信三氏は新御所の西大路と法住寺殿の西大路とを一直線と見ておらず、七条殿西面(馬場の存した所)の位置について「蓮華王院西面の通りは、馬場棧敷殿を含む七条殿西面と同じであった。この西面より鴨河まで、当時の状況を考えて、1町位のものであったであろう。七条殿の南面は七条末、北面は北小路を中心にして対称的に位置する七条坊門と考えられる。西面の北小路には櫻門があった。それをいはば右手には棧敷殿が構えられて、その東辺は、蓮華王院東面の大路に限られていたであろうし、それより東は七条殿そのものであった。……法住寺殿は蓮華王院東面の大路を西面とする。故に、これは法住寺殿西大路と呼ばれるものに当る。……狭義の法住寺殿は南北2町、東西2町で4町の広さを持ち、七条殿も棧敷・馬場を別にすれば4町であるが、それを含めれば6町となる」と七条殿、法住寺殿の規模を推定している。
- 94)『玉葉』寿永二年七月二日条。
- 95)『玉葉』『吉記』寿永二年七月二十四・二十五日条、『百錦抄』同二十四日条。なお『玉葉』で「法性寺」とあるのは法住寺の誤記。
- 96)二十五日の『玉葉』に「及已刻、武士等奉具主上、向淀地方了者、在籠鎮西云々。前内大臣已下一人不残、六波羅、西八条等合罷不残一所、併化灰燼了、一時之間、僅炎微天、昨者称官軍、櫻追討源氏等、今昔追省等、若指辺土逃去、盛衰之理、清眼滴耳」とある。なお『吉記』同日条、參照。
- 97)『平家物語』巻第八、「山門御幸」に「十郎龍人は法住寺殿の南端と申す堂の御所をぞ賜はりける」とあり、清盛の方は六条西洞院を賜わっている。
- 98)『吉記』寿永二年七月二十八日条。中山忠親は「忽見此兩人容姿、夢歎非夢歎、万人異目、非筆端所及」と述べている。
- 99)『玉葉』寿永二年閏十月十五・十七日条。この直後に義仲は法皇を奉じて北陸道に奔走するかというような噂も出たりした(同記、閏十月二十二・二十三日条)。
- 100)法皇は義仲に対して、頼朝の使者こと義経の入京を許可しないと言ったり、しぶしぶ承伏せざるを得なかつたと言ったりして、ぬらりくらりの態度を示している(『玉葉』寿永二年十一月十・十五日条など)。
- 101)『玉葉』寿永二年十一月十六日条。なお『吉記』同十八日条には「仁和寺宮已下宮々、井山座主、及他僧綱僧徒、各相具武士、候仕々、或引防雜役車、或引逆毛木、櫻庭、蕃固之躰、非言語之所及也、但備是天魔之結構也」とある。このような法皇側の過度の動きについて「院中御用心之條頗過法、是何故哉、偏彼敵對義仲也、太以見苦、非王者之行、若有犯過者、只任其輕重、可被加刑罰」という意見さえ出している。
- 102)『玉葉』『吉記』寿永二年十一月十七日条。兼実は、これらの動きに対して、義仲は忽ちにして國家を危険に陥れるようなどはないが、むしろ法皇の方が城を構え、兵を集めて人臣を驚異にさらしているのは「至愚之政」であり、これはすべて「小人」の計略であって「小人等近習之間、遂至于此大事、君之不見士之所教也」と院の側近を批難している。その上、浜政藤原基通が法皇の召して院御所へ宿候したその理由が「御愛物」であったことも兼実の法皇に対する悪感情をつのらせた一因であろう。「法皇艶撰政、依其愛念、……雖為秘事、希冀之珍事、為令知子孫、所記也」(『玉葉』寿永二年八月二日条)と、わざわざ日記に書きつけた所以である。
- 103)『玉葉』寿永二年十一月十八日条。
- 104)『吉記』寿永二年十一月十八日条。
- 105)『玉葉』寿永二年十一月十九日条には「不經幾程、黒煙見天、是燒松河原之在家」とあって院御所への放火前に民家にも火をかけたことが知られる。
- 106)『玉葉』寿永二年十一月十七日条。
- 107)同上、寿永二年十一月十九日条。なお『百錦抄』同日条には「左馬頭義仲率軍兵、

- 寄攻院御所法住寺、放火、官軍敗績、法皇荒興、出御北門、波御斬日吉、義仲兵乱入、公卿殿上人各逃去、圓城寺圓惠法親王豊、天台座主明雲、越前守信行、近江守重章、主水正近兼亡命、上皇於河原駕車、波御撰改五条第、主上波御母儀七条亭云々」とあり、法皇は基通邸へ渡る前にいったん新日吉社(法住寺殿の東に所在)に立寄っている。因に明雲座主は切り殺され、圓惠法親王は華山寺辺で討ち取られた。いっぽう天皇は、母の藤原姞子(七条院)の七条亭に難を避け、数日後に閑院に退御されている(『玉葉』二十二日条)。なお『平家物語』(卷第八、法住寺合戦)には「天台座主明雲大僧正、寺の長史圓慶法親王も、御所にまいりこもらせ給ひたりけるが、黒煙既にをしかければ、御馬にめして、いそぎ川原へいでさせ給ふ。武士どもさんざんに射たてまつる。明雲大僧正、圓慶法親王も、御馬よりおとされて、御頭とられさせ給ひける」とあり、座主らの戰死の状況が知られる。
- 108)『吉記』寿永二年十一月二十一日条、「平家物語」(前掲)では「あくる廿日、木曾左馬頭六条川原にうつ立って、昨日きるところの頭ども、かけならべてしるひたりければ、六百卅余人也」とある。「百鍊抄」寿永二年十一月二十日条、「恩旨抄」巻第五、参照。
- 109)源光長は頼光五代の孫で伊与・伯耆守・檢非違使・左衛門尉などを歴任した(『尊卑分脉』第三回はほか)。『山梶記』治承四年五月十五日条によると、檢非違使源恭綱・源光長ら武士をして以仁王の高倉亭(三条北、高倉西)を囲ましめるということがあり「晚頭參向彼宮之處、皆閉門、無答之人、仍光長令踏開高倉面小門之間、左兵衛尉信達射之、被殺者有兩三人、宮不御坐、早以令退出給云々、今夜猶武士圍之、女房等裸形東西駆走、可悲々々」と光長が長谷部信達ら官方の武士と戦ったことが知られる(『百鍊抄』同日条では源光長を右衛門尉としている)。光長は、翌和元年三月六日に伊豆国に配流中の頼朝に与力したということで一時、解官されたが。その後、左衛門権佐(『吉記』和元年十一月五日条)、伯耆守(『玉葉』寿永二年八月二十五日条、参照)になった。なお『玉葉』治承四年三月四日条は「檢非違使左衛門督」とするが、これは左衛門尉の間違いであると言を俟たない(因にこのときの左衛門督は権中納言平時忠)。寿永二年初秋、平家の西下のあと京中の狼藉が相つぎ、その対策として「京中守護」を義仲を中心に編成し、武士らが地域ごとに分担させられており、その1人「出羽判官光長」は「自一条北、自東洞院西、至于梅宮」が守備範囲であった(『吉記』寿永二年七月三十日条)。この時点では義仲と同類の光長であったが、その後に意志を異にして対立し、十九日の合戦では法皇方にいて義仲を敵にまわすことになった。その結果、「伯耆守光長・子息判官光經、父子共にうたれぬ」(『平家物語』(卷第八、法住寺合戦)と義仲軍のために敗死した。なお、法住寺合戦で興味を惹くのは今回の発掘調査で出土した甲冑のことである。この件については別節で詳細に考証されるはずであるが、鎧形を伴った兜は鎧巻などの中合戦場面を眺めても一集団の中に1人ないし2人ほどである。ということに鑑みると、出土した甲冑の所持者はかなりのクラスの武将であると考えられ、院衙でいえば光長のような人であろうが、誰のものかは決め手を欠く。なお『玉葉』の十一月二十八日以下に登場する光長(藤原姓)は伯耆守とは別人である。
- 110)『吉記』寿永三年四月十六日条によると後白河法皇は、この日の夜、白川押小路殿へ移徙されたが、この御所について「本是鳥羽院仙居、高松院御伝領、次被奉建春門院高倉院之後、為建春門院御領、而有續置奉院了、法住寺殿之外依無他御所。今加修造所令渡御也」とあり、この時点での後白河法皇の院御所は法住寺殿のほかになかったので、それが焼亡したこと、越春門院御領であった白川押小路殿を御所としたということであった。
- 111)『吾妻鏡』建久二年二月二十一日条。
- 112)同上、建久二年十月十日条に「成勝寺執行昌寛法橋為使節上洛、是法住寺殿修造之間、差假前摂部頭賴能・大夫判官広元・昌寛、三人行事也、而昌寛去比依召難帰参、為終其功、重以上洛云々」があり、さらに法住寺殿造営のための頼朝進献の牛のことや法皇御移徒の翌朝に進上されるべき鶴毛の馬3疋を京に運んだことなどが知られる(『吾妻鏡』十月一日)。

- 十一月三日条など)。
- 1113)『華頂要略』百二十一、「天台座主記」二、第六  
十一法印顕真条、参照。
- 1114)『仙洞御移徒部類記目録』(『大日本史料』第四編之三所収)第十二、後白河院丁下。
- 1115)『玉葉』建久二年十二月二十日条。「資実御記」(『歷代残闇日記』卷三十所収)十一月二十六日条には「今日右府云、法住寺殿御波來月十六日、荳御所御波同廿日、已上各可申沙汰者」とある。
- 1116)『吾妻鏡』建久二年十二月二十九日条に「戸部<sup>御房</sup>・井房二品局等状到着、法住寺殿修理被盛美事、所被賀申也。凡今年、於京都件造宮、於関東又鶴岡遷宮、幕府新造、云是云彼、不費民戸而令成大功等給之條、人莫不感申」とあり、そのことがよくわかる。
- 1117)『吾妻鏡』建久二年十二月二十四日条。
- 1118)同上、建久三年二月四日条には「太上法皇漸御不豫、玉林令靈御」とある。『玉葉』同日条ほか参照。
- 1119)『玉葉』建久三年二月十八日、『明月記』同年三月十四日条、参照。
- 1120)『玉葉』建久三年三月十三日、『吾妻鏡』同年三月十六日条。
- 1121)『吾妻鏡』建久三年三月二十六日条。なお法皇遷化の刻に丹後局が落飾している。
- 1122)例えば『玉葉』建久五年閏八月十六日、「吾妻鏡」建久六年五月二十三日条など。なお建久七年十一月二日には法華堂僧房が焼亡している(『百跡抄』)。
- 1123)『都禪記』(『大日本史料』第四編之十所収)承元三年八月三日条。この折の新造御所は入道民部卿藤原範光の居所であり、春宮御所ともなったところであるが、「西面飛泉掘出之間、忽為仙洞所被造宮之、更般大式模実御、自余屋々相分人々、令經營之、又鳥羽新御所、法住寺殿舍屋少々所被燒渡也」というものであった。
- 1124)「法住寺殿の中御所」「朝顕の行幸の日は、法住寺殿の御殿、内御方の御しつらひありて、東の二樓、裏殿の東の邊にかけて女院の御方なり。打出の前より裏殿の東の廊、台盤所まで……」。後者の方は、嘉応二年(1170)正月三日の高倉天皇による院御所への朝顕行幸を述べたもので『玉葉』の同日条にも詳しい。この

両記事は建春門院生前のことであるが、女院崩御後は、健寿御前は八条院に仕えた。その折にも法住寺殿にいることもあつたらしく「法住寺殿などに候うて、最勝光院の方見やれば、尽きせず昔のみ思出でられて……」と故女院のことを回想している。また、この日記にみえる嘉応二年、高倉天皇の朝顕行幸のあった年の十月十九日に法住寺殿上歌合が行なわれた。その折の和歌は『千載和歌集』『統拾造和歌集』『長秋詠藻』に載っている。『長秋詠藻』の作者藤原俊成は後白河天皇の皇后藤原折子の皇后宮大夫の役にあった關係から法住寺殿における歌合、御供花などに頭を出し和歌を詠じている。ついでながら法住寺殿での和歌に関しては源頼政も和歌会に参加して和歌を詠じている(『三位頼政御集』)。

- 1225)例えは『吾妻鏡』淳仁元年十月十一日、「帝王編年記」正元元年十月二日、「吉統記」文永五年六月二十二日条など。
- 1226)『教言御記』応永十二年七月十三日、同十三年三月十三日、同十五年七月十二日、「教興御記」同二十年七月十三日、「山科家礼記」同十九年三月十三日、長享三年三月十三日、延徳四年三月十三日、「吉維御記」大永七年四月七日、天文十三年三月十三日条など。
- 1227)臼井信義「治世の交替と廷臣所領の転変—山科家の係争—」(『日本歴史』第253号所収、東京、昭和4年)、その所領と山科家のことについてはこの論文に詳しい。なお山科御影供御料のことは『教言御記』応永十二年八月十二日条以下に頻出し、『山科家礼記』寛正四年二月十二日以下にも出る。また御影堂については『山科家礼記』応仁二年(1468)三月十三日条に後白河院御年忌のこの日、宮園は法住寺殿に参詣し、「御堂東西三膳ノ御供、右ノ方ヨリ御ハシクテ御始候也、繪像御影ハ東庄御影堂ニ御座ノ御影也、御年四十二ノ御自筆也、当所御影堂施上之間法住寺殿へ入申也」とある。なお山科家の莊園、御影堂領および山科御影堂の位置などについては今谷明『吉維御記』—公家社会と町衆文化の接点—(東京、昭和65年)に詳しい。
- 1228)『宣胤御記』文明十二年正月四日条。
- 1229)『山科家礼記』文明十三年三月十三日条の「今朝法住寺殿本所御奥にて御參、衣冠、御供應

兵衛尉……予、中書參会候也、御興かきハ二  
百廿文取之、卅三間堂東前ニ予若時マテかね  
つき堂也、無之、法住寺殿大門唐門候、今度

一乱中無之、西御庭のいしてかき候、其き  
り石無之」との記載による。

130)『宮庭御記』天文十四年五月七日条。

付.

### 法住寺・法住寺殿年表

年号	月日	事項	出典
永延二(988)	3・26	右大臣藤原為光、法住寺を供養す 五間堂一宇・法華三昧堂一宇・常行三昧堂一宇を建立す	日本紀略・扶桑略記
寛弘三(1005)	6・16	左衛門尉藤原文行、法住寺にて帶刀藤原正輔と鬭争	御堂開白記
万寿二(1025)	10・16	藤原齊信女(中納言長家妻)法住寺に於て七七法事を修す	小右記・栄花物語
長元四(1031)	7・14	法住寺の法師ら馬寮夫と争う	小右記
	15	法住寺僧都尊光、痴病を頃い、五大堂に籠居す	小右記
長元五(1032)	12・8	法住寺焼亡	小右記
久寿二(1155)	9・11	故近衛天皇の七七日御誦經を法住寺以下の七ヶ寺で行う	兵範記
保元元(1156)	正・7	後白河天皇、中納言入道藤原清隆の法住寺堂に方違行幸す	山槐記
保元三(1158)	10・23	信西の妻(後白河院乳母)、法住寺に清淨光院(一間四面繪皮葺堂)を供養す	兵範記
応保元(1161)	4・9	後白河上皇、密々に法住寺殿へ御幸、その日の内に還御	山槐記
	13	上皇、東山御所こと法住寺殿へ移徙 皇后宮(時に冷泉高倉殿に御す)同車	山槐記・兵範記
	19	後白河上皇、法住寺殿より上西門院の所へ初御幸	上皇御所移徙記
	8・2	上皇、法住寺西御所に渡御	兵範記
	3	上西門院、大炊御門殿より法住寺殿(西御所)へ御幸 上皇、七条上(北)御所に渡御	山槐記
長寛元(1163)	正・2	二条天皇、法住寺殿に朝覲行幸	顯広王記
仁安元(1166)	10・10	憲仁親王、立太子の事により、父後白河上皇と七条上御所から東三条亭へ	兵範記・玉葉
	11・7	上皇、鳥羽殿から七条殿に還御	兵範記・上皇御所移徙記
仁安二(1167)	正・4	法住寺新御所移徙難事定め	兵範記
	19	上皇、法住寺新造御所(南殿)へ渡御 平治子、夜殿に御す	兵範記・上皇御所移徙記・顯広王記
	20	東宮(憲仁親王)、院御所に朝覲行幸	兵範記・玉葉・顯広王記
	28	六条天皇、院御所へ朝覲行幸	顯広王記・兵範記・愚昧記
	2・11	東宮、藤原邦綱事より院御所(法住寺殿)へ渡御	玉葉
	4・4	上皇、東宮と共に法住寺御所より七条御所に渡御(上皇は下御所、東宮は上御所を御座所とす)	玉葉
	5・1	七条殿新馬場で競馬あり	山槐記・玉葉
	4	藤原(中山)忠親、七条殿ついで法住寺殿へ参る	山槐記

仁安二(1167)	6・16	法住寺殿内に不動堂(東山寺)を供養す	兵範記・玉葉・愚昧記
	10・15 25	上皇、七条殿(北殿)から密々に法住寺御所に渡御、のち還御 上皇、法住寺御所から日吉社へ御幸 女御、七条殿御棧敷で見物す	兵範記
仁安三(1168)	正・6	東宮、御在所七条河原(東山東殿)から院御所へ朝覲行幸	兵範記・玉葉
	2・19	東宮受御(高倉天皇)、東山七条御所より攝政藤原基房の閑院 第へ行幸	玉葉・兵範記
嘉応元(1169)	3・9	平滋子、立后宣旨	玉葉・兵範記
	15	上皇、七条殿より南御所(法住寺殿)に渡御	玉葉
	20	高倉天皇即位、滋子皇太后となる	兵範記
	26	滋子、院御所から内裏へ入る 上皇、七条殿棧敷で見物	兵範記
	4・9	新院(六条上皇)、法住寺殿に初御幸	兵範記・愚昧記
	8・2	上皇・皇太后(滋子)、法住寺殿へ渡御	兵範記
	4	高倉天皇、法住寺御所に行幸し、後白河上皇・皇太后に観じ給う	玉葉・兵範記
	2・13	皇太后、法住寺殿から日吉社へ行駕 諸、七条殿棧敷で密々に見物	兵範記・愚昧記
	14	皇太后、日吉社より法住寺殿に還御、上皇、昨日の如く見物	兵範記・愚昧記
	3・13	上皇、高野山(弘法大師聖廟)へ御幸、為に去る7日から法住寺御所に於て御精進始む	兵範記
嘉応二(1170)	4・12	平滋子、女院号を得て建春門院と称す	兵範記
	19	法住寺御所西廊を殿上となし、(元院殿上)建春門院殿上始を行う	兵範記
	6・17	上皇、法住寺御所の御懇法堂に於て出家す	兵範記・玉葉
	11・20	建春門院、七条殿から内裏へ御幸 高倉天皇、女院御所(弘徽殿)に密々渡御	兵範記・愚昧記
	12・16	後白河法皇、御仮名を七条殿で行う	兵範記
	4・21	法皇、木津より法住寺御所へ還御	兵範記
	10・19	建春門院の御所で和歌会催さる	玉葉
	10・	法住寺殿々上歌合	帝王編年記
	正・13	天皇、元服後初めて父法皇の法住寺殿に朝覲行幸	玉葉・平家物語
	10・8	法皇、建春門院と共に上西門院の御室供養に御幸	玉葉
承安元(1171)	14	高松院(鳥羽皇后女弟子内親王)念仏聽聞のため法住寺殿へ渡御	玉葉
	12・2	平徳子、上皇の摂子として從三位に叙し、院殿上(法住寺殿)に於て入内の難事定めを行う	兵範記・玉葉・百錦抄
	10	建春門院、御仮名を七条殿で行う	玉葉
	14	平徳子、法住寺殿より入内す 法住寺殿には法皇と女院が同居(この朝、法皇と女院は七条殿御棧敷に渡御[見物の為]) 徳子と母平時子は今朝、法住寺殿に渡御 寝殿の御装束、鋪設等は永久の例(待賢門院徳子)に準ずる 徳子、此御所で御装着を行う	玉葉
	正・19	高倉天皇、法住寺殿に朝覲行幸	兵範記・玉葉
	2・3	建春門院、新御堂(最勝光院)上棟、藤原(九条)兼実、院御所及び新御堂へ参る	玉葉

年号	月日	事項	出典
承安二(1172)	6・21	法住寺殿復殿で孔雀經法を行う(6・26, 結願)	玉葉
	7・21	法皇・女院、新造三条西殿に移徙	玉葉・上皇御所 移徙記
	8・16	法皇、北殿新造小御所に密々の御幸	玉葉
承安三(1173)	⑩・16	法住寺殿で閑駄あり、天皇行幸	玉葉
	正・13	高倉天皇、法住寺殿へ朝覲行幸、西対を御所とす 女院、法住寺殿へ方進御幸	玉葉・愚昧記
	4・12	法住寺殿内東南の董御所焼亡、七条殿御所は頬焼免がる	玉葉・百錦抄
承安四(1174)	29	文覚、院御所に参り、神護寺再興を法皇に奏請	玉葉・平家物語
	6・5	上皇、七条殿桟敷で僧正覺度の入寺を見物	吉記
	9・25	高倉天皇、法住寺殿に於て童舞を見る(去夕行幸)	百錦抄
	12・25	法住寺殿へ方進御幸	玉葉
	正・11	院御所(法住寺殿)へ朝覲行幸	玉葉
	2・6	天皇、法住寺殿へ方進御幸、法皇、女院と共に閑駄を見る 夕刻、3人同船で最勝光院へ臨幸	吉記・玉葉
	7	天皇、法住寺殿で呪師、散楽を見る、のち退御	吉記・玉葉
	26	夕刻、女院、最勝光院から船で法住寺殿へ渡御	吉記
	3・7	天皇、院御所(法住寺殿)へ方進御幸	玉葉
	8	院御所で今様会あり	玉葉
安元元(1175)	10	天皇、院御所から退御	玉葉
	4・21	上皇、尊勝陀羅尼供養を東御懇法堂で行う	玉葉
	22	天皇、院御所へ方進御幸	玉葉
	8・2	天皇、院御所へ行幸 七番相撲を見る 瘦殿にて法皇・関白藤原基房と共に見る	玉葉・愚昧記・ 吉記
	10	法皇・女院、新造七条殿へ移徒	吉記・百錦抄・ 上皇御所移徙記
	15	法皇・女院、七条殿へ渡御の後、初めて上西門院の東山殿へ御幸	吉記
	9・1	法住寺殿に於て今様あり 後白河法皇、口遊む(十五夜間毎夜 一番)	百錦抄・吉記
	3	法住寺殿法華堂の御佛座・光背等の絵様を院に奏覽	吉記
	13	法皇、簾中にて今様を口遊む	吉記・栗塵秘抄
	11・27	法皇・女院、修造後の南殿に渡御	上皇御所移徙記
安元二(1176)	正・4	天皇、法住寺殿に朝覲行幸	玉葉
	4・25	院御所(最勝光院御所)近辺火事、頬焼を免る	玉葉・清昇眼抄
	7・11	法皇・女院、法住寺辺新御所(最勝光院南町)に渡御	玉葉・上皇御所 移徙記
安元三(1177)	8・16	法皇皇子、天台座主明盛の弟子として院御所(七条殿)から明 盛の房に渡る	山橿記
	正・23	法皇、南殿から北殿(七条殿御所)に渡御、御賀の舞を見る	玉葉
	3・2	2日後の法皇御賀の為、法皇・女院、南殿に御幸、中宮行啓、 天皇も臨幸	玉葉
	4	法皇50才の御賀を東山御所(法住寺殿)で行う	玉葉・平家物語 顯慶王記

安元二(1176)	3・5	南殿に於て御退あり	玉葉
	6	南殿にて後寢を行う	玉葉
	4・2	上皇、法住寺殿内の東南山に九間三面精舎一字を建立す	吉記・百錦抄
	19	高倉天皇、法住寺殿に方進行幸	吉記
	27	法皇、天台の戒を受ける為、延暦寺に御幸、正午に七条殿を出	吉記
		御女院、見物の為、桂敷に出御	吉記
	5・1	法皇、下山し、今熊野御精進を始む	玉葉
	6・8	法住寺殿(最勝光院カ)の池で小童が溺死す 最勝光院も三十日との記となす	吉記・玉葉
	9	女院二禁を病む、為に七条殿で七仏薬師法を修す 翌日、延暦王院で千手法を修す(6月、この記事多し)	・顕広王記
	7・8	種春門院崩御(35才)、為にこの日に予定されていた最勝光院方進行幸を中止	吉記・玉葉
	10	御葬礼、故女院の亡骸を延暦王院東に新造の法華三昧堂に葬る	玉葉・顕広王記
	24	法皇、臨時の仏供養を行う	玉葉
	8・13	五七日法事を七条殿寝殿で行う(7・14、初七日 21、二七日 8・6、四七日)	玉葉
	25	故建春門院(女院)の為に法会を行い、法華堂を供養す	玉葉・百錦抄・ 顕広王記
	正・8	故女院御月忌を七条殿で修す	愚昧記
	2・3	右近衛大将平宗盛(権中納言)拝賀、為に法皇、南殿に渡御 (北殿は伴あり)	玉葉
	4・5	(太政大臣)藤原師長、拝賀 法皇の所(南殿)へ行きしも、 法皇、北殿に居り、渡御されず	愚昧記
	8	故女院御月忌 法皇、七条殿内の御堂供養	百錦抄・愚昧記
	9	法皇、故女院の為に一品餞を供養す	愚昧記・玉葉
	14	衆徒蜂起の風聞あり、高倉天皇皇后を連れ、法住寺殿(南殿) へ行幸(翌日、閑院内裏に還幸)	玉葉・愚昧記 平家物語
	19	法皇、故女院の為に百ヶ日を限り法華八講を、法住寺殿の御 堂で行う(法皇、七条殿から渡御)	愚昧記
	5・16	延暦寺僧綱ら法住寺殿に詣で明恵の宥免を請うが、聽許ならず	愚昧記・百錦抄
	7・30	法皇、百日御八講結願、北殿内の新造念佛堂にて行う	玉葉
治承元(1177)	正・4	天皇、故女院崩御後、初めて法住寺殿に朝覲行幸	山桃記・平家物語
	4・29	天皇、法住寺殿へ行幸、法皇は天皇に謁せんが為に方進と称し て渡御	玉葉・庭桃抄
	5・1	九条兼実、法住寺殿に参る 駄殿上に於て乱遊・白拍子舞等あ り	玉葉・山桃記
	2	天皇、閑院内裏に還御	山桃記
	10・21	天皇、院御所(法住寺殿)に行幸	玉葉
	23	天皇、法住寺殿より還御	玉葉
	29	春日祭使藤原良通、九条亭より出立、法良宮(七条殿)へ参る	玉葉
	12・20	天皇、法住寺殿へ方進行幸 法皇は宇治へ方進臨幸、この為に 関白藤原基房は莫大な費用を投じ御所を新造	玉葉
	21	天皇、法住寺殿から内裏(閑院第)へ還御、法皇、院御所へ	玉葉
	正・2	天皇、院御所へ朝覲行幸	山桃記
治承三(1179)	正・2	天皇、院御所へ朝覲行幸	

年号	月日	事項	出典
治承三(1179)	正・14	中山忠親、法皇の法勝寺御幸に備え七条殿へ	山 桃 記
	23	天皇、法住寺殿へ方進行幸 上西門院・八条女院も御幸	山桃記・玉葉・百錦抄
	26	天皇還御	庭 桃 抄
	3・5	天皇、脱御所七条殿に方進行幸(3・7、還御)	山 桃 記
	19	七条殿に於て伊都伎嶋(巣島)内侍の舞(白拍子)あり(3・18、伊都伎嶋内侍、平清盛の西八条亭で舞あり、法皇密々御幸)	玉葉・山桃記
	4・17	天皇、夜、法住寺殿へ方進行幸、晚更還御	山 桃 記
	5・28	天皇、七条殿へ方進行幸	山桃記・玉葉
	6・17	東宮、言仁親王(安徳天皇)、法住寺殿に初の行啓(夜殿を星御座とす)法皇も七条殿から御幸	山 桃 記
	7・6	天皇、法住寺殿へ方進行幸	庭 桃 抄
	10	法皇、七条殿に於て五十ヶ日逆修を行う(8・30、結願)	玉 葉
	10・11	天皇、法住寺殿へ方進行幸 翌日、開院内裏に還御	山桃記・玉葉
	11・20	法皇、平清盛により鳥羽殿へ幽閉さる 院御所法住寺殿の四面を軍兵が包囲	玉葉・山桃記
治承五(1181)	②・25	法皇、法住寺御所に被御、のち密々還御	保暦間紀・百錦抄
	5・11	院御所、南殿(法住寺殿)で怪異あり	玉葉・平家物語
	12・13	法皇、新造御所に移徙、八条女院も同じく被御	吉 記
寿永元(1182)	正・10	法皇、法住寺新御所に御座	垂和二年記
	2・29	守覺法親王、仁和寺に五部大乗經を供養す 法皇、法住寺御所へ還御	吉 記
	3・5	法皇、今日より今熊野御精進を始む(法住寺殿に御精進屋あり)	垂和二年記
寿永二(1183)	8・4	前斎宮亮子内親王(殿富門院)、父法皇と共に法住寺新御所に同宿、この日立后宣旨あり	吉 記
	12	夕、前斎宮、院御所(法住寺殿)に行啓(来る14日の立後の為)	吉 記・玉葉
	2・6	南殿に於て尊勝陀羅尼供養 法皇、今熊野御精進より密々臨幸	吉 記
	21	安徳天皇(6才)、始めて法住寺殿へ朝顔行幸(正月は父高倉天皇の忌月により避く) 法皇、御所御残戻で見物、建礼門院(平律子)も前夜に臨幸	玉葉・吉 記
	29	南殿に五体不具徳あり、新御所に及ぶ	吉 記
寿永二(1183)	6・2	新御所に上西門院も御座	吉 記
	15	皇后亮子内親王、院御所へ還御	吉 記
	7・21	法皇、法住寺殿へ臨幸	五葉・吉 記
	22	藤原(吉田)經房、皇后宮(院新御所)へ行く、北面武士等院中を警固す	玉葉・吉 記
	24	晚更、安徳天皇、法住寺殿へ行幸、平時忠以下供奉 夜半、法皇、法住寺殿を出御	吉記・玉葉・百錦抄・平家物語
寿永二(1183)	9・19	源(木曾)義綱、院御所へ参る、法皇より御剣を給い、20日に平氏追討のため下向す	五 葉

寿永二(1183)	10・23	法皇、持仏堂に御す	玉葉
	11・16	洛中物忌につき、法皇、南殿に渡御	吉記・玉葉
	18	朝、後鳥羽天皇、密々に法住寺殿に臨幸 高倉宮(北院宮)日來。此院に御座するも去夜に遅電 上西門院と亮子内親王(皇后宮)も密々に双輪寺辺に渡御 横政藤原基通(法皇の御愛物)、今夜より院御所に参宿す	吉記・玉葉・百錦抄
	19	源義仲、院御所(法住寺南殿)を襲撃し放火す 公卿・侍臣、矢に当り死傷する者10余人、明服座主、切殺さる 法皇、横政藤原基通の五条東洞院亭へ 院中の壇の首100余、五条河原に懸けらる	吉記・玉葉・百錦抄・平家物語 古事記・愚昧記
	建久二(1191)	源頼朝、諸国に探し法住寺殿を遣當	吾妻鏡
建久三(1192)	2・21	法住寺殿修造を督促、為に成勝寺執行昌寛法綱を遣す	吾妻鏡
	10・10	頤真權僧正、法住寺南御所に於て安鎮法を修す	華頂要略・梶井門跡略指
	12・8	16 法皇、院御所六条殿から頼朝の造営による法住寺殿(東山南殿)へ渡御、丹後局(高階栄子、後白河院の寵妃)も参入 24 藤原(一条)能保、「法住寺殿御移徙記」を頼朝に送る 29 吉田経房、丹後局ら法住寺殿修理の功を頼朝に謝す	玉葉
	2・18	後白河法皇、法住寺殿・法華堂・蓮華王院・最勝光院・白川御堂・鳥羽・今日吉・今熊野等の所領の划分を指示す	玉葉
	3・13	(後白河法皇、六条西洞院邸で崩御) 法住寺殿・蓮華王院はか公家の御沙汰となる	玉葉・明月記
建久五(1194)	15	法住寺法華堂にて故法皇の奉葬	吾妻鏡(3・26条)
	⑥・16	法華堂にて故法皇の為の經供養あり	玉葉
	建久六(1195)	5・23 頼朝、旧院法華堂に参詣し、供僧等に施物あり	吾妻鏡
	建久七(1196)	11・2 法華堂僧房焼亡す	百錦抄
	建久九(1198)	正・27 後鳥羽上皇、俄に法住寺殿に御幸、源(久我)通親ら應從	明月記
承元三(1209)	8・3	上皇、新造御所(三条坊門島丸殿、法住寺殿の舍屋を少々壊して移築す)に移徙	都禪記・猪隈閑白記
	安貞元(1227)	⑧・6 法住寺殿三衛堂の仏供料について近辺の河原の田(別当の得分)の事を議す	明月記
	文永五(1268)	6・22 異國(蒙古)の事により、山院使を法住寺ほかに発遣す	吉統記
	元亨二(1322)	3・16 法住寺殿法華堂で御誦経を行う、後伏見法皇・花園上皇御幸	花園天皇宸記
	応永十二(1405)	7・13 藤原(山科)教興(教宮の子)、法住寺殿法華堂に参詣す	教言御記
応永十九(1412)	8・12	山科教興、法住寺殿山科御影供御料足百文を進上	教言御記
	3・13	山科教興、法住寺殿へ参詣	山科家礼記
	7・13	山科教興、法住寺殿へ参詣(毎年参詣)	教興御記
応仁二(1468)	3・13	故後白河院御年忌(山科御影堂にある御影、御影堂焼亡の間、法住寺殿へ移す)	山科家礼記
	正・4	藤原(中御門)宣胤、法住寺御影堂に参る	宣胤御記

年号	月日	事項	出典
文明十三 (1481)	3・13	山科宮國、法住寺殿に参る 大沢久守の若い時分には三十三間堂前に鐘撞堂あり 法住寺殿大門、唐門すべて応仁の乱で焼失・山科宮國、法住寺殿へ参る	山科家礼記 山科家礼記
明応元(1492)	3・13		
大永七(1527)	4・7	山科宮殿、三十三間堂へ参り裝束を着して法住院へ、故後白河院の靈前に御焼香し、三十三間堂にて裝束を脱ぎ帰る	言継御記 言継御記
天文十四(1545)	5・7	後白河院御影堂、法住寺三十三間堂など修造の備あり	言継御記 言継御記

## 蓮華王院年表

年号	月日	事項	出典
長寛二(1164)	12・17	後白河上皇、蓮華王院(法住寺千体羅音堂)を供養す(平清盛造)・御斎会に准ず、二条帝の行幸あり) 天台座主後円以下300口の僧參会	百錦抄・愚昧記 醍醐寺雜事記 百錦抄
永万元(1165)	6・8	蓮華王院の西方に泉涌く、貢賤これを汲む	
嘉応元(1169)	12・11	仁和寺宮覺性法親王、熱酒に悩み、蓮華王院に憩る(この日に薦去)	兵範記 玉葉
嘉応二(1170)	正・18	蓮華王院修正	
承安二(1172)	11・17	法印行海、御修法を修する間、御仏脇中に光明を發する物あり	百錦抄
承安三(1173)	正・18	蓮華王院修正、藤原(三条)実房參る	百思味抄記
承安四(1174)	2・8	蓮華王院塔心柱。来る16日に建立を定む	吉記
	11	蓮華王院に文庫あり	吉記
	7・18	五重塔、立心柱并に上棟	百錦抄
	8・13	宝鏡の御寄目録を編集す	吉記
	15	上西門院より引出物、梵書一面を宝鏡に納む	吉記
治承元(1177)	7・5	高倉天皇、亡母女院(建春門院)の為、宸筆御八請を閑院内裏にて、周忌御法事を蓮華王院にて修す	玉葉・顯広王記
	12・12	蓮華王院塔供養普禮	玉葉
	17	蓮華王院内に五重塔供養(千手堂の間に建立) 後白河法皇・上西門院・中宮(平徳子)渡御、高倉天皇行幸	玉葉・愚昧記・帝王綱年記
治承三(1179)	10・2 ~4	蓮華王院總社祭(毎年恒例)	山桃記・玉葉
	10・6	法皇、蓮華王院に參籠	玉葉
	11・20	法皇、蓮華王院中尊前にて八万四千基の小塔を供養	吉記
寿永元(1182)	正・18	蓮華王院修正	吉記
	7・10	權僧正寔寔、蓮華王院にて入滅(淨土寺へ向う途中で逝去)	吉記
	9・12	蓮華王院にて州坂千手供を行ふ	吉記
寿永二(1183)	正・18	蓮華王院修正、法皇御幸	玉葉
	7・28	諸卿、院御所(蓮華王院)に集る 源義仲・行家を蓮華王院御所に招き追討の事を仰す 両人、地に跪きて之を承る	吉記・玉葉
	30	院御所で大事を裁定す	玉葉
	11・10	蓮華王院内の北斗堂供養	玉葉
文治三(1187)	正・18	蓮華王院修正会、法皇御幸	玉葉
建久二(1191)	正・18	蓮華王院修正	玉葉

建久三(1192)	3・14	蓮華王院宝藏に納める宝物散出す	玉葉
	4・25	故後白河法皇(三月十三日崩御)の七七御斎会	明月記
	6・27	宝藏を開き公家より始めて御書の御沙汰あり	百錦抄
建久四(1193)	3・9	蓮華王院中に法皇周忌御法事のため一堂を建立し供養す(丈六阿弥陀三尊ならびに不動尊などを安置)	帝王編年記
	12・15	蓮華王院宝藏の琵琶など御道具一式を宣陽門院(後白河法皇女、親子内親王)に進上の事を九条兼実が提案	
正治元(1199)	10・3	蓮華王院總社祭、後鳥羽上皇、密々御幸	玉葉
建永元(1206)	4・10	蓮華王院修造中	猪隈閑白記
建暦元(1211)	3・19	奈良法師、大挙して蓮華王院宝藏に入り假・仏像等を盗む	三長記
建暦二(1212)	2・27	夜、盜人ら蓮華王院宝藏の戸を焼き切り御刻はかを盗む	吾妻鏡抄
建保元(1213)	9・16	後鳥羽上皇、蓮華王院へ御幸し、宝院を御覧	百百鏡抄
天福元(1233)	正・18	後鳥羽法皇、蓮華王院へ御幸	明月記
仁治三(1242)	12・21	蓮華王院總社破損	平戸記
寛元四(1246)	3・13		葉黃記
宝治元(1247)	④・20	蓮華王院の修造の事を譜す	
	2・29		
宝治二(1248)	10・1	蓮華王院總社遷宮	経俊御記
	3	蓮華王院總社祭	経俊御記
	④・7	蓮華王院御仏功の事	岡屋閑白記
建長元(1249)	正・18	後嵯峨上皇、蓮華王院修正会に臨幸	岡屋閑白記
	3・23	修補中の蓮華王院の塔・御堂(三十三間)・千体仏焼失(三条坊門以南、八条以北、西洞院以東、河原に至る大火)	帝王編年記・一代要記・百錦抄・岡屋閑白記
建長三(1251)	7・24	蓮華王院御仏始め	百錦抄・岡屋閑白記
	8・10	蓮華王院上棟(去々年3・23、焼失、豈核國宮作)後嵯峨上皇御幸	岡屋閑白記・百錦抄
	4・27	後嵯峨上皇、蓮華王院御幸	増鏡・一代要記
文永三(1266)	29	蓮華王院供養、一院(後嵯峨上皇)・新院(後深草上皇)同車にて御幸、女院(藤原姑子)御幸、龜山天皇行幸	帝王編年記
	正・18	蓮華王院修正、西院御幸	一代要記
文永四(1267)	8・22	皇居五条殿焼亡、借出し中の蓮華王院宝藏の玄宗絵を焼く	吉統記
文永七(1270)	正・18	弘安二(1279)	勤仲記
弘安二(1279)	正・18	亀山上皇、蓮華王院修正へ御幸	勤仲記
正応二(1289)	正・18	後深草上皇、蓮華王院修正へ御幸	公衛公記・勤仲記
正和二(1313)	10・29	盜人、宝蔵に入る、重宝は粉失せず、仏像・金物等1ヶ盗まる	勤仲記
元弘元(1331)	5・3	花園天皇、宝藏の繪一台を院より給う	花園天皇宸記
	12・19	粉失物等の検知のため宝蔵より筆六張・書籍等出す(翌年4・12、返納)	
応永三十三(1426)	5・21	中山定親、伏見よりの帰途、蓮華王院千手觀音像を拜見し、破壊を悲しみ	花園天皇宸記
永享五(1433)	12・11	蓮華王院修理の事を譜す	薩成記
永享七(1435)	8・25	三十三間堂修理の事	看聞御記
永享十二(1440)	正・18	蓮華王院修正	落涼軒日録
			建内記

年号	月日	事項	出典
文安元(1444)	正・18	蓮華王院修正	康富記
文正元(1466)	5・26	三十三間堂、去春より開帳	後法興院記
延徳三(1491)	8・21	源氏(近衛)故家、三十三間堂に参る 故後白河法皇の御影を拝見す	後法興院記

## 最勝光院年表

年号	月日	事項	出典
承安元(1171)	11・1	法住寺殿の近辺に阿弥陀堂の如き物の建造を企図し、後白河法皇・女院(建春門院)が平等院を歴覧	玉葉
承安二(1172)	2・3	建春門院、新御堂上棟(故藤原頼長御母堂の地) 法皇・女院 御堂へ御幸(御堂は東向き)	玉葉・百綱抄
承安三(1173)	6・6	法皇、新御堂に渡御(なお立石、鐘楼建造、壁板に押す箇など種々取決めす)	吉記
	28	雄勝棟上(障子絵として法花經仏像、地獄、廿八品、平野・高野行幸等の絵を描写する事を趣す)	吉記
	10・5	女院、新御堂御所に移徙 法皇、法住寺南殿より初めて渡御(なお両院は出家後により各々別の車で渡御)	玉葉
	16	新御堂の名を最勝光院とする	玉葉
	10・21	新御堂供養、堂の額縁を法皇の命により九条兼実が執筆	玉葉
	12・7	御所障子の高野行幸・平野行啓・日吉御幸園に供奉の公卿已下の顔の明確な描写あり	玉葉
	24	最勝光院の中の小御堂(御持仮堂)供養	玉葉
承安四(1174)	2・6	高倉天皇、法住寺殿へ方進行幸 爰て法皇・女院との3人、同船して最勝光院へ渡御	吉記・玉葉
	9	最勝光院にて二月会を修す(上御平時忠)法皇・女院、同船して臨幸	吉記
	18	法皇の命により、吉田経房、最勝光院に梅樹を植える	吉記
	19	女院、船で臨幸、櫻樹を覽む、法皇も渡御、のち同院退御	吉記
	23	小御堂にて理趣三昧を行う(初日)、未刻、女院、船で臨幸 守覚法親王、供養法を勧む(結願まで)、上西門院も渡御、法金剛院の供僧を起用(僧の宿所は法住寺北殿)	吉記
	30	理趣三昧結願、両院出御、殿以下、参仕の公卿18人	吉記・玉葉
安元元(1175)	2・14	小御堂にて百ヶ日御懺法始る(5・27、結願)	玉葉
	15	最勝光院にて二月会を修す	玉葉
安元二(1176)	8・18	故建春門院の為に最勝光院にて御斎会を修す(七月八日崩御)	顯広王記
治承元(1177)	2・15	最勝光院にて二月会を修す	愚昧記
	6・26	高倉天皇、亡母女院の御斎会を最勝光院にて行う	百綱抄・愚昧記
治承二(1178)	7・8	故女院の為に5日間を限り最勝光院にて法華八講を修す(初日、法皇は昨夜より渡御、7・12、結願、雨後永続とす)	玉葉
	12・2	塔心柱を建立す	百綱抄
	8	最勝光院にて御念仏結願	玉葉
治承三(1179)	7・8	最勝光院にて御八講始む(7・12、結願)	玉葉
治承五(1181)	2・2	最勝光院南御所(故建春門院御所)へ法皇渡御	玉葉
	25	安德天皇、故父高倉院のため最勝光院にて御斎会を行う	明月記・玉葉

治承五(1181)	④・4	平清盛薨去(64才), 東方で30人許の今様乱舞の声あり, 最勝光院の中という	百 錄 抄
	3・8	故高倉院御月忌を最勝光院にて修す	吉 記
	7・8	最勝光院にて御八講始む(7・12, 結願)	玉 葉
寿永元(1182)	7・8	最勝光院にて御八講始む	玉 葉・吉 記
寿永二(1183)	正・19	故高倉院の為に最勝光院にて御八講を修す(正・22, 結願)	玉 葉
	2・15	最勝光院にて二月会を修す, 後白河法皇臨幸	吉 記
	7・8	最勝光院にて御八講始む, 法皇, 新熊野より臨幸	吉 記
元暦元(1184)	7・8	最勝光院にて御八講始む(7・12, 結願)	玉 葉
文治元(1185)	7・15	最勝光院にて盂蘭盆会を行う	吉 記
文治三(1187)	2・15	最勝光院にて二月会を修す	玉 葉
建久二(1191)	11・29	後白河法皇, 最勝光院へ御幸, 御念仏を始む	都玉記
	12・20	法皇, 徒御後, 初めて最勝光院南堂御所(久我通親御造営)へ渡御	玉 葉・都玉記
嘉祥二(1225)	6・4	窃盗の所為で堂舎焼亡す	百録抄・明月記
	5	藤原定家, 最勝光院の焼亡により54年前の上様の事を回想, その後の衰退を歎く	明 月 記
	7・3	最勝光院御八講, 蓮華王院阿弥陀堂にて修すことを譲す(7・8, 僧行)	明 月 記
安貞二(1228)	3・3	最勝光院上棟	百 錄 抄
文暦元(1234)	8・11	最勝光院の南は觀音寺大路なり	明 月 記
嘉祥元(1235)	12・21	最勝光院寺務職の旗状の事あり	録 倉 追 文
正安三(1301)	2・17	高辻宮小路の近辺火事, 余炎で最勝光院頬焼	帝王編年記

## 今熊野・今日吉社年表

年号	月日	事項	出典
永暦元(1160)	10・16	熊野御体を新造社壇に移す(今熊野) 日吉御体を東山新宮に移す(今日吉) 後白河上皇御顯	百 錄 抄
永万元(1165)	11・8	上皇, 熊野御精進を始む(法住寺殿にて)	顯 広 王 記
仁安二(1167)	5・3	上皇, 東山新熊野(今熊野)に参籠	兵範記・山桃記
仁安三(1168)	6・16	平信範, 新熊野御所(上皇御座所)に参る	兵 範 記
嘉応元(1169)	4・12	平治子の院号定め, 為に上皇, 今熊野より還御	兵 範 記
嘉応二(1170)	11・26	今熊野社の祖廟・樹屋など焼失す, 本殿は類焼を免る	玉 葉
承安三(1173)	6・11	法皇, 今熊野御精進始む	吉 記
	14	法皇, 白地に今熊野を出御, 女院(建春門院)と三条殿残教で祇園会を見物	吉 記
	15	新熊野六月会, 女院, 見物の為密々に渡御	吉 記
	16	法皇, 今熊野出御	吉 記
承安四(1174)	3・1	法皇, 今熊野御精進屋に入る, 事終りて法住寺殿へ還御	吉 記
	3	今熊野三月会	吉 記
安元二(1176)	5・1	法皇, 延暦寺より下山, 今熊野御精進を始む	玉 葉
治承二(1178)	5・9	新日吉小五月, 法皇, 今熊野より御幸	山 桃 記
	11・8	法皇, 今熊野にて御八講を行う	玉 葉
治承三(1179)	4・6	法皇, 今熊野御精進屋に入る	山 桃 記
治承五(1181)	3・27	法皇, 今日吉社に参籠	吉 記

## 188 付・法住寺・法住寺歴年表 他

年 号	月 日	事 項	出 典
寿永元(1182)	3・7 15	法皇、今日吉社に参籠 院御者所の武士ら新日吉社にて競馬・流鏑馬を行う、法皇見物 (殆ど乱遊に及ぶ)	吉 記
寿永二(1183)	6・11 4・19 6・7 15 16 27	法皇、今日吉社より還御 法皇、今熊野に参籠、公卿殿上人ら田楽、乱遊あり 法皇、今熊野御精進始む 法皇、新熊野にて六月会を行う 法皇、今熊野より出御 吉田経房、新日吉社へ参る(本社(近江國)へ参るべき所。江 州物急ゆえ東山の新日吉社へ参る由)	吉 記 玉 番 百 錄 吉 記 吉 記 吉 記
	⑩・19	法皇、3ヶ日間、今比叡に参籠の予定で参るが天下騒然のため 還御	吉 記
寿永三(1184)	5・9 6・14	今日吉小五月競馬 今熊野六月会	玉 番 玉 番
文治元(1185)	正・27	法皇、新日吉社に参籠	吉 記
	5・6 7・9	吉田経房、院御所(今熊野)へ参る 京都大地震 法皇、参籠中の今熊野より六条殿に出御	吉 記 玉 番・吉 記
文治二(1186)	6・7	法皇、今熊野御精進始む	玉 番
文治四(1188)	3・2 4・13	今日より法皇、今熊野に参籠 院御所、六条殿換入 法皇は今熊野に参籠中、故に藤原能季が 火事の由を法皇のもとへ伝える	玉 番 玉 番
建久二(1191)	3・1	九条兼実、今熊野御精進屋に入る	玉 番
正和三(1314)	5・1	日吉神人ら武士と新日吉社で喧嘩、武士ら宝殿を破却す、死人 出る	花園天皇宸記

註: ○付数字は閏月を表わす。

## おわりに

法住寺殿跡—京都パークホテル新築敷地の発掘調査を実施してはや5年が経過した。昭和58年(1983)の12月22日は旧暦の11月19日にあたり、奇しくも寿永二年(1183)11月19日の木曾義仲による法住寺殿焼打の日から丁度800年目にあたる。このような節目の時にまぎりなりにも報告書を脱稿できたのは、一つの意義を持つと言えよう。

今回の調査では、法住寺殿跡の明確な建築造構こそ検出できなかったものの、

1. 平安時代後期の甲冑等を埋納した土壌の発見、
2. 井戸内を中心として、平安時代後期から鎌倉時代にかけての大量の瓦を発見し、その産地ごとの類別を行いたこと

の2点において、大きな成果をあげ得たと考えている。

その他にも、江戸時代における養源院関係の造構、方広寺大仏殿と関連すると思われる製鉄造構、またこれとほぼ時期を同じくすると考えられる大規模な土木工事の痕跡(溝・池等)を確認した。

また、文献学的な方面から、これまで杉山信三博士が発表されているものに加えて、法住寺—法住寺殿の沿革を明らかにした。

甲冑等を検出した土壌については第3章で詳しく述べているため、ここでは、主として出土した瓦についての若干のまとめをしてみたい。

本報告書では方広寺大仏殿以降の瓦を除いて、今回の調査で出土した瓦をI～V類に分類した。

その内わけは

- I類 播磨系の瓦
- II類 豊岡系の瓦
- III類 中央官衙系の瓦
- IV類 南都系の瓦
- V類 南都系の伝統を引き継ぐ瓦

である。

これらの瓦を出土した、C18・I13・G2・G3・G25・W8井戸の6基を、出土傾向の違いから2つのグループに分けられることを指摘した。

このうちの1つは、木組みを持つC18井戸とG2井戸でI～III類の瓦のみを出土し、南都系の瓦の出土を全くみないことを特徴とする。もともと、この2つの井戸については、瓦を含めて出土遺物が極めて少く、その中で井戸の埋没年代を決定するのは困難であるが、検出されている土師器や、2つの井戸に共通して出土している高台を持たない輪花のある瓦器塊などから、

ほぼ13世紀中葉に埋没したと考えられるのである。

これに対して、瓦の大量に出土したG 3井戸をはじめ、G 25・W 8井戸などは、遺物に若干の後世の模倣物が入るもの、出土している土師器から、14世紀代に埋没年代を置いて良いであらう。またこれらの井戸は、いずれも木組等の痕跡も無く、素掘りと考えられる状況で検出されている点も共通するところである。

この井戸内で発見された瓦の埋没年代をそれぞれ13世紀中葉および14世紀中葉とするならば、当然、これだけの瓦を投棄する原因となる、建物の焼失かそれに伴う新しい建物の建築工事を想定しなければならないであらう。

この時期に相当する記事を年表からひろってみると、

承久三年(1209) 上皇、新造御所に移徙。

安貞元年(1227) 法住寺殿三御堂の仏供料について近辺の河原の田の事を詔す。

文永五年(1268) 興國の事により、山陵使を法住寺ほかに発遣す。

元亨二年(1322) 法住寺殿法華堂で、御誦経を行う。

後伏見法皇、花園上皇御幸

応永十二年(1405) 藤原(山科)教興、法住寺法華堂に參詣す。

などで、焼亡等の記事としては15世紀後半の文明十三年(1481)年の記事の中に「法住寺殿大門、唐門、すべて応仁の乱で焼失」とあるのみである。

瓦を含め遺物の出土の少なかったC 18井戸、G 2井戸については、特に焼失等の大きな事件を契機と考える必要はないであろうが、G 3井戸、G 25井戸など、大量に瓦の投棄された井戸については、その葺かれていた建物と、焼失等による廃棄の年代について、今後の課題として残されたものと言えよう。

また、播磨、讃岐、あるいは南都と各地方から運ばれてきた瓦については、生産地でのこれまでの調査研究との十分な比較・研究を行い得なかった。特に播磨系の瓦については近年兵庫県明石市魚住を中心とした東播磨地方で、窯跡の発見・調査が相次いでおり、生産地と消費地各々での資料の検討がこれから重要な課題となるであろう。本報告では、とりあえず消費地における出土資料の提示にとどめたが、今後の課題として追求してゆく所存である。

南都系の瓦についてはこれまで京都でこれほど大量に発見された例は極めて少く、その意味で法住寺殿跡は特異な例と言える。この点も含めて、法住寺殿跡で、中央宮衙系の瓦の他に播磨、讃岐、南都系の瓦が大量に用いられていた意味を、文献の検索も含めて今後とも追求する必要があると考えている。

甲冑等を埋納した土壤と、その西隣の建物跡と考えられる方形の溝については、正確な年代決定や、堂宇の特定などはできなかつたが、歴史時代後期の武具の好資料として、出来るかぎりの資料呈示を行つたつもりである。今後、どれだけの資料の増加があるものか分らないが、少くとも、これまでの甲冑研究に考古学的な方法で分析を加えたものとして、画期的なものと自負している次第である。

なお、発掘調査中及び整理の段階で、調査指導をお願いした、福山敏男、杉山信三、木村捷三郎先生の他に、下記の方々をはじめ多くの先学の御教示を受けています。直接報告書に反映されなかったものもあるが、本報告が完成したのは、諸先学の御教示による所が大きく、ここに謝意を表する次第である。

池田次郎、樋崎彰一、河原正彦、龜井明徳、上原真人、堀内明博、百瀬正恒、吉村正親、梶川敏夫、横田洋三、銀柄俊夫  
（敬称略）

またW10土壙の甲冑・武具については、末永雅雄博士を初め、故山上八郎、山田紫光、山岸素夫、小野山範、白井洋輔、宮崎隆旨、北野隆雅、山口純一、宮下健司の諸氏の御教示と御協力を仰いだ。特に山岸素夫氏には何かと御指導を受けた。併せて深甚の謝意を表する。

さらに、中野政樹、西山要一両氏には、歴形象嵌技法について玉稿を賜わった。両氏の御努力によって、平安時代の新たな象嵌技法を明らかにすることが出来たのは、本報告における最大の成果の一つである。ここに明記して衷心より感謝の意を表するものである。

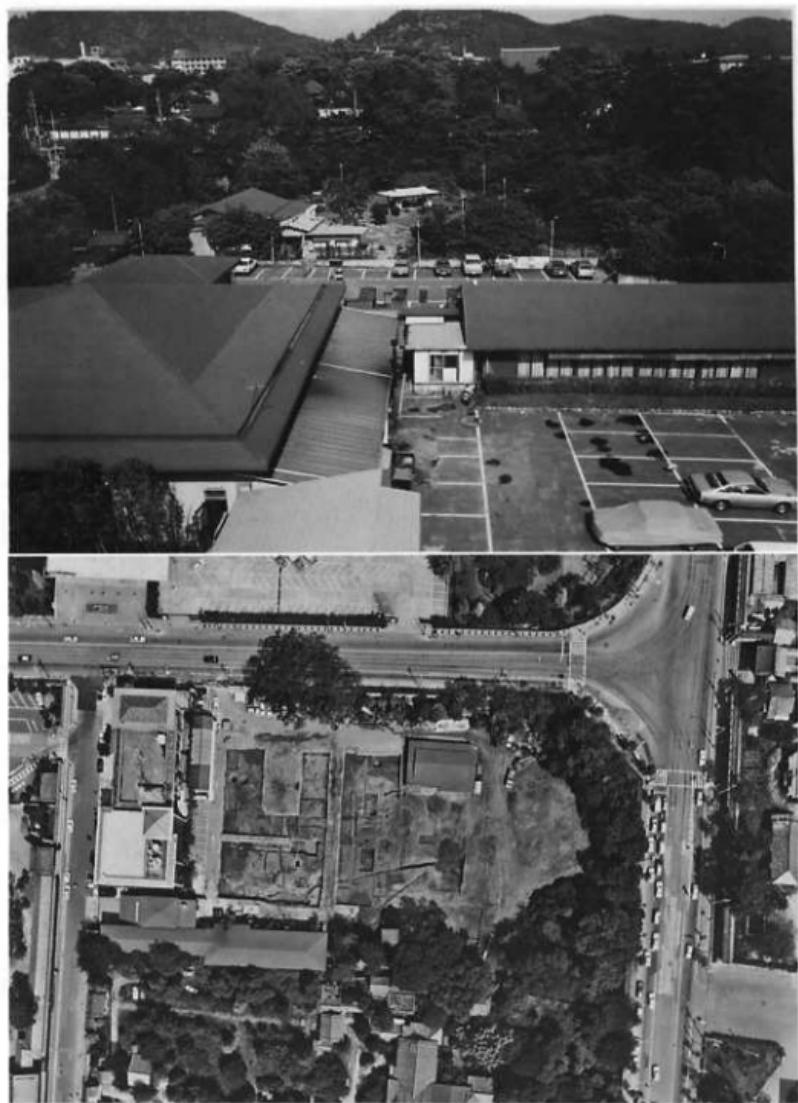
最後になったが、長期間に亘る発掘調査とそれに伴う多大の費用を、さらに甲冑等については、新築工事にくい込む現地での追加調査やレプリカの作製費用など、我々の希望に対し快く応えていただいた丸玉観光株式会社取締役会長木下彌三郎氏ならびに副社長木下右門氏に心から感謝の意を表するものである。また整理作業中、常に様々な面から御指導・援助をいただき、また木下彌三郎・右門両氏とのパイプ役としても御尽力いただいた木下美術館館長景山春樹氏に対し、厚く謝意を表するものである。

# 図 版

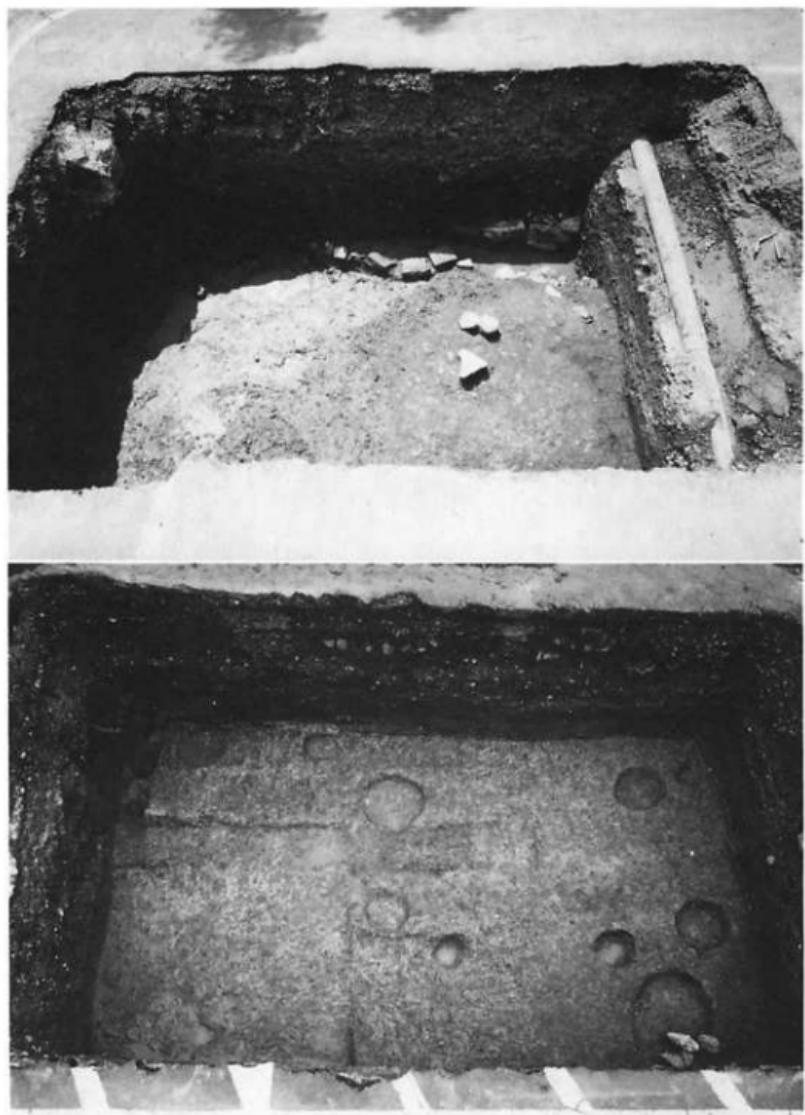


発掘調査地航空写真(東から)

図版第2

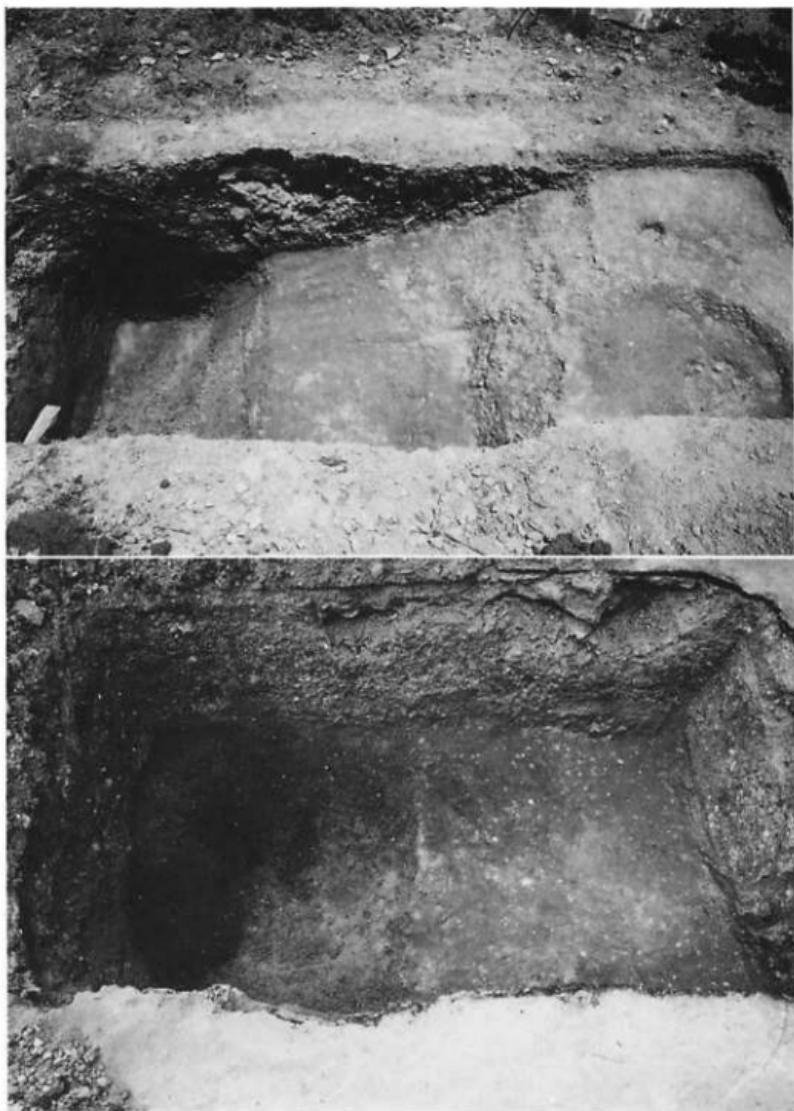


上：発掘調査前全景(西から) 下：完掘後全景(航空写真)



上：N区試掘坑 下：A区試掘坑

図版第4



上：Q区試掘坑 下：C区試掘坑

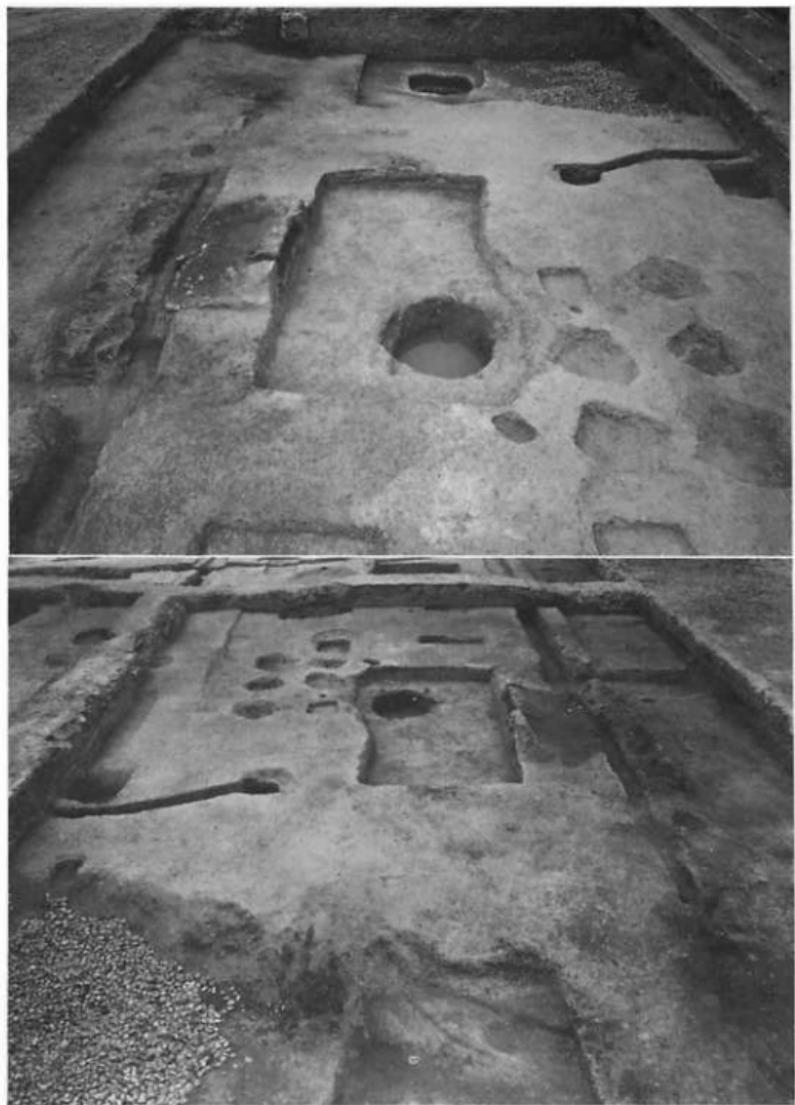


左：G区试掘坑 右：Y区试掘坑

図版第6

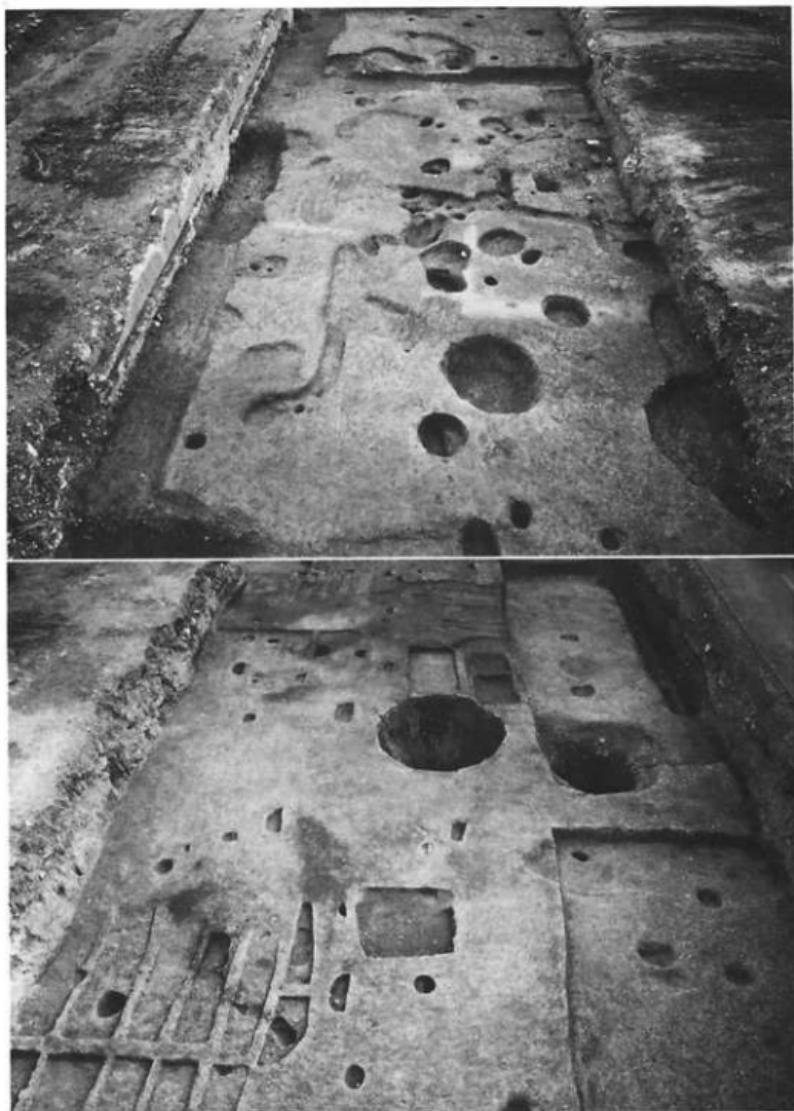


上：完掘後全景(東から) 下：I, J, Q, P, W, X区全景(北から)



C. I 区全景 上：南から 下：北から

図版第8

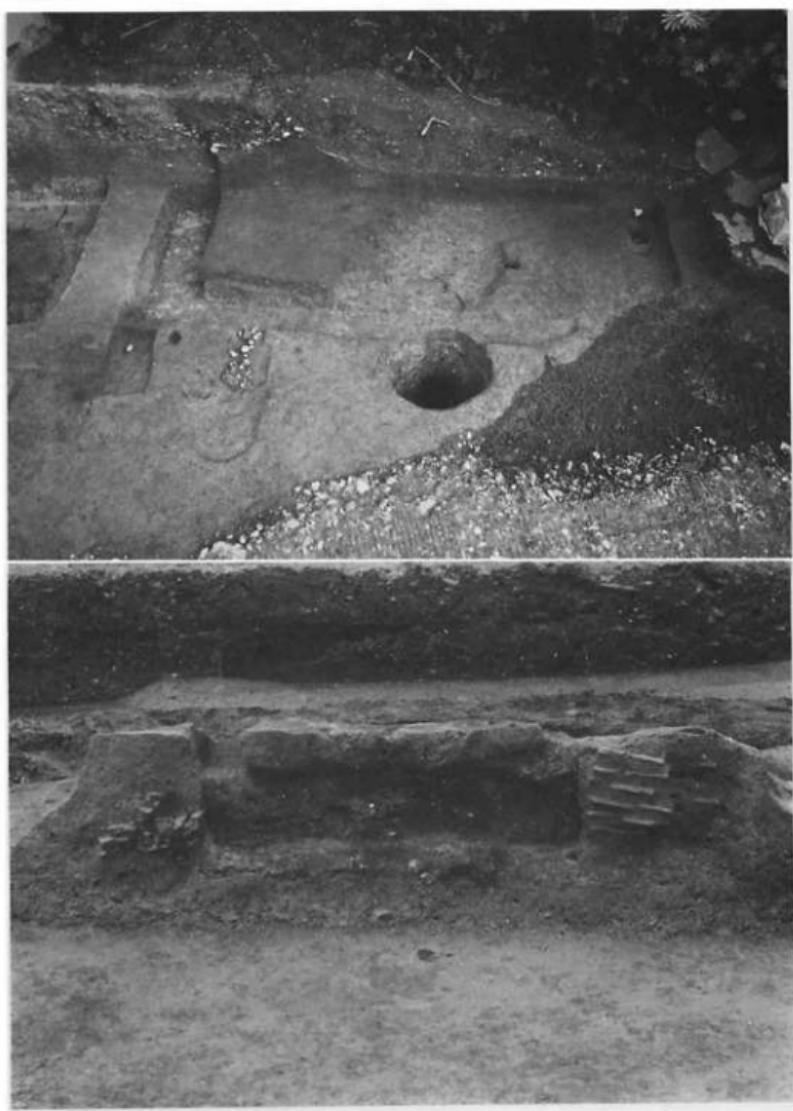


上：B, H区全景(北から) 下：A, G区全景(北から)



左：N, O区全景(西から) 右：G, H区南半(西から)

図版第10

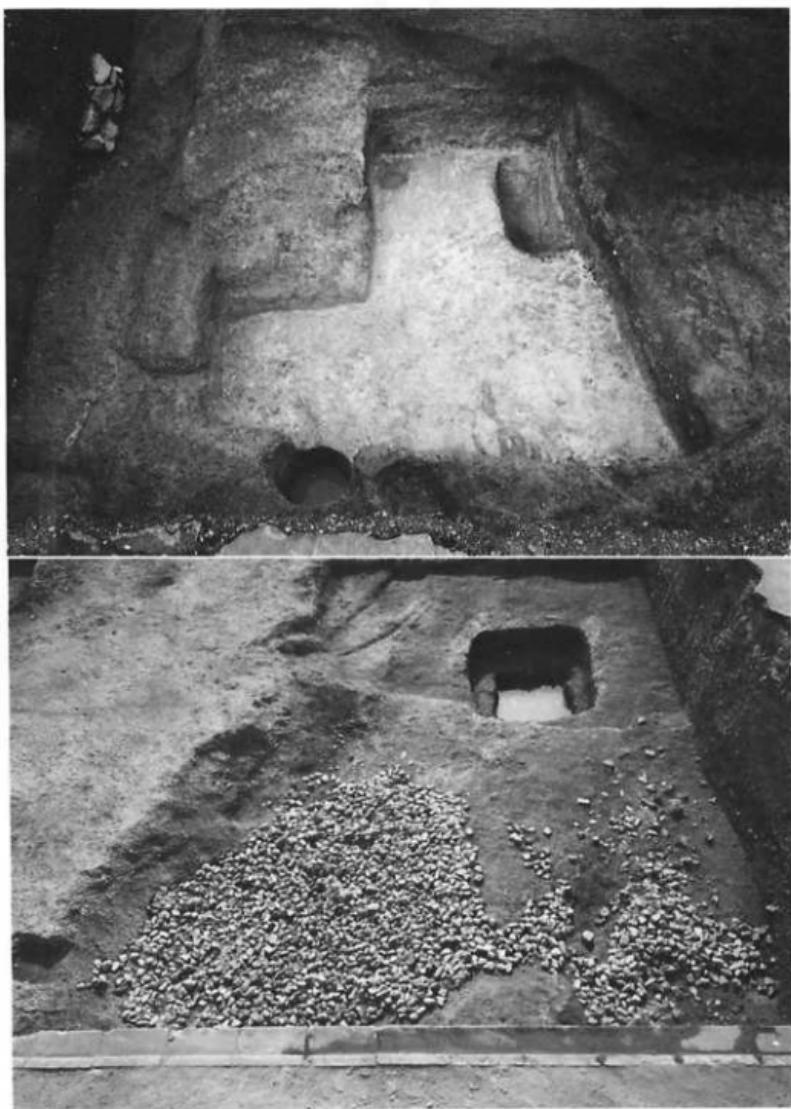


上：W8溝(北から) 下：I12溝(東から)



上：C22炉(西から) 下：同細部

図版第12

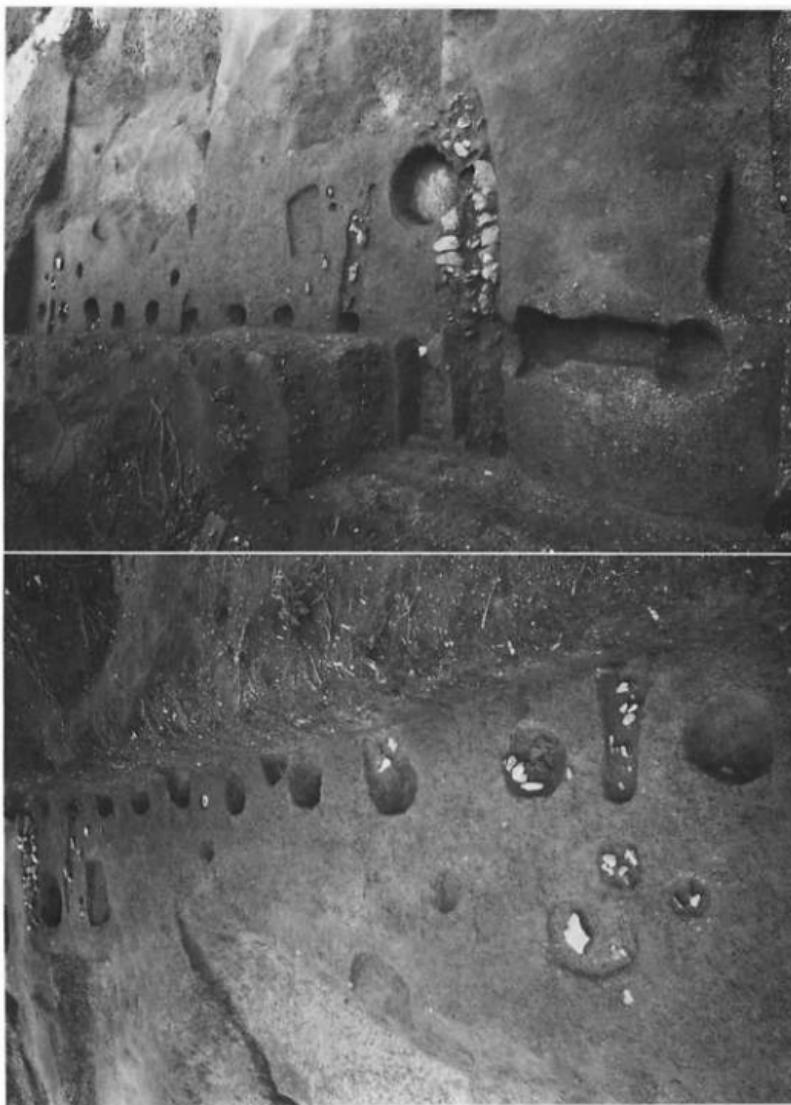


上：N区L形壙とN22井戸(南から) 下：C区礫群(東から)



G-N区溝 左：北から 右：南から

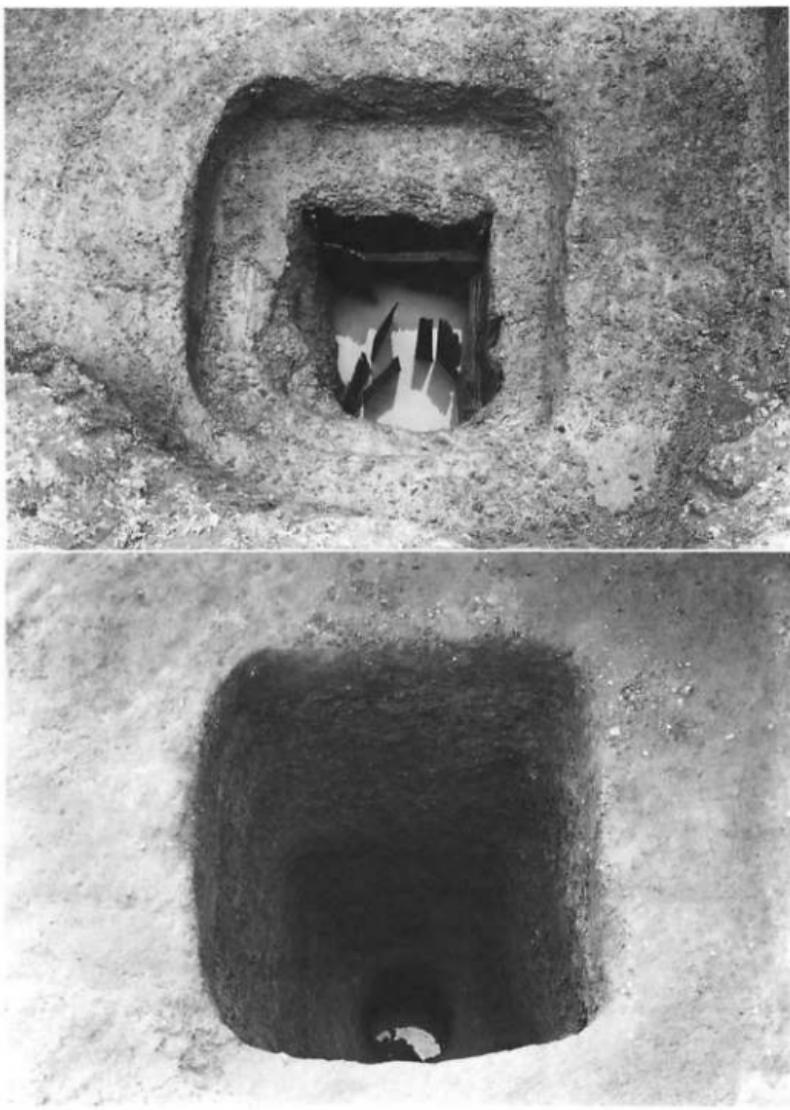
図版第14



W-XIV柱列 左：西から 右：東から



Y1区瓦積遺構 上：北から 下：西から

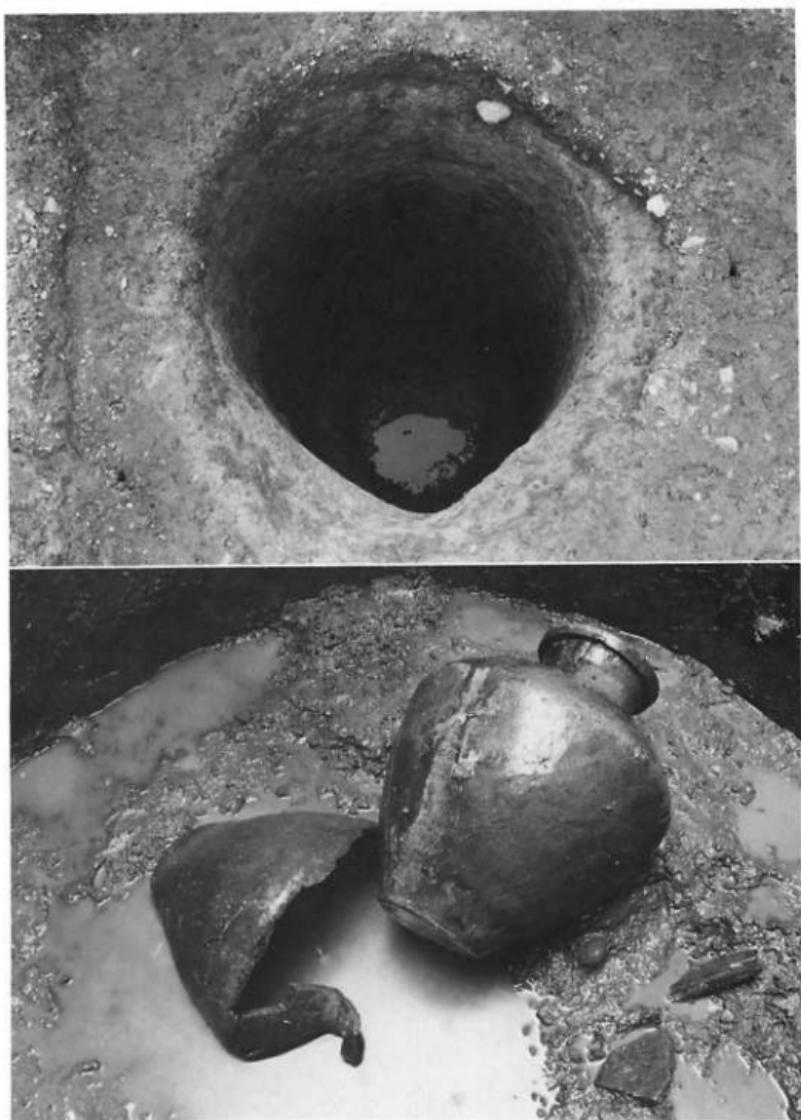


C18井戸 上：木棒検出状態 下：完掘後

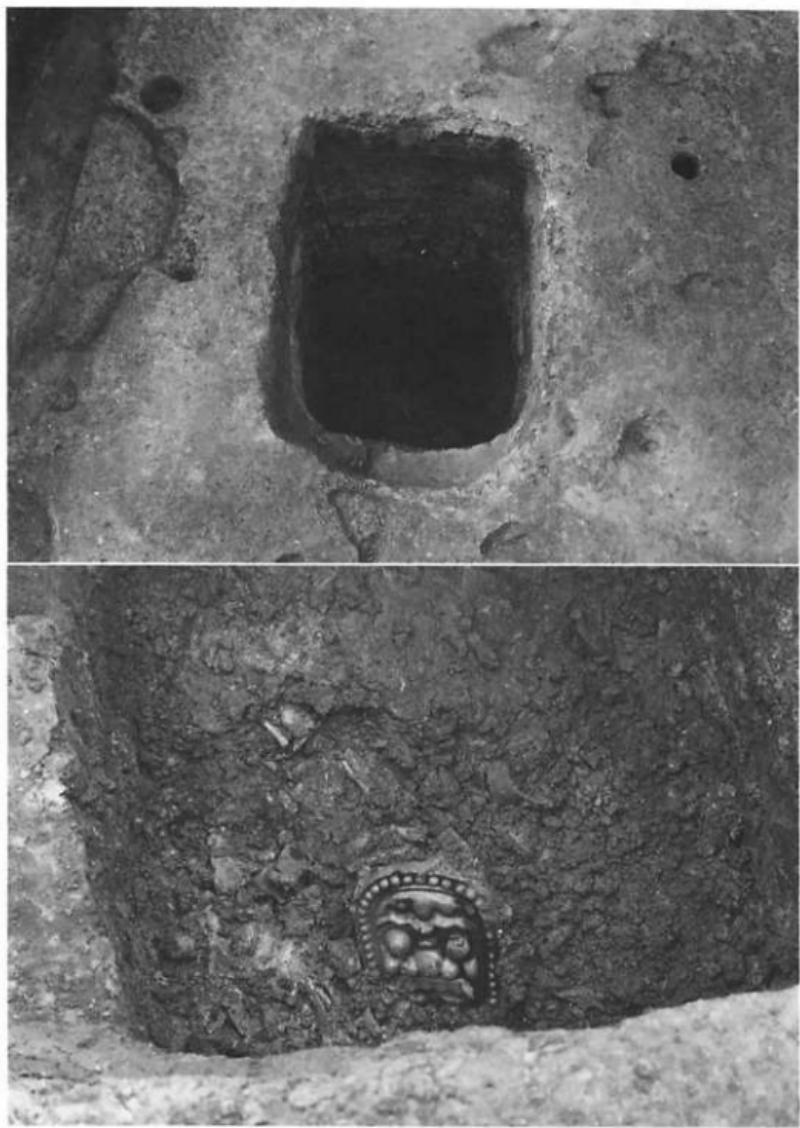


W8 井戸凝灰岩地覆石換出状態

図版第18



上：II3井戸 下：同常滑壺出土状態



上：G25井戸 下：同鬼瓦出土状態

図版第20

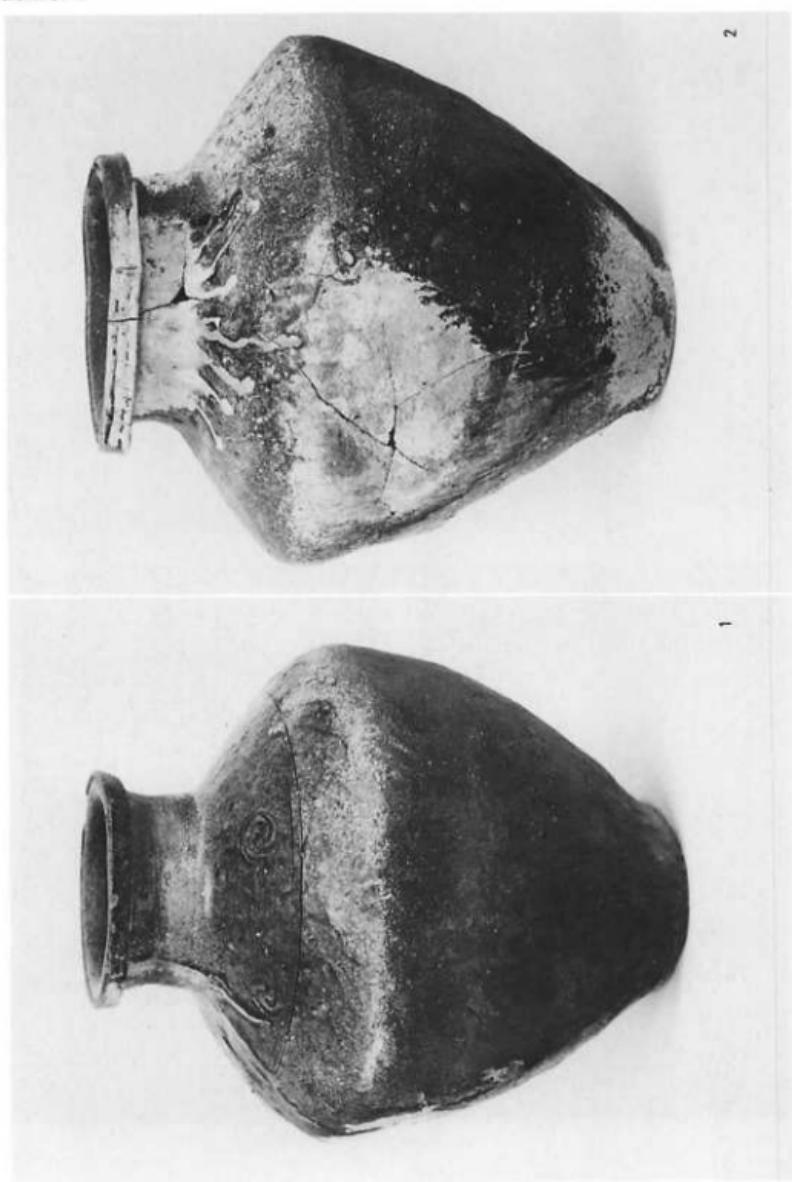


上：G3井戸 下：G 3 井戸(手前)と G2井戸(東から)



G 2 井戸 上：木枠検出状態 下：同完掘後

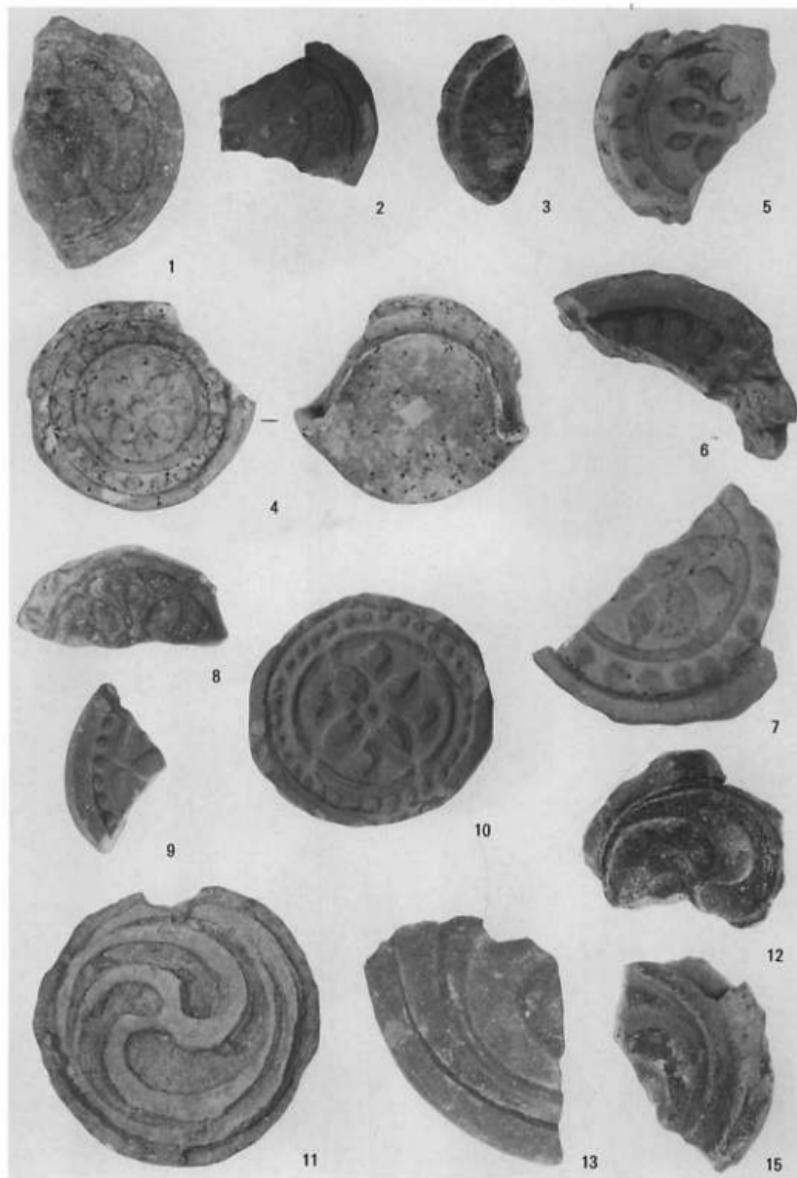
図版第22



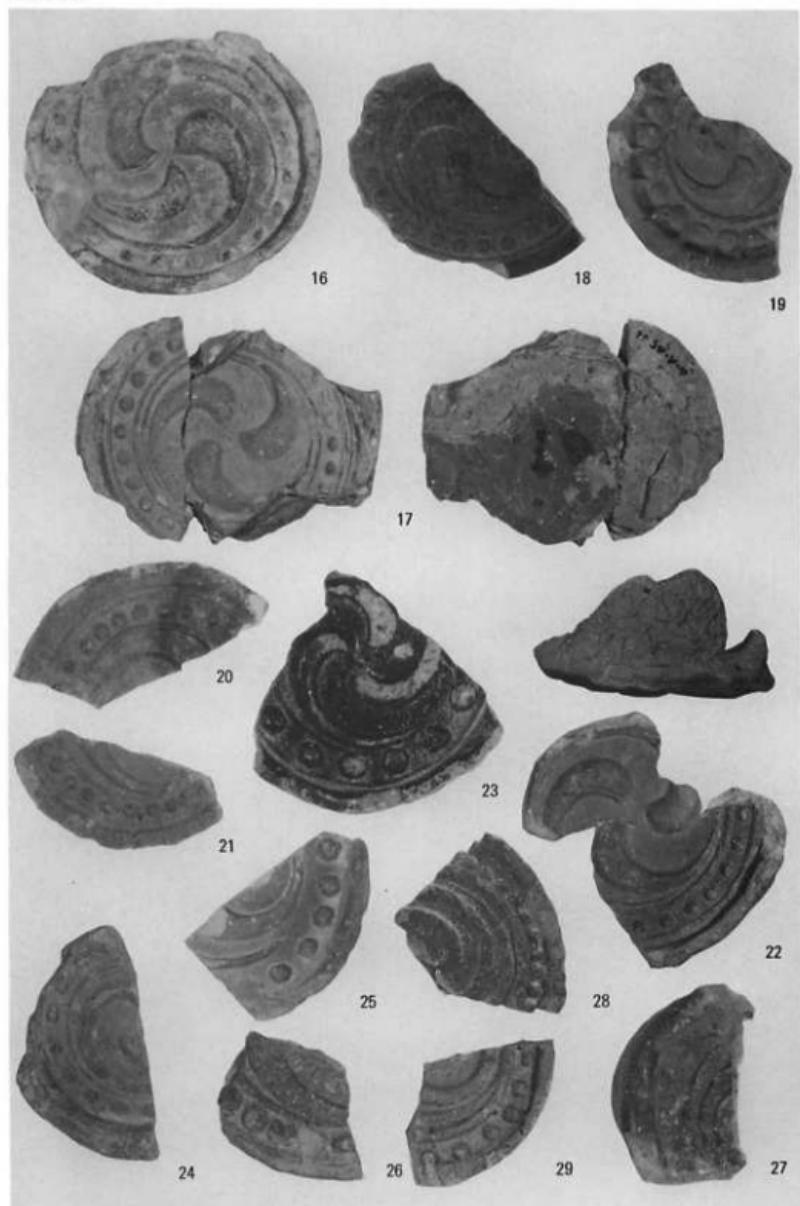
G25井戸出土常滑壺

2

1



1 類軒丸瓦(1)



I類軒瓦(2)



1



2



3



6



4

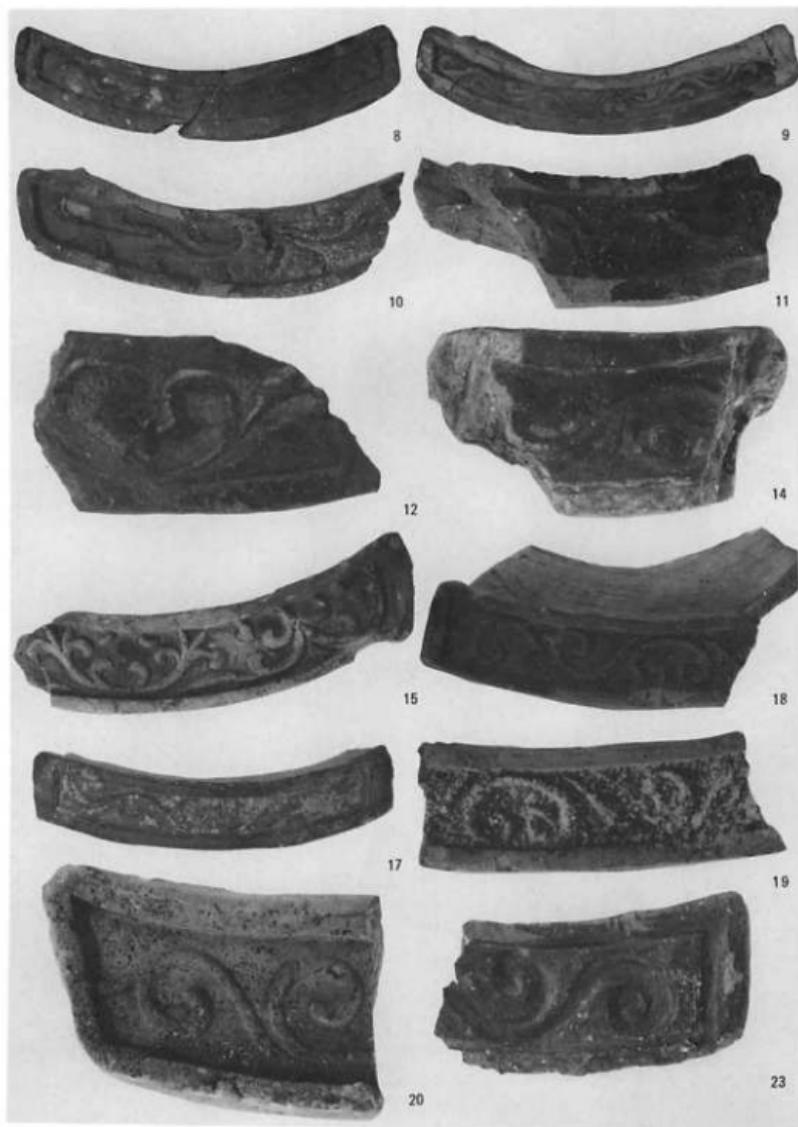


5

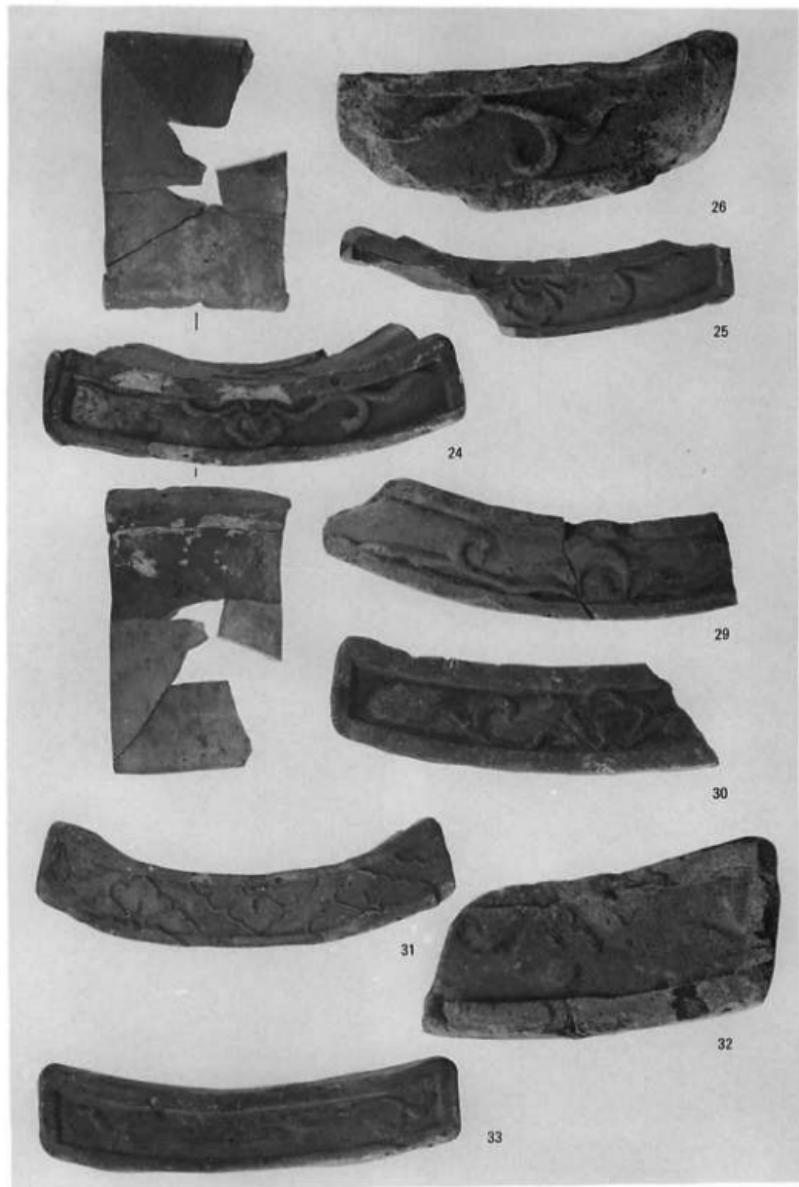
1 順九瓦



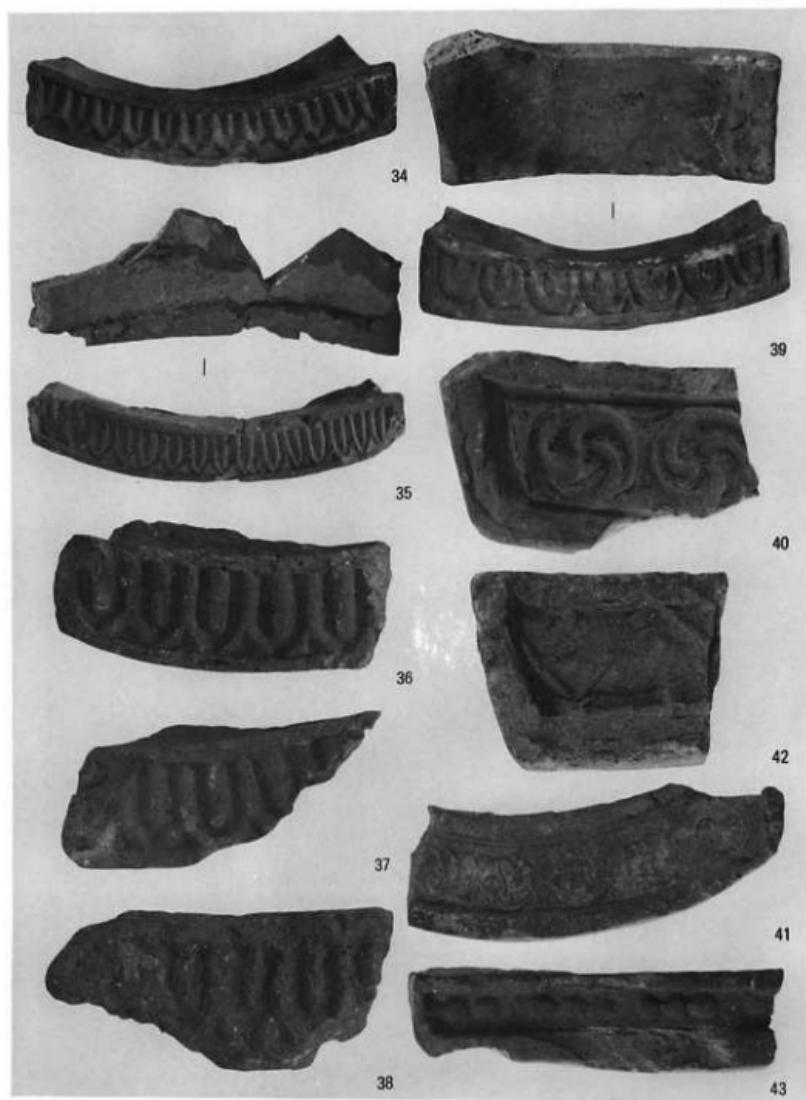
1 類軒平瓦(1)



1類軒平瓦(2)

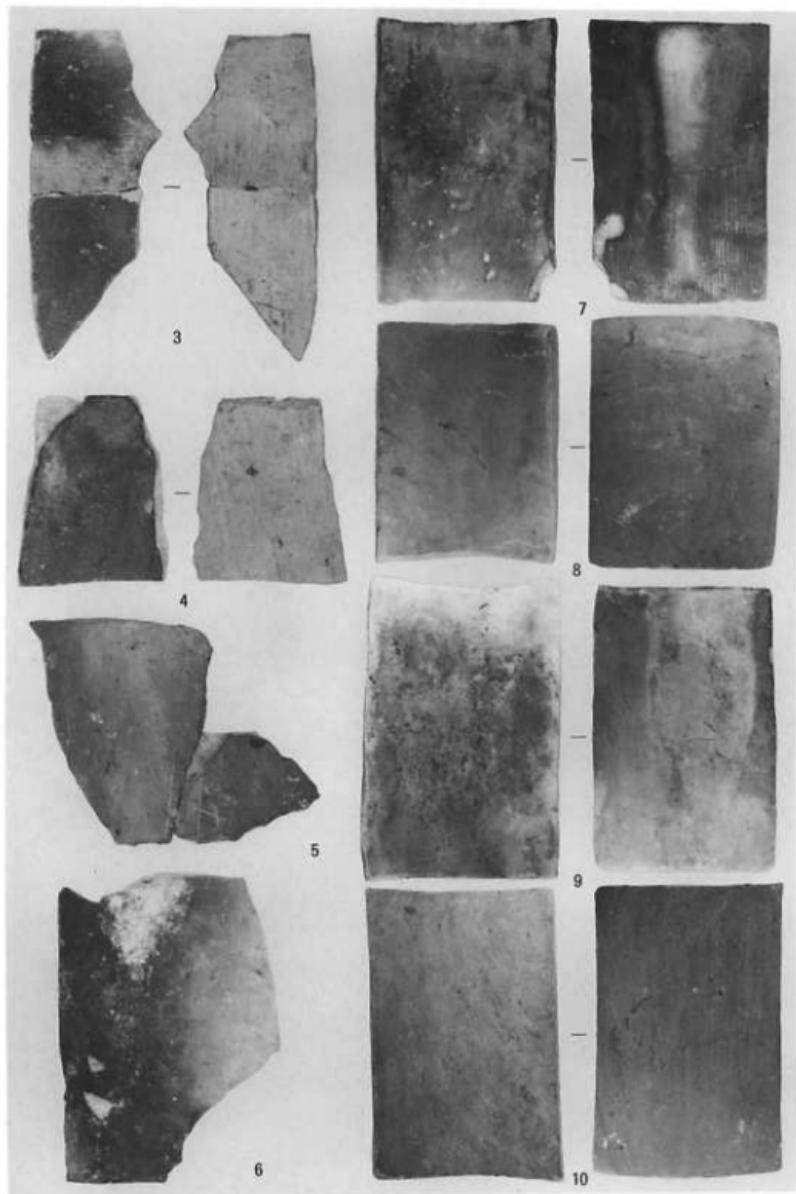


I類軒平瓦(3)

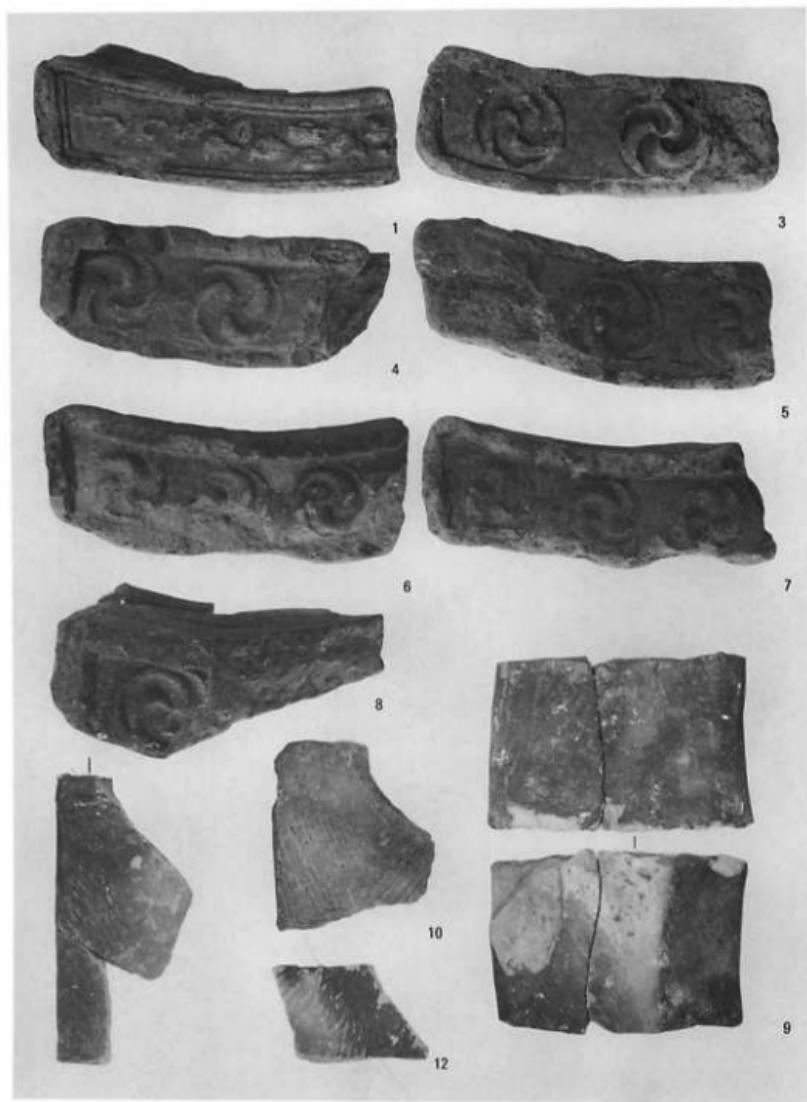


I 頂軒平瓦(4)

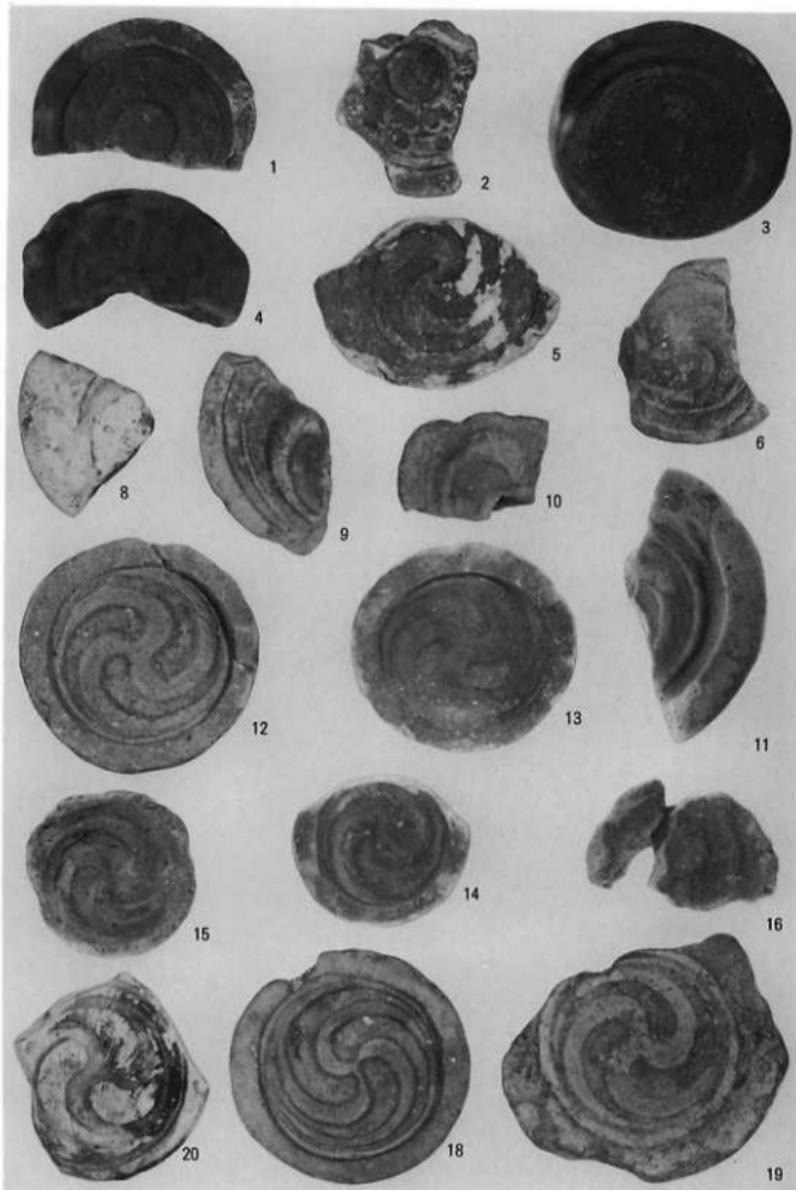
図版第30



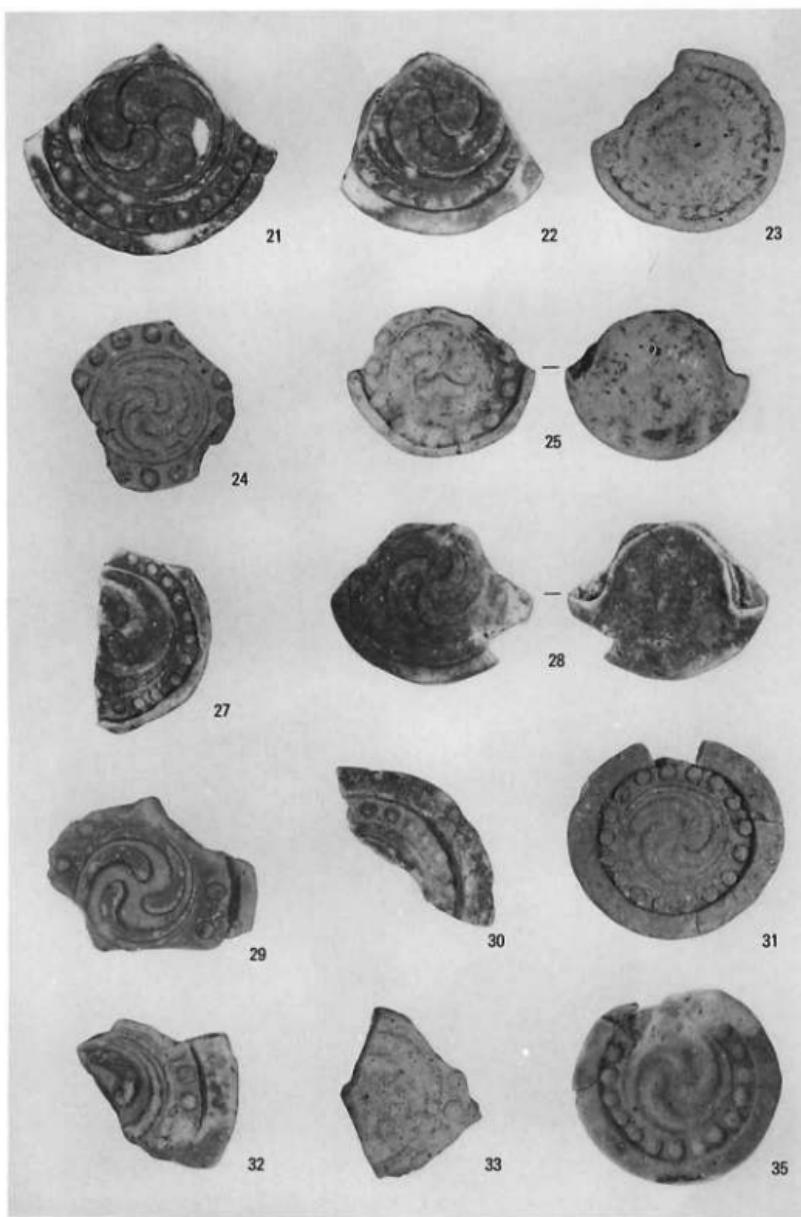
I類平瓦



II類軒平瓦・平瓦



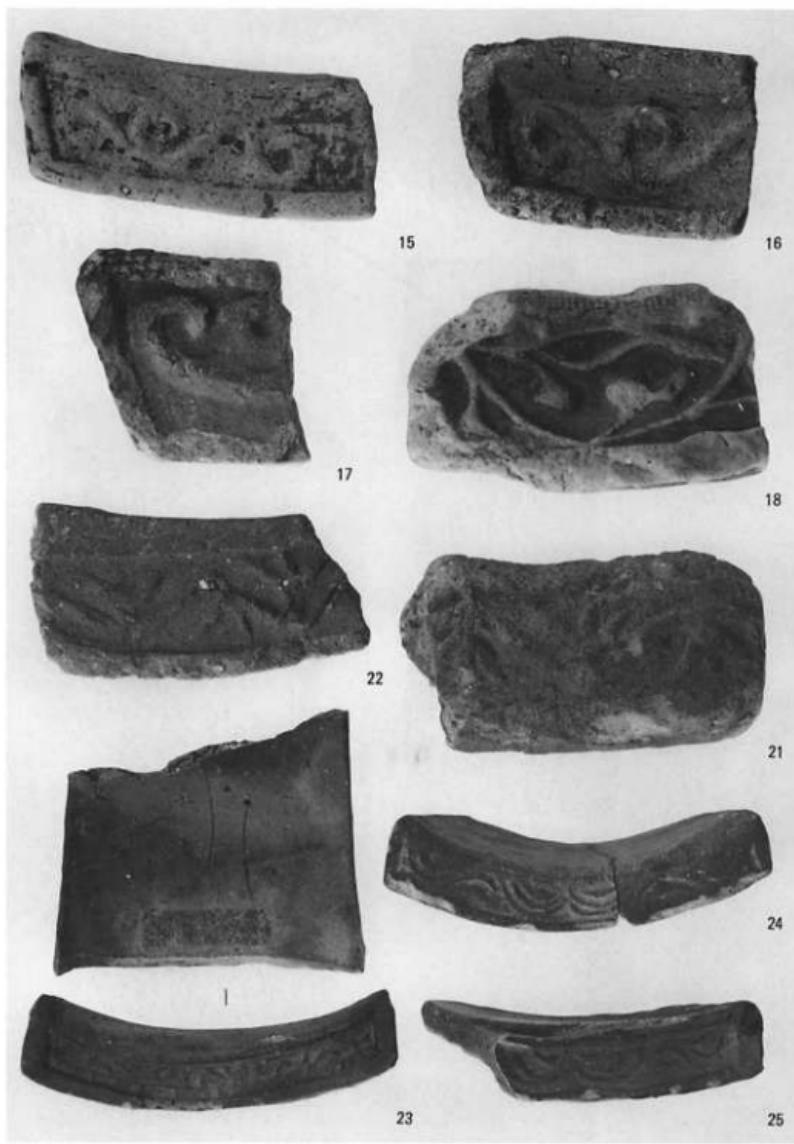
■類軒丸瓦(1)



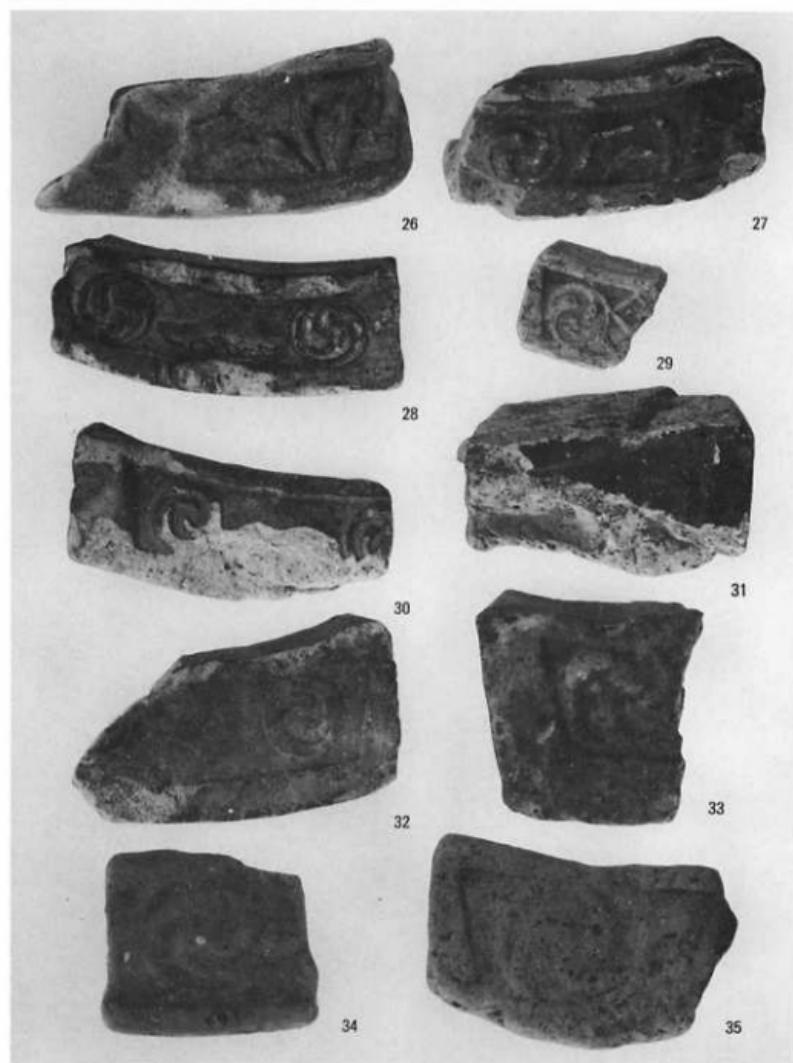
■類軒丸瓦(2)



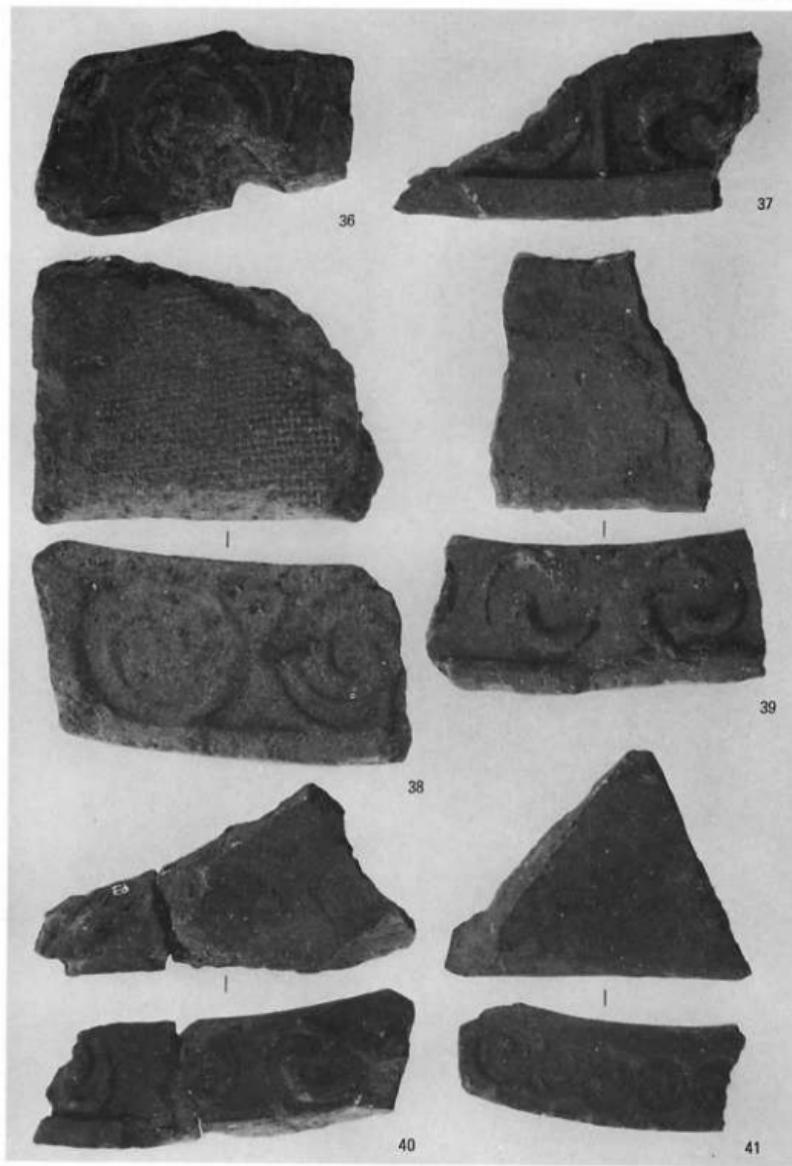
■類軒平瓦(1)



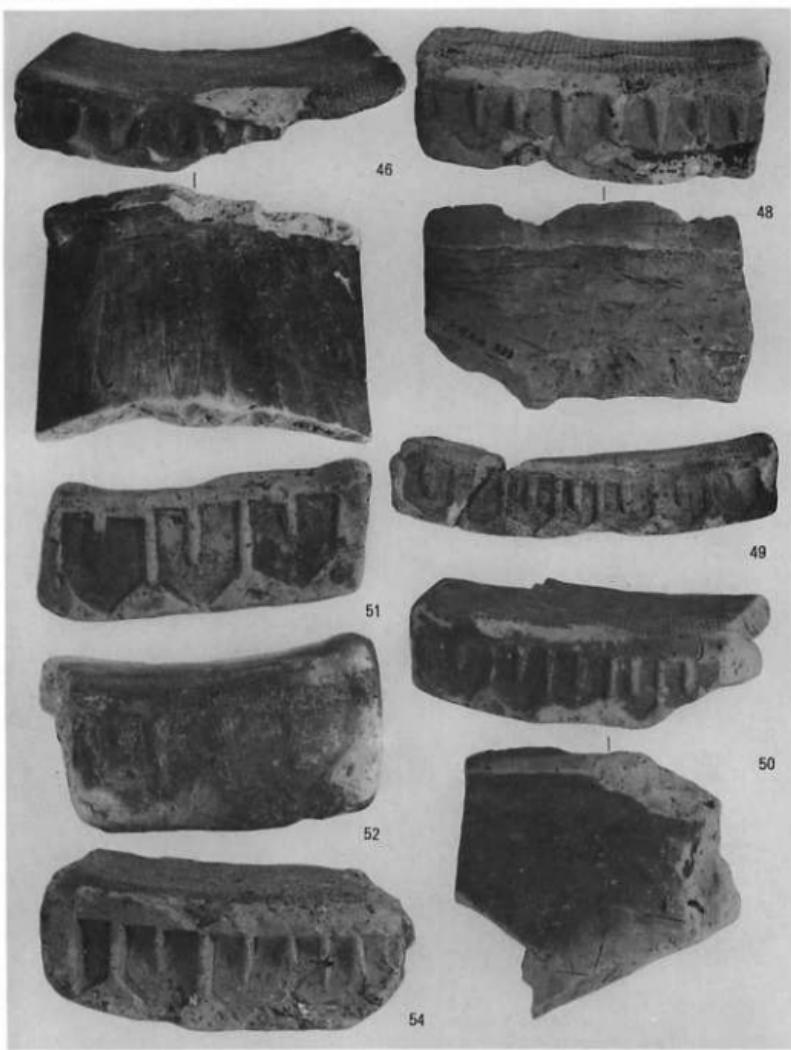
III類軒平瓦(2)



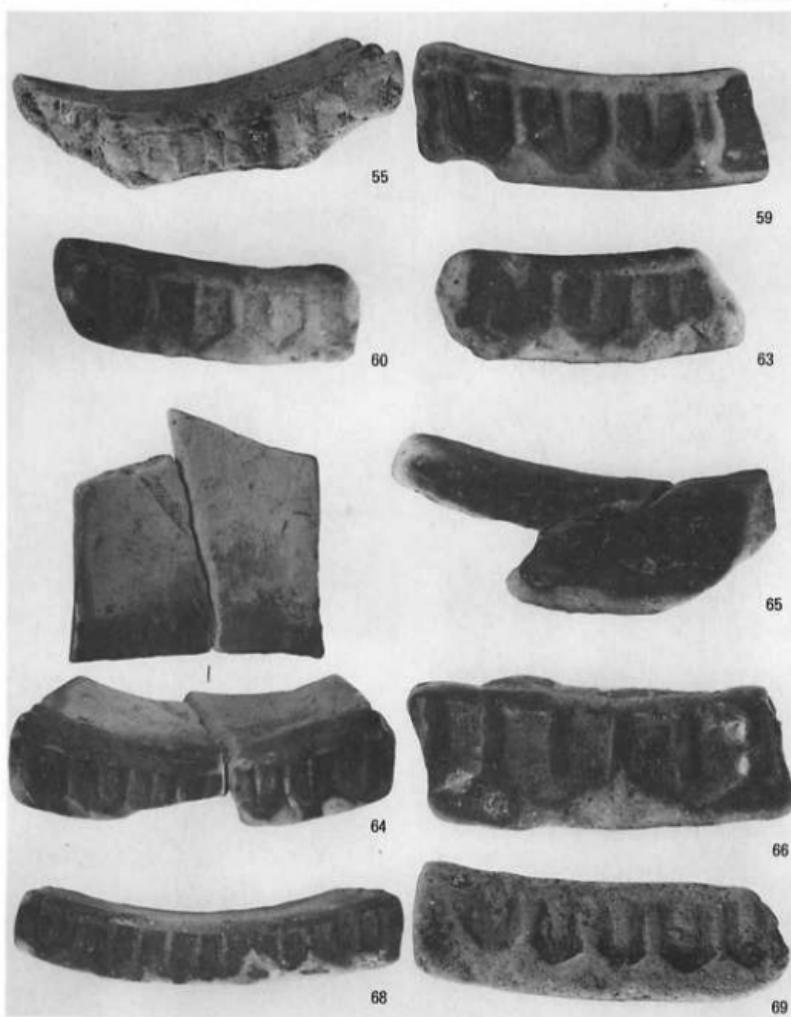
III 頭軒平瓦(3)



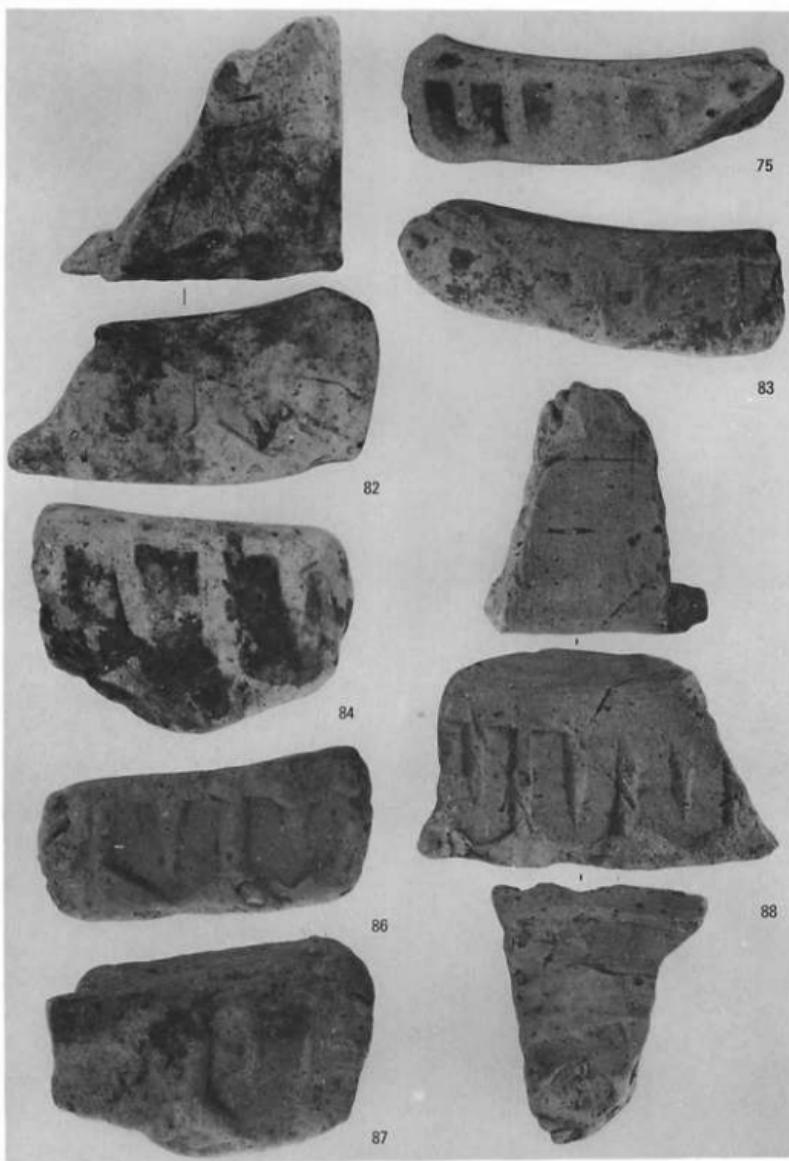
III 颏軒平瓦(4)



III 類軒平瓦(5)



■類軒平瓦(6)

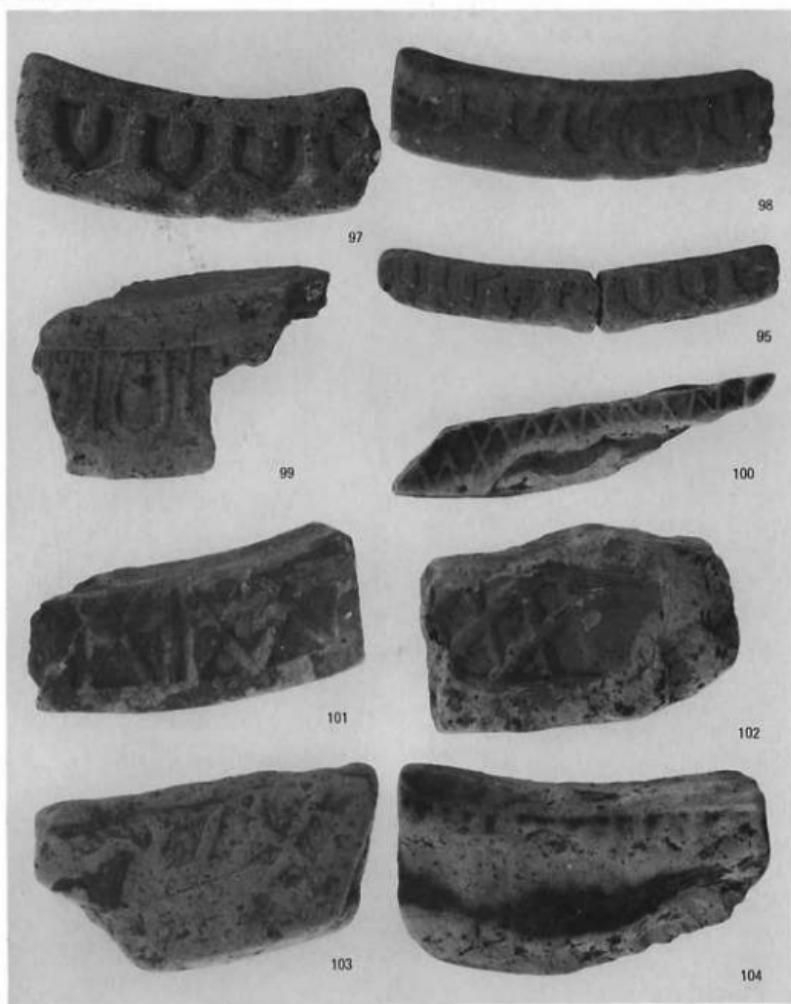


III類軒平瓦(7)

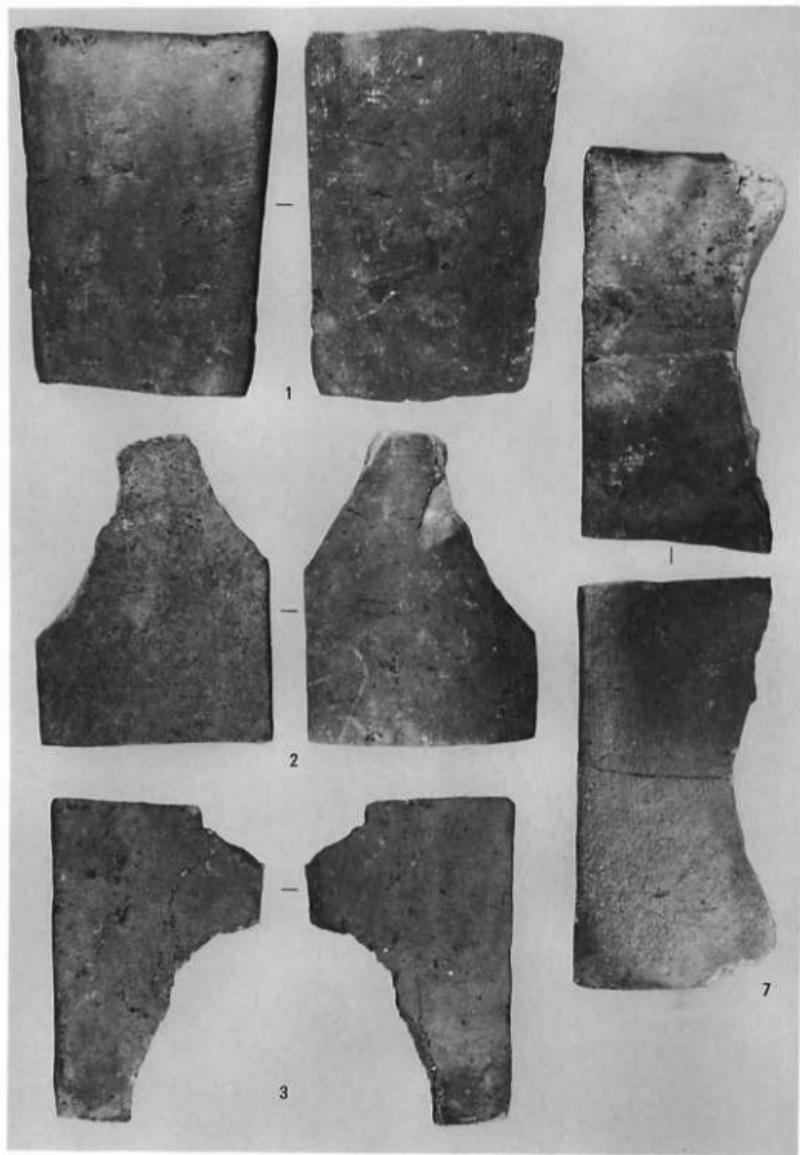


III類軒平瓦(8)

図版第42



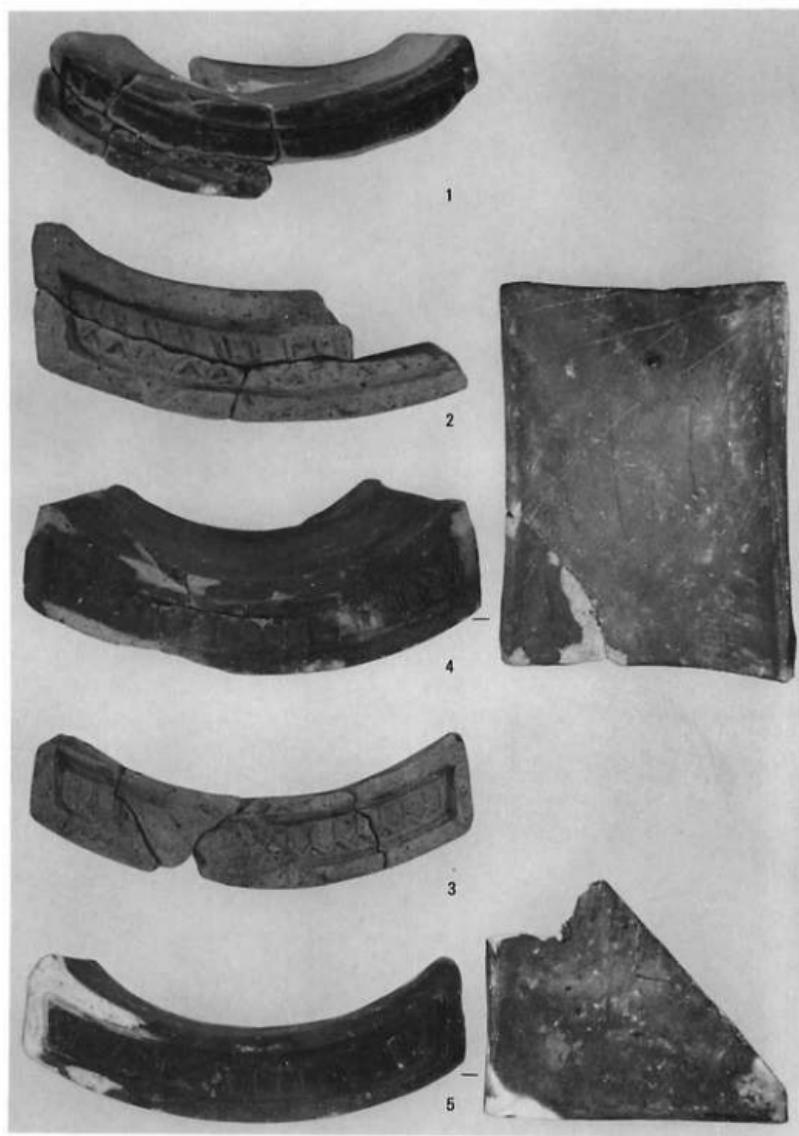
Ⅲ類軒平瓦(9)



III類平瓦

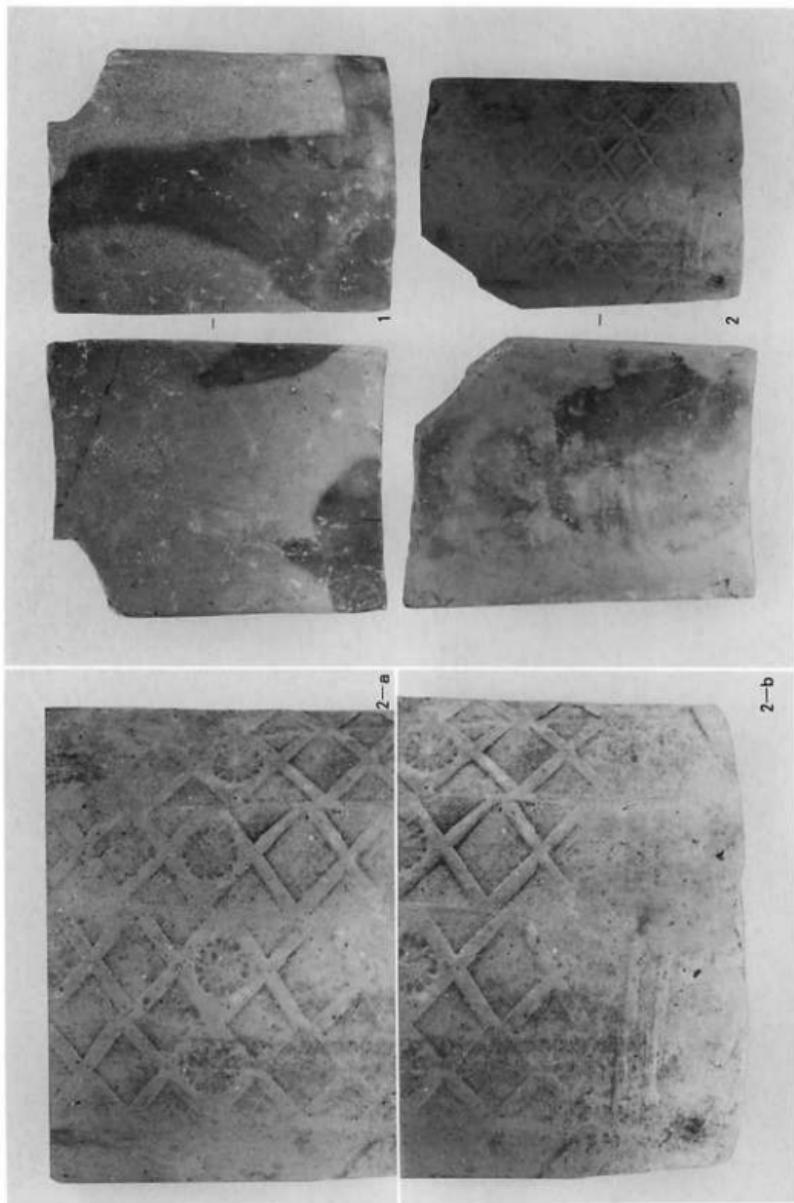


IV類軒丸瓦

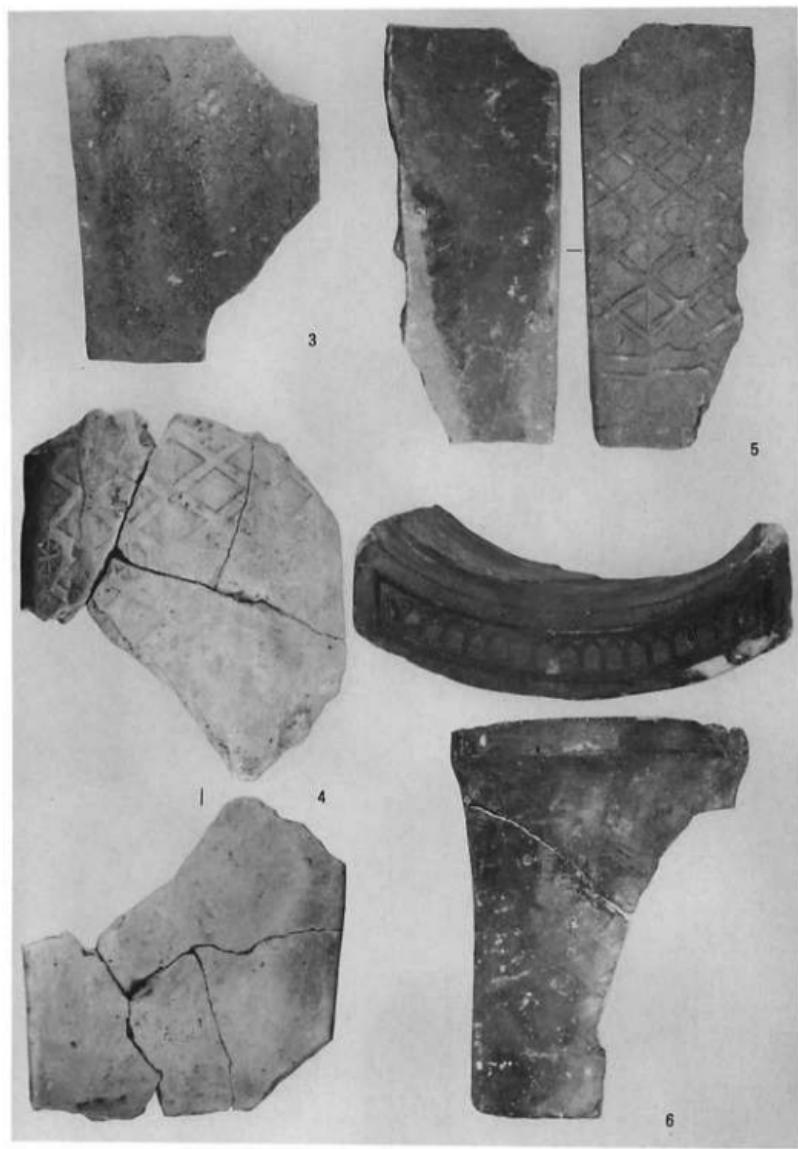


IV類軒平瓦

図版第46



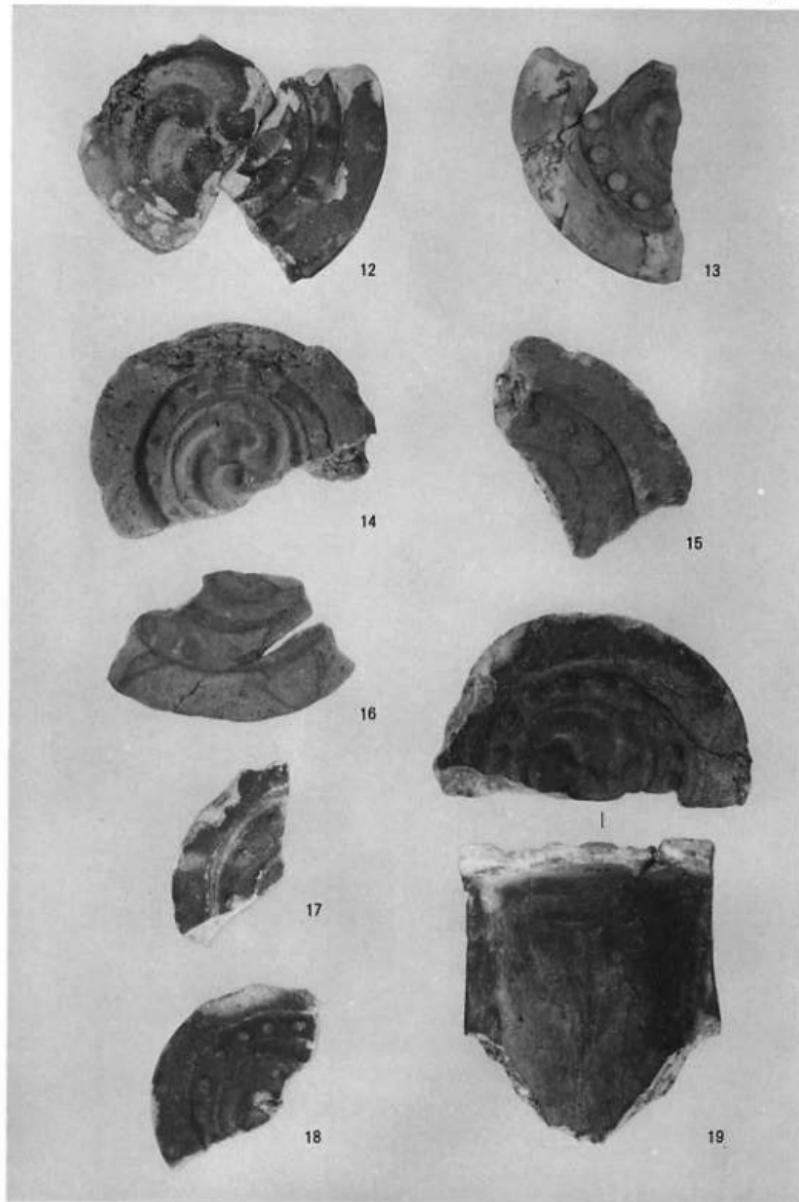
W類平瓦(1)



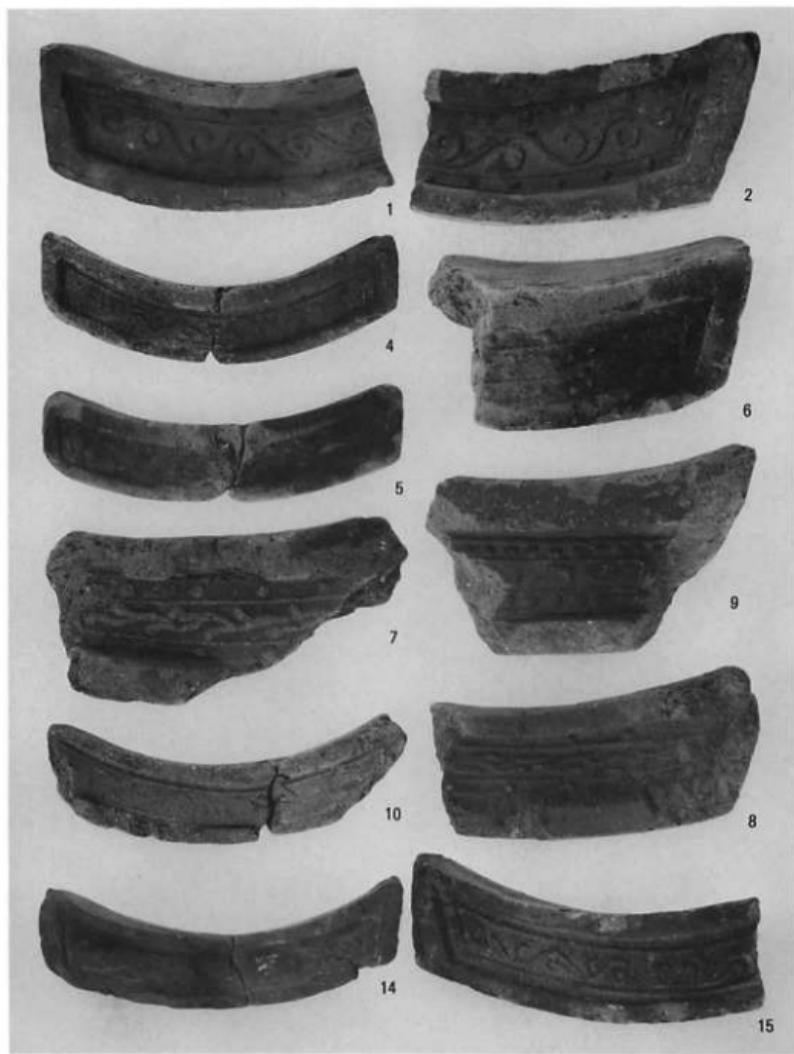
IV類平瓦(2)



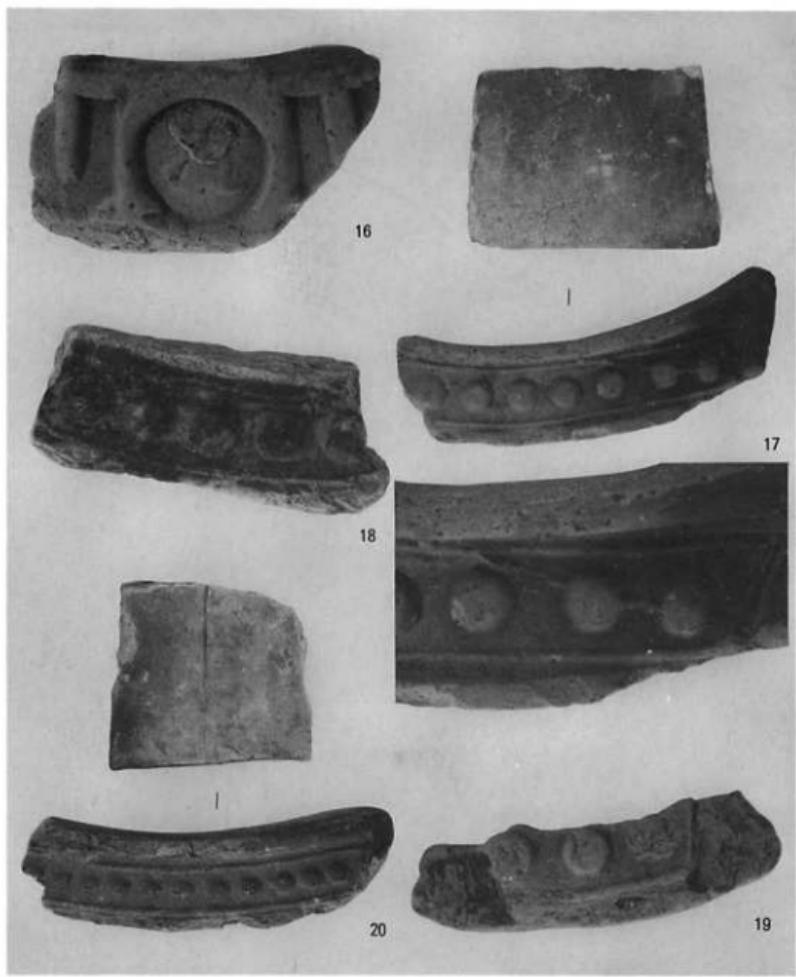
V類軒丸瓦(1)



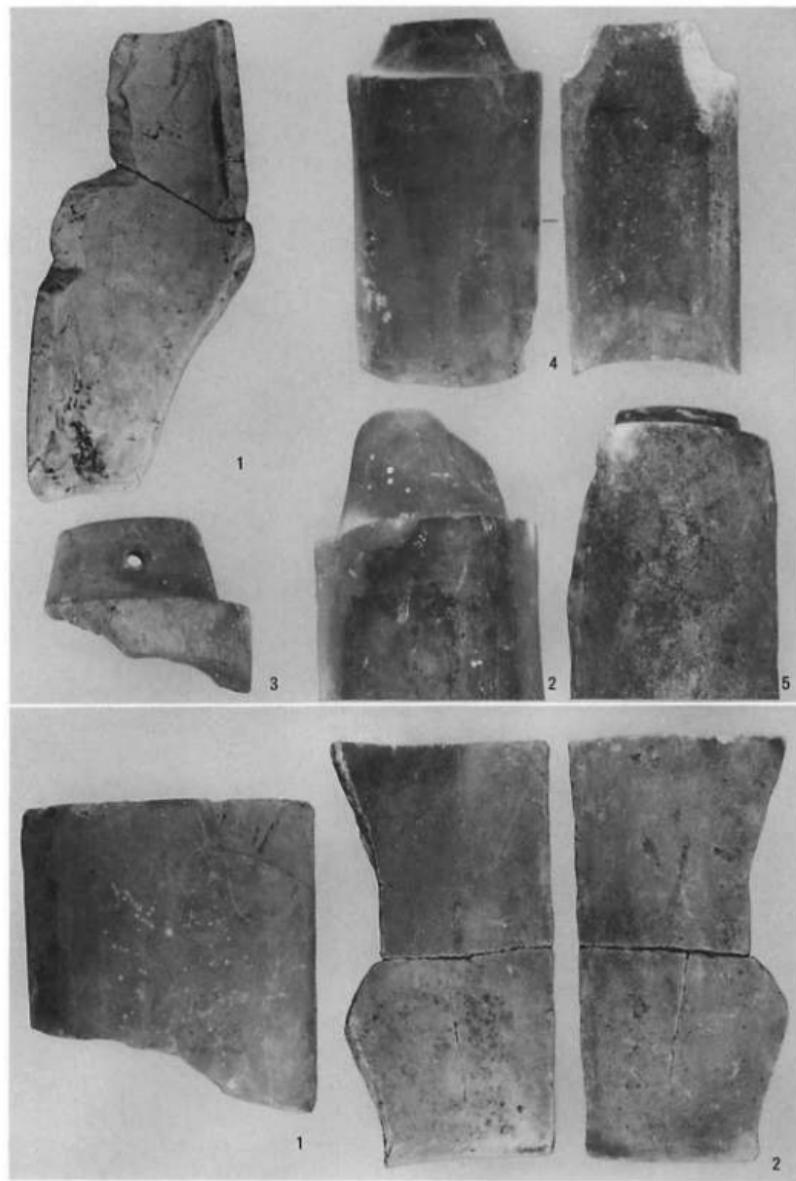
V類軒丸瓦(2)



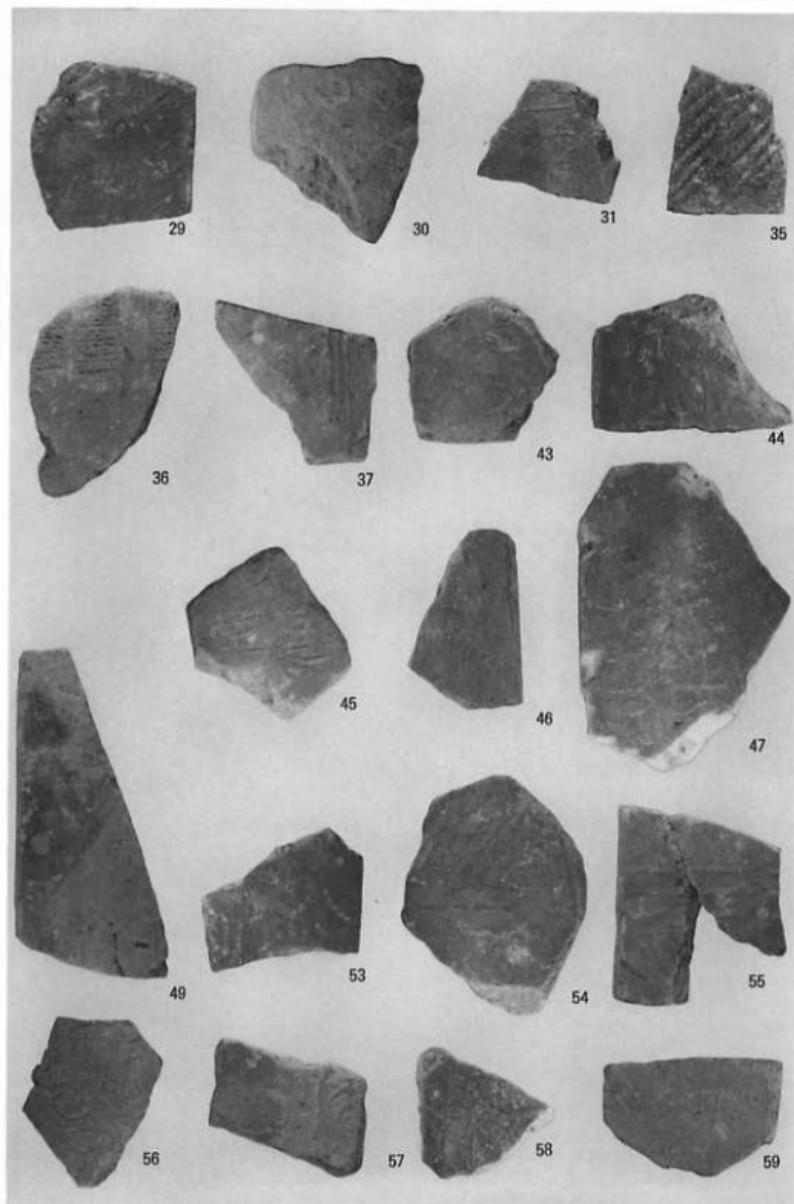
V類軒平瓦(1)



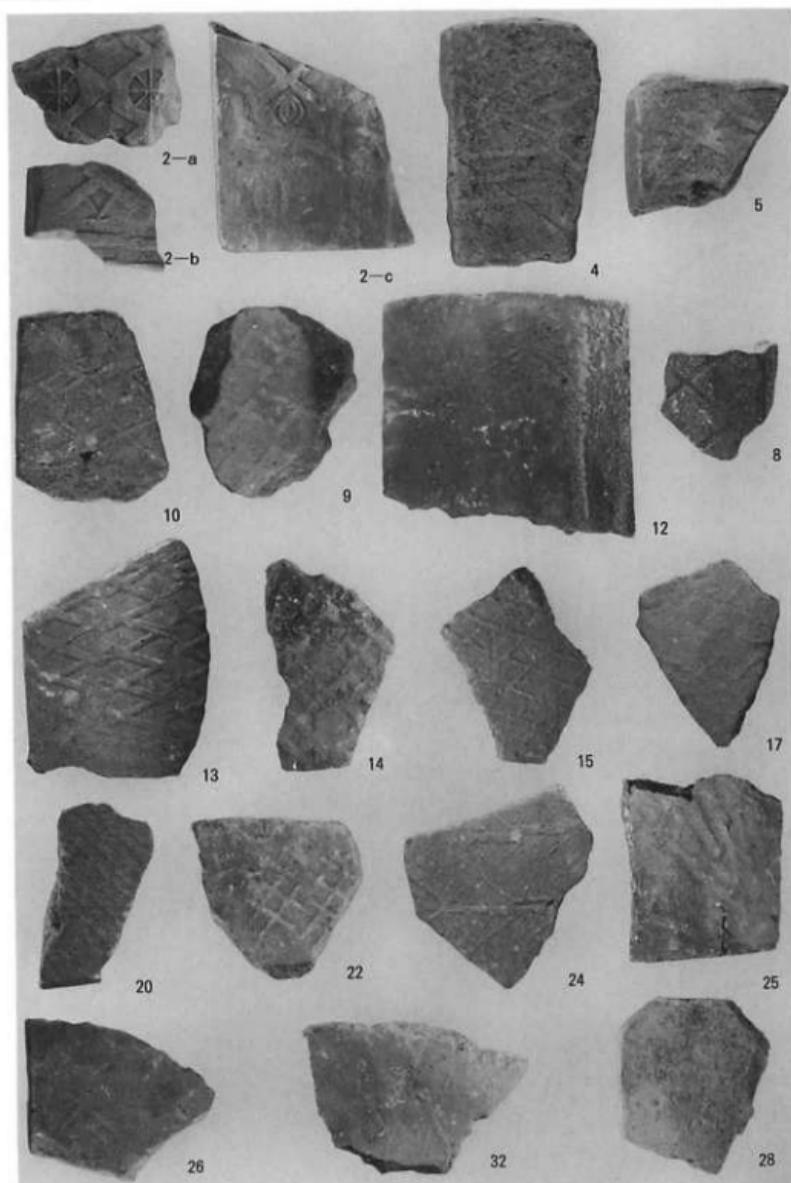
V類軒平瓦(2)



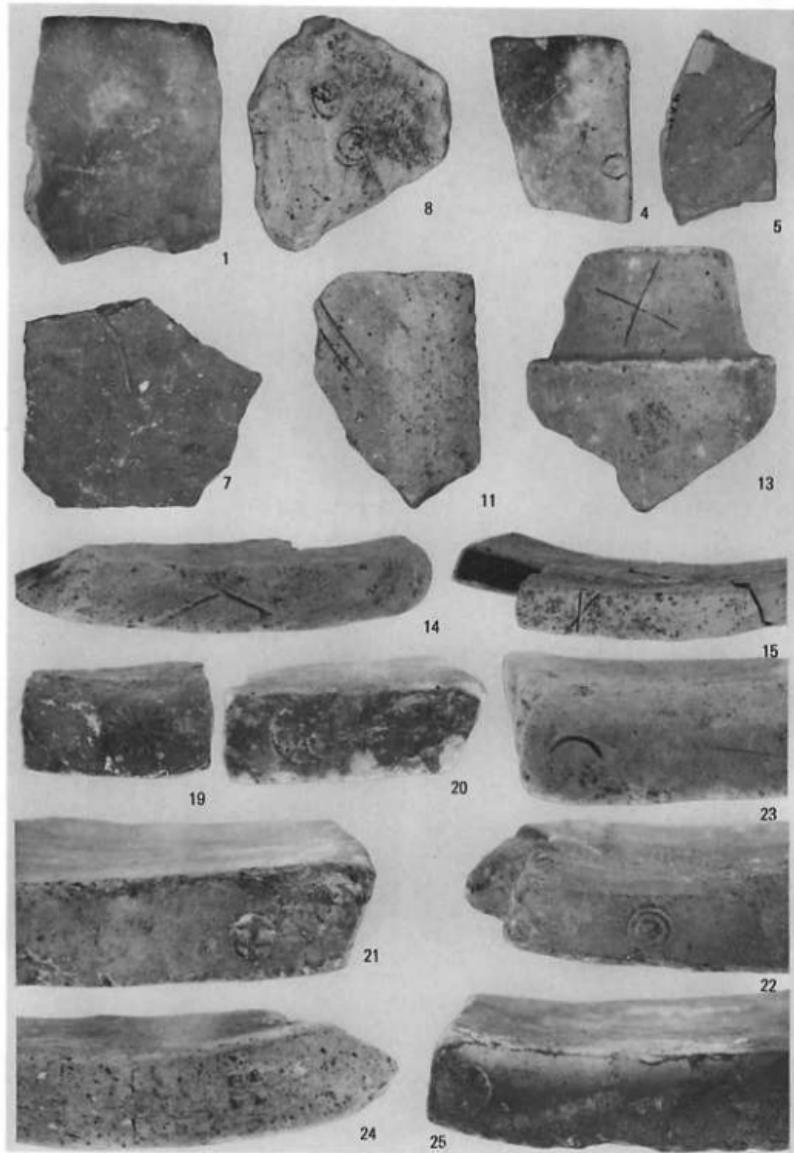
V型瓦(上)· 平瓦(下)



瓦のタタキ文様(1)



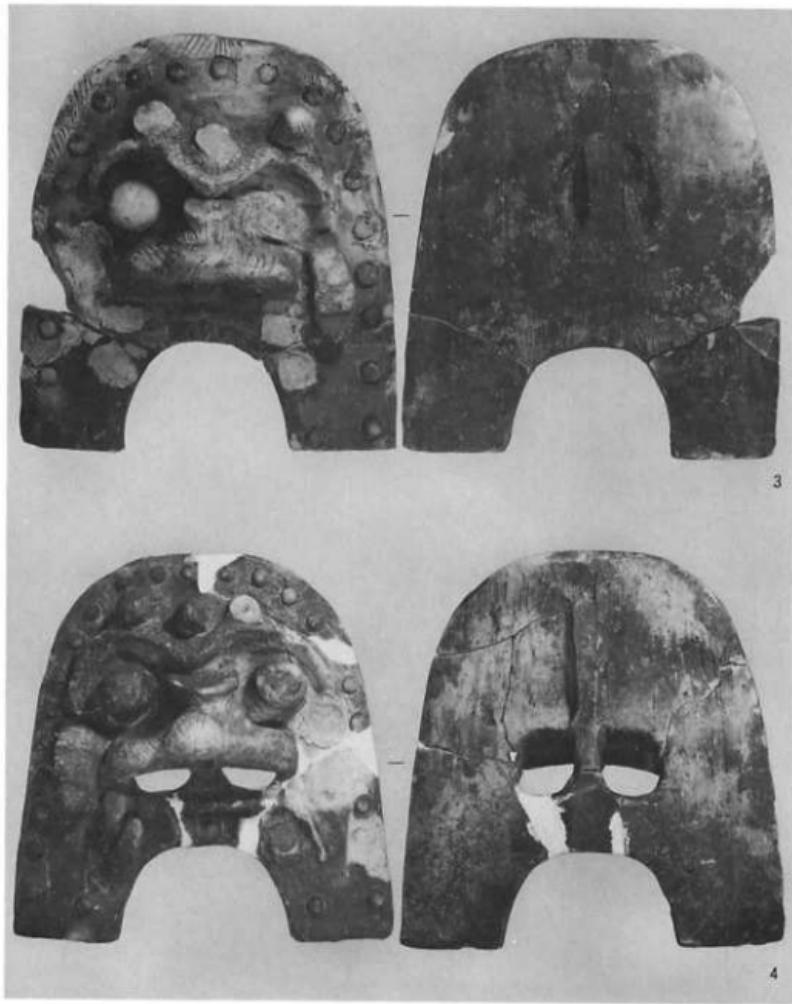
瓦のタタキ文様(2)



ヘラ記号・刻印



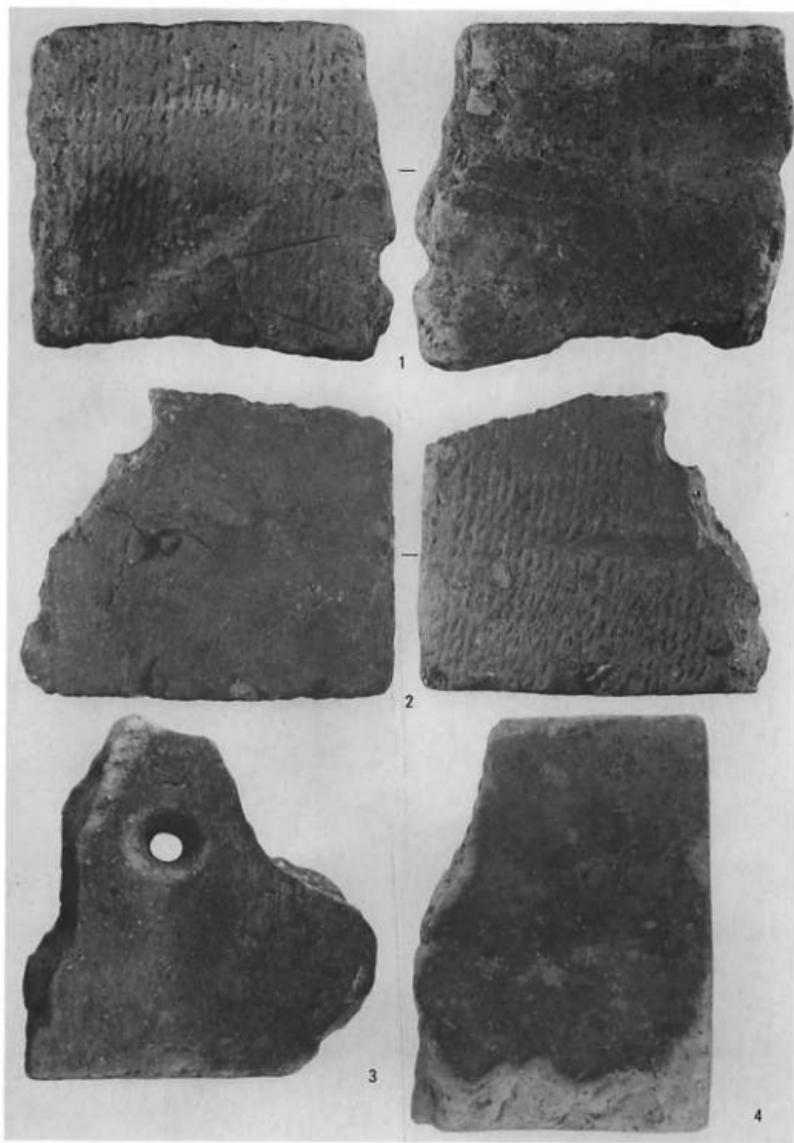
鬼瓦(1)



鬼 瓦(2)

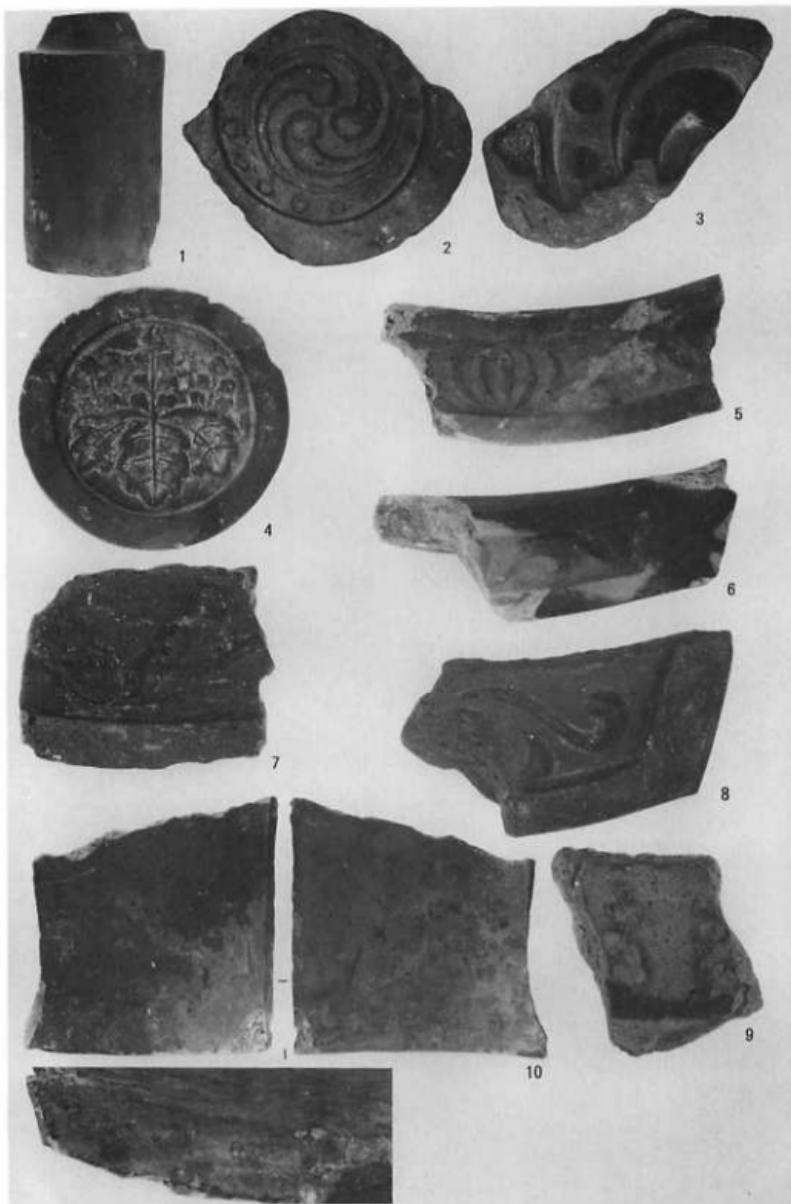


鬼 瓦30



磚

図版第60

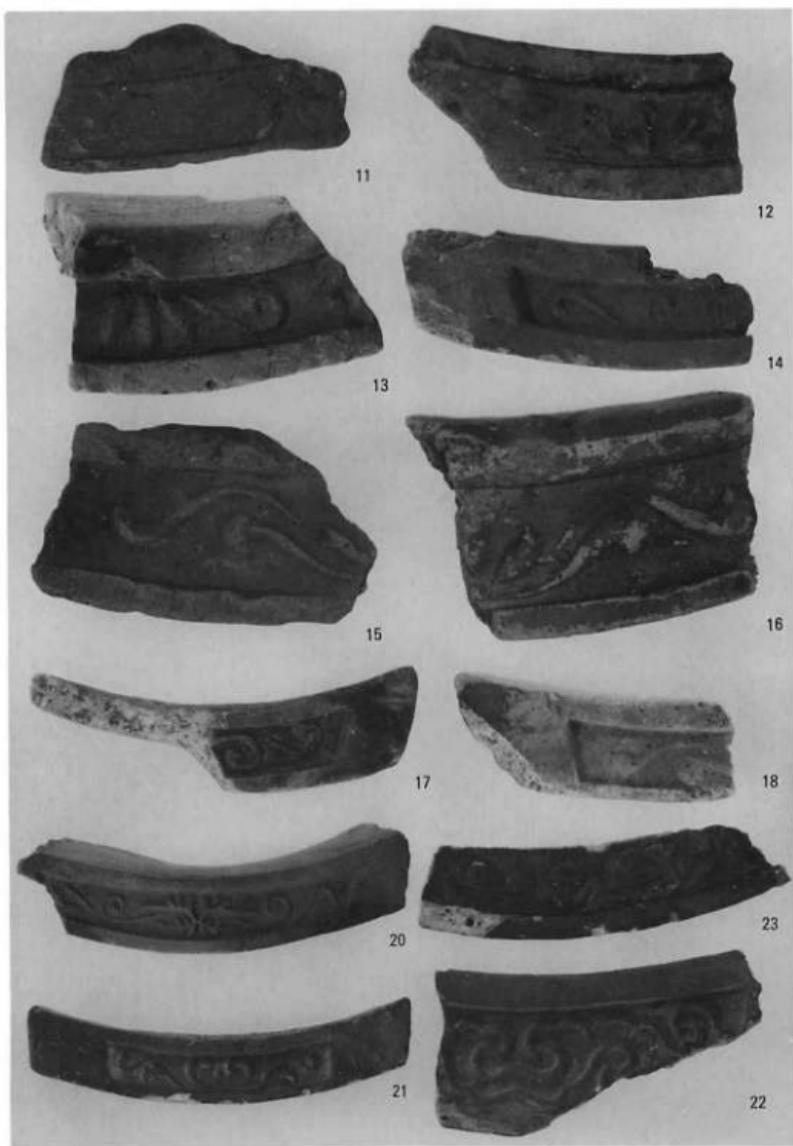


近世の瓦(1)

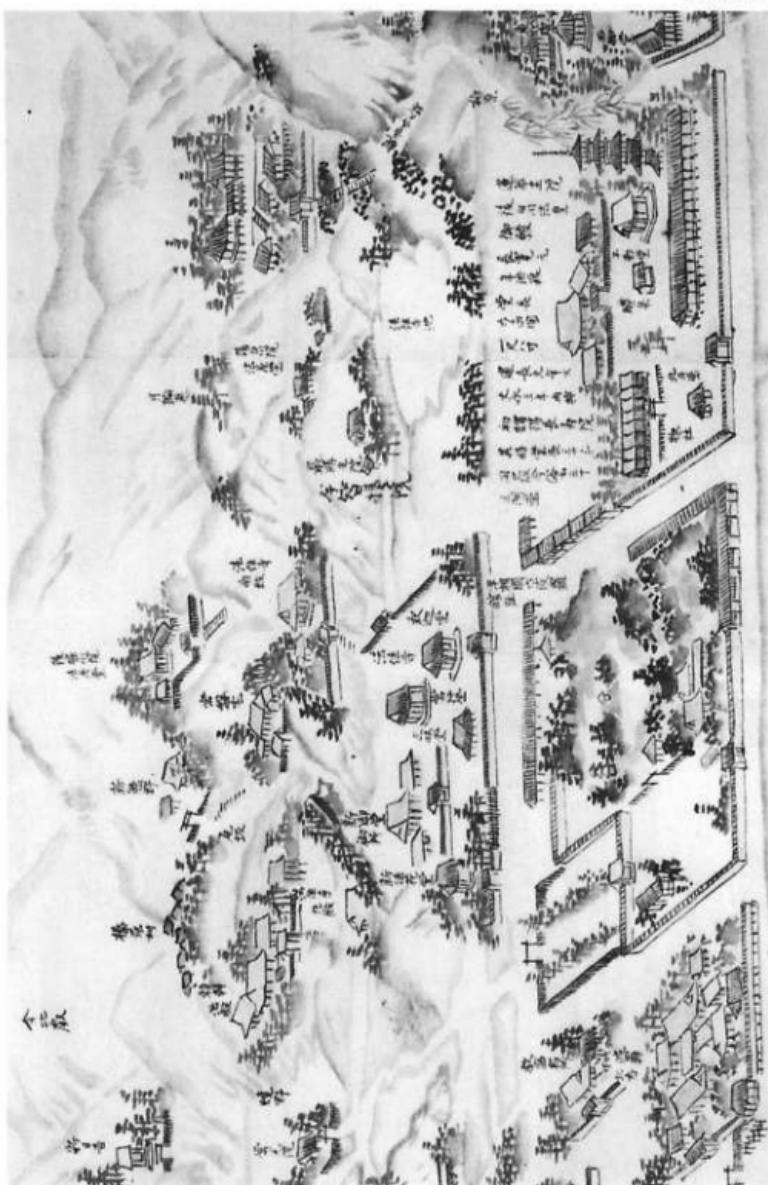


近世の瓦2)

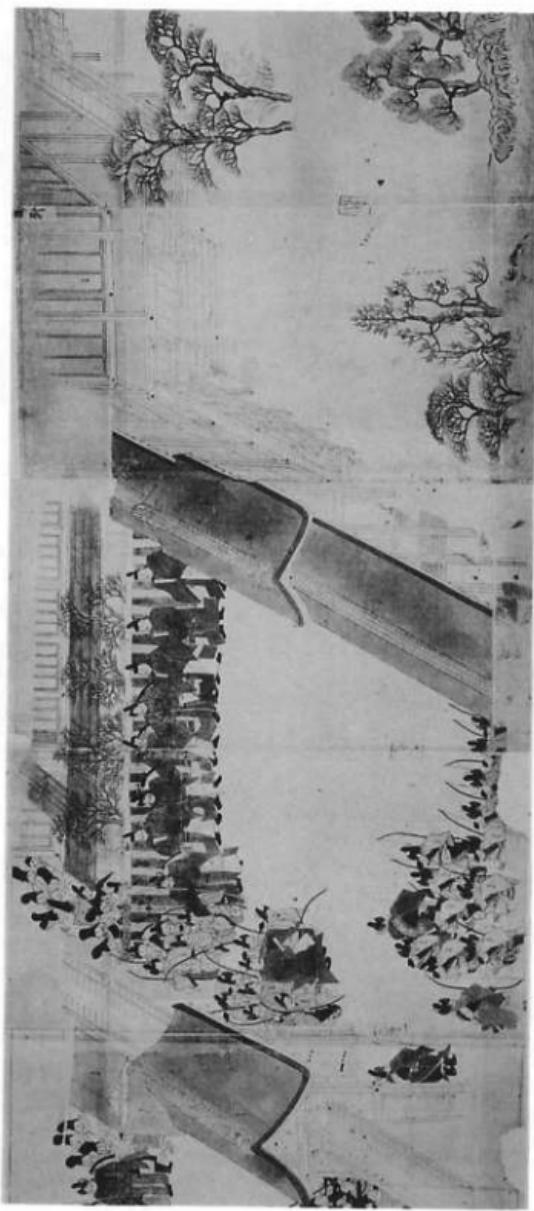
図版第62



近世の瓦(3)



法住寺院周辺図(法住寺藏「開院内裏京城圖」より)



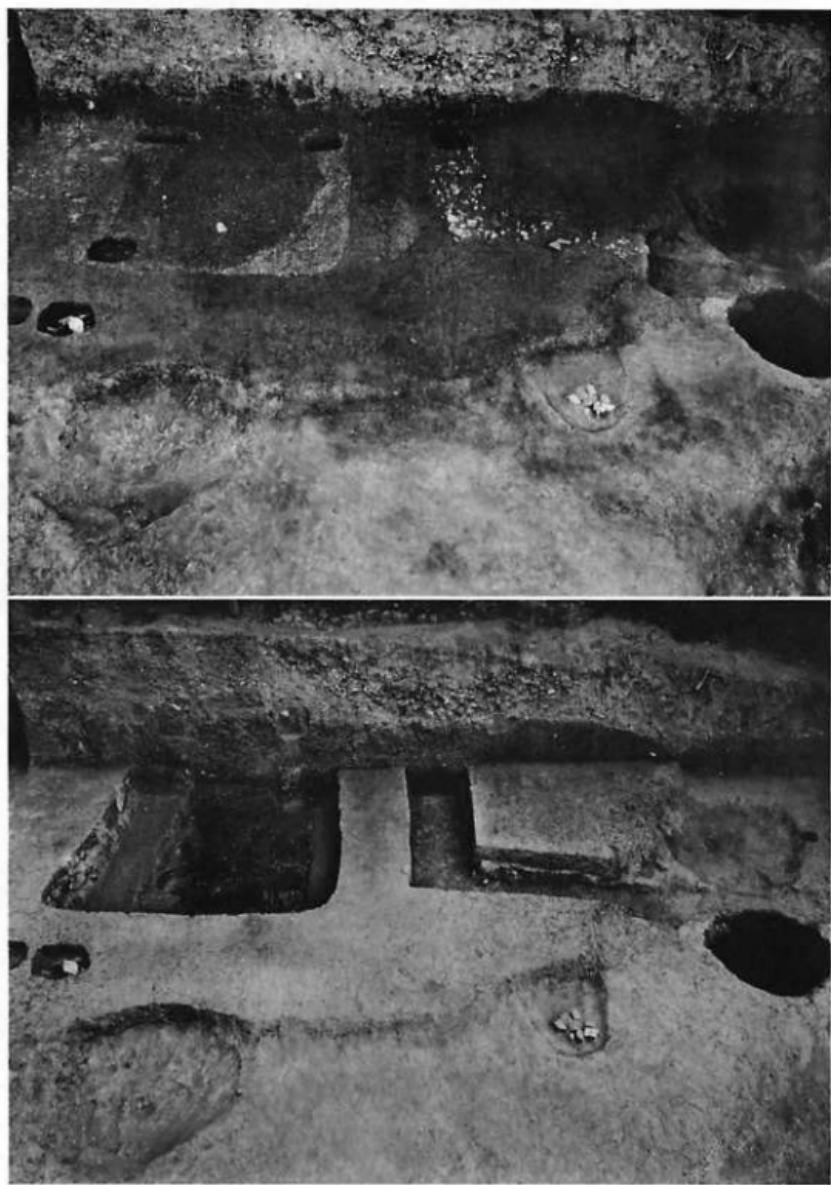
法住寺殿(1) 西四足門・西中門・西回廊・西對南側(年中行事絵巻) (朝鮮行幸)



法住寺跋2 製般・東西透瓶殿・南落・南池(「年中行事絵巻 別撰行幸」)



上：法住寺大門 下：後白河天皇法住寺陵



W10土壤・溝状造構全景 上：検出時



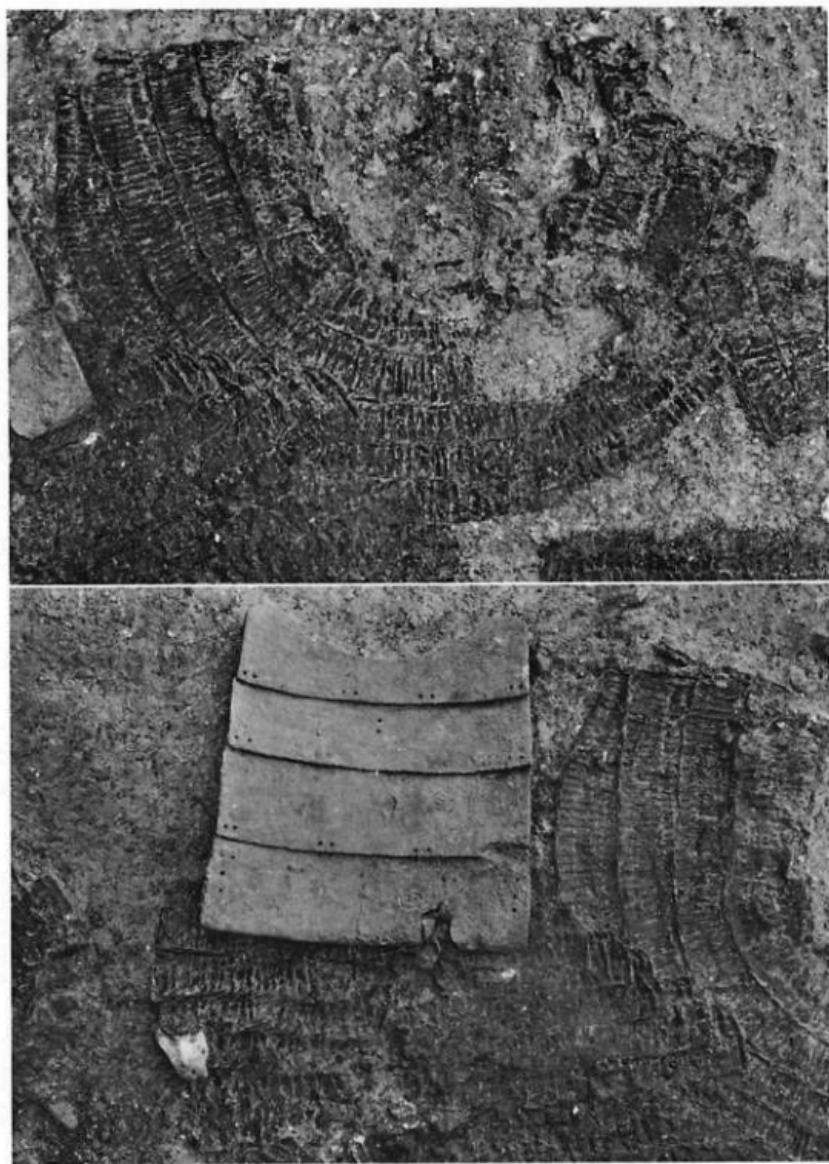
上：南壁W10土壤部分土層断面 下：W10土壤全景



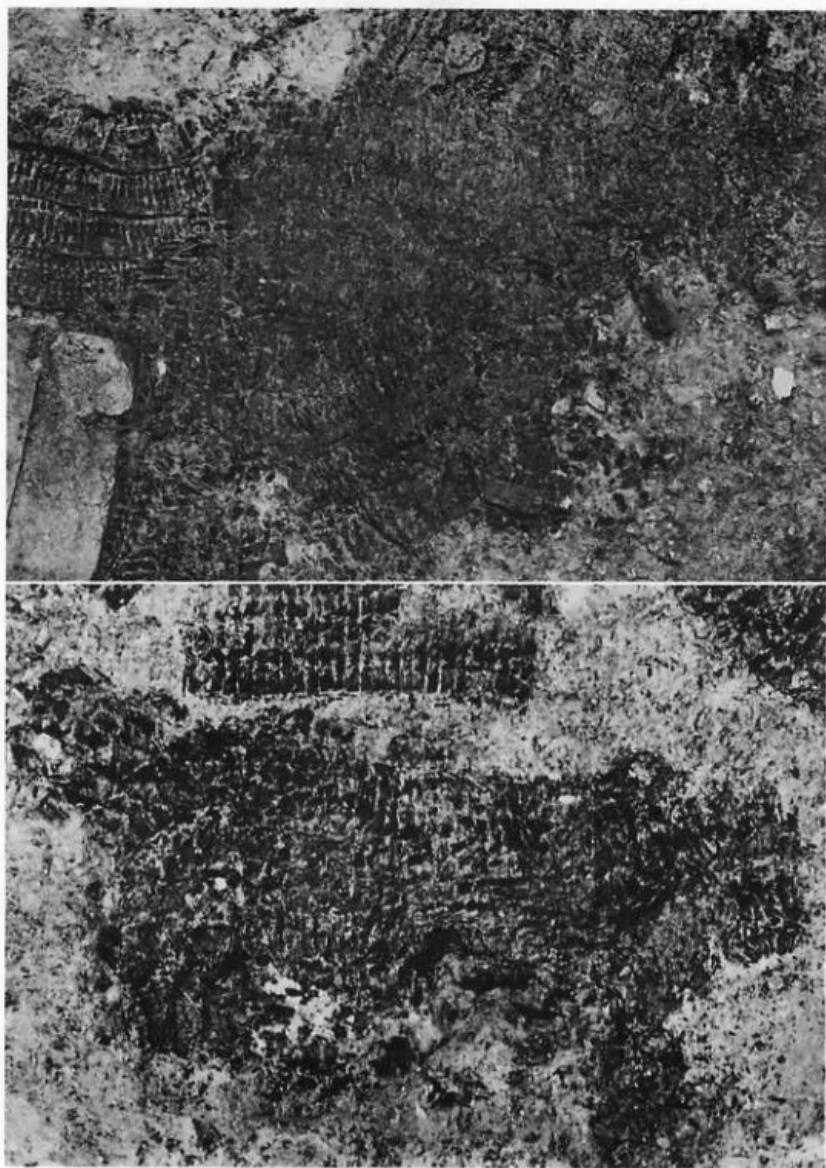
W10土壤遺物出土状態(1)



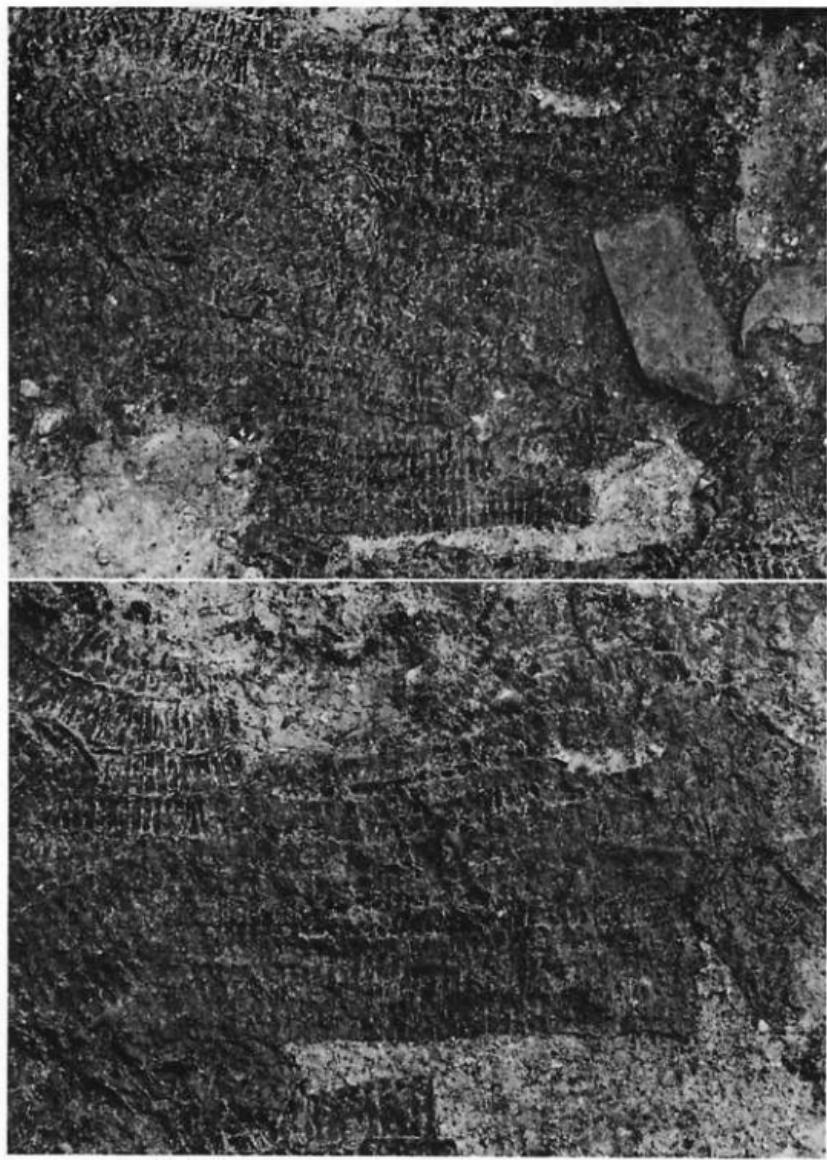
W10土壤遺物出土状態2) 上:北半 下:南半



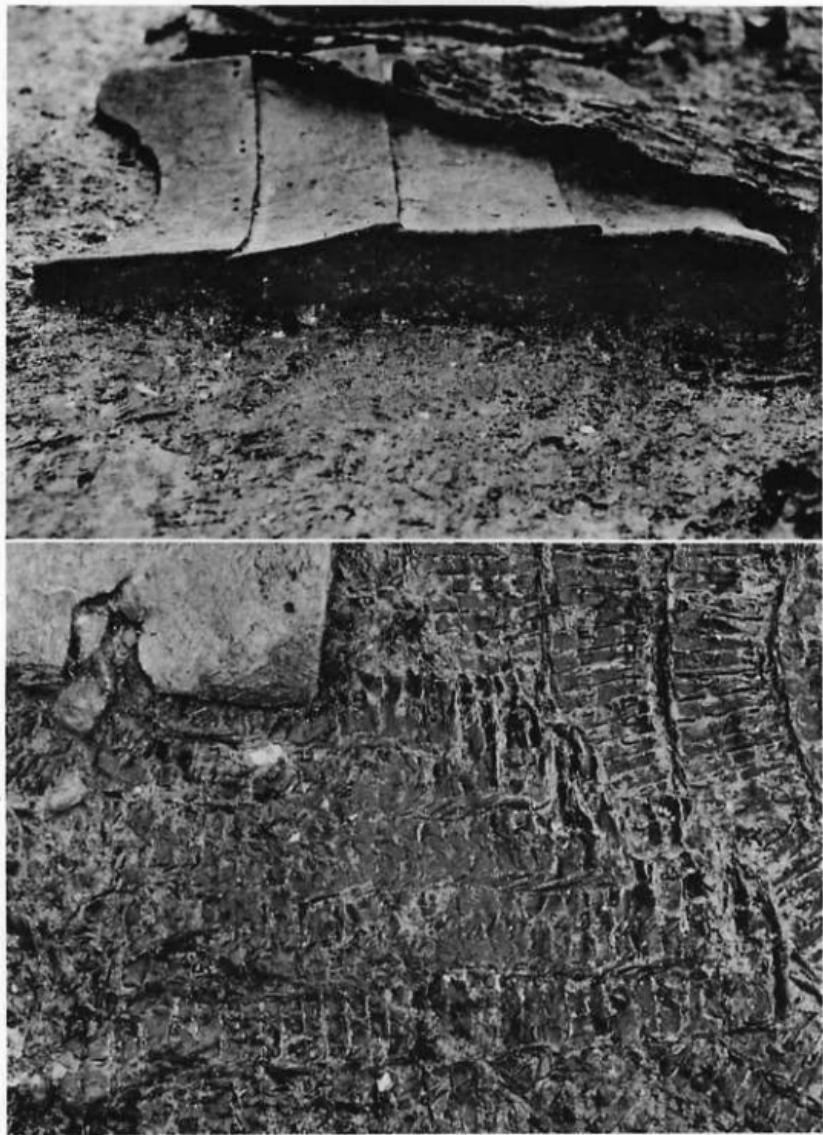
鐘 I 上：軀 下：脇楯



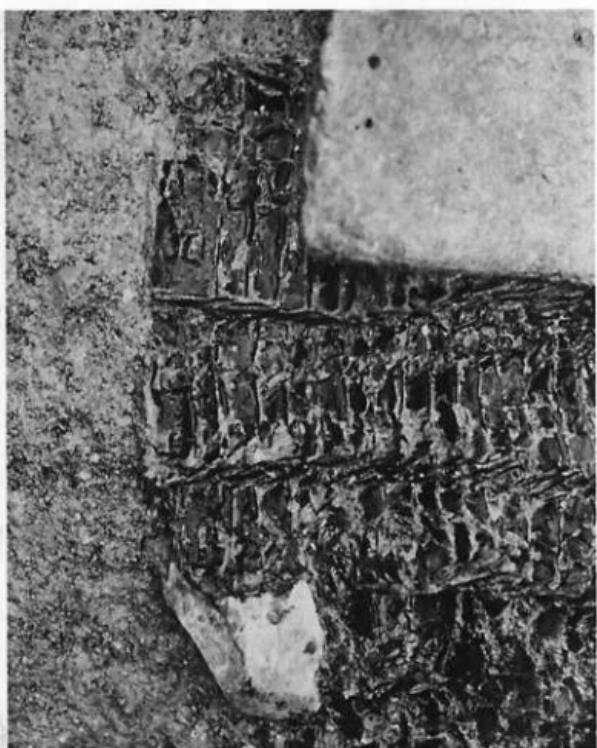
鑑 I 上：長側・後草摺 下：長側・左草摺



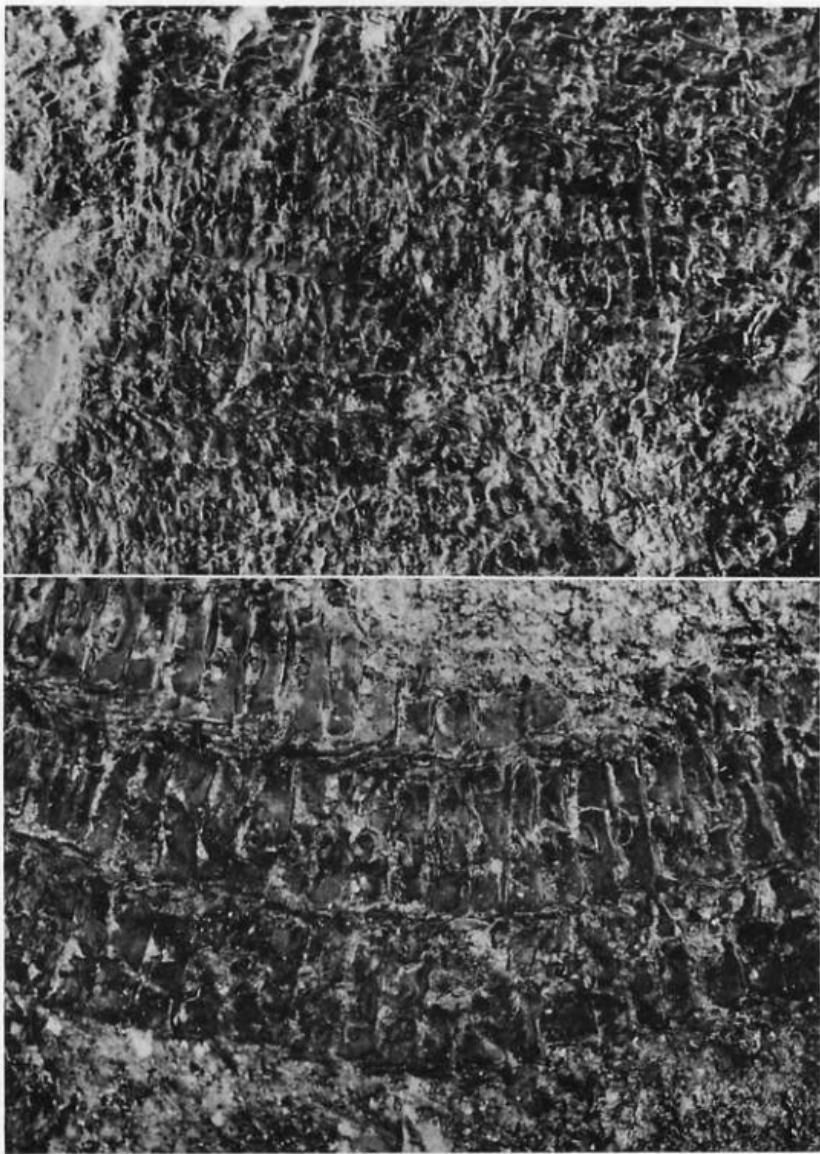
鐘 I 上：大袖(1) 下：大袖(2)



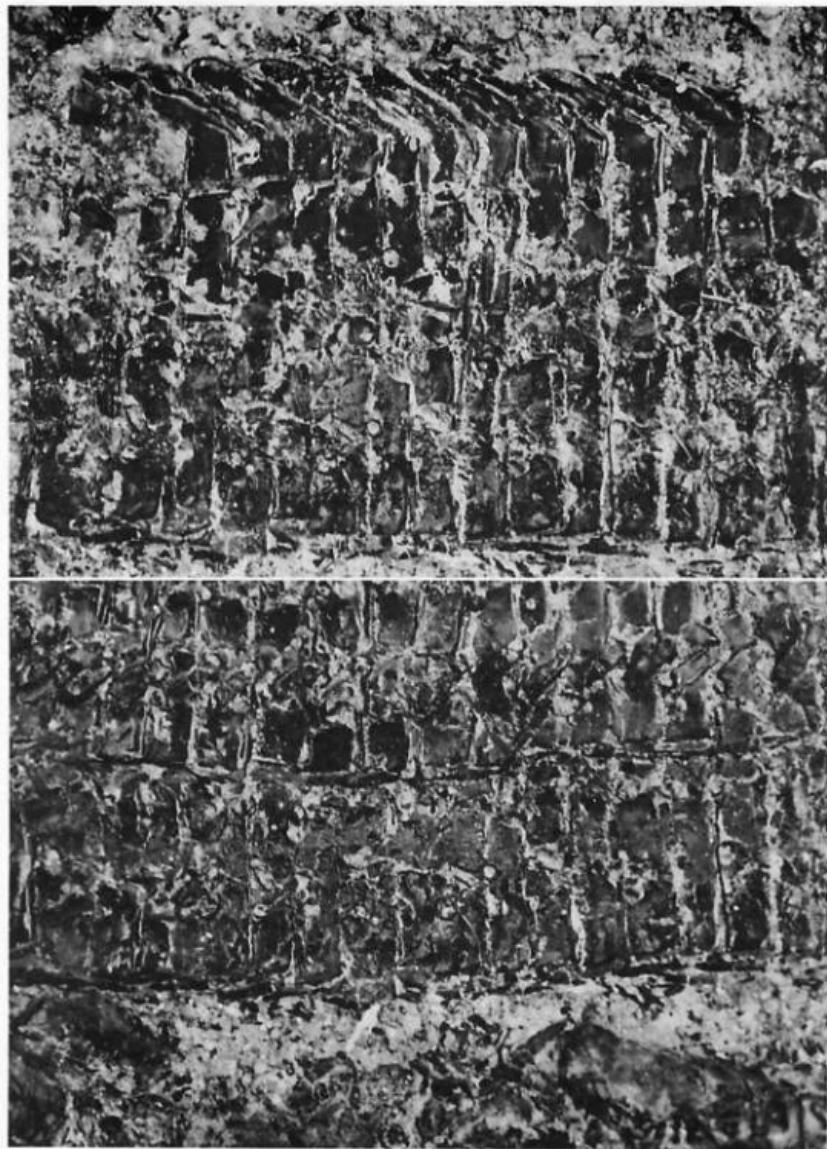
鏡1 上：脇槽臺板側面 下：脇槽草摺(部分)



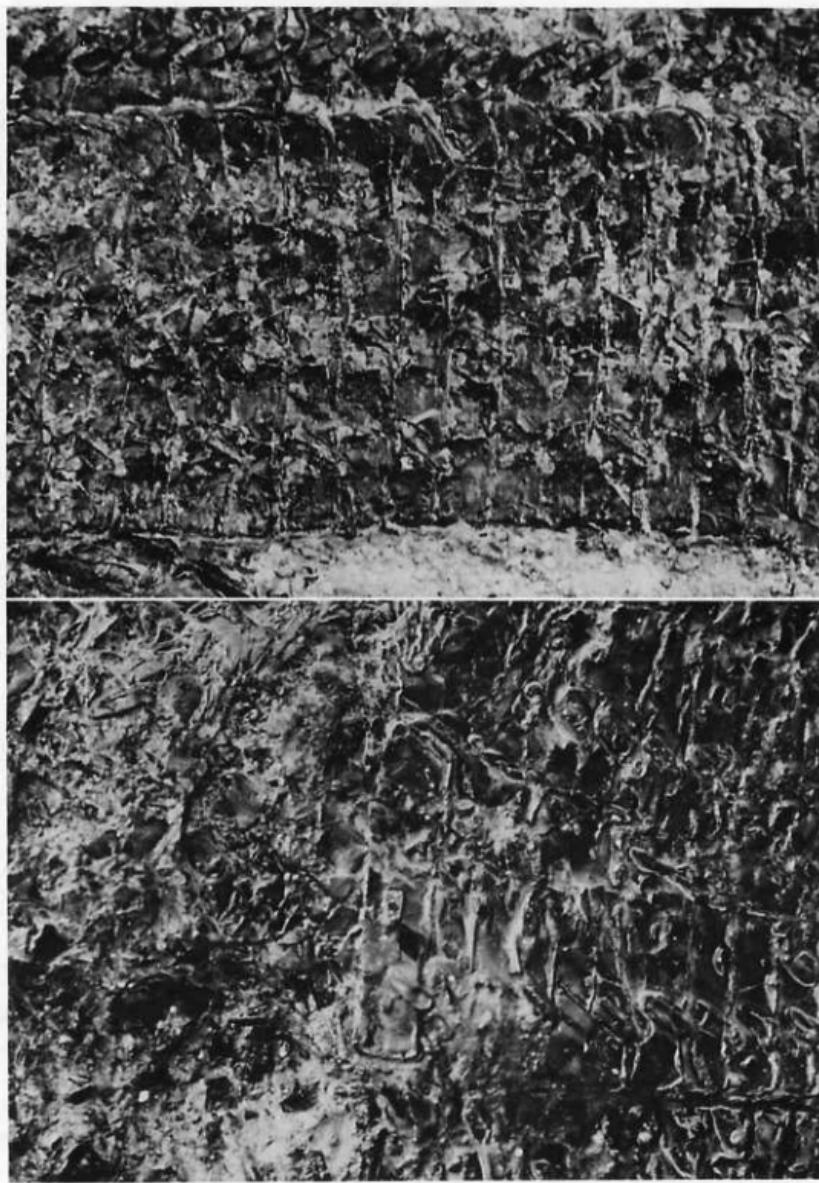
鏡 I 上：脇柄草摺(部分) 下：脇柄草摺札尻



鐘 I 上：後立掌 下：梅小札



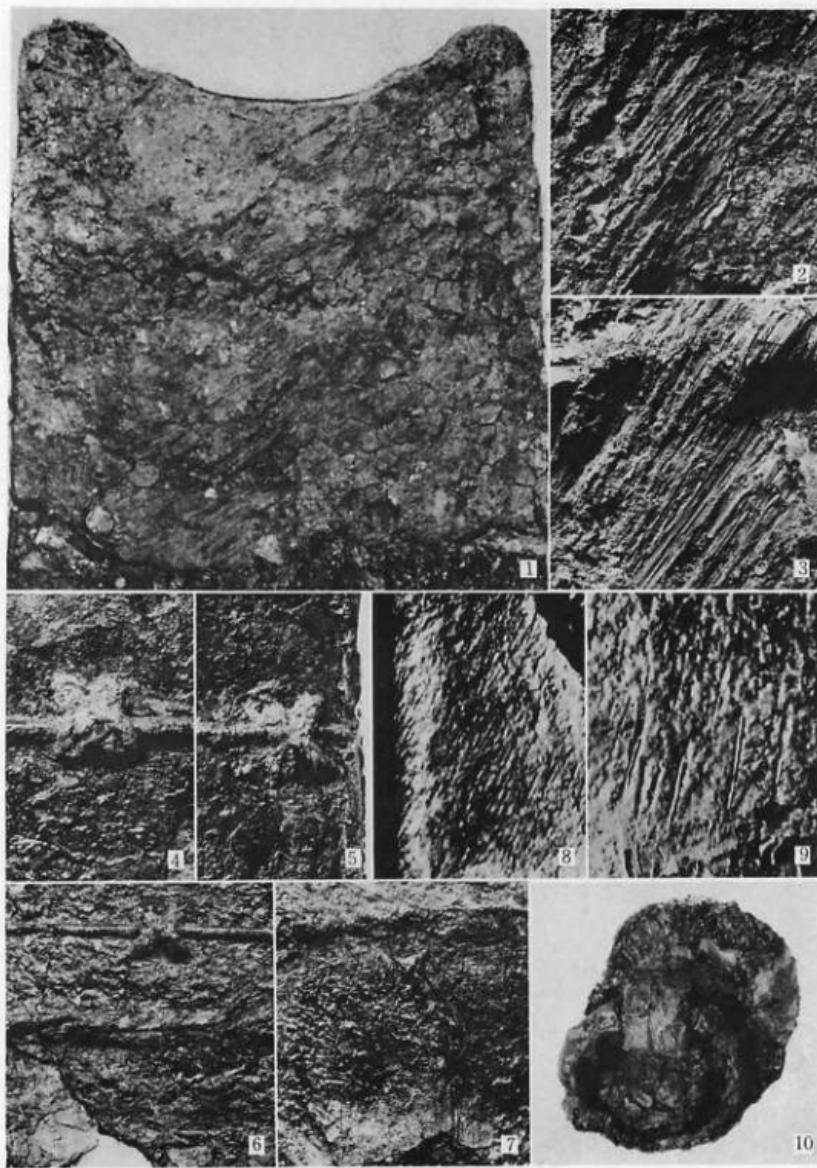
縦 I 上：大袖小札(1) 下：大袖小札(2)



鏡 I 上：大袖小札(3) 下：長側耳札

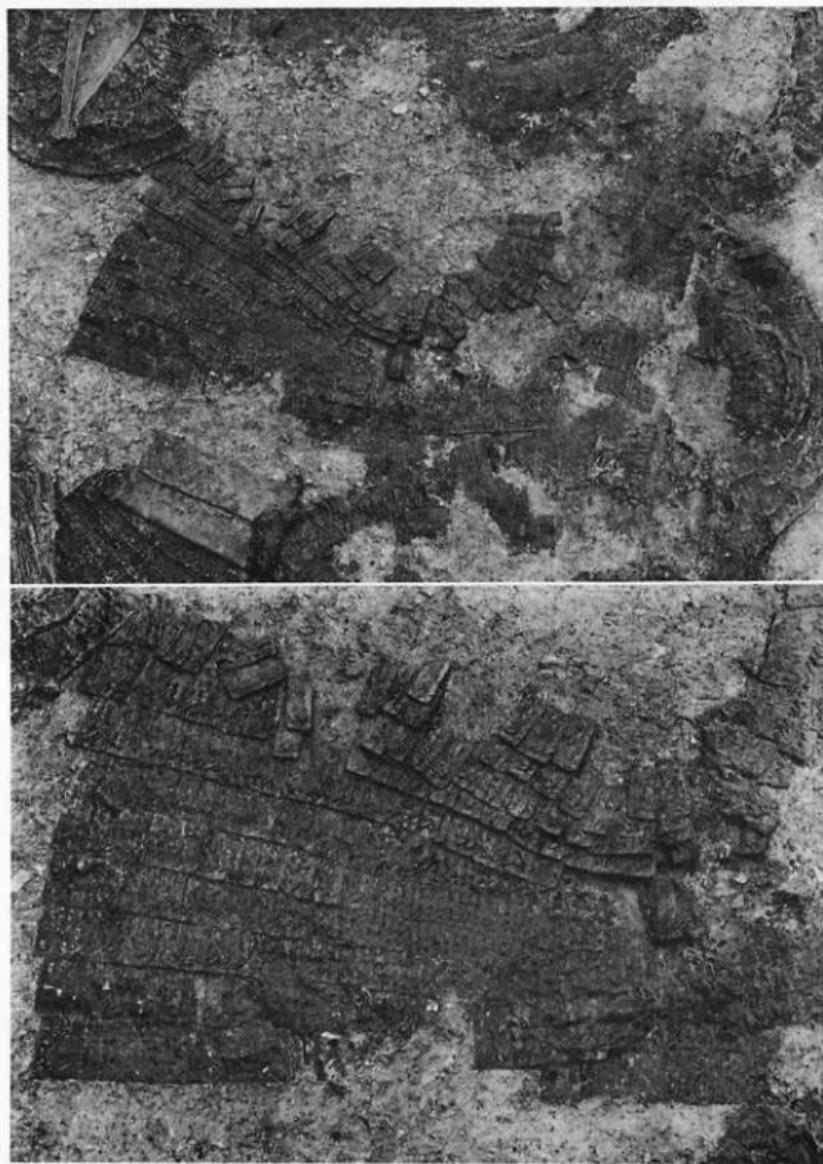


鏡Ⅰ脇橋塗板（縮尺 3%）

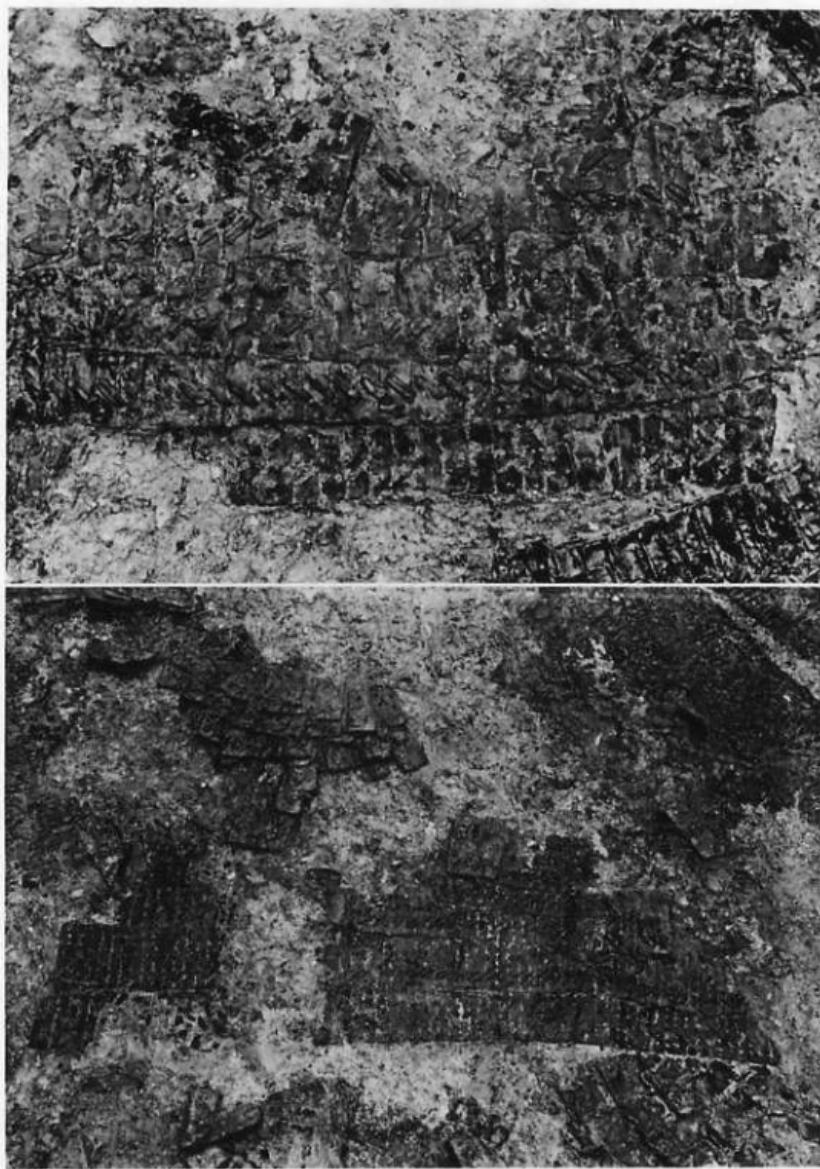


鎧 I 脇楯壺板(部分)・総角付銀座 1～3：壺板に銹着した席(?)

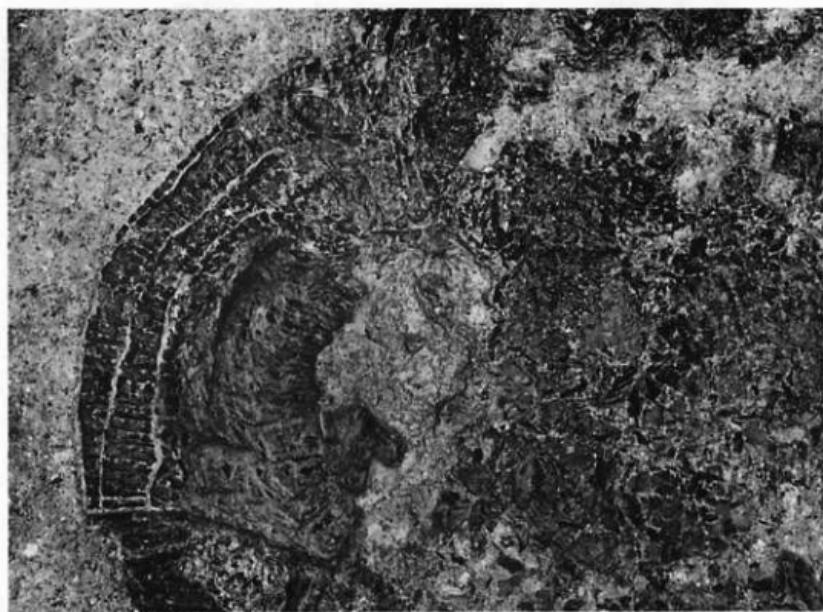
4～5：壺板鐵板縫縷 6～9：締幅付(部分) 10：総角付銀座(原寸)



鏡II 上:全体 下:長側・後草摺



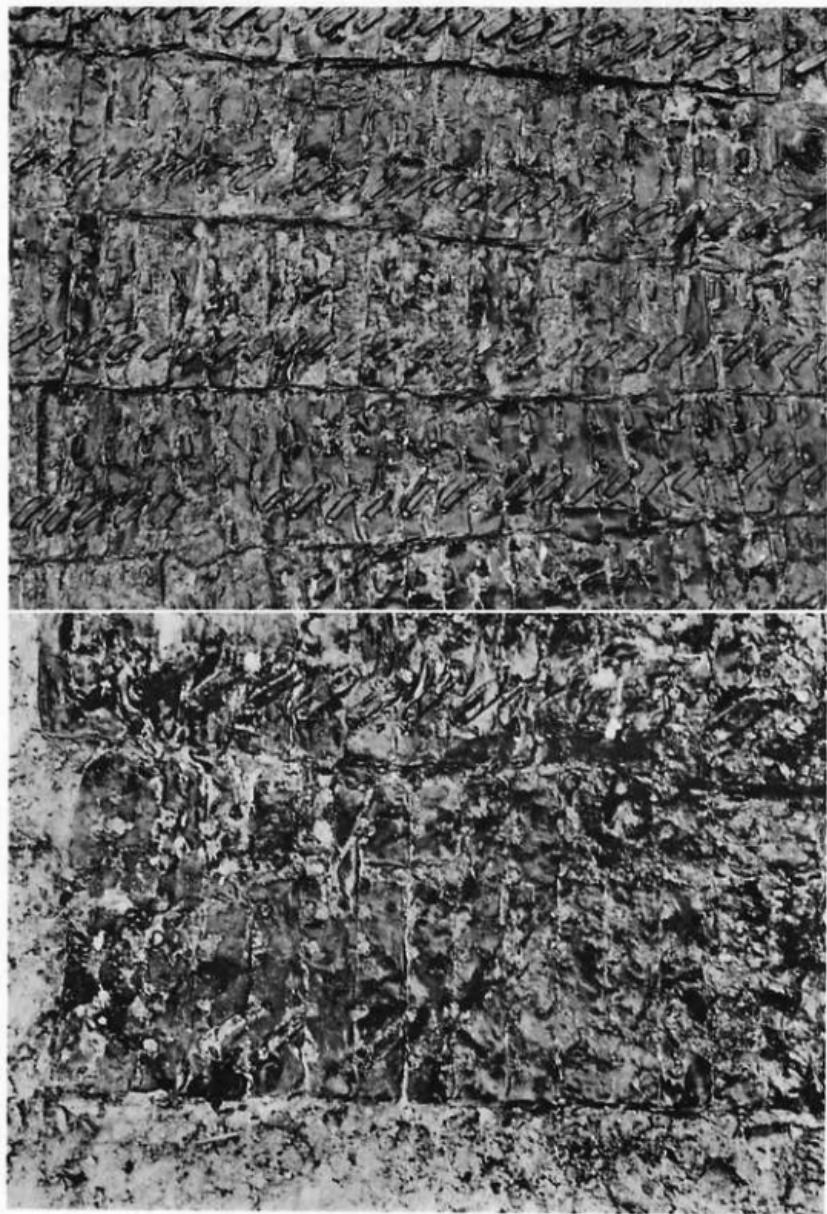
鏡Ⅱ 上：左草摺 下：前草摺



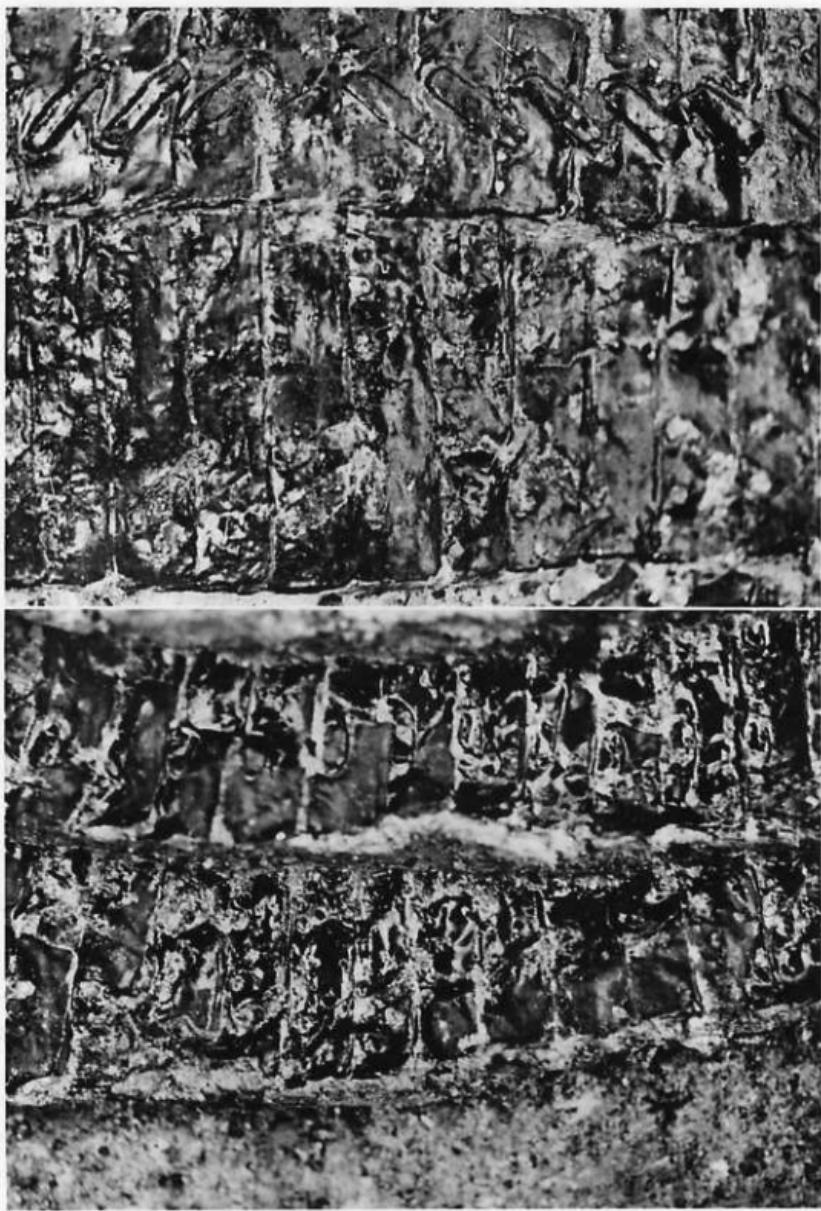
鐘Ⅱ類 上：全体 下：部分



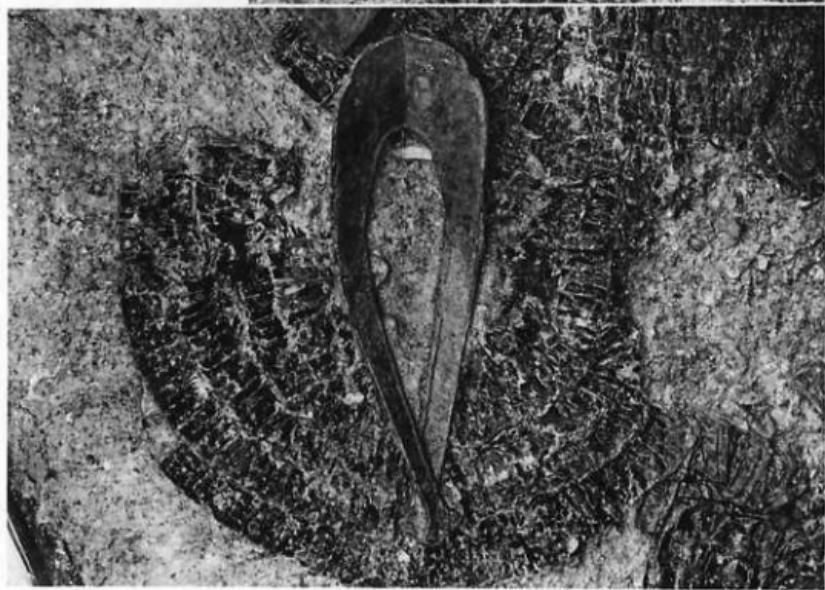
鐘II 上：後草摺 下：前草摺



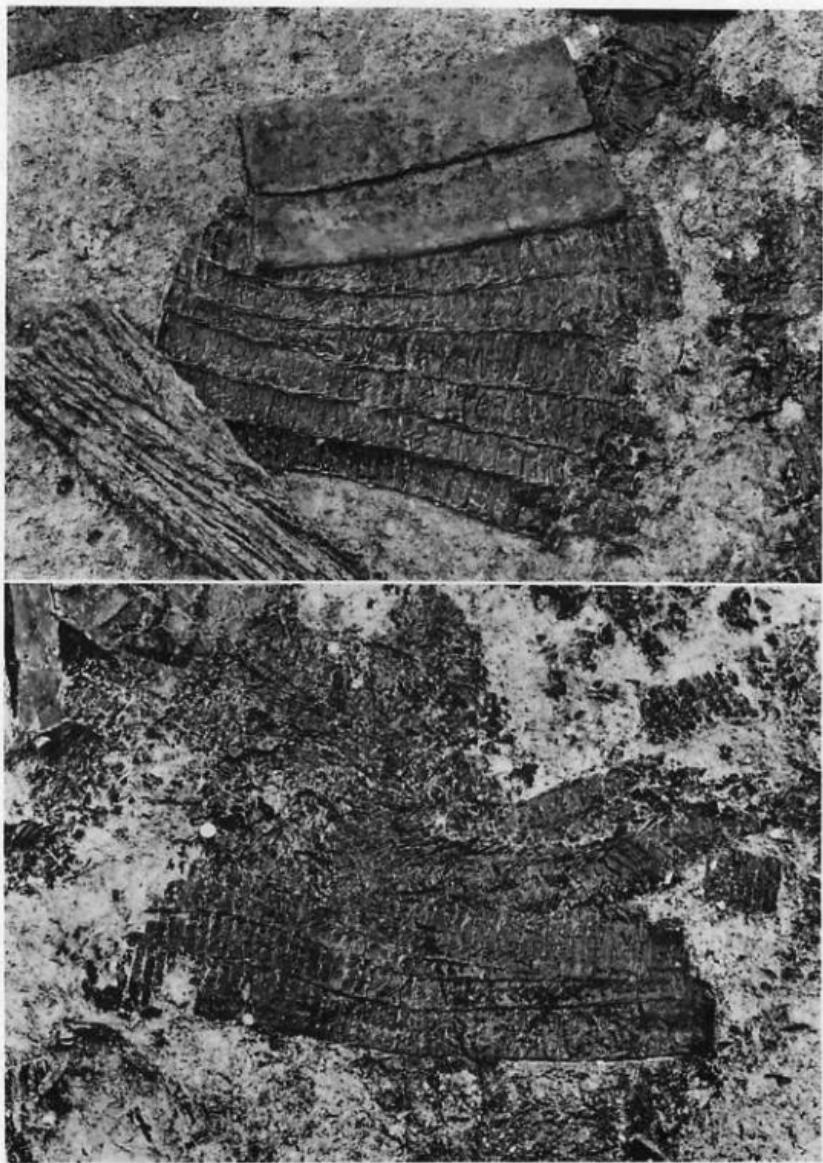
鉛Ⅱ後草摺(部分)



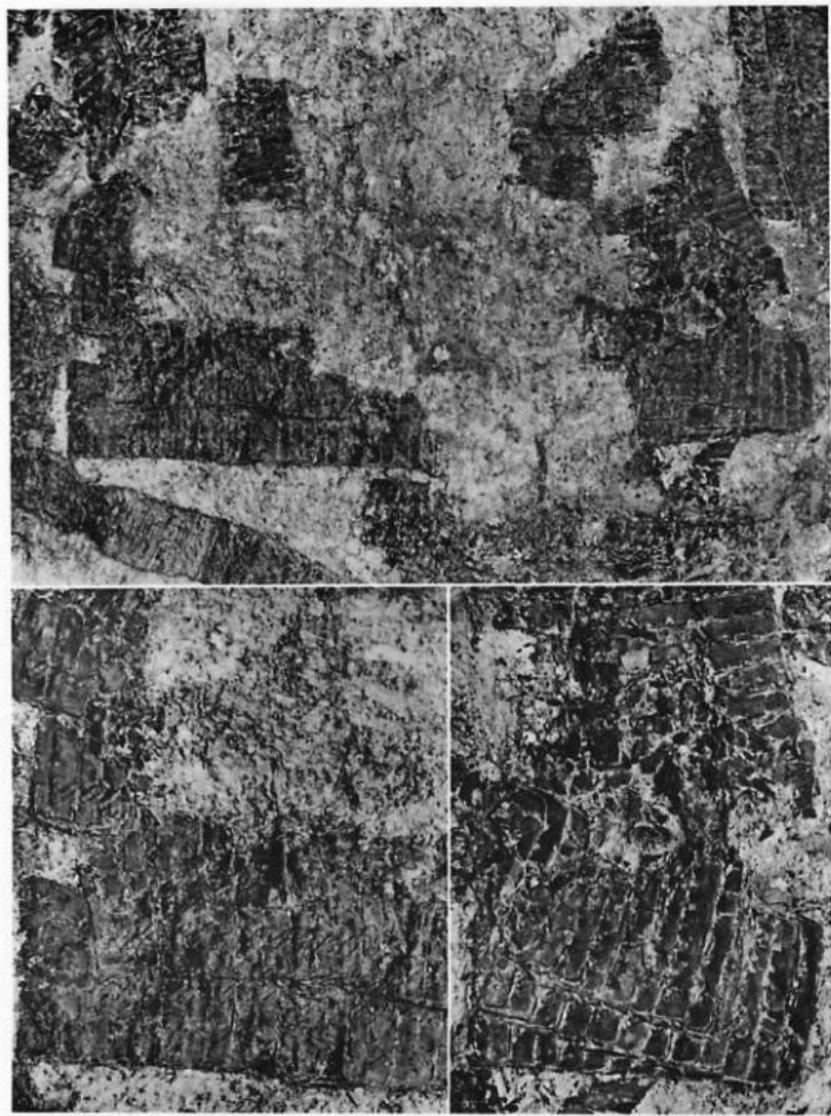
鏡II 上：前草摺小札 下：鞠小札



鐘三稜・銀形



鰓III 上：脇橋 下：長側・後草摺

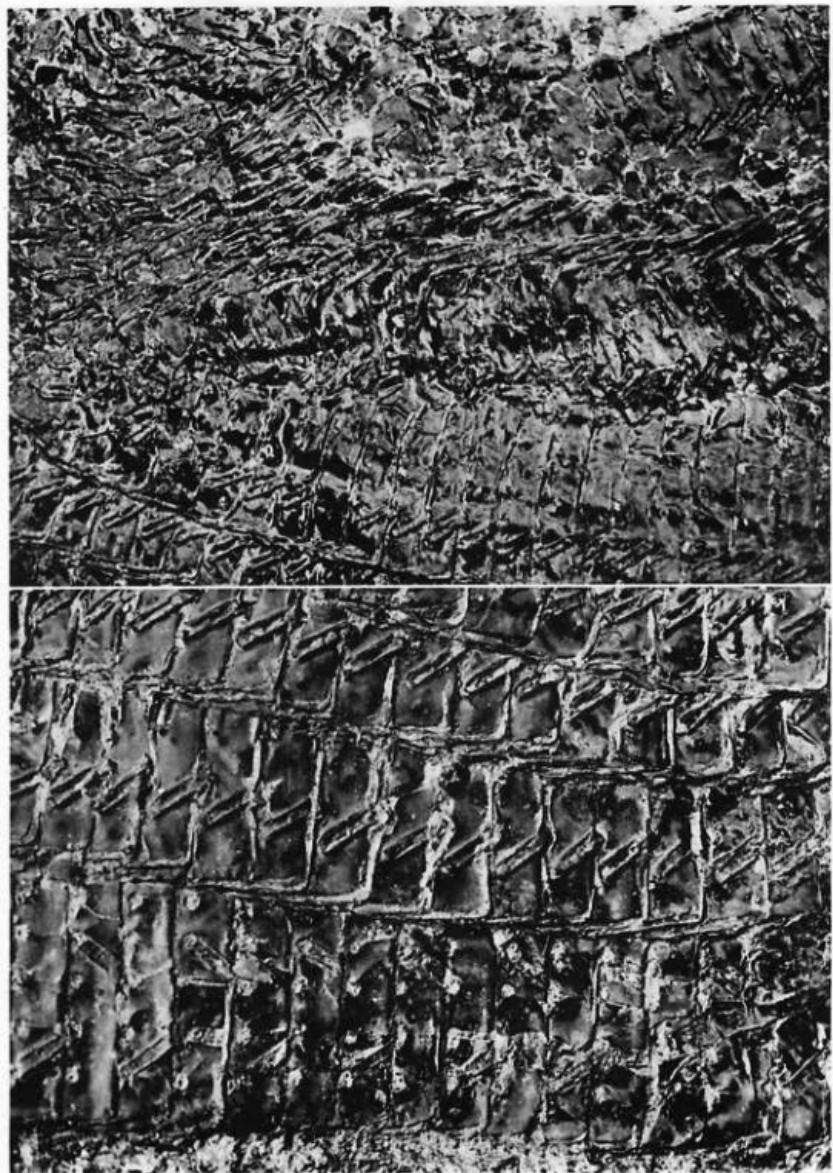


鏡III左草摺 上：全体 下：部分

图版第90



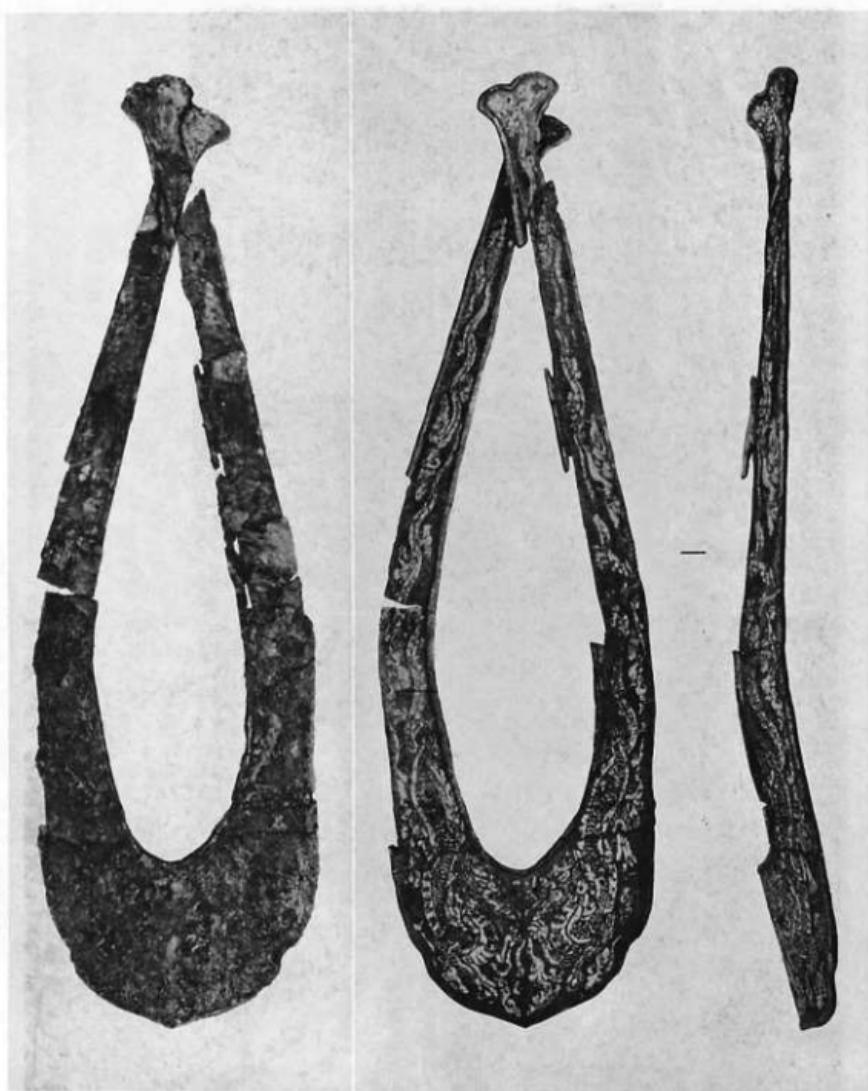
鎔Ⅲ脇柄 上：壺板 下：草摺



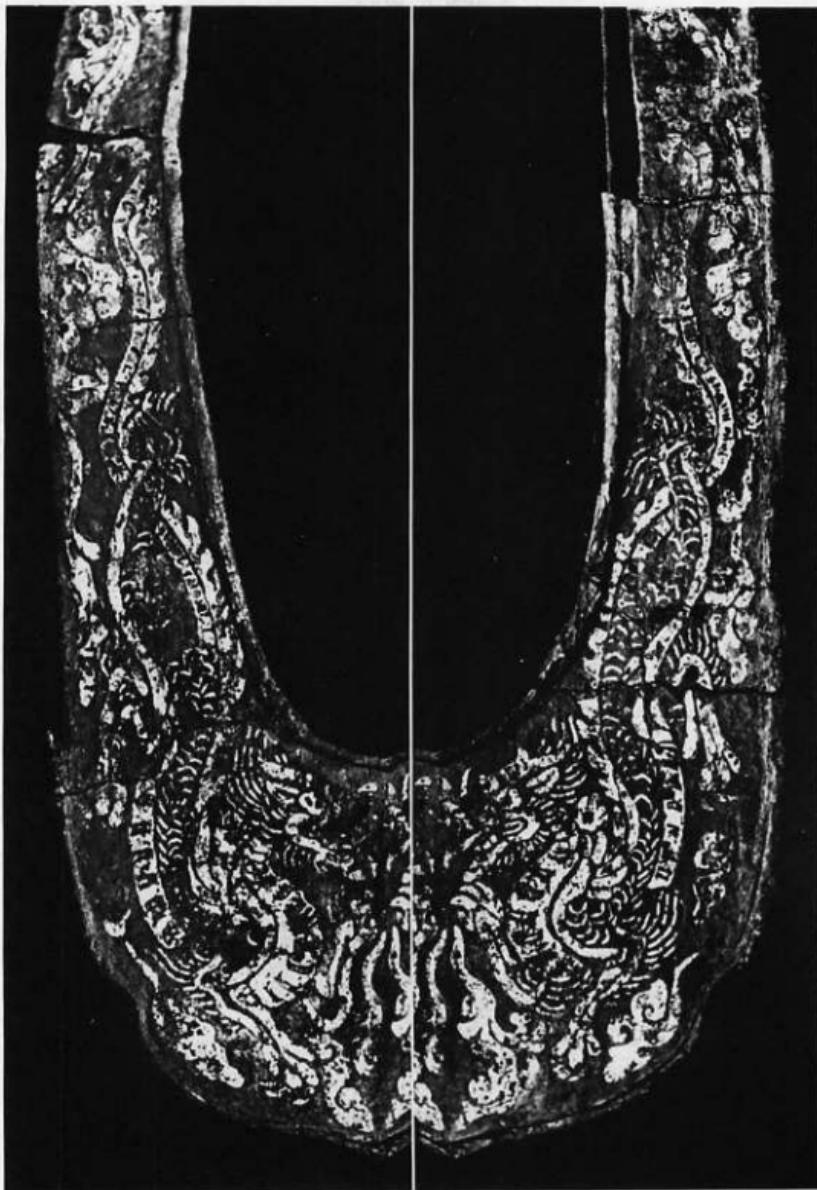
鏡III 上:長側 下:後草摺小札



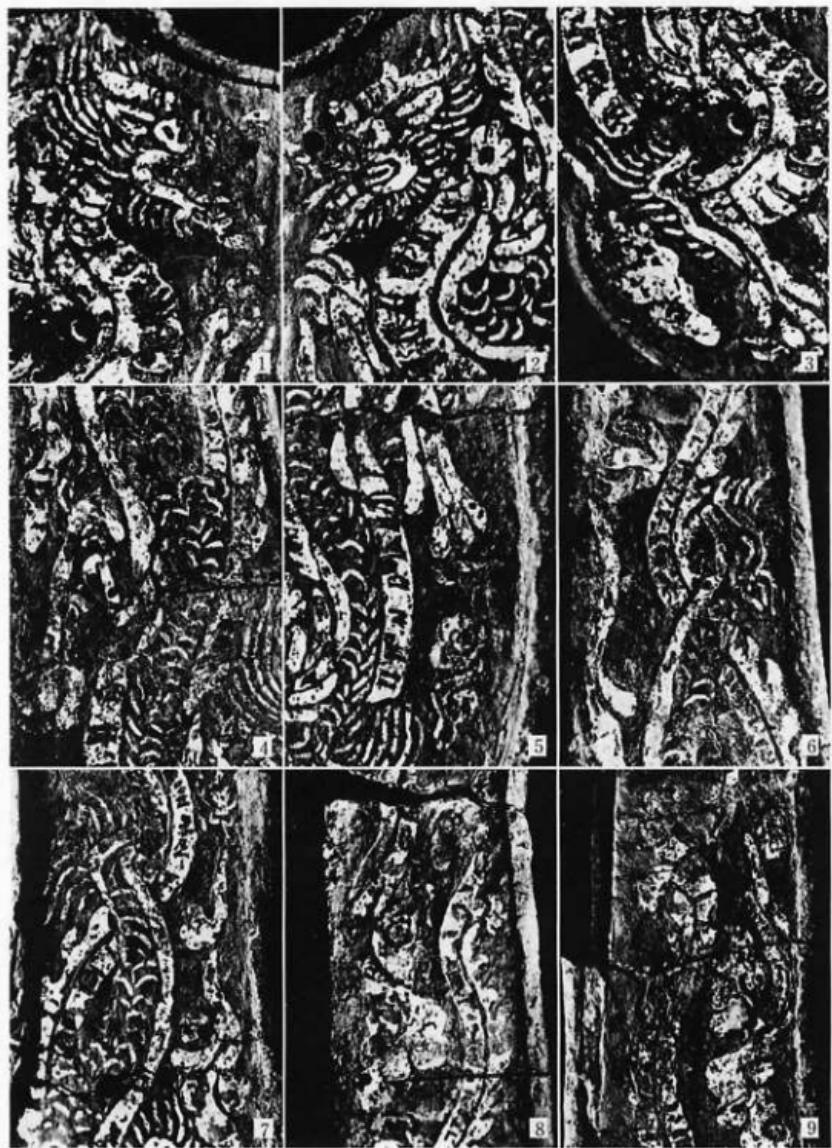
鍾Ⅲ小札 上：鞠 下左：後草摺 下右：臨櫛草摺



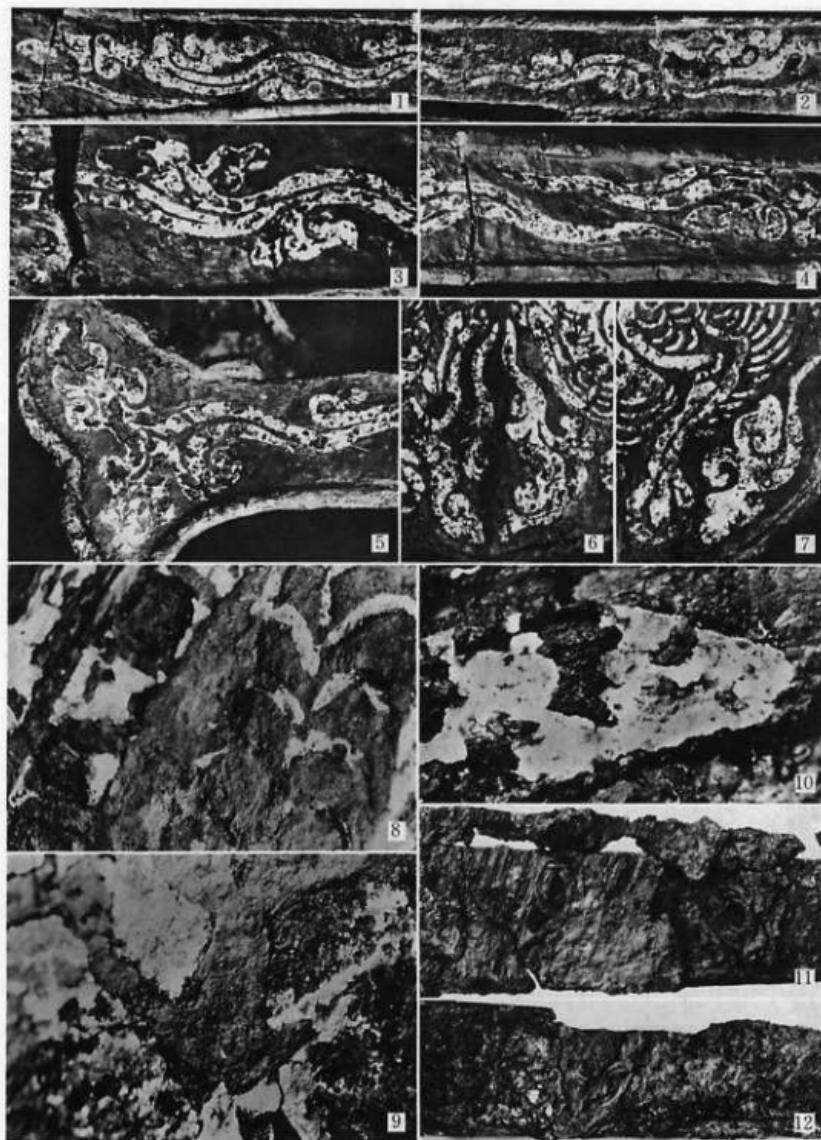
鏡Ⅲ鍔形(縮尺 約1/2) 左:研出し前 右:研出し後



鎧形文様 左：左半部 右：右半部



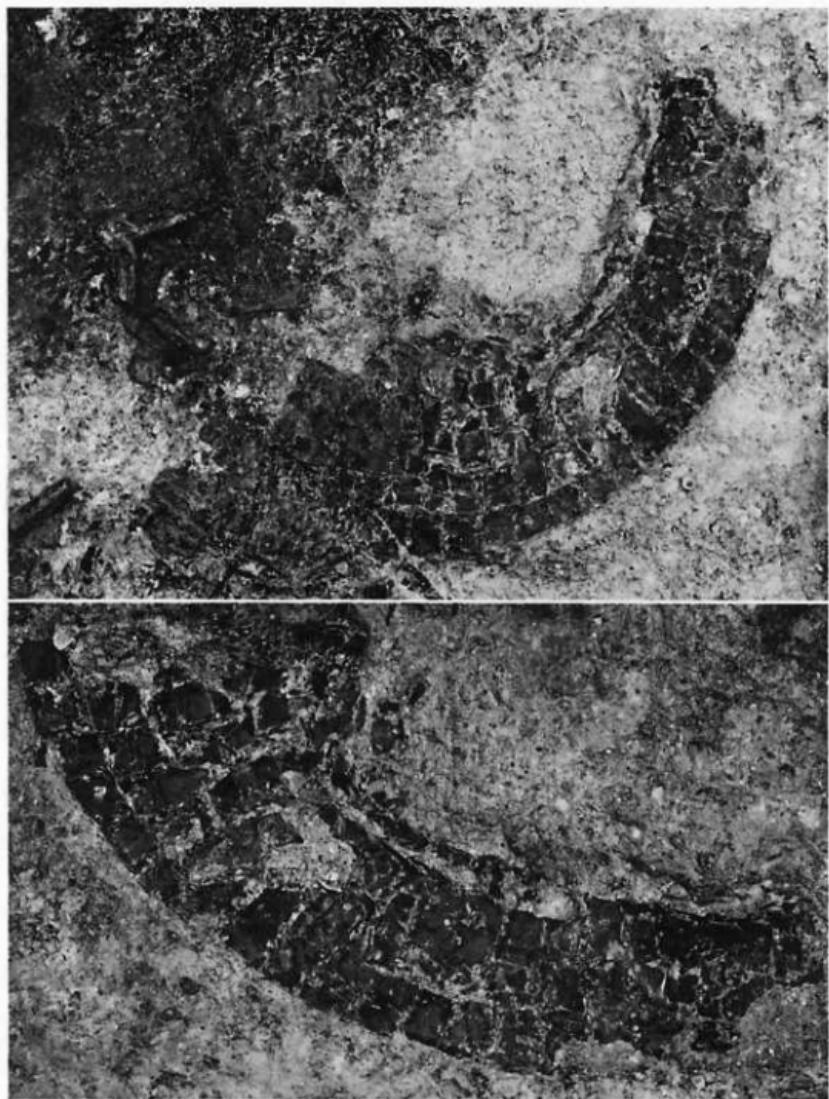
館III 鱗形文様(部分)  
1 : 左龍頭部 2 : 右龍頭部 3 : 左龍前脚部  
4 : 左龍脣・後脚部 5 : 右龍脣・後脚部 6 : 左龍脣・後脚部  
7 : 右龍脣・後脚部 8 : 左龍尾部 9 : 右龍尾部



銅錫形文様(部分および細部) 1~6:雲 7:雲・右龍前脚部

8~10:文様部分顕微鏡写真(倍率 8:約4.5倍, 9:約9倍, 10:約15倍)

11・12:研出し前の處(?)・紐



IV-4 鱼 上：全体 下：部分



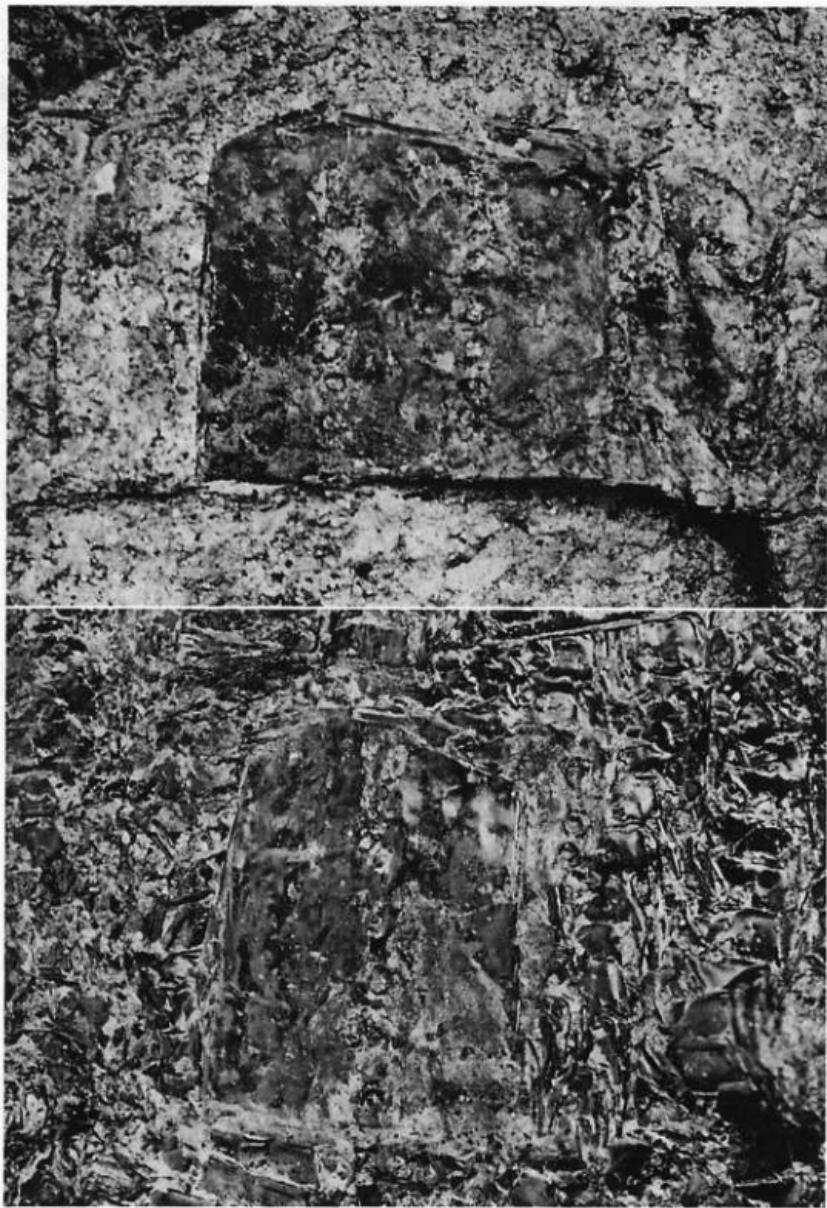
鎌IV 上：長側・後草摺 下：左草摺



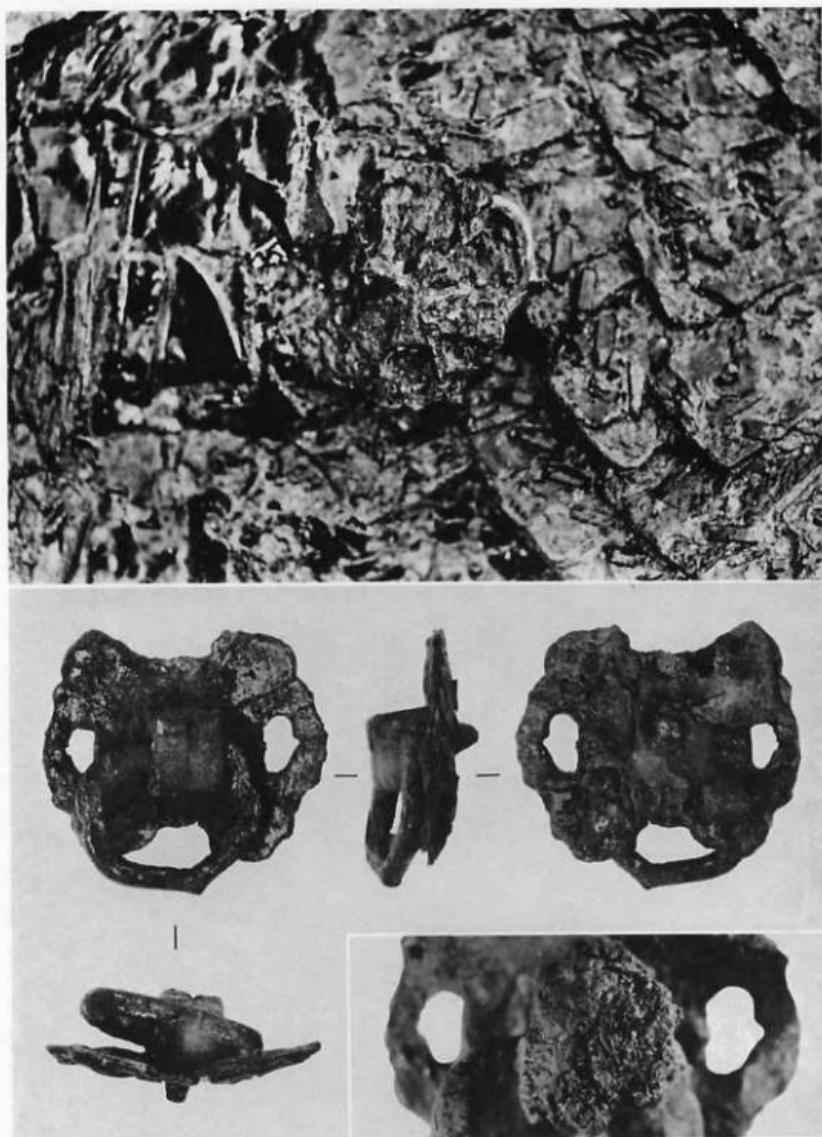
図版第99  
鎧IV小札 上：縫 下：左草摺



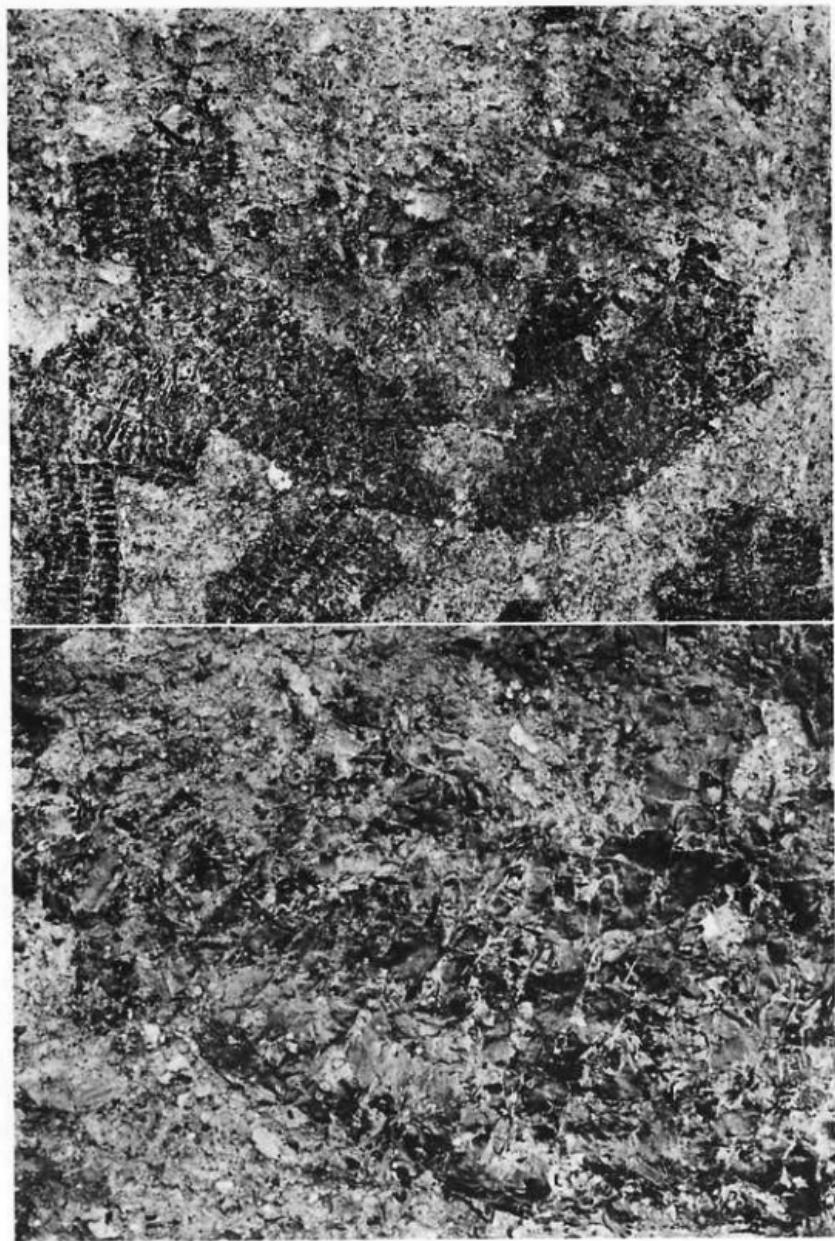
鏡IV小札 上：左草摺 下：右草摺



鏡IV左草摺小札



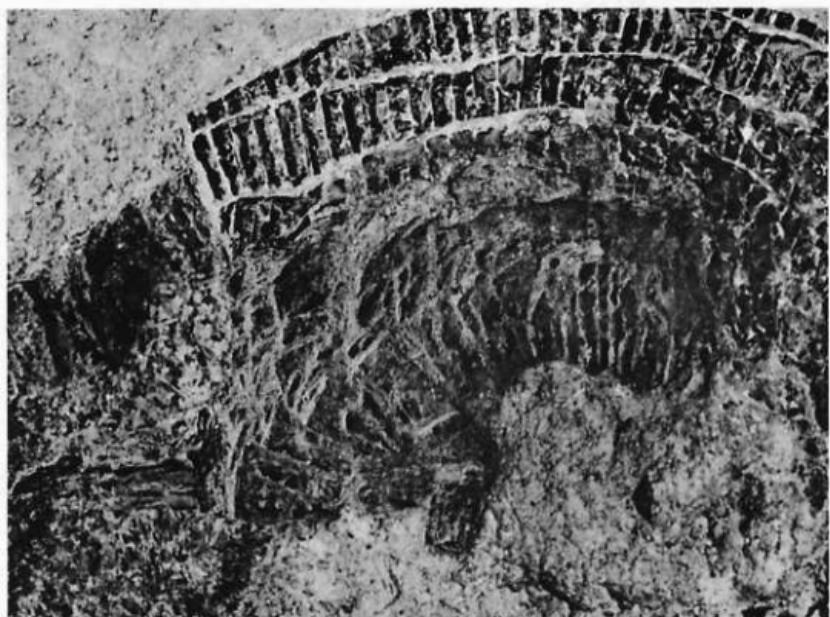
鏡IV総角付鏡座（原寸） 上：出土状態 右下：銀台に付着した緒(紐)



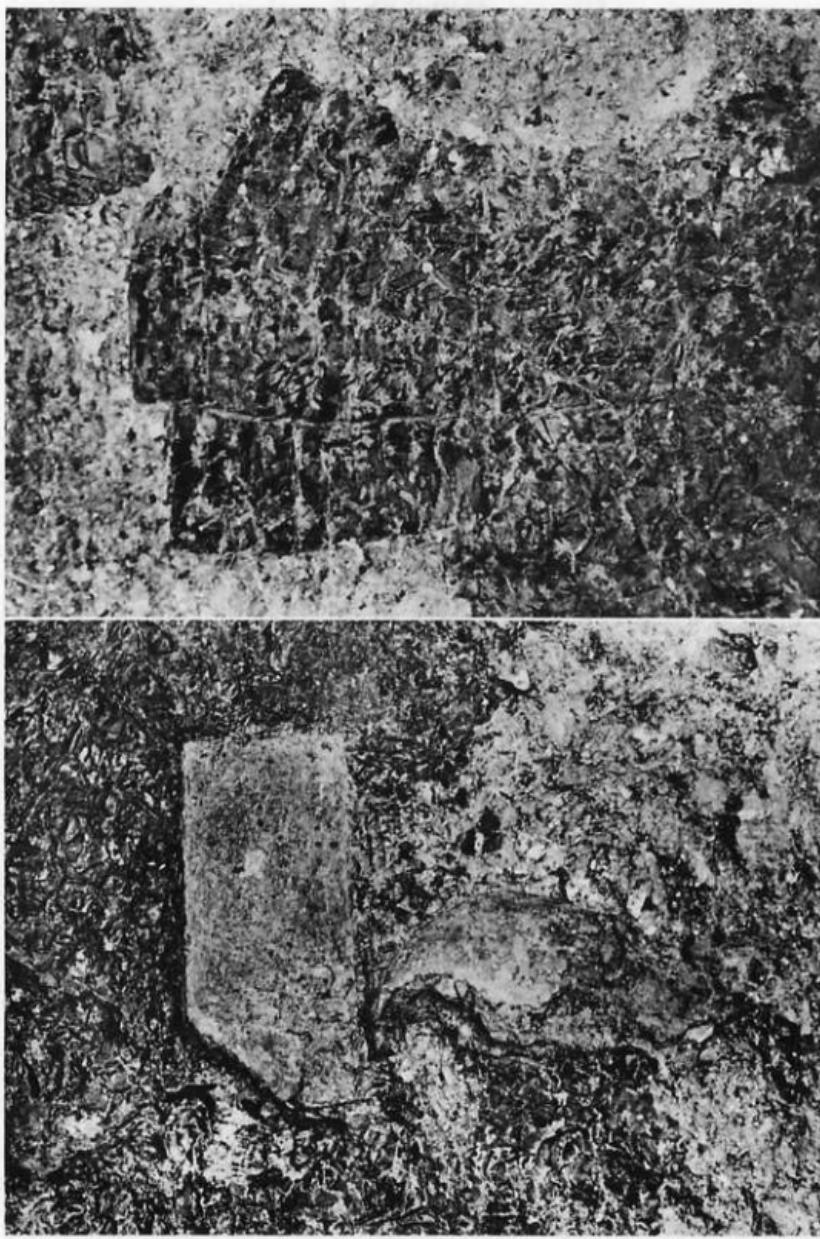
鏡V溝 上：全体 下：部分



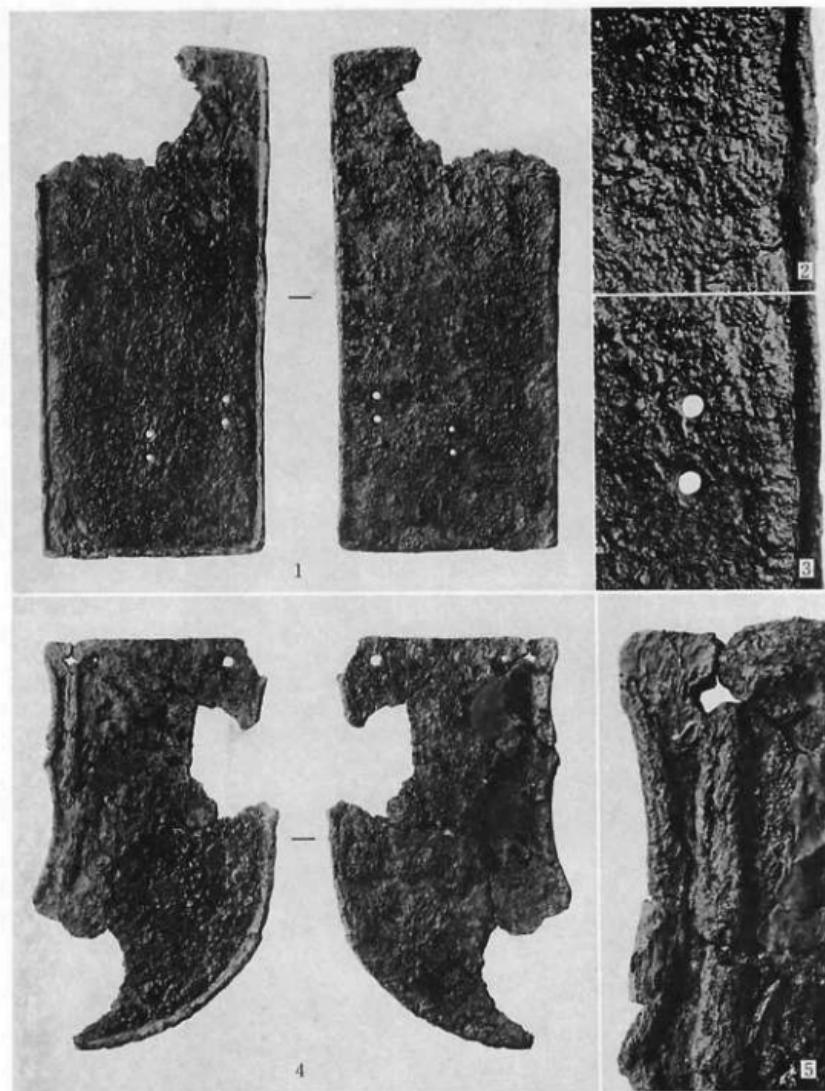
上：草摺 下：金交ぜ札板



上：金交世洞 下：栴壇板(1)



上：栴壇板2) 下：鳩尾板・杏葉出土状態



鳩尾板・杏葉および細部 1～3：鳩尾板 4・5：杏葉（縮尺 1・4： $\frac{1}{2}$ ）

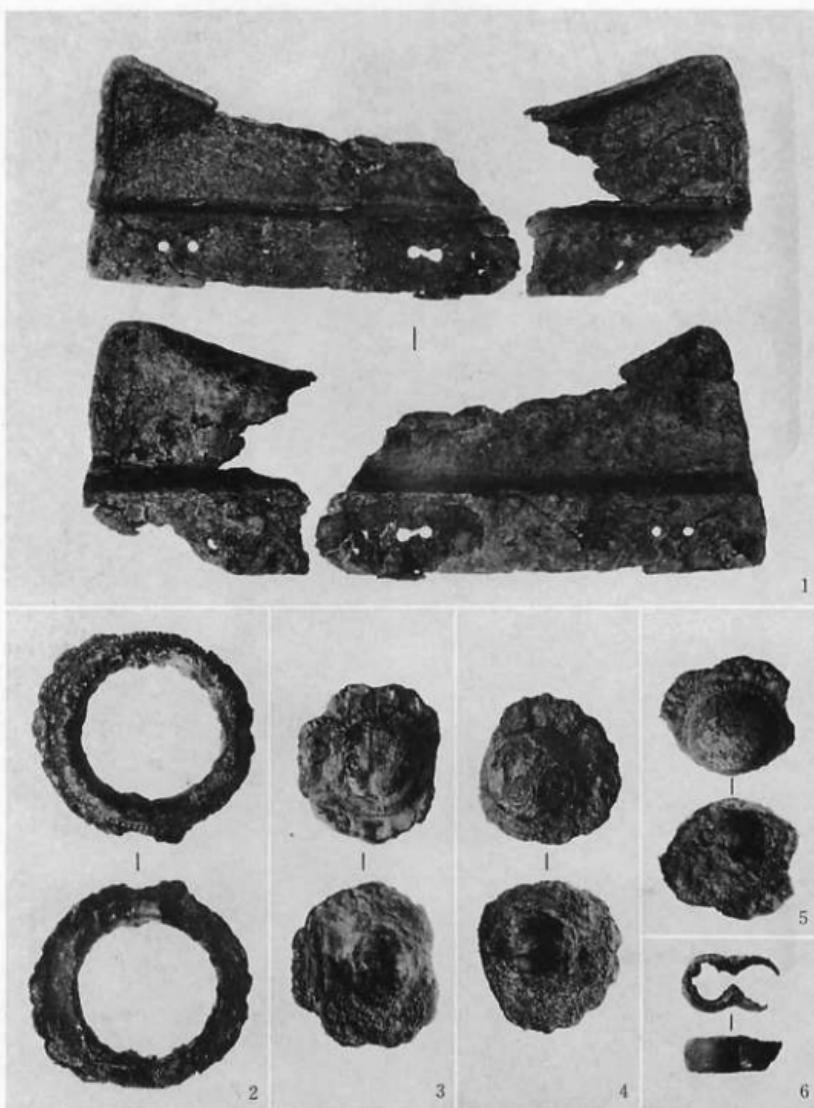
図版第108



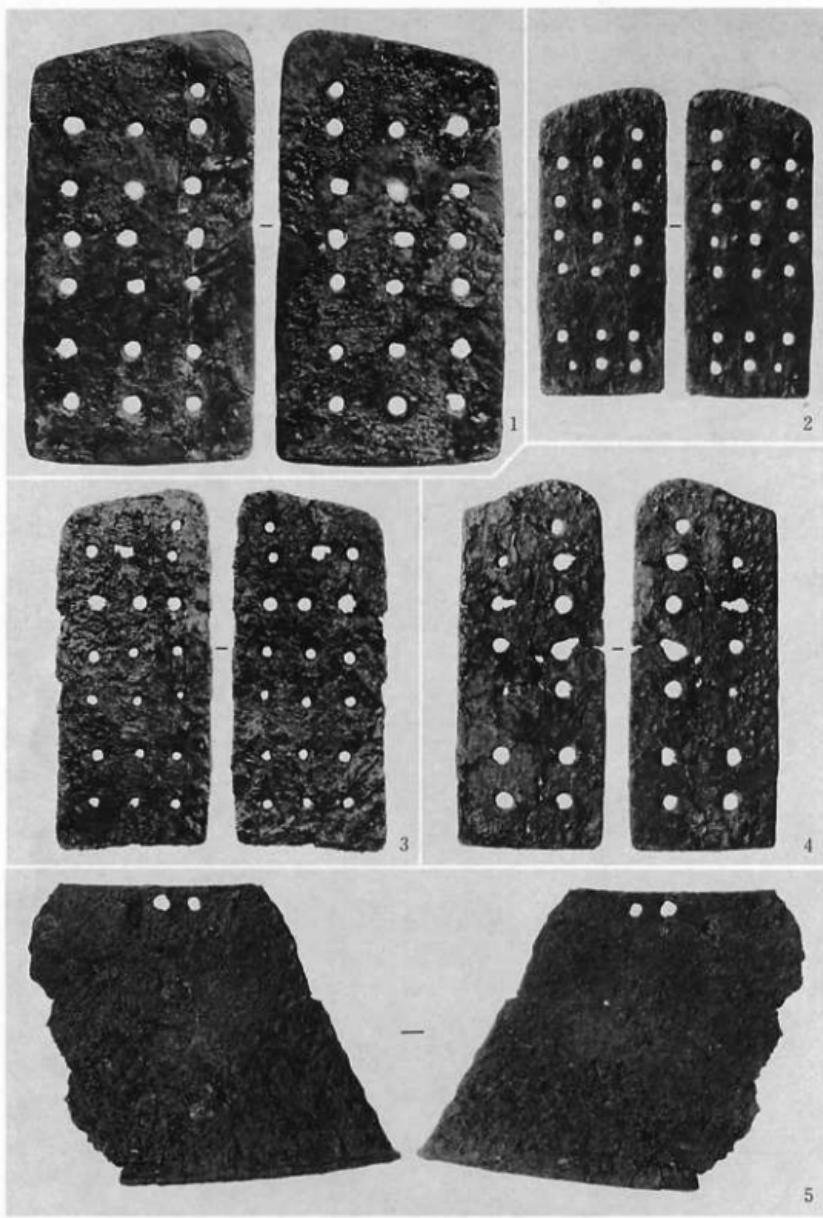
大 括(1)・(2)



上：胸板出土状態 下：眉庇状鐵製品出土状態



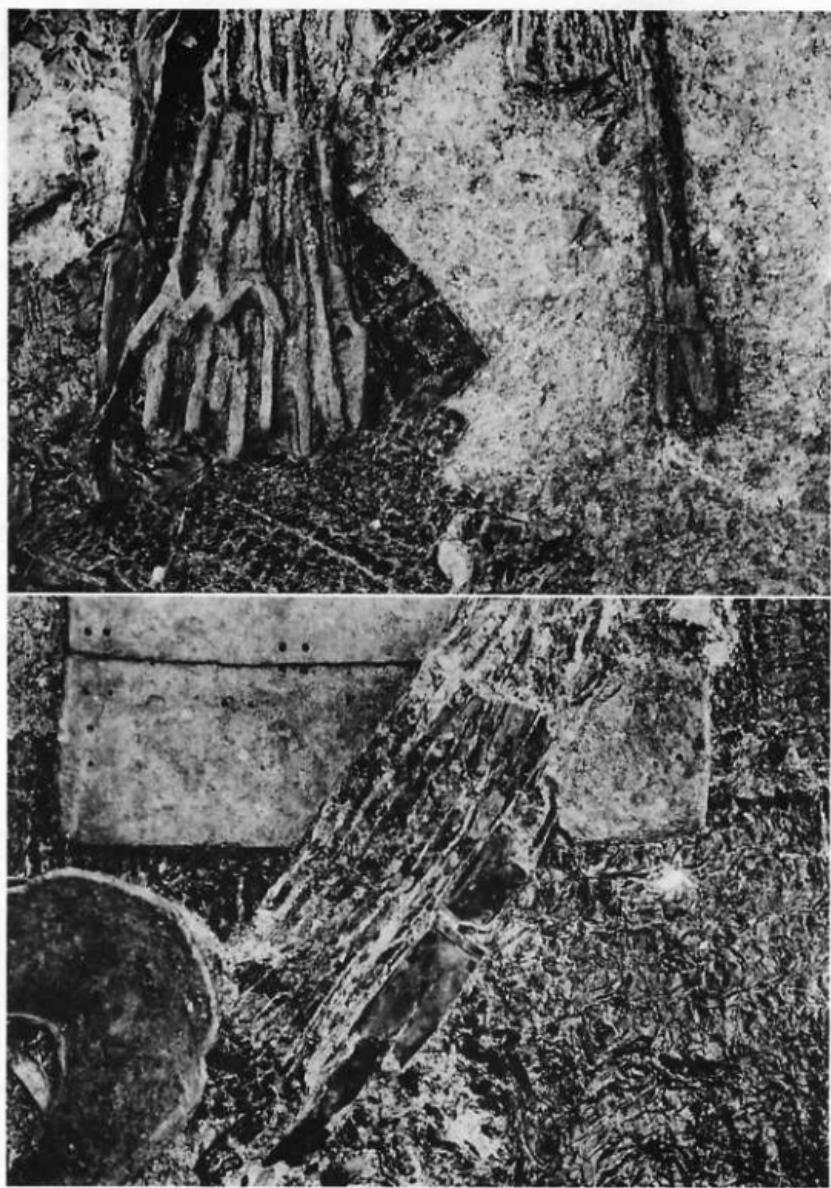
金具組り・金物類 1：胸板 2：八幡座 3～5：鏡 6：責め金物  
(縮尺 1 : 1/3, 2～6 : 原寸)



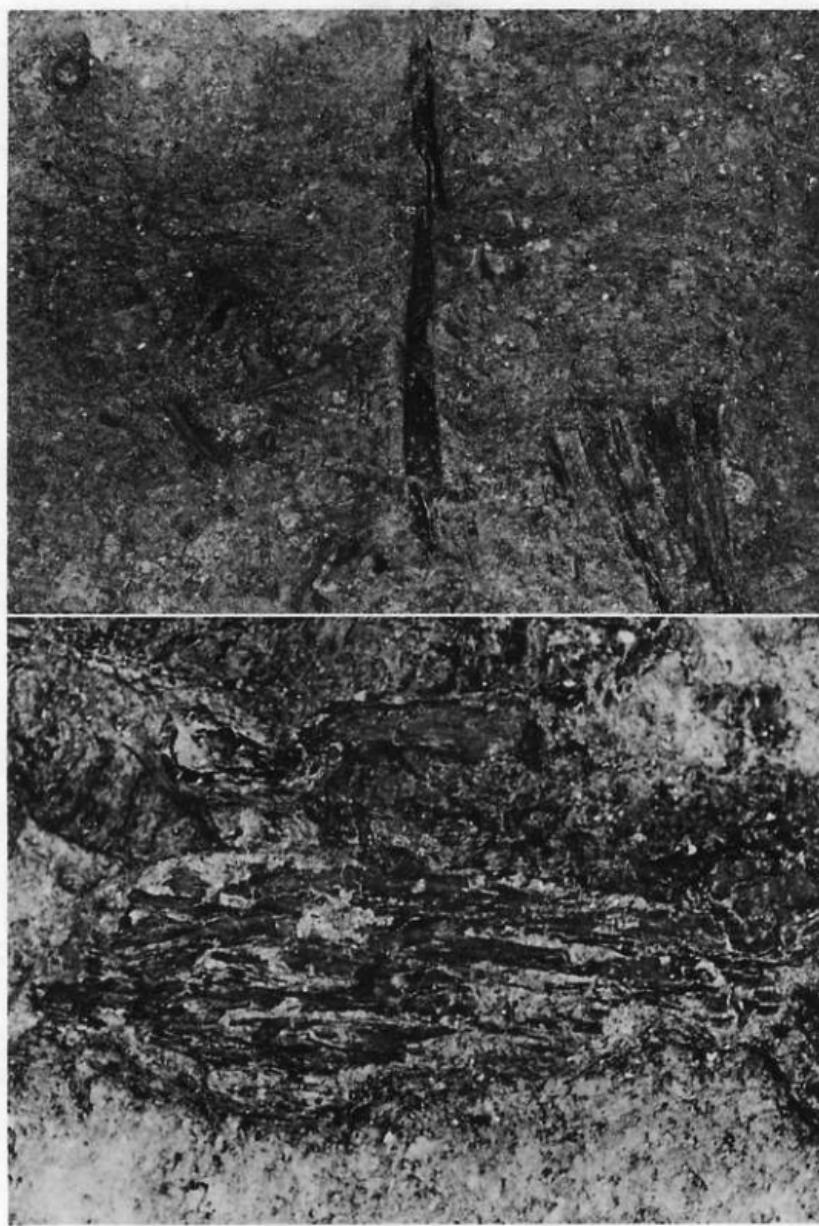
鉄札・眉庇状鉄製品（縮尺 1～4：原寸、5：3%）



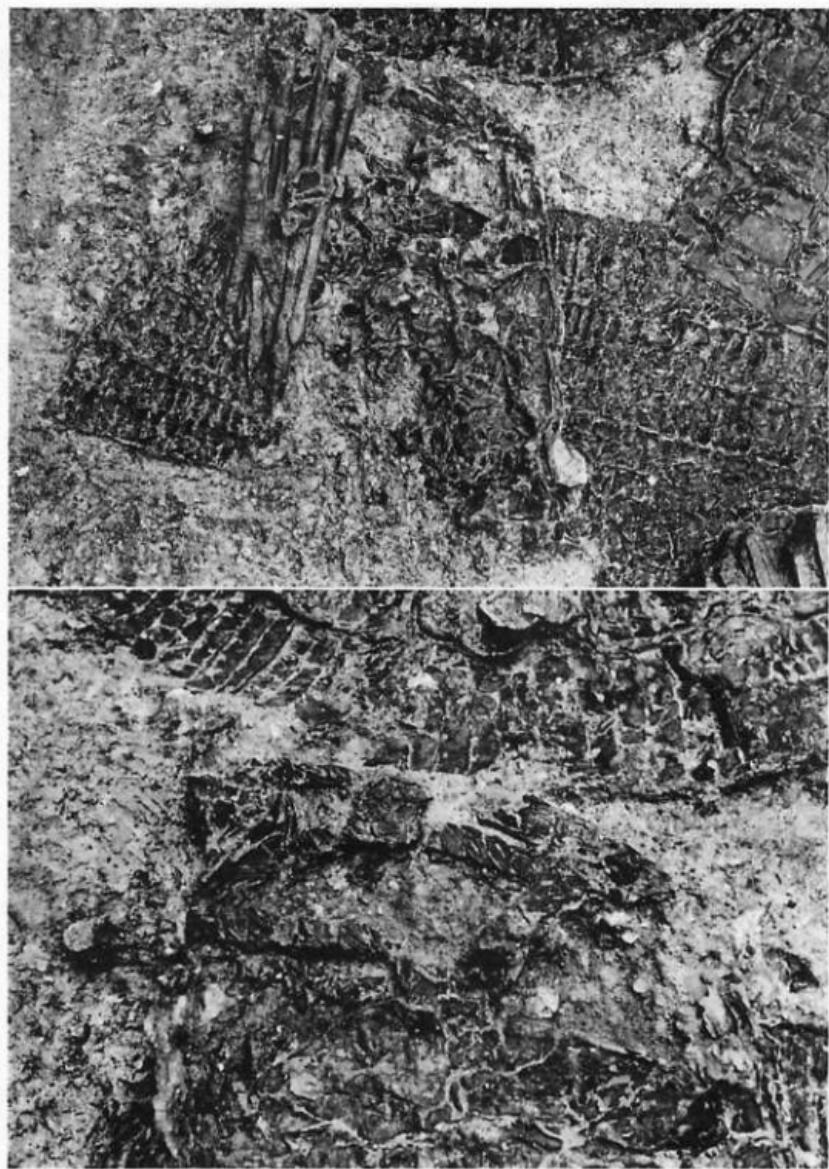
弓矢出土状態 上：南西部 下：北西部



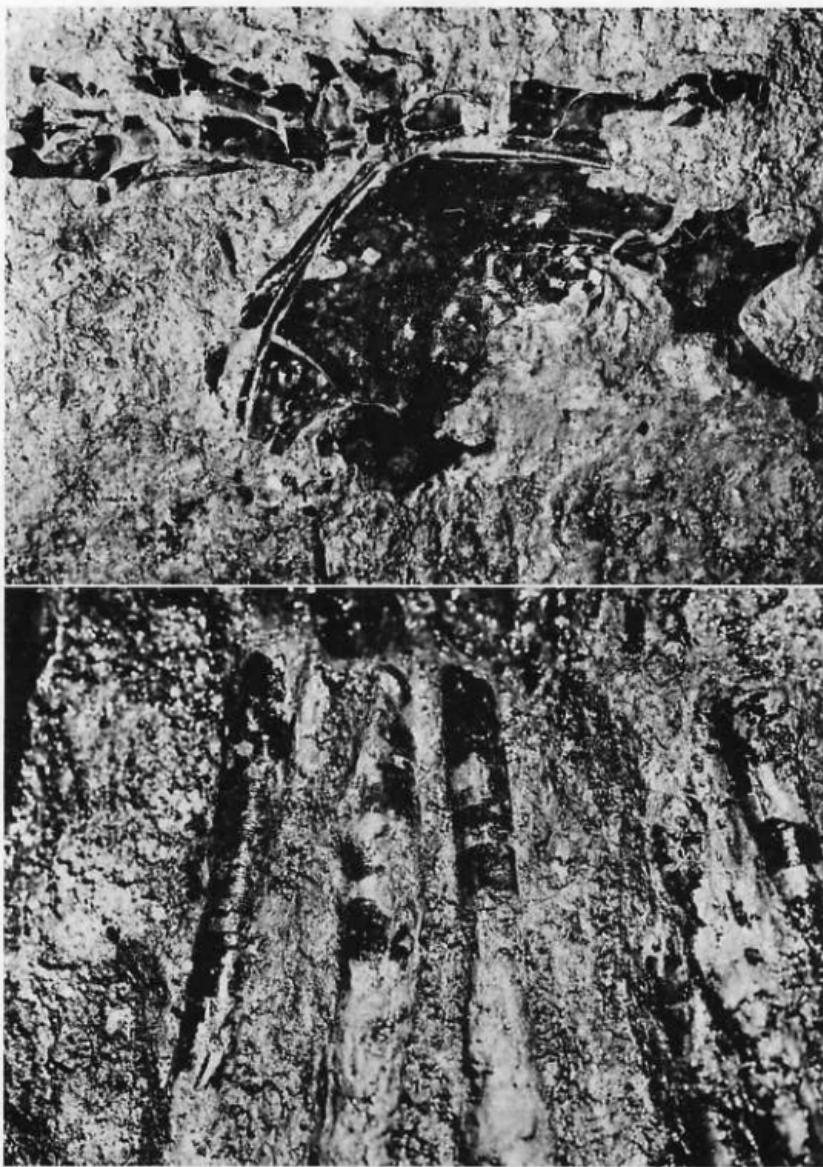
北西部弓矢出土状態(部分)



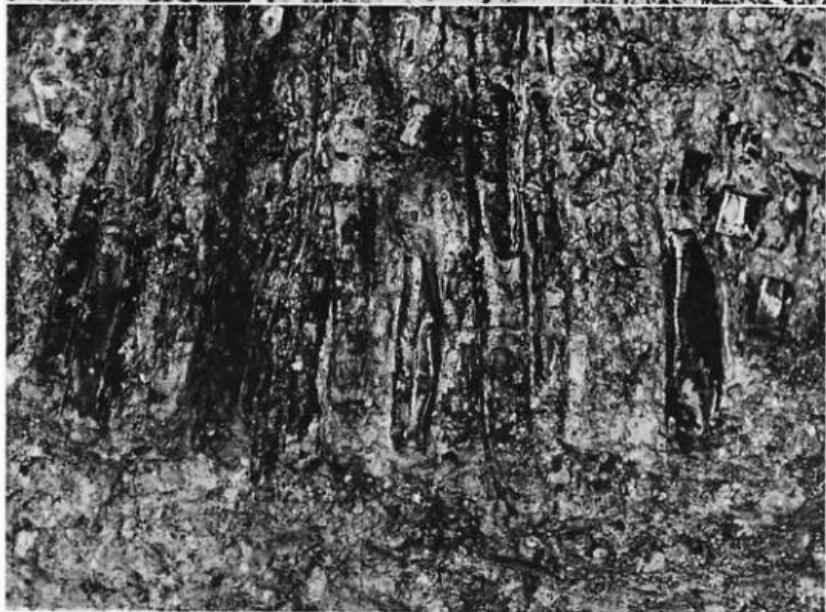
弓矢出土状態 上：南端部 下：南東部



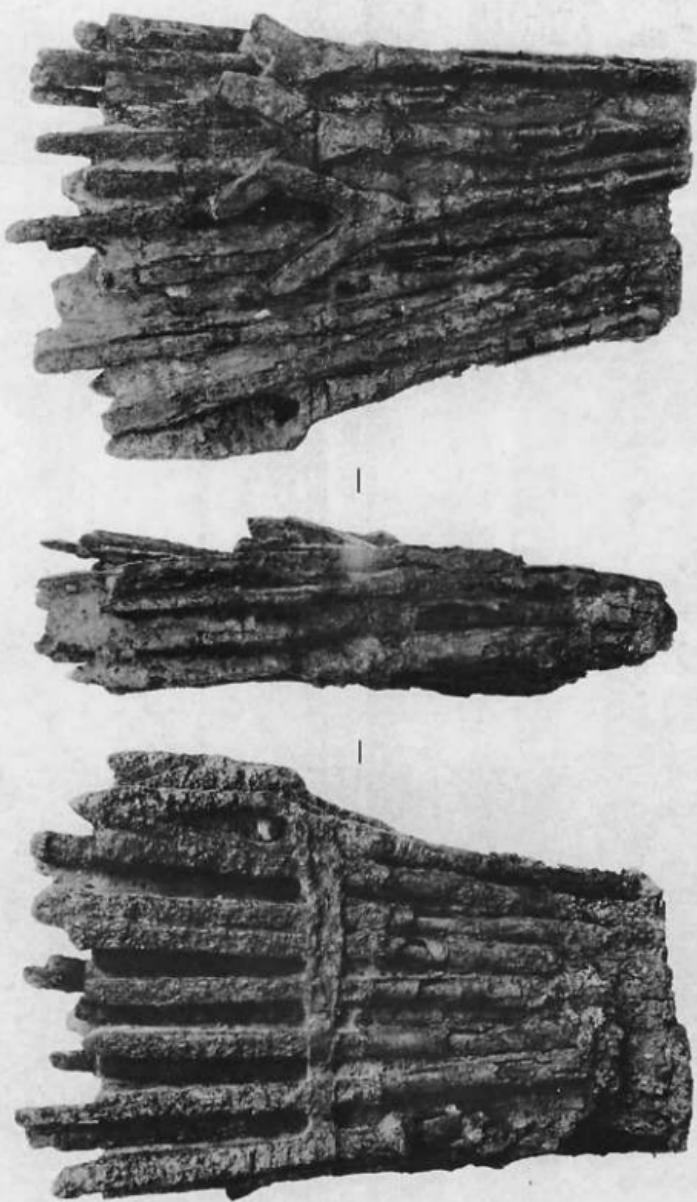
簾 上：全体 下：部分



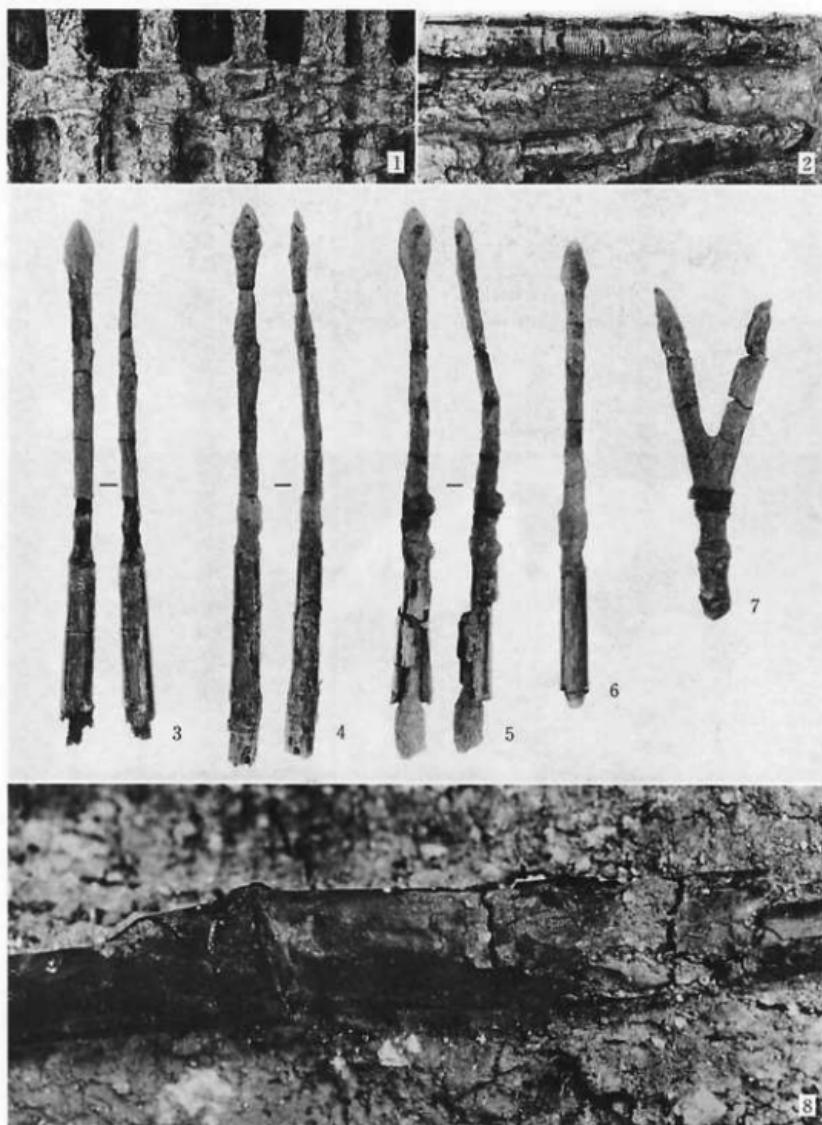
上：北東部縫　下：南西部矢(部分)



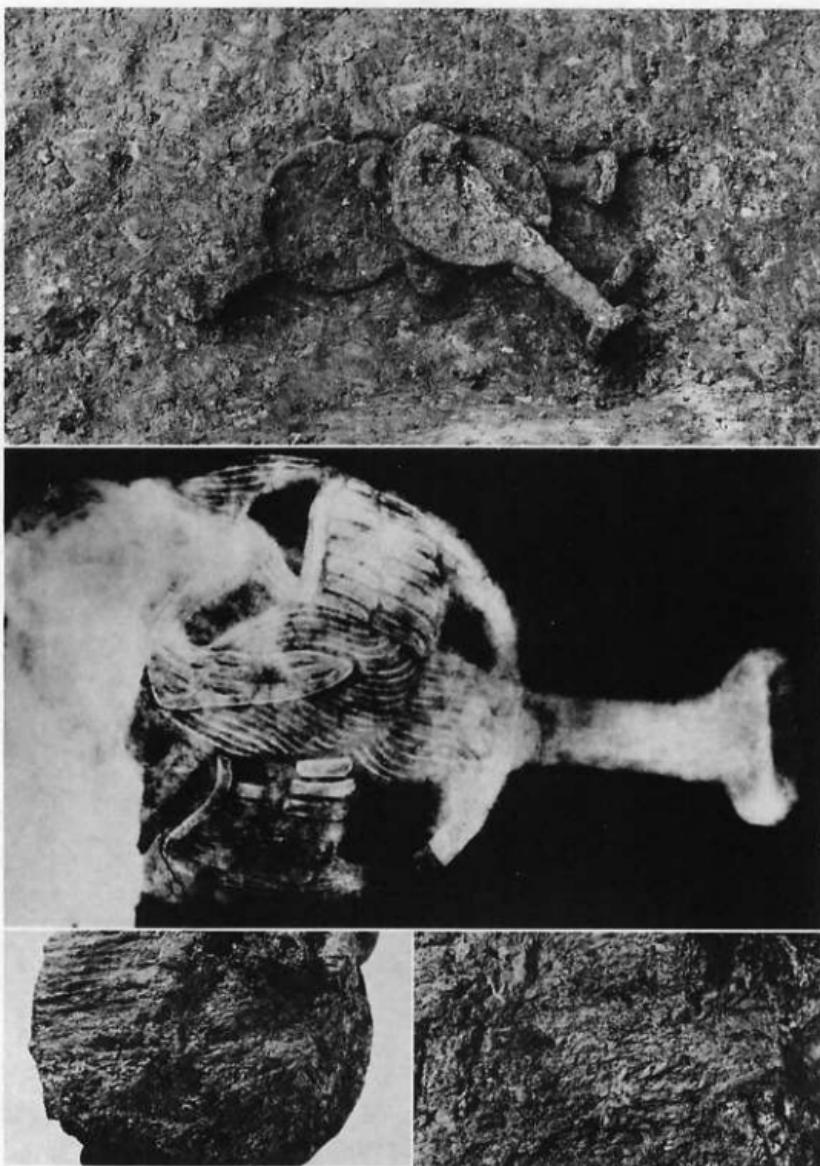
南西部矢(部分)



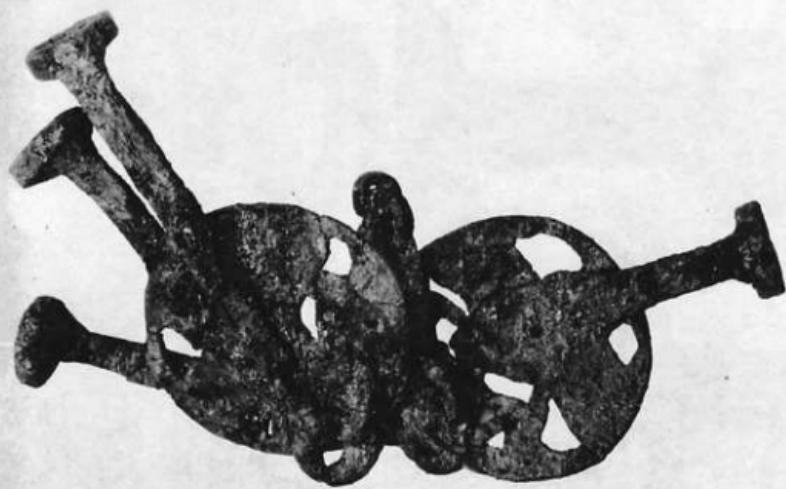
铁簇群 (前尺  $\frac{1}{2}$ )



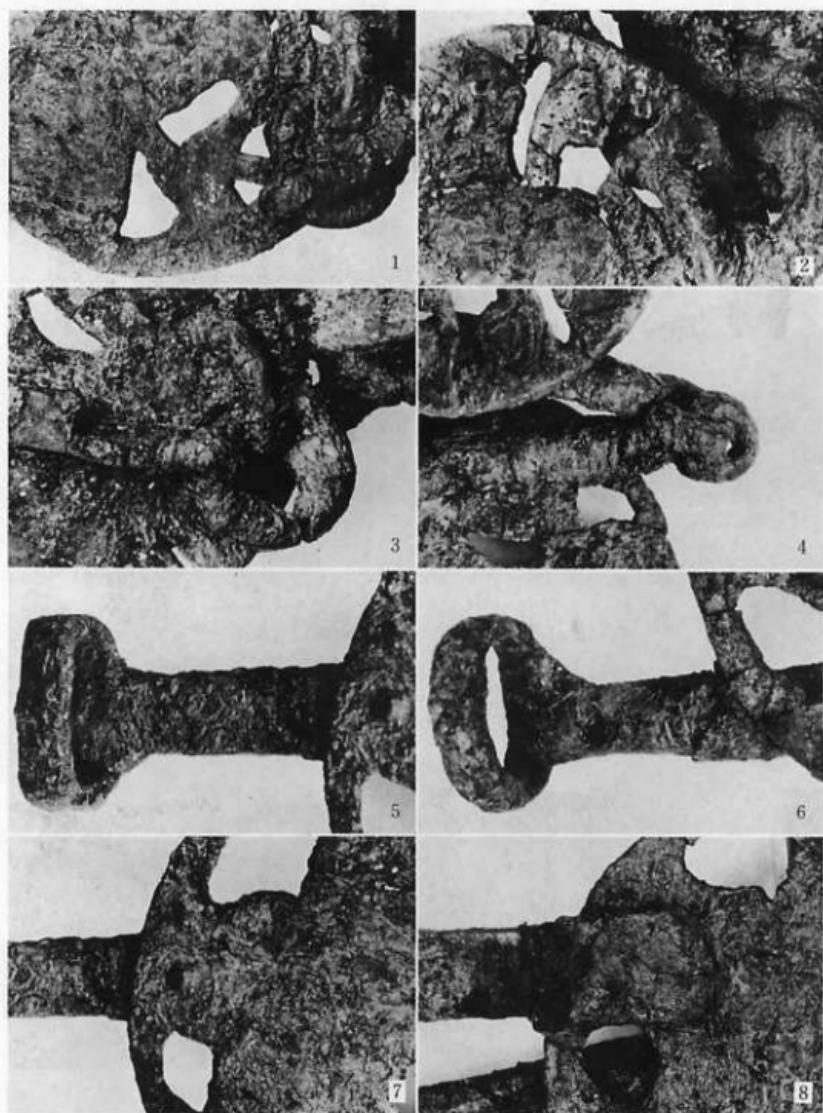
弓矢 1: 鉄鎌に残る筋の箋 2: 矢の口巻部分 3~6: 征矢 7: 稽股  
8: 弓筈(部分) (縮尺 3~7: 1/2)



図版第120  
上：出土状態 中：鏡板のX線写真 下：鏡板に接着した縄・席(?)



図版第121  
（縮尺 5%）



轄(部分) 1・2:鏡板透し 3:引手連結部 4:衝連結部 5:引手壺  
6:立間輪 7・8:立間と鏡板の鉛留部分



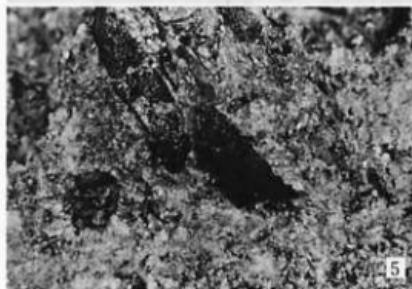
1

2

3



4

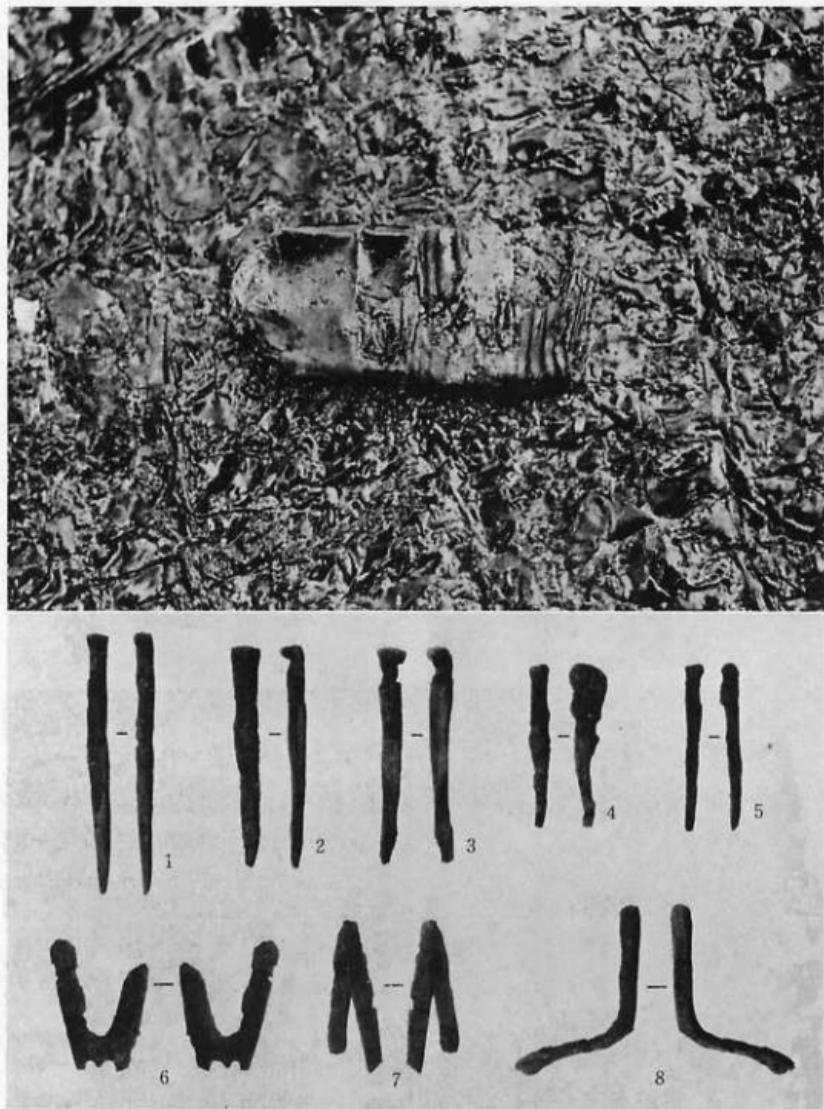


5

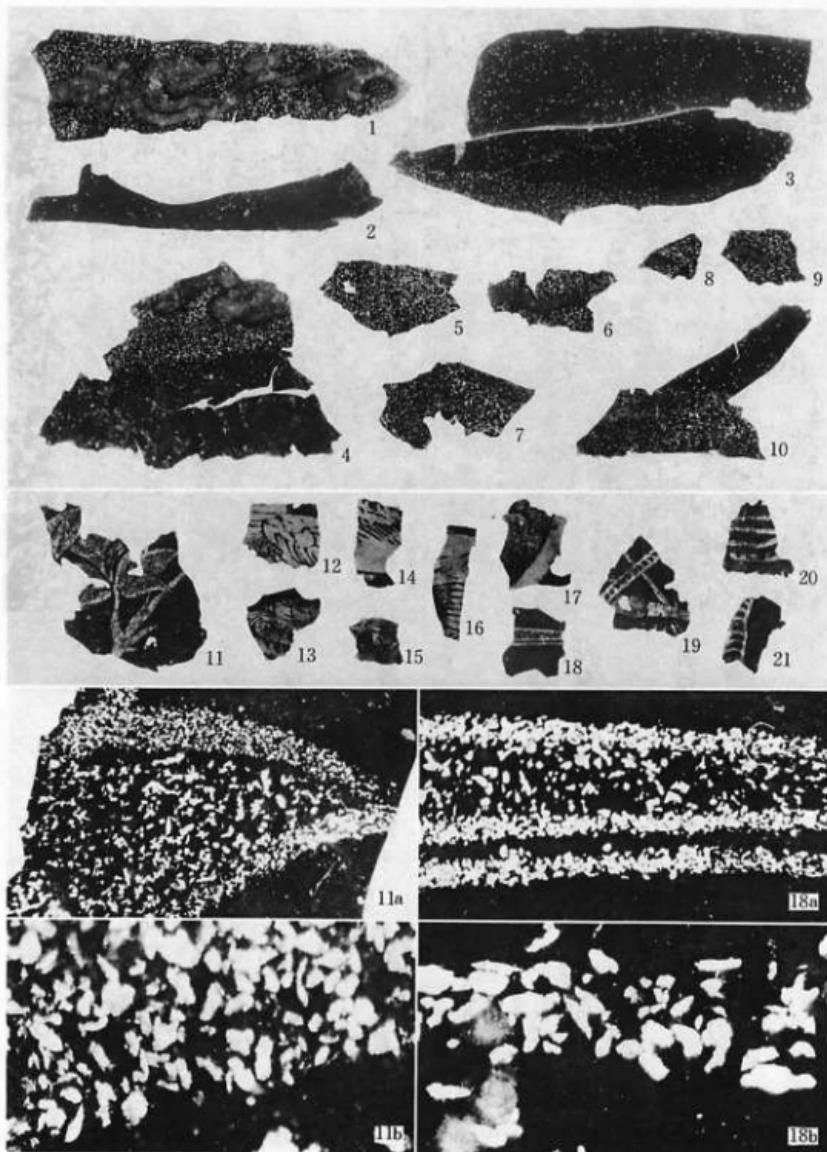


6

鞍 1～3：鞍の管 4：鞍付の孔 5・6：蒔絵漆出土状態  
(1～4：原寸)

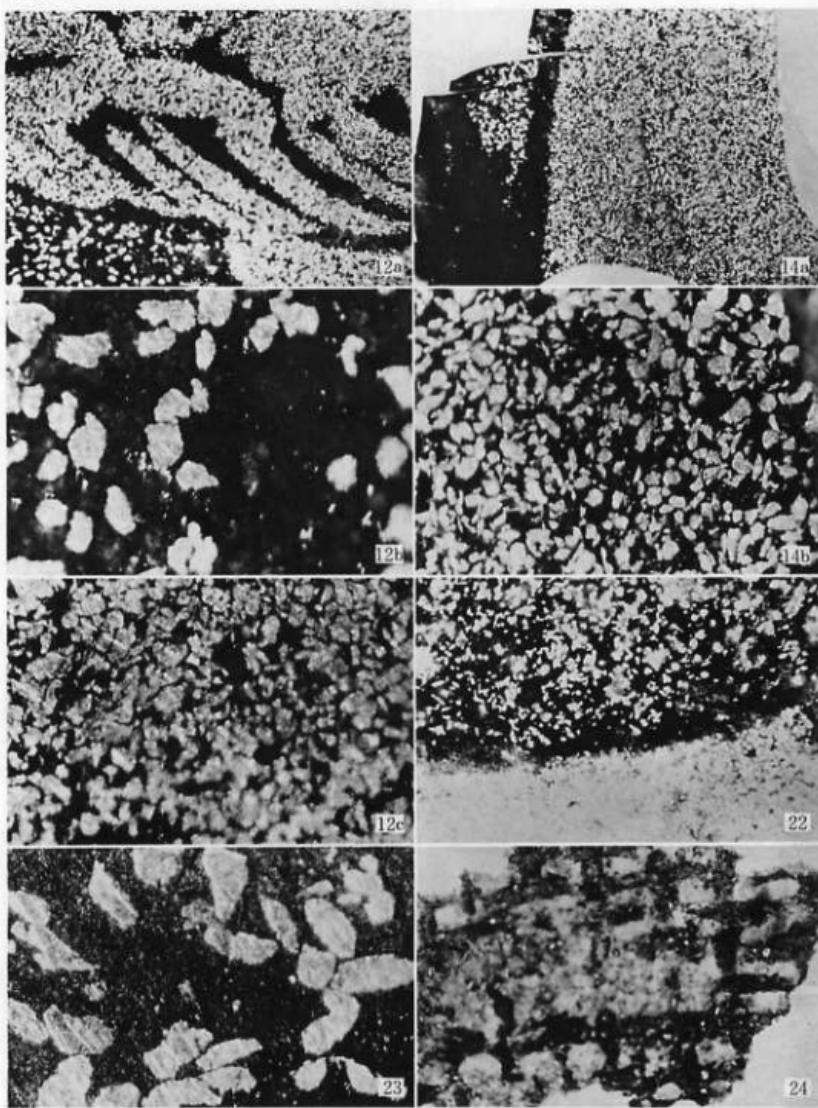


上：不明漆製品出土状態 下：釘(1～6)・不明鉄製品(7・8) (縮尺  $\frac{1}{2}$ )



図版 1~10: 簇  
11~21: その他 (11a 以下は顕微鏡写真。番号は上・中段と対応。倍率 a: 約9倍, b: 約60倍)

図版第126

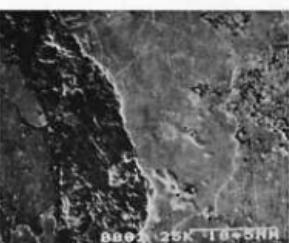


顯微鏡写真 (番号は図版第125と対応, 倍率 a : 約9倍, b-c : 約60倍)

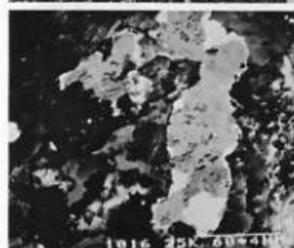


1 分析位置

A : 龍文部  
B : 雲文部



6 雲文部(B.)の  
二次電子像



2 龍文部(A.)の  
反射電子像



7 同上部分の  
銀の面分布



3 同上部分の  
金の面分布



8 同上部分の  
水銀の面分布



4 同上部分の  
銅の面分布



9 同上部分の  
鉄の面分布



5 同上部分の  
鉄の面分布



10 同上部分の  
鉄の面分布



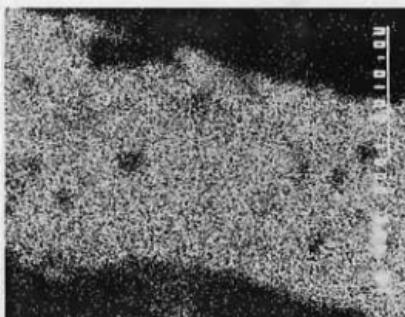
1 吸収電子像(1)



2 吸収電子像(2)



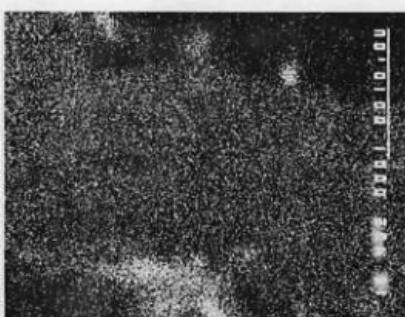
3 吸収電子像(3)



4 金の面分布

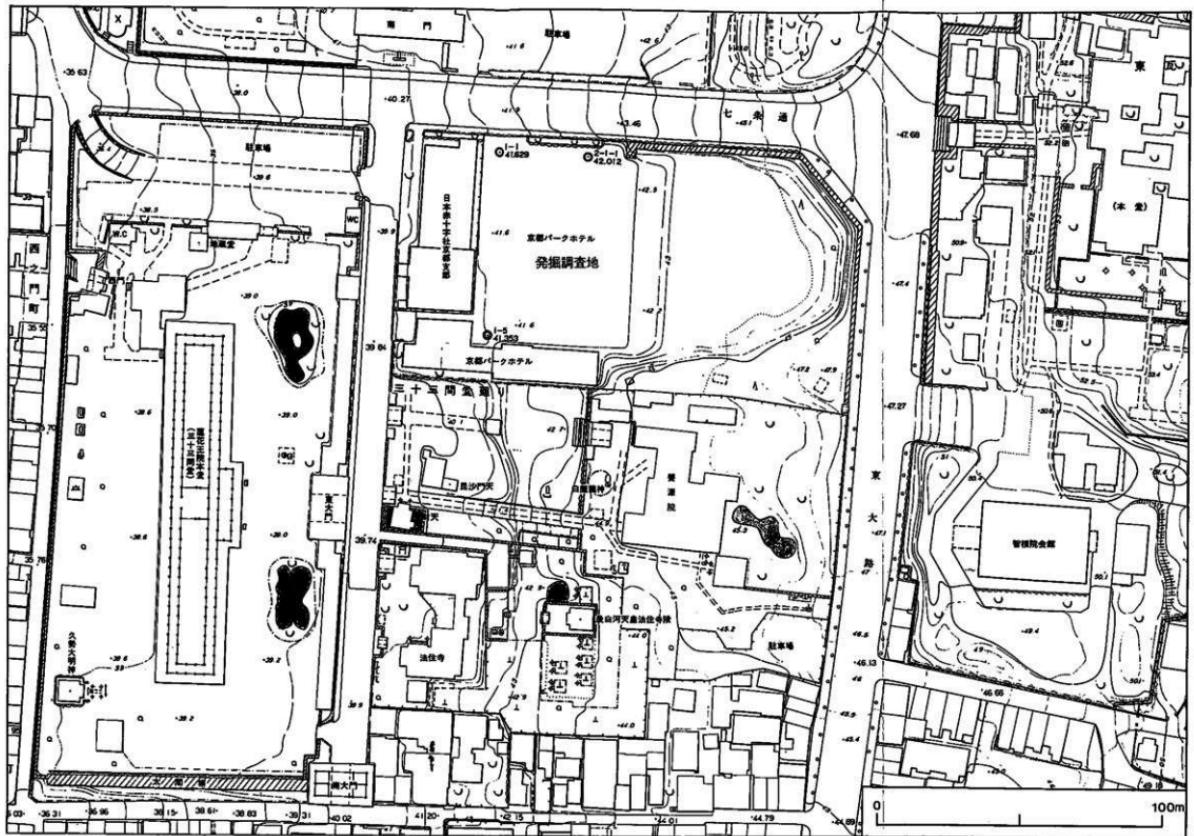


5 銅の面分布

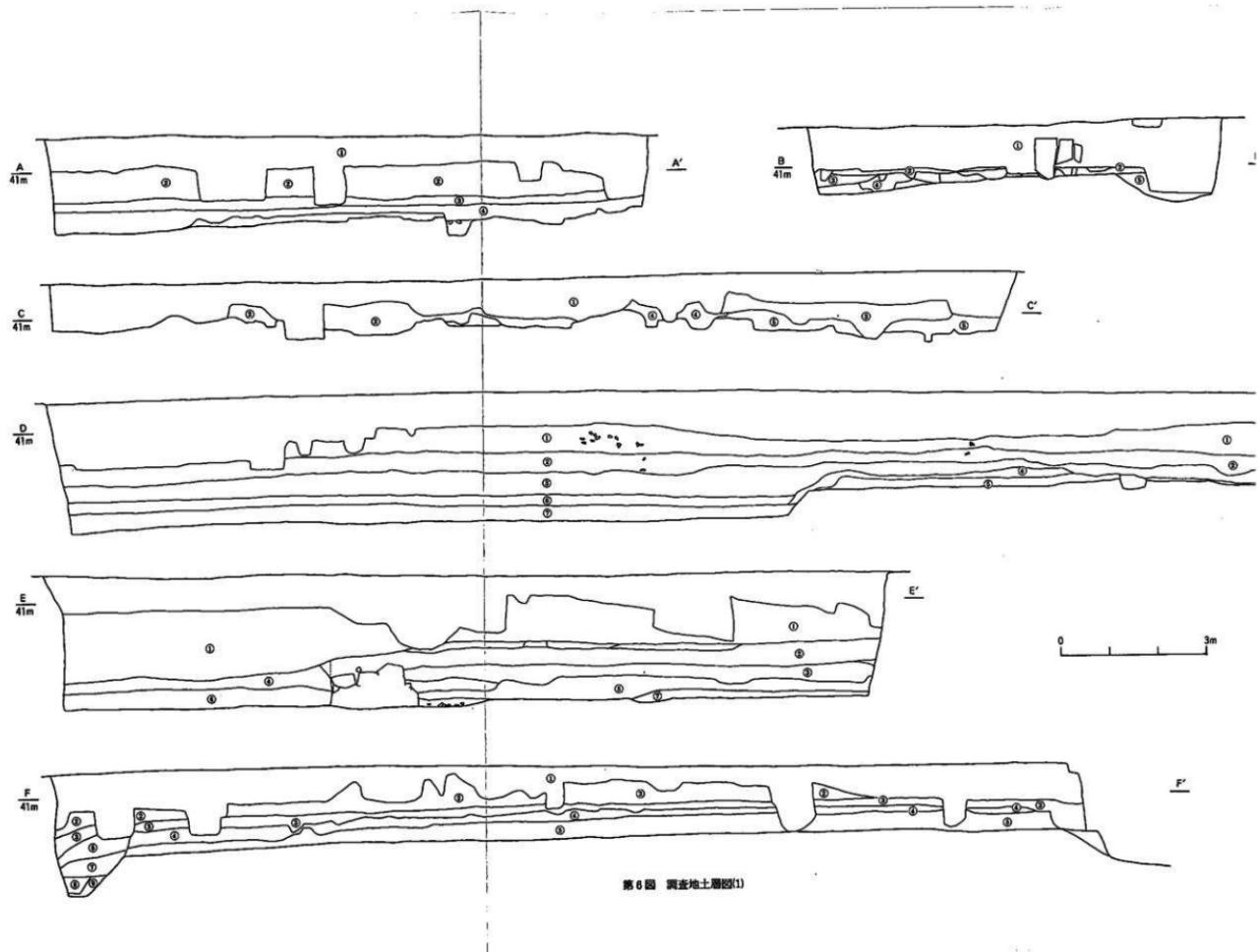


6 銀の面分布

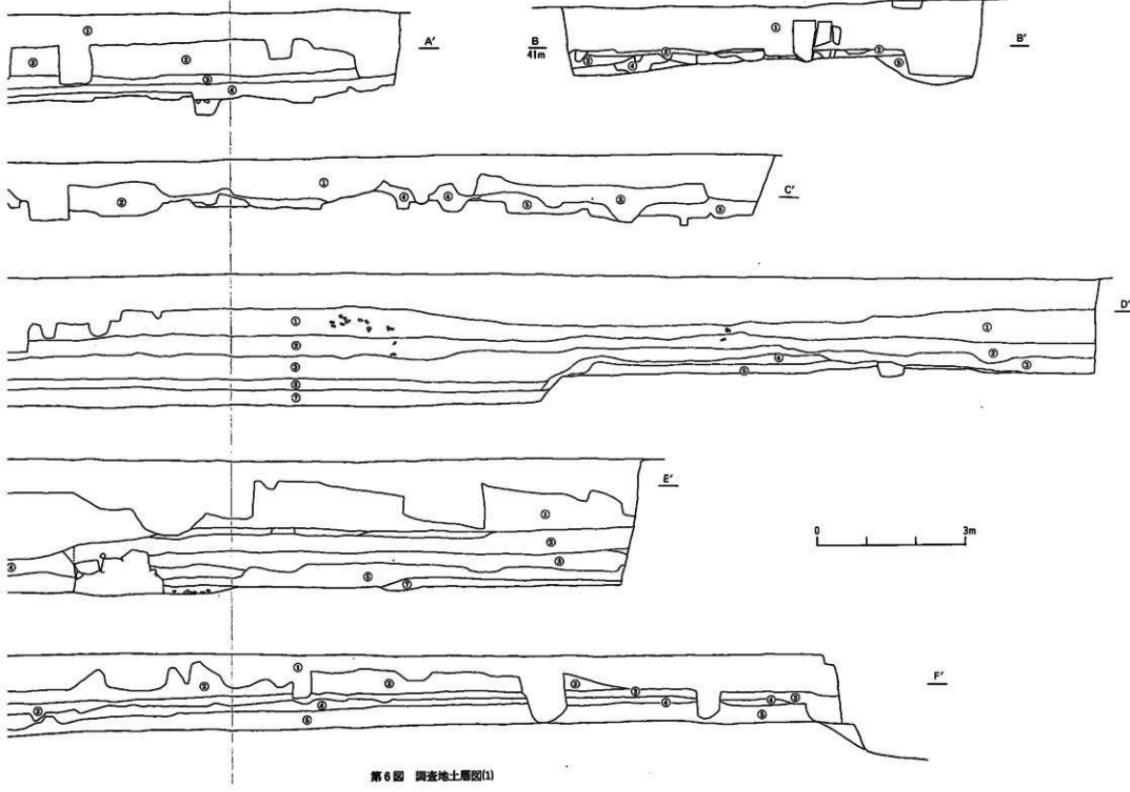
銀形象嵌の分析(2) (龍文鏡金層・断面, 写真右側のスケールは $10\mu$ )



第2図 調査地周辺地形図



第6図 調査地土層図(1)



A-A' 土層

- ① 最近世整地層
- ② 黄色土混り灰褐色土
- ③ 灰褐色土
- ④ 茶褐色土

B-B' 土層

- ① 最近世整地層
- ② 灰褐色土
- ③ 灰褐色土
- ④ 茶褐色土
- ⑤ 暗褐色土

C-C' 土層

- ① 最近世整地層
- ② 茶褐色土
- ③ 灰褐色土
- ④ 深紫褐色土(深黑色)
- ⑤ 暗灰褐色土

D-D' 土層

- ① 黄色土混り灰褐色土
- ② 灰褐色土
- ③ 茶褐色土
- ④ 黄褐色土
- ⑤ 増粘土質土
- ⑥ 灰褐色土
- ⑦ 青灰色粘質土

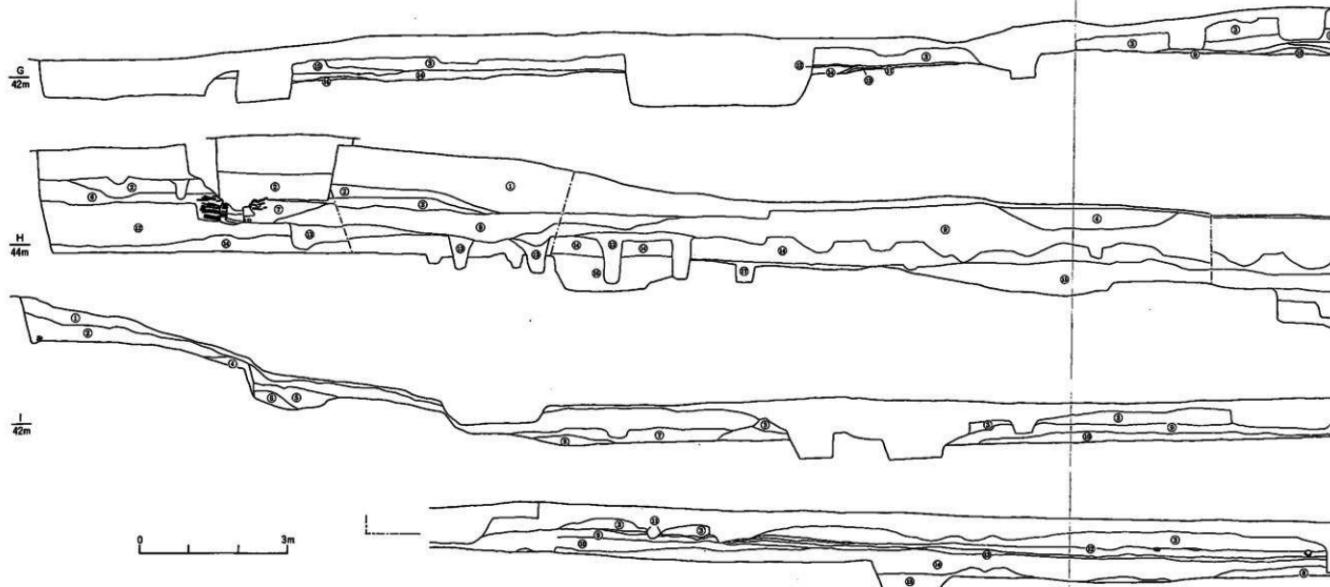
E-E' 土層

- ① 黄色土混り灰褐色土
- ② 灰褐色土質土
- ③ 暗灰褐色土質土
- ④ 灰褐色土質土
- ⑤ 灰色土質土
- ⑥ 茶褐色土質土
- ⑦ 青灰色粘質土

F-F' 土層

- ① 最近世整地層
- ② 黄色土混り灰褐色土
- ③ 灰褐色土
- ④ 暗褐色土
- ⑤ 黑褐色土質土
- ⑥ 茶褐色土
- ⑦ 灰褐色土質土
- ⑧ 灰色土質土
- ⑨ 青灰色粘質土

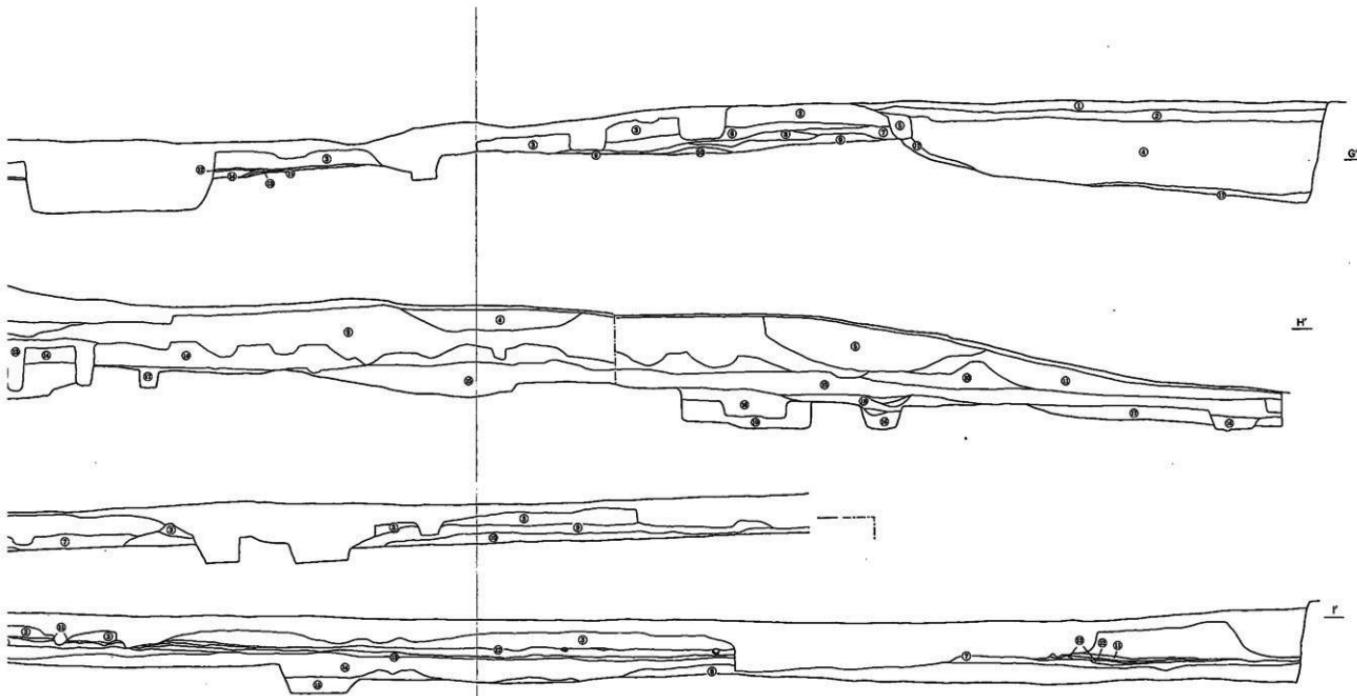
第6図 調査地土層図(1)



第7図 調査地土層図(2)

G-G' 土層	① 白 川 砂 盛 土	⑦ 暗 褐 色 土	⑪ 暗 褐 色 黏 土
② 暗 褐 色 粘 質 土	⑧ 浅 黄 褐 色 砂 質 土	⑫ 浅 黄 褐 色 砂 質 土	⑯ 黑 青 色 黏 土
③ 灰 褐 色 粘 質 土	⑨ 浅 黄 褐 色 粘 賴 土	⑩ 浅 黄 褐 色 粘 賴 土	⑰ 暗 褐 色 黏 土
④ 褐 色 砂 賴 土	⑮ 暗 褐 色 砂 賴 土	⑯ 暗 褐 色 砂 賴 土	⑱ 暗 褐 色 黏 土
⑤ 暗 褐 色 砂 賴 土	⑭ 暗 褐 色 砂 賴 土	⑯ 暗 褐 色 黏 土	⑲ 暗 褐 色 黏 土
⑥ 灰 褐 色 砂 賴 土	⑮ 暗 褐 色 砂 賴 土	⑰ 暗 褐 色 黏 土	⑳ 暗 褐 色 黏 土

I - I' 土層

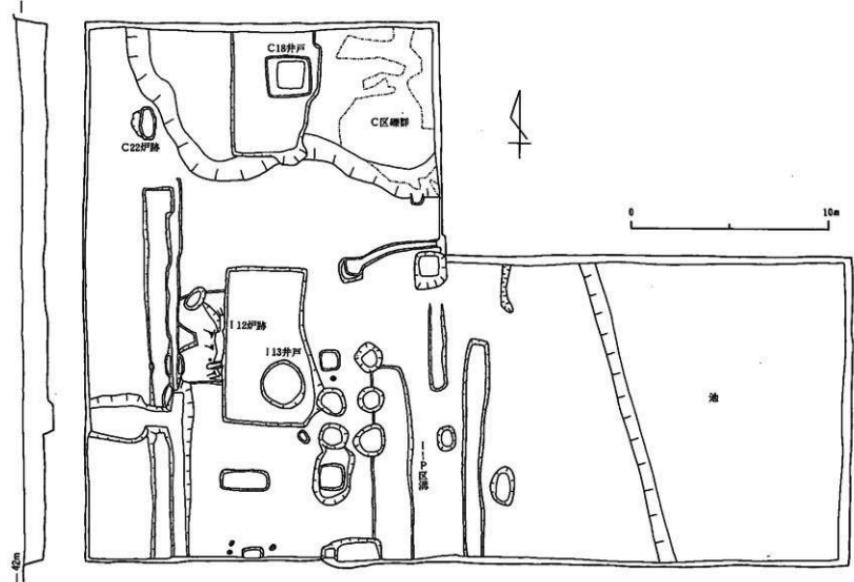


第7図 調査地土壌図(2)

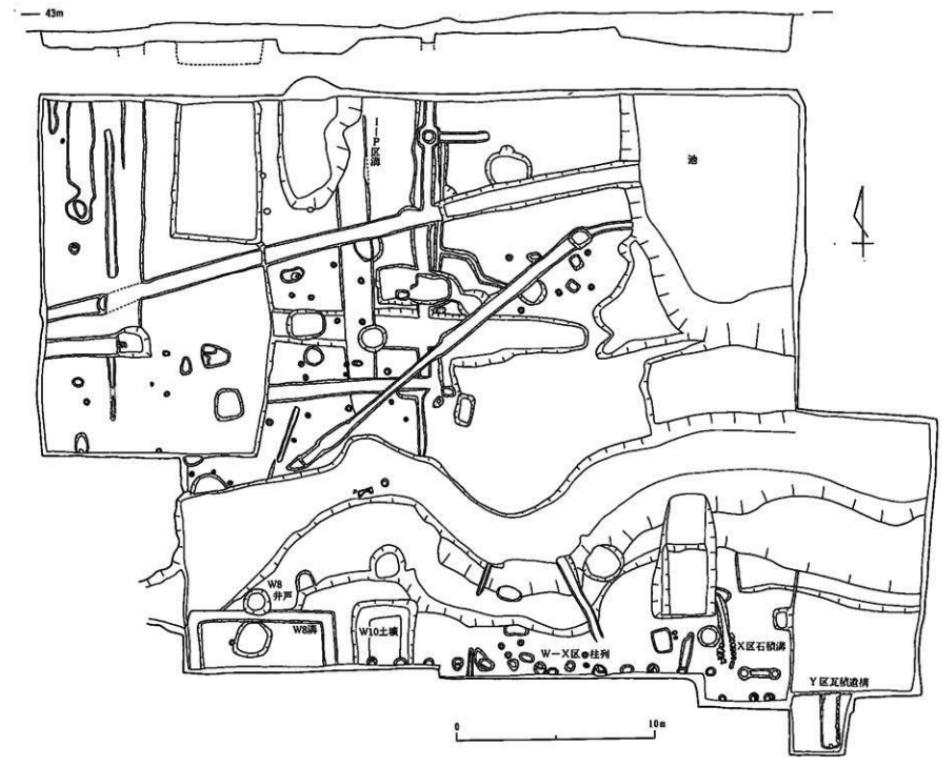
南色粘質土  
褐色粘質土  
灰褐色砂粘質土  
青色粘土

H-H' 土層  
 ① 黄褐色混砂土 ② 黄褐色土(磚・瓦を含む)  
 ③ 暗褐色砂質土 ④ 黄灰色土  
 ⑤ 黑褐色砂質土 ⑥ 褐色粘質土  
 ⑦ 黄茶褐色土 ⑧ 灰褐色土  
 ⑨ 瓦 潤 ⑩ 褐色粘質土  
 ⑪ 墓褐色土 ⑫ 褐色砂質土  
 ⑬ 暗褐色粘質土  
 ⑭ 灰褐色砂質土 ⑮ 暗褐色粘質土  
 ⑯ 灰褐色砂質土 ⑯ 暗褐色粘質土

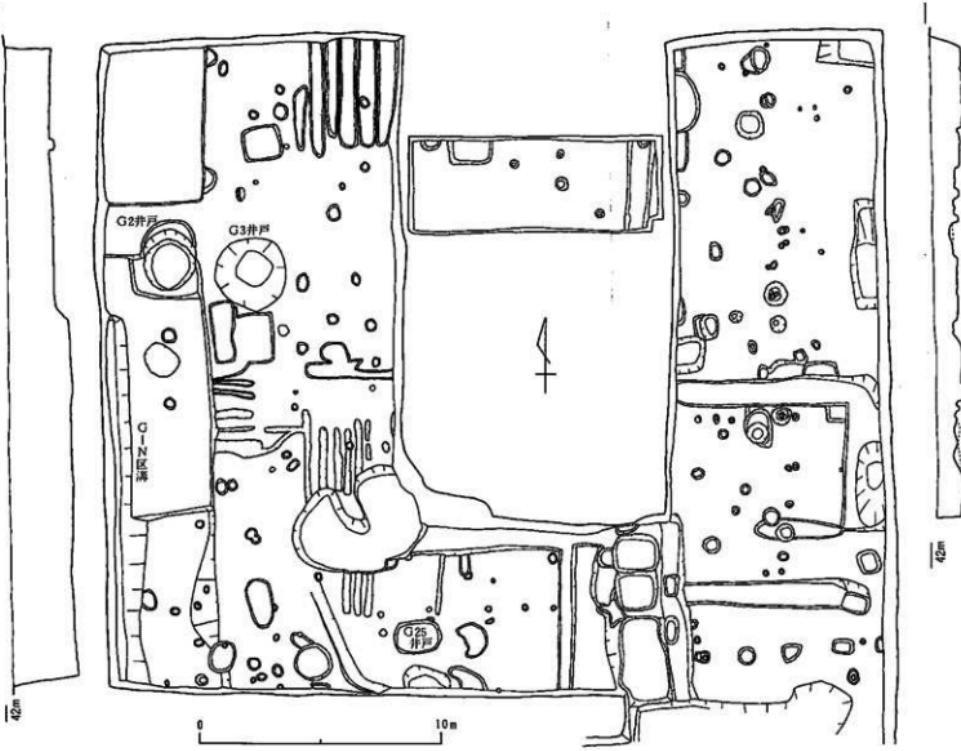
I-I' 土層  
 ① 淡褐色砂質土 ② 黑褐色砂質土  
 ③ 暗褐色土(磚・瓦を含む) ④ 灰色土  
 ⑤ 淡黄色土(磚を含む) ⑥ 黑黑色砂質土  
 ⑦ 暗褐色粘質土 ⑧ 黄褐色粘質土  
 ⑨ 灰褐色砂質土 ⑩ 褐色土  
 ⑪ 暗褐色粘質土 ⑫ 紫褐色粘質土  
 ⑬ 灰黄色砂質土 ⑭ 赤褐色土  
 ⑮ 淡褐色粘質土 ⑯ 黑色土(本校を含む)



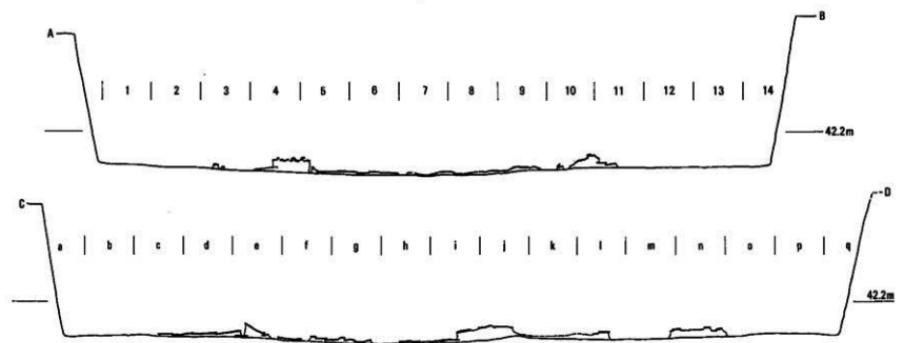
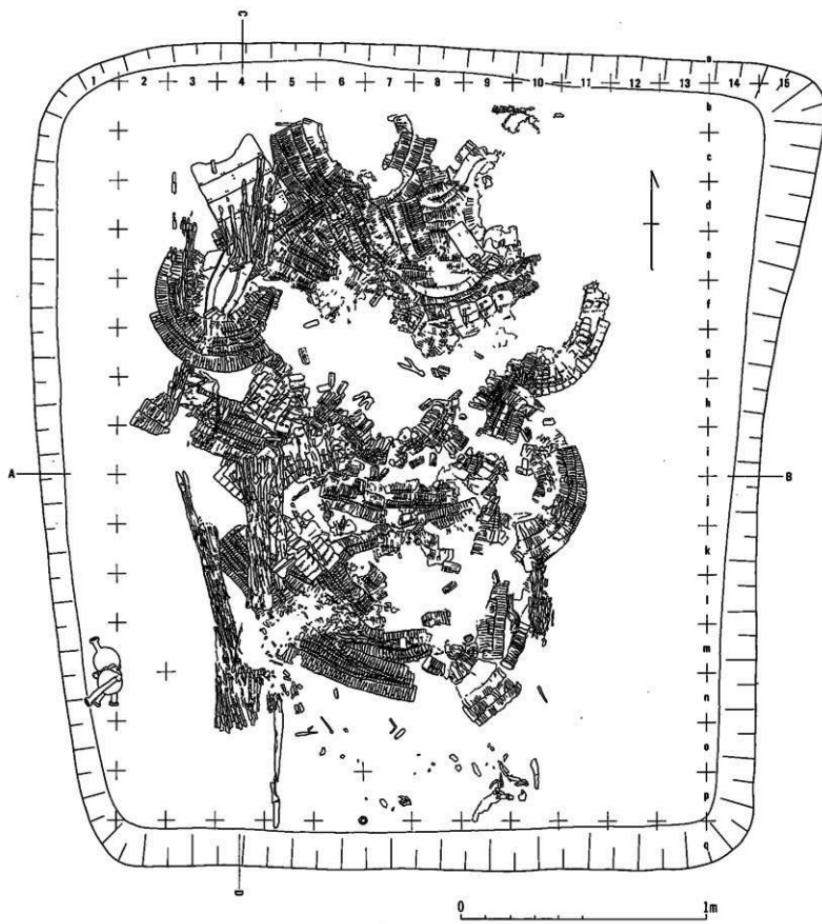
第8图 C, I, J 区实测图



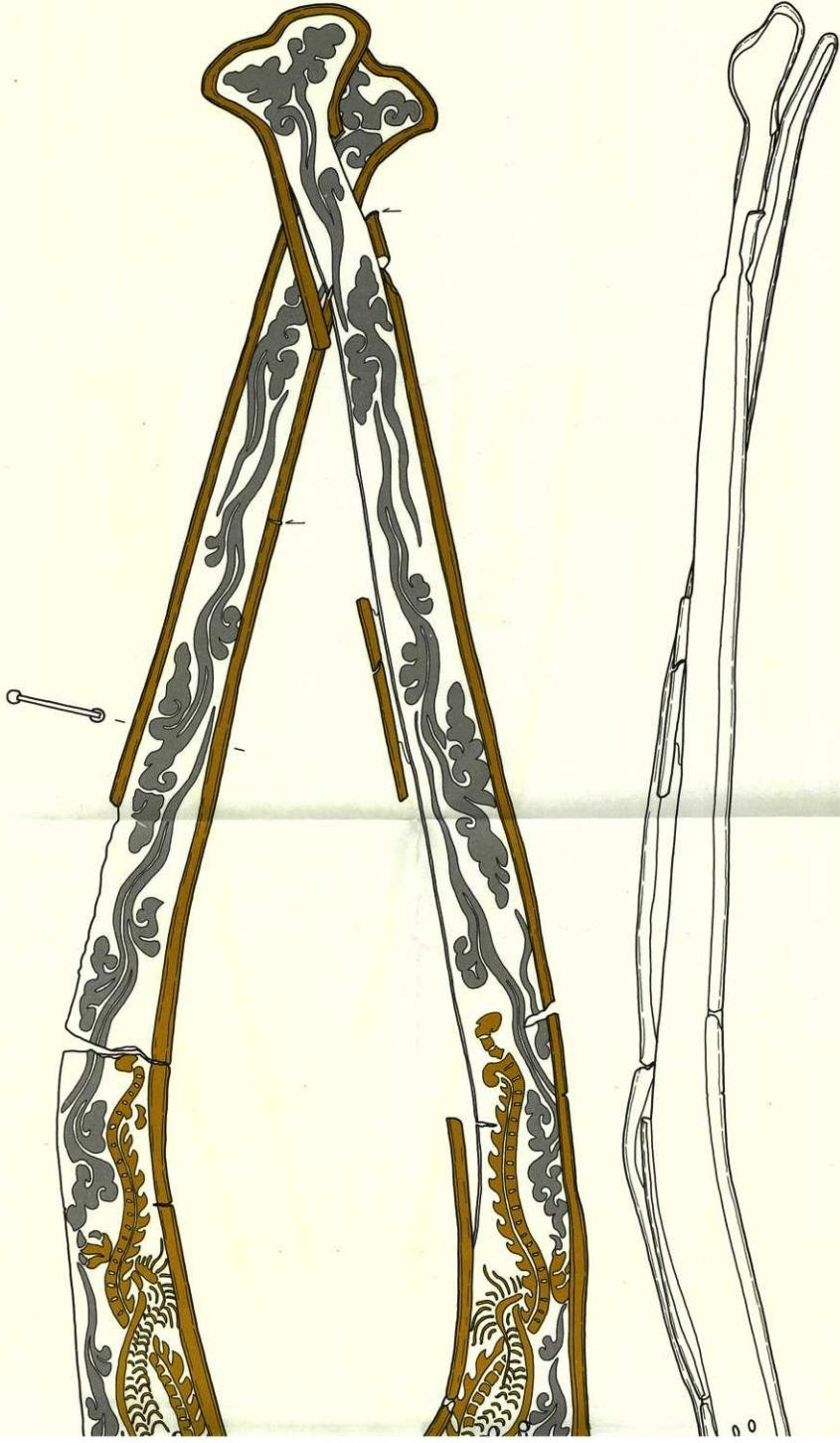
第9図 P, Q, W, X, Y区実測図

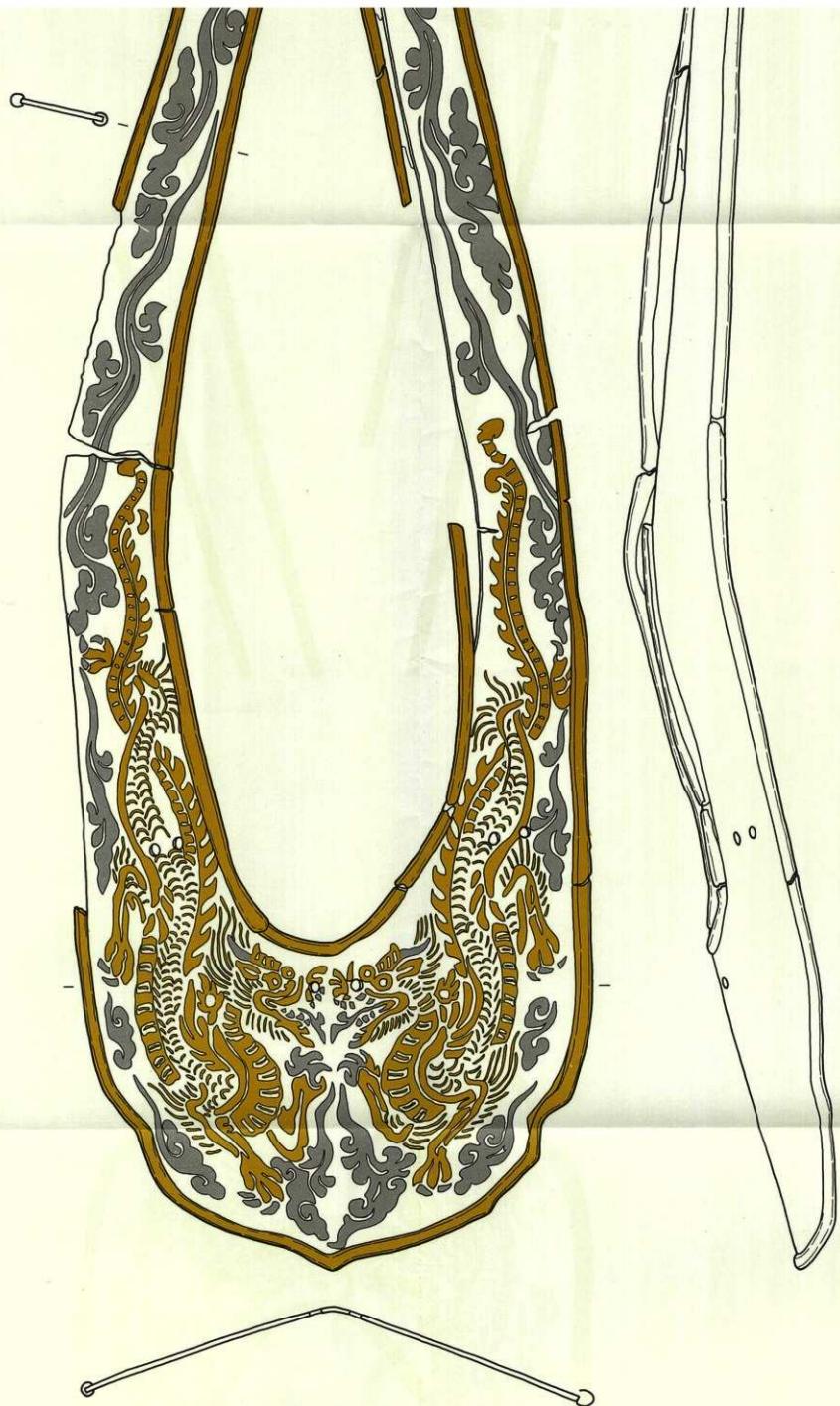


第10図 A, B, G, H区実測図



第91圖 W10土壤遺物出土狀態測量圖





0 5 10 cm

第110図 銀形実測図

平安京跡研究調査報告 第13輯

法住寺殿跡

発行日 昭和59年3月1日

編集 平安博物館考古学第4研究室 寺島 孝一  
考古学第2研究室 片岡 雄

発行 財團法人古代学協会  
604 京都市中京区三条高倉  
振替京都8-850番 TEL.075(222)0888

制作 ピクトリー社  
604 京都市中京区油小路通錦上ル  
TEL.075(221)1420

PALAEONTOLOGICAL STUDIES

*IN THE CAPITAL HEIAN, VOL. XIII*

EXCAVATIONS AT THE SITE OF THE  
HÔJÛJI-DONO MANSION IN  
THE CAPITAL HEIAN

THE PALAEONTOLOGICAL ASSOCIATION OF JAPAN, INC.

KYOTO MCMLXXXIV